B
5244
S894A1
1937
v.2

Suzuki, Shigetane
Suzuki Shigetane zenshu

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

鈴木重胤全集

第二

B
5244
S894A1
1937
V. 2

LIBRARY
MAY [illegible]
UNIVERSITY OF TORONTO

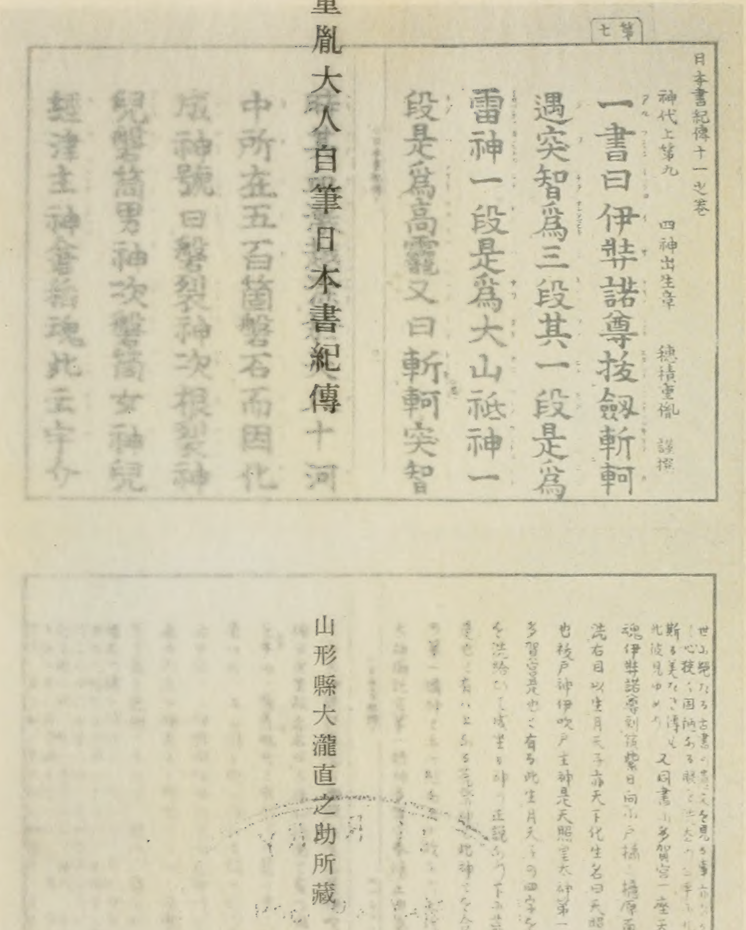
日本書紀傳十一之巻

神代上第九　四神出生章　穂積重胤謹撰

一書曰伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段其一段是爲雷神一段是爲大山祇神一段是爲高龗又曰斬軻突智

中所在五百箇磐石而因化成神號曰磐裂神次根裂神兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神

重胤大人自筆日本書紀傳十一

山形縣大瀧直之助所藏

重胤大人自筆日本書紀傳

山形縣大瀧直之助所藏

BL
5244
S84A1
1937
v.2

神代上第九　四神出生章　　穗積重胤　謹撰

一書曰伊弉諾尊拔劒斬軻遇突智爲三段其一段是爲雷神一段是爲大山祇神一段是爲高靇又曰斬軻突智時其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而因化成神號曰磐裂神次根裂神兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神倉稻魂此云宇介

世に曉たる古書の遺文を見る事亦次々の者の心扶く國隅ある眼を洗ひ去りて公平に化を見る時斷る美たき傳も此後見ゆめり　又同書に多賀宮一座天照皇大神和魂伊弉諾尊到筑紫日向小戸橘之檍原而祓除之時復洗右目以生月天子亦天下化生名曰天照太神之和魂也祓戸神伊吹戸主神是天照皇太神第一攝神荒祭宮多賀宮是也と有る此生月天子の四字を削去て右眼を洗給ひて成坐る神の正説なり下に荒祭宮多賀宮是也と有るは上なる荒祭神で此神とを合せて皇太神の第一攝神と云に結ある故なり上代本記依天照大神御託宣第一攝神多賀宮奉傍止由氣宮也と有る下にも伊弉諾尊洗右眼因以生名号伊吹戸主神即太神分身坐故亦名曰太神和魂也と有り但太神和魂也と本には唯荒魂也と有れども荒は決く和字なる意著ければ上に引る例に准へて改め引つ然るは倭姫命世記にも伊弉那伎神所生神名伊吹戸主又名曰神直日大直日神是也と所見たる如く正實は直日神に坐す者を荒魂と申す可き謂無き事なればなり緒右の傳を傳記には多賀宮一座止由氣皇大神荒魂也云と復洗右眼因以生月天子天御中主霊貴也天下化之名曰止由氣大神之荒魂多賀宮是也と有て次第記も此と同じきが其末にも亦曰伊吹戸主神是也と有る此二説は外宮神人等が心にて甚く味氣無し但多賀宮は右の如く皇太神の和魂宮に坐るなる下傳に微

日本書紀傳 卷二 目次

八之卷 四神出生章……一頁
九之卷 四神出生章……四五一
十之卷 四神出生章……五二二
十一之卷 四神出生章……六二九

日本書紀傳　八之卷

穗積重胤謹撰

神代上第八　四神出生章

一書曰。伊弉諾尊與伊弉冊尊、共生大八洲國。然後伊弉諾尊曰。我所生之國唯有朝霧而薫滿之哉。乃吹撥之氣化爲神。號曰級長戸邊命。亦曰級長津彦命。是風神也。又飢時生兒號倉稻魂命。又生海神等號少童命。山神等號山祇。水門神等號速秋津日命。木神等號句句廼馳。土神號埴安神。然後悉生萬物焉。

此一書は、古事記と大凡同じ傳にて、八洲起元章第一一書に續けるなり、其終に由此謂之大八洲國矣と有るを承けて、此に共生大八洲國然後云々と下を起せるを以て、其文脈有るを知るべきなり、但し古事記と同じ傳とは云ふ物の、唯其大綱に似たる耳こそは有りけれ、小目に至りては大同少異なるも、小同大異なるも離れゝば、必ず一にして說くべからざる事なむ多在りける）○共生大八洲國は、正書に吾已生大八洲國及山川草木と有るに同じ所なる

が、彼には何不ㇾ生ニ天下之主者一歟と云ふ語に續くべき用有るを、此は天下國土の成れる、其大凡を云ひて、次なる然後より以下は緊要と有る故に、然まで大八洲國の數に用無けれども、事の序次に置けるにて、古事記に既生ㇾ國竟更生ㇾ神と有る國に同じ、（鎭火祭詞に、二柱神妹妋二柱嫁繼給氐、國能八十國島能八十島乎生給比云々と、國をも島をも先云へると同じ例なり）○我所ㇾ生之國の之は、過去の志辭に當てて訓むべき所にて右の古事記に既生ㇾ國竟云々、第十一書に吾與ㇾ汝已生ㇾ國矣、奈何更求ㇾ生乎などの、既、已字と同じ意味なる所なるなり、然れば此に大八洲國を已に生み給ひ竟へたる後なるにて、引續ける即には非ざるなり、其は二神大八洲國を生み坐して共に住み給へる程に、朝霧の深く薫り滿ちて在りしかば、吹撥はでは得有るまじく成れるにて、是風神の成り坐る所以なり、凡て二神の御上耳ならず、神代の趣を考ふるに、御親ら如ㇾ此も有らむと思ほし立てせる方は少くして、時の勢の已に必ず然爲ずては叶ふまじく、事の迫れるに就て、止む事を得ずして、其行ひ給へる事共の、終に甚じき御功と成れるは、全く皇祖天神の預謀造らせる理に因れる事にて、人事の上に於ても然り、神習はむ輩能々思ふべくなむ○朝霧は傳五の天霧の下に既に註せる如く、佐幾理と訓むべし、其佐は眞に同じく、殊に狹く其物を指し云ふ時の發語なる事、人の知れるが如し、萬葉四（十六丁）に、日暮乃日霧隱、十（三十七丁）に明闇之朝霧隱、十二（廿一丁）に曉之朝霧隱、十五（二十丁）に安可等吉能安佐宜理其問理などと、其餘にも集中に多く、朝霧又は日霧とも書けるは日は暮に、朝は夕に對へるなれば、正しく朝を阿佐と訓むべきなれども、此は唯に佐と訓みて、狹の意に見るべし、古事記の神名に、天之狹霧神、國之狹霧神見え、此の瑞珠盟約章に、狹霧と云語有る、其を例と爲べき者なり、（同じ神名の中にも、式に大和

國城下郡池坐朝霧黃幡比賣神社（大、月次相嘗新嘗）と有る朝霧は、萬幡高御産栖日神などの例にて、發語なれば阿佐藝理と訓むべし、右の萬葉なる日霧隱と同じ續きなるを思ふに黃幡は許波多と訓む所なるなり、因云、此神の御事諸書に所見無きを、今此考成りて思ふに、許波多は、木幡にて、仁德天皇四十年御紀歌に、比佐簡多、阿梅箇儺麼多と有る金機の對なり、然れば天忍穗耳尊の后、玉依姫命の御母、栲幡千々姫命なる可し、然思ふ由は神名式に山城國宇治郡許波多神社三座（並大、月次新嘗）と有るを、釋速義に載せたる山城風土記に、宇治郡木幡社名二天忍穗根命一と有りて餘神の事を漏せれども、右の二神を合すれば三座と成て、實に尤らしき事なり、此を以て右の池坐神も同神ならむとは云ふなり、但し此は此に用なき事ながら、思ひ出る事を其時云はでは、忘るゝが可惜しくてぞ、猶後に天孫降臨章に就て云ふを待ねかし）偖て此朝霧と云ふ物は、傳一、豐斟渟尊の中に論せるが如く、國常立尊の神德に資りて一歲の公運有り、豐斟渟尊の靈威に依て、一日の私運有るが、其公運は天日を中央に爲て其周圍を旋り、私運は天日の光輝に牽かれて動めるが、其二共に天日を天柱の如くして旋動む事なる故に、自然に其熱氣に蒸されて、此大地中に含在れる水氣の、大虛に薰滿てる物にして、祈年祭詞に謂ゆる、青雲能靄極云々と有る是なり（この事委しく、其所に云へれば、今云ふ限に非ず、引合せ讀みて味はふべし）若て國土を生成坐しゝ初は水陸の界の立ちける任にて土氣よりは水氣の甚しかりければ、今瞻望る如き碧空ならざりけるが上に、風氣の往來ふと云ふ事なども非ざりしかば、濛々として甚だ鬱悒き事なりけらし、已に天孫降臨の後と雖も、日向風土記に、臼杵郡內知鋪鄕、天津彥火瓊々杵尊云々、而天降於日向之高千穗二上之峰一時、天暗冥晝夜不レ別、人物失レ道物色難レ別、於レ茲有二土蜘蛛一、名曰二大

蚶小蚶ニ二人湊ニ言皇孫一以ニ尊御手一拔ニ稻千穗一爲レ籾投ニ散四方一必得ニ開晴一、于時如ニ大蚶等所レ湊、捷ニ千穗稻一爲レ籾投散、卽天開晴日月照光云々と有る事の趣に、思ひ准らへて、當昔の狀を想像り奉るべくなむ、萬葉十四(四丁)に、不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と、山深き所などにては、人世の今と雖も、氣に醉ふ事の有るは、日光の照さゞる故なり、(凡て人民稀少なる地は、等しく天日の光を塞くと雖ども、濕氣深きが故に、狹霧の甚々濛々と爲る者なり、近くは蝦夷の地方など濛氣の薫滿るが故に、晴天と云ふ事は、年內に僅計の事なりしを、近年諸國より人共多く渡りて、地方を開くに就て、松前近邊の地は出羽陸奧の國々に然しも異らず、成り以て行きて、其濛氣の所在は、次第に奧より退けりとぞ、故思ふに衆人の口氣を吐くに壓れて、右の如く濛氣は退けるならむかし)〇薫滿之哉は狹霧の深く立隱りたるを云ふなり、薫を迦遠流と訓む例は萬葉二(二十六丁)に鹽氣能味、香乎禮流國爾と見え神樂(弓立)に、伊勢島也、安萬乎刀禰等賀、多久保乃介、伊曾良賀崎爾加乎理阿布とも有り、又源氏夕顏(五丁)に「御袖の匂も其所狹き迄薫り滿ちたるに」若紫(十二丁)に「空薫物心にくく薫り出で、名香の香など匂滿たるに」螢(五丁)に「內よりほのめく追風も、甚しき御匂の立添たれば、甚深く薫滿て」橋姬(二十五丁)に「此世の外の匂にやと、異しき迄薫滿たり、」濱松物語二に「云知ず薫滿ちて參り給へり」など有り、偖其假字は、大同類聚方一に、可遠離(カヲリ)とも伽遠利(カヲリ)とも假字にて書きたれば、此等を正しき證とは爲べきなり、(氣を、大祓詞に、高山之伊穗理、短山之伊穗理と見えたれば、此も迦穗理ならむかとも思ゆれども、容易く改むべきならず)薫滿とは、大地全體の水土の氣、天日の陽氣に薫リ蒸されて大虛に升る、其卽ち謂ゆる朝霧にて、其半大に靄き度れるを云ふなり、

三代實錄に、貞觀十六年大宰府言、薩摩國從四位上開聞神山頂有火自燒、烟薫滿天云々と有り、薫を迦邊流と云ふは、物より出づる氣を香と云ふ、邊流は曲折れて四方上下に延びて至るを云ひて、滿とは其甚じきを云ふなり、此を以て此時の霧氣の、今世の狀とは夐に殊に深かりけむ狀を思ふべき者なりかし、（或說に　薫は霧合なりと云へれども、如何にしても然約まり難かり、其は香を迦と云ふは、加字の字音の如く心得たるからの僻說なり、已に垂仁天皇御紀に、香菓此云箇俱能未と註し、古事記明宮段大御歌に、迦具波斯波那多知婆那、と詠ませ給へれば、文字の渡來れる以前に已に香を迦と云ふ語の有りし事を知るべし、萬葉二に、香青生、玉藻息津藻、五に美奈乃和多、迦具漏伎可美爾など、青にも黑にも上に迦の言を冠て云ふは、青きに在れ黑きに在れ、其色の甚じき時に、其氣韻の出でて、邊りも青く黑く見ゆ計なるが故に云ふにて、香の語と本一つなるなり、又人の面を迦富と云ふも然り、人身の氣即表に出でて見ゆる故の名にて、迦は香に同じ、尙、海宮遊行章第二一書、天垢地垢の傳に云ふべし）○吹撥之は、伊弉諾尊の御氣息以て、半天の霧氣を吹き靡け撥ひ却り給へりしなり、大祓詞に、科戶之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久と有るをも併せて、吹撥はらし給へる狀を知るべし、（吹と掃と同じき事は、此卷中背揮の下に云ふべし、此正書の安忍を、伊夫利と訓むも、氣吹に同じき由、傳六卷に云へり、萬葉二、人麻呂歌に、朝羽振風社依米、夕羽振流浪社來緣と有る、羽振も羽吹と同じき事云ふも更なり、萬葉に多く山吹を山振と書けるをも思ふべきなり）偖て、瑞珠盟約章に、吹棄、此云浮岐于都屢と註されたる吹棄と、此の吹撥との差異を如何にと云ふに、吹棄に靜にて吹撥は急なり、故其吹棄給ふ方には、氣噴之狹霧を生給へるを、此の吹撥は

せるには薫滿たる朝霧を掃はせ給へり、（今も此を試むるに、口中より緩く息を出せば、暖にして氣を生し、急に息を吹けば、冷にして唯風耳出づるを以て考ふべきなり）○氣は息なり、古事記の、息長帶比賣命を、此御紀には、氣長足姫尊と有るを以て知るべし、舊訓の任に美伊伎と訓むべし、萬葉二（三十九丁、四十丁）に、氣衝明と有るを、五（三十八丁）に息豆伎阿可志と見え、又四（四十四丁）八（二十丁、三十丁）十二（三十九丁）に、氣緒と有るを、十一（四十一丁）に生緒と有るを以て氣を伊伎と訓むべく思ひ定むべし、字鏡集又、名義抄共に、氣を伊伎とも祁波比ともあり、（記傳五、風神の下に、此文を引かれたるには、氣を伊夫伎と訓みて、萬葉二卷人麻呂歌に、神風爾伊吹惑志と有るを證と爲られたれども、伊夫伎には、古事記に氣吹と作き、大祓詞に氣吹戸とも、氣吹戸主神とも、吹字を添へて書かれ、又瑞珠盟約章に、氣噴を伊浮岐と有るが如く、氣の一字を伊夫伎とは訓むべからざる例と通えたり）故、伊伎と云ふは共に氣息の名なり、其内、伊は殊更に物に對へて、態と吐くを云ふなる事右の氣噴などを以知るべし、應聲の唯を伊々と云ふも、別に言を成さずして、口氣を動かし應ふるなり、伎は字音の氣と言意同じくして、大虛の空氣を云ふ稱なるが、此を合せて伊伎と云ふ時は、大虛の空氣を射て進み動搖かす義なり、大同類聚方に「伊喜邪志波、安兎都知能可世能伊里氐、有知能可世登安比氐南留南里」とあり、然れば、伊弉諾尊の朝霧に應へて出し給へりし御氣が即ち風と成れる、允に合へる語なりかし、又、伊伎を淤伎とも云ふは、欝悒字を伊夫勢志と云ふを、淤煩保志とも云ふに同じきなり（倩て思ふに、伊夫勢志は、氣伏にて、氣の伸びざる由なり、萬葉に、氣衝と云ふ語の、多く見えたるに合はせ思ふべし、又、休息を伊古布と云ふは氣交にて、氣息を吐き納るゝ程を云ふなり、安忍は氣振にて、

氣の眞正ならぬなり、萬葉十一に、所噴を伊佐波禮と訓める、卽氣障なり、噴を伊幣波理と云ふも、氣留にて、正しく云ふべき方無きが故の名と聞ゆ、又先師の說の如く、命は氣內、活は氣有なり、此に依て又思ふに息は氣延、齋は氣聚にて、何れも氣を本にて言を成せるにて、此類猶多在るべし」神武天皇御紀大御歌に、伽牟伽筮能、伊齊能于瀰能と續けさせ給へるは、此の故事に據據せ給ひて、神風の氣と續けるなり、冠辭考に「神風の息と云ふべきを略きて伊の一語に云ひ係けたるなり」と云はれたれど、然に非ず、借有の如く、神風の氣と云ひ續くる所由はしも、實に天地の間に吹通ふ風はしも、元來此吹發はしゝ御氣に起りて、天地を保有つ所以の者なり、此に因て成坐る風神の御名を、天御柱命、國御柱命と申して、宇宙に生きとし活ける萬物の命は、風を以て命を保てり、譬へば風は人の呼吸の如し、呼吸なければ繭出絶えて斃るゝ事、魚の水を離れて死ぬるに同じきなり、然れば大神の御氣より神風の吹起れる古語有るを用ひて、右の大御歌に、然詔にせ給へる者なりけり」印度の古說に、所有一切命非命、物皆從二自在天一生、從二自在天一滅、自在天身者虛空、是日月、是眼根、是身河海、是尿山岳、是糞火、是熱風、是命、一切衆生、是身內蟲、自在天常生二一切物一と、提婆論と云ふ書に見えて、風是命と云ひて、一切萬物の命の係る所と爲るは、我古傳に契合へり、思ふに釋迦義の據間に、異國者有二巨人盤古一、覆則爲レ天、仰則爲レ地、覩則爲レ晝、瞑則爲レ夜、壽八萬歲、死後、目爲二日月一、骨爲二金石一、骼血爲二江河一、毛髮爲二草木一云々と有るに、三五暦紀を引かせ給へるなるが、右の提婆論も此を取りて文を成せりと聞ゆれば、三五暦紀の本文にも、呼吸爲レ風などの語有りしなるべし、列子には、噫に大塊噫氣其名爲レ風と耳あり」○氣化爲レ神一には、大神の御氣が、卽ち風と成りて、大虛の積氣を動搖し約めつ

るに、其風を掌る神は成出で坐せりとなり、偖此風神の成り坐し所は如何と云ふに、決く磤馭盧島なり、何を以て知るぞと云ふに、此段の初に、云々其生二大八洲國一、然後伊弉諾尊曰、我所レ生之國、云々と有るは、大八洲國を生み巡り竟へて、其島に還り坐しての御事なる由は、然後と有るにて著明ければ、是卽一證なり、（其は八洲起元章第一一書は、此一書の續なる由、已に云へるが、其一書に、二神改復巡レ柱と有りて、次に大八洲國を生み坐せる其宮に、必ず還らせ給ふべき理なるに非らずや）又其一書に、二神降二居彼島一化二作八尋之殿一、又化二竪天柱一と有る、其天柱を正書に國柱と有るを、舊事紀に國中之天柱と見えたるに、風神の御名を、天御柱命、國御柱命と負坐せる事は、專ら其生み坐し域に依るにて、是卽ち二證なり、（彼島はしも、二神初めて天降坐して、國中之天柱と齋ひ立て給へる所なれば、天氣の初めて降る所、地氣の初めて昇る所にして、天地の氣の相感じ初めたる所なれば、風神の生み坐せる事、寔に幽契有る事なり）又此正書に、天照大神の御生れ坐し時の御事を記されたるに、故以二天柱一擧二於天上一也と有れば、日神は國中之天柱と齋ひ立て給へりし磤馭盧島の八尋殿にて、御生れ坐し御事、傳六に註せるが如きを、以二天柱一擧二於天上一也とは、風神を以て送り上げ奉らせ給へる古傳なる由、傳六に云へるを見て知るべし、是其三證なり、又理に於ても天下の風氣は其島より初まりて、國の八十國、島の八十島の隈々に、吹き及び至る可き筈の事なる者をや、（信みには成り難けれども、傳四に引ける宋杜光庭が嶽瀆名山記に、東岳廣桑山在二東海中一、青帝所レ都と有るに依れば、東岳は我磤馭盧島に當れるを、其青帝とは木帝と云ふ事にて、風木神なれば、東岳を青帝の都と云ふ事も由緣無きには非ざるなり）○號曰二級長戸邊命一、亦曰二級長津彦命一、山蔭に、級長戸邊命は女神の名なるに、亦曰二

級長津彥命」とは如何」と云はれたる、實に然る言なり、古事記には既生國竟、更生神云々、次生風神名志那都比古神」と有りて、女神の傳なく、此には女神の傳有りて、男神の傳は慥ならざりし故に、亦曰とは記されたるなンめり、「賀茂翁の「古事記、日本紀、互に一神脫けたるべし」と云れたる如くにて、正しくは、號曰級長津彥命、次級長戸邊命」と有るべき文なり、（然るを、由蔭に、「女神と爲るも、男神と爲るも、又、男女二神と爲るも、各一の傳なり」と云はれしは、思ひ漏らされたる者と見ゆ）古史徵に、「風神祭詞に、吾御名、天乃御柱命、國乃御柱命、云々、龍田乃立野乃小野爾、吾宮波定奉氐、云々と有りて、下に、奉宇豆乃幣帛者、比古神爾云々、比賣神爾云々と有るにて、賀茂翁も言はれたる如く、男女二神なる事、灼然し」と云はれたる、實に動くまじき說なり、其は大和風土記に、平群郡立野鄕、鄕中有神社、龍田大明神是也、所奉祭級長彥神也と、男神の御方を以て傳へたれば、女神は配坐せる事灼然きを、二十二社註式與入に、本紀曰、神代尊號、級長戸邊命、級長津彥命、是風神陰陽兩神也、大和國龍田坐須龍田彥、龍田姬、神代與利垂跡、風神乃本社奈利と見え、遠江風土記に、澤井神社、所祭級長戸邊、級長彥也、とも有りて、此二件共に此御紀に依りて、女神を先に、男神を後に擧げたることそ錯亂なれ、男女二神に坐す事、甚分明しき證文なる者をや、（神名式に、和泉國和泉郡泉穴師神社二座と有るを、彼國志に、「祭祀穴師風神級長津彥命、級長津姬命」と有るは 舊き社傳なるべし、式には被載ざれども、周防國佐婆郡勝間神社と云ふ古社有り、本殿は、宗像三女神、相殿豐玉彥命、保食神、級長津彥命、級長津姬命、水分神と傳へたり、此事景行天皇御紀十二年の傳に云ふに就て、其說に漏らせれども、風神の男女二神なる證に云ふなり、又此二を以て、級長戸邊命に、級長津姬命と申す

御名有る事をも思ひ定むべく、又此に例して、級長津彦命に、級長戸彦命と申す御名有るべき事を曉るべし○級長戸邊命、記傳五（四十三丁）に、纂疏に、級長猶レ言ニ息氣長一也と有り、其由は師說（冠辭考）に、「此神は、大御神の御息より成り給へれば、級長と息長と同じ事なり、萬葉歌に、志長鳥と云ふは鳰鳥の事にて、息長鳥と云はむに同じ、同二十（四十九丁）に、爾保抒里乃、於吉奈我河波、と續け詠るを以て知るべし、此鳥水底に入りて、久しく在る事は、息長き物の能く爲る事なれば、然云ひ係けしならむ、息長河は、近江國坂田郡なり、天武天皇御紀に、近江軍職ニ息長横河一と見え、諸陵式に、息長墓、近江國坂田郡と有り、右の歌の端書於ニ河内國伎人云々之家一宴歌と有り、然れば、近江にて詠める古歌を、河内にて宴に誦ひしならむ、又河内國石川郡の磯長も、本、息長の略かりしにも有らむか」と有り、神名式に、同郡科長神社有れば、風神の御名に依れる地名ならむには、實に磯長は息長と同意なるべし、（此に引ける記傳の文は、其元書に校へ合はせて、今取捨せれば、同じからずと知るべし、其は、右の鳰鳥の事を、記傳に、此鳥水底に入りて、浮出ては長く息づく故に云々と有るを、此には、冠辭考の今一說を取れる類なり、又記傳に「式に、近江國坂田郡に、日撫神社伊夫伎神社竝びて載れり、日撫志那都語近し」と云はれたれども、姓氏錄諸蕃に、火撫直と云ふ氏見えたれば、其祖神などにも有るべく、又伊夫伎神社は、色葉字類抄に、祭神氣吹雄命と見えたるを、帝王編年記に、霜速比古命之男、多々美比古命、是夷服岳神と有れば、別神なり、偖右の息長河と云ふも、風神に依れる地名には有るべからず、鳰鳥の多在る故の名にもや有らむ、和名抄鄉名に、野洲郡邇保在ニ南北一と見え、中昔より、其湖を邇保湖とも云へるを思ひ合すべし）此に就て思ふに、與と云ひ沖と云ふ語はしも、本、右の息より起れる

ならむか、其は山に奥山と云ひ、海に沖中など云ふも、我が方より遙に遠放りて有るが故に、唯大空と一に、氣の薫り滿隔たりて、髣に其形容の見えざるを以て號けたるにもや有らむ、其は、神名の級長津彦命、級長戸邊命の津も、戸も、處字の意なるに、級長を右の如く息長と心得れば、其級長戸と云ふは、天津風の吹通ふ限の大虚空を云ふ稱なれば、山に在れ、海に在れ、遠き方は、雲霧を隔てゝ、虚空と一なる稱と聞えたり、（然れば奥に對へて邊と云へるは、邊は方にて、我が眼前に、其地所の有るを云ひて、其放れるは、唯其地よりは氣の方を主として云ふなるなり）偖、其於佐をも、伊佐をも、約れば、伊と成れゝば、伊那とこそ云ふべきに、志那と云へるは如何にと云ふに嵐飄風など云ふ時には、何れも氣を志と云ひて、伊とは云はざると同例なるが故なり、猶、此類の語共を、一二舉ぐ可し、小竹は氣貫なり、偲は氣伸なり、忍は氣縫なり、皺は氣弱、捩は氣蕩、又は氣消、霖雨は氣旋、醬は氣濕、瞳は氣凝、凌は氣突、濕は氣乙にて、何れも氣の進退に就て成れる語例なるを思ひ合はす可し、（又、風を許佐とも、伊那佐とも云へるを、知に轉ろばして、東風疾風なども云ひ、又、其を疾風とも云へり、天地を、萬葉二十卷に、阿米都之と詠めれば、志と知とは、甚近き語なりけり）若て、級長戸と續く時は、風氣の常在に吹く處の謂にて、即此大虚空の事なり、大祓詞に、科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧、夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久と有り、又、堤中納言物語、無由言卷に、出立つ所は科戸の原の上の方に、天河原の邊近く、云々、と有るを見るに科戸と云ふは、大空の事と見えたり、源語（權卷）にも、其世の罪は皆科戸の風に共へて、など宣ふ、と有り、（那賀とは訓むべからず古事記に、志那都と有るを證と爲べし、和名抄、郷名に、越前國坂井郡長畝奈宇鋪とあり、戸も、津も、共に處の義

なる由は、予常に言痛き迄言ふ事なれば、今註さず）正書に、生二日神一云々以二天柱一擧二於天上一也と有は、傳六に註せる如く、此風神を以て天上に送り上げ給へるが其は、波礙馭盧島の天柱より送り出し給へるなどを取總べて思ふに級長は、息長と云ふに同じき物から、其風氣の通ふ大虚空に、天柱と太しく立てる階級有りて、神等の天地に昇り降り給ふは、何れも其に由り給ふ事なる可し、地上の上り下り爲る坂路を、志那と云ふも、元、其より出でたるべけれども、幽事の方は隱ろひて、人此を得知らず成れりけむかし、（推古天皇御紀歌に、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、と有るを、冠辭考に、級立てる物は、斜に片延なる意にて、片と續くるならむ、山城國の山階てふ所も坂路に依て階と云ひ、越國に科坂在てふ冠辭の有るも、嶮しき坂などの階立てる故と思し、信野國を、古は科野と書き、其郡にも、埴科、更級有り、波閇科神社、妻科神社など、式に見ゆ、其は山國にて、級坂有れば、地名と成りけむをも思ひ合はすべし、と云はれたる、實に然る言なり、級字を、名義抄に、志那とも、加佐那流とも訓めり）○是風神也は、風は氣迫なるべし、其は、氣は天地の内に充塞りて、少かも至り及ばざる隈なき物なるが、或は春夏秋冬の季節に依りて寒熱を成し、或は、山川海陸の形勢に隨ひて、吹動かす事にて、海中に浪の立つが如く空氣の迫りて吹搖ぐなれば、言義を今考へて、氣迫ならむとは云ふなり、（其は、夏は海上より吹來りて、陸地を冷涼しく成し、冬は陸地より吹行て海上の空氣に交代れるなど、今現に見る所なり、又難波の朝東風、富島の西北風、日吉嵐、又は、伊吹嵐など、各、其地方に定向れる風有りて吹くも、皆、各、其空なる氣の迫りて動けるに非ずや）神名式に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座、（並名神大、月次新嘗）と有る、此を、天武天皇四年御紀に、夏四月甲戌朔癸未　云々、祠二風

神于龍田立野」と見え、四時祭式(四月條)に、風神祭二座〔龍田社、七月准レ此〕とあり、此を以て天御柱命、國御柱命と申すは、級長津彦命、級長戸邊命の亦名なる事、灼然き者なり、偖、天御柱、國御柱と負坐せるは、國中之天柱の許にて、朝霧を吹撥はしゝ御氣に因て成坐しゝ所謂に縁れる御名なるを、日神を天上に送擧げ奉らしゝより、其大御神の大御光輝を、天地の内に導奉らせる其大御徳に由て、一年と成り、四時と成り、晝夜と成る事にて、定に天地の相保てる事なれば、天御柱、國御柱と、常在に動く世有る事なきは、皇太神を輔相ひ奉り給ふ神に坐すが故なり、〔其は、太神宮式、七月日祈内人爲レ祈二年風雨一と有る中に、風神と聞ゆるは、後に七所別宮の一なれども、當昔は重く祭らせ給ふ社とも見えざるが如くなれど、已に、神武天皇の大御歌に、伽牟伽筮能伊齊と謠はせ給へるを以て思ふに、上古より、皇太神の鎮まり坐すべき其國に、風神の坐しゝ事は、決めて幽契有る事ならむと思えたり、又太神宮に、心御柱を天御柱と稱へて、甚じく祟め奉る故實なるをも思ふべし〕然るは、二神の、日神を天上に送擧げ奉らしゝは、風氣に依るなむ、奇異に靈しきことなりける、若てこの間、師の古史傳を初めて見るに、「風は伊邪那岐大神の御息より起れるに就て思ふに凡、人の氣息も即ち風にて、音聲を爲し、言語を成すも、皆此神の恩賜にて、此氣息を身に保ちて活らく間を生と云ふは、息と同言にて、命と云ふも、息内と云ふ言なるべく、死は息去なるべし、死ぬる事を息絶ゆると云ふにても、此義とは聞えたり」と有るは、信に尤なる説にて、人は更にも云はず、此天地の相保てるも、皆氣中に在る事、水中に島嶼の列れるが如し、草根木皮の末迄も、皆風氣を稟けて、生々蕃茂る事なり、〔其は木草に限らず、何に在れ、生

とし活ける萬物に、風氣の通ふ理有りて、天地の氣を呼吸する事なり、凡天際至虚なりと雖も、天日の伸氣充滿として至虚からず、金石の如きは至實なりと雖も、天日の伸氣出入りて眞實ならず、如此く屈伸虚實を混かして、唯一なるは、宇宙は唯一氣たる耳なるが故なり、此を以て、風神の世に尊く御在す御事を知るべし）偖、右の言語を成すを、この風神に係けて註されたるは、古事記に、下照比賣之哭聲、與レ風響到レ天、と有るに依られたる說なるが、言語は人の靈の聲音に發れて、佗の心を許と到れるなり、其は風神の未生れ坐さゞりし以前に、陰陽二神の、天浮橋より天降り給へるは、神靈の風氣に乘給へるにて、未だ現身には非ず、後に、日神は顯身にて生坐しゝかども、天柱を以て天に昇り給へるは、隱身を以てなるべし、人心の靈の佗人に到れるも、思內に在れば、色、外に見はれて、聲音に出で、言語と成るを、人も其を耳より迎へ入れて、我心に合するも、皆、風氣の然ら令む事、云ふも更なり、（其外にも、色と云ふも氣なり、香と云ふも氣なり、味と云ふも氣なり、獨り聲のみ氣なるには非ざる事、正に知る人ぞ知るらむかし）偖、此風神の龍田に鎭坐る御事は、其詞に、志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃云々、と有れば、崇神天皇の大御代なり、然るは、御紀に、九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢有ニ神人一誨之曰、云々、四月甲午朔己酉、依ニ夢之教一祭ニ墨坂神、大坂神一、と有る、其同時なる事、大忌祭詞に所見有りて、已に其講義に說けるが如し、（此神の總ての事は、風神祭講義に、委しく說盡せれば、今は其書に任ねて、記し漏せり）○又、神名式に、大和國平群郡、龍田比古龍田比女神社と有るは、其亦名なり、其は廿二社註式與入に、本記曰、神代尊號、級長戸邊命、級長津彥命、是風神陰陽兩神也、大和國龍田坐須、龍田彥龍田姬云々、と有るを以て知るべし、（此本記と云ふは、大倭本記などにや、神代尊號

とは、下に、龍田坐云々と有るに對へて、風神の本御名を云はむとてなり）萬葉九（二十丁）に、春三月、諸卿大夫等、下二難波一時歌二首、白雲之、龍田山之、瀧上之、小鞍嶺爾、開乎烏流、櫻花者、山高、風之不息者、春雨之、繼而零者、最末枝者、落過去祁利、下枝爾、遺有花者、須臾、落莫亂、草枕、客去君之、及還來、と有には、風神の事を云はざれども其反歌に、吾去者、七日不過、龍田彥、勤此花乎、風爾莫落、と有るに、此には、正しく、龍田彥を風神の御名として顯はせり、其次に、難波經宿明日還來之時、歌並短歌、島山乎、射往廻流、河副乃、丘邊道從、昨日已曾、吾越來、牡鹿、一夜耳、宿有之柄仁、岑上之、櫻花者、瀨之瀨從、落墮而流、君之將見、其日左右、庭山下之、風莫吹登、打越而、名二負有杜爾、風祭爲奈、反歌云々と有るは、右に龍田彥と有ると、同じ事を詠めるなるが、名二負有杜とは、其龍田杜を、風杜など云ひけむ事、其續きを以て知るべし、今も大和國葛上郡、紀伊國那賀郡などに、風森社と有るをも思ふ可し、（記傳廿二、沙本毘賣命の下に云はく、二後世の歌に、佐保姬と云ふ事あり、春の歌には佐保姬、秋の歌には立田姬と詠めり、是平城京の頃、言出でたる事なるべし、立田は平城の西に在りて、龍田比古龍田比女と申す神坐すに對へて、佐保は平城より東に在るを以て、春に取りて、佐保姬と云ふ名を設けたるなるべし、西三條公條公の高野山參詣記に、奈良の邊の所に、佐保姬社に參りしにと有るは、然る社も有るにやとあり、重胤今思ふに、右の立田彥は、正しく風神の、其鎭坐す地名を以て稱へ奉る御名なるが、佐保姬は、歌人詠物の料に設けたるかは知らねども、若し舊社ならむには、物を生し立つる事を司り給ふ神などにや猶、能く考へ定むべし）偖、此社は、今も立野村の本宮の玉垣の內に、右方に二社並び立たせ給へりと云へり、若乾く同神なるを、異神の如くして、別

社に祀り奉る事は、天御柱國御柱命と申すは、神代より受張りたる本御名なるを、又別に、龍田彦龍田姫神と稱へ奉る事は、彼大御夢に誨へ申し給へる由に依りて、龍田の地に崇め奉り給へるが、即、其地を領坐す神として、殊更に御名は奉らせ給へる者なり、(同神には坐せども、其異名を以て本社に合せ祭るは、古の常なり、大神神社には、大物主命を主として、大己貴命を合せ祭り、大和神社には、大國魂命を主として、八千戈神を合せ祭れるなど、猶其餘にも此彼有り)○皇太神宮七所別宮の一に、風宮と申す有るは、又は風日祈宮とも申せるが、此を古書に稽ふるに、倭姫命世記に、風神、一名志那都比古神、廣瀨龍田同神也、と有りて、儀式帳、四月例十四日神衣祭の次に、同日以二御笠縫内人一造二奉御簑廿二領、御笠廿二蓋一、即散奉と有るが中に、風神社一具と見え、太神宮式に凡毎年七月、日祈内人、爲レ祈二平風雨一、所レ須絹四丈木綿麻各十五斤五兩六分云々とある中に、風神と出でたる是なり、(但、官より此を令祭給ふと雖も、當昔本宮帳には載せられ給はざりけり、其は風日祈の時のみ、其祭祀は沙汰せらる計なりしかば、自然漏れたるにや有らむ)此は皇太神の高天原より天降坐しゝ時に、此風神も供奉りて、此國に到坐せるが、其風神の御靈形は、皇太神の大御靈實と共に、高千穗に移らせ給へる後にも、此國に御靈を留めて、皇太神の五十鈴宮に鎭坐さむ時を、下待たせ御在し坐しゝが名高き故に神風伊勢國とも、伊勢加佐波夜之國とも、神代より言繼ぎ來るは、專風神に係けたる國名なるべく所思えたり、此神の御靈實の、天降坐しけむと所思る由は、次なる外宮風宮條に云ふべし、(冠辭考に、二仙覺は風土記を引きて、伊勢津彦の神風を起して信濃國へ去しよし、神風の伊勢とは云ふと云へりしを、契沖が云へらく、神武天皇御紀を考ふるに、戊午年十月に、八十梟帥を國見丘にて撃ち給ふ時、神風の伊勢海

のと詔ひ給へるが、此天皇の菟田下縣に到り給へるは、同年七月なるに、其より天日別命、東の數百里に入りて、伊勢津彥を平け給へるを、十月に至りて、天皇、卽、神風の伊勢と詠ませ給はむ事、信じ難しと云へり、」契沖が論ひは、實に云はれて侍りけり」と有るは、實に然る事なり、增鏡（老波卷）に、「弘安も四年に成りぬ、夏の頃蒙古起るとかや云ひて、世の中騷ぎ立ちぬ、色々樣々に恐ろしう聞ゆれば、云々、伊勢の勅使に、經任の大納言參る云々、太神宮へ御願に、我御代にしても、斯る亂出來て、實に此日本の損はる可くは、御命を召すべき由を、御手自書かせ給へるを、云々、閏七月一日、夥しき大風吹きて、異國の船六萬艘に、兵卒乘りて筑紫へ寄せたる、皆吹破られぬれば、或は水に沈み、自然殘れるも、泣々本國へ歸りにけり、云々、」太平記にも、「弘安四年七月七日、皇太神宮禰宜荒木田尙良、豐受大神宮禰宜度會貞尙等十二人、起請の連署を捧げて上奏しけるは、二宮の末社風社の寶殿の鳴動する事良久し、六日の曉天に及びて、神殿より赤雲一群立出でて、天地を耀かし、山川を照らす、其光の中より、夜叉羅刹の如くなる青色の鬼神顯はれ出て、土囊の結目を解く、大風其口より出て沙漠を揚げ、大木を吹拔く、測知ぬ、九州の異狄等、此日卽可滅と云ふ事を、事若誠有りて奇瑞變に應ぜば、年來申請ふ所の宮號、以叡感儀、可被宣下とぞ奏しける、去る程に、元の萬將軍、十萬餘艘の舫を解き、八月十七日辰刻に、門司赤間關を經て、長門周防へ押渡る、兵船已に渡中を指し時、然しも風止み、雲閑なりつる、天氣俄に替りて、黑雲一群、巽方より立覆ふぞと見えし、風烈しく吹きて、逆浪天に漲り、雷鳴霆きて、電光地に激烈す、大山も忽に崩れ、高天も地に落つるかと夥し、異賊七萬餘艘の兵船共、或は荒磯の巖に當りて、微塵に打碎かれ、或は逆卷く浪に打返されて、一人も殘らず失にけり」と有り、

(此事、神明鏡・又　弘安記に出でたるも、大凡同じければ、今舉げず、度會元長、神祇百首自註に云はく、人皇九十代、後宇多院御時、弘安四年の夏、蒙古亡宋の船、浦海に滿ち、旌旗日を耀かす、仍爲二降伏一使を遣はされ、其上啓白しゝに、飛廉風(カゼノカミ)を發して、海上鳴動し、神威を顯はし、形を現はし、光を放ち、陽候(ウミノカミ)洪波を上げしかば、異賊忽に退散す、是則、別宮風宮の神、科長津彦命行向ひてにや」とあり」元々集に引かれたる舊記に、正應六年三月廿日官符、改二社號一奉レ授二宮號一、預二官幣一、一二宮同前也、依二異國降伏之御祈禱一也、嘉元正遷宮之時、被レ増二作寶殿一)と見えたり、自來、六月九月十二月三時祭にも、必ず預かり給ふ例にて、其廿五日は祭日なる事、年中行事記に所見たるが如し、其詔刀文に、度會宇治五十鈴河上、下津石根、大宮柱太敷立、高天原、千木高知、皇御孫命、稱辭定奉、掛畏、風日祈宮太神廣前、恐々申給云々、と有りて、他別宮のに、然しも異なる事無きを以て、其尊み崇まへ奉らせ給ふ朝廷の御邀けを、仰ぎ奉るべくなむ、又、上代より、日祈内人と云ふがあるも、專、此神に仕へ奉れりけらし、儀式帳、其職掌條に、爲二惡風雨不一レ吹祈申、告刀申進と有れば、未社號なりし古より、殊に重み祭られしなりけり、(但、皇太神宮の日祈内人なるにて、其風雨を司る風神に仕へ奉れるなり、同帳、五月例に、五月四日、年祈料云々、右自二七月一日一始、迄二八月三十日一、日祈内人、朝夕、止二惡風一弖、天下百姓五穀乎助給止祈申、又六月例に、禰宜並宇治内人、日祈内人、以上三人云々、祭乃日爾告刀申、天下百姓作食五穀乎助給止祈申、又七月例に、七月以二朔日一受二司幣帛一、祈二日中行事一、右禰宜率二日祈内人一、自二一日一起、盡二卅日一、朝夕、風雨旱災爲二止停一祈申、又八月例に、祈二八月風雨一云々、禰宜率二日祈内人一、爲二風雨災鎭一祈申と有るを思見し、又風日祈宮と申し、日祈内人など云ふ意をも考へ

合せて曉るべし）○又、豐受宮四所別宮の其一に、風宮と申す有り、儀式帳、又、太神宮式に、其社號見えずと雖も、其帳の六月例に、祈二六月風一、幣帛絹一丈五尺、木綿二斤と有るは、其風神の御料なりしなるべし、倭姫命世記にも風神と有りて、社を云はざるを、神名祕書に、風神社、伴神者、内宮風神與同體也と有れば、舊き御社に坐しけり、神宮雜例集に七月四日、二宮風日祈祭事（宮司下二行祭物一）内宮進二請文於司廳一、日祈内人請レ之と有りて、内宮より日祈内人の祭來る例なりし事知らる、斯かれば同書に、四月四日、風日祈祭事、大司下二行祭物一、成二符七枚一、在二内宮請文一、日祈内人請レ之と有る、此には二宮とは云はざれども、四時祭式に、四月四日・七月四日、風神祭なる例に依らば、此も二宮の風神なるべき事、推して知るべきなり、（右の神名祕書の文の續きに、所謂欲レ令二診風不レ吹、稼穡滋登一、故有二此祭一、舊記云、由谷水變成二甘水一、浸二潤苗稼一、得二其全稔一、故有二風神祭一、名曰二柏流一也、豐年則浮流通、凶年則沈覆損云々、四月七月祭レ之と有るに、神祇令の義解と集解とを取合せたる文なるが、柏流神事と云ふは、正しく有る事なり）類聚神祇本源、外宮別宮篇、風宮條に、社記曰、正應六年三月廿日官符、改二社號一奉レ授二宮號一、預二官幣一、依二異國降伏之御祈一也と有りて、内宮風宮の御事に同じ、其後、嘉元年間遷宮の時に、被レ始三作寶殿一了と云へれば、此も内宮に同じ、（太神宮例文に、弘安四年閏七月、二宮正權禰宜等、叙二一階一、被レ載二宣命御祈賞一と有れば、蒙古の襲ひ來りし時の御祈に、二宮共に在りし事知るべし）偖、上に註せる如く、内宮の風宮は、神代より御鎭座なるを、外宮の風宮は、雄略天皇の大御代に、豐受宮を丹後國より迎へ奉らせ給ひて、度會山田原に鎭め奉り給へりし時、其に伊勢國に出坐せるなり、若て内宮には、古より日祈内人と云ふが有りて、皇太神宮の奉仕を兼ねて、風日祈神に仕奉

り來れりしを、外宮のは、帳にも、式にも、其社の沙汰なくして、內宮より日祈內人の行き向ひて祭る例なりしを思ふに、丹波より迎へ奉れる風神の御靈形は、內宮の風社に鎭り坐せるを、彼廣瀨龍田と竝べ祭るが如く、外宮にても祭る事にては在りしかども、內宮より日祈內人の行き向ひて祭るを思へば、內宮の方の別社の如くなりつらむを、漸次に兩宮の差別、愈甚しく成りし故に、終に外宮の攝社と成れりしが、神威の愈加はるに從ひて、宮號宣下の事に迄には至れりけむかし、然れば、高天原より天降し給へる風神の御正體は、正しく內宮の風宮に鎭り坐らむと、甚々恐けれども、想像奉らるゝなり、(然るは、神名祕書に、諸社宮號之時以神財靈物爲神體例也と有りて、外宮の凡ての別宮と成り給へる神々の神體は、右の定の如くして奉仕る古例と通ゆればなり)其證は、上にも引ける廿二社註式與入に、丹波國多紀郡、櫛石窻神社二座、本記曰、神代尊號、級長戶邊命、級長津彥命、是風神、陰陽兩神也、大和國龍田坐須龍田彥龍田姬、神代與利垂跡風神乃本社奈利豐受皇大神、丹後國與佐郡眞名井原與利、伊勢國山田原御遷座乃時、御供奉、此兩神、陽神級長津彥命波、伊勢山田原仁垂跡有利、今太神宮攝社風宮是奈利、陰神級長戶邊命波、丹波國多紀郡仁留坐、大芋大明神是奈利云々と見えたる、本記に曰は、古く傳はれる社傳なるべきが、甚奇らしき說なり、其は、此社は、神名式に、櫛石窻神社二座(竝名神大)と有れば、御門神二柱の本宮にて、風神の事は、且ても所見無けれども、此傳に依りて思ふに、皇御孫尊の御天降の時に、御門神の御靈と共に天降し給へる風神の御正體は、其櫛石窻神と共に竝び御在し坐しけるなり、(古事記御天降段に、登由宇氣神を記して、次、天石戶別神、亦名謂櫛石窻神、亦名謂豐石窻神、此神者御門之神也と有るを、記傳十五に、此社を擧げて、神代に天降し給へる御體は、

此社などにや斎ひ祭りけむ」と云はれたる、其說に就て、今風神の御靈形の事をも云ふに及べるなり）然るに豐受大神を伊勢に遷し奉らせ給ふ時に、神代の由緒に依れるか、又は御託などに依れるかの事有りて、其御正體と共に、風神も遷り出で坐せるが、其は神代より鎭め坐す五十鈴河上の風神社に留り坐せる事、右の文に、今太神宮攝社風宮是奈利と有るを以て知るべし、（但山田原に垂跡と有るは、外宮の方にても、其より以來、風日祈の祭を爲るには、其社地を定めて、元より祭られたりけむ事には、朝廷にて大忌祭風神祭とて、廣瀨龍田兩社を一神の如く、同月同日に並べ祭らせ給ふが如く、親しき神等の御中間に渡らせ給ふ御事を以て、思ひ亘し考ふ可きなり）然れば內宮を本社にて、外宮なるは其別社なりし故に內宮より日祈內人の、其祭を預かり知れりし者なりけり、又、右の內外の風神の御事を、上に擧げたる如く、諸書に、志那都比古神と、男神の御名耳を出だせるも、右に陽神級長津彥命波、伊勢山田原仁垂跡有利と有るに合ひて聞ゆるに就きて又思ふに、陰神級長戸邊命波丹波國多紀郡仁留坐大芋大明神是奈利と有るは、女神の御謂は、故の櫛石窻神社に留まり坐せるが故に、其れより大妹大明神と申すことなる可し、然れば大妹とは、伊勢に坐す妹神に對へて申稱へる社號にて、今も右の櫛石窻神社の相殿に鎭まり御在せる事、決き者なりかし、（如此く同じ風神を被祭るにも、或は男神、或は女神と、各一神宛を崇きて、龍田の如く、必ず一神を並べ祭るにも非ざるべき事、次々に擧ぐるを見て知るべし、右の內外の風宮も、一柱にて祭れる狀に見えたり）（又、古事記に、既生國竟、更生神と有る其神名十神の中に、天之吹男神と有るは、級長津彥命の亦名なるべし、然るに、神名式に、山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社（大、月次新嘗）と見えたるに、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授山城國從五位下

和伎神正五位下一と有りて、此時に唯神階の事のみなるを、同年九月八日庚申、遣レ使奉レ幣、爲ニ風雨一祈焉と有る中に、和伎神も入りたるを以て見れば、正しく風神と聞ゆるが、右の天之吹男神に對ひたる御名なれば、女神級長戸邊命に御在す可き事、申すも更なり、(和伎の地名の事は、崇神天皇十年御紀傳に註すべし、此社を山城志と云ふ物に、在ニ平尾村一、今稱ニ涌出宮一と云へり)○又、古事記の右の續きに、次生ニ風木津別之忍男神一と有るも、其男神の亦名なるが混れて、別神の如く傳はれるなり、記傳五(三十五丁)に、「加邪は都和氣と訓みて、此の我所生之國、唯有ニ朝霧一而、薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲レ神云々、是風神也と云ふを引きて、風は神の御息なれば、風氣とも云ふべし、木は借字、津は助辭なり、偖、下に、別に風神は在れども、此は別なる一の傳の紛れ入りし物なる故に、重複れるなり」と云はれたるは、實に然る言なり、(但、彼水潔段に引合せて、天之吹男を氣吹戸主神に、此神を底筒之男命に當てて說かれたるは、何れも委しからざりけり)故、其風木津は、風氣處と云ふ事にて、天津風の吹き起る大虚空にて、上に云はゆる級長戸を云ふなり、別は御父伊邪諾尊の吹撥はし〻御息の風と成りて、彼薫滿たる朝霧を、別散らかし給へる意なるべく、忍男は壓男にて、稜威の殊に勝れ給へる義と聞ゆる故に、此は決く級長津彦命の亦名なるべく思え侍べり、大祓詞に、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久と有る、語勢の甚じく嚴めしきを思ふべし、(和名抄に、飆暴風、從レ下而上也、和名豆無之加世、又、嵐、山下出風也、和名阿良之、又、暴風、八夜知、又、乃和木乃加世、又、大風吹兮雲飛揚、此間云ニ於保加世一と有るなどは、何れも嚴めしき風なるを思ふべし)○風神社と思しくて、神名式に出でたるは、河内國石川郡、科長神社あり、此事、上に云へり、又、和泉國和泉郡、泉穴師神社二座を、和泉志に、祭ニ祀

穴師風神級長津彦命、級長津彦命と所見えたり、（姓氏錄、和泉國、神別、天神に穴師神主、天富貴命五世孫、古佐麻豆知命之後也と有るは、此神主なり、借思ふに、右の富貴は、布使と訓みて、風神の御名なるにや、其古佐も風名なれば、由有りて聞ゆるに就て、風神の御裔ならむかとも思ゆれども、他に然る證と云ふも非ざれば、猶、天富貴命は、天太玉命の孫なる天富命にぞ有るべかりける）又、伊豆國那賀郡、國御柱命神社と有るは、紛ふ方もなき風神の女神に渡らせ給ふ事、申すも更なり、同郡、稲宮命神社、田方郡、廣瀨神社などの御坐は、廣瀨龍田兩神等の並び給ふ例に異ならず、（右の稲宮命神社を、伊豆國神階帳には、稲宮姫明神と有れば、女神にて必ず廣瀨神と同神なる事柄然し、同帳に、國原姫明神と有るは、右の國御柱命の御名の略かりたるを、又唱へ訛りたる者なり）又神名式に、常陸國久慈郡、稲村神社、立野神社有る、其稲村神社に、續後紀に、嘉祥二年夏四月甲子朔庚寅、常陸國久慈郡稲村神預二之於官社一、縁二水旱之時、祈必致レ感と有るに、全く廣瀨神と同神の狀に渡らせ給ふ狀なれば、立野は右の龍田神と同神に御在し坐らむと思ふに、常陸國廿八社鎭座記と云ふ書に、今屬二那賀郡一在二上小瀨村一在下云二今小一可二五町一立野山上所レ祭二級長戸邊命一又曰、級長津彦命、與二大和國平群郡龍田立野神一、伊勢國風宮一同と有るに思ひ合せられ侍り、三代實錄に、貞觀十六年五月十一日戊戌、授二常陸國正六位上立野神從五位下一と有るこれなり、信濃國水内郡風間神社に、風祭神社と申す事なるべし、上に引ける萬葉九(二十一丁)に、名二負有、杜二風祭爲奈と見え、宇治拾遺四(十一丁)に、三河國に風祭と云ふ事を爲しけるに云々と有ればなり、又、袋草子、夫木集、十訓抄などに、彼國に風祝と云ふ者の有る由に云へるなど、又證と爲すべき者なり、此に就て思ふに、持統天皇五年御紀に、八月己亥朔辛酉、遣二使者一

祭二龍田風神、信濃須波、水内等神一と有る、此は其年にも、四月七月兩度に大御使を遣はされて、大忌神風神を被祭たる事、御紀に所見たれば、殊更に風祈の爲に令祭給へるなるべけれども、龍田風神のみこそは有けれ、須波、水内等神は、風祭には更に由なき神なるは、猶考ふべき事なりかし、（然るは、須波神は、神名式に、信濃國諏訪郡、南方刀美神社二座、名神大と見え、水内神は、水内郡健御名方富命、彥神別神社、名神大と有りて、其に大己貴命の御子、建御名方命を祀れるなり、伊勢風土記に、伊勢津彥が八風を起し、波浪に乘りて、東國に飛び去れりし所に、伊勢津彥神、近令レ來二往信濃一と有るを混らして、須波神と僻心得せる說も有れども、其は據るに足らず）袋冊子に、「信濃なる岐蘇路の櫻咲にけり、風祝に透間有らすな」と云ふ俊賴主の歌に就て云く、信濃國は決めて風早き地なれば、諏訪明神社に風祝と云ふ者を置きて、春の始に深く物に籠め置きて、祝して百日の間尊重するなり、偖、其年風靜にて、農業の爲宜しきなり、其に自然透間もあり、日光も見せつれば、風治まらず」と有り、然れば諏訪社に、上代より風祝と云ふ者有りて、其社の祭祀を兼ねて、風間神社などに仕へけむ狀は、右に註せる伊勢の日祈內人などの如く有りけむ、故に、其本社なるに就きて、須波、水內等神は令祭給へるにても有らむか（此文、十訓抄七卷にも出て、能登大夫資基と云ふ人の聞きて俊賴朝臣に語りければ、歌に詠みたる由云へり、又、夫木集に、「信濃路や風祝も心得よ、白木綿花の匂ふ神垣」と有るは、正しく風間神社に就きたる歌なり、此社、今八幡宮と申して、風間村に在りと云へり）又、阿波國美馬郡、天都賀佐毘古神社と出でたるは、天津風彥神なるべし、其は古事記風木津別の下に、訓レ風曰二加邪一と有ると同じ訓なるべき所なるを以て云ふなり、又、此社に並ひて、天椅立神社の出でたるも、天椅立は、

天浮橋と一物にて、彼國中之天柱を建て給へりし基本なると、又、風神を天御柱命國御柱命と申す所由をも思ひ合すべし、(古事記日代宮段に、倭建命の御子の中に、建貝兒王(タケカヒコノキミ)、官首(ツカサノオビト)之別等之祖也と有るに依りて、其祖神の如く云ふ說の有るは妄なるべし、縱や官首と云が有らむにも、其は姓なるに、天の音を延らせて神名と爲べき理なき事なり、然れば今說ける如く、天津風彥と云ふより外なし)又、式外なれども、遠江風土記に、敷智郡、澤井神社、宣化天皇元年丁巳、所レ祭二級長戸邊一、級長彥一也、有二神家一有二座戸等一と有るも、舊き御社なり、猶、此外にも、國々に、幾許の風神社と申す社は御在すらむ、能々尋明らめ奉るべくなむ(但、右の宣化天皇元年を、丁巳と爲るは二年の誤には非じか、故、今其御紀を閲るに、元年の終に、是年也太歲丙辰と有り)○其始は詳ならざれども、各國の地方に、風神社は處々に多在けらし、然れども社とて別に建つる事はなくて、森などにてや每年に風祭は行ひけむ、大和國葛上郡に、風森村と云ふが有りて、其地に風森とて、崇く神々しき神備の有るも、上世に風祭を爲しゝ所なるべし又、紀伊國那賀郡にも、風森と云ふあり、又、風市森とも云ふと云へり、其名勝圖會に「粉河寺の西南十八町許に在り、官符に西限二風社一と云へる是なり、當郡の名所にて、伊勢風宮を遷し、級長戸邊命と、丹生明神と、二神を祀りて、粉河寺の地主なり、當昔、風市村と云へり」と云へるも、右の例なり(大和の風森は、嘉永三年夏、予、大和路を巡見ける時に詣で奉り、紀伊の風森は、同六年春、日前宮に詣でたる還るさに、行き見たり、紀伊川に副ひて、若山より大和へ上る道の傍に、木深く茂り合ひたる森にて、甚、神佐備たる所なり)稱德天皇御紀に、神護景雲三年秋七月庚辰、遣レ使奉二幣於五畿內風伯一と有るは、右の風森の如きを被レ祭たりしなるべし、三代實錄に、貞觀十七年三月廿九

日、伊豫國正六位上風伯神從五位下、又、元慶七年十二月廿八日、安藝國正六位上風伯神從七位下と有るを以て、國々にも舊くより祭り來れる事を知るべし、其中には、神代より由緒有りて、重く被祭させ給ふ御社も、必ず有りぬ可き筈なり、其は其國人能く探り索めてよかし、(殊に伊豫國なるなどは、和名抄、郡名に、風早、加佐波夜と有るなどは、如何にも由有りげなり、又京にも、猪熊の南に、褟速社と云ふ有り、由有る事ならむか、又、丹後國郡名の加佐も、風なるにや、神名式に、阿良須神社と有るは、若くは嵐と云ふ事には非ざるか、丹後舊事記と云ふ物には、祭神大宮賣命と有れども、其據を知らず、偖、古の風伯は、唯風神と云ふ事を、漢めかして書かれたる者なり、風伯を風師とも云ひて、風俗通に、箕星也、主二簸揚一能致二風氣一と有れども、然る推量の客神には非ず、又、文選に、飛廉と云ふ物有り、王逸註に、風伯也、應劭云、神禽能致二風氣一、晉灼云、身似レ鹿頭如レ雀、有レ角蛇尾、文似レ豹と有る、然る妖怪の禽獸をしも風伯として我が風神の如く思ふめるは、憐むべき事なり、然るを、斯くしも正しき神代の古傳說を知り乍らも猶、漢囀りを信みて、殊更に風神をしも、風伯、又は、風伯神など記されたるこそ、甚々傍痛き事なりけれ)予が知れるは、出羽國田川郡に、椙尾神社と申す大社、甚じく榮えて立たせ御在し坐せるが、其祭神級長津彦命、級長戸邊命(一座)大物忌神、月山神を合せて、椙尾三社大明神と申せるを、飽海郡大物忌神社の舊記に、一王子椙尾大明神と有るを以て思ふに、王子とは、其枝社の謂なるべし、社傳には、古、此地飽海郡にて、神名式に謂はゆる小物忌神社と云へれども、其は其所在の詳ならざるに就て、云ひ出でたる說ならむも、知るべからざれば、今定め云ひ難し、(或說に、小物忌神社は、飽海郡の海中に飛島と云ふ小島あり、其地に立たせ給へる大社と云ふ有り、祭神級長

津彦命と云ひ傳ふる其社即ち是れなりと云へり、下に云ふを見るべし）彼社の年中行事を見るに、正月七日條に、凡、神前供御三膳と有るに、右の本社の御料なり、次、大三膳、小三膳調‐進之‐と有りて、内三膳、裳賀神社、伊氐波神社、由豆佐賣神社、同三膳、豐湯彦神社、波宇志別神社、副川神社、同一膳、天神地祇八百萬神と有る、右の六座は、何れも神名式に所見たる、出羽國の官社の名なり、此に就て思ふに、和名抄に、出羽國國府、在‐平鹿郡‐と有りて、其郡名を擧げたる所には、出羽（國府）と有り、然れば、古に其國衙の有りけるは、出羽郡なりし程に、國府の郡内の神を祀る總社なりけむ、故に、右の如く、國内の大小の神祇を祭れる古例の傳はれるなり（國々にて、國司の衙に近く總社と云ふを定めて、祭れる事は、新年國幣などこそは、國司の行き向ひて祭りけめども、年中數度の恒祀に、其廳務を措きて、一々に詣る事難きが故に、凡ての事に、總社にて行ふ事なりしなり、朝野群載十八卷初任國司廳宣に、一可‐勤‐仕恒例神事‐事、右國中之政、神事爲‐先、專期‐如在之禮‐、宜須‐勵‐部内之崇祀‐云々、廿二卷、守國務事條に、一神拜後、擇‐吉日時‐、初行‐政事‐云々と有る、神事に、部内神社の祭禮を云ひ、神拜とは國中の官社を巡拜する事なり、然れども、出羽國などは、殊なる、大國なるが故に、官帳に載れる式社は、僅に九社なれども、此を巡拜せむには、百里にも及ぶべければ、新任の時の巡拜と雖も、容易かるまじければ、況て二月の新年國幣などは、一々に巡るべくも非ざれば、總社にて行ひけむかし、予が淡路國などは、和名抄に、國府在‐三原郡‐と有りて、今も國衙村と云ふが有るは、正しく國廳の在りし所なるが、其より一里許に、十一箇所村と云ふに、總社大明神と云へるは國司の總所なり、其村名を十一箇所と云ふに考有り、其は、神名式に、淡路國十三座、大二座、小十一座と有る、

其大二座は、國司の神事録に、自ら行き向ふべければ、殊更に遙宮には及ばざる事なり、殘の小十一座を、總社にて祀れる故に、其郎、村名とは成れるなり、此に例して、棡尾神社の祭神の考出來れり、次に云ふを見よ、右の如く、國司の部內の諸神を祀れる總社ならむには、神名式に、名神大と爲られたる大物忌神、月山神こそは、主と祭るべきに、小物忌神を主と爲る事は如何にと云ふに右の兩社は、國衙より程の遠くも非ざるが故に、恒例の神事には、國司の自ら參り勤むべければ、飛島に在れ、何處に在れ、小物忌神は右の二社に亞ぎて、其國にては主々しき神に坐すが故に、此神を本として、右の二神を相殿と定め、又其部內の六社と、大小神祇をも、合せ祭れる者なりけり、然こそ社說に、小物忌神社と云へるも、決に所緣なくして云ふ事には非ざりけれ、この考成りて後に、大瀧光賢云へらく、光孝天皇實錄に、仁和三年五月云々、出羽守從五位下坂上大宿禰茂樹上言、國府在二出羽郡井口地一、即是去延暦年中云々所レ建也、去嘉祥三年地大震動、形勢變改、既成二窪泥一、加之、海水漲移、迫レ府六里所、大川崩壞、去レ湟一町餘、兩端受レ害、無レ力レ塞、堙沒之期在二於旦暮一、望請遷二建最上郡大山鄉保寶士野一、據二其險固一、避二彼危殆一者云々、太政官因二國宰解狀一、討二覈事情一曰、避レ水遷レ府之儀、雖レ得二其宜一、去レ中出レ外、固因二其便一、何者最上郡地在二國南邊一、有レ山而隔、自レ河而通、夏水浮レ舟、纔有二運漕之利一、寒風結レ凍、曾无二向レ道之期一、況復、秋田雄勝城、相去已遠、烽候不レ接云々、以レ此論レ之、南遷之事、雖レ可二聽許一、須レ擇二舊府之近側高敞之地一、閑月遷造云々と有り、此文の如くは、最上郡大山鄉に國府を移さるべく、官に申乞ひしなり、然れども、尙舊府の近側高敞の地に建つべく御仰事有りしかば、其如く爲しゝは、然る物から、內々にては已く最上郡に引きたりしを、此に移すとしては、其大山と云ふ鄉名をも此に號け

て、此も亦大山とは云ひ初めたるなるべし、師の考られたる如く、椙尾社の總社たるを以ても、中禊、此大山に國衙を建てられし事知らる云々と云へるは甚能くも云へる說なりけり、偖、椙尾と申すは、松尾、椋尾など云ふに同じく、尾に異なるべし、「椙尾と申す神社、諸國に彼此あり、山城國賀茂別雷神社の攝社に、椙尾社坐二本宮坤權殿前一と、注進略記に見えたり、奧官記に、仁平三年十月廿七日、賀茂別雷社司言上、去九月廿日申時、大風、御寶殿前奉レ祝椙尾明神顚倒時、被二打破一損二合屋等一、と見えたるは是なり、又三代實錄に、元慶四年正月八日、石見國椙尾國神、當世國社神、並授二從五位下一と有るは、何れの神か詳ならず、又神名式に、伊賀國山田郡阿波神社を伊賀考と云ふ物に、今在二下阿波一、稱二杉生大明神一と云へり、尾と生と別なれども、次に云ふ阿波國なるに引合はすれば、同じかるべし、神名式、阿波國勝浦郡勝占神社を、今杉尾大明神と申すも、由有りて聞ゆるなり、紀伊國名勝圖會に、「在田郡生石明神の下に、當社は生石嶺の半腹に在りて、楠本村の生石神社と同じく、大汝、少彥二神を祀れりと云ひ、或は伊勢國三宮にして、阿波國にては杉尾大明神とも云ふ、此神、天慶元年正月十日、阿波國人中尾藤九郎、生石嶺に勸請せるより、生石大明神と云ひけるを、正曆元年、社を今の地に移し祭れりと云へり、杉尾明神の阿波國より渡り給ふと云ふ傳は、當社のみならず、名草郡府中村にも有り云々」と云へり、右の伊勢國三宮詳ならず、若くは、右の伊賀國阿波神社には非じか、故、右の如く、山城、石見、伊賀、阿波、紀伊等の國々に、椙尾明神と申す社々の有るを何れの神とも知るべからざれども、其社號の同じきを以て、此に引出でたるなり、必ず同神と思ふべからず」然れども、小物忌神社をして、風神級長津彥命、級長戸邊命と申すには、箱量說の如く聞ゆるに就て、深く思ふに、吹浦なる大物忌神社緣起

にも、小物忌神社飛鳥坐と云ひ、古老の傳にも、級長津彦命と云へれば、後世の僞說には非ざるべし、廣瀨大忌神、龍田風神を並べ祭らせ給ふ如く、殊に親しき御由緣の神に坐せば、大物忌神社に對へて、小物忌神社と申せるは、其大社を本として、社に就て大小に別けたる稱にぞ有るべき、然れば、彼社の舊記に、一王子楫尾大明神と申すも、第一別宮なる小物忌神社を勸請る社なる謂と聞えたり、何にも有れ、今も風神と崇め奉れる其神德の、貴く高く御在し坐して、其神威の妙に奇しき靈驗の坐すを以ても爭がふ可からず、又、筆紙の及ぶ所には非ざるを曉るべき者なり、（世の神學者、良もすれば、式外の神とし云へば、物の數にも足らぬ物の如く賤しめ、蔑如し奉る事は、甚々可畏く、嗚呼なる痴心なり、此御社、莊內の大山村と云ふに坐して、郡內の大社にて、松杉の茂り合ひたる山の尾前に、本社は東に向ひて立たせ給へる、風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處、云々爾吾宮波定奉氐と有るに合へるも、幽契有る事なるべし、古より圭田多く、產子の村々若干あり、宮下村と云ふに社家多く住まひて、醜めき物ながら、神宮寺と云ふが有るも、舊社なるが故なり、御贄奉る浦を金澤村、宮澤村と云ひて、其より奉る魚を以て、二月初戌日、國內式社の神を祭るも、二月祈年の國幣の名殘なるべし、此を以て、國司の衙より近き地に定め祭りたる出羽國の總社なりと云ふ說の與ひざるを知るべし、予、天保十五年六月十五日、初めて大瀧光憲許行きたる時、詣でたるより以來、彼國に年々の如く行通ふ每に、常に親しく參拜み奉りけるに、大神の御靈の幸ひ灼然くして其御氏子に、我業を資くる人共の多く成り以て行きて、先には祝詞講義を許多に著述はし、今將た眞盛に此御紀の傳を書き成し仕奉る因緣の、實に少緣ならざるに就て、朝夕に起くとは寢るとは忘れ奉らず、其方床しく、常に偲び奉る心から、風

神の御事を申す結めに、少か御社の事書き記して、千名の五百名に、大神を顯し申すを、世人誤り異しむ事勿れ）〇飢時生兒の飢を夜波志と訓めるは、假字の違ひにて、夜和志なるべし、或說に弱也と云へる如く、音通にて與和志を然云ひつるならむ、名義集に、饑飢の字共を、宇惠とも、伊比爾宇惠多理とも、伊比宇惠須とも訓みて、夜和須とはなく、宣化天皇元年御紀に飢を伊比宇惠と訓み、推古天皇御紀、皇太子の御歌に、伊比爾慧氐と有るを、釋に、飢飯也、略二字也、と見えたれば、飯爾宇惠給比志時と訓むべき狀なれども、言義を思ふに、宇惠は食弱の意と聞ゆれば、夜和志と云ふ語の可惜しきが故に、猶舊訓に從ひつ、（又宣化天皇御紀に、凶年を伊比宇惠とも、伊比惠杼志とも訓めり、此の假字には、正しく惠を用ひたるを、外々なるは、名義集も何も、宇閇と有れば、夜和志の假字の和なるをも、波に誤れり）此は、二柱神の天降來坐せる其始は、彼別天神の如く隱身に御在し坐しを、磤馭盧嶋に天柱を化竪て、八尋殿を化作給へる頃よりは、漸々に顯身の大神等と成り給ひて、其の生み坐せる御子神等をも、顯身にて生み出給へるなれば、此に於て、顯身を容るべき住處有るべく、裝ふべき衣服有るべく、養ふべき食物有るべく、此三物を以て保たせ給ふべき御命なり、然れば此時始めて顯身には食ひて活くべき物の有將欲しく思ほし成りつるなり、次なる黃泉の所に、伊弉冉尊の、吾已喰泉之竈矣と有るを以て、既く火食の事有りしを曉るべし、此事已に傳五に云へり（孔子家語に載せたる玄宗の古語に、食レ氣者神明而壽、食レ穀者智慧而巧、不レ食者不レ死而神と有るをも思ふべし、此は隱身と顯身と替り目の時の事なり尋常の見解を成す可からず）然れども、此傳は決めて僻傳なるべし、食稻魂命と申すは、下に說ける如く、豐宇氣毘賣神の亦名なるが、第二一書に、軻遇突智娶二埴山媛一生二稚産靈一と有る其神の御子

なれば此時未生坐すべくも非ざれば、誤なるを、古事記は、其神を和久産巣日神の子と有るは正しけれども、其も、和久産巣日神をも、大宜都比賣神をも、此と同じく伊邪那岐、伊邪那美二神の御子と爲るは、共に誤なり、故、其誤れる由來を倩々思ふに、此神等の未生出坐さざりし以前に、已に八尋殿を化作て、宮殿の備有り、其時、將、衣服も裝束ひ御在りけむと所思る事は、陽神問陰神曰、汝身有何成耶、と有るを以て、其裸體ならざりし事知らるゝなり、此等は顯身と成り給へる上は、必ず無くては得有らぬ物にて有るなれば、殊に衣服よりも、宮殿よりも、緊要と有るべき物は、食物なる故に、其も二柱神の顯身と現坐せる、即ち出來りて、飢しく坐さざりしと云へる古語の有りけるに、其神の成り坐せる說と、一に相混がりて傳はれる者にぞ有るべかりける、(又は崇神天皇九年より、大忌神、風神を、一に祭らせ給ふ御定と成れりしより、廣瀨龍田を一に連ね云ふ、故に撰者の心しらひにて、風神の次に擧げられたるにも有るべし、如何にも爲よ、倉稻魂命を、二神の御子と申す事、正しからざるべし)○倉稻魂命、第七一書に此を註して、倉稻魂此云宇介能美拖磨と有り、大殿祭詞、屋船豐宇氣姬命の下に、是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻と所見たり、神武天皇御紀に、稻魂女、此云于伽能迷と註され、和名抄に、日本紀云、稻魂(和名宇介乃美太萬)俗云(宇加乃美太萬)と有るは、此神名を出だせるならむが、倉の字を略きたる本も有りつるなるべし、名義抄にも、宇介と訓みて、俗云宇加と有れば、第十一一書に、保食神、此云宇氣母知能加微と有るを、和名抄に、宇氣を宇介と作るに從ひて、倉稻魂を宇氣能美拖磨と訓み奉らむぞ、正しき雅訓とは聞えたる、倭姬命世記に、豐受皇大神一座、元丹波國與謝郡、比沼山頂眞奈井原坐御饌津神、倉稻魂命是也と見え、又、同書及御鎭座傳記に、謂御倉

神、宇賀能美多麻神坐、亦號二大宜都比賣神一、亦名保食神、神祇官社內坐御膳神是也とあり、廣瀨社緣起にも此一書を引きて、倉稻魂命此大忌廣瀨社也、又曰若宇加乃賣命、伊勢外宮分身也と記せれば、正しく豐宇氣毘賣神の亦名なる事、申すも更なり、○予、先には、古事記には、須佐之男命の御子に、宇迦之御魂神と有る、其正說にて、此に擧げたる傳共は誤なるべし、其は、某御魂神と申す例は、其某事を掌り給ふ主たる神坐せる其功用を、輔相け奉る神に申す事なり、譬へば、天照太神の坐せるに、天照御魂神の別に在すが如く、豐宇氣毘賣神は稻穀を掌り給ふ主神に坐せば、宇迦之御魂神は、其功用を輔相け奉る神なる事灼然ければ、此に倉稻魂命の御名の有るは、僻傳なるべく思ひしは、甚々麁略なりけり、古史徵には、倉稻魂命を豐宇氣毘賣神の亦名に定められたるは、甚愛たしと雖も、須佐之男神の御子にも、同名の神の有るを取られざりけるは、此も亦固陋なりや)又、古事記に、須佐之男命、娶二大山津見神之女、名神大市比賣一生子大年神、次宇迦之御魂神二柱一と有ると、此の倉稻魂命とは、同名にして異神なり、但、共に二柱と有れども、その文を受けて、下に大年神の后神等を載せたるに、宇迦之御魂神の后神、子神等の沙汰無きは、不審しき事なり、因りて思ふに、上代本記に、土御祖神社の祭神の中に、宇賀魂大年神一座と有るを、世記には、宇迦之御魂神と有りて、大年神を云はざるを以て考ふるに、此は大年神の亦名なるが故に、屋船久々遲命などの例に重複れる御名なり、伊奈利社記、三箇峰三座秘說に、社記云、中、倉稻魂命也(卽素戔嗚尊子、母山祇女大市姬、伊弉諾尊子同名云々)上、雄進尊、下、大市姬、以上三座神、是尤秘々中深秘也、神祇拾遺云、弘長六年、加二田中四大神一爲二五座一也、田中社者、太田分身三峰地主子、(一說云、大已貴命)四大神者、四柱兒神也、五十猛、大屋姬、

稚津姬、事八十神也、云々、舊傳云、當社素戔嗚尊鎭座其一也、然則、相此神愛木勿論事歟云々と見え、二十二社神體祕記にも、稻荷神社、中、倉稻魂命、上、土祖神、下、大山祇女と有るに、何れも大山祇女と有るは、其御社に坐し、又、田中四大神の兩社も、共に素戔嗚尊の御子神たる由緖を思ひ合せて、此の倉稻魂命の外に、別に素戔嗚尊の御子神にも、倉稻魂命と申す神の坐す事を曉るべき者なり、和名抄郡名に、石見國邑智(於保知)と有るは、大市にや、神名式に、那賀郡大歲神社、大飯彥神社有るも、由有りげなり、若狹國にも、大飯郡大飯神社有り、紀伊國丹生神社祝詞に、大飯大酒作豐明奉仕天と見え、山城國向日神社記に、向日神と申すは、御年神なる由云るに、向飯神と云事なる可きが、向は茂榮(モクサカ)の茂と同じきを思ふに、大飯彥神と申すは、甚近き御名なり、如何にしても、此同名異神の御坐す事を、先づ心得ずては其說に窮(ツマ)るが故に、先づ此には少か記せるなり、(社說に、田中は神名式なる飛鳥田神社なり、四大神は御諸神社なりと云へり、この兩社の御事下に云ふべし、)又、社記に、大歲、今田中殿客人神也、故、想二于此神降臨砌一、化レ鶴含二稻實一來現云々と有るは、山城風土記に稱二伊奈利一者、秦中家忌寸等遠祖伊侶具、積二稻梁一有二富裕一、仍用レ餅爲レ的者、化成二白鳥一、飛翔居二山峰一、子生遂爲レ社云々とある此なり、河海抄容蟬卷に引かれたる風土記に、南鳥部里、稱二鳥部一者、秦公伊呂具、的レ餅化レ鳥、飛去居二其所森一、今鳥部と有るを思ひ合はすべし、豐後風土記にも景行天皇の中臣村に往到坐しし所に、忽有二白鳥一從レ北飛來云々、鳥化爲レ餅片時之間、化二芋草數千株一云々とあり、又、倭姬命世記に、垂仁天皇廿七年戊午秋九月、鳥鳴聲高聞已晝夜不レ止云々、島國伊雜方上葦原中有二稻一基一云々、彼稻白頁名鶴咋持廻年鳴支云々、倭姬命云々、彼鶴眞鳥乎號二稱大歲神一云々と有るは、大歲神の白

貢名鶴に化り給へるなり、右の社記に、大歳神云々、化レ鶴と云ふ事、考へ合はすべし、遠江風土記に、磐田郡田中神社、圭田六十八束、敏達天皇四年乙未六月所レ祭宇介御靈也と有るは、右の田中殿云々の事に由有らむには、愈大年神宇迦之御魂神は一神なる事、著明き者なり、然れば二十二社注式に、稲荷神社の祭神を記したるに、中社倉稲魂命神、播ニ百谷一神也、一名豐宇氣媛命、大和國廣瀬大明神、伊勢内宮同體、神名比咩大明神と云るは甚じき僻事なり、伊勢内宮同體と有は外宮を誤れるにかと思ふに、春日平野の相殿に坐す比咩神は、其后神に坐せるを、近世に天照太神と云ふ妄說の出來れる共に依れる者にて、云にも足らざる事なり、然れども、播ニ百谷一神也と有るは、古文なるべし、其は、此の倉稲魂命は稲靈神に坐す事、上に云へるが如く、彼宇迦之御魂神は、其を播生し、耕作給ふ神に坐せばなり、如此く、別神には坐せども、御名の等しく坐すが爲に、甚々混らはしき事多在り、心爲べし〔倩、宇介に倉稲、又は稲魂、又は食などの字を用ひられ、又、豐宇氣毘賣神などの宇介を、唯食物の事と思ふは、字義に依りて心狹く思ひ取れる者にて、その說の違へるにはあらざれども、傳七に註せる如く、宇介は生毛にて、木を生し、草を生し。成し給ひて、顯見蒼生の爲に衣食住の資と成れる故に、その毛を木と云へるを、又草と云ふ時は毛少の義にて、それを用ふる住宅に、住處、住處、直處と云ふ加、又は大宅、屯倉など云ふ都是なり、衣服には着物と云ひ、御衣と云ひ、用言に都流とも都勢流とも云ひ、食物には、殊に御饌とも御食津神とも申せる常の事なれば、今云ふ限りに非ず、倩、右の宇介の字を、生としも說けるは、四時祭式鎭魂祭條には、此神を御膳魂と有るに、産靈の義なる其に據りて說を成せるなり〔古語拾遺に、手置帆負、彥狹知二神の事を記して、其裔今在ニ紀伊國名草郡御木麁香二鄕一、採レ材齋

部所レ居謂ニ之御木一、造レ殿齋部所レ居謂ニ之麁香一とある下に、古語正殿謂ニ之麁香一と記し、御木を美祁と訓み來れるは
古事記、風木津別之忍男神の下に、訓レ木曰レ宜と見え、又和名抄に、上野、加三豆介乃、下野、之毛豆介乃と有るも、
毛野國と云ふ事にて、木の生ひたる野なる由の名なり、又、賦役令義解に、謂ニ土地之所レ生皆爲レ毛也と見え、集解に、
古記曰、土毛謂ニ草木一也、其地所レ生謂ニ之地毛一、當國所レ出皆是土毛耳と有り、史記註に地墝埆不レ生ニ五穀一曰ニ不毛一
又謂ニ之窮髮一とあり、此事列子にも見えたり、予が淡路國などにては、田に苗を植え附くるを毛附と云ひ其苗の秀た
るを立毛と云ひ、其實の多少を閲るを毛見と云ふ、佗國にて檢見と云へる是なり、此等は皆古言にて、義解の趣にも
合へり、此等の事を叢脞しく云ふも言痛けれども、考の本着く所なる故に云へり、魂を美拖磨と訓めるは、恩頼の
意なり、宇氣を主り給ふ大神と坐して、其恩頼を令レ蒙給ふ事にて、神武天皇四年御紀に、詔曰、我皇祖之靈也自レ天
降鑒、助ニ朕躬一、又垂仁天皇九十九年御紀に、頼ニ聖帝之神靈一、又、景行天皇二十八年御紀に、頼ニ天皇之神靈一、又、
顯宗天皇二年御紀に、奉ニ天之靈一と見えたる靈又神靈と同じ意なり、和名抄に、靈、日本紀云（美太萬）一云（美
加介）又用ニ魂魄二字一と有るは、右等の靈字の訓なるべし、然れば、美加宜とも訓むべくこそ、萬葉五（二十六丁）
に、阿我農斯能、美多麻多麻比氐、又、十八（二十丁）に皇御祖乃、御靈多須氣氏などあり、此等を合はせて、其宇介
の神と坐して、其御靈の助け幸ひ給ひて、其御蔭を令レ蒙給ふが故に、美拖磨と申す言義を曉るべき者なりかし、（一條
太閤御說に、恩頼謂ニ利澤之可レ頼也と說かせ給へるは然る事なり、猶美多麻と云ふ事には、決めて深き由緒有る事な
るが、其は傳五、六に委しく云へり、神名式に、大和國廣瀨郡廣瀨坐、和加宇加乃賣命神社（名神、大、月次、新嘗）

と有るは、此大神に坐す事、已に傳七に委しく註せるが如し、同式に、常陸國稻村神社、立野神社御在し坐すは、四時祭式四月祭條に、廣瀬龍田二神を相並べて祀らせ給へるに等しかるべし、續後紀に、嘉祥二年夏四月甲子朔庚寅、常陸國久慈郡稻村神預二之官社一、緣二水旱之時祈必致一レ感と見え、三代實錄に元慶二年八月二十三日丙戌、授二常陸國正六位上稻村神從五位下一、仁和元年五月十二日丙午、常陸國從五位下授二從五位上一と有る是なり、廿八社鎭座に、在二保内郷下野宮一、初在二上稻村一也、所レ祭面足尊、惶根尊、級長戸邊命三神也と云へり、然れども立野神社は風神に御在し坐すに就て思へば、面足尊、惶根尊と云ふは、あらぬ事にて、正しく右の廣瀬と同神に御在し坐すこと、申すも更なりかし、後に云ふが如く、常陸風土記に、筑波岳所レ有飯名神と有るを、其六社の中に稻村社有り、又、此稻村神社の傳に、筑波山神之女也と云ふなど、大忌祭詞に山口神の御事を申す所に准らへて、由有る事共なり、然して天武天皇御紀に、祭二大忌神於廣瀬河曲一と有るに就て、思ひ得たる事なむ有りける、其は高橋氏文に、掛畏、卷向日代宮御宇、大足彦忍代別天皇、五十三年云々入二東國一、冬十月到二于上總國安房浮島宮一云々、磐鹿六鴈命、以二角弭之弓一當二遊魚之中一、即着レ弭而出、忽獲二數隻一、仍名曰二頑魚一云々、得二八尺白蛤一貝一、磐鹿六鴈命、捧二作二種之物一、六鴈令二料理一テ將仕奉ト白テ爲レ膾及煮燒雜造盛テ見河曲山梔葉テ高次八枚刺作、見眞木葉テ、平次八枚刺作テ云々、是時上總國安房大神ヲ、御食都神ト坐奉テ云々、供二御食一供奉始テと有る細書に、但之安房大神爲二御食津神一者、今大膳職祭神也とあり、此安房大神と申すは、其本國に坐せる大宜都比賣神を、神武天皇の大御代に、阿波忌部の移りて、總國の安房郡に居る程に、齋ひ奉れりしなるべし、和名抄郷名に、安房國安房郡河曲(加波和)とあるも由有る事なり、若

て其安房大神は、其より京に迎へて、大膳式に祟め奉る事と成れる、其卽、神名式に、大膳職坐神三座の中なる御食津神社是なり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ大膳職從四位上御食津神從三位一と見ゆ、猶傳四に云へり、(但、大膳職式に御膳神八座云々但御膳神一月十一月上酉日祭レ之と有り、此八座と云ふ事は、右の氏文に、安房大神乎御食都神止坐奉天云々、大八洲爾像天、八乎止古、八乎止咩止定天、神嘗大嘗等供奉始支と有るに依れる者なるべし)〇又生ニ海神等一は、下なる祓除條に、沈ニ濯於海底一、因以生神號曰ニ底津少童命一、又潜ニ濯於潮中一、因以生神號曰ニ中津少童命一、又浮ニ濯於潮上一、因以生神號曰ニ表津少童命一とある、此三神を揔云ふ故に、海神等とは云ふなれど、其生坐せる所に出でたらむには、同じ事を再び云ふに及ぶまじき事なるを、此に在るは文の錯亂たりし者なり、古事記も然り、身滌段に、右の三神は出でたるに、其より以前に、既生レ國竟、更生レ神とある十神の中に、次生ニ海神名大綿津見神一、次生ニ水戸神名云々一と有るを、記傳五(三十一)に辨へられたるが如く、右の十神は、彼御身滌の度に成り坐せる神名の混亂れて、別神の如く重複りたる傳なれば、此一書も共に誤れる事、灼然き者なりかし、(第十一書にも、祓除條に至りて、其海神と共に生坐し磐土命、底土命、赤土命などを記されて、然後に、吹ニ生大地海原之諸神一矣と有る海原神は、此なる海神なるを思ひ合はすべし　〇少童命、古事記には、大綿津見神と作き、姓氏錄には、綿積命とも、大和多罪命とも、海神、綿積、豐玉彦神とも書けり、(少童の字は、通證に、博物志、西海神童、張華詩有ニ海童邀一路、註海神也と有るが如し、又、萬葉には、海若の字を用ひたり、其も、文選注に海神也と有れども、海中の物怪などを然云ひけむを、此にも海神の御名に當てられたるは、甚々忌はしき事共なり)但、綿津見は曲津海と云ふ事に

て、唯に海神と云ふに等しかるべし、大海なしも然云へる例は、萬葉一(十二丁)に、渡津海乃豐旗雲爾、三(三十丁)に、海若之奧爾、持行而二十二(二十六丁)に、海若之、奧津玉藻之、又、海若之、奧爾生有一、十五(六丁)に、和多都美能於伎都之奈良美一、又、(十九丁)に、和多都美能、於伎都奈波能久など多在る是なり、海神に云へるは、三(三十五丁)に、綿津海乃、手二卷四而有、玉手次一、七(二十九丁)に、海神、手纏持在、玉故一、又、海神、持在白玉など有るは、神の裝束に就て云ふなり、十六(八丁)に、海神之、殿蓋爾一、十八(二十三丁)に和多都美能、於枳都美夜敝爾と有るは、其宮殿を詠めるなり、三(三十九丁)に、海若者、靈寸物香云々と有るは、海神の所作を云へり、七(二十九丁)に、海神、心不御とは、其神心を畏むなり、九(二十九丁)贈二入唐使一歌に、海若之、何神乎齋祈者歟、彼方毛、來方毛、船之早兼、とある耳ぞ、廣く海中の諸神を指せるには有りける、此等を以て思ふに、賀茂翁說に、綿津見は海津持の義と云はれたるに依らば其神名を海若に用ひたるなる可く、先には思ひしかども、其は委しからざりけり、(然れば、綿津見とは其地所の稱へにて、其を主宰り給ふ御事を、命とも神とも申せるなり、日神、月神、山神、川神などの例をも思ひ通して知るべし)偖、大海を和多都美と云へる和多は、渡りなるべく思ひて、既に傳六に且々云へれども、猶熟く思ふに、海は此國土を圍繞れる物なれば、曲の意なるべし、神武天皇御紀の曲浦を、私記に謂二海曲一也と有り、萬葉一(十七丁)に、志我能(一云比良乃)大和太など有る是なり、然るに祈年祭詞に、鹽沫能留限と有るは、此大地はし、圓轉なる物にして、其外圍は悉く滄海にて、國土は其中に僅に島嶼の如くして、其處此處にあり、所以に鹽沫の留極みと云ひて、國の際限を云ふ稱なり、此を以て、大海の曲がまれる事を知るべし、又、青海原者棹柁不干、

舟艫能至留極と有るも右の如くにて、棹梶不干して榜巡るとも、環の端無きが如くして、終に其究りなき詔にて、此も亦萬國の全を云ふ事已に祝詞講義に說けるが如し、此も海の曲なる證なり、猶日易きは、萬葉三(三十九丁)羇旅歌に、海若者、靈寸物香、淡路島、中爾立置而、白浪乎、伊與爾回之、座待月、開乃門從者、暮去者、鹽乎令滿、明去者、鹽乎令干、と有る始めに、海神は靈しく奇しく御坐して、浪を回ほし、潮を巡らして、其中に島山を立て置けりと云ふ事にて、此も亦海の曲なる證なる者なり、俗又、海は渡りて物爲る所なる故に、又其義を含める事云ふも更なり、津は例の處なり、海は大水なる事、已に傳四に云へり、(又、萬葉に、浦曲、磯曲など云へる曲も、海邊の曲がまれるを云ふなり、綿と云ふも、曲ね束ねて物爲る由の稱なるべし、但、通證に、重浪貌如レ累レ綿也、故、萬葉集、以二波浪一喩二木綿一之歌甚多、と云へる、或說は、笑ふべし)〇山神等は、第八一書に、伊弉諾尊斬二軻遇突智命一爲二五段一、此各化ニ成五山祇一、一則首化ニ爲大山祇一、二則身中化ニ爲中山祇一、三則手化ニ爲麓山祇一、四則腰化ニ爲正勝山祇一、五則足化ニ爲䨄山祇一とある、五山祇を總云ふ故に、山神等と記されたるなる可きが、此神等の生坐せるは此より遙に後なれば、上なる海神等の例にて正しからざるなり、右の如く、軻遇突智神の御骸より成り坐しゝ神に坐せども、文を引上げて此に出だせる故に、下には略かれたる者なり、古事記には、所レ殺迦具土神之於レ頭所レ成神、名正鹿山津見神、次於レ胸所レ成神、名淤縢山津見神、次於レ腹所レ成神、名奧山津見神、次於レ陰所レ成神、名原山津見神、次於二左手一所レ成神、名志藝山津見神、次於二右手一所レ成神、名羽山津見神、次於二左足一所レ成神、名原山津見神、次於二右足一所レ成神、名戸山津見神(自二正鹿山動見神一至二戸山津見神一竝八神)と有るは、此の五山祇の異說にて、其は宜しけれども、

其も此と同じく風神などの次に、次生二山神名大山津見神一と有りて、伊邪那岐、伊邪那美二神の御子と爲せるは、其に誤なり、予が說は、第七一書、大山祇神の傳に云ふべし、(予先には、古事記に、先づ大綿津見神の御名を擧げて後に三柱の綿津見神あり、又上に大山津見神を出だして、下に八柱の山津見神あり、然れば其主宰と坐す大綿津見神、大山津見神は、最前に成り出で御在し坐して、其使令れ給ふ枝神は、後に成り坐せるに依りて、二方に御名の出でたるにやと思ひしかども、其は分身にて云ふと、本體にて申すとの差別無かりし程の短き心なりき)偖、山とは彌眞と云ふ事にて、神氣の盛なる由なり、其は埴山姫を埴安神とも申して、山を安と云ひ換たる其安は、物の蕃息ごれる心なるを思ふべし、抑、山はしも、上には、大なる木共の雲を凌ぐ迄高く生ひ榮えて、其より雲雨を出し、下には、金石を藏め保持て、實に天下の至寶の生るゝ所なる謂なり、景行天皇十七年御紀、大御歌に、夜摩苦波、區毘能摩保邏摩、多々儺豆久阿烏伽枳夜摩、許莽例屢、夜摩苦之、于漏破試と、山と倭とを兼ねて譽はせ給ひて、國形の善はしき事を、山を以て詔言給ひ、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌に、日本乃、青香具山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有、畝火乃、此美豆山者、日緯能、大御門爾、彌豆山跡、山佐備伊座、耳爲之、青菅山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有、名細、吉野乃山者、影友乃、大御門從、雲居爾曾、遠久有家留、と詠めるは、唯山の光景を並べ云ふには非ず、神靈の盛なるを美稱(ホメタタヘ)へたるなり、古人の山を愛づる事の少なからざるは、國土の秀氣の鍾れる地なるを以てなり、此を以て、山の言義を今彌眞(イヤマ)ならむとは云ふなり、(又、三卷、詠二不盡山一歌に、日本之、山跡國乃、鎭十方、座神可聞、寶十方、成有山可聞など、此外にも多在り、類聚國史に、延曆二十四年十二月丁巳、勅二大和國一、

畝火香山、耳梨等山、百姓任意伐損、國吏寬容不加制禁、自今以後、莫令更然と有るも、山の神靈の亡びむ事を、惜らしませ給へる者なり、類聚三代格に、弘仁十二年四月廿二日、太政官符、應禁制斫損水邊山林事、右得大和國解偁、産業之務、非唯堰池淩潤之本、水木相生、然則水邊山林、必須鬱茂、何者、大河之源、其山鬱然、小川之流、其岳童焉、爰知流之細大隨山而生、夫山出雲雨、河潤丘里、山童毛盡、谿流涸乾、謹按、太政官去大同元年閏六月八日、下五畿内七道諸國符偁、右大臣宣勅、山川海島濱野林原等、一切收入、公私共之、但山岳之體、或於國爲禮事、須蕃茂、勿令伐損と有る、此大御勅を以て山の神氣有る趣を曉る可きなり、皇國の瑞穗國たる事は、人能く知れゝども、瑞山の萬國に比類なく美好く麗はしき事を人の云はざるは、甚々不足口惜き事なりかし）

○山祇は、古事記に山津見と作る、其正字にて、山を所知看す神と申す事なり、見の事は、傳六に云へり、萬葉二（十九丁）に、疊有、青垣山、山神乃、奉御調等、春部者、花挿頭持秋立者、黄葉頭刺理（一云、黄葉加射之）、云々、山川母、依氏奉流、神乃御代鴨と有る此にて、山神の御德を言ひ盡せる者なり、尙、傳九、大山祇神の下に委しく註す可ければ、其に任ねつ、（但、記傳五には、賀茂翁說に依りて、右の山祇は山津持なりと云はれたる、其も惡しきには非ざれども、猶見を所知看す義に說かれたる其方を、予は今取れる者なり、山祇字、通證に、梁沈約詩、聳蹕詔山祇とあり、然る事なり）

○水門神等とは、古事記に、綿津見神の次に、生水戸神、名速秋津日子神、次、妹速秋津比賣神と有るが如く、男女二柱なるが故に、等とは申せるなり、次に二神因河海持別而生神云々と見えて、併せて八神を載せたる、是等を總べたるにも有るべし、然れども此神等は此に入るべき神ならぬ、身滌段より此に混れ入り

たる事、記傳五(十)に委しく辨られたるが如し、(又、此水門神は、妹妋二神には坐さずて、決めて女神一柱なるべき考有りて、其は次なる速秋津日命の下に委しく云べし)水門とは、川より海へ水の落つる處を云ふなり、記傳五(三十七丁)に「武烈天皇御紀、大御歌に、之裒世を、一本に彌儺斗と有りと分注有り、水之門にて、神代紀の速吸名門を、神武天皇御紀には、速吸之門と有るにて知るべし」と云はれ、又、齊明天皇四年御紀大御歌に、彌儺度能、于之裒能矩娜利、于娜倶娜利と詠ませ給へるは、水門の潮の下り、海下りと云ふことにて、此にて川水の海へ入る門なること明らけし、斯る所には、船をも寄せて泊る故に、和名抄に、湊、說文云、水上、人所ㇾ會也(和名、三奈止)と云へり、偖水門の門は、門戸の戸に同じく、言義は、外にて内に界たる意なり、舍宅に戸と云ふは、外より内を圍みて内外の界たる謂なり、其に門戸の字を分てれども、其に同語なり、(和名抄に、在₂城郭₁曰ㇾ門、在₂屋堂₁曰ㇾ戸とあり、又、水門、後漢書云、水門、故處皆在₂河中₁、日本紀私記云、水門、美止と有れば、美止とも云ひしにや、今も川口なる處を水戸と云ひ、又、水戸口と云ふ事、常なり、但、右の漢書に云へる水門は、湊に非ず、城郭に云へる水門なれば、此の例に非ず、字の同じき故に引けるなり、通證に出₂後漢書雋不疑傳₁と云へり)、偖、此に水門神等と云ひ、古事記に、水戸神と有るを、大祓詞には、荒鹽之、鹽乃八百道乃八鹽道乃鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神、持可可呑氏牟、と有るは、甚く違へるが如きを、此に鈴屋大人の明辨有り、其後釋に、「速秋津日子、比賣、二柱神は、古事記に水戸神と有るを此に鹽乃八百會爾座須、と云へるは、甚く處違ひたれども、是に深き由有り、其は鹽乃八百會は、此顯國の海上の堺にて、根國の方へ潮の沒往く門口なれば、是亦彼方の水戸なり、常に云ふ水戸は、川より海へ

水の落つる口、鹽乃八百會は、海より入りて根國の方へ水の落つる口なれば、此方にて川より出づる所と、彼方へ出づる所との差こそ有れ、共に同じく水戸なる古傳の趣妙なる事如是し、能々味ふべし」と云はれたる、此說にて甚能通えたり、(此にて、大きくも小さくも水門神に坐す事明らかなり、若て此鹽乃八百會はしも、速吸名門なる事、予が大祓詞講義に註せるを、此には第十一書に就て云ふべければ、共に見合すべし) ○速秋津日命、大祓詞には、速開都比咩止云神と有りて、比古神の事無し、後釋に「此は彼御禊段に生坐せる伊豆能賣神なり、其伊豆は、阿伎豆の切りたる御名にて、即、彼速秋津日子神、速秋津比賣神と同神なり、秋は借字にて明(アキラ)殿の意なり、明とは、御禊に依りて清らかに清まりたる由の御名なり」と云はれたるは、甚委しき說なるが、此に就て思ふに、水門神は、女神一柱にして、男神は坐さゞる事灼然し、(其は、土神は、鎭火祭詞に、埴山姫と、此の第二第三第四の一書に、生二土神埴山姫一と見え、此の一書に、土神號二埴安神一と有りて、一神に坐すを、古事記には、波邇夜須毘古神、次、波邇夜須毘賣神と、二神に記せるを、古史徵に、波邇夜須毘古神と云ふ名は、孝元天皇の御子、建波邇夜須毘古命の名を傳へ誤れるにぞ有るべき」と云はれたるが如く、古書には然る混れも多在る者なればなり) 然れども、古事記に、此速秋津日子、速秋津比賣二神、因二河海一持別而生神名、沫那藝神、次、沫那美神、次、頰那藝神、次、頰那美神、次、天之水分神、次、國之水分神、次、天之久比奢母智神、次、國之久比奢母智神(自二沫那藝神一至二國之久比奢母智神一幷八神)と有りて、此は妹妖嫁繼坐して、御子を生み坐せる傳なり、又、同記に、水戸神之孫櫛八玉神など、其孫神の傳さへ有るに男神を除きて、女神一柱と云ふは、强ひたるが如く思ふらむ人も有るなめども、其沫那藝神、沫那美神には、神世七代

章に、沫蕩尊と見えたる其正說にて、伊弉諾尊なるべき由、傳三に註せれば、此を除くべし、又、水分神は、大倭神社注進狀に載せたる大神氏家牒に、子守(御母、三島溝咋耳之女、玉櫛媛)と有りて出自の別なる別神に坐す事、水分神詞、又神賀詞講義に云へるを、此下にも闇龗神の下にも云へれば、此も除くべし、又、久比奢母智神は、鎭火祭詞に、水神匏、川菜、埴山姫四種物乎生給氏と見え、此第三ノ一書に、生二天吉葛一とある其神なる事、傳七に註せれば、此も除くべし、斯れば殘れる神は、頰那藝、頰那美二神なると、其沫那藝、沫那美二神を始く同名異神と見て、此四柱耳なるは、河海に因て生坐る神ならめども、速秋津比賣神の支族神なる可きを、內宮儀式帳に、津夫良神社、大水神兒、津夫良比古、津夫良比賣命と有れば、其と見て此を除くとも妨なかるべければ、水門神は唯女神一柱と見ても、甚能通ゆるなり、若て水戶神之孫櫛八玉神と有るは、此神天穗日命の后神と成り坐して、生み坐せる其御子孫なる可きが、其御饗を奉り給ふ事の重きが故、系を御母神の方に係けて傳へたる事、下に云ふを見て知るべき者なり(其は天忍穗耳尊の后神玉依姫命、亦名、丹舃姫命は天兒屋命、萬幡豐秋津師姫命と、夫婦の間に成り坐せる神なれども、何れも萬幡姫命の兒と爲せるは、其御母神に屬き給ふべき所由有るを以てなり、思ひ誤る事勿れ)其は出雲風土記出雲郡條に、伊努鄕、國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社、卽坐二鄕中一故云二伊努一とある意美豆努命は、素戔嗚尊に坐し、意保須美比古佐倭氣命は、此の熊野大隅命にて、天穗日命に坐す事、次なる瑞珠盟約章に就て說くべし、神名式に、伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社と有るは、后神と竝び坐せるにて、神魂と稱ぶらせ奉れるは、其大神に屬き坐せるか、又は、其大神の神命以て、合せ給へるかなどの故なるべし、又、秋鹿郡條に、伊農

郷、出雲郡伊農郷坐、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后、天甕津日女命、國巡行坐時、至二坐此處一而、詔二伊農波夜一故云二伊努一とある、此と右の神名式を合はせて、神魂伊豆乃賣命と、天甕津日女命と同神たる事、自然灼然し、甕(ミカ)は嚴(イツ)と同じく、嚴(イカ)は物を嚴(イツ)くしく齋ひ清まはる由なり、神武天皇御紀に、朕親作二顯齋一、用レ汝爲二齋主一、授以二嚴媛之號一とある、此を以て甕津日女と伊豆乃賣と、同じ趣なる事を曉るべし、(又、風土記秋鹿郡條に、所三以號二秋鹿一者、郡家正北秋鹿日女命坐故、云二秋鹿一矣とある、其は何れの神とも知られねども、秋鹿と云ふ事、若明處(アキカ)ならむには由有り、右の神魂伊豆乃賣命を、其大神に屬き坐すと云ふは、此御禊に成坐せる枉津日神は、高皇産靈尊に、直日神は、神皇産靈尊に屬き坐して、世に幸ひ給ふ事、此卷末に云ふを見て曉るべし、然れば、此も其例に當たるなり）猶徴と爲べきは、古事記に、大年神、娶二神活須毘神之女伊怒比賣一、生子向日神、又、娶二香用比賣一、生子御年神と有る、神活須毘神は、此の熊野櫲樟日命にて、天穗日命に坐す事、右に云へるが如し、其御女の伊怒比賣は、右の伊農波夜と宜ひし天甕津日女命の生み坐せるなり、然るに、向日神社記に、向日神者、神須佐之男命子大歳神、娶二活須日神之女、神須治曜姫命一生子也と有れば、大年神の后神の伊怒比賣と、香用比賣とは一にて、其子の向日神と、御年神と、又一神なる事も知らるゝなり、(但、此一件は然しも用なき事の如くなれども、天穗日命と伊豆能賣神と、御妹妹と成りて生み坐せる御女の事を云へるが、其御婿の大年神の事には、下に徴すべき事有るが故ぞかし）倭姫命世記皇太神御遷幸の所に、出雲神子、出雲建子命、一名伊勢都彦神、一名櫛玉命云々、五十鈴川後江仁天、奉二御饗一と有る後江は、即、水門なるに、櫛玉命と櫛八玉神と同じきを、其を出雲神子と云ふは、天穗日命の子孫の謂なるを、國造本紀に、

相武國造、志賀高穴穗朝、武藏國造祖神伊勢都彥命三世孫、弟武彥命、定㆓賜國造㆒と有るに、古事記の天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造・无邪志國造云々等之祖也と有るを合すれば、上に引ける水戸神之孫、櫛八玉神と云ふ事、自然に相契合る者なり、又、伊勢都彥神の住めりし多賀佐山嶺の邊は、度會郡沼木鄕なり、然るを出雲風土記に、意宇郡野城驛依㆓野城大神坐㆒故云㆓野城㆒と有るを、神名式に、天穗日命神社と有るなども、旁由ある事を思ひ定むべし、又、世記に、瀧原宮一座並宮一座を、水戸神、名速秋津日子神、妹速秋津比賣神是也と有るは、儀式帳に、稱㆓天照太神遙宮㆒と有れば如何なる事の如くなれども、水戸神の其地に鎭り坐しゝ傳などの有りけるに據りて、古事記の文を取りて云へる說ならむも知るべからずと雖も、皆、其所謂なき事には非ざるなり、(又、儀式帳に、小朝熊神社一處、稱㆓神櫛玉命兒大歲㆒云々と有に、大歲神を櫛玉命兒と有るは違へる事ながら、大歲神を祀れる事は實なる事、祝詞講義太神宮六月々次祭條に云へり、又湯田社一處、稱㆓鳴震電㆒、又、大歲御祖命云々、又、久麻良比神社一處、稱㆓大歲神兒千依比賣命㆒云々、江神社一處、稱㆓天須婆留女命兒、長口女命㆒、形在㆑水又、大歲御祖命、形無、又、宇加乃御玉、同云々、葭原神社、大歲神兒、佐々津比古命、又、宇加乃御玉御祖命、形無、又、伊加利比女命、形無、加努彌神社、大歲神兒、稻依比女命、形有坐など有りて、右の六社の神等は、何れも大歲神、又は其子神にて、伊勢に多く鎭り坐す事も、其婦翁と坐す天穗日命の由緒に依れる者なるべし、然るを、伊勢國は、神武天皇東征の頃迄も伊勢都彥神の主領き居たりしを、天日別命の令去たるに依りて、其神は東國に飛去りたる趣、風土記に見えたれども、國造本紀に、島津國造、志賀高穴穗朝、出雲臣祖、佐比禰足尼孫、出雲笠尾命、定㆓賜國造㆒と有る、島津は今志摩國なれば、其子

孫の留まり居て、國造には任され奉りしにや、猶神武天皇御紀傳に云ふべきなり、倍、此は古事記に水戸神を二神とし、此に水門神等と有るは、共に誤にて、女神一柱に御在しゝが、天穂日命の后神と成り給ひし始終を明さむとして、思ほえず長々しき說言をぞ爲たりける、然れども、餘りに入組みて叢雜しきを、普く我さへぞ思ひ煩ひける）〇木神等は、正書には生二木祖句々廼馳一と續けたるを、此に木神等と有るは、異なる傳なり、古事記にも、生二木神名久々能智神一と見え、大殿祭詞には、屋船久々遲命（是木靈也）と有りて、木神は一柱に坐すを、木神等と云ふ時は、菓句々廼馳命と云ふが多き如く聞えて、如何なる事なり、大山祇神と、五山祇とある例には、此は准らへ難かるべし、（又古事記に、羽山戸神の子に、久々年神、久々紀若室葛根神有りて、その久々は句々廼馳の句々に同じけれども、其出自の異なれば、此の木神等も云ふ列には立つべからざれば、等字は、若くは衍文か善本を以て校正すべし）〇土神號二埴安神一、傳七に註せり、神名式に、大和國十市郡畝尾坐健土安神社（大、月次、新嘗）と有りて、畝尾は古事記に香山之畝尾と有るが如し、此は已にも引ける神武天皇御紀に、取二天香山之埴土一、以造二八十平瓮一、躬自齋戒祭二諸神一、遂得レ安二定區宇一、故號二取レ土之處一曰二埴安一と有れば、此時初めて祭り給ふが如くなれども、前年九月の下に夢有二天神一、訓レ之曰、宜下取二天香山社中土一、以造二天平瓮八十枚一、并造二嚴瓮一、而敬中祭天神地祇上亦爲二嚴呪詛一と有れば、神代より鎭り坐せりしを、更に此社の土を取り給ひし祥に依りて、其神名を以て地名にも負せ給へりし由なり桑家漢語抄に、平瓮、比良加或は平賀、又、八十平賀云々、埴安比咩之後、代々掌レ之と有るを以て、埴の用を知るべし、第七一書に、伊奘諾尊拔レ劍斬二軻遇突智一、爲二三段一云々、其一段是爲二大山祇神一と有りて、天香山は、其軻遇突智神の御骸より

り、化れる事、師說を引きて、傳九に註せるが如し、偖、埴山姬神は其后神に坐せば、本より副御神在すべき理なるぞかし、(但、其時の香山は、天なる香山なるを、後に其山の落ちて、大和國に下れるに就ては、其山に由ある神等は、又其山に相副へて降り坐すべき者なり)崇神天皇十年御紀に、吾聞、武埴安彥之妻吾田媛密來之取二倭香山土一、裹二領巾頭一、祈曰二是倭國之物實一(物實、此云二望能志呂一)是以、知レ有レ事焉、非二早圖一必後レ之と有るに、謀反(ミカドカタブケ)して國を奪はむと爲る心有る故に、埴土を國の物實として、取りて兇詛(カシリ)を成せるなり、此を以て、此神は物に用ふる埴土のみには非ず、國と成れる地盤の神なりと知るべし、(然れども、國土を知し看す謂には非ず、國土と成れる土神なる事を知るべし、傳七土神の下考合すべし)三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二大和國從五位下畝尼建土安神、從五位上一とあり、健と稱へ奉れるは、彼嚴兇詛を成して、御軍に打勝ち給ひしなどよりの事なるべし、火神の后神と坐せば、稜威の甚可畏く御在すべき筈なる事、傳七に云へる、丹生神の神威の事に思ひ合すべきなり、萬葉一(二十三丁)藤原宮御井歌に、埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者一、二(三十五丁)に、埴安乃、御門之原爾とも、埴安乃、池之堤之とも詠める地是なり、(今、天香山の北麓、池內村と云へる、卽、其埴安池なり、彼謀反せし武埴安彥も、其地に住めりし故に、取りて名とは爲せる者なるべし)○悉生二萬物一焉は、上作國土山海草木を除きて、凡宇宙に有らゆる萬物は、悉くに二神の生み坐せりと云ふ傳なり、鎭火祭詞に、國能八十國、島能八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氐、麻奈弟子爾火結神乎生給と見えたるも、此の悉生二萬物一焉、至二於火神軻遇突智之生一也云々とあるも、其續き樣の同じきを合はせ見るに、此は萬物と、其物を云ひて神を云はず、彼詞は、八百萬神と、其神を云ひて物を云は

ざるなれば、互ひに其意を通はして詠くべき所なり、髻華山蔭に此文を論ひて、上下の例皆其神を生むと有れば、此も萬物の神なる可ければ、神字有らま欲しと云はれたる、實に然る言なり、但、萬物とは、唯、數の許多なる事を云へる常の事にて、大きくも廣くも、其限なきを云ふなり、(萬葉一、又、十二に、萬段、願爲年ノ十八に、萬調、麻都流都可佐等」など云へる萬の例を見るべし、漢籍莊子に今計物之數、不止於萬、而期曰萬物者、以數之多者、號而讀之也と云へるも相似たる事なり)已に傳六にも云る如く、二神の御子を生み坐しゝ次序は、最初に此に見えたる風神は、成り坐しゝかども、其は御氣に化生る神に坐す故に、二神の御麻奈子として生り坐せる長子は、天照太神に渡らせ給ひ、次では素戔嗚神(亦云月神)の生れ坐せる耳にて、珍子は此二柱に限れるを、鎭火祭詞に、麻奈弟子爾火結神乎生給氐と有れば、妹妹二柱、嫁繼給ひて生み坐しゝ御子は、軻遇突智神なむ終めには御在しける、麻奈子麻奈弟子の事、傳七に云へり、然れば、此の萬物は、日神月神と火神との間に生れ坐せるにて其靈として成れる八百萬神は、本より海神山神の如く主々しき神はに非ざるが上に、其八百萬神をも、萬物を麻奈子とは云はざるを以て思ふに、陰陽二神の、始めて宇宙に萬物を成し生し給へる共に、神靈の自然に具はりて成り坐せるを、御子と爲給ふにこそは有りけめ、御腹より生み坐せるには非ざるべし、(其は、御息の風神と成り坐し、爲吐の金山彥、金山姬神に、小便の罔象女神に、大便の埴山姬神に成れる類にて、この二神の國生み坐しゝより以來、萬に成しと成し給ふ物に就ても、事に就いても、諸神は成り出で坐しけむを、大凡に萬物と云ひ、八百萬神とも申して、御子の列に成し給へるにこそは有りけめ、

至於火神軻遇突智之生也。其母伊弉冊尊見焦而化去。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以一兒替我愛之妹者乎則。匍匐頭邊匍匐脚邊而哭泣流涕焉。其涙墮而爲神。是卽畝丘樹下所居之神。號啼澤女命矣。遂拔所帶十握劒。斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。復劒刄垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。卽此經津主神之祖矣。復劒鐔垂血激越爲神號曰甕速日神。次熯速日神。其甕速日神是。武甕槌神之祖也。亦曰甕速日命。次熯速日命。次武甕槌神。復劒鋒垂血激越爲神號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男命。一曰磐筒男命及磐筒女命。復劒頭垂血激越爲神號曰闇龗。次闇山祇。次闇罔象。

火神云々は、已に第二、三、四、五の一書に見えたる事なるが、此傳は古事記と同じく、御母神の神避坐して後、御父神の御歎の消息と、其御祭の所置等の較略なるが、此續きに有るべき事をも、他一書に在れば、其に委任て略かれたる故に、餘に事略過ぎたる事なむ此彼見ゆめる、其は、金神水神土神は、甚止事なき神には坐せども、御母神に屬きたる事故に第四一書に讓られ、又、火神土神の娶坐して稚産靈神を生み給へりし事は、第二一書に在るを以て、此は除かれ、唯飢時生兒と、倉稲魂命の異名を上に記され、若て啼澤女命の事は、古事記と打合ひ次に火神を斬給へりし

御劍と血とに依りて成り坐る神等の事は、必ず此に在るべき事なるを、斬二軻遇突智一爲二三段一、此各化二成神一也と有る、其神を擧げざるも、次なる第七一書に渡して此に略かれたるは、不足事なから、古事記に此傳の無きには勝れゝども、左に右に此一書のみを見ては、心行かぬ所なむ多在りぬべければ、今も其心爲ずは得有るべからざる事なり、（倍、又此に、亦曰云々、一曰云々と有る所などは、細書に爲すべき文なり、然れども類聚國史にも一書の文は悉に細書に物せられたれば、亦曰も、一曰も、書下して有れば、今改むべからずと雖も甚々紛亂はしき心ちぞ爲る）○見レ焦而化去也、鎭火祭詞に、火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐と有る、是なる由、傳七に說けるが如し、化去字は、第二一書に、所レ焦而終矣、其且レ終之間と有る終字と同じく、此の事、實に當らざる事遠き者なり、（今は今辨ふる限りに非ず、已に傳七卷に委しく註せり、此等の字共に依りて、伊弉冊尊の崩坐しゝ狀に云ふなどは、忌はしき說なり）○恨之、宇良牟は情見にて、物に怒る事の甚しき時は、其を心に藏めて有るべからざれば、其より色に出で外に見はるゝを云ふなり、第十一書に、伊弉冊尊耻恨之曰、汝已見二我情一、我復見二汝情一とある、此即、恨の本義なり、其は、佗より我心裏の事を見顯はさるゝ時は、我止む事を得ずして、忿怒の心出來る、其即、見二我情一なり、此返さひに、我より人の心裏の事を見顯はす時は、人亦止む事を得ずして、忿怒の心出來る、此即、見二汝情一なり、然れば、此文は汝我を恨みさせつ、我亦汝に恨みさせて、共に戰はむと云ふ事なり、名義抄に、恨字を宇良牟とも、久由とも、伊佞抒保流とも訓めり、然れば、此は火神を令生給ひし事を悔給ひ又生れ坐しし御子の爲に、御母の焦れさせ御在し坐ししより、石隱れ給ひし事を憤り給へる者なり、（宇良牟の宇良は、情にて思の對なり、思慮の內に在るを情と云ひ、外に出づる

を思と云ひて、裏表の義なり、詩の小雅に、不レ離二于裏一と有る註に、裏心腹也と云へるに似たり、裏怜し、裏悲し、恨む、羨やむ、嬉し愁ふなどの宇良、又字體も、共に情を本にして、重復れる語共なるを思ひ合はすべし)○唯以二一兒一、古事記に子之一木と有るに依りて、訓を知るべし、私記に、問、此意如何、答、古事記及日本新抄並云、謂レ易二子之一木一乎、古者謂レ木爲レ介、故、今云二神今食一者、今謂二神今木一矣、必以レ木爲レ喩者、蓋古以レ貴人一喩二於木一、故謂二神及貴人一爲二一柱一木一矣、今此云二子之一木一、猶如レ云二子之一柱一矣、以二賤人一喩二於草一、故、謂二天下人民一爲二青人草一也と有るが如く、貴人を木に、小人を草に、古は喩たりけむ、(木を介と云ふは、古事記に、訓レ木以レ宜と見え、景行天皇御紀歌に、阿佐志毛能、彌開能佐烏麼志など見え、記傳に引かれたる同御紀に、御木、木此云レ開、萬葉廿に、眞木柱を麻氣波之良、又、松木を麻都能氣と見え、又、近江の佐々木を、和名抄に篠笥とも有りと有る此なり、但、記傳には以二賤人一喩二於草一の說は取られざりけれども、草と云へば賤しく聞ゆれども、然に非ず、天之益人とも云へる如く、人民の蕃息これる狀を、草の所狹く茂り榮ゆるに喩へたるなるべし)但、一兒を子之一木と謂めるは、子之一君と云ふ事には非ざるか、然らば木を伎と訓むべし、君を伎と云ふ例は、崇神天皇十年御紀に、號二叩頭之處一曰二我君一と有るは、神名式に、山城國相樂郡和伎と見えたる地名なり、神功皇后御紀、應神天皇御紀歌に、伊奘阿藝と有るに、去來吾君なり、又、古事記(明宮段)に、佐邪伎阿藝と有るは、鶺鴒吾君と云ふ事なり、源氏(繪合卷)に、伎年這等は同じ年なれど、言詮無し一と有る、此詞蜻蛉日記にも出でたり、君貴と云ふ事なり、今俗に兄姉などを敎ひては、兄伎姉伎と云ふも、兄君姉君なるべし、(然るを、或嗚呼の者の說とて、人の語るを聞くに、此は輙遇奕智を甚く惡みて、

惡兒一疋許に易へつる哉とて、獸に比らべて貶しめ給ふ言なり、雄略天皇御紀歌に馬八匹を、宇麼能耶都擬播と詠めるが如しと云ふは、甚々可畏く、身毛も彌立ちて思ゆる狂言なり、(誤りても欺るゝ事勿れ)○愛之は、此下にも愛也吾夫君とも、愛也吾妹とも有る、共に宇流波志伎と訓めり、應神天皇十三年御紀皇太子御歌に、彌知能之利、古破儴塢等綿、阿羅素破儒、泥辭區塢之叙、于蘆波辭彌茂布と有るは、少女が不爭して寢敷を愛はしみ思ふとなり、又、古事記、(遠飛鳥宮段)輕太子其伊呂妹を思ふ御歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥氐婆と有るは、愛はしと眞寢し眞寢てばなり、常陸風土記、行方郡藝津里條に、寸津比賣、引二率姉妹一、信竭二心力一、不レ避二風雨一、朝夕供奉、天皇欽二其慇懃一、惠慈、所以此野謂二宇流波斯之小野一と有りて惠慈の字を訓めり、萬葉には、多く愛字を宇都久斯伎と訓みたれども、十五(三十一丁、卅四丁)に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎、又(三十六丁)宇流波之等、於毛比之於毛婆波と有るは女に云へるなり、十七、宇流波之等、安我毛布伎美波、又(二十七丁)君之心乎、宇流波之美と有るは、人を指して云へるなり、然れば其數多なる愛字の中には、宇流波斯と訓むも、宇都久斯と訓むも有りぬ可ければ、此も共に從ひて、此なるは宇流波斯と訓み、下、愛也は宇都久斯と訓みつ(其は古言を惜らしみての事なり、古事記にも、此の文を、愛我那邇妹命と有るを、故翁は、宇都久斯伎と訓まれたり)言義宇流波斯は得愛(ウルハシ)なるべし、愛を波斯と云ふは、景行天皇十七年御紀、大御歌に、波辭枳豫辭と有るを、萬葉に多く愛哉師とも愛八師とも作き、二(四十二丁)に、愛伎妻等者に、四(四十二丁)に愛妻之兒など有る愛は、何れも波斯伎と訓より外なき所なり、十四(十二丁)に、和爾余曾利、波之奈流兒良師は、吾に緣り愛なる子等しなり、又(十六丁)波自伎於伎氐、西良思馬伎那婆は、愛きを除て夫等(セラ)し覓(マギ)な

ばなり、十八(三十七丁)に、波之伎故毛我母」十九(二十一丁)に、波之伎和我考故」二十(十九丁)に、麻知可母戀牟波之伎都麻良波」又(三十三丁)波之伎多我都麻など、多く男女の中間に云へるは、愛の言、本(ハシ)に間にて、物と物との間に在る如く互に相隔らぬ謂なるべし(記傳四卷、天浮橋の下に云はれたる如く、波斯と云ふは、物と物との間に在りて、支へ持つ意なり、柱と云ふも、上下の間に有りて、屋を支持つなり、橋と云ふも、彼と此との間に在り、箸と云ふも、此と彼とを合せて用を成し、又、竹の節間を波斯と云へり、古今集雜部に「木にも非ず、草にも非ず、竹の節(ヨ)の、間に我身は成りぬべらなり」と有る、后にも非ず、妃にも非ず、何れにも着かぬ由の述懐なる、竹は木と草との間物と爲て詠み給へるなり、又、夫婦の媒爲る事を、橋懸と云ふも、天浮橋の故事に依れりとは云ひながら、又愛懸と云ふ意の無きにしもあらず)○妹者、下に愛也吾妹と有る、共に古事記に、愛我那邇妹命と見えたると、訓を同じく爲り、其手は歎辭にて、萬葉二(三十六丁)柿本朝臣人麿、妻死之後、泣血哀慟作歌に、妹之名喚而袖曾振鶴と有るが如く、御歎の餘にその名を指し呼ばせ給へるなりけり、履仲天皇五年御紀に、自往來羽田之汝妹者云々、汝妹、此云「儺邇毛」と有り、播磨風土記讃容郡條に、大神勅云、汝妹者五月夜殖哉と見ゆ、汝妍妹命(ナニイモノミコト)の義にて、其邇は、八洲起元章なる妍哉の妍に當る言と通えたり、釋秘訓に引ける私記に、妹字の事を、此字有二兩訓一也、若正相對而言之、則謂二伊呂妹一、若遙而相言之、則謂二那邇毛一、今隨二此設一詞、故不二同也と云へり、此事、傳五にも註せりき、(記傳に、邇は伊と同韻を通はして云ふか、將萬葉九に、妹名根とも有れば、名根妹の省伊を約めて、邇と云ふか」と云はれたれども、穩ならず)○特二云々一乎は、古事記に依りて、特都流哉登詔給比氐と訓むべし記傳五(六十四丁)

に「玉垣宮段に、吾殆見欺乎云々と有る語勢に似たり、加毛は後世に哉と云に同辭なり、偖此御言は愛くしみ所思す妹命を、一人の子に換へて神避り坐せつる事よと、悼み惜み給へるなり」と有るが如し（但、記傳にては、神避を崩御し事の如く心得たれども、然に非ず、現身ながらに石隠れて、下津國に神避給へるを惜み給ふなり）○頭邊脚邊は、此を第七一書の末に註して、頭邊、此云摩苦羅陛、脚邊、此云阿度陛と見え、雄略天皇御紀に、頭脚二字を阿度摩苦羅と訓みて有り、古事記に此を御枕方御足方と有るを例として、上に御字を訓み添ふべき事、云ふも更なり、記傳五（六十五丁）に「萬葉三（四十六丁）にも枕邊てふ言有り、方を辭と云ふは、古、昔、行方、又、某倍と云ふ、皆、此方の意なり、前は目方、後は尻方なり、齊明天皇五年御紀に、後方羊蹄、此云斯梨蔽之とあり、萬葉五（三十丁）に父母波、枕乃可多爾、妻子等母波、足乃方爾、圍居而、云々、古今集に「枕より足より戀の攻來れば云々」、阿登は足所なり」とあり、猶、佛足石歌にも、許乃美阿登都久流とも、於保美阿止などもあり、禁祕御抄には、内地以神宮并内侍所不爲御跡と記し給ひ、西行が撰集抄にも、阿登麻久良も覺えぬ云々と見えたり、（又、萬葉一に、枕之邊と有るも、枕方に同じ、頭字を用ひられたる事は、通證に、林和靖集注、北俗多呼枕以頭字連之とあり）偖此頭邊脚邊は、二神等の遘合し給ふ經處にて、二神の共に御手を纏きて寢給ひし敷妙の、御枕方御足方の事なり、其は今迄女神と共に寢伏し給へりしに、火神を生み坐しより、石隠れて下津國に御在し坐せりしかば、其御床上を、後に成し先に成して歎かせ給へるなり、此事、昔より妹御の崩御給へる御骸の、御枕方御足方を云ふと、僻心得しつるより、辭を係けて、第九一書などには、殯斂之處など云ひ、又、其石隠れ御在しゝ所を、葬地の如くには語り傳へ、

又、誤り記せりし者なり、(平田翁古史徴に、伊弉冊尊の身罷り坐さざる由、委しく辨へられたるは、甚々目覺ましき說にて、寔に愛たし、然れども、古事記の文を引かれたるにも、御枕方御足方の字を採られざりけるは、甚惜らしき事なり)、其は萬葉二(三十七丁)に柿本朝臣人麻呂、妻死之後、泣血哀慟作歌に、吾妹子與、二人吾宿之、枕付、嬬屋之內爾、晝羽裳、浦不樂晚之、夜者裳、氣衝明之、歎友、世武爲便不知爾、と訓み、其短歌に、家來而吾屋乎見者、玉床之外向來、妹木枕と見え、三(五十九丁)に悲傷死妻歌にも、將云爲便、將爲便不知、吾妹子跡、左宿之妻屋爾、朝庭、出立偲、夕爾波、入居歎舍、など有る、此は妻の死れる時の事にて、此の例に引くは甚可畏しと雖も、其組處にて、現心も御在し坐さざるが如く這ひ廻りて、歎き愁ひ給へりし狀、此に同じかるべし、然れば、此の頭邊脚邊には、二神と共に御寢坐せりし夜床の、頭脚なるべき事云ふも更なり、(又、三卷、石田王卒之時、丹生女王作歌に、吾屋戶爾、御室乎立而、枕邊爾、齋戶乎居と有も、其卒りし人と寢たる枕方にて死骸の頭邊ならざるを知るべし)○匍匐は腹這(ハラバヒ)なり、萬葉三(五十三丁)挽歌に、若子乃匍匐(ハヒ)多毛登保里、朝夕哭耳曾吾泣、居無二四天と見え十三(二十八丁)に劔刀、磨之心乎、天雲爾、思散之、展轉、土打哭抒將飽不足可聞など詠める如く、其御別を甚く悲しませ給ひて、展轉び、大御哭泣し給へる御狀なり、記傳五(六十五丁)に、波良婆比(ハラバヒ)と訓むべし、萬葉十九(四十二丁)に、赤駒之腹婆布田爲、新撰字鏡に、匍(ハ)匍匐也、波良波比由久(ハラバヒユク)、靈異記に、匍匐、波良波布など有り」と見えたり、猶、續紀第六詔に、恐士物、進退匍匐廻保理白賜とあり(匍匐字、古事記海宮段日代宮段にも見ゆ、萬葉三、大納言大伴卿薨之歌六首の中に、若子乃、匍匐多毛登保里、朝夕、哭耳曾吾泣、君無二四天と有る左書に、仕人金明軍不ㇾ勝二犬馬之慕一、心

中感緒作歌と見えたるなど、哭泣の狀考へ合はすべし、禮奔喪に、孝子親死悲哀志懣故匍匐而哭之と有るも似たる事なり毛詩註に匍匐兒、以手行也とあり）〇哭泣流涕焉、哭泣は、傳六に註せり、流涕は加那志美給布と詠めり、第十一書、伊弉諾尊其妹を慕ひて至り坐しし所に、便語之曰、悲汝故來と見え、又、其事解けて還り坐す時の御言に、始爲族悲及思哀者、是吾之怯矣とある、悲と有るは、上に愛之妹者と有るを受けて、愛ほしき義なると同意也、萬葉集十四（四丁）に麻可奈思美、奴良久波思家久、又（六丁）麻可奈思美、佐禰爾和波由久、又（九丁）曾能可奈之伎乎、刀爾多氏米也母、又（二十丁）麻可奈思美、奴禮婆許登爾豆、又（三十四丁）於伎氏伊可婆、伊毛奈婆可奈之、又（三十六丁）可奈思伊毛乎、伊都知由可米等など見えたる、加那志は何れも男女の間の相憐れみ愛はしむ意なり、然れば悲哀の義に用ふるも、其本一なるべし、（古今集に「陸奥は何所は有れど、鹽竈の浦榜く船の、綱手悲しも」と詠み、源氏標滞卷に「住吉の松こそ物は悲しけれ云々」など有る、悲しは悲哀の意に非ず、右の二共に物を賞づるなり、淮南子註に、哀猶愛也と見え、字書に哀憐也と云へると、此と同じきなり）偖、愛憐の心と悲哀の心とに用ふるは如何と云ふに、加那は心無にて、物を深く愛くしみ、又、物に深く哀しむ時は、心神も消えて、我にも有らぬ如く成る謂なり、男女の間に加那志と云ふも、彼に心を奪はれたる形狀なる意、又、悲哀の心に悲しと云ふも、同じく其義なり、然れば、第九ノ一書なるは、愛憐の意、此の流涕は、悲哀の義にて、別々なるが如くなれども、其趣一なる者なり、仁德天皇御紀歌に、伊幕島於望比泥、伊羅那鷄區、曾虛珥於望比伽那志鷄區と、此には歎くと悲しくとを對へて、悲哀の方なるなり、（萬葉一、感傷近江舊堵歌に、故京乎見者悲寸とも、荒有京見者悲毛などは、何れも悲哀の意にて、右の御

記の歌なると同例なり）○涙は、記傳五（六十六丁）に「泣水垂（ナミダ）の意か」とあり、仁德天皇三十年御紀歌に、和餓齊烏彌例塵、那彌多區摩志茂と見ゆ、和名抄に、涕涙（和名奈美太）目汁也、目下謂之涕泣（和名奈美太々利）と有り○畝丘は、古事記には香山之畝尾に作れり、姓氏錄（左京神別、又、和泉國、神別天神）に畝尾連と云ふ姓の有るも、此地に緣りて起れるなり、記傳五（六十六丁）に「師云、香山の畝尾は、西へも引き、殊に、東へは長く引渡りけむ、今は、其畝尾の形少か殘れり、和名抄に畝（和名宇禰）とあり」と有るが如し、（舊事紀には、香山之畝尾丘とあり、丘字は、衍れるが如くなれども、又、畝尾丘と續け云ひけむも知り難し）○樹下は、古事記には木本と有り、記傳五（六十六丁）に「神名式に、大和國十市郡畝尾坐健土安神社、畝尾都多本神社、書紀にも此を香山と云はで、唯に畝丘樹下所居之神と有ると、右の神名式とを合はせて思へば、畝尾も、木本も地名に成れるなり、今も木本村と云ふ有り、借、木本を都多本とも云ひしにや」（採要）とあり、今思ふに、畝丘は香山の尾なりし地なるが、後に其邊に田を多く墾るに隨ひて、一の丘の如く成れりし故に、香山と云ふ言を冠らずて、畝丘と云ふ地名の如く成り、木本村と云ふは、其哭澤杜に依りて、その一區の地名とは成れるなるべし、（其都多本神社は、杜の木共の甚木深く茂り合へるに、蔦葛などの這ひ繞はりて、木本とは云ふべからぬ狀なりしより、然云へるにこそ有らめ、土佐國土佐郡下地村に、畝丘樹下神社と云ふ有り、古老傳へ云ふ、當社御本所は、長岡郡大島山の西北の丘なる、今に一宮と唱へ奉る昔時津波の押入りし時、流れ來りて、田中の林に流れ掛れるを、里人等其侭祭り奉れり、何の故に依ると云ふ事を知らずと雖も、神名の同じきは所以有る事共なるべし）傳七に說きたる如く、第五一書に、伊弉冊尊を葬し奉れりとある、熊野之有馬

村を、南紀名勝志に「木之本庄、木之本村の南廿町許に在り、村の中央に有馬と云ふ所の西邊に、產田神社有り、伊弉冊尊を葬りたる所と云へり」と有る、其木之本村、卽、此の樹下に由有りげなり、依りて思ふに、此啼澤女命にしも、其石隱れ給へりし有馬村にて、生れ坐しけるを、大和の畝尾の木本に移り坐しし故に、此にも彼にも、木本村と云ふ名の存れるにや、後勘の爲に聊か驚かし置く者なり、然るは、其石隱れ坐しし石窟の邊に、伊弉諾尊の哭泣流涕しませ給へらむ事の、甚似著かはしく思ゆれば、畝丘樹下は、都多本神社にも有れ、後に其御靈を祀れる社と見ても、妨げ無ければなり、（增基法師が紀行に、「熊野に到る所に、御山に着く程に、木本每に手向神多ければ云々」と有る、手向神は、常には衢神を祭る所なれども、御山にて所狹く多在るは、若くは啼澤女神を祭れるならむも知るべからず、然れば國々の內にては、多く木本などに、此神を祀へるも有りぬ可し）○啼澤女命、八雲御抄に、「泣澤比賣命と有り、駿河風土記に、廬河郡桃澤池云々、池有ㇾ神、鳴澤女神也と見え、又、深澤神、鳴澤女神也と有る鳴も啼と訓むべきにや、萬葉十四（四丁）駿河國歌に、布自能多可禰乃、奈流佐波能其登と有る、其鳴澤には非じ、又、外宮儀式帳古本裏書に、罔象女、一名澤女神と有れども、共に非なり、元々集、神名祕書等に、伊弉册尊所ニ化生一神名ニ澤女神一（自ㇾ淚所ㇾ化）と有れば、同神なるべし、記傳五（六十六丁）に、「萬葉二（三十六丁）に哭澤之神社爾三輪須惠、雖ニ禱祈一、我王者、高日所知奴、右一首、檜隈女王怨ニ泣澤神社一之歌也とあり、昔如此人命を此神に祈りけむ由は、伊邪那美神の隱り坐せるを哀しみ給へる御淚より成り坐せる神なればか是は、此都多本神社と聞えたり、名義須佐之男命の事に、啼（ナキ）伊佐知（イサチ）と有るを合せて思へば、泣伊佐波女の意か、又、雨を佐米と云ふも、此佐波米が涙の落つる狀、雨の降ると同

じ事ぞ、更科日記に、佐々米々と泣き給ふを云々と有る、此も涙の落つる狀を云ひて、卽、佐々波々米々なるべし」(補意)と有り、神祇百首、別に添だにも、別れの道を悲しみて、泣澤姬の名を殘しつゝと有るは、此事を詠めるなり、(八千矛神の御歌に、宇那加夫斯、那賀那加佐麻久、阿佐阿米能、佐疑理邇多々牟叙と有るをも考へ合はすべし、然れば、泣哭眞雨神なる可くや、此に就て思ふに、天孫降臨章、天稚彥か殯の所に、以鶺鴒爲哭者と有るを、古事記には、雉爲哭女と見えたるは、哭泣ち流涕しみて、其靈を招き返す術と成れるなり)○古事記には、此文に次て、故其所神避之伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也と云文有は、此には第五ノ一書に、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉と有り、葬字は鎭火祭詞に、石隱坐と有る其と同じければ字に拘はらず加久理坐佐と訓むべき所なる事、傳七に註せるが如し、其石の二共に、伊弉冊尊の躬自隱り坐ししにこそは有りけれ、他より物爲に葬り奉るなど云事にては非ざりけるを、古傳に漢字を配て記し傳ふる程、古人の不意く誤れる者也、(萬葉三、河内王葬豐前國鏡山之時、手持女王作歌に、豐國乃鏡山之石戶立、隱爾計良思、雖待不來座と有は、人より葬り奉れるを、躬自隱り坐しし狀に云るにて、紀記の趣とは、大に背きて愛たし)然れども、其隱坐しし所の、紀伊國と出雲國と二所に在りと云事、有べくも非ざれば、彼詞に依りて此を考るに、火結神生給氐美保止被燒氐石隱坐と有るは、紀伊國有馬村なる事、云も更也、次に與美津枚坂爾至坐氐云々、返坐氐更生子と有るは、古事記に、其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と有れば、其より出て顯國に返坐しし也、若て水神匏、埴山姬川菜乎持氐鎭奉禮登事敎悟給支と有りて、終に入り坐しし事を、此には記さずと雖も、其石隱れは、必ず比婆之山よりして入り給へる故に、如此く二方に

傳はれる也、(偖伊弉諾尊の追出坐しは、熊野よりにて、其黄泉神に逐はれて逃返坐ししは、右の出雲の言屋なる事、云も更也、伊賦夜は、神名式に、意宇郡揖夜神社と有是なり、比婆之山は、潜開之山にて、此より根國に入り坐しし由の名ならむ、出雲風土記抄に、比婆山、蓋能義郡日波村山也と有り、其郡は元、意宇郡なりし地なりければ、言屋と共に餘りに隔たらぬ所なり）若て伊弉冊尊に、上津國に心悪き子を生み置きて來ぬ、と宣ひて、返坐しゝかども、先に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知牟云々と申し給へる御言し有れば、返坐しし間にも、伊弉諾尊の御許には至らせ御在し坐さざりけらし、出雲風土記に、神門郡古志鄉、伊弉那彌命之時、以二日淵河一築二造池一之、爾時古志國人等到來而爲レ堤、卽、宿居之處、故云二古志一と有りて、伊弉諾尊の御事を云はざるを見るべし、又、更生レ子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氐と有るを、此の第四一書に、小便化二爲神一、名曰二罔象女一、次大便化二爲神一、名曰二埴山媛一と有るに、神名式に、石見國安濃郡新具蘇姫命神社見え、和名抄鄉名に、波禰と云ふも、埴に近く聞ゆるは、若くは其國にて土神は生れ坐るならじか、(出雲國秋鹿郡佐陀神社記に、正殿伊弉冊尊と云へるは、風土記の趣とは異なれども、古傳なるにや、名神記に、杵築大社母神也と云へるは、大社を素戔嗚尊と心得たる僻說なれども、神祇拾遺にも、伊弉冊尊、出雲秋鹿佐陀神社と有れば、上古より鎭まり御在し坐しなるべし、此を以て、伊弉冊尊の顯國に返らせ給ひける時に、處々に坐しし事知られたり）又、神名式に、阿波國美馬郡伊射奈美神社御在し坐せるに、彌都波能賣神社、波爾移麻比彌神社と、同郡の內に水神土神二柱御在して、伊弉諾尊の御社無きをも、又考ふべき事なり、美馬は水女にて、其神に緣れる郡名と聞え、又隣りて三好郡と云ふが有るも、水緣なるべく、和

名抄其郷名に、三縄（美奈波）と有るは、水生なるべき事、傳七に云へり、又、神名式に、紀伊國名草郡靜火神社（名神大）とある、此に至りてぞ其火を鎭めむと所思すが如く整へりけむ、故に御心の落居させ給ひし故に、終に下津國には赴かせ御在し坐ししかども、伊弉諾尊とは隔りて御在しゝなり、（其時伊弉諾尊の御心には火神を生み給ひて、御身をしも甚く焦き損はれ御在し坐ししかは、其を治給はむとこそ、水神土神は生み給ふらめ、其事竟し給へらむには、然は云へ、上津國に本の如く返り御在し坐さむと思ほししなり、然るを其御子等を生成し給ひ、鎭火の事を教諭給へる、即、元の下津國に入り御在し坐ししかば、驚かせ給ひて、下に、然後伊弉諾尊、追ニ伊弉冉尊一入ニ於黄泉一云々の事に及べりし者なり、能々此次序を正し辨ふべし）若て先に生み坐し火神軻遇突智命と、茲に生み坐せる土神埴山姫命と、御夫婦と成り坐して、稚彦靈神を生み給へりしかば、御父大神の御心を慰む方も有りけむを、愈、伊弉冉尊はしも、終に下津國に入り坐しぬと聞食ししより、御怒に堪へさせ御在し坐さざりし故に、其軻遇突智命をば斬り給ふに至れれば、此に號ニ啼澤女命一矣と云ふより、次なる遂拔ニ所レ帶十握劍一云々と云ふ迄に、大に程の遠く隔たれる事と知るべし、（然らずば、火神の土神を娶りて、御子を生坐しめ給ふ間の非ざるを思ふべし、古より此所の次第を、委しく說き得たる書なきが故に、何時も々々足らはぬ心ちす）○所レ帶は、古事記には所ニ御佩一と作り、記傳五（七十丁）に、「美波加勢流と訓むべし、明宮段に、波加勢流多知と歌へり、立を立たせると云ふ類にて、自然尊む辭と聞ゆ」と有り、此には瑞珠盟約章第一ノ一書、又、寶劍出現章にも、所レ帶十握劍と有るをも然か訓みたり、（崇神天皇六十年御紀には、佩字を波久に用ひたり、其歌に、揶句

毛多莵、伊頭毛多鷄流俄、波雞流多知とあり）右の如く、劔は腰に佩く物故に、垂仁天皇三十九年御紀、十箇品部の中に、大刀佩部と云ふあり、大祓詞に、劔佩伴男と見え、春宮坊の武士を帯刀と云ふも、皆、劔を帯より云ふ稱なり、俗、萬葉三（五十八丁）に、丈夫之、心振起、劔刀、腰爾取佩、梓弓、靫取負而、十九（十四丁）に、丈夫夜、無奈之久可在、梓弓、須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之、劔刀、許思爾等理波伎など有れば、皇國にて波久と云ふに、西戎などの如く、肩に佩べるには非ざるべし、其は天孫降臨章第四一書に、大伴連遠祖天忍日命、背負天磐靫、臂著稜威高鞆、手捉天梔弓、天羽々矢、及副持八目鳴鏑、又帯頭槌劔而立天孫之前とある、其出立の狀を以て見るに、腰より外には、劔を佩くべき所なき者ぞかし、名義抄に、劔字を和伎婆佐牟と訓めるも、腰に佩きたるが、脇挾める狀に在るを云ふなる可し、（但、萬葉二に、劔刀、於身副不寢者、十四に、都流伎多知、身爾素布伊母乎など、夫婦の身に相副ふ事に譬へたるを見れば、背に佩べりしが如くなれども、然に非ず、劔刀は武備の物なるが故に、須臾も身を離たぬを以て云へるなり）故、刀劔は腰に取帯く物なる故に、唯に御佩と云ふ事、弓を御執と云ふが如し、景行天皇十三年御紀に、御刀、此云彌波迦志と註され、繼體天皇元年御紀に、鏡劔璽符の劍字をも然訓み、又、春日祭詞に、御横刀、平野祭詞に、御太刀、出雲神賀詞に、御横刀廣爾誅堅米と有るなど、共に彌波迦志と云ひて、刀劔の名と爲せるを思ふべし、（萬葉十三に、御佩乎、劔池、蓮葉爾なども詠めり、俗又、弓も然にて、萬葉一に、御執乃梓弓と有るは、御手に執らし給ふ事にて、劔を佩と云ふに同じきを、それも春日祭詞、平野祭詞に、御弓を唯に美登良志と云へり）〇十握劔、古事記に、十拳劔と有り、神代口訣に、十握以四指計十也と有るが如し、記傳五（七

十五丁)に、「十拳劒は登都迦都留岐と訓むべし、八拳鬚、七拳脛などの例なり、能を添へて讀むは惡し、拳は搏にて、四指を並べたる長さを云ふ、下に掬字をも書き、書紀には握字をも書けり、上代に手して搏みて、幾搏と物の長さを量れるなり、然爲る事、今も遺れり、束ぬるも、手して物を摶集るなり、偖、十拳は、劒身の長さを云ふなり、十拳は、大方の劒の常度と見えて、何となく唯劒とて有りぬべき所に、皆、十握劒と云へり」(採要)と有るが如し、右の如く、上世に劒を作るには、其手を以て量るが故に、八握劒、九握劒、十握劒とは云ふなり、天孫降臨章第一一書なる、味耜高彦根神の、乃拔二十握劒一斫二倒喪屋一と有るを、古事記にも、十掬劒と作きて、其持所レ切大刀名謂二大量一と有るは、十握は其劒の長の量極なる故に、其八握九握なるに對へて、大量とは云ふにぞ有ける、然れば其身の長さに比べて、十握より以上なるは、有るまじき故實なる者とこそ所思ゆる事なりけれ、右は、凡て物を量るに手を以て物する事、常なる由、下の段に云ふべし、猶、出雲風土記、意宇郡野代海中蚊島の下に、中央有二十掬計木一株一耳と有るは、木の太さを、中人の手以て量り云へるなり、猶下に云へるを合せ考ふべし、(名義抄に、握字爾岐留とも訓めり、今俗に、一握二握と云ふも、一搏二搏と云はむが如し、纂疏に、柄之量と有れども、其にては、柄のみ量無く長き物と成れゝば着々しからぬ御說になむ)○劒は、古事記に、故所レ斬之刀名謂二天之尾羽張一、亦名謂二伊都之尾羽張一と有りて、其御天降段には、伊都之尾羽張神とも、天尾羽張神とも有りて其にては正しく神の御名なり、此の天孫降臨章には、天石窟所住神稜威雄走神と見えたる同神なり、其事次に說くべし、偖、劒(ツルギ)と云ひ、刀(タチ)と云ひ、刀子(カタナ)と云へる名義を說き分けてむとす、抑々、劒とは右の尾羽張なるを云ふ稱なり、劒の尾と云ふは、其鋒を云ふなるべし、神

名式に、伊豆國田方郡劔刀乎夜爾命神社と有るも、尾彌妍にて、乎は緒字の意に非ず、其鋒の事を、又、萬葉七（二十六丁）に、劔後鞘納野邇と云へるも、尾と後と同じ意なり、其は此下に、頭を多加美と訓めるは、手上なるに思ひ合はすべき者なり、斯れば尾羽張と云ふは、其尖りたる鋒の、左右に張りたる謂なり、又、萬葉十一（十三丁）に、劔刀、諸刃利足踏又、（二十六丁）劔刀、諸刃之於爾行觸而など有るは、劔は諸刃なる證なり、故思ふに名義は、貫斬にて、突くと伐るとを兼ねたる謂なるべし、名義抄に、劔を多知とも、和使婆佐伞とも訓みて、下に、兩刄刀、都流岐と讀分けられたり、（和名抄に、劍似レ刀而兩刄、日レ劔、今按、僧家所レ持也と有れば、彼不動の利劔など云狀なるを云ふなるべし、冠辭考には、天孫降臨章なる大葉刈と、古事記の都牟刈之大刀とを合はせ見られて、其說に「都留伎と都牟刈とは同じ言にて、尖りたる大刀と云ふ意にて、劔大刀と云ふならむ」と有れども、猶盡さず、又、其雄走も尾走にて、物を突貫く事の速なる謂なり、名義抄に、剡を登斯とも、伎流とも有るを、古き節用集に、剡を波婆夜斯と有るは、刄速の義にて、說文に銳利也と註せるにも合へり）大刀と云ふは斷の意にて、片刄なるを云ふなり、遷却崇神詞に、打斷物止、大刀と有るぞ目易くて能く聞えたる、崇神天皇四十八年御紀に、擊刀を多知加伎と讀み、萬葉十三（七丁）に劔刀、鞘從拔出而、伊香胡山とも有るが如く、劍は突を主とし、刀は擊を主と爲る物なれば、斷の意に合へり、和名抄に、似レ劔而一刄日レ刀、大刀（和名太知）小刀（加太奈）と有る、共に片刄なるを云へれば、小刀は片薙の義なる事を知るべし、（長刀を、古くは和名抄に、奈加太迦と云ふは、今は薙刀とも書きて、奈岐奈太とも云ひ、其を用る事を薙ぐと云ふなど、此に同じ、猶、寶劔出現章、草薙劔の傳に云ふべきなり）○故右の十握劔、此にては

唯劔名なれども、下に至りて稜威雄走神と申して、其にては劔に非ず、顯身の神に坐して、古事記（國平段）に、天照太御神の大御命仰せ給へる所に、其天尾羽張神の答へて、恐之仕奉、然於二此道一者、僕子建御雷神可レ遣と申給へるを以て見れば、唯に其御靈を稱へたる稱に非ざる事明らけし、偖此十握劔はしも、今茲に臨みて、初めて帶き給へるには非ず、本より御身に着けさせ給へりし事、紀記の此の文にて灼然し（平田翁の玉襷に、此神の事を云はれたるに一伊邪那岐神の火産靈神を斬り給へる御刀の名を、伊都之尾羽張神と申して、卽、伊邪那岐神の神德に成し給へる現身の神に御在すを、御刀と化して帶し給へるにて云々一と云はれたるは、予が心とは表裏なり）其は二神の御上の事に就ては、彼天地を領douzo造らしゝ皇産靈神の、殊に神威を幸ひ給ふが故に凡ての事に按外なる事共多在り、其は火神を生み給へるに依りて、伊弉冊尊は石隱坐しゝを、伊弉諾尊の怪しとて見行しゝに依りて、姉神は上津國、妹神は下津國と別處に住み給ふに至れりしが、其に依りて水神土神を生みて、其鎭り坐さむと爲て、種々の御所爲有り、又、伊弉諾尊の御方にても、一兒を以て愛はしき我妹者に替へつ、と深く憤り給ひし故に、火神を斬り給へれば、御骸よりも、御血よりも、種々の神等の成り御在し坐して、其時々の御歎きも、御怒も、事の成れる上より見れば、皆がらに、如此しも無くては得有るまじと思ふ計の神功も立ち、神德も大に成れるは、其二神の御躬自は思ほし係けぬ事ならめども、然物の迫りて、止む事を得ず成り行くなむ、皇産靈神の御所爲なりければ、此御帶せる十握劔なども然なり、伊弉諾尊の、常は何の御心も御在し坐さざりつらめども、今火神を斬るべく時勢に成れる、其健く雄々しく稜威速き御心の、其劔に移ろひ凝りて、終に稜威雄走神とは成り坐せりしにて、其斬り給へる後には、其劔は神と化爲て

其體を換へつる者なり、（其は古事記に、坐二天安河河上之天石屋一名伊都之尾羽張神、是可レ遣、若亦非二此神一者其神之子建御雷之男神、此可レ遣、且其天尾羽張神者、逆二塞上天安河之水一而塞レ道、故佗神不レ得レ行、故別遣二天迦久神一可レ問と有は顯身にて、劔にては坐々さず）其例を一二云はゞ、古事記（白檮原宮段）に、美和之大物主神云々、化二丹塗矢一、自下其爲二大便一之溝流下上、突二其美人之富登一云々、乃將二來其矢一、置二於床邊一、忽成二麗壯夫一、即娶二其美人一云々と有る、此矢の人と化れるなり、又同記（明宮段）に、昔有二新羅國主之子一、名謂二天之日矛一云々、將二來其玉一、置二於床邊一、即化二美麗孃子一、仍婚爲二嫡妻一云々と有る、此玉の人と化れるなり、又故其天之日矛、持渡來物者、玉津寶云而、玉二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又、奧津鏡、邊津鏡并八種也、（此者伊豆志之八前大神也）故、茲神之女、伊豆志袁登賣神坐也と有る、此も日矛が持渡りしは、八種寶物なりしを、出石神社にて祀祭れる其御靈の、現形(アラ)はれ御在し坐して女に娶ひて、其少女を生み坐せりしなり、又山城風土記の、丹塗矢の壯士に化りて女に娶ひしなど、其外にも猶有れ共然耳はとて措つ、凡て深く人の思を凝らし、心を留めたる物には、其靈の有る耳ならず、奇しき異驗を示(ミ)する事は、古今に多在るを、況て伊弉諾尊の御佩しゝ御劔に坐せば、貴き大神と化り坐しけむ事、何かは疑はむ、此十握劔も亦、彼別天神の御靈物にて、天瓊矛などの如く、天降坐しゝ初より御佩し坐しけむも知べからず、（萬葉五に、梧桐日本琴の娘子に化て、大伴旅人卿の夢に入て、伊可爾安良武、日能等伎爾可母許惠之良武比等能比射乃倍、和我摩久良可武と詠める事有り、又、糸竹口傳抄に、一大納言時經卿、未、殿上人にて御在しゝ時、夏の頃狩衣着て、置物の御厨子の側に烏帽子を脱ぎて伏したり、夢に直衣衣冠着けたる老人來り、日惜しき物かな、年

爽人に敬はれてこそ有つるにと云に、驚き見れば玄象也」と見え、又、同抄に、「寛弘の頃、玄象失せたり、或時、朱雀門の上に、四弦の聲有り、人を登せて見するに見えず、此に依て、宣命を向けて此を讀ましむ、其時に頸に緒を着けて下す宣命の文に、假令鬼神と云とも、勅命に從ふべき由載せたり」とも有りて、禁祕御抄にも、累代寶物也云々と記し給へり、斯く日本琴又琵琶の靈さへ、或は少女と化り、老人と化りて、人の夢に入りて、其情を述ぶるに非ずや、況てや、神の御上の中にも、殊に此事に就ては、云ひも得難く奇しき事は有らむを、何かは短かき智を以て云ひ論はむ、○斬ニ軻遇突智一爲ニ三段一は、次の第七ノ一書にも、拔レ劍斬ニ軻遇突智一爲ニ三段一云々と有りて、同文なれども、其段毎に成り坐せる神等の事を、此よりは詳に記されたり、古事記には、斬ニ其子迦具土神之頸一と有れども、事略ぎて聞ゆめり、(然るは、次に、三段の段毎に神の成り坐せる傳あり、又、第八ノ一書には、五山祇の説あり、又古事記にも、某山津見神と云ひて、八神も成り坐せる傳有ればなり)三段は三刻なり、名義集に段字の讀を多く記せる中に、伎流とも、久陀久とも有るは、截又碎なり、又、都陀岐流とも、都陀々々とも有るは、寶劔出現章に、拔ニ所レ帶十握劍一、寸々斬ニ其尾一と見えたる其なるが、名義集に、寸を伎陀々々、又、都陀々々とも訓みたれば、段も寸も、共に物を小く刻み分くる由の語共なり、出雲風土記に、童女胸鉏所ニ取々一而、大魚之支太衝別而、波多須々支、穗振別而と有るも、大魚は刻み屠りて用ふる物なる故に、其如く、彼國の餘を衝別け、段々に屠り取り來て、國を縫へる由にて、此支太も此の例なり、(又、景行天皇十二年御紀に、碩田、此云ニ於保岐多一と見えたるを、和名抄郡名に、豐後國大分、於保伊多と有り、伊は伎を音便に呼へるなり、其は同郷名に、筑前國鞍手郡新分、爾比岐多と有るを以て知るべし、

都陀々々は、今も俗に豆多々々と云ふ語なり、倩、其使太は寸咫なるべく、都太は小咫なるべし、猶、此事は、下なる其章に就て云ふべし）○此各化成神也の下に脫文有るべし、古史徵第十五段に「此也と、次なる復劍刄垂血とある也復の間に脫文有り、其は第七一書に、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高龗と有る二十一字、其脫文なり、然るは、也復と有る復字を熟思ふべし、此は、上文に是爲雷神とも、又、是爲大山祇神とも、又、是爲高龗とも有る、此三の是爲字を承けて、復劍刄垂血、是爲天安河云々磐石也へ係け合はせたる字なり、然らでは、也復の落着なし」と云はれたるなむ、此の大人ならぬ人の、得しも思ひ得まじき說にて、甚々愛たし、其は傳九に云ふを見て知るべき者なり、（此は、其殺され給へる軻遇突智神の、御骸の落着を見る所にて、甚々止む事なき事其なるを、如何にしてか、古事記には傳へ漏されたるは、此御紀には、此には脫たるながらも、次の一書に、慥に傳はれるを、此に也復字の間に、其取り入るべき所迄も、詳なるなむ、此上なき神の賜物なりける）○劔刀、寶劍出現章、第三一書に同じく見えたる、其に波と訓めり、即、燒刄の事なり、名義抄に、刄を夜伎波と訓めるもその意なり、然るは、刄は燒きて着くる物なるが故に、萬葉四（三十八丁）に、燒大刀乃、隔付經事者、六（二十八丁）に、燒刀之加度打放、九（三十五丁）に燒大刀乃手預押禰利、十八（十七丁）に、夜岐多知乎刀奈美能勢伎爾、二十（五十四丁）に、夜伎多知能、刀其己呂毛安禮波など有るも、其燒刄の由緣に依りて然云ふなり、（大祓詞にも、燒鎌乃敏鎌と云り、今俗に、夜伊婆と云へるは、其音便なり、古事記肥河段に、御刀之刄毀、又平國段に、燒刄と有るを、延佳本に夜伊婆と有るは惡かり、其は、記傳の訓の如く、唯に波と云ふべき所なり）刄を波と云へるは。天孫降臨章に、拔十握劔云々、

踞二于其鋒端一と有るを、古事記には、劔前と有れば、鋒端は佐伎と訓むべき字にて、謂ゆる鋩(キツサキ)の事なり、然るに、字書に鋩刀端也と見えたれば、其意を得て鋒端と書かれたるなり、此に就て思ふに、刄も端字の意にて、燒刄は燒端なるべし、鋩を端と云ふも、刄を端と云ふも、同義なる可く思えたり、(今、刀劔家にて、此を齒と云ひて、其缺くるを俗に齒に覆る(ツボ)と云ふ故に、刄にも覆る(ツボ)と云ふは、事忌する言習はしなれば、今其とも云ひ難し、然れども、齒も、羽も、刄も、本同言にて、何れも物の端に在る物の稱なれば、又遠からず)〇垂は下垂(シタタル)なり、八洲起元章に、滴瀝、其第一一書に、垂落と有ると、共に同じ、萬葉十(九丁)に、垂柳、又(十三丁)に、爲垂柳(シダリ)と有る志陀理も、下垂の約れるなり、〇血は道(チ)なり、人は更にも云はず、世中に生とし活ける物には、悉くに氣と血の往來有りて、身を保つ事なるが、其氣も脉(ミチ)を血に取て循環る者なるを以て、血は道(チ)たるなり、大同類聚方一卷第二章に、於保奈牟知命乃美己止に、比登乃身乃奈連流牟自免波、安萬都美陀麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之保奈利、土々奈利、須知奈利、保奈奈唎、甫訶和多奈俚、與通依太奈唎、訶波奈利、波奈々唎、久知那唎、萬那吉奈俚、美味阿奈々唎、加美奈利、遊毘奈利、都屢奈奈流と見えたる、是、人身の成れる始を傳たる古說なるが、其の安萬都美陀麻は、天津靈にて、先皇祖天神の神靈なり、美豆保乃計乃不多通乎加波世は、水と火氣の二を交合せるなるが、火氣と云ふ時は、氣も亦相副ひて交はる故に、其實は三なり、保豆禰は、其第九章に、保楚波保頭乃毛登禰と有りて、臍は保頭の本根なる由なり、又、伊婆俚安奈波、保須禰乎數弊と有れば、豆を須とも云ふなり、第十六章には、豫擺登波莊奈甫稔乃和記、美支利非段利爾曾比天云々、烏知爾保楚羅乃烏黽阿男安爾天、保豆禰乎牟須比阿都毛、云々、と腎臟の中に細

々の容穴有りて、保豆禰を結び聚むる由なり、偖、此容穴は、此に肉成り筋成りと有る共にて、筋は巣道の義なれば同物なり、其を道として、血と共に相乗れる物と通えたれば、保豆禰は、和名抄に、腦(和名奈豆岐)頭中髓腦也と見え、髓(和名須年)骨中脂也と有る是なり、然るを、名義抄に、其髓に須年とも、骨乃奈豆伎とも云ふ訓あり、又、此を以て、右の第九章に保須禰と、豆を須に換へたる、共に相通ふ可き語なる事、知られたり、(又、同抄、腦の次に、顖會、一云天窻、和名阿太萬と有るは、天靈の義なり、右の安萬都美佗麻云々、保豆禰奈理と有るに合へり、又、和名抄に、首は始也、和名加宇倍と有る、其始也と有るは釋名の説にて疑はし、加宇倍は神部にて、右の天靈の義に近かる可し、又、頭、獨也、處レ體而獨貴也、加宇倍、一云賀之良と有るも神實にて、又、右の意に近し、腦を奈豆岐と云へる奈は、傳二巻名と云ふ事の下に註せり、豆岐は津府なる事次に云り、人身に强と云ふは津宜なり、勞と云ふは津凋なり、春秋元命苞に、人精在レ腦と云ひ、素問腰要精微論に、頭者精明之府、頭傾視深、精神將レ奪焉なども云へり)其保豆禰の保は、物の勝れて甘きを精と云へる共にて、言義は秀津が又は火津なるべし、偖、其豆も須も共に津液の名なるなり、禰は埏と根とを兼ねたるにて、腦より骨に、骨より臓府に根延る由なり、其は第五章に、蕃豆波致旨補乃須倶喇、有滿記乎愛羅美須寸兎弖、保佘乃汁知耳伊喇、禰萬之旨呂寘貞須年登甫喇、奈訶和多仁伊喇天保豆禰止奈果と有る意は、蕃豆は血液の勝り、可美きを撰みて骨中に入埏し、其色を白めて髓と成り、中臓に入りて保豆禰と成れりとなり、是ぞ人身の精實にして、腦の神府に在乍も、心神の用を幽賛けて、一身を主宰る物なりける、舊事紀に、津速產靈神と申すは此神に坐せり、委しくは寶鏡開始章第三ノ一書、興台產靈神の下に、其傳を立てて云ふべ

し（漢家・西洋醫學の者の、靈液と云ひ、神經と云へる、是なり、或書に「液道は靈液の脈道なり、一身百體は眞液を受け納れて、微妙の靈氣を含み・諸を頭背の骨髓に滲入して、髓腦を補益し、以て寒熱痛痒を覺し、色聲香味を識し・生養言動を成さ令むる事を主るなり」と云へり、此事を書き畢へて、神社考詳節を見るに、蟻通社條に、纒字の訓を保豆と有り、何れの書にも、此例證見當らねども、若、古書ならば、保豆禰の一身を纒の如く循環れる證とも成りなむにや）若て此始に、保豆禰奈理・知之保奈利と云ふ次第も、舊事紀に、津速産靈神に次ぎて、市千魂命坐せるに合へり、偖・市千魂とは、營血産靈と云はむが如し・其水火の相交合せて。血を釀り營なむ狀はしも・第三章に、保乃解波久知與男伊喇、波奈與喇波故備氐・奈伽和多仁保乃岐波故比氐・美豆阿治乎訶母反と有るは、火氣の說にて第四章に、美豆波能巳區日乃安治萬計奈喇、久會與喇奈可和太仁伊喇萬白倍、保乃解仁訶賞之夫と有り、是れ水の說なるが、第二章に美豆保乃計乃不多通乎加波世云々と有るを釋けるなり、火氣は本より氣なれば、口より耳ならず鼻よりも運ぶを、水は飲食の味を設けて、口より入れるが、中臟に入りて火氣に釀さるゝが、是れ血を釀る始なる事、次に云ふを見て知るべし・然れば血を此に知之保と云ふ、之保は寶劍出現章に、「釀二八醞酒一」と有る其を、古事記に八鹽折之酒と作て・幾回も打返し釀す謂なり、此鹽と同じく、火氣と水味と幾回も相釀せるを以て、知之保とは云ふなりけり（古今集春部に「常磐なる松の緑も春來れば、今一入の色勝りけり」と有るは更なり、紅色に一入、再入、千入なども云ひ、地名にも、紅の八鹽岡など云へる・之保に入字を書く事なり）其第三章の續の文に、市氣乃暮世氐、宇奈白與喇阿萬禰久母登須治耳伊喇、巳宇知仁兔供喇・奈訶和太仁訶反喇止士兔夫・奈可吳仁雄敲卒と有るは、上の

臟府に火氣を運びて、水味を醸せるを、其より火氣の上せて、頸より經絡（モトスヂ）に入り、身中に循環り、臟府に復り結めて心臟に收むと有る、此は血に非ず、血に副る氣なり、若て其氣と共に身中に循環る血の事にしも、右に引ける第四章の文を受けて、甫乃岐能幕世、毛登須治仁伊里、伊呂味底知之甫登奈喇、保爾乎多止布、萬多可波牟太反爾由久裳乃波、伊路要奈區民豆寸念斗奈喇、須惠乎多登布と有る、甫乃岐能幕世は、三章の甫解乃幕世氏と有る一時の事なり、毛登須治仁伊里、伊呂味底の先に、宇奈自與喇阿萬爾久の文、第三章に在るを、此にも加へて心得べきなり、項は、和名抄に頸後也と有れば、腦髓の所在なるが、其に往く迄は水にて、上りて經絡に度る時に、色みて血液と成りて、骨幹を滿ふとなり、（又、皮膚に行く物は、色目無くして髓となり須惠乎滿ふと云へる須惠は、凡、人身に本中末の差別あり、其は第五章に、訶波波多反波、須惠奈喇、旨斬波毛登奈喇、和太布倶波奈伽難喇と有りて、肉を本とし、臟府を中とし、皮膚を末と爲したるなり）右の第三章に、火氣の事を止士兔夭奈可哭仁雄藏牟と有る、奈可哭は中心にて、心臟を云ふなり、第四章水味の事に、血を心臟に收むとは云はざれども、十一章に、甫唄羅波云々、伊呂久麗奈位仁、汗知富豆保仁夭、知赤保伽門反伊呂兔奈訶哭袁弘羔屯、報乃解乃泥衢撥儺犂と有る、是を以て水味より成れる血液と、口鼻より入れる火氣と相離れざる事を、甫唄羅は火藏と云ふ事にて、心臟の異名なり、下に報乃解乃泥衢撥儺犂と有ると、右の第三章とを合せて、火氣の出入の本所たるにて、其體を血液に託したる故に、火氣の形を見る可からずと雖も、神傳に此藏を甫唄羅と云ひ、又、此を奈可哭とふを以て考ふるに、人の精（ミタマ）は腦に在るべく、神（カミ）はしも、此心に在るべき事灼然し、又、神は體にして、靈は用なり、所以に、目此を見むと思ひ、耳此を聞かむと爲るは、心

神の出づるなり、已に其を神聴く靈の光を入るなる速をも同らむべき者なり、垂仁天皇八十七年御紀に、神庫此云保玖羅」と註され、天武天皇二年御紀に、同じ事を神府と作られ、和名抄に、漢語抄云寶倉（保久良）一云神殿」と有ると、同言同意なるを考へ合すべし、（素問六節藏象論に、心者生之本神之處也、其華在面其充在血脉」と見え、靈蘭秘典論に、心者君主之官也、神明出焉と記し、宣明五氣論、又、調經論に心藏神など云るも、我神傳に合へる者也、又、大惑論に、心者神之舍也と云ひ、本神論に、心藏脉、脉舍神とも有り、右の神傳に、心を前嗤羅と云て、火の出入する本處なるが、第三章に保乃解波云々、阿萬爾久毋登須治耳伊爾、只宇知仁𫝶倶爾云々と有る其如くにて、人の支體の物に觸れて知覺の用を爲すは、此火氣の身中に滿給るが故也、人、若、寒氣に侵さるゝ時は、火氣の亡ぶる故に、龜手と成る、其時は物に觸れて智覺の用を成す事能はず、是を以て、火に物の神たる事を知るべし、保呂繭も火津根なる事上に云へり、斯る人身の說など、世の俗人共、西番夫狡の臆度の說を以て規則と成すは、傍痛き事共なり、此には血の事を註す耳にて有るべきを、餘りに憤ろしき故に、少か註せるを、此を始として、次々に其神傳の古說を云ふべし）〇天安河邊に、寶鏡開始章にも、八十萬神會ニ合於天安河邊ニと見えたり、此の第七一書に、天安河中と有る、其に、天之安之河原と讀みたり、古事記には、此には河の事なくして、湯津石村の事耳見えたれども、石屋戸段、御天降段に有るには、天安之河原とも、天安河之河原とも有り、古語拾遺には、天八湍河原と見え、萬葉十（二十五丁）に、天漢安渡繭又（二十八丁）に、天河安川原又（三十一丁）天漢安乃川原乃ともあり、偖、此天安河にしも天照國の日宮の近傍に在る事、寶鏡開始章を見て知るべし、（此天安河を、通證に到海水也と云ひ、又は、大和國の菅

原と云ひ、或は、近江國野洲郡の安河なりなど云は、言ふにも足らぬ說なり、異本古語拾遺の書入にも、天八湍河原者大和國是有なども云へれば、中古より然る狡意なる妄說は有りけるなるべし）安は、第七一書に、天八十河と有れば、天八十瀨河の意なれば、省きては八瀨とも云ふべし、古語拾遺に八湍と有るも、其意にて書かれたるなり、萬葉十（二十九丁）に、天漢八十瀨霧合叉（三十一丁）天漢河門八十有など有るに、何れも七夕の事に依りて作れる客言なる物から、安河は八湍又は八十瀨なりと云ふ傳の有るを取りて詠めるなり、和名抄に、瀨水流ニ於砂上一也世と見え、湍急瀨也（和名世）とあり、又、名義抄に、湍を瀨速と訓み、俗に湍を又早瀨と訓むも、常の事なれども、水の砂上に流れて瀨と成ると、水の石間などに激りて早湍と成るとを、共に世と云ひては事の違へるが如くなれども砂上に迫れるも、石間に迫れるも、事は同じければ、強て字には泥むべきならず、俗、右に引ける如く、此を河原と云ふ事の多きに就て思ふに、天安河はしも、水脈よりは河原の方廣くて、水は彼鈴鹿川の八十瀨の如く、其水脈の定まらざるなるべし、（萬葉十に、久方、天印等、水無瀨河、隔而置之、神世之恨と有るは、謂ゆる銀河を水無瀨河と見立てたるらむと所思しくして、此に引出でむとも思へらざりしを、此說立て今考ふれば、眞に水無瀨河とも云ふべき狀ならじとも云ひ難かり、然れども古事記御天降段に、伊都之尾羽張神の事を、逆ニ塞上天安河之水一而塞レ道居と有れば、大なる淵なども有るなりけり、因に云ふ湍字文選註に石瀨、湍也、水激ニ石間一則怒成レ湍と有り）〇五百箇は、古に物の數の夥多なるを大凡に云ふ稱なり、寶鏡開始章に、八坂瓊之五百箇御統、其第二一書に、五百箇眞坂樹、八十玉籤、又、五百箇野薦、八十玉籤、仲哀天皇八年御紀に、五百枝賢木など見え、古事記（朝倉宮段）に、加那須岐母、伊本知母賀母、

と謡はせ給へる大御歌有り、古事記に、五百引石と云ふも見えたり、出雲風土記に、五百津鉏神・鉏所ニ取々ニ而と見え、萬葉二(三十七丁)に、天雲之、五百重之下爾、三(二十九丁)に、五百枝刺・繁生有、四(二十七丁)に、五百重浪、立毛居毛、又(四十一丁)五百重隱有、佐提乃埼ニ、六(十五丁)に、夕菜寸二、五百重波因、八(四十五丁)に、五百代小田乎、又(五十六丁)零雪者、五百重零敷、十(二十七丁)に、白雲、五百遍隱、又(二十八丁)棚機之、五百機立、十一(八丁)に、五百重浪、千重敷々、十三(三丁)に、五百萬、千萬神之、神代從、十八(二十三丁)に、安波妣多麻伊保知毛我母、十九(四十四丁)に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布など見えたる、例の限を擧げて押て見るに、五百は數の五百に非ず、彌百(イヤホ)の約まれるなる事灼然し、(八百萬神など云ふ八の彌なるに少しも異なる事なし、然れば五十猛命など申すも、若くは彌進猛命なるべし・如此く五百五十の五を、彌の意に見る時は、大に滯無く聞ゆ、下なる滄海原潮之八百重の下見るべし)古事記には、此の事を又約めて、湯津石村と見えたり、記傳に引かれたる萬葉一(十四丁)に、河上乃湯津磐村二、草武左受と見え・祈年月次等詞に、四方能御門爾湯都磐村能如塞坐氐、又、御門祭詞に四方内外御門爾・如湯津磐村久塞坐氐、又道饗祭詞に、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等など萬葉なる共に五所に見えたる、共に五百箇と云はずして・湯津としも云へるは、五百の約まりて湯とは成れるなり、中臣壽詞に、由都五百篁生出牟と有り、同じ事を重ね云ふべきならざれば、何れか一は衍れるなるべし・(文德天皇實錄に、仁壽元年八月庚子朔壬寅、授ニ山城國堀雷氷部久留湯津波和氣神從五位下一と有る湯豆波和氣は湯津磐別にて、五百箇磐別の義なるを知るべし)(磐石は、右に引ける磐村に依りて、伊波牟良(イハムラ)と訓べし、崇神天皇十年御紀、

歌に訴明佐介珥、莵藝廼煩例屡、伊辭務邏塢と有るに依るべく思ひしかども、伊辭務邏は石村なれば叶はず、古事記は然計り字義を云はざる故に、石村とこそは書かれたりけれ、記者の心は磐村なる事云ふも更なり、和名抄に、磐大石也(和名以波)と見え、石は滋土也(和名以之)と見え、名義抄にも、磐に大石と云ふ訓も有るを以て、言義を思ふに、伊波は石張にて、巖は石張大なる事灼然し、又、石を凝土と云へるも然る事にて、石綺の切れるなり、斯れば、此は伊波牟羅と讀むぞ當れる訓なりける、(右の伊辭務邏を、釋紀に石林也と註し、通證に石礫也と註せり、如何にも文に運大坂山石而云々、人民相踵以手遞傳而運焉とある程の小石なるが故に、伊辭務邏とは云るなり、心得誤る事勿れ)○爲は化の意にて、劔刄より下垂る血の、逆狀に上りて、天安河原なる五百箇磐石に化爲るとなり、釋に引ける天書に、初諸尊斬軻遇突智、血成赤霧、天下陰闇、直達天漢、化爲三百六十五度七百八十三磐石、是謂星度之精也と有るは思東無き事ながら、血の赤霧と成りて、直ちに天河に達する事は有りもや爲たりけむ、其を天漢の事とし、星度の事と云るは、現々信ひ難し、其は上に註せる天安河はしも、天原に在る河名なり、其は其斬給へる十握劔の御靈神の事を、天孫降臨章に、有天石窟所住神稜威雄走神と有る其石窟も、此時に成れる五百箇磐石なりけむ事、申すも更なるを、古事記には、且、其天尾羽張神者、逆塞上天安河之水而塞道居と有るは、正しく天上に天安河と云ふ水行く河の有る證なるに非ずや、(纂疏に、天安河謂河漢也、五百箇磐石謂星辰と有るは、右の天書に依りて誤らせ給へる者なり、和名抄に天河一名天漢、今按又名河漢、一名銀河也、和名阿萬乃加八と有るは、右の天安河とは別なり、然るに平城朝より、此天安河などの事を取りて七夕の歌に用ふる事故に、其も此も一に成れる者なり)○

即此經津主神之祖也と有る此傳の委しきは、第七ノ一書に、斬ニ訶遇突智一時、其血激越染ニ於天安河中所レ在五百箇磐石一、而因化ニ成神一、號曰ニ磐裂神次根裂神一、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神と所見たり、此を以て彼此見合するに、先に天安河邊に所在る五百箇磐石成り、次に其劔鋒より垂落れる血、亦其五百箇磐石に激越て成り坐せる神、磐裂神根裂神二柱坐して、其子磐筒男神磐筒女神二柱坐せる、其子經津主神に坐せれば、其五百箇磐石はしも、寔に經津主神の祖と申すべき狀にては在れども、同じ劔より成り出で給へる武甕槌神の出自を天孫降臨章に、稜威雄走神に係けたれば、此神も其如くなる事、申すも更なり、(若して第六ノ一書に、是時斬血激灑、染ニ於石礫樹草一、此草木沙石自含レ火之緣也と有るは、右の血の五百箇磐石に激越て、磐裂神根裂神の生り坐せる傳と同じきが此は神名以て傳はり、彼は事實を以て傳はれる耳にて、別なる事には非ざるを辨へ置くべし)磐華山陰、又、古史徵(第十五段)に、「是爲ニ天安河邊所レ在五百箇磐石一也、即、此經津主神之祖也と有る也即の間に脫文あり、其は下文に、復劔鋒垂血、激越爲レ神、號曰ニ磐裂神、次根裂神一、次磐筒男命、亦曰磐筒男命、次磐筒女命とある是なり」と有るは、實に然る言なり、右に引ける第七ノ一書と、又、天孫降臨章に、磐裂根裂神之子磐筒男、磐筒女所生之子經津主神と慥に在れば也、即の間に、經津主神の出自を云ふべきを脫し傳へたる事灼然し、(文は此に引上げて說を成せれども、其神々の本說は、各其下に就て云ふべし、因に云ふ、古史徵に此の脫文を、右に引ける復劔鋒垂云々より、闇悶象迄五十五字を、皆がらに此の續に見られたるは、委しからざるなり)偖、經津主神の祖神等は、何れも劔に因れる神名なり、磐裂根裂は、磐を裂き樹を裂く由にて、劔の用を云ふなり、此時に斬り給へる血の、五百箇磐石に激越たらむには、其劔の銳利なる勢ひ

と、火の猛烈しき力と、相共に染み入て、實に物を割裂くに至れりけむ、是其神の成り坐せる所由なり、次に磐筒男磐筒女二神の磐筒は、神武天皇御紀歌に、異志都々伊と有るを、釋に石槌々也、私記曰、劔名其頭似レ石とある其神に在せれば、經津主神と申すは、鋒打之大人と申す義なるべし、（其は武甕槌神の御祖の甕速日神は甕速身にて、身は劔の身を云へり、崇神天皇六十年御紀に、佐徴那靡と有るは、眞身無になるを思ふべし、次に、熯速日神は、熯速は身速なり、美を比と云ふは、常に發語に、劔刀身と續くるを、履仲天皇五年御紀に、劔刀太子王也と有るを以て知るべし、然れば此准らひに、磐裂根裂神以下の說をも成すべかり）天孫降臨章に、經津此云二賦都一と註されたり、猶、有の經津を鋒突なりと云ふは、神武天皇御紀に、天照太神謂二武甕槌神一曰云々、時武甕雷神登謂二高倉一曰、予劔號曰二韴靈一（韴靈此云二赴屠能瀰哆磨一）と有を、古事記には、此刀名云二佐士布都神一、亦名云二甕布都神一、亦名布都御魂と見え、又、此段には、建御雷之男神、亦名建布都神、亦名豐布都神とある、故に此經津主神と武甕槌神とを一神と見る說も起れりしかども、其は唯某布都神と云ふと、其大人たる神を云ふとの說未だ立たざりし故に、先達も已に誤られたるなり、布都の意は何れも同じくして、劔の鋒の物を突く事に係れるなるが、殊に此神は下に云ふ如く、劔にも矛にも功坐すが故に、殊に主とは申せるなり、已に神武天皇御紀に、其韴靈の事を、倒立二於庫底板一と有りて、其鋒端の底板を貫立つるを以て思ふべし、富を布と云ふは、天穗日命を、出雲風土記に、天之夫比命と有る、是れ其通へるなり、（萬葉一、長谷朝倉宮御宇天皇御製歌に、布久思毛與、美夫君志持と有る、布久思は、今俗に保具世と云ふ物にて、竹篦の類なり、然るを、和名抄に、鑱を加奈布久之と見えたれば、俗には正しく富と云ふを、雅言には却て布と云ふ

あり、又、和名抄郷名に、筑前國穂波郡穂波を、布奈美と有るなど、此は正しく穂字なるをすらに布と云ふを考へ合にすべし）右の如く、經津主は鋒打之大人なるに就て思ふに、天孫降臨章に、此神と武甕槌神と、二神相共に降り坐しつるに、其第二一書に、是時齋主神號ニ齋之大人ーと有るは、古へ將師を被レ遣る時には、必ず忌瓮を居ゑて神を祭りて、然後に出向ふ定めなる事、其傳に云ふべし、然れば、此神は大將軍にて、武甕槌神は副將軍の如く有りしなり、彼其正書に、大己貴神乃以ニ平レ國時所レ杖之廣矛一授ニ二神ーと有るは、此二柱の平レ國の事竟給ふ所にして、其廣矛、二神の手に渡りて復命し給ふに至れりしなり、然れば二神と云ふ中にも、其齋主神の方主たる可き、武甕槌神には十握劒を以て功を成し給へるにて知らる、今、香取志と云ふ物に、其平レ國之廣矛は、香取神宮の正殿に鎮り坐す由云へるは、大倭神社註進狀の趣に違へれば、如何有らむ知らざれども、此神の廣矛を取り持たして天に報命し給ふ由緒に縁りて、然る傳も有るなりけり、（廣矛の事は、右の註進狀に、此矛亦上古在ニ天皇大殿之内ー、其藏奇偽ニ八千矛神之神體ーと見えたれば、大和大國魂神社に在しながら、後に香取に移り奉れるか、今知るべからずと雖も、此は矛と云ふ事に用有りて云ふなり）神名式、上野國甘樂郡貫前神社（名神、大）を、名神祭式に、貫作ニ抜鋒ーと見えたり、此を一宮記に、經津主神也とあり、貫前とも抜鋒とも申すは、矛鋒を以て物を刺貫き給ふ由と通えたれば、劒の突くも鋒の突くも同じければ、右に經津は鋒突なりと云ふに合へり、偖、天孫降臨章に、武甕槌神の出自を、彼十握劒の化れる稜威雄走神に係けたるを以て思ふに、同じく鋒頭の神には坐せども、彼神は専ら劒を以て功を立て給ひ、此神は主と鋒を以て德と成し給ふにぞ有るべかりける、右の廣矛の事にも思ひ合はすべき者なりかし、（出雲國土記に、衛拜等子

留比古命と有るは、衝桙微にて、鋒端の物を刺貫く由にて、此は別神なれども、名義同じきなり、又、神名帳に、伊豆國賀茂郡多祁富許都久和氣命神社と有るも、鋒突別にて、此經津主神に似著はしき名なれば、亦名などならむも知るべからず、名義抄に、殺を保古都久と訓みたり、又、杉鋒別神社ある、杉鋒は木矛なれども、鋒別と云ふは、又、鋒突に同じく、物を衝き別くる義なり、又、同式に、甲斐國八代郡桙衝神社有る、此は所祭天鈿女命也と、風土記に見えたれば、此の例に非ず）○祖也の祖を美於夜と訓めり、凡て古書の例、女の親を御祖命と云ふ事多し、其は古事記に神産巣日御祖命と有るは、高御産巣日神の男神に坐すに對へたるなり、又大穴牟遲神の御母を御祖命と記し、又、神倭天皇の大后を其御祖伊須氣余理比賣と有るは、其三柱の御子等に對へて云ふなり、又、譽田天皇に對へて、其御祖息長帶日賣命とあり、又、伊豆志袁登賣の所に、爾愁白其母之時、御祖答曰云々と見ゆ、此等は何れも子より母を御祖と云へるなり、又、皇極天皇四年御紀に、吉備島皇祖母尊、孝德天皇御紀に吉備島皇祖母又は皇祖母尊など有るをも、御祖と訓めり、此は皇孫より皇祖を對へ申すなり、此に依りて、我上古には、父よりは殊に母の方を親しみ傅づきて、然か云ふ由に先達の說も有れども、然に非ず、美は賣の通音にして女の義なり、神名式に、阿波國勝浦郡建島女祖命神社と見え、又、源氏葵卷に母親の事を米淤夜と云ふ事の有るを證と爲べし、下の神産巣日御祖命の下に云ふべし（年中行事祕抄に引ける舊記に、御祖多々須玉依媛命と有るも、其丹塗矢の化れる男神に娶ひて生める御子に對へて云ふなり、古事記に、波邇夜須毘賣神と有るを、神名式に、阿波國美馬郡波爾移麻比彌神社と有るを以て、賣を美とも云ふべき事を知るべし）此に祖と有るは男女を通はして御祖と云へるにて、御は例の尊稱と見ても宜しけ

れども、猶、眞祖にて、彼阿奈子に對へたるなるべし、顯宗天皇御紀に、日神月神共に、高皇産靈神を我祖と宣へるを以て、女親に云ふとは、同言にして別意なるを知るべし、下を見るべし（古も今も、皇國も外蕃も、父より子に傳へ、子より孫に傳へ承くる物にし有れば、其親しみに取りては、母こそは殊に勞ほしむあれ其純脉に於いては專ら父子なること云ふも更らなり）、偖、於夜と云ふ名義は、大彌にても有らむか、其は何れか指しては父と云ひ、母と云ひ、祖父と云ひ、祖母と云ふを、其を摠云ふ語なればなり、所以に父母を始めとして幾世の古なるも、於夜と云ひて遂はざること、人の知れるが如し、（同字を常に於奈自と云ふは、大並なるを、萬葉十四、相聞に、宣乎其母能、於夜自賣久良波と有るは、眞小薦の同耗と云ふ事なるが、同を於夜自と云ふは大並にて、此の於夜に同じ、或者親は老也と云へるは實しからず）○鐸に、古事記には御刀本と有り、和名抄に、鐔劍鼻也（和名都美波）と見え、名義抄に鐔字に都美波とも、多知能都婆とも云ふ訓有り、古事紀に、都味齒八重事代主神と申す御名のある、都味齒は八重と云はむ發語にて、古の鐔は八重に重ねたりしと所思しきなり、神名式に、大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座、（名神大、月次、相嘗新嘗）とあるも、都美波を切めて都婆とも云ふ例なり、兵器を都波母能と云ふは、鐔物と云ふ事にて、刀矛を本と爲る名なり、兵卒を都波母能と云ふは、鐔者と云ふ意にて、刀矛を執る物部の由なり、貝原篤信が都美波は留牙の義なる由云へり然もありなむ、（其俗字に切羽と云ふ物あり、狭鐔の意なり、又、鐔と云ふ物あり、夾輪の意なり、錦と云ふ物あり、下留の義なるを、彼此考へ合はすれば、留牙實に然るべく所思ゆ）○激逝は、右の古首響石に激逝るなる事、此上に復字有るを以て知るべし、即、古事記に、走就湯津石村とあり、記傳五（七十二丁）に、走

は多婆斯理と師の訓まれたるぞ宜き、萬葉十(五十九丁)に、我袖爾、雹手走、又二十(十一丁)に、霜上爾、安良禮多婆之理などあり。俗に登婆斯理と云ふも、多の訛れるなり」と有り、古史徵に其意を得て、激越を走就と同じく訓まれたるは、然る言なり、(冠辭考、石走條に引かれたるには、多婆斯理古延氐と訓まれたる、越字に當りて然る事には有れども、古史徵の方勝れる心ちす、又、此激越を、諸本共に曾々岐氐と訓めるを、通證に、延佳曰激越富訓多婆志利云々、激越出文選、註越揚也と見えたり)激を然か訓むべき例は、萬葉一(十八丁)に、珠水激、瀧之宮子波、八(十四丁)に、石激、垂見之上乃と有るを、六(二十九丁)に、石走、多藝千流留、十二(二十丁)に、石走、垂水之水能と有れば、激を走と訓むべき事云ふも更なり、又、右等の例共に依りて、多婆斯理は垂走なる事を曉るべし、然れば激越は五百箇磐石に走就たるなること灼然ければ、今も其意して說くべかり、激字、名義抄に、宇豆輸久と有り、水の垂走るには、渦の卷く事も有る、其如くにて、此の急劇しき狀も知らるゝなり、(古史徵に此事を論ひて、然れば激越其磐石と書かるべきに、唯激越爲神と耳書かれたるは、上文に已に劍刄垂血、是爲天安河邊所在五百箇磐石と記されし故に、下文には其磐石と言はざらむも、其磐石なる事通ゆる故に、然は書かれざるにて、此は漢文の格なり」と云はれたる、寔に然あり)○甕速日神は、天孫降臨章に、稜威雄走神之子甕速日神と有り、古事記、事代主神の裔神に、速甕之多氣佐波夜遲奴美神と云ふ神名の有る、速甕は此に甕速を倒反せるにて、其意同じ、此を以て見れば、速日は速毘とも、速夫流とも、活く例なるには非ず、速甕と上に續きて、日には別意有るなり(下に引ける仁德天皇十六年御紀、播磨國造速待が歌に、彌簡始報、破利摩波揶摩智と詠めるは、記傳に、彌簡始報は速待と云はむ

祝詞にて、嚴めしき潮の速きと云ふ意なり」と云はれたるに、此の甕速の義をも合せ考ふべし、故思ふに、此は常陸風土記、久慈郡薩都里條に、東大山謂賀毗禮之高峰、即有天神、名稱立速日男命、一名速經和氣命、本自天降、即坐松澤松樹八俣之上、神祟甚嚴、有人向行大小便之時、示災致疾苦者、近側居人毎甚辛苦、具狀請朝、遣片岡大連敬祭祈曰、今所坐此處、百姓近家、朝夕穢臭、理不合坐、宜避移可鎭高山之淨境、於是神聽禱告、遂登賀毗禮之峰、其社以石爲垣、中種屬甚多、并品寶弓桙釜器之類、皆成石存之、凡諸鳥經過者、盡急飛避、無當峰上、自古然、爲今亦同之、即有小水、名薩都河、と有る立速日男命の立は劔にて、速日は此甕速日神の御名に同じく、速經は共轉なり其坐松樹八俣之上とは、寶劔に御在し坐すにや、以石爲垣、種屬甚多とは、其從劔も亦多しとなるべし、并品寶弓桙など云へる、并字に心を着くべし、諸鳥經過者盡急飛避、無當峰上と有るなど、其稜威の甚く御在し坐すなど、思合はすべし、即、常國鹿島神宮は其御末なる武甕槌神に坐すなどの由あり、神名式に、薩都神社とある是なり、或說に、今多賀郡宮田村有神峰山、蓋是也、山上有社、謂神峰山權現、宮田、助川、會瀨、三村之鎭守也、例祭四月九日、十日、山上造假殿、迎神輿、十一日還輿とあり、偖、此の速日の日は身なり、萬葉二(三十一丁)に、劔刀、於身副不寐者三、次(四十一丁)劔刀、身二副寐價牟、四(三十二丁)に、劔大刀、身爾取副等、十四(二十三丁)に、都流伎多知、身爾素布伊毛乎など、劔刀より身と續けたるは、身に取り佩く物なるを以てなるから劔の身と人の身とを兼ねたる事、云ふも更なり、其は履仲天皇五年御紀に、劔刀太子王也と見え、崇神天皇六十年御紀歌に、佐微那辭珥阿波禮と有る、佐微は眞身にて刀の事なるを、推古天皇廿年御紀、大御歌に、多智奈羅磨、句禮能摩差比

と詠ませ給へる差比に、右の佐徴と同じ事なるを以て、劒の身を比とも云ひける事を知るべし、然れば、甕速日は甕速刀にて、御祖稜威雄走神の神威を受けて、劒の嚴く速く物を切斗ぐる義なる事灼然し、故、其稜威を甕に雄走を速に引配て、其義を伺ふ可きなり、（尚、寳劒出現章第三一書蛇韓鋤之劒の下に云ふを見合はすべし、然るを、速日と云へば何時も速夫流と活く物と思ふは心狭し、偖、今世に、刀に樋と云ふ物を掘る、其を云ふと思ふなどは、愈取るに足らず、其は彼樋と云ふ物はしも、鍛疵を隱す爲に凹り取れると、其重きを輕めむ爲とに爲る事にて、何れも神氣の眞盛なりし上代には、且ても無かりし事なれば用ひ難し）○熯速日神は、天孫降臨章に、稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神と有を、古事記には、甕速日神、次、樋速日神、次、建御雷之男神と並べて、此三神を兄弟と爲せるは、異なる傳なり、其は同書御天降段に、伊都之尾羽張神可遣、若亦非此神者、其神之子建御雷之男神是應遣と、甕速日神樋速日神を除きて、直に建御雷之男神と云ふ傳なる故に、撰者の心に然らば右の二神は兄弟ならむと、其心して記されたる可けれども、此御紀の正しきには如かざるなり、（其は古に子と云ふは、父子の子を始めて、孫をも、曾孫をも、又、幾代の後なるをも、子と云ふ事にて、御世々々の天皇も、今も天神御子と申すが如き例を思ひ漏らせる私事なるべし）又、瑞珠盟約章第三一書に、五男を六男と爲る異なる傳有りて、活津彦根命と、熊野忍蹈命との間に、化生熯之速日命と見えて、其に熯干也、此云備とあり、又、寳鏡開始章第三一書にも、活津彦根命、次、熯速日命、次、熊野大隅命と見えたる、此には右の如く之字加はりたれば別神にて、若くは活津彦根命、又は熊野大隅命などにや有らぬ、出雲風土記に、大原郡斐伊郷。樋速日子命坐此處、故云樋（神龜三

年改ニ字斐伊ニ）と有るは其神にて、此なる火神より化れるには非じ、此なるは、天孫降臨章に天石窟所住神と有れば、出雲には由なきを、熊野郡と大原郡とは、相隔らざる地なるに心を着けて考ふれば、熊野も斐伊も共に出雲の地名なれば、此の熯速日神とは別神なる事愈知らるゝなり、（又、姓氏錄、攝津國神別天神に服部連、熯之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也、允恭天皇御世、任ニ織部司一、摠ニ領諸國織部一、因號ニ服部連一と見え、又、河内國神別天神に、服部連、熯之速日命之後也と有れば、此の熯速日神の外に、別に熯之速日命と申す神有る事灼然し、故思ふに、活津彥根命なるべし、此を天津彥根命と別神と立つる事なれども、予委しく見定め侍りたる事有りて、已に神賀詞講義に註せるを、今又其章に就て云ふべければ、今云ふ限りに非ざれども少か云はゞ、出雲風土記に、意宇郡屋代鄕、天乃夫比命御伴天降來坐伊支等之遠祖、天津日子命詔、吾淨將ニ坐社詔、故云レ社と有れば、天津彥根命も天穗日命と一時に降坐せるなり、斯れば、右に引ける斐伊鄕の所にも合へるを、天孫降臨章第二ノ一書に、天目一箇命爲ニ作ニ金者一と有るに、古語拾遺天石窟段に、令ニ天目一箇神作ニ雜刀斧及鐵鐸一と見えたる、其神を姓氏錄山城國神別天神に、山背忌寸天都比古禰命子天麻比止都禰命之後也と有れば、天津彥根命、天目一箇命は父子なり、然るを古事記同段に、求ニ鍛人天津麻羅一云々と有るは、天目一箇神の亦名なれば、其人天津彥根命は鍛冶の事に由なしとも云ひ難ければ、若亦名ならむには、此も熯は身にて刀を云ふ名なりけり、然れば、此の熯速日神と同名にて混らはしき故に、直に比波夜倍と續け云ふと、熯之速日と之を加ふるとの差別を立てたりし者なりけり、偖、右の天津麻羅を鍛人と云ふが始にて、綏靖天皇御紀に、倭鍛部天津眞浦と見えたるを、右の熯之速日命十二世孫麻羅宿禰と云ふも、世を隔てゝも其祖名を稱ふる事由あり、

但鍛人の神の裔孫にして　織部司に任されしは似着はしくも思へらざりしかども、熟考ふれば、仁德天皇四十年御紀に比佐筒多能、阿梅筒儺麼多と有れば、金機をしも造れるなどの事に依れるにや、下に云ふを見て明らむべし。但、遠江國敷智郡岡本村に、初生衣神社有りて、祭神天棚機比賣神を祀れる。此社司服部氏にて、四月九月の神衣祭には、初生衣を伊勢内宮に奉る事なるが、其家記に、天照太神入于天窟之時、仰天羽槌命令織奉供矣、瓊々杵尊天降日向國知食此國、爾來天羽槌神之神孫續々從神武天皇御宇至文德天皇御宇、稱纐宮造、神代以來無斷絶、掌天照太神御初生衣、調進之、然處、仁壽元年甲戌稔、蒙勅宣、叙從五位下、稱神服部宿禰、毛人女奉仕皇朝、天羽槌神依爲衣服元祖、取其名名波登理、其後久壽二年乙亥七月、辭官降民間、調進神御衣、於遠州濱名郡岡本村、伊勢神明爲初生衣領、賜五町八反證狀、十二月從山城國乙訓郡從住遠州、用神服部一字、稱神日代、每年四月、神御衣祭、御初生衣調進畢とある。此傳に依れば、此の熯速日神の子建羽槌命なるにや、猶能く考ふべき者なり。熯速日は火速身にて、火の物を燒が如く劍身の有るが中にも姿利く切る身と云ふ事なり。彼の火神を古事記に、火之夜藝速日男神と申すをも思ひ合すべし。神名式に、伊豆國田方郡加理波夜須多都比波預命神社と云へる、比波預と此の熯速と同じかるべし。加理波夜須は刈刻にて、竹と健とを兼ねて續けたる發語なり。萬葉十六（三十丁）に、佐男鹿乃、來立來嘆久、頓爾吾可死、王爾、吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩云々吾毛等者、御筆波夜斯云々、吾完者御奈麻須波夜志、吾伎毛母御奈麻須波夜之、吾美義波御鹽乃波夜之など、角をも毛をも肉をも肝をも、切刻るゝ事を波夜詩と云ふと、右の波夜須と同言なり。如此く加理波夜須と耳云ひて、劍とも刀とも云はざるは、多都比は健き刀と云ふ事なり、

比波質は、身速ならでは其義理の通えざるを思ふべし、(然れば刀の身を比と受け續りて云ふべき事、愈々明らかなる者なり。易說卦に、燥ニ萬物ー者莫ニ熯ニ乎火ーと見え。字書に、火盛乾也など有るに據て、火を以て外に訛を成すは、當らざるなり)○武甕槌神、神武天皇御紀には武甕雷神に作れり、古事記には建御雷之男神と有り、記傳五(七十三丁)に御雷、甕槌、何れも借字にて、美迦は伊迦に通ふ言なり、舒明天皇御紀に、蠻夷此云ニ伊飛之保虛ー、皇極天皇御紀に、重日此云ニ伊柯之比ー、又、祝詞に、伊賀志御世、又、伊迦米志伊迦志、又源氏葵卷に、武く伊迦彼ー向心出來て、手習卷に、伊迦彼狀を人に見せむと思ひて、などある伊迦なり其美迦と通ふ例は、遷ニ却祟神ー詞に、此神を健雷命とあり、又、嚴きを美迦と云ふ例は、仁德天皇御紀訓に、瀰簡始報、破利摩波瀰摩皆と有る、瀰簡始報に通待と云はむ枕詞にして、嚴めしき潮の速きと云ふ續きなり、書紀に謂ゆる甕星も、嚴きを云ひ、甕栗も嚴栗なり(二擬要)と有るにて通えたり、又、神名式に、伊豆國賀茂郡多祁美加々命神社と有る、美加々は甕々にて、其意は嚴々なるべし、然れば、穗積の遠祖の伊迦賀色許男命も、嚴々醜男命にて、稜威の猛く嚴めしかりし稱なるべし、倩、右の如く美迦とも伊迦とも通はし云ふ中に、迦の言の活かざるを以て見れば、上なるは發語にて、美迦は嚴氣伊迦に猛氣なるべし、今世武術を習練る輩など、氣の充不充を云ふに是にて、決めて猛く嚴き者に限りて、常に其氣の充つる事、甚上なき者なり、天孫降臨章なる此神の御言に、此神進曰、豈唯經津主神獨爲ニ丈夫ー、而吾非ニ丈夫ー者哉、其辭氣慷慨と有る、氣慷慨に、其の氣に溢れるを思ひ合はす可し、今世此云へる樣にしも、又外にも有り、古事記、素戔嗚尊の御子孫を云ふ所に、六世孫豐御氣主命、亦名健甕依命と有るは、別なる名の如くなれども、御氣に甕を通はしたるにて、御食の

義に非ず、主を依と云ひ換へたるは、其ふ義なれば、言は異にして其意同じ）槌は劍を云ふなり、又、大刀とも通ふ可し、其は古事記に、故所レ斬之刀、名謂ニ天之尾羽張一、亦名謂ニ伊都之尾羽張神一と有りて、是劍の名なるを、此の天孫降臨章には、天石窟所レ住神稜威雄走神と見えて、其には神なるを、古事記には猶委しく坐ニ天安河河上之天石屋一、名伊都之尾羽張神云々、其神之子、建御雷之男神云々、且其天尾羽張神者云々と有りて、御祖神と共に在し、又、經津主神と共に平レ國の所の其章に、二神拔ニ十握劍一、倒植ニ於地一、踞ニ其鋒端一云々、誅ニ諸不順鬼神一、果以報命と有るは、二神に係れる事、本よりの事ながら、神武天皇御紀に、天照太神謂ニ武甕雷神一曰、夫葦原中國、猶聞ニ喧擾之響一焉、宜ニ汝更往而征レ之、武甕雷神對曰、雖ニ予不レ行而下ニ予平レ國之劍一、則國將ニ自平一矣、天照太神諾、時武甕雷神登謂ニ高倉一曰、予劍號曰ニ韴靈一、今當レ置ニ汝庫裏一、宜ニ取而獻ニ之天孫一と有りて、其平レ國之劍と云ふは、古の十握劍なる事灼然ければ、御祖稜威雄走神の御由縁を以て、此神は劍に依れる神と云ふ事を明らむべし、（古事記にも、天照太神、高木神、二柱神之命以、召ニ建御雷神一而詔云々、其葦原中國者、專汝所ニ言向一之國、故汝建御雷神可レ降爾、答曰、僕雖レ不レ降專有ニ平レ國之横刀一、可レ降云々と見えて、此には異說なし、上なる經津主神の傳に云へる如く、彼神は矛を以て功を立て給へるに合はせ考ふべし）偖、其經津主神の御祖はしも、初、其十握劍の鋒より垂落れる血に依りて成り坐せるに就て、其神はしも、劍にも、矛にも、其穗先を以て物を突く事に、自然功有る神と成り給ひ、此神の御祖は、又、其十握劍の鐔より垂落る血に依りて成り坐せるに就て。此神はしも、横刀を以て物を斬り平ぐる事に、功坐す神と成り給へれば、名義を武嚴劍（タケイカタチ）と說く事、强言には非ざるべし、矛にも嚴矛と云ふ名稱も有ればなり、又是大神の御

處にして、彼海幸彦山幸彦などの趣にて各自に其幸び給ふ神業の分れて、御徳を別にし給ふ所以なるを思ふべき者なりかし（然れば、記傳に、二神を一神の如く云はれしは本よりにて、平田翁の二神と見られしは宜しけれども、或は二神の如く、或は一神の如き由に云はれたるなど、共に委しからざる者なり）亦曰甕速日命、次、熯速日命、次、武甕槌神は、右に劒鐔垂血云々、是武甕槌神之祖也と有りて、已に引ける天孫降臨章にも見えたるが如く、甕速日神命の子熯速日神、其子甕槌神と、經に續ける、是正説なるを、此は緯に其三柱を兄弟と傳へたる、異説にして、古事記も其趣なるは、共に誤れる者なり、此を以て此に亦曰と記し、又、上には神と有るを、命に換へたる者なり（但古事記の然誤れる由に、撰者の本意に非ざれども、御天降段に、建御雷之男神を、伊都之尾羽張神の子とある其に引かれて、其系を誤れる事、上に已に熯速日神の下に云へり）○劒鋒に、天孫降臨章に鋒端と有るを、古事記には、此なるを刀前、其なるを劒前と書ける、前は共に借字にして、謂ゆる鋒の事なり、寶劒出現章に、蛇を斬り給ふ事を、至レ尾劒刃少缺、故割ニ裂其尾一と有るを、古事記には以ニ御刀之前一刺割とある如く、劒鋒にしも、物を刺しも割きも爲る物なる故に、佐伎とは云ふなり（又、鋒と云ふも斬割なるべし、神武天皇御紀の韴靈を、古事記に佐士布都神と有るは、刺鋒突なる事上に云へるが如し、佐意も佐伎も近き事、右にて知らる、其日代宮段にも、以ニ劒自ニ其胸一刺通之と云ふ事あり）備、次なる劒頭を古事記には御刀本とあり、斯れば、劒鋒に御刀末と云ふ語の有りけむが、傳はらぬなるべし、明宮段に吉野之國主等、瞻ニ大雀命之所レ佩御刀一、歌曰云々、波知都流岐、母登都流藝、須惠布由云々と有るは、本劒末劒にて、其須惠布由と云ふは、彼の尾羽張など云ふが如く、刀鋒の裂りたるを經と云へるなれば劒刀

の鋒を、末とも、前とも、尾とも云ふ者なり、(此の八洲起元章に、矛鋒と有るを、古事記には矛末と有り、此は須恵とは云ふまじく、記傳に佐伎と讀まれたるに從ふべし。欽明天皇御紀に、鋒末をも、保古能佐伎と訓れば下劔末の下に云へるが如く、本と對へ云ふならざるには、常には須恵とは云はざりしにこそ)○磐裂神、根裂神天孫降臨章に、磐裂此云二以簸娑窶一と註せり。此は伊邪那岐大神、御佩の十握劔を拔かして火神軻遇突智命を斬り給へる、其猛く嚴めしき御靈を得て成り坐せるが故に此も御劔に由ある神に坐す事、次に云ふが如くなるが、其時の御心に、石をも木をも刺割き、通徹し給ふべき御勢ありし故に、凡そ世中に在りとし有らゆる萬物は、悉くに皆火を含まざる事なきは、此神の所知し看す事なり、第六一書に、是時斬血激灑染於石礫樹草、此草木沙石自含火之縁也とある、血は此劔鋒なるに限らず、火の靈魂、又、劔頭なる總ての血と思はむも、僻事には非ざれども、磐裂の磐は、右の石礫に當り、根裂の根は、右の樹草に當れるに更なり、劔の物を刺割くも、火の物に滲徹るも其刺貫く事等しければ、即ち此二を主宰り給ふ神なる事知らるゝなり、鑑下に、所形に火を指したる其灼目を、火拆と云ふを思ふべし、(其に古傳に就て云ふべき事なれば、今註すには及ばざる事なれども、兼ねて然る心得無くては思ひ誤るべき事故に、今少か云ひ置くなり)祝詞に、磐根木根履佐久彌氏と有りて、磐にも常に根と云ふ事には有れども、此の磐に對へたる根は、彼樹草を云ふなり、然るに、同じく磐根木根と云ふ中には、樹草は殊に土中に根を延て育る者なればなり。其は如何にも有れ、上に引ける第六一書の石礫樹草の事を引合せ見たらむには、其疑ひ無かるべくこそ。裂は　劔鋒より成り坐せる神たる故に、又、磐根木根をも刺割くべき稜威坐す由なり。上に引ける割裂、又、刺割は更なり。第九一書なる雷名に、裂

雷と見え、又、神功皇后御紀に、大磐塞之不レ得レ穿レ溝云々、當時雷電霹靂蹴二裂其磐一令レ通レ水、故時人號二其溝一曰二裂田溝一也と有り、下に註せるが如く、奧羽觀蹟聞老志に、拆石神社在二柴田郡葉坂村一、未レ詳二祭神一、相傳、往古其神拆二巖石一而出、仍鄕黨建二祠祀一之、其所二破裂一巖今猶存など見ゆ、是れ刀劍を以て裂くには非ざれども、裂くの例なり、又、大殿祭詞本註に、磐木と云ふ物の見えたるは、割木なるをも思ひ合はすべくなむ、又、右の磐根木根履佐久彌氏とある佐久彌は裂所見(サクミエ)にて、足にて蹈み凹めたる所の、破れ裂けたる狀に見ゆるにて、其の佐久も此の例なるなり、（記傳に引かれたる萬葉二に、石根佐久見手、名積來之六に、五百重山、伊去割見二十に、奈美乃間乎、伊由伎作具美など、又、或説に、人面の凸凹有るを凹面(シヤクミツラ)と云ひ、能面に作久美と云ふあり、又、馬部久理なども同じと云ひ、又、源氏少女卷に、「作久自理老(オヨ)すげたる人立交りて」と有るは、兒童の小賢しきを云へるにて、平穩ならぬ意なるなり、但、此神名の裂は割裂の義にて、右の佐久彌には非ざるなり）〇磐筒男命と有りて、磐筒女命の無きに、既く傳はり漏れたりし者なり、古事記にも石筒之男神有りて、其にも女神の無きを、此には、次に一日、磐筒男命及磐筒女命と見え、天孫降臨章に至りては正しく磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女と有るぞ、甚々愛たき賜物にはありける、（故思ふに、一書は一書にて各其傳の方を主と爲る故に、右の如く正書に出でたる事をも、此に記さゞるには、一日と書れたるにて、私無き書き狀也）〇磐筒男命磐筒女命と申すも、亦韻に因れる御名と聞えたり、古事記に、既生レ國竟、更生レ神と有る十神の中に、先生二石土毘古神一、次生二石巢比賣神一と有るを、記傳五（三十三丁）に、「此二柱を御殿段の上筒之男命に當てられたるは如何なれども、其説に、都々と都知と通ひ、巣も都々と近し」と註されたるは然る事にて、

其二神の此に同じきは、毘古比賣と二柱相並はせれば、彼上筒之男命よりは、却りて此に相當れる者なり、又、神名式に、土佐國長岡郡石土神社有るは、此磐筒男磐筒女二神を祀れるにや、(香取本社記と云ふ書に、匝瑳殿所㆑祭㆓磐筒男神磐筒女神㆒也と云ひ、媛殿所㆑祭㆓磐裂根裂神㆒也と云へり、此外には見當らず、尚有るにや)神武天皇御紀讃に句鶩都々伊、異志都々伊と有るを、私記に、頭槌々也、劔名、其頭曲、石槌々也、劔名、其頭似㆑石と云ふを以て知るべし、若て其下に、我卒聞㆑歌倶抜㆓其頭椎劍㆒、一時殺㆑虜と有るを以て、頭槌石槌其同物なる事を曉るべし、然れば此は男神女神共に其劔神に御在せる事灼然し、若て此にも其子經津主神の生事を云はざるは、上に辨へたるが如く、此の復劔鋒垂血より此迄の文は、上なる五百箇磐石也と、次に卽此經津主神之祖矣と有るとの間に在るべき文なるを、旣くより錯亂たりし者なり、其は第七ノ一書に合はせ讀みてぞ知られむ、此神の說の委き事は下に註せり、(古事記にも此の文石拆神、次、根拆神、次、石筒之男神三神と有りて、此の經津主神に當れる文無くして、次なる建御雷之男神に、亦名建布都神、亦名豐布都神と有りて、終迄に其神の事は漏れたるが故に、記傳には却りて經津主神と武甕槌神とを別神と爲したるを、疑はれたるは、此一書と古事記とは、本より同じ傳なるが已く右の錯亂の有る事を得思ひ得られざりしなり、此は古史徵なるぞ謂はれたる)(劔頭に、古事記に手上とあり、記傳五(七十六丁)に、「手上は今云ふ柄なり、神武天皇御紀に、撫劍此云㆓都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢㆒とも見え、又、劔柄と書きて多加比と訓める所もあり、其は美を後に比と云ひ成せる者なり、日向風土記に、宮崎郡高日村、昔者自㆑天降神以㆓御劔柄㆒置㆓於此地㆒因曰㆓劔柄村㆒、後人改曰㆓高日村㆒と見え、萬葉九(三十五丁)に、燒大刀乃、手預押禰利と有る預を、一本に頭と有るは、

借字にして多加比なり」（撮要）と有り、（右の風土記の趣は、元の名は何と云ひけむ、其劒柄タカヒの事に依りて村名と成れるを、後人、劒柄村を高日村と字を改ためたる由なるべし、出雲風土記に、神龜三年改㆓字某々㆒と有るは、字の換れるのみにて、古の同じき其の例なり）偖、其軻遇突智神を斬りて三段に爲給へる時には、其御頸斗なる故に、血は其刄より垂りける故に、此にて五百箇磐石は成れりしなり。若し其斬り竟へて劒を起し給ふ時、先づ其劒鋒より血の垂れる、其經津主神の祖神と成り、次には其立てたる劒の鐔より血の垂れる、是れ武甕槌神の祖神と成れる、是にて主々しき大神は成り畢へ坐ししなり、次に此なる劒頭なるはしも、古事記に、次集㆓御刀之手上㆒血、自㆓手俣㆒漏出と有れば、鋒よりも、刄よりも、鐔よりも垂れる凌血の事には下りて　其劒柄マツカを操らせ給へる御手の指股より落ちたる血に依りて、成れる神等に坐せば、上件の神等に比べては、支神にて闇神に坐せる也、（古史徴に右の古事記の文を引きて、其證を事實の上に考ふるに、鐔の有るを、手上に血の集まれると云ふ事、覺束なき由に云はれたるは、委しからず、此の下に云ひ分くるを見るべし）○垂血に此なるは、上なる鋒刄鐔の三例と同じからざる事は右の古事記に、次集㆓御刀之手上㆒、血自㆓手俣㆒漏出、所ㇾ成神名云々と有るが如し、今、其委しきに就て、少し說くべし、其の集は、記傳五（七十六丁）に、「上には著㆓御刀前㆒之血とも、著㆓御刀本㆒血とも有るを、今此言を換へて集と云ふは前と本とは直に血の著く所なるを、手上は其血の傳ひ流れ來て、手に塞がれて聚まる所なればなり」と有るが如し、手俣は其柄を操り給へる指間なり、漏出は、實錄出現章第六一書に、自㆓指間㆒漏落と有るに同じ、偖、上なる鋒刄鐔の血は、其の正書に、其時天地相去未ㇾ遠とある頃ほひなりしかば、天に上れりしなり、然るを、自㆓手俣㆒漏出と有るは、上に昇れるな

らず、下に漏れ落ちたる事著明ければ、予は、此三柱を闇神なりとは云へるなり。斯れば、此に復劔頭垂血激越も、彼五百箇磐石に激越の義なるにて、上の例なるべき事は、其復の字に依りて知らるれども、猶古事記の正しきには如かざるなり。故著御刀前之血、走就湯津石村所成神名云々、次著御刀本血、亦走就湯津石村所成神名云々と有る、二には湯津石村の事見えたれども、此には其事を記さゞるに心を着けて考ふべきなむ○闇龗神は、上に斬軻遇突智為三段、此各化成神也と有るを、第七一書に、其一段是為雷神、一段是為大山祇神、一段是為高龗と見えて、已に高龗神の成り坐せるを、今又此神の生り坐せるは、其御功を輔相けて雨を降らせ給ふ為なり、其は右の十握劔の鋒より刄に、刄より鐔に傳はり、鐔より劔柄に下り聚りて、今又御指間より漏れ墮ちたる血に因りて成り坐せる神なる故に、雨神と御在し坐す事、甚々愛たし、若て其雨と成る雲霧はしも、元來大地の水氣なるを、天日の大御光に蒸れ上りたりし者なるが、降りて雨と成れるなれば、其斬られ給へる火神の血の、右の如く鋒迄上りて下れるにも叶へり、記傳五(七十丁)に、「闇は借字にして谷の事なり、大忌祭詞に、山々乃口自狹久那多利爾下賜水乎云々、大祓詞に、高山之末、短山之末與理、佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐云々、此谷川の水の落ち來る狀にて、佐は眞に通ひ、久那は久良に通ひて谷の事なり、多理は少しくも多くも水の落つるを云ふ、谷と云ふも、本、此多理の轉れるなるべし、萬葉十七(十七丁)に、[illegible]能、奈久久良多爾と詠めるも、彼の久那太理に通ひて、唯谷の事なり、又、諸國に、某谷、又、倉某と云ふ地の多在るも、谷よりぞ出づらむ、鞍の久良も、人の身に取りては谷の如くなる故の名なり」(補意)と有るにて、闇の義通えたり、其谷はしも、龗神の常に坐まり居て其に德を養ひ給ふ所の名なるなり、

〔又、噂の例を以て見るに、此神等は、彼の御手俣より成り坐しつれば、其も小く久良なれば合へり、下に云へるが
如く、此神の鎮り坐す貴布禰神社の山を暗部山と云ひ又、小倉神社などの事をも思ひ合はすべき者なり〕書紀には、字書
にも龗也とも註せれば、實に龍神に坐すべし、倍、常陸風土記、行方郡條に、俗謂レ蛇為二夜刀神一、其形蛇身頭角、似
レ㢜と云へる状實に合へり、名義は同書に新治郡驛家名曰二大神一、所三以然稱一者、大蛇多在因名二驛名一と見え、攝津風
土記等に有二大神一云、天津鰐化為レ鷹而下留二此山一十人往者五人去、五人留有之波乎有下来二此山一伏二下樋一而居上於神二
新從二此樋内一通而禱祭二此山一是曰二下樋山一と有る此大神も有と同じく大蛇なる状なり、共に有れば大神なるが如しと雖
も、其も借字にて於箇美は大龗水なるべし、古事記なる御年神の后神に、天知迦流美豆比賣の天は借字にて、高知龗
水龗と云ふ事と心得て考ふるに、雲霧と成りて水の空に上れる即ち龗なり、又其雲霧を分散して雨と降らせる其も亦
龗なり、又、夏などの照り續きて、遠灼く晴渡りたる大空に、夕立の降る状など、殊に其水を龗り給ふ事の著しきな
り、此を以て此神の水を御心の任々に物為給ふ事を知るべし、記傳五（七十六丁）に、萬葉二（十二丁）に、吾岡之、於
可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武、と有るを思ふに、此神は龍にて雨を物為る神なり、書紀に高龗神と云ふ
も有り、其は山上なる龍神此闇淤加美は谷なる龍神なりと有るは然る言なり、又十八（三十一丁）に、旱の時の長歌に
云々、萬調、麻都流都可佐等、都久里多流、曾能奈里波比乎、安米布良受、日能可佐奈禮婆、宇惠之田毛、麻吉之波
多氣毛、安佐其登爾、之保美可禮由苦、曾乎見禮婆、許己呂乎伊多美、彌騰里見能、知許布我其登久、安麻都美豆、
安布藝氐曾麻都、安之比奇能、夜麻能多乎理爾、許能見由流、安麻能之良久母、和多都美能、於枳都美夜敝爾、多知

和多理、等能具毛利安比氐、安米母多麻波禰と有る、此は龍を海神と心得たるこそは悪かりけれ、其神に雨を祈る趣なるは、此に合へる者なり、(予一年出羽國に物して、例の光憲が賢木舍に在りて、物など說けるに、夏の日盛りの甚だ暑かりければ、人々と共に暫時憩はむとて、其家の裡方なる樹陰に出でたりけるに、同じ大山村の山續きに、龍澤と云ふ谷有り、其の水を塞ぎ湛へて、自然池の如く淵の如くなる所有るが、其には龍神の栖ませ給ふとて、人の甚く畏む所にて、旱に雨を祈る事は更なり、又、船路の事などを祈るに、決めて灼然き御靈を幸ひ給ふ神に坐せは、其方に向き拜み奉りける程、其澤より細く雲とも煙とも云ふべき白氣二條、空方に向ひて立ち升るよと見るが内に忽に黑雲覆ひ包みて、有の二條の白氣の見えず成りぬる程こそ有りけれ、雷鳴り霆めきて、今迄晴渡りたる空、忽に掻き曇りて、大に夕立の降り來て、僅に二十間計の所を、内に逃げ入る間のなき程にて有りしなり、其時、其甥なる大瀧光賢の云へるには、斯る事は幾度もある事にて、珍らしからぬを、其水を卷き上げて夕立と爲し後に見れば、必ず井泉の水は涸れ減る者なりと云へりしに心着きて、其後に驗るに、彼龍卷と云ふ事の有りつる後には、何時にても井水少くなる者なり、但其時に、今茲に說く水を騰るの說無かりし故に、唯異しみに怪しみけるこそ遲かりけれ)又、豐後風土記に、球珠郡球覃鄕、此村有レ泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人、擬二於御飯一令レ汲二泉水一、即有二蛇龗一(謂二於箇美一)於レ是、天皇勅云、必將レ有レ臭、莫レ令二汲用一、因レ斯名曰二臭泉一、因爲レ名、今謂二球覃鄕一者訛也と有るは、蛇龗の住めりし故に、莫汲用ひそと宣へるにて、必將レ有レ臭、又名曰二臭泉一と有るは古老の說にて、後に添はれるなるべし、龗神は雨水を降らす神なる故に其を憚りて、令レ汲給はざりけらし、玖覃の說猶有るべきなり、因りて思ふに、出雲風

土記に、宿縫郡玖潭郷、所‐造天下‐大神命天御飯田之御倉將‐造給‐處覓巡行給、爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云‐忽美‐（神龜三年改‐字玖潭‐）と有る、波夜佐雨は禁雨にて、其は水を降すが如く零る物なるが故に、降水と宣へりし例も有れば、豐後なるも決めて其如くなるべし、所以に其傳を今全くは取らざるなり、（後世の歌ながら金葉に「天川苗代水を塞き降せ、天降り坐す神ならば神」と詠めるも、雨に降ると云ふ詞も有るが故なり、）俗、記傳に「淤加の意は未だ思ひ得ず、美は龍蛇の類の稱なり、和名抄に、水神、又、蛟を和名美豆知と有る美是なり、又、蛇蛟などの美も此なり、又、目讀の巳を美と訓めるも、此意なるべし」と云はれたれども、予、未だ心行かず、又、通證に、淤加美を大神なる由云へるなどは、彌迂遠し、俗、古事記に見えたる、大穴牟遲神の娶ひ給ひし稻羽之八上比賣は、此神の御女なるにや、神名式、八上郡久多美神社見え、其生み坐せる御子の、御井神に坐せるなど、由有るべく、又、大和國丹生川上神社は闇龗神に坐すを、大倭神社註進狀に、其社を爲‐當社之別宮‐也と有るなど、思ひ合はすべし、俗、此闇龗神を、私記に、是山神也と有るを、釋に、私記之說不審也と有るは、却に誤なり、詞林採葉に、上に擧げたる常陸風土記を引きて、日本紀云、闇龗此云‐久良於加美‐山神也と云ふ事も見えたれば、古くより傳はれる說なりけり、其は小倉神社鎭座傳記に、高龗神亦名闇龗神、亦曰‐闇山祇神‐、亦曰‐闇罔象神‐云々、是雨神也云々、即是與‐大山祇神‐合レ同雨生神也、故亦謂‐由神‐也とあり、先に寬て思ふに、皇太神宮儀式帳に、大小神社稱‐大山罪乃御祖命‐と有る、御祖は例の女祖にて、彼高御産巣日神と、神産巣日御祖命との如し、又、大水神社と申すも、大山祇命にて似着はしからざるを、神名秘抄に、外宮儀式帳なる山末社の祭神を、大山津姬命とも見えたればなり、又、右の皇太神宮

儀式帳に、津長大水神社に大水上兒云々と有る、此を以て大水上神とも稱す事を知るべし、然るを、那自賣神社の下に、大水上御祖命と有れば、其大水神、大水上神、大水上御祖命は、同神なる事知られ、又、大水上と云ふは、國土の水源にて、山なる事も更なれば、右の私記社記等に山神也と有る事の信はるゝなり、然れば與二大山祇神一合レ力而坐也と云ふ事、信に諾ふべし、(然るを古史成文には、此大水神以下の名を、大山祇神の亦名に定められたるは、右の大山罪乃御祖命を、大山祇神と見られたるからの僻事なり)又、同帳坂手神社、小社神社、石井神社、宇治乃奴鬼神社を、大水上兒、高水上命と記し、蘭相神社、大水上兒、曾奈々比古命と見え、鴨社、大水上兒、石己呂和居命、鴨下神社、大水上兒、石己呂和居鴨比古比賣命とある、此は鴨比古命鴨比賣命と云ふ事にて、大水上の御兒と有れば、鴨比賣命と申すは、玉櫛姫なるべし、此は鴨事代主命の后神、伊古奈比賣命になる事、下の卷に云へり、石己呂と伊古奈と語相近し、宇治山田神社、稱二大水神兒山田姫命一、津長大水神社、稱二大水上兒栖長比女命一とある、栖長は洲長にて、何れも水に縁ある神なり、又久具社、稱二大水上神御子久々都比女命一、又久々都比古命一と有るは、神名式に、河内國石川郡建水分神社、太郡於加美神社、美具久留御玉神社と有る、其建水分神社を、今、上水分と云ふに對へて、美具久留御玉神社を、下水分と申すを以て思ふに、建水分神は大水上神にして、謂ゆる此二神天之水分神、國之水分神にて、鎭り坐せるなり、此を以て、大水上神は此高龗神なる事知られたり、津夫良神社、大水神兒、津夫良比古、津夫良比賣命と有るは、仲哀天皇御紀に、入二崗浦一到二水門一云々、是浦口有二男女二神一、男稱曰二大倉主一、女神曰二菟夫良媛一と見えたる、是なるべし、大倉主の倉は、闇龗、闇山祇、闇罔象の闇に同じ事なり、新川神社、大水上神兒、新川

比賣命、川相神社、大水上御子、細川水神、熊淵神社、大水上御子、多支大刀自神など、何れも水に縁あるが、其川相社に就て說あり、神名式に、山城國愛宕郡鴨川合坐、小社宅神社(名神、大、月次、相嘗、新嘗、)と有るを註に、玉依姫也と云ふ、事代主命の后神玉櫛姫なり、若て同式の越後國魚沼郡川合神社を、今、阿布利神と云ふは、相模國大住郡阿夫利神社を、今、八大龍王と云ふに合ひて、阿布利に雨降なれば、雷神に由有り、斯れば其親の溝咋耳は此大水上神にて、卽ち闇龗神なる事知られたり、右の鴨社、鴨下神社の事、思ひ合はすべし、華於神社、大水上兒寒川比古命、寒川比女命は、同式、相模國高座郡深見神社あり、深見は深水の略なるに、風土記に、深見鄕深見神社、(或作二深水深海一)雄略天皇二十二年三月、所レ祭二闇龗一也と見え、郡名の高座は例の闇なる可きを、和名抄郡名に、深見(布加美)高座(多加久良)寒川(佐無加波)など見え、又、右の阿夫利神社なども、由有る事なり、又、石原神社、稱二大水上兒須良比女命一も、山城國賀茂別雷神社の攝社に奈良社有り、左經記、長元四年十二月十九日、春陛文房日、朝夕御膳散飯等、坐二野宮一奉二饌良刀自之神一と云ふ事有り、須良原比女命と云ふに似たり、右の如く紀中には見えざる神名を、儀式帳より拔き出でて、如此く叢雜しく云ふは、古記に闇龗神を山神也と云ふ事を徵し、又、大山祇神に相竝ばして、大山津姫命と申す所由を記し知らせむとてなり、此結は、寶劍出現章第六一書、事代主神化二爲八尋熊鰐一、通二三島溝樴姫一と有る下に在るべし、(但、此に記せる事は、大山祇神及此神の始終の御事迹に係る事なれば、能々心得て有るべし、龜略に見る可からず)○神名式に、山城國乙訓郡小倉神社(大、月次、新嘗)小倉大明神鎭座傳記に、所レ祭二闇龗命一也、鎭座年記未レ詳、文武天皇大寶年中、敎賜始崇齋焉、元正天皇養老二年、始造二立寶殿一云々等、定二

神境及神家巫戸、行祭禮云々、丹生、雨師、室生、龍穴。貴船御同體、以山水崇神體、乃別不安置神璽者也云々、石座明神、所祭大山祇命、山腹所居神是也、闇龗神、與大山祇神合力而座、故亦謂闇龗神曰山神也云々、攝社、走田神社、神足神社、葛原神社と見えたり、以山水爲神體と云ふは、現御身ながら鎭り坐せる故なる事、上に豐後風土記の故事を以て知るべし、同社假名縁起にも「抑、大神は御神體山水にて坐々せり、嶺上六七町許奥にある祕水なり、頂上の所に在れども、四時變る事なく清く冷かなる靈水にして、里俗は龍王水と唱ふるなり、雨をこふに必ず驗有り、然れば本社の御内陣に御座を安置し、八重疊を敷き、御茵を設け、帳を立てたれども、空床にして神璽をば祟め奉らず、是れ神祕の説なり」と云へり、(右の攝社は、三所共に神名式に所見たる社々なり、又、當郡石井神社あり、由有か、皇太神宮儀式帳に、石井神社、大水上兒高水上命、形石坐と有るに似着はしき耳ならず、大水上命は闇龗神に坐せる事右に云へり)又、同社鎭座傳記に、山城國乙訓郡上山御鎭座、正一位小倉大神者闇龗命也云々、即是與大山祇命合力而坐神也、故亦謂山神也、又、與火產靈神天鳴雷神戮力一心、爲顯見蒼生立功之神也、昔在闇龗命求深山幽谷而到小倉溪、御覽地形、乃所思食、善哉善哉。此地也青山重疊、寒泉長流、而人跡所希絶、實是朝日刺隱處、夕日々隱處、人聲不聽處、弓矢鞆音不聞處乎、吾欲住於此地矣。故即就其處、而與天地日月共遠永鎭座矣、是時自小倉山凌雲居高嶺之上、清水涌出焉、此水不樹、在于今也云々、於是山谷之水變成甘水、降甘雨、而浸潤苗稼、得其豐稔、故是以天下四方國々人民等、咸蒙恩賴也と見えたり、此にて鎭座の由來甚々詳なり、右の昔在云々は、神代の事か、年紀詳ならざれども愛たき傳なりかし、然所思る所由は、

彼斬られ給へる軻遇突智神は、神名式に、乙訓郡火雷神社（名神大、月次、新嘗、）是なり、彼丹塗矢の故事は、神武天皇二年なるを思ふべし、又、其御骸に成り坐せる雷神は、式外には坐せども、神樂岡坐霹靂神是なり、大山祇神は式に、白玉手祭來酒解神社（名神、大、月次、新嘗、元名山埼社）と有る、其神葛野郡梅宮坐神四社（並、名神、大、月次、新嘗）の中にも坐せるを、大山祇神なる由諸書に見えたり、高龗神と闇龗神とは、別々に成り坐せれども、其御德の同じき故に、別社には立たせ、御在し坐さゞるなるべし、（其は次なる貴布禰神社の下に引ける諸書を見又、第七一書高龗神の傳に委しく註すを以て知るべきなり、又傳七卷に、丹生川上雨師神社の御事を云へるをも考へ合はせ見るべし）右の人跡所希絶處云々は、寛平十七年格に、謹檢名神本記、曰不聞人聲之深山吉野丹生川上立我宮柱、以敬禮者、爲天下降甘雨、止霖雨者、依神宣造件社と有りて同じきが、如此く人聲の聞えざる所を、神の好み給ふは、山水を以て神禮と爲給ふが故に、人の汚し奉らむ事を厭はせ給ふが故なるべし、神位を正一位と有るは、何れの時か詳ならず、又、小倉と云ふも、上に云へるが如く小谷の義にて、闇龗神の闇なり、（此に引ける鎭座記、縁起、鎭座傳記は、何れも彼社の祕記なるを、前神主小泉保敬が持てるを、借り見て抄錄せるを、今、取り出でゝ引きたるなり、此社、今も上山崎鄕に立たせ御在し坐して、甚々神々しく、妙に奇ばしき御功坐せる御事なりと云へり）

○神名式に、同國愛宕郡貴布禰神社（名神、大、月次、新嘗）二十二社註式に、當社與丹生同之、水神罔象女神也と記し、其丹生川上神社條に、水神罔象女神、或云闇龗と見え、諸社根元記に、貴布禰、水神美都波乃女神也、高龗此降迹者、和州丹生貴布禰大明神也と有るを、一本、又、諸神系圖には、高龗（水神貴布禰社）と出で、二十二社次

第、又、同註疏等には、祭神闇龗神也と云ひ、二十二社神體秘記には、貴布禰神社一座高龗と記し、神社考に、神書抄云、高龗與二闇龗一同、龍神類也、今、祈レ雨止レ雨多祭二此神一と見え、神社考詳節に、伊弉諾斬二軻遇突智一爲二三段一、其一爲二高龗一、高龗者龍神也、貴布禰明神是也と見えたり、如此く罔象女命とも、高龗命とも、闇龗命とも有りて、何れか其とも今定め難きが如くなれども、熟く見るに、高龗神と闇龗神とは同德の神に坐せば、一體と見るも、別神と見るも其異無けれども、罔象女神は、彼軻遇突智神の縁に因りて生り坐せりと雖も、伊弉冉尊に屬きて成り坐せれば、其出自も何も別なる神に坐せり、然るを、右の如く或云二闇龗一など有るは、由有る事なり、其は罔象女神は凡ての水神に坐せども、其功用は闇龗神の成し給ふ事なるが、相共に親魂相て物爲させ給ふ事、申すも更なれば、丹生も貴布禰も一柱にて、闇龗神と祭られ給ふと雖も、主と坐すは罔象女神にて渡らせ給ふが故に、然る傳も有るなるべし、此闇龗神に闇罔象神と云ふ名も有るを以て知るべし、其例は、大和國葛上郡葛木坐御歳神社は、神名式には一座なれども、祝詞には御年皇神等と有れば、大年御年若年神は更なり、其枝神等も御在せるを、其中より御年神は表に立ちて被祭給ふに同じければ、右の三柱共に此に鎭り坐すが故に、其御名の異りて物に記せりしなり、委しくは傳七に云へり、(又水神の御名に罔象と書かれたるは、孔子家語に、水之怪曰二龍罔象一と云ふ事の有るを取りて當てられたるなるが、龗神の龍神に坐すに相も異らざるは、由縁なき事には非ず) 諸社根元記に、龍王社、在二貴布禰、下上兩社間三町許、社家說云、當社御生所仍此瀧第一奉レ崇靈地也、社司等修二祈雨於此地一と有るは古傳なるべし、當社御生所と云ふは、此神の初めて生り坐せる地と云ふ事にて、小倉神社にて涌泉を以て神體と崇むる如く、實に其瀧津水底ぞ此大神

の常宮なるべきなる、傳七に云へる如く、當郡名を愛宕と云ふも仇子にて、火神の御母神を燒き奉らせ給へるに起れりし地名なれば、此地を其御生所と云ふ事遊ふまじくなむ所思たる、通證に、貴布禰一名暗部山、其傍鞍馬山、高雄山、名亦有レ緣耳と云へるは然る言にて、暗部山、鞍馬山の久良は、神名の闇なるべく、高雄の高も然り、貴布禰を常には貴船とも書く事なるが、名義知り難し、暗部、谷大にて、谷の多在る由なれば、木生嶺（キブネ）と云ふ意ならむか、臨時祭式祈雨神祭條に、丹生川上社貴布禰社、各加二黑毛馬一疋一、其霖雨不レ止、祭馬用二白毛一と有るが如く祈雨止雨には必ず主と祭らせ給へりし事、御々世々の大御史に所見たり、（新古今集に、社司共木船に參りて雨乞しける序に詠める、大御田の潤ほふ計塞かけて、井堰に落せ川上の神一と見え、新後拾遺集に、貴船川末塞入るゝ苗代に、神の御注連を引や添まし一とも有り）神跡の事に、二十二社註式に、國史云、弘仁九年六月奉レ授二從五位下一と有るが御紀に見えざれども、五月庚戌仰二大和等四畿內國司一、侍社充二幣料一云々、龍形料調布五貫令レ行二雩事一と見え、又、七月乙巳奉二幣于五畿內七道諸國名神一、防二風雨一也、八月庚午走二幣同神一以祈レ止二風雨一と有る、其間に在りつる事なるが記し漏らされたるなりけり、仁明天皇御紀に、承和十年十二月乙卯朔癸亥、奉レ授二從五位下貴布禰神正五位下一とあり、又、註式に、文德天皇天安二年正月廿七日從四位上と有れども、實錄に見えず、淸和天皇實錄に、貞觀十五年五月廿六日、授二從四位上貴布禰神正四位下一と見え、又、註式に、一條院長保五年三月廿六日正三位、後一條院寬仁元年十一月廿五日正二位、白河院承曆五年二月十日從一位、崇德院保延六年七月十日正一位とあり、二十二社次第に、村上天皇康保三年霖雨經レ月、八月十六日被レ奉二官幣於十六社一と有るに、丹生貴布禰と並出て、其より祈年穀奉幣に預かりて、二月

七月に被祭させ給ふ事、餘二十一社の例の如し、（續後紀に、承和五年八月甲辰、奉二幣帛并白馬於貴布禰神丹生河上雨師一、以祈二止雨一也と有るは、初めて神階の事有りしよりは以前に、已に止雨神と崇かれさせ給へれば、往古より神位に拘はらず榮え給へりしなり）右の諸社根元記に、下上兩社と有る、下社は即ち貴布禰神社にて、上社は若宮にて、謂ゆる奥御前なり、永昌記に、長治三年四月十三日甲戌、去夜寅剋、別雷社寶殿燒亡云々、御體奉レ移二貴布禰社寶殿一、貴布禰御體奉レ移二若宮寶殿一と有るを以て知るべし、或書に、貴船奥御前所レ祭二事代主命一也、本朝地主神と有りて、當社は事代主命を祀り奉る、賀茂別雷神社の第一攝社なるに、又其事代主神の若宮に坐す事は、闇龗神の御爲には其御婿に渡らせ給ふが故なり、氏成私記にも、爲二平安城守護一所レ祭レ之、蓋日域地守神明也と有りて、此事代主命を地守とも地主とも申し奉るは、大國主神の珍子と坐して、共に國土を摠べ守御在ればなり、日吉にても二宮は大山咋神に坐して、正實は事代主命なる事、予已に神賀詞講義に註せるを、日吉神道祕密記に地主大明神と云へるをも思ひ合はすべし、（但、此地主大明神の事に依りて、二宮を國常立尊など云ふ妄說も起れりければ、其心して辨ふべし、又或書に城州貴船社、船玉與二高龗一也、按、船玉命猿田彦神也と有るは、右の下上二社の事なるが、船玉と云ふは、貴船と云ふより思ひ寄りたる事にて由なき事には有れども、其は猿田彦神を、俗に船玉と云ふに就て、然云ひ換へたるにこそ有りけれ、若宮を猿田彦神とも傳へたる一說は實に然るべし、猿田彦神と申すは、事代主命の皇御孫尊を迎へ奉るとて現れ坐しし時の御名なる事、天孫降臨章第一一書に就て見るべし）偖、事代主命を闇龗神の御婿と云ふは、寶鏡開始章第六一書に、事代主神化二爲八尋熊鰐一、通二三島溝樴姬一、或云二玉櫛姬一、而生二兒姬蹈韛五十鈴姬命一と有る是なり、

地神本紀には、都味齒八重事代主神化二爲八尋熊鰐一通二三島溝杭女活玉依姫一・生二一男一女一、兒天日方奇日方命、妹姫踏鞴五十鈴姫命、次、五十鈴依姫命云々と有る事なれども、姫踏鞴五十鈴姫命の御父、古事記白檮原宮段には、大物主神丹塗矢に化りて娶ひ給ふ趣にて、三島湟咋之女、名勢夜陀多々良比賣と有りて、下に註せるが如く、山城風土記に所見たる丹塗矢の故事と、甚だ能く似たる事ながら別なり、然れば事代主神の三島溝橛姫命に生ましめ給へりしは、天日方奇日方命と、五十鈴依姫命と二所在し坐して其天日方奇日方命はしも、賀茂朝臣大神朝臣等の祖なるを、此命の御事に至りては、紀記共に互に紛れ有る者なり、（古事記にも、奇日方命を大物主神の子と爲る事なれど、其誤を正して、大三輪三社注進次第に、別宮小社葛城賀茂神社、八重事代主命也・瑞籬宮御宇天皇御世、大田々根子命孫大賀茂祇命、承レ勅立二社於葛城邑賀茂地一、奉レ齋二事代主神一、仍賜二賀茂君氏一と有るを以て見れば、神代より以來、事代主神も共に三輪に御在し坐ししを、其御世に葛城賀茂に移し奉れるなり、姓氏錄賀茂朝臣の下に、大神朝臣同祖と有りて又賀茂神社の事を錄せり、又、其生み坐せる五十鈴姫命の狹井川の邊に在しなど考へ合はすべし、偖、右の古事記御紀に就て、委しく辨ふ可き事有れども、今此に云ひては、却に煩はしき故に、此には云はず、其件々を見て知るべきなり）其三島溝橛耳と云ふは闇龗神なりと云ふは、此神を深溝神とも申して一神なるべきに、其御女溝橛姫（又云玉櫛姫・又云活玉依姫は、此も亦龍神に坐す故に、事代主神の八尋熊鰐と化りて通ひ住み給へりし事・一の證なり、又、神名式に、攝津國島下郡三島鴨神社、溝咋神社並びたるに、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社、（名神大、月次、新嘗、）伊古奈比咩命神社（名神・大）と並びたるに、本國神名帳には、一品當后宮と有れば、溝咋姫と同神たるべく思ゆるを扶桑見

開私記六十三に、此神の事神書に奉號二伊豆明神、一名溝喰姫一と有るにて著明く、陸奥風土記に、宮城郡伊豆佐賣神社、所レ祭二溝咋比咩一也と有る、伊豆は國名、佐賣は眞雨(サメ)にて、靇神の御功用なるを、溝咋比咩と有るを以ても、溝樴耳は闇靇神なる事愈々知らるゝなり、若て大倭神社注進狀に、別社狹井神社、丹生川上神社と有る、狹井は神名式に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座（鎭穀）と有る社なるを、注進狀に、狹井神者大巳貴命之荒魂大國魂神、即、當社別社也相殿神四座、大物主神、媛蹈韛五十鈴媛命、勢夜多良比賣（勢夜多良比賣、溝樴姫、攝津三島人、事代主命と見えたるに、率川神社條に、其五十鈴姫命の御母を、子守三島溝樴耳之女玉櫛姫と有り、玉櫛姫は五十鈴姫命の御母に非ず、其御姉蹈韛姫命ぞ大物主神に娶ひ給へるなるを、其三島溝樴耳神の大女小女共に然れば、子守神と申しゝなりけり、故其子守は、水分の久麻理の轉れるにて、子を守る謂には非ざれども、吉野水分神社を子守社と申し、如何なる故とも知られねども、今俗に、貴布禰神社に安産を祈るなど、由有る事なり、上に引ける儀式帳に、大水上兒高水上命と有るなど考へ合はすべし、又、丹生川上神社を、右の注進狀に爲二當社之別宮一也と云へるは、上に云る如く古事記に大穴牟遲神の娶ひ給ひて、御子御井神を令レ生給へる八上比賣も、亦此神の御女たる可き事、上に云へるを見て知るべし（國造本紀に、都佐國造、志賀高穴穗朝御世、長阿比古同祖、三島溝杭命九世孫小立足尼定二賜國造一とあり、續後紀に、攝津國人長我孫、葛城事代主命八世孫忠寸宿禰苗裔也と有れば、事代主命の後なるを、母方より系を立てたるなり、然れば此の考には少かも妨ぐる所なし）斯れば、大山祇神、闇靇神二柱の御中間に生れ坐せる溝樴姫命は、即ち事代主神の后神に坐す故に、其事代主神社の所には、右の二神の内、何れか一柱は並び坐す事と聞えて、

神名式なる山城國賀茂別雷神社（名神、大、月次、相嘗、新嘗、一鴨川合坐小社宅神社（名神、大、月次、相嘗、新嘗）は右の事代主神、溝樴姫命（亦曰活玉依姫命）に坐すを賀茂山口神社と、比賣布爾神社（名神、大、月次、新嘗）と、二神共近きに在し、又、葛野郡松尾神社二座（並、名神、大、月次、相嘗、新嘗）の其一座は大山咋神にて、此も又事代主命に坐すを、同郡梅宮坐神四社（並、名神、大、月次、新嘗）と有る中の酒解神は大山祇神に坐し、乙訓郡小倉神社（大、月次、新嘗）自玉手祭來、酒解神社（名神、大、月次、新嘗）などあり、又、右の攝津國の三島鴨神社、溝咋神社、又、伊豆國の三島神社は、上に云ふ如く事代主命に坐せども、一宮記に大山祇命と有るは、共に鎭り坐すが故に、其神一神の如くも傳はりて有りし者なり、此は其一二の例を出だせるにこそ有りけれ、猶諸國には許多に在るべくも有れども、餘りに煩はしき故に措きつ、猶國々に靇神の御社は多在るを、其は第八ノ一書高靇神の傳に註すべし、（上に引ける儀式帳の趣を、今取り摠べて思ふに、彼鴨下神社の鴨比賣命、川相社の細川水神とは、溝咋姫命に坐して、此神の御女にして、猶此外にも右に引ける中には、亦名と思しきも少からず、其心して見るべし）○闇山祇は、古事記に所殺迦具土神之云々、於陰所成神、名闇山津見神と、八柱の山津見神の中に出でたるを、第八ノ一書には、各化成五山祇と有りて、三神の違ひ有りて此神名を漏らせり、故思ふに、此傳の方なむ宜しかるべき、其は右の古事記の傳を立てゝ云はゞ、其手俣より漏れ出でし血の久傳ひて、火神の陰に灌ぎける時に成り坐せりと見ても有りぬ可きを、猶上に引ける小倉神社鎭座傳記に、此を闇靇神の亦名とし、皇太神宮儀式帳に大山罪乃御祖命、神名祕書に、大山津姫命と有るは此神なる可き事已に註せれば、其ぞ大山祇神と力を合せて　共に山神と奉稱られ給ふ闇靇神には

坐々ける、指開に闇とも云ふべき事、上に云へり、（此を山中伏火など云ふは、甚々僻々しき説なれは今辨ふる限りに非ず）○闇罔象、古事記には闇御津羽神と作り、此を右の鎮座傳記に、闇龗神の亦名と有るぞ諸なる事なりける、其は傳七に已に註せる如く、彌都波は水生の義なるは、罔象女神に同じきを闇は谷にて、闇龗神の所在なれば、二神の相共に御靈の幸ひ合給ひて御在せる名なる可し、其は貴布禰神社、丹生川上神社の祭神を、諸書に或は罔象女神と記し、或は闇龗命とも有るは、何れも僻事ならぬ由上に辨へたる如くなればなり、然れば古史徴には取られざりけれども、此も亦已む事なき神等になむ御在せりける、（又、此を水中伏火など云ふを、何を據として云へるにや、又云ふに足らずなむ）

然後伊弉諾尊追伊弉冊尊。入於黃泉而及之共語時。伊弉冊尊曰吾夫君尊何來之晩也。吾已湌泉之竈矣。雖然吾當寢息。請勿視之。伊弉諾尊不聽。陰取湯津爪櫛。牽折其雄柱以爲秉炬而見之者。則膿沸虫流。今世人夜忌一片之火。又夜忌擲櫛。此其緣也。時伊弉諾尊大驚之曰。吾不意到於不須也凶目汙穢之國矣。乃急走迴歸。于時。伊弉冊尊恨曰。何不用要言。令吾恥辱。乃遣泉津醜女八人（一云泉津日狹女）追留之。故伊弉諾尊拔劒背揮以逃矣。因投黑

鬘。此即化成蒲陶。醜女見而採噉之。噉了則更追。伊弉諾尊又投湯津爪櫛。此即化成筍。醜女亦以拔噉之。噉了則更追。後則伊弉冉尊亦自來追。是時。伊弉諾尊已到泉津平坂。一云。伊弉諾尊乃向大樹放屎。此即化成巨川。泉津日狹女將渡其水之間。伊弉諾尊已到泉津平坂。

古へ幽顯未だ分れざりし以前には、顯國と黃泉國と相聯りて、境界を別に爲ざりし者なり、其始め鎭火祭詞に、火結神生給氐、美保止被燒氐、石隱坐氐と有りし程には、未だ二神共に、御躬自生成し給へりし國中に、然る國の有りとは知看さ給はざりしなり、次に、吾乎見阿波多志給比津止申給氐、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氐、石隱給氐、與美津枚坂爾至坐氐と有るは、男神の吾を見淡たし給ひつと恨み坐せる御心より、共に相住み給ふまじく、所思し成りて、元の石隱れの所より猶ほ下へ々々と、遠く根底の方へと入御在し坐ししを思はし返して、其半途より引き返して、此顯國へ出で給へりしが、然るにても、其男神の御方へは返り坐し難くて、古事記に、故其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と云へる其より出御在し坐して、水神土神等を生み成し坐せりし程、此顯國に坐ししが、其より後は、永ふるに根國に入り坐ししにて、此に然後伊弉諾尊追伊弉冉尊入於黃泉と有るは此なり、古事傳七の卷又此卷の上に註せり、合せ考ふべし、(然れば、右の石隱給氐與美津枚坂爾至坐氐と有るは、文

の足らはぬ如くなれども、熟く見るに、下に吾名妹命能所知食上津國爾、心悪子乎生置氐來奴止宣氐返坐氐と有るに返坐氐と有る故に右の與美津枚坂爾至坐氐は、返坐氐の意にて、甚く文を約めたる者なり、何にも有れ、其與美津枚坂と云ふは、顯國より其國に入る境なる事決し）其時、伊弉諾大神はしも、彼女神の火を生み給ひて、惱み御在し坐すことを見行し給ひし故に、下津國を所知むと申し給ひて入り坐しゝかども、然る國の有らむとは所思し寄らせ給はざるが上に、吾名妹命能所知食上津國爾、心悪子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氐と有る如く、男神の御許には非ざれども、顯國の内に返り坐して、御子など生み給ふ程の事なりしかば其御惱だに平愈（オコタ）らせ御在し坐したらむには、元の如く顯國に止まり住み給ふ事と思ほし悶えて、國土を經營らせ御在し坐しゝなり、（然れども女神の返り出で坐ししは、夜七夜、日七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不見氐隱坐事、寄止氐見所行須と有れば、火神を生み給ひて石隱坐しし即の事なるを、次に吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給と有るは、其時の御言にて、其より男神と共に相住ませ給ふまじく思ほし成りてより、下津國を所知むと申して入り坐せる道より引き返し給へるなれば、餘りに程無かりし事知るべし、又、此の第二ノ一書に、其且ㇾ終之間、臥生ニ土神埴山姫及水神罔象女一、第三ノ一書に其且ニ神退一之時、則生ニ水神罔象女及土神埴山姫一など有るは、共に事略ぎたる傳ながら、其近き程知られたり）偖伊弉冉大神も、右の水神、匏、川菜、埴山姫、四種物を生み給ひて、顯國に御在し坐しゝ程に、其御病は治りけらし、然るは祝詞に、此能心悪子乃心荒比曾波、水神、匏、埴山姫、川菜、持氐鎭奉禮止事教悟給支と有りて灼然し、然るは、御躬自の御上の事をだに、得し

も鎭めさせ給はずして、此顯國にて火神の荒び坐さむを鎭めさせ給はむとは、負氣無くして得申させ給ふまじき事なるを思ふ可し、紀記は此祝詞の傳を擧げられざる故に委しからざるなり、斯れば、此黃泉段の中にも、此に吾當㆓寢息㆒、請㆓勿視之㆒云々、膿沸蟲流と見え、第九ノ一書に、脹滿太高など有るは、祝詞に美保止被燒氐石隱坐と有る其時の御有狀なるを、黃泉國の事に混れ入りたりし者なり、然れば此には第十ノ一書なるぞ、其事なくして甚佳かりける、甚しきに至りては、第九ノ一書などに、到㆓殯斂之處㆒など云ひて崩り坐せる如く記し誤られたるは、全く外國の說に惑はれたる者なり、（凡て此神代の古說は、外國にも少しは訛れるながら遺る可けれども、此時の事などは、大八洲國耳有りて、外國は未だ水沫の凝り初めたる程なりしかば、無きも理なり。然るを何れの人も、神代の古傳の外國の事に比べ云ふこそ愚なりけれ、此にも中世の如何なりし痴人かも書き入れたりけむ、或所㆑謂㆓泉津平坂㆒者、不㆓復別有㆒㆑處所㆒、但臨㆑死氣絕之際、是之謂歟など云へり、或所謂と有にて人の設けたる說にて、古傳ならざりける事灼し）其伊弉冊大神の此に在しゝ間の久しかりけむと所思る事は、上に遂拔㆓所㆑帶十握劍㆒、斬㆓軻遇突智㆒云々と有れども、其心惡子乎生置氐來奴止宣氐、返坐氐更生子、水神・匏、川菜、埴山姬、四種物乎生給と有る、其埴山姬の事を、第二ノ一書に、即軻遇突智娶㆓埴山姬㆒生㆓稚產靈㆒と有り、右の如く火神は更なり、土神も共に長り給ひて後に、夫婦と成らせ給ふべき事申すも更なれば火神の斬られ給ふと云ふも、遙に後の事なるを以て、如此云ふ耳ならず素戔嗚尊はしも、其出で坐しゝ程、出雲國にて御母神の御許にぞ御在りけむ、此下に吾欲㆑從㆓母於根國㆒、只泣耳と有る御言を合せ思ふ可く、又其大神の熊野大社は、伊賦夜と共に意宇郡なるなどを思ふべき者なり、（上にも引ける出雲風土記に、神門郡古

志郷、伊弉那彌命之時、以二日淵河一築二造池一之爾時古志國人等到來而爲レ堤、即宿居之處、故云二古志一、と有るを考ふ可し、男神と竝び御在し坐さむには、殊更に伊弉那彌命之時とは云ふべくも非ざる者をや、右等の事共を以て、男神と共にこそは御在し坐さね、顯國に返り在しゝ程の久しかりけむ事を知るべし）然るを、終に其出雲の伊賦夜坂なる謂ゆる泉津平坂より、女神の御心の如く、下津國に入御在し坐ししかば、得堪へさせ給はずして、火神をば斬り給へりしにて、此に伊弉諾尊追二伊弉冊尊一入二於黄泉一と有るは、遙に後なる事云ふも更なり、然るを紀記共に引き續け書かれたる故に、其辨別も何も立たず成りて、種々の紛れも出で來れりし者なり、此に依りて男神の御方には、愈然る國の有りと所思し成りて、追ひ往き坐す事には成れりけむかし（然れば此所を讀まむにも、能く其心して見るべき事なるを、誰しも等閑に思ひ過せるぞ甚々心憂き事なりける、今茲には古人の說を蔑如する耳ならず、正史の上をさへに若此迄も論つらはで得有らぬ事にて、我さへ甚心憂くは有れども、今此傳を神と皇との御爲に如此しも仕奉る事は一事なりとも神代の事を明かに說成し奉らむとてなり）偖、古には黄泉國は更なり、海神宮迄も、顯身ながらに往來ふ事の出來りしを黄泉國の方には、次に不須也凶目汙穢之國と宣ふ程の事にて有りしかば、故以二千人所引磐石一塞二其坂路一と有る如くして、既く通ひを斷ち給ふ事と成りて、顯國との境は出來りし者なり、海宮の事も、其遊行章なる豐玉姬の御言に、如有レ不レ辱レ我者、則使二海陸相通一、永無二隔絶一、今既辱之、將何以結二親昵之情一乎、乃閉二海途一而徑去矣と有りて、第八一書に、此海陸不二相通一之緣也と見えたる如く、幽は愈々幽に顯は益々顯に、如此く隔放りし者なり、如此て人の生るゝは伊弉諾尊、死ぬるは伊弉冊尊の、事別けて所知看す事と成れりし故に、身死れば黄泉國に其

魂の一向に行く事と思ふ異説も出來りし故に、其事に惑はされて、此なる古傳の中にも、種々の疑はしき事も交れりし者なり、努々此を崩坐せるなど丶思ふべからず、此亦彼の天地を預鎔造給ふ皇祖天神の然有らしめ給ふ所なり、甚切可畏○然後、伊弉諾尊追二伊弉冊尊一入二於黄泉一は、第十一書に、伊弉諾尊追二至伊弉冊尊所レ在處一と有る是なり、有の所レ在處は別なる處の如くなれども、其下に、伊弉諾尊の御言に、親見二泉國一此既不祥と有れば、此なるに同じきを、初めに所レ在處と有るは、右の泉津平坂より返らせ御在し坐して、御子等を生み給ひなどして、顯國に坐しゝかば先づ其住み給へりし所在より、尋て終に右の出雲國伊賦夜坂より入御在し坐しゝなり、(第九一書に、伊弉諾尊欲レ見二其妹一、乃到二殯斂之處一、是時、伊弉冊尊猶如二生平一出迎共語など、亡者の蘇生れる如く有るなどは、甚だしき僻傳なり彼と此とを一にして、可惜正實を失ふべからず、舊事紀にも其傳を取り入れて、往二黄泉國一則到二殯斂之處一など云へるは殊に拙き者なり)○黄泉を本に豫母都久爾と訓める、古事記に、追二往黄泉國一と有れば國字無きも實に然訓みつ可し、記傳六(三丁)に、「豫美能久爾とも、豫美都久爾とも訓むべけれども、豫母都志許賣書紀に泉津平坂、此云二奈母都比羅佐可一など例多きに就て訓みつ」とあり、(豫美に黄泉字を書かれたるは、左傳に、服虔曰天玄地黄、泉在二地中一、故曰二黄泉一と有るを被レ取たるにて、西戎に人を葬る事を云ふが始めにて、後には人の死て往く先の事に轉ろはし云ふ事にて、此には合はざる字なれども古人も此傳には多く僻心得して取り用ひたる者なり、此事、師翁の靈眞柱に辨有り、實に千載の賜物なり、萬葉二に、十市皇女薨時、高市皇子尊御作歌三首の中に、黄泉の字を隱して、山振之、立儀足山、清水酌爾雖行、道之白鳴と詠ませ給へり、其頃の世中實に想像るに足れり)偖、與美と云ふ言義はし

も、伊美にて忌諱（イミサ）く意なり、鎭火祭詞に下津國と見え、御紀には根國と記され、古事記には根之堅洲國とも云ふ事、傳六の卷に已に註せるが如し、然るに、外に黄泉國とも云ふ名有るは、忌諱國（イミシクニ）と云ふ事なり、（其は、女の陰處は本より富登とも、都毘とも名の有るを、唯に其名を云ふが忌憚りて、情處と云へる、情は名放（ナサケ）と云ふ事にて、其名を放けて呼ぶに同じ例なる者なり、此類、猶外にも有るべし）然るは下に、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到二於不須也凶目汚穢之處一、故當レ滌二去吾身之濁穢一と見え、第十一書に親見二泉國一、此既不祥、故欲レ濯二除其穢惡一と有りて、古事記なるも右と同じ趣にて、其還り坐して其濁穢を滌去むと爲給へるは、深く忌避け給へるが故なり、又、此に今世人夜忌二一片之火一、又、夜忌二擲櫛一、此其緣也と有りて、此時に在りつる事には、後迄も忌避けて、爲まじく行ふまじき事共の多きは云ふも更なり、下に素戔嗚尊の吾欲レ從二母於根國一と申し給へば、伊弉諾尊惡レ之曰云々と答へさせ給へるなど、皆其國を忌み惡ませ給ふが故なり、忌を伊美と云ふを、淡路國などにては由美と云へるも、月讀尊を月弓尊と申す例を引かば、更に強言には非ざる者をや、（齊明天皇五年御紀に、狗嚙二置死人手臂於言屋社一と有る下に、天子崩兆と記されたる言屋は、例の泉津平坂なりし所なり、又、風土記に、出雲郡宇賀鄕の下に、北海邊有レ磯云々、西方有二窟戶一云々、夢至二此磯窟之邊一者、必死、故俗人自レ古至レ今號云二黄泉之坂、黄泉之穴一也と有りて、此は夢にだに見るを忌むなり、又、竹取物語に、月を見るを忌む事と云ひて云々、此は月にも豫美と云ふ故に、其言を忌みたるなり、但月夜見尊の夜見と、此とは別なる事、已に傳六卷に云へり、神代卷口訣に、夜見土と有るを、記傳に「土字は非なれど、夜見は然も有りぬべし、下文に燭二一火一と有れば、暗き處と見ゆ」と有れども、然らず、又、月讀の讀に

も通ふ由に云はれたるも、其に非なり）故、其始めは其國を忌諱け給ひて、甚く穢しみたる御言なりしかども、後には遂に其國名と成れるが、伊奘冊尊の往き坐しゝ事を倂心得して、死て往く人の居る國と思ひ取りて、記傳六（三十丁）に引かれたる萬葉九（三十四丁）哀二弟死去一歌に、葦原乃、水穗之國爾、家無哉、又還不來、遠津國、黄泉乃界爾、蔓都多乃、各々向々、天雲乃、別石往者、闇夜成、思迷匍匐と有るは、上に黄泉と云ひて、其闇夜の如く成る處と云へるなり、又（三十六丁）見二菟原處女一墓歌に、難生、嗟呼有哉、完串呂、黄泉爾將待跡、隱沼乃、下延置氏、打嘆、妹之去者と、上に黄泉と云ひて、下に下延と云ふは鎭火祭詞に下津國とも云ふを思ひて詠めるにて、五（四十丁）哀二男子名古日一歌の中に、和可家禮婆、道行之良士、末比波世武、之多敝乃使、於比弖登保良世と有る下方使などの例なり、欽明天皇五年御紀に、上達二雲際一、下及二泉中一と有る泉中を、志多都久爾と有るを思ひ合せて曉る可し、然れども又、源氏夕霧卷に「黄泉路の急ぎ云々」、榮華物語音樂卷に「黄泉裏に侍らむ云々」と見え、又、今も蘇生を黄泉還、又黄泉路還と云ひ、又、黄泉路障なども、常に云ふ言なども有れども、人の魂の黄泉に行くとも、還るとも云ふは、皆誤なり、（又、平田翁の、人魂の墓所に留まる由に云はれたるも、一途の論なり、予、此事は殊に委しく考へ定めて、自も安心し、人にも示し諭さむとて云ふ言の多在るを、中々に容易き事ならざれば、瑞珠盟約章に就て云ふべし）○及之を斯伎氏と訓めり、名義抄にも斯久と有り、古事記に、伊邪那岐命逃還之時、云々、伊邪那美命身自追來焉、云々、故號二其伊邪那美命一云々、亦云以二其追斯伎斯一而號二道敷大神一と有るにて明らけし、記傳六（三十四丁）に「仁德天皇大御歌に、夜麻斯呂邇、伊斯祁登理夜麻、伊斯祁々々々、阿賀波斯豆摩邇、伊斯伎阿波牟迦母と有る、此伊斯祁

は、伊は發語にて及と仰する言なり、道を追及ぶを云ひて、俗に追付と云ふ意なり、其は後より續きて重なる意なれば、萬葉歌などに、重浪、又、浪の斯久々々など多く云へると同言なる可し、今も物の勝劣を云ふには、及ぶものなしとも、不レ如とも云ふ言殘れり」と有るにて聞えたり、萬葉二(十五丁)に、遺居而、戀管不有者、追及武と有る追及は、此に追二伊弉冊尊一云々及之と有るに合へり、仁德天皇四十年御紀に、追之所レ逮卽殺と有りて、その下に以急追二及于伊勢蒋代野一而殺レ之と見えて、逮字をも訓めり、(萬葉一、藤原宮御井歌の短歌に、藤原之、大宮都加倍、安禮衝武、處女之友者、之吉召賀聞の之吉召も、天皇の大御前に至り及べるなり、また、二に、天皇之、敷座國等、三に、天皇之、敷座國爾など、御世所知看す事を斯久と云ふも、玉澤の至り及ぶ由なり、皆同言と聞えたり、)○其語は、其爾語良比多轆布と訓み附くべし、古事記には、此に愛我那邇妹命、吾與レ汝所レ作之國、未二作竟一、故可レ還と有り、必ず此に在べき語なり、其は、第十一書なる伊弉冊尊の御言に、吾與レ汝已生レ國矣、奈何更求レ生乎と申給へるは、其結の文なるを思ふ可し(然れば彼の一書に、悲レ汝故來と有るその下に在るべき文なるを、此には何れにも漏らせるを、幸に、結文の遺り傳はり、古事記には其結は無けれども、此に右の文あり、相照らして辨ふ可し、) 萬葉五(五丁)に、爾保鳥能、布多利那良眦爲、加多良比斯、許々呂云々、九(十八丁)に、相誂良比、言成之賀婆、十三(十五丁)に、愛妻跡、不語、別之來者など、迦多良布は共に語り合なり、○吾夫君尊、第七一書に、吾夫君、此云二阿我儺勢一と有り、記傳六(九丁)に、「我那勢命とは、男神の我那邇妹命と詔へるに對へて、女神の男神を申し給ふ稱なり、那勢は汝兄にて、凡ては夫婦兄弟の間耳ならず、女を妹と云ふ如く、凡て男を尊み親しみて呼ぶ稱なり、書紀の吾夫

君は、此の一義に就て書ける者なり、袁祁命は御兄を指して汝兄と詔ひ又、御弟の須佐之男命をしも、我那勢命と天照大御神は詔へり、萬葉十六（二十九丁）に、名兄之君、十四（十九丁）に、奈勢能古などゝ詠めり、吾背、又、吾背子など云ふも同じ」と有り、又、六（四十一丁）に汝乎與吾乎、人曾離奈流と有るも、女の歌なれば汝夫と云へるなり此對に女をも子をも汝兄と云へるにや、六（二十三丁）に、名耳乎、名兄山跡負而と有るは、下に奈其佐未七國と云ふ序なれども、汝兄と云ふ語の有るを以てなり、（又、允恭天皇二年御紀に、汝者也と有る下に、汝此云二那毗苫一也と見え、雄略天皇元年御紀に、娜毗騰耶皤麿珥と有る、娜毗騰に汝者、又汝人の義なる可し、汝の義は、傳四卷、汝身の下に云へり）○何來之晩は、何叙晩久來坐都流と讀めるに從ひて、本に那牟叙と有るを改めて、那叙と改め訓みつ、古事記に、此を悔哉不二速來一と有るに同じく、速く來坐さゞるを尤め申せる御言なり、（此御紀と古事記とは、右の如く言を反にして記されたるが、今何れを宜しとも云ふべからざれども、此は古事記の方勝れるにや）其は第十一書に悲レ汝故來と有る其に答白させ給へるにて、顯國に還るべき道も有らば、共に返らなむを、今は得しも從ひ奉らせ給ふまじき御身と成らせ御在し坐す事を悔い給ふ御意顯はれたり、其は湌泉之竈の事を申させ給はむとてなり、（然るを口訣に、何來之晩也、恨二待久時去一之詞と有るは非なり、已に吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏と有るが如く、素より彼國に留まり住み給はむ事、女神の御心なれば、何しに待たせ御在し坐さむ、此は其男神の追及て到らせるに就ての云々なり）○晩は右の及之の對なり、男神は追及て出坐しゝ御心なるは、女神は晩來坐ると宣へるにて、少か爭がはせ給ふ味有り、萬葉六（二十七丁）に、出來月乃、遲將光十四（二十四丁）に

於曾波夜母・奈手許麻多賣など有り、言義大退なる可し、(曾久とは、退曾久、遠曾久などの曾にて、物の遠く放るゝ由なり、又、晩は後に言相近かり)○來を伊傳坐都流と訓めるは下に來追と有るを、於此伊傳麻須と古く訓めるも此例なり、記傳六(五丁)に、此語、本は出る意に云ひつるにも有るべけれど、必ず然らでも、唯行き賜ふにも來賜ふにも云へり、天智天皇御紀の童謠に、于知波志能・都梅能阿素弭爾・伊提麻世古云々、伊提麻志能、俱伊播云々、萬葉八(二十丁)に、闇夜有者、宇倍毛不來座、梅花、開月夜爾、伊而麻左自常屋」廿(十六丁)に母々奈具佐、母々興伊弖麻勢と所見たり、下にも云ふべし(行を伊傳坐と云ふは、此を出て彼に移らせ御在し坐すを云ひ、來を伊傳坐と云ふは、彼を出て此に入らせ給ふ義なれば、本は出る意に云へるなりけり、坐に敬詞なる故に、萬葉に、行幸をも、幸をも、多く伊傳麻志と訓みたり)○湌泉之竈は、第七一書に、此云二豫母都俳遇比一と有り、古事記にも、吾者爲二黃泉戸喫一と有り、此は已に此國に住み着かせ給ふと云ふ御意味を申させ給へるなり、言義は纂疏に、猶レ云レ湌二食黃泉竈中所レ炊者一言二物之穢一也と註させ給へるが如し、靈異記中(十三丁)僧智光と云ふ者の蘇生れる所に、閻羅王と云ふが僧に會ひ云ひけるは、召レ師因緣有二葦原國誹二謗行基菩薩一爲レ滅二其罪一故請召耳、彼菩薩化二葦原國一已將レ生二此宮一今垂二來時一故待候也、愼黃竈火物莫レ食、今者忽還與レ使俱向レ東還來、即見レ之項准還二九日一蘇と有るは、此故事を取りて妄言せるか、又は行基も健かなる妖物にて、黃泉神に交これる者なれば、實に然る相を現して、已れを信ぜられむ巧を爲したるか知るべからずと雖も、右の黃竈火物は豫母都俳遇比能於母能と訓むべくして、全く此事なり、延喜式に、御膳を於母能と訓みたり、故思ふに、此に湌泉之竈と有るは、其國の穢食を爲給へる事は論無し、其俳遇比を

爲給ふと云ふは、已に其國に住み着かせ給ふと云ふ意を以て、申させ給へるなりけり、右の闇羅王と云ふも、此に謂ゆる黄泉神に當れるが愼黄竈火物莫レ食と云ふは、其國の食を喰ひては、佗に物爲る事を得ざるなりと見えたり、(右の俳遇比の俳字を、記傳に「此俳を火の意に見て、古來比と訓めるは誤なり、此字は皮皆反にて、波伊の音なり、波伊の音の字を、比の假字に用ひたる例なし、珮环背沛などの字、皆閇の假字なるを以ても知るべし、哀愛を延に、閇階を祁に、賣昧妹を米に用ひたる同格なり、其上、竈字を書き、此記にも戸と有れば、閇と讀むべき事疑なし、纂疏印本に、俳を非と作るは誤寫なり」と有るが如し)俳は、古事記に、奧津比賣命、亦名大戸比賣命、此者諸人拜竈神者也と有る戸なり、記傳六(七丁)に「閇とは竈の事なり、戸字を書くは、竈を本にて、民戸をも然云ふ故なり、漢國にて民家を戸と云ふ故に、此方にても民家を閇と云ふに、此字を用ふるなり、偖、竈を以て民家を呼ぶ事、今世の言にも幾竈と云ひ、又、竈の絶ゆるなども云ふめり、又、民戸、民烟と云ふも此意なり」と有るが如し、此にて戸の意を盡したり、偖、閇は邊にて、人家には必ず無くて叶はざる物にして、殊に親しく邊に附きて在る謂なる可し、然るを閇都比と云ふは、其比も邊の心なれども、上なる閇は已に物名と定りたれば、竈津邊の義なるなり、(色葉字類抄に、竈を閇都比と有り、但、比を伊に誤れり、神樂歌に、此與戸川比美、阿曾比寸良志と見え、木工權頭爲忠家百首に、「栖柏其八葉手を備へつゝ、宿の閇都比に手向つる哉」又、塵添壒囊抄、竈神事條に閇都比を祭ると云ふは、竈神か云々、此朝にて竈飯する事には、少緣には無けれども、其神をば祭る閇都比祭と云ふにやと有り)又、記傳に「黄泉戸喫とは黄泉國の竈にて煮炊きたる物を食ふを云へり、是なむ火を忌淸むる事の本なりける、(中略)偖、今此に如此申

し給ふは、族離れ難き御心は坐々して、又此世に還り坐さま欲しくは所思し看す物から、此黄泉戸喫の穢に依りて、還り坐す事能はざる由なり、此御言を能く味ひて、甚切可畏。火の穢を等閑に勿思成しそ」と有るは實に然る言になむ有りける、故此にも第十一書にも、勿レ看二吾一矣と有るは、其淺泉之竈に依りて、嬉哉とも、妍哉とも有る可美少女に坐しゝも、醜めく變らせ御在し坐しゝ故に、御面を合せ御在し坐さずして、幽闇き所より申させ給ひしなり、然れども古事記に、與二黄泉神一相論と有るは、其穢を元の處へ却し給ふ道を論ひ計らせ給はむとてなり、此に吾當二寢息一と有るは、暫時にても息はせ給へらむには、其食氣の薄く成る事も有りなむかとてなり、（中古の御定にも、臨時祭式に、凡觸二穢惡事一應レ忌者、人死限二卅日一、産七日六畜死五日、産三日、其喫レ宍三日と有る如きも、日數の立つに隨ひて、其穢惡の漸くに薄らぐ故なり、此を火を忌淸むる事の本なりと云はれたるなむ、甚々卓き見なりける）然るは、高天原にては、殊に此煮炊きの事を嚴重に忌淸めさせ給ふ當なり、天孫降臨章第二一書に、天照大神勅曰、以二吾高天原所御齋庭之穗一、亦當レ御二於吾兒一と有るを以て知られたり、其すらに寶鏡開始章第二一書に、及レ至下日神當二新嘗一之時上、素戔嗚尊則於二新宮御席之下一、陰自送レ糞。日神不レ知、徑坐二席上一、由レ是日神擧體不レ平と有りて、此は竈火の穢にも非ず、元より日神も知看さざりし事には有れど、其齋庭を穢し奉れる處にて、大御饌を所聞食し故に大御體の不平み坐せるなり、況て其穢れたる火と所知看つゝ、伊弉冊尊の戸喫し給へらむには、然こそは御身の甚く不平み御在しけめ、此より二神の御上に、甚禍々しき事の多在りけるを以て、火穢の忌むべく愼しむべき事を知るべし、（記傳に「甚切可畏、萬の禍は火の穢るゝから起るぞかし、火穢るゝ時は禍津日神、處を得て荒振る故に、萬の禍起るなり、

神道に志さむ人は、由なき漢意を捨てゝ、能く此を思ふ可き事ぞ、斯れば民を撫で世を治めむには、先づ天下の火を忌み清めて、神の御心を取り奉るべき者なり」と宣へるぞ、甚く愛たき說なりける）然るは其生み坐せる火神はしも神武天皇御紀顯齋の所に、嚴香來雷と見え、後の御紀共にも、忌火武主比命とも、申し奉る事、傳七の卷に云へる如く清き火の神にて渡らせ給へども、伊弉冉尊の御陰を焦れ御在し坐して、甚く悶熱懊惱み給ひし故に、心惡子と宣へるさへ有るに、其石隱れ坐しゝ時の狀を男神に見淡められ奉り給ひし故に、上津國に住み給ひ難く所思し成りて、下津國に入らせ御在し坐しかども、彼國は大祓詞にも所見たる如く、大地の穢の流離はれ行く國にし有りければ、實に醜國の汙穢き國なるを、本より汙穢き其國の食物を、其穢れたる火以て煮炊きたる戸喫し給へるに依りて、其穢の除こらぬ限りは、此顯國に還らせ御在し坐す事の成らざりしなり、然るは御母神の彼國に出で坐ししに依りて、御父神に斬られ給へれば、火神の御怒も本より在るべければ、其黃泉の火は押消され奉るべき事なればぞかし、上に所見たる如く、其神の斬られ給へる御骸に成り坐せる神も、御血に成り坐せる神も、皆天上の神と成り給ひ、又、其血に染みて、草木沙石共に自ら火を含むと有りて、高天原と上津國には其御靈の彌綸として御在れど、御母神の坐々す下津國には從ひ行かせ御在し坐すまじき事を曉る可し、（漢籍尙書にも、水曰潤下、火曰炎上と有りて水の下に就き、火の上に升るは自然の事なりと雖も、又其事の起りは、御母神の心惡子を嫌ひ給ひ、又火神も其國を惡み給ふ故に、御靈の下方には幸ひ給はざるなり、又、今も清火を以て穢物を煮炊き穢す時は、忽ちに火神の御罰を得て、災害忽ちに到るを、其に反(ウラガヘ)して夜行の時など、妖々しき鬼などの災を爲る時に、燧を以て火を鑽り出だせれば、頓に妖氣の

恐れ避くるは、其妖物はしも、道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物と云へる其なるが故に、火神の御稜威を甚く恐みて、何れの隈にか潜み隱るゝなり、此等を以て、火を用ふる事の嚴かに在るべき事を知るべくなむ有りける）〇雖レ然、吾當二寢息一は、古事記には、此を然愛我那勢命、入來坐之事恐故欲レ還、且具與二黄泉神一相論と有り、此に子細有るべきなり、其は鎭火祭詞にも見えたる如く、下津國を知看む事は元よりの御心なるに、黄泉神も其御治を仰ぎ奉る心有るが故、相議りて聞食させ奉りもし、聞食しも爲つる事故に、其夫君尊の御言は、畏み申し給へれども、御一己の御計らひにも及ばせ給ふまじきを以て、黄泉神に論つらひ勝ち、還り坐さむとは所思し成りぬるなり、然れば此に、吾當二寢息一と有るは、其淺泉之竈は此時始めての事なるを以て、御心にも快く非ざりけむ故に、又御惱の事もや有りつらむ、其だに治まらば、還り坐さむと思ほして、御寢坐せるなり、第十一書に、族也勿二見吾一と、此にても族也と宣へるを以て、其時の御心を知るべし、（凡て大凡の世の有狀を見るに、人の不レ淨ぬ事に遇へる時など、甚く神の御罰にも有れ、災害にも有れ、受けて身を損ふ物なるが、其も常と成りては何事も無きが如くなる者なり、伊弉冊尊も、此時始めての事なりし故に、御惱とも成りけめども、後には其國の常なるから、然る事も無かる可きなり、其は皇國にては、神代より火を忌む事を、殊に深く物爲る事にて、其穢れに觸る時は、物を製るにも成らざる事眼前の事なる故に、萬に愼しむ事なり、然るに四夷八蠻の國共は然らず、古より今に至る迄、一人として穢を避け、火を忌むなど云ふ事は、知りも爲さず、行ひも爲ざる事なれども、成る物は成るを思へば皇國の如きは無用なる事の如し然れども、若し皇國より彼土に渡る人有りて、物を製るに彼土の掟の如く物爲たらむには、一度は出來損ふべし、然

れども、彼醜國に久しく住みて、其穢れに慣たらむには、出來まじき事も出來るに至る可きが如く、此泉之竈も今始めての事なりし故に顯國の如く御身を損ひたりけむかし）然れば記傳六（九丁細書）に書紀に、吾已湌泉之竈矣・雖レ然、吾當ニ寢息一矣と有るは、竈矣の下に文の脫ちたるなり、試に此記に准らへて補はゞ、雖レ然、吾夫君尊追來甚可レ畏、故將レ還焉などの文有るべし、偖、雖レ然、吾當ニ寢息一は、此記の與ニ黃泉神一相論と有るに當れり、今、本の任にては語意續かず、如何とも說くべき由なし」と云はれたるも、然る事には有れども、上の如く說きたらむには、聞ゆ可く所思ゆるはや、（雖レ然、吾當ニ寢息一は、其內に穢の避くる事もやとての御所爲なる事、云ふも更なれば、其心して見る時は、其條理明らかなる可くこそ、下に引く記傳追繼考と見合はせて考へ合はす可し、夜須米の言義は、下の卷不レ得ニ留休一の下に云ふべし）○請ニ勿視之一は、第九一書に、請レ勿ニ視吾一、第十一書に、勿ニ看吾一と有るを合はせて、此には吾字の無きをも合はせて、吾乎勿視給比曾登請志給比伎と訓むべし、鎭火祭詞に夜七夜・晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹之命止申給比支と有るぞ、此の證には良はしかりける、（古事記にも、莫ニ視我一、如レ此白而云々と有り・偖、（此の請字は右の如レ此白而の白而と同じ事なるを、本に許布と有るが、漢文訓にて陋しげなり）偖て、勿視給比曾などの如く、言の上に在る勿は、未だ然らざる事を其以前より禁遏むるなり、右の鎭火祭詞なる、又、古事記沼河比賣の歌に、伊能知波、那志勢多麻比曾など有る如く、下に曾と云ふ辭を加へて受くる定格にて、謂ゆる勿の意の奈なり、然れども現在には、鎭火祭詞に、吾乎見給布奈止申乎と、奈を下に加ふる例にて、今も聞く奈・行く奈など云ふ是なり、（右の未然なるに、下に曾と云ふは其の意にて、殊に其事を慥かに云ふ意なり、又、萬葉二、勿散禰

と有る如く、曾の下に禰の助辭を置くも常なり、又、其曾をも曾禰をも省きても云へり、但、其は歌詞などの時こそは有りけれ、文章の上にては、何調に然迄拘はる可き事ならねば、正しく定格を守りて有るべし）〇不レ聽は、海宮遊行章第三一書にも、火々出見尊不レ聽猶以レ櫛燃レ火視レ之と有り、此二共に、本に使々給波受と訓みたれども、仁德天皇二十二年御紀に、不聽を宇那豆流佐受とも、伎許志米佐受とも有る、其次の方を取て訓むべし、此に伊弉諾尊の御心に諾ひ給はざる所有り、其心して考ふべきなり、（聽字は史學指南に、禮記曰、聖人南面而聽云々と有りて、字書に古者治レ官所レ謂ニ之聽事一、毛氏曰、聽事言レ受ニ事訟一と有り）第十一書に、伊弉諾尊不レ從、猶看レ之と有るを合はせ考ふ可し、古事記には、如レ此白而還ニ入其殿內一之間、甚久難レ待と有るなど考へ合はするに、伊弉册尊より、其時に當らば申させ給はむと云ひ置きて、其殿內に還り入らせ給ひしが、一向に何とも聞えざりし故に、難レ待に思し看して、終に其御言には從ひ給はざりし物から、元より怪しく御心裡に所思しゝ故に、終に如レ此は成れりし者なる可し、（海宮遊行章第三一書に、妾今夜當レ產請勿レ臨レ之、彥火々出見尊不レ聽、云々、其同じ事の第七一書には、皇孫不レ從と有り、此と共に不レ聽と不レ從とを相照らし書かれたる、其意味をも考ふ可し、〇陰は、海宮遊行章に、天孫猶不レ能レ忍、竊往覘之、其第七一書に、天孫心怪ニ其言一、竊覘之と有るを以て、其狀を思ふ可し、陰字を比曾迦爾と訓める事、綏靖天皇御紀より始めて多ければ今擧げず、言義比曾は日退(ヒツ)なるには非じか、名義抄に、祕を比曾迦爾とも、迦久流とも訓める、其は日隱(カクル)なる可く所レ思るに就て今云ふなり、（其は天放(アマサカ)る鄙(ヒナ)と云ふも、天放在日無(アマサカルヒナ)と云ふ事にて、日光に遠き意を以て云ふに思ひ合はす可し、此は日に依と云ふにては無けれども、陰を加宜と云ふも、日消と聞ゆるなどに依

りて云ふなり）〇此地胎に孕まれたる黄泉國にも、晝夜を成す事有るなる可し、其は此時の事は姑く置きて古事記大穴牟遲神段に、可レ參二向須佐之男命之所レ坐根之堅洲國一云々、爾其大神出見而云々、卽喚入而令レ寢二其蛇室一云々、亦來日夜者入二其呉公與レ蜂室一と見え、海宮遊行章にも、留二住海宮一已經二三年一、第七一書に、你等幾日之內將レ作以奉レ致、時諸鰐魚各隨二其長短一定二其日數一と有り、又古事記にも、豐玉比賣命白二其父一言、三年雖レ住恆無レ歎、今夜爲二大一歎一、若有二何由一、故其父大神問二其聟夫一曰、今日聞二其女之語一、云三年雖レ坐恆無レ歎、今夜爲二大歎一、若有レ由哉と見えたり、此も亦日月の照らさゞる所なるに、晝夜と云ふ事の有れば、黄泉國にも何どか晝夜と云ふ事の無からざらむ、（高天原の如きは、常在に晝耳なる可きに、然らずと見えて、此の第十一一書に乃與二月夜見尊一一日一夜隔離而住と有る、此には論の有る事なれども、天にも日夜の更る差別の有るを以てなり、寶鏡開始章に、六合之內常闇而不レ知二晝夜之相代一と有る、此は日月の運行する此國土の事に就て云へる文なれば、此は天上の晝夜の例には立て難し）斯れば古事記に、且具與二黄泉神一相論と有るも、其夜の狀なり、第九一書に于レ時闇也と有るも此時已に晩れぬる狀なり、又、次に夜忌二擲櫛一と有るなど慥かなる事なり、此を以て何時も常夜には非ざる事、殊更に于レ時と有るを以て知るべし、記傳六（九丁）に、且字を麻豆と訓まれたるを、改めて其追繼考に、此且字、稻葉通邦云旦字を誤れるなり、阿志多爾と訓むべし、今夜は已に黄泉戸喫して穢れつれば、顯國には還り難し、夜を過ぐして、明日黄泉神と論ひて還る可しと申し給へるなり、然るを、伊邪那岐命夜の明を待ちかねて伺ひ給へるなり、諸穢に月日を經れば薄らぎ淸まる物なれば、此も一夜過ぎぬれば、黄泉戸喫の穢の淸まる理ぞ有りけむと云へり、旦字の誤と云へる、甚だ宜し、阿志

多爾とも、都登米氏とも訓むべし、書紀に雖レ然、吾當ニ寢息一と有るも、此考に依りて相照らして見れば、一夜を經て明日を待つ理にて克く合へり、白檮原宮段に云々、故旦見ニ已命ハ此ニ明朝の事を旦と云へり」と有るぞ尤なる義なりける（古史徴第十八段に、「此旦旦字の事を論らひて、眞福寺元本に其字無く、旦字ばかりなるが善しく思えたり、故此に依りて志婆良久と訓みつ、其は下文に甚久と有るに懸け合へる言なればなり」と有れども、強ちに眞福寺本が元本にて善しとも云ふべからず、其も一本此も一本なれば、猶、追繹考に予は依らむとす）〇古事記に此所を爾自レ殿騰レ戸出向と有るを、記傳に登能度と訓まれたる、甚雅なりと雖も、其は讀法の委しからざるなり、其は上に欲レ相ニ見其妹伊邪那美命一追ニ往黄泉國一と有る追往を此にも入ニ於黄泉一及之と有るが如く、女神の入り坐せる即追ひ及きて、已に彼國には殿さへ在りて住み着かせ給ふ事を知らせたる文なり、然れば殿と云ふ事重くして、戸は出迎へ奉らせ給ふ形狀に就て云ふなれば、事は甚輕きを、戸字に深く目を着けられたるから、然る訓も出來りし者なり、自レ殿騰レ戸とは、其妹神の入り來らせ給ふ事故に、殊に恭敬を盡し奉ふ御心より、戸外に出迎へ奉らせ給ふなり、其下に還ニ入其殿內一之間甚久と有るを合はせ考ふ可し、（同じ殿戸にても、高津宮段に、參ニ伏前殿戸一者遣出ニ後戸ハ參ニ伏後殿戸一者遣出ニ前戸一と有るなどとは違ひて、此は未だ此時女神の背かせ給ふ御心坐々さゞれば、出迎へさせ給へる所なる故に、戸の用重からざるなり、古史成文には、騰戸を阿宜度と訓まれたれども、其將聞き苦し）騰レ戸と云ふに就て思ふに、黄泉國はしも、顯國の如く平坦なる地は、彼平坂などを除きては、甚希少なる事と所見たり、其は其國中に僅に平坂と云ふ名の有るを以て知らるめり、然れば其國の家造はしも、穴居など云ふ狀に粗々似寄て、大凡は土中へ造り込みたる

なる可し、所以に扉などを横に開闔は爲ずして、蔀格子などの如く、縱に擧げ下し爲る事と所思えたり、故此も其殿
戸を擧げさせ給へるなり、蔀格子などに上下と云ふは、源氏末摘花卷に、「辛うじて明けぬる氣色なれば、格子手自擧
げ給ひて、前の前栽の雪を見給ふ」と有るを、祕抄に、「上下續きたる格子なる可し、紫宸殿などの如くなり、内の
方へ擧ぐるなり」と有る是なり、榮花歌合卷に、「内の御前、上の御局の蔀擧げて御覽ず」と見え、侍中群要、下ニ格
子一云々、上時自ニ御手水間方一、下時自ニ南方一、先取渡なども有り、此等の例に依らば戸に隨ると云ふ事も何どかは無か
らざらむ（和名抄に、功程式云、擧鎰アゲカスガヒ阿介賀須賀比と見え、愚昧記、仁安二年九月十六日條に、經ニ東庇ニ之時自ニ格
子邊一見ニ鉤金一、其内可レ行也と有る、鉤金は格子を擧ぐる料にして、右の擧鎰に當る可く思ゆ）〇取ニ湯津爪櫛一は、
古事記には此を刺ニ左之御美豆良一と有りて委しきを、此には略かれたるなり、湯津は御紀の五百箇を、彼記に湯津と有
るが如し、下の卷にも註せるが如く、寶劍出現章に故素戔嗚尊立化ニ奇稻田姬一爲ニ湯津爪櫛一、挿ニ於御髻一と見え、美作
風土記にも、日本武尊落ニ櫛於池一給、因號ニ櫛間田池一と有るなど上古は男も櫛を挿しけるなりけり、若て湯津は五百
箇なるが、櫛の五百箇なるには非ず其爪に五百箇とは云へるなりけり、此は櫛齒の密比て透間無き程なる事にて、海
宮遊行章第一ノ一書に、老翁卽取ニ嚢中玄櫛一投レ地、則化ニ成五百箇竹林一と有を照し應せて、湯津は五百箇にて、櫛齒な
る事を曉る可し、私記に、師說湯者是潔齋之義也、今云ニ由紀一者是湯之義也、云ニ主基一者是其次也、然則湯者是伊波
比之眞麻波留之辭也津是語助也爪櫛者其形如レ爪也と有る爪櫛の說は然る事なれども、湯津の說は非なり、（口訣に、
湯津ハ木名、赤棠也と云ひ、和名抄に、杵、和名由之、漢語抄云、波々曽、木名、堪レ作レ梳也と見え、通證に右の二書

を擧げて、今按、由之亦云ニ由須一、今云ニ伊須一、蓋取ニ湯津之義一名レ之延喜內藏寮式、御梳皆用ニ由志木一と有るが如く、湯津と由之と相近き語なれども、一として然る證も見當らねば、今從はず）纂疏にも、爪櫛形似ニ爪甲一也と云ふ御說も有り、奧儀抄に「爪櫛は其形爪の如くなる故なり」と有て、諸說各合れども、又按ふに、古き櫛の圖を見るに、中凸にして鈕の如き所有り、其に依れる名にや、其は雄柱を古く保登理婆とも云ふ訓有るに依りて、口訣に端牙也と云ふ說も有るに就て考ふるに、其左右の端の雄柱は、端柱なり、また小柱なり、此に對へてその中の鈕に、大柱とも中柱とも云ふ稱は無けれども、其に當る所にて、人の目にも疾く懸かる所なれば、其を以て爪櫛とは云ふならむ、物の端を爪と云ふ事多在り、人の手足なるを云ふも其端方に在るを以て云ふにて、物の至り留まる限りを云ふなり、（今俗にも、櫛爪と云ひ、突留ると云ひ物にも爪折傘など云ふも、其末を折るにて爪の如くには非ざるを思ふ可し、然れば此も、爪を以て名と爲と云ふ事の、決に非ざるとも云ひ難かる可し、但谷重遠說に、爪櫛挿レ髻者、古之婚禮、婿爲ニ新婦一上レ髮挿レ櫛、主定之義也と云ひ、又谷川士淸も蓋萬女垂レ髮、許嫁而結レ髮挿レ櫛也と云ひ、又緣ニ爪櫛名一而寓ニ爲レ妻之義ニ云々疑櫛本是妻櫛之訓、右者男女嫁娶而後俱挿レ櫛、亦未レ可レ識也と云へるも一理有る事なり、下の卷に云へり）櫛は來爲なり、寶劍出現章第二一書に、眞髮觸奇稲田媛と有る發語は、字の如く眞髮に觸る由にて、其髮を解き分けて、結も束ねも爲とて、梳るに觸れて來るを以て成れる名なり、久斯の名義は、第六一書、幸魂奇魂の下に傳するを以て知るべし、（凡て久斯とは向ふより來りて此方にて用を成す物を云ひて、奇異などの久斯も此に同じ、傳六靈異の下にも云へり）〇雄柱は、古事記に柱男と有り、記傳六（十二丁）に「紀記共に袁婆斯羅と訓むべし、新撰字鏡に、

幢柄、橋梁之左右柱、乎止古柱と有り、平家物語長門本八、宇治合戰條に「人々皆落ちけれども、省は宇治橋の男柱を小楯に取りて、命を惜まず戰ひけり」と見ゆ、太神宮年中行事に、東西柱西剱云々、此は御殿の高欄の男柱にて、字鏡に云へると同じ、是に准ふれば、柵も左右の大なる首を男柱とぞ云ひけむ、備、此を取り缺きて火燭し給ひしを思へば、上代の柵首は良長かりけむ事知らる」と有るにて聞え、但、雄柱は小柱の義なれば、字鏡に乎止古と有るは、中古より雄男字を書くに就きて出來りし言なる可し、備、口訣に、雄柱端牙也と有るを、又、記傳に、邊齒の意にて、中古の稱なる可し」と云はれき、海宮遊行章第八一書に、中床内床に對へて、邊床と云ふ事見えたり、(然れども、古言ならむも又知る可からず、首は柵の中間に在る物なれば、其邊傍なる意なる可し、神武天皇御紀に、中洲と云ひ、又、六合之中心など云へるに對へて、西偏の偏字を保登理と訓めるをも按へ合はす可し)○牽折は、比佉邇佉氐と訓めり、古事記には、此を取闕と有て同じ事なり、雄柱を横に一片に折り缺くを云ふなり、(俗にも比佉邇久と云ふなり、折字、名義抄に久陀久とも、和流とも、袁流とも、倍具とも、和加都とも、多都とも、佐流とも、佐久とも、猶種々に訓める字なれば、邇久とは本より訓みて時け無き字なり)○秉炬は、私記に、舊云手火、是一介之火、昔云手火、古事記云一火也と見え、口訣にも亦手火也と有り、其れ然る可し、萬葉二(四十四丁)に、手火之光曾、幾許照而有と有る此にて、中古に續松と云ふ物是なり、續松は手火松と云ふ事にて、松の肥えたる所を折りて、火を燭すを云ふなり、和名抄に、燭火(俗云太萬都照之)東、簡約之と見え、名義抄に、炬を多知阿加須と有るも其にて、手火は立ちながら閉りを見する者なれば、其なる一片之火の所訪へ合はす可し、又、同抄に、松明者今之續松乎と有り、通

證に、魏志折レ楹爲レ燭、千金翼曰、楹閒、是肥松木節也、秉炬見二濯泥野燒賦一と有り）〇膿沸蟲流は、第九一書に、膿沸太高上有二八色雷公一と見え、又、古事記にも、宇士多加禮斗呂々岐弖云々、并八雷神成居と有る、其雷の侍居たる事は然る者なれども、此時御病坐せる狀に云へるは、何れも傳の誤にて、此は鎭火祭詞に、火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹乃命止申給比支此七日爾波不足氏隱坐事奇止氏見所行須時、火乎生給氏御保止乎所燒坐支と有りて、此第四一書に伊弉冊尊悶熱懊惱と見えたる、此度の事なり、然れども、其御病の治り坐せる事は、其詞に、更生レ子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氏、此能心悪子乃心荒比曾波、水神、匏、埴山姫、川菜乎持氏鎭奉禮止事教悟給支と有る、此時に御躬自の御腦も治り又、人の苦瀨をも救ふ可き由、右の如く水神土神等に事教悟し給ふ計りなる事にし有れば、何でかは此時に至る迄に、然る御病は坐さむ物かは、此事下の卷に云へるを見るべし、倩御紀、古事記の中へ、右の文の如何してか混れ入りしと云ふに、火神を生み坐せる、卽引續きて黃泉國に入らせ御在し坐しゝ狀に記されて、此より以前に石隱れ給へりし程の事を漏されたるが故なる事、上に已に云へるが如し、（此は予が此段を見る第一の心掟と爲る事にて、故大人等の說に違ひて、說き得たる妙處有る所なり、疎忽に思ふ可からず）膿沸は膿流に、蟲流は蟲沸に作るべし、沸と流と、互みに相誤れる也、倩、此は記傳にも云れたる如く、古事記に斗呂岐氏と有るに當れり、膿の沸きたるは、世に落積を斗呂々など云に等しく、物の淫(トロ)けたると同じ狀なればなり、和名抄に、膿（和名宇無、又云二宇美之留一）瘡汁也、說文云、膿腫血也と有り、名義抄の訓も右に同じ、宇無は熟(ウム)なり、宇美之留は熟汁(ウミシル)の意なり、血の熱(ネツ)に依りて熟(ウ)み淫けたるを云ふなり、但し此の膿を

宇那と訓めるは誤なり、膿は今も流るゝと云ひ、蟲は古より沸くとこそ云へ、膿の沸くなどは似着かはしからざることと思ひしが、私記にも、宇奈和岐乎牟志太加流と見え、金澤本の訓も然なれば、本の任に此を宇美和岐氏と訓みつ、(但し、字は其任にして、後人の定めを竢つ者なり、記傳に云はく、「斗呂々岐乎は、俗に斗呂部氏と云ふに同じ、盪淫、鑠などの字を、斗良加須と云ふも、斗呂部佐須と云ふ言なり蓄積汁を斗呂々と云ふも、斗呂部たる意なり、此一句、書紀に膿沸とあり、其を宇那と訓めるナは、古の片假字に、みを刀に作り、其刀を誤りてナと書けるならむ、然れば宇美なるべし」と云はれたるは、實に然る言になむ有ける)蟲流は蟲沸の誤なる可き事、右に云へるが如し、古事記には、此を宇士多加禮とある、宇士は名義抄に、蛆字を牟志とも、宇士とも、和陀加麻流とも、母許與比とも訓めれば、屈みては蟠かまり、伸びては逶蛇ふ蟲と通えたり、今顯徵鏡と云ふ物を以て膿汁を見るに、膿はしも、幾許の蟲其の屯がれるが、活きて動めくなりと云へり、其定に其如くならむには、宇士多加禮、斗呂々岐乎と有るも、能く通ゆるなり、蛆の集りたるが膿にて、其形狀の淫けたりしなり、沸は蟲の生て出來るを和久と云ふ故に、書れたる物から、古く此の蟲流るを、古事記に依りて宇士多加留と訓めれば、沸字を其心して書かれたりけむか、那賀流と、多加留と、言の近く似たるから、終に流字には誤りけめども、其字更に由なし、多加留は群集の字の意なり、記傳六(十三丁)に「凡て鳥蟲などの物に多く集るを多加留と云ひ、又、人多加理とも人にも云へり、又、宇士が多加流とも常に云へり」と有るが如し、(記傳に、宇士は蛆字を訓み來れり、本草に、蛆、蠅之子也、凡物敗臭則生レ之とあり、和名抄に、胆、和名波閇乃古、蠅子也、說文云、蠅乳二肉中一也と有りて、宇士てふ訓はなし、胆と蛆と通へり、宇鏡には、

「蛆を宇自とあり、蛆を宇士なる由は如何知らず、今も腐れ爛れたる物に生る小蟲を宇士とぞ云ふ」とあり、然れども、胆を波閇乃古と云ふは、已に一種の物名となれるなれば、宇士は未だ形の究まらざる時の名なるにや、名義抄にも、胆に波閇乃古と有りて、宇士と云ふ訓なし、蛆は同抄に、河中在と有りて、登拇牟志と訓みたれば別なるなり、又俗に、蠕蠕を宇士都久と訓めるも同言なるべし）○一片之火は、古事記に一火とあり、偖、火を一つ燭す事は、古とても今とても、止事を得ざることなり、故倩々思ふに、古事記に湯津々間櫛之男柱一箇取闕と有るは、一方を取り闕きたるにて、片端をば殘せるなり、然れば、此は秉炬の事に耳忌むにて、此に一片之火とある其正字にて、一火は木を數多合せずして、唯一擗(ヘギ)たる木を其侭に燃して、物を見る事を忌むなりけり。（白井宗因が續紛必割二其口一燃レ之、爲二故實一と云へるは彼が作り出だせる故實ならめども、其理無きにしもあらず、但し其口を割るは、一片ならざる状に製り拵ふるにこそ有りけれ、其實は幾片も結びもし、束ねもして燃すが、止む事を得ずば、其口を割りたる耳にても有りぬべし、記傳に「今も石見國などにては、神に供ふる燈を、一つ燃す事を忌みて、必ず二口に燃し、又、櫛を投ぐる事を忌むなりと、彼國人云へりき」と有るは、燈火は上古にはなき事なれども、一片なるを忌むから、然る事にも移りし者なるべし、但し忌二一片之火一を、神に耳用ひたるは如何）右の一片之火を、一火登拇須と訓み來れり、後世照射と云ひて、夏夜狩人の鹿などを捕るに、秉炬を以て照らす時は、其火に近づき來るを待ちて射取る、此には秉炬が第一の器なる故に、照射と書きて登拇斯と訓み、又、其を火串とも云ひて、常に歌などにも詠む物なるが、軍防令に火盡二一炬(トモシ)一と有る、義解に炬束薪也と有りて、上なる秉炬の傳に引ける和名抄なる炬火に同じ、又、烽燧(トブヒ)の所に、火

擲俗云二保久之一と有れば、秉炬を又唯に登母斯と耳も云ふ事なれば、心得置くべし（但し同抄に、燈燭、和名度毛師比、蘭膏所レ燃之火也と有る、此は油火なれば、神代の事の證には成るべからず、然れば、秉炬(タビ)とも、續松とも炬火(タチアカシ)とも、照射とも火櫛(ホグシ)とも云へる、皆一物たり）〇夜忌二擲櫛一は、此文、次に又投二湯津爪櫛一云々了則更還とある文の下に在るべきなり、此には闕き折て其櫛をば燃し給へれ、擲げ給へる所に非ざればなり、纂疏にも、私記に問、取二闕男柱一箇一爲二一火一、故忌下擲二一火一也、何故更忌二擲櫛一哉、答、此蓋取闕之後、即投二棄其櫛一歟云々と有るを取り給ひて、擲櫛投二棄着餘櫛一之故也と註されたれども、其殘餘を投げ給へるや否知るべからざれば、從ひ奉り難し、（然れば、此は文の錯亂あるに、其心の著かせ御在し坐ざりし御僻說と申さむも、強說には非ざるべし、與儀抄に二日本紀も云々、爪櫛には惡しき物の怖るゝ事にて侍るにこそ、同紀にも醜女に逐はれて、湯つの爪櫛を取り出て、打薛く、其時醜女追ひさして還りぬとあり、醜女は鬼なり（今傳る御紀の文とは異なり）併、擲櫛を忌む事はしも、此の事に依りて二大神の族離れ給ふ始と成れゝば、其相類たる事を忌み避くる習俗と成れるなり、又、湯津爪櫛の爪と、夫妻の妻と、語の相同じきを以て妻を擲ぐると云ふ言忌も有るに依りてなり、夜は黄泉國に常夜なる國故に、其故を以て殊に夜を忌むに非ず、此時、彼國の夜なりし事、上に云へるが如し、（其は古事記に日其與二黄泉神一相論、莫レ視レ我とある、其日に至るを得待たせ御在し坐せずして、夜なれば一片之火を燃して見行坐し事申すも更なり）漢籍管子弟子職に、右手執レ燭、左手正レ櫛日とある註に、古者束レ薪蒸爲レ燭云々、櫛謂二燭盡一と云へり、彼にも櫛を燭し燼す事は有りけるなるべし）海宮遊行章第三一書に、以レ櫛燃レ火觀レ之と有りて、彦火々出見尊と、豐玉姫命と、御夫婦の御間疎

く成りて、八重の隈路を隔て給へるを以て思ふに、此には略かれたれども、豐玉姫命の形狀に驚かせ給ひて、御櫛などを投げさせ給ひけむも、又知るべからざるなり。御夫婦の御間にては無けれども、齋王群行に別れの櫛と云ふ事有り、江次第に天皇召ニ額櫛筥一、次藏人頭執ニ件筥一付ニ内侍一、内侍取レ筥開レ蓋、置ニ御座左方席上一（蓋置レ北、身置レ南）内侍奉レ仰進ニ齋王許一、申下可ニ近參給一由上、親王近候ニ御前一（御乳母奉レ抱、女房捧几帳ニ祗候）天皇以ニ櫛刺ニ加其額一勅ニ京乃方仁趣支給不奈一、次内侍以ニ櫛筥一給ニ親王乳母一（件櫛今度刺レ之、至ニ勢多頓宮一納レ筥云々）と見えたり、此を中古の物に別れの櫛と云り、源氏榊（十丁）に「御門御心動きて、別れの御櫛奉り給ふ云々と有る、註に天皇大極殿の高御座の東の御座にて、筥に入れたる櫛を取らせまたひて、齋王の額に刺して京の方へ赴き給ふなと仰事有り」と註せり、奥儀抄五（五十丁）にも「齋宮群行の時、帝、齋宮の御額に櫛を刺して宜はく、都の方に長く返り給ふな」云々と有り、此は燃すにも非ず投ぐるにも非ざれども、齋内親王奉レ入時詞に、皇御孫之尊乎天地日月止共爾、常磐堅磐爾平氣久安久御座坐志米武止、御杖代止進給布とある御旨を以て進らせらるゝ事なるが故に、京都には還らせ御在し坐さざら令給はむとて、此事は有るにて、應神天皇十二年御紀に、天皇遣ニ專使一、以徵ニ髮長媛一云々、爰皇子大鷦鷯尊、及レ見ニ髮長媛一、感ニ其形之美麗一、常有ニ戀情一、於是、天皇知ニ大鷦鷯尊感ニ髮長媛一、而欲レ配云々、時撝ニ大鷦鷯尊一以指ニ髮長媛一と有る、指字を佐志久志多麻布と訓めるは、刺櫛賜と云ふ事なるにて、其皇の幸させ給ふべきを、幸せ給て大鷦鷯尊に賜ひて、此方に御心を留めさせ御在し坐さゞる謂なりけり、此の擲櫛も、右の刺櫛とは其凶事と吉事と、事こそは異なりけれ、其趣に至りては一揆（ヒトツコト）なり、（然れば此別れの櫛の始めも斯る事に依りてこそは出來初まりけ

ゐとて今茲に引き出づるなり、又、玉勝間忘草卷、古事記傳六卷に入るべき事と云ふ條に、東鏡を引かれたる其文に建長二年六月二十四日、今日居ニ住佐介一之者、俄企ニ自害一、聞者競集、圍ニ繞此家一觀ニ其死骸一、有ニ此人之聟一、日來令ニ同宅ニ處、其聟自地下ニ向田舍ニ訖、窺ニ其隙一、有下通ニ艶言於息女一事上、息女殊周章敢不レ能ニ許容一、而令レ投レ櫛之時、取者骨肉皆變ニ佗人一之由稱レ之、彼父潜到ニ于女子居所一、自ニ屛風之上ニ投ニ入櫛一、彼息女不レ意而取レ之、仍父已准ニ他人ニ欲レ遂レ志、于レ時不レ圖而聟自ニ田舍ニ歸着、入ニ來其砌ニ之間、忽以下不レ堪レ悲、及ニ自害一云々と有る如く、古にも世には僻者の有りて、然る擲櫛を擬びたる僻事をゑ爲ししからに世の諺にも云ひ禁めたるなンめり）偖此忌と云ふは古に辭はしからざる例なるが故に、其に相類たる事を忌み避くるなるが、寶鏡開始章第三一書などには自レ爾以來、世諱下着ニ笠簑一以入中佗人屋内上、又諱下負ニ束草一以入中佗人家内上、有レ犯レ此者、必債ニ解除一、此太古之遺法也と有りて、其には其犯せる物を徵す令有る事なるが、其よりは此なるは猶更に忌はしき事なるに、其律を記されざるは然る事のなきか、又は其事の傳はらぬにかと遺憾しく思へりしを、熟く思ふに此も亦祓を科するなりけり、其は此事其事と樣々の事有りて後に、伊弉諾尊の祓除し給へるを以て知るべし、然らば此に有レ犯レ此者云々と云ふ文有るべきを、なきは如何と云ふに、彼なるは誰も常に心に忽かせに思ふ事故に、自ら心著かざるも多きが故に、其は人より解除を債るを、此なるは甚じき禍事なるを以て、佗より負せ被るを待つべきに非ず、自ら臨みて解除を物爲る事なるが故に、然る律とては記されざりし者なるぞかし、愼しむべし、（又此なる祓除は、伊弉諾尊の御躬自其罪穢を所知食て、御心より行はさせ給ひ、下なるは素戔嗚尊の贖佐備に依りて行ひ給ふ事を、御自は罪とも何とも思ほさゞりし故に、衆神の解除を

負はせたるをも思ひ合はすべし）〇此其縁也の縁字を、舊事紀には言本也と作り、其縁りて起れる事の善かざるに就て、後世に其を忌み避けて爲まじき事と、愼しみ犯さゞる故事の本なりと云ふ言なり、谷川士淸か說に、我邦勸懲皆仍ニ舊貫一、是故記ニ禁忌一者多矣、賓皇嗣無窮之盛風也と云へるは、甚愛しき語なり、（縁也の字は、通證に見えたる、曹公與ニ孫權一書曰、此事之縁也と云へる其ぞ出所には有るべきなる）〇大驚之曰は、伊多久驚加志氏曰給波久と訓むべし、記傳七（二丁）に大歡喜の大は伊多久と訓むべし、例へば萬葉（三十六丁）に、庭立水（ニハタツミ）、大莫逝（イタクナユキソ）、十一（六丁）に、伊田何極太甚（イデイカニイタクハナハダ）とあり」と云はれつるに依れり、驚は、第九一書にも、驚而走還とあり、例へば古事記に、其所縒大神聞驚而云々、又竊伺ニ其方產ニ者、化ニ八尋和邇一而匍匐委蛇、故見驚畏而遁退など有るが如く、見る物聞く事に就て、心の騷ぎ立つなり、故又、畏るゝ義をも包ねたり、（名義抄に、驚に於骨流と云ふ訓あるをも、合はせ考ふべし、驚の例猶有るべし）古事記には、此を伊邪那岐命見畏而逃還と有るは、此の第九一書に、上有（ホトリニ）ニ八色雷公一とある、其者の侍坐したるを見、驚き恐み坐ししなり、然るを此の膿沸蟲流をも、彼宇士多加禮斗呂々岐弖をも、此度の事と爲るからに、伊弉冊尊の御體の穢れたるを見畏せ給ふ由の文の續なれども、其は甚味氣なき事になむ有りける、彼謂はゆる八雷公は、此に泉津醜女八人とある其物にて、黃泉神と云へる是なり、此者伊弉冊尊の上（ホトリ）に侍坐しける事は、已くも吾波下津國乎所知牟止中氏隱給氏とある其時より、伊弉冊尊を泉黃津大神と崇め敬ひ奉りて、其御趣に從ひ奉らむと爲し故に、御許離れず傅き奉りけむを、和名抄にも、其醜女を鬼魅部に載せられたる許の者なりければ、定に否醜め醜めく汚穢き形なりけむ故に、驚き畏こませ給へりし者なり、然るを、古事記の八雷神を成居と記され、上有ニ八

雷公の上を、上下の如く讀み來れるから、事實の誤も出來たりし者なり、(上にも云へる如く、伊弉冊尊一度火神に焦れさせ給へるとて、何時迄か御病坐さむ、能々事實を正し辨ふべき者なり)〇不意は、景行天皇四十年御紀に、不意之間倏亡(アカラメナス)我子、雄略天皇二年御紀に、因其不意而打殺之、皇極天皇御紀に、出其不意以劍云々と有るなど、何れも由久理毛那久と訓めるを、源氏若紫(三十一丁)に、「由久理無く物深き御座所になむと聞ゆ」、夕顔(二十二丁)に、「伊邪那布月に由久理なく浮宕れむ事を、」など有るに依りて、由久理那久と訓むべし其は黄國の汚穢き事は本より所知看つゝも、伊弉冊尊を慕はせ給ふ任に、追ひて行き行きて、思ひ寄らざる國に往來坐せりと云ふ意なり、(今本に於母波受と訓める意は然る事なれども、猶古訓の方や勝りなむ、源氏少女卷に、「我心に任せたらむ世にて、由久理加爾成らむも云々、」胡蝶卷に、「我御心ながらも、由久理加に淡つけき事と思し知らる云々など有る由久理加は此の反なり、思ひ寄らざると、思ひ構へたる如くなりとの違ひ有るなり、文選註に不意不圖也と云へり、〇不須也凶目汚穢は、第七一書に、此云伊儺之居梅枳枳多儺枳と註されたり、古事記には伊那志許米志許米岐穢國と有るを合はせて思ふに、此には志許米岐に當る字無ければ、此の二の枳の內一は衍にて、伊儺之居梅枳多離枳なるべし(記傳六に、「此は此記と照らして思ふに、今一ツ之居梅の三字有りしが脫ちたるなり、其故は日字を梅枳と枳を添へて云ふべき理なきをや、此は後の生賢しき人の、同言の重りたるを不意く衍文と心得て、三字削りしか云々、又枳字一衍文かとも思はるれど、猶此記と引合せて汚穢二字を之居梅枳多儺枳と訓みつべし」と云はれつれども、名義抄に汚を都賀流とも、都賀須とも訓みたるを以て見るに、汚をも、汚穢の二字をも、共に同じく枳多儺枳とは云ふべ

し、之居梅枳とは訓むべからず）〇不須也は、天孫降臨第一ノ一書にも不須也頗傾凶目杵之國歟とあり、御紀にも、此外にも、不、又、辭、字を用ひられ、又、萬葉には、不欲、又不許、又、縱、又、否字などを用ひたり、猶下に註せるを見合はすべきなり、記傳六（三十九丁）に、「辭否などゝ同言にて、此は惡み厭ふ御言なり、書紀に不須也と也の字を被レ添たる、信に其意有り、姑く語を切りて心得べし」と有るは、信に然る言なり。萬葉二（十一丁）に、宇眞人佐備而、不言常將言可聞、三（十二丁）に、不聽雖謂、語禮々々常、詔許會、四（四十三丁）に不欲常云者、將強哉吾背、又（五十五丁）神左夫跡、不欲者不有、六（十七丁）に不欲見野と有るは稻見野なり、又、二十（五十九丁）に、美乎等伊波婆、伊奈等伊波米也などの用ひ樣を以て知るべし、否と諾と正しく對へ云へるに、十四（二十一丁）に、伊奈乎加母、安禮也思加毛布は、否諾哉にて、十六（九丁）に、否藻諾藻隨欲可赦、又（十丁）否藻諾藻、友之波々我裳將依と有るに同じ（但し此は否諾と正しく云へるを、伊奈乎と云へるは應聲の唯を字々とも、遠々とも云へるに同じ、又六卷長歌に、伊奈美嬬、辛荷之嶋之と續けたるは、辭み妻離ると云ふ意なり、又此の須は字書に用也と有るをも考へ合はすべし、古今集東歌に、「最上川上れば下る稻舟の否には非ず此月計り」拾遺雜下に、「否折らじ露に袂の濡れたるは、物思ひけりと人もこそ見れ」、拾遺第七物名に、「住吉の岡の松笠指つれば雨は降とも否簑は莫し」重之集に、「信濃なる伊那には非ず甲斐が嶺に積れる雪の解む程まで」などあり）〇凶目を之居梅と註せる、凶には之居にて、目は憂目苦目などの目にて、梅枳と用ひける活語なるとは別なり、憂目苦目などは、憂き事苦しき事の目に見えて去り敢へぬ由なり（天孫降臨章第一ノ一書に、不須也頗傾凶目杵之國と有るは、古事記に此を志許米、志許米岐

と有ると同じきが故に、目杵の活語を添へて書かれたるにて、凶なる貌を云ふなり、混ふる事無かれ、記傳に「志許米の米は、憂き事辛き事に遇へるを、憂目を見る、辛目を見ると云ふ目にて、俗に云々の目に逢ふと云ふ是なりとあり）之居は繁強（シゲコハキ）なり、古事記、白檮原宮段大御歌に、志祁去岐袁夜爾と有るを、傳に「醜きなり」と註れたれ共、古事記に、黄泉國の事を穢繁國と有る、志伎も繁強の切れるにて、此の轉なる事下に云へるが如し、次なる醜女の下に引ける和名抄に、許々責と有るも強々女なる可きに思ひ合すべし、其強は古語拾遺に、於須女、其神強悍猛固、故以爲レ名、今俗強女謂二之於須志一、此縁也とある、於須志にも強字を書くと同じ意にて、之居は其強き事の甚切なるなり、今も俗に物の恐怖しき狀を強きと云ふ此に同じ、神名にも葦原醜男神と申せる、此も寶劔出現章第六一書に夫葦原中國、本自荒芒、至二及磐石草木一、咸能強暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一と有るが如き神威の坐々すにて、此亦其意なり、其より轉りて、物を惡み罵る意に用ひたり、此なる泉津醜女など是なり、之居には醜字充當れり、神武天皇御紀に、大醜此云二鞅奈彌倶句一とある意をも合はせ按ふべし、（名義抄にも、醜を美備句志と訓めり、又阿志とも訓めるは、惡しと云ふなるべし、但し釋名に醜臭也、如二臭穢一也と有れども、其も唯醜の中の一義なる也）孝徳天皇五年御紀に、蘇我臣日向譖（シコヂテ）倉山田大臣於皇太子一と見え、續紀第二十八詔に、兄豐成朝臣乎詐天讒治（シコヂ）奏賜流爾依天と有るを、詔詞解に「志許遲と訓むべし、字鏡に譖讒也、志己豆、又讒與己須と見え、書紀にも與己須と訓めり、此は治字有れば然は訓み難し」と有り、又名義抄に、右の二字共に志許遲と訓める亦如し、又、第十七詔に、謀逆の事を如是醜事（シコト）者聞延白汝多知乃不能爾依旦志如是在良志と見えたり、又、記傳六（三十九丁）に「萬葉二（十五丁）に、鬼乃益卜雄、

四（五十丁）に、鬼乃志許草、十三（十四丁）に、鬼之四忌手、十七（四十五丁）に之許都於吉奈など云へる、皆其物を惡み罵りて、志許とは云ふなり、此も黄泉國のきたなきありさまを見たまひつるを、醜目と詔ふなり、目に見給ふに依れる事ぞ」と所見たり、（鬼を之居と訓めるは、醜の偏を省けるなるべし、古書には多く有る例なり、字鏡集に、經を志許多布、謌を志許流など訓める志許も、皆有の例なり、源氏若紫卷に「志々許良かしつる時は、轉侍るを」と有るは、爲醜らかすにて、此も上の例なるなり）又、之居を轉ろばして之枳とも云ふなり、古事記に志許米岐穢國と上に置きて、下には其を倒反(ヒキカヘ)して穢繁國と有るを、記傳六（五十八丁）に、繁は斯伎の借字にて、醜の意なり、萬葉十三（十四丁）に、小屋之四忌屋爾、掻所棄、破薦乎敷而、掻所居、鬼(シコ)之四忌手乎、指易而と詠める、鬼之四忌手は、鬼乃志許草と同じ重言なれば、四忌も醜なり、又、十六（二十三丁）に、世間之、繁(シキ)借廬爾住々而と有るは、醜の借字に繁と作る正しき例なり」（撮要）と有るを見て知るべし、〇汚穢は伎與伎の反對なり、續紀第四十四詔に、心中惡久垢久濁天在人波云々、已何心乎明爾淸久貞爾云々と序に云ひて、下に淸麻呂等云々、名波穢麻呂止給比云々と有を以て知るべし常には汚をも、穢をも、枳多備枳と訓むを如此く二字を合せたるをも、下には所汚をも然訓めり、瑞珠盟約章には、黑心(キタナキココロ)とも、濁心(キタナキココロ)とも、惡心とも書きて、淸心(キヨキココロ)、又、赤心(キヨキココロ)に對はせたり、右の多く枳多備枳は伎與伎の反なり、萬葉十（十丁）に、夕月の事を不穢照良武、と不穢を伎與久に用ひたるを見て知るべし、言義は、枳は氣にて、多備枳は足無(タリナシ)なり、拙を都多那斯など云ふ類なりと知るべし、（此反にて、淸は氣具(キヨル)にて、元は天地の大氣は、何處迄も澄みて明らかなる者なるが、其の足れると、足り滿たざるとに起る言なるが、其に辭の多備枳の詞の添ひて、

語を成せる者なり、又、都多那斯の都は津液の事なり、上に鰒刀垂血の下に云へり、抑、黄泉國はしも、大地の胎内に在りて、天日の光も見ず、照月の影も指さぬ國にし有りければ、天地の正しき氣の悉に通はざる、根底の片隅國なるが故に其土質に塗れて、神と云へば泉津醜女の如き禍神有り、食と云へば湌泉之竈の如き清からぬ物耳なれば此等を以て、其餘事の實に否閃目醜めく穢濁たる事を知るべし、釋紀、不須也閃目汚穢之國の下に、私記曰、問、是何國哉、答、是則黄泉之國也、以其在地下、可甚汚穢、故得此名也と有るを見るべし、又私記に、今如此等上下文次者凡行泉國者、必是自行、不如今世死者身留而魂行者也、然則始自何世如今死乎と有るを以て、伊弉冊尊の、崩坐て、御魂の行坐るに非ざる事間らけし、故其伊弉冊尊の、黄泉津大神と坐して、押鎮め御在し坐さゞらましかば、其禍災の延きて上津國にも及びてましを、然るにても此時未だ清黒の詳らかならざりし事ながら、天津神等は妙に奇しく、云はまくも甚も可畏き御事なりきかし、○到矣は、古事記に、到云々國而在郝理と有るに依りて訓むべし、記傳六(四十一丁)に、「在郝理は其事を歎息く意ある辭なり」と云はれつるは、萬葉十二(十四丁)に、如是耳、在家流君乎、三(四十二丁)に、由守之、有裳留不知蘭などある類を以て云はれたるなり、(少し御後悔の御心有るべし、本に此を伎蘭郝理登能多麻比と訓めれども、此は強く御心を入れさせ給へる辭ならでは當らず)○急は登美爾と訓むべし、急速の心なり、古くは此を須美夜加爾と訓めり、直ちにの心なり、遊仙窟に急進好也と云へる成程、萬葉六(三十六丁)に、急令變賜根と有るなど其意なり、名義抄に、急字を須美夜加奈里とも、多知末知ともある、其急字は急速とも續くる字なり、今は並て其義を知るべし、(速字は、同抄に、須美夜加爾とも、登斯とも、波夜斯よ

も、種々に訓めり）○走廻歸(ニゲカヘリマス)は、第九一書に走還、海宮遊行章第四一書に、走登二高山一などある、共に走を爾宜(ニゲ)と訓めり、古事記の此に、伊邪那岐命見畏而逃還之と有るに依れるなるべし、此下にも拔レ劔背揮以逃來とあり、雄略天皇五年御紀大御歌に、斯々能、宇施枳舸斯固游、倭我尼碍能裒利志一、又、古事記にも夜美斯志能、宇多岐加斯古美、和賀爾宜、能煩理斯と有るは、病猪の嘷(ウタキ)を畏みて、榛枝に逃げ上り坐せるなり、如此く物の劇しく畏き時に、其處を拔け出づる由なり、次、逃來の所見合はすべし（爾宜と奴祁と言相近きをも思ふべし、走は常は波斯留と云ふ字なるが故に、逃走と重ねて書くも常なり、次なる背揮以逃の下見るべし）○何不レ用二要言一は、先に請レ勿レ視レ之と口堅め給へりしを云なり、海宮遊行章第八一書に、大恨之曰、不レ用二吾言一、令二我屈辱一とある語勢に似たる所なり、要を知岐流と訓む、其言義は、傳五に云へり、（要字は論語に久要不レ忘二平生之言一と有るを用ひられたるなり、用を母智布と訓むべきか、母智字と訓むべきか、猶得定めざれば、右に云る海宮遊行章に至りて読くべし○吾恥辱は、古事記に、言レ令レ見レ恥レ吾と有るに其訓を同じく爲べし、第十一書に、伊奘冊尊恥恨之曰、汝已見二我情一と所見たる、即ち是なり、海宮遊行章に、天孫猶不レ能レ忍、竊往覘レ之云々、甚慚レ之曰如有レ不レ辱レ我云々今既辱レ之一其第三一書にも、遂以レ見レ辱爲レ恨などあり、記傳六（十八丁）に、「恥を與ふるを、恥見すと云ふは古語なり、此を鎭火祭詞には、吾名姝乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波多志給比津止申給氏とあり」と有りて、引かれたる崇神天皇十年御紀に、大物主神の御妻倭迹々姫命に見顯はされ給へる所に、大神有レ恥(ハヂテ)忽化二人形一、謂二其妻一曰、汝不レ忍令レ羞レ吾、吾還令レ羞レ汝とあり、履仲天皇五年御紀に、車持君筑紫に行きて、充神者(カムベノミタミ)を奪ひ取れる事を、於二筑紫一所レ居三神見二于宮中一言

何等ニ我見ニ矣、吾今悍ハヂミセヌ汝、於レ是蒙面下レ詞と有りて、波邇とは、其皮膚ハダエを見透かさるゝ如き事を、心に恨みて云ふ言なり、猶下に今一の考有て云を見べし、(然れば、波陀と云ふも同語なるべし、本我膚を人に見らるゝを恥づるに起れる言にもや有りけむ、彼第十一書に、汝已見ニ我情ニ、我復見ニ汝情ニと有るをも合せ考ふべし、)○泉津醜女八人ニ云泉津日狭女は第九一書に有ニ八色雷公ニ、又、古事記に八雷神成居と云へる是にて、其書に與ニ黄泉神ニ相論とある、謂ゆる黄泉神即ち其なるなり、(其事次に云ふべし、泉津日狭女の次見るべし、この黄泉神を、師は國常立尊、豊斟野尊の御事と定められたりと雖も、其は此大人生涯の僻說の極みなる者なり、如何なる說の有るかは知らざれども、予が思ふ所とは表裏なる者なり)醜女の女は、日狭女の女、共に字の如し、通證に度會延經曰、三代實錄、出雲國陽坐志去日女命、疑陽上脫ニ筑字ニ、即神名式所レ謂意宇郡筑陽神社而、列ニ之揖夜神社後ニ、則志去日女謂ニ醜女ニ也明矣と有るは、然る說なり、伊弉冉尊を、黄泉津大神と傳き仕へ奉る黄泉神なれば、女なるべき事云ふも更なり、此は其靈を後に祭り和められたる社なるにや、下に云ふべし、(神名式に、同社坐波夜都武自別神社と云ふも並びたり、此事に就て考有り、下なる天探女の下に云ふべし、風土記には、同屋社同社と耳記せるを、或書に、筑陽郷仲東村に在りと云へり、又、右の揖夜神社も、同郡揖屋里に在りと云へれば其間遠くも非ざるなり)和名抄鬼魅部に、醜女、日本紀云(和名志古女)黄泉之鬼也、世人爲ニ恐ニ小兒ニ、稱ニ許々女ニ者、此語之訛と有は、私記の說なる可し、志古は繁強シキコハにて大く醜くき由なれば、許々女コヽメは醜々女なるべき事、上に注せるを見合はすべし、又、字鏡集には、魔字を許々女とも、於邇とも訓あり、名義抄にも、右の二訓有りて、外に多曽志比とも有るは、彼等は隱形にして妖を爲す故なるべくや、

偖、欽明天皇五年御紀に、肅愼人の、佐渡島に來れるを、彼島之人言レ非レ人也、亦言レ魅、不ニ敢近一之、東禺武邑人、採ニ拾椎子一、爲レ欲ニ熟喫一、著ニ灰裏一炮ニ其皮甲一、化ニ成二人一、飛ニ騰二人一一尺餘計、經レ時相鬪云々、有レ人占云、是邑人、必爲ニ魅鬼一所ニ迷惑一、不レ久如レ言被ニ其抄掠一とある、魅鬼を於迺とも、志許賣とも訓める、實に鬼魅の女たる事を知るべし、(通證に、經緯曰、瘧鬼、魅鬼、楞嚴經曰、貪レ色爲レ罪、是人罪事、遇レ風成レ形、名曰爲ニ魅鬼一と云へり、和名抄に、瘧鬼和名衣也美乃加美、或於爾とあり、此瘧鬼に就て說有り、岐神の傳に云ふべし)此說成りて思ふに、齊明天皇五年御紀に、是歲命ニ出雲國造一、造ニ嚴神之宮一云々、狗嚙ニ置死人手臂於言屋社一と有りて、其下に天子崩兆と見えたる、其七年五月乙未朔癸卯、天皇遷ニ居于朝倉橘廣庭宮一、是時斮ニ除朝倉社木一而作ニ此宮一之故、神忿壞レ殿、亦見レ中、由レ是大舍人及諸近侍病死者衆と有りて、未だ此事なき以前に已に天子崩兆と云ふ事の、彼揖夜神社に見えたるを以て思ふに、七月甲午朔、天皇崩ニ于朝倉宮一、八月甲子朔、皇太子奉レ徙ニ天皇喪一、還ニ至磐瀨宮一、是夕於ニ朝倉山上一有レ鬼、著ニ大笠一臨ニ視喪儀一、衆皆嗟怪と有る、鬼は決く右の魅鬼の類にぞ有るべきを、唯に於迺とも常には大凡に云ふ事なる故に、鬼字は書されたるになむ有りける、(朝倉社と申すは神名式に、筑前國上座郡麻弖良布神社と有る是也、或說に、弖は久の誤、布は衍にて、麻久良神社なりとも云へるは、尤なる說なり、和名抄に、上座上都安佐久良とあり、土佐風土記に依るに、朝倉社は天津羽々神に坐せりと雖も、神の御怒などに依りて、罰めさめ給ふなどには、彼黃泉神などに仰せたまふ事と見えたり、大可提々々々)鬼を、和名抄に、或說云隱字(音於爾訛也)鬼物隱而不レ欲ニ顯形一、故俗呼曰レ隱也と云ひ、又、人神曰レ鬼とある下に、和名於迺、或記云於迺者隱音之訛也、鬼物隱而不レ欲ニ顯形一、故以

稱也と有りて、中古に渡り來れる隱字の音を訛れる者と思へる、此の或說は、古人と雖も拙き見解と云ふ者なり、奥儀抄五（五十一丁）に「醜女は鬼なり」と見え、又、十訓抄四（五丁）に「鬼醜女をも物ならず思へる武士は、恐ろしき者ぞ云々」と有るにも、鬼と醜女とを並べ擧げたり、倚、其鬼と云ふは道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理とある如く、其を防ぎ過むる神の御守と云ふ者有るが故に、散け疎り居て、其間隙を伺ひ居る者なり、是を以て祈年祭詞には、疎夫留物と記されたり、此を以て考へ見よ、於邇は豈隱字音ならむや、我が古語なるべき事、云ふも更なり、言義は隱去と說きて允當るべし、彼祝詞に合せ見てむには、思ひ半に過ぎなむ者ぞ（又、天孫降臨章に見えて、天稚彥を交こらせたる天探女を、和名抄に、醜女と並べて、鬼魅部に收められたるは、信に必受る所有る說なり、予、又此に發明の說已に有りて、遷却祟神詞に註せりき）〇八人は、夜都比登と訓めり、其說下に云へり、第九一書に、伊弉冉尊、脹滿太高、上有二八色雷公一、伊弉諾尊驚而走還、是時雷等皆起追來、時道邊有二大桃樹一云々、採二其實一以擲二雷者、雷等皆退走矣、此用レ桃避レ鬼緣也と有るに合はせ見れば、此八雷公と云へる、其泉津醜女八人と有るに當れるが、下には鬼と云へるを以て、醜女と、雷と、鬼と同物なる事を明らむべし、古史徵にも此文を引きて、「八色雷と云ふは、即ち八人の醜女の事になも有りける、」と云はれたるは、實に然る說なりかし、（古事記にも、并八雷神成居と有りて、其にも、第九一書なるにも其名を悉くに擧げたるは備[illegible]たる由、已に古史徵にも云はれたるを、予も又信ひて說き辨ふべき說あり、其に云はむ）右の醜女を、鬼と云ふには然る事なるを、其を雷としも云へるは、第七一書に見えたる雷神の、謂ゆる霹靂神の如きには非ず、古事記御事傳

段に、惡神之音如狹蠅皆滿、萬物之妖悉發と見え、天孫降臨章第六一書に、磐根木株草葉猶能言語、夜者若熛火、而喧響之とある如く、邪神の妖を爲すには、喧響ろかす者なるを以て云ふなり、舒明天皇九年御紀に、大星從東流西、便有音似雷云々、非流星是天狗也、其吠聲似雷耳と有るを以て知るべし、(右の八雷公を、眞の雷神と心得たらむには、雲雨は黄泉國より起こる者と云はむか、返す返すも、然には言はれぬ事なるを思ふべくなむ)○泉津日狹は借にて、彼の於道に隱去の例にて、借み隱ろふ者なる由なり、土佐日記に「聞く人の思へるやう、何ぞ直言など比會米に云ふべし」と有る、比會米を一本に美會加とあり、字鏡に姦、僞也、盜也、私也、比會加爾と有るをも考へ合す可し、祈年御門祝詞に、疎夫留物能自下往者下乎守、自上往者上乎守とある如く、鬼物は卑しき神なりと雖も、地中に出入り、虛空より飛び行くなど、又心に任する者なるが故に、其守り給ふ神等の、若し守り在さぬ間隙も有らばと伺ひ居て、常は借み隱るゝ由の名なり、然れば日狹女と云ひて彼荒備疎備と同じ意なる事、右に鬼の事を云へるに合はせ考ふべし、(黄泉の日狹女醜目なりと云へるに如何、通證に與醜女義通、李白詩、醜女來效顰とあれども、當れりとも聞えず、醜女は形の強々しきに就て云へるなれば、日狹女と云ふとは別なり、偖、鬼と日狹女とは通ふべし)○黄泉神は、右の泉津醜女なり、と云ふは如何と云ふに、其は異なる神には非ざりけり、古事記に、於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國云々、伊邪那岐命語詔之云々、爾伊邪那美命答白悔哉不速來、吾者爲黄泉戸喫、然愛我那勢命入來坐之事恐、故欲還且具與黄泉神相論云々、八雷神成居、於是伊邪那岐命見畏而逃還之時云々、遣豫母都志許賣令追と有る文の續きを熟見るに、先に與黄泉神相論と有るを耳見る時は、其國に元より然る神有る

が上に、八雷神成居と云へば、其八雷は後に成れる者の如くなれども、然らず、其同じ物の醜女を此一書には其成れる事を云はず、第九一書にも有二八色雷公一と云へれば、元より黃泉神なる事決し、然らば八雷神成居と有るは誤かと云ふに、然るに非ず、成は借字にて鳴居なり、同記白檮原宮段に、生レ尾土雲八十建在二其室一待伊那流とある、伊那流を記傳に宇那流なりと云はれたるが如く、呻吟(ウキリコエ)して侍居しを云ふなり、尚下に委しく云ふべき者なり、(彼記には、成と鳴とを互に借字に作られたり、鹽許々袁々呂々邇畫鳴と有るは、畫成と書くべき所なるに、態と鳴字を借用ひて、訓レ鳴云二那志一と有りて、此とは其反なり、但し此の成字も、古傳は今云ふ如くならぬども、記者は成と實に心得たりけむも知るべからざれども、文の脉に依りて、如此顯れたるか)次に遣二豫母都志許賣一と有りて、其出自を云はざるも其八雷神なる故なるが上に、黃泉神と云ひて下に應へたる文としては、右の二より外に在る事なきを、次に、於二其八雷神一副二千五百之黃泉軍一と有る、此にて彼國にては八雷神より上に立つ者としてはなき事明らけし、然れば、其黃泉神と云ふ者卽ち其なり、又其結末に至りて、故號二其伊邪那美神一謂二黃泉津大神一と有れば、彼國にて無レ上く至尊き神と坐すは、其大神を除きては非ざる事なれば、黃泉神と云へるは、其大神を君主として仕へ奉る賤しき神なる事著明ければ、其大神に使令れて、伊弉諾大神に追迫り奉れる、此の泉津醜女なる事決き者なり、(平田翁の古史傳には、未だ世に出でざれば知らずと雖も古史徵附錄なる神代系圖に、國之底立神、豐斟渟神を記して、上件三柱之神者豫美都國之神也と書かれたるは、甚じき僻說として、予が神に質して信はざる所なり、黃泉神は然る尊き神にて有るべき由なく伊弉冊尊の往坐しより、漸に成り始まれる事を忘るべからず)〇遣は、麻陀志氏とも、都迦波志氏とも訓める、

後の方に従ふべし、記傳の説同じ、言は使走(ツカハス)の意なり、(麻陀須は奉出(マダス)の意にて、尊き所へ物を獻る時に云語にて、此には叶はざる事、記傳にも云はれたる如し)○追留之は、追留米麻都理伎と訓むべし、此は其八雷公などの呻吟して侍居りけるなど、氣疎き消息を見奉られ給へるに依りて、返し奉り難しと、其國に引留め奉る御心に成り給へりしなり、(第九一書に、雷等起追來、又、古事記に、遣二云々一令レ追と有ると、此とは、少か異なるべし、此は留と云ふ字に深く力有るを、今の二は追ひ奉る方を主と云へるなり)海宮遊行章第八一書に、豐玉姫大恨之曰、不レ用二吾言一、令二我屈辱一、故自レ今以往、妾奴婢至二君處一者、勿二復放還一、君奴婢至二妾處一、亦勿二復放還一云々、此海陸不二相通一之縁也と有るが如く、其國の眞の狀を被レ見る事を甚く恥ぢて、容易く其人を復し難き事と見えたり、(口訣に、追留、來襲也と云へれども、委しからず、右に引ける古事記などの事こそは來襲にて有りけれ、此は其とは別なるなり)道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無氐とある相率を、御門祭詞に相麻自許理と書せる、其は交りて其群に引き入るる事にて、此の追留之と有るに當れり、天稚彦が天探女と云へる鬼魅に交こられ居て、終に其身を亡ぼすに至れる如き類にて、甚も尊き大神に坐せども、伊弉冊尊一度の御怒に依りて、彼鎭火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟と申させ給へりし御言をさへに、姑くは忘れさせ給へりき、返す〱も恐れ忌み愼しむべき事なりかし、(下なる與疎神邊疎神の所に云へる天探女の事を、此に見合はすべし)○伊弉諸尊拔レ劍云々より次々の次第を、先づ委しく定めて後に、説に及ぶべし、先づ古事記を見るに、此を取二黑御鬘一投棄云云、次に湯津々間櫛引闕而投棄云々と有りて、拔レ劍背揮の事は其次にあり、且後者於二其八雷神一副二千五百之黄泉軍一

令レ追とある是なり、若しも猶得勝ち奉らざりし故に、最後其妹伊邪那美命身自追來焉とある、此れ彼の記の趣にて、其順次甚宜しきを、此には投二黑鬘一、又投二湯津爪櫛一と云ふ次第こそ、彼記に異らざりけれ、千五百之黃泉軍の事なくして、後則伊弉冊尊亦自來追と有るなむ、心行かぬ事なりける、故倩思ふに、此に有の如く追留之と有るは、其男神を引き留めて交こらせ奉らむと爲し計の事なりければ、伊弉諾尊の御方に取りても、然迄には所思看ざりけらし、故逃げ出で給ふ時に、黑鬘を投げ出して其紛れに走り去り給ふ可ければ、此にては拔レ劍背揮と云ふ事は、未だ其には及ばざりし程の事なり、然れども千五百之黃泉軍の傳此には無かりし故に、其文此には入れる者と所見たり、此なむ古事記の賜物には有りける、(其は於二其八雷神一副二千五百之黃泉軍一令レ追、爾拔下所御佩之十拳劍上、而於二後手一、布伎都々逃來、猶追到二黃泉比良坂本一時、取下在二其坂本一桃子三箇上待擊者、悉逃返也と有るを見るに、始めには御劍を拔かして背に揮つゝ出で坐ししを、千五百軍の來るに就て、桃實を擲ち給へるにて、事の次第甚々明らかなる者なり、然るを此に桃實を擲ち給へる傳は、第九一書に在りて此になきは、少か缺けたる傳なり、然れば、此拔劍云々は、下に在るべき文なり、と予が定め云ふも、僻事には非ざるべし)○背揮は、第七一書に、此云二其志理幣提爾布倶一とあり、古事記には後手とあり、其傳六、(二十二丁)に、後手は手を後ざまへ回らして物爲るなり、空穗物語に、志理幣提に縛り云々とあり、と見ゆ、海宮遊行章第四一書に、以二此鉤一與二汝兄一時則稱二貧鉤滅鉤落薄鉤一、言訖以二後手一投棄與レ之、勿下以向授上と有る如く、物を咒ひなど爲るには、向はずして後手にて物爲るは、此大神の故實に依れる者なるべし、今も人に物を授け與ふるに、後手して物爲る事を忌なるは、右等の事共に依れる者なり、(志理は、前に目方なる

反にて、退(シリ)の義なるにや、宇志呂は上退(ウシロ)にて、本、同言と聞えたり、續紀第七詔に、斯理幣能政有倍之と有るを、鈴屋大人の解に「斯理幣は後方なり、神代紀に、背揮云々、齊明天皇御紀に、後方羊蹄此云二斯梨蔽之一と有る、此等は斯理幣てふ語例なり」とあり）布倶は、皇極天皇四年御紀に、運レ手揮(フク)レ劍とあり、記傳六（二十二丁）に「布伎は振なり、古言に、振を布久と云ふ例多し、萬葉に、草の山吹を山振と書きたり、風の吹くと云も振と通ふ、明宮段に、振風比禮と云ふ有り」と有るにて明らけし、同白檮原宮段に、爲レ鉤作打羽擧來人と見え、萬葉二（十八丁）に、朝羽振風社依米、夕羽振浪社來緣など有るを、古今集に、木傳へば、已が羽吹に、散る花を云々、五月待、山郭公、打羽吹き云々など例多し、（揮字を、名義抄に布留布とも、多々久とも、波良布とも、宇恭加須とも訓みて、振字と大凡其訓同じきを、共に布倶と云ふ訓の決に見えざるは、布留と同じければなり）○逃は、上に急走回歸の傳に云へり、古事記に布伎都々逃來とある都々を、記傳六（二十二丁）に「乍なり、此を爲ながら彼をも爲るを云ふ辭なり、且々(カツグ)の約りたるか、雷神と共軍と迫りて追來るを、防ぎ坐す御所爲なり、然れど相向ひて防ぐ時は、得逃がれ給はぬに依りて、逃げながら防ぎ坐す故に、後手に物爲給ふなり」と有るを心得置くべし、古事記建御名方神段に、搔批而投離者即逃去」海宮遊行章第四一書に、兄既窮途無レ所二逃去一など見え、繼體天皇前御紀に、倭彥王遙望二迎兵一懼然失レ色、仍遁二山壑一不レ知レ所レ詣」崇峻天皇前御紀に、萬便弛レ弓挾レ腋、向レ山走去など多し、偖、逃を爾宜と云ふは往消(イニギエ)の意なるべし、其處を去り往きつゝも、其俤を消す如く爲る、是即ち逃と云ふ者なり、（名義抄に、逃字を能賀流とも、佐流とも、保呂夫とも、加久流とも、波斯流とも訓めるをも考へ互して相考ふべくなむ）○黑鬘は、古事記に黑御鬘と

あり、次に化二成蒲陶一と有るを照らし應せて見るに、此は黒き玉をしも多く結束ねたる御鬘になむ有りける、記傳六(十九丁)に「摠て加豆良に三の品あり、葛と、鬘と、髩となり、先づ、葛は葛蔓、五味、忍冬など、凡て蔓草の事なり、(其一)鬘は頭の飾りに懸くる物なり、古書に縵とも、緩とも、鬘とも書けり(其二)髩は和名抄に和名加都良、髪少者所二以被助一其髪一也と有りて、俗に加毛自と云ふ物なり(其三)如レ此様々有れども本は一より轉れる名にて、草の葛より出でたり、俗其葛の本名は都良にて、記中に登許呂豆良、書紀、萬葉に磨左乗逗邏、和名抄に千歳蘽(和名阿末豆良)百部(和名保止豆良)など云ふ此等の都良を、加豆良の略と思ふは、本末違へり、忍冬も、字鏡には須比豆良とあり、(拾遺集雜下に、定めなく成るなる爪の都良見ても、と詠めるは蔓に頬を云ひかけたるなり、今都留と云ふは都良の轉れるなり、弓の弦をも、萬葉に、由豆良と詠めり、馬具の轡を、久都和豆良、籠頭を於母豆良と云ふ都良も、草の蔓よりぞ出でけむ、轡は手綱の事なり)俗、鬘は、或説に一髪面にて髪の面に飾る物の義なる可し一と云へるは、然る言にて、其飾は何に在れ、蔓草を以て頭の飾りに懸くるを髪葛と云ふ、是れ即ち鬘なり、俗、然る鬘に用ふるから、立ち返りて草の葛をも加豆良とは云ふならむ、又、髩も髪を飾る具なれば、鬘と同じ名を負はせつらむ、俗、鬘は上代は男女共に懸けたる物にて、蔓草を用ひし事は、石屋戸段に、眞拆を懸けしを始めて、日影鬘など又必ずしも蔓ならねど、花鬘、菖蒲鬘、御鬘、木綿鬘などあり、(此等も加豆良と云ふ名は、蔓草より出でたるなり、

○今云年中行事祕抄、賀茂祭條に引ける舊記に、葵蘰、楓蘰と云ふ有り、印度にても似たる事あり、華蔓を、華嚴經音義に、梵云二摩羅一と有るは、玉を摩邇と云ふより轉れるにて彼にても玉を飾れりしなるべし、又大般若經音義に、

按華蔓者西國人嚴レ身之具也、梵語云二摩羅一、此譯爲二華蔓一、五天俗法取二草木時花一、量濟成レ彩、以レ線貫穿、結爲二華蔓一、不レ問二貴賤一莊二嚴身首一、以爲二餝好一ともあり）又、絲などを以ても作りしにや、珠を餝る事、天照大御神の御餝に所見たり、御宇氣比段に、於二御鬘一亦纏二持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠一とあり、玉鬘と云へる是なり、穴穗宮御段に押木之玉縵と云ふもあり」（採要）と見えたるが如し、又、其を御紀には一云二立縵一、又云二磐木縵一とあり、又、萬葉四（四十四丁）に、葉根蘰と云へるは、唐棣花（ハネズ）の蘰か、又は蔓草を根こじて葉共に續きたるを、其の任蘰に用ふる謂なるか、考ふべし、此に就て記傳に「蘰字は、此物草にても絲にても造る故に設けたる字にや、縵も本の字義には拘はらで、右の意以て用ふるなるべし」と云はれたり、（今、名義抄は古き字書なるに就て探索るに、縵字に阿美と云ふ訓唯一つ有るは、絲に玉を編みなどして用ふる意なるべし、通證に、按、縵蓋鬘同韻補髮纓絡也、酉陽雜俎、花鬘背重と云へり、蘰字は、名義抄に其訓なきは、右の記傳の說の如くなるべし）又、記傳に「蒲子の成れるに就て思へば、此鬘の狀蒲萄葛に似て玉を垂れたるが、彼の實の成れる形にや似たりけむ、色の黒かりけむも由有るにや」と云はれたる實に然る言なり、右に引ける天照太御神の御鬘に纏持せる、八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠の御形狀に合はせて、想像り奉るべき事になむ有りける、偖こそ黒鬘はしも、黒き玉を絲以て結束ねたる玉鬘なる事は知るべかりけれ、○投（ナゲウテタマフ）、名義抄に擲と同じく那宜須都と訓めり、然れば、古事記に投二棄黒御鬘一と所見たる投棄と、同じく讀むべき所なりけり、那具は、急劇しく物を飛ばすなり、例へば萬葉八（三十三丁）に、多夫手二毛、投越都倍伎は、礫（ツブテ）を投るなり、十三（三十丁）に、投左乃、遠離居而と有るは投ぐる箭（サ）の遠く飛ぶを云ふなり、又（三十四丁）投箭之

所思と有るも、投ぐる箭の速きを云ふなり、十九（十四丁）に、投矢毛知、千尋射和多之と有るは、箭を放つ事を投ぐと云へるなり、和名抄射藝類に、遠射（トホヤゲ）、漢語抄云、射遠、和名登保奈介、今按云、射遠即遠射也と有るなど思ひ合はすべし、（中古の歌に、物の程無き事を、掉投ぐる間と詠めるも、矢の飛ぶ事の急劇しきに譬へたる者なり、言義は、物の飛ぶ事早き時は、其形を見失ふ故に、有無の無に近かるべし）須都を宇都と云ふは古言なり、記傳六（二十丁）に「八千矛神の御歌に、脱棄を奴岐宇氐と詠み給ひ、書紀に吹棄此云二浮枳于都屡一とあり」と云れたるが如し、又其十一（三十八丁）に引かれたる落窪物語に、遂棄てむと云ふ事を淤比宇氐牟と見え、大和物語には布弖都とも云ひ、定家卿歌に「禊する麻の立葉は宿毎に、苅程も無く投宇弖都なり」などもありて、古言なり、（今も出羽國の方言に、物の廢るを宇多流と云ふも、宇都流と同じ、但し須都と云ふも古言なり、寶劍出現章第五一書に、棄尸、此云二須多杯一と有るを以て知るべし）○蒲陶の陶字は萄に同じ、古事記には蒲子と作れり、和名抄に、紫葛、和名衣比加豆良、蒲萄、漢語抄云、衣比加豆良乃美とあり、大同類聚方に、務攞登波云々都囉味乃五十九と、胃藏の形容を譬へたる都囉味は此なるべし、白井宗因が野蒲萄俗云二犬衣比一也と云へる、然るべし、予が淡路などにて、延夫古加豆良と云ふ物にて、佗國にても、深山に甚多きもの是なり、（或說に、蒲萄、蔓草有レ鬚如レ鰕と云へるを、記傳にも書されたれども、予未だ思ひ定めず、和名抄に、芎藥、和名衣比須久須里と云へる例も有ればなり。）偖此は彼の日月の光見ぬ地中の世界なるを、其處に然る物の有りと爲ば、疑ふべき事なれども、此は其泉津醜女を却け給はむ爲に、黑御鬘を投げ棄て給へりしが、伊弉諾大神に然る御心は御在し坐さざれども、彼預二鑄一造天地一之神也と聞ゆる皇產靈大神の靈威

に賴りて、如此く出來まじき地に其物の化り出て、伊弉諾尊を助け奉り給へるなり、尋常の小理を以て、大神の御德を蔑如し奉る可からず、唯傳の任に心得て有るべし、凡て此國土の始めなどの事はしも、如此く國土の成り定まれる後の理屈を以て推究め難き事、本よりして多在りぬべき筈の事なり、若し曲穴の中なる泉中(シタツヤニ)に、然る物の實の生れるを疑はむとならば、黑御鬘の然る物に化成(ナリナ)れるを疑ふべし、如此く疑々爲たらむには、神代の事實も、唯人世の如くにぞ成りぬべき、若し然らむには、何を以て神とは云はむ、亦何を以て人とは云はむ、○醜女見而採噉之は、次の簡にも、醜女亦以拔噉之とあり、斯る妖鬼はしも、此等の事實を合はせ考ふるに、食に糧に其乏しき者なる故に、其伊弉冊大神より追ひ留め奉るべき命を蒙りて、其には赴きながらも食と爲し糧と爲すべき物を見ては、其事を忘れて其を採噉み噉み終る迄は處を得去らぬ物なるから、其間を得て、伊弉諾大神は逃げ延びさせ給へりけむかし、下なる神名に開囓神あり、又、和名抄鬼魅部に、餓鬼は鬼也餞訓與ㇾ飢同、久飢也と云ひ、又、窮鬼（伊岐須太萬）など云ふ名目の傳はれるをも、又考ふべきことなり、（今世に傳かるゝ佛菩薩など云ふ者は、師說の如く、中古の僧法師共が作出でたる有名無實の者なるを、右の如き鬼物の、人の祭を請むとて、寺々の本尊家々の持佛と云ふ物の、其靈を著くる所として蔓り居るが、彼等も其食糧の欲しさに、然る無益き事をば爲居るなり、此事、古今妖魅考などに委しければ今云はず）○採噉之は古事記には摭食と有り、其投げ棄て給へる御鬘の、玉の化れるなれば、其所に落ち散りぼひけむ、故に摭ひ食の方宜しきに似たれども、此も紫葛の生れるならず、其子の化れりしなるを思ふに、此の採ゑ摭ひ採る事と見て叶ふ可し．萬葉五（八丁）に、宇利波米婆、胡藤母意母保由．久利波米婆、麻斯提斯農波由、十四（二三

十丁）に武藝波武古宇馬能」又（二十九丁）に、波流能野爾、久佐波牟古麻能、又十六（二十丁）に、作有流小田乎喫鳥」又、飯喫騰、味母不在又（二十七丁）に吾門之榎實毛利喫」又、伊勢物語（十四段）に「夜も明ば狐に食なで云云、蜻蛉日記中巾（十七丁）に、「夢に云く口縄歩きて肝を食む」堀川百首に、角牙る芦の若葉を食む駒の、荒るゝには見るや難波江の人、夫木卅七に「冬の来て食む物も無き牛の子の、瘦せ行く頃の里の寂しき」など詠み、名義抄には、喫をも、嚼をも、咀をも、噬をも、波武と訓めるを、如何してか噉字見えず（通證に、觀音經義疏云、有噉精氣鬼とあり、）倍、右の字共の中に、嚼又噬などは、加牟とも云ふ字なり、然らば、波武と加牟とは同じきかと云ふに、加牟は、齒して物を碎き熟す間を云ひて狭きを波武と云ふ時は、口に入るより内に收まる迄に亙る言なれば、廣かり、然れば、加牟は口屯にて、波武は腹屯などにても有るべし、字鏡に、咀を波牟と有り）〇投湯津爪櫛、古事記には、先なるは刺左之御美豆良と有りて、此なるを亦刺其右之御美豆良之湯津津間櫛引闕而投棄とあり、此に依りて右方なる事知らる、又、此の投も、右の引闕而投棄と有るにて心得べし、櫛齒を碎き折て投げ散らし給へるなる可き事、此物の筍と成れるを以て想ふべし、記傳六（二十一丁）に「前には男柱を取闕と有るを、此には唯だ引闕と有れば、凡ての齒の中を引闕き給ふなり」と有るが如し、（通證に、化成筍者以櫛或用竹也と有るは、拙き説なり、若し然らば、先の蒲萄も、蒲萄の化成ると云はむか、笑ふべし）〇化成筍は海宮遊行章第一一書にも、鹽土老翁即以嚢中玄櫛投地則化成五百箇竹林と有る、此は筍には非ず、大目麁籠に造るべき竹と化成るなれども、此の例なり、（又、中臣壽詞に、玉乃玉櫛遣事依奉旦、此玉櫛遣刺立氐、自夕日至朝日照萬氐、大都詔戸乃太詔刀言遣以氐告

禮、如此告波、麻知波弱韮仁、由都五百箇生出牟と有る、此玉櫛は借字にて、太玉串の事なれども、似たる事なり、委しくは已に中臣壽詞講義に云へりき）記傳六（二十一丁）に、「笋は、字鏡に、筍、笋、太加牟奈、和名抄にも、筍亦作笋、和名太加無奈とあり、名の意は竹芽菜なり、菜は食に添へて喰ふ物の凡の名なり、斯れば、笋も菜に爲る時の名を太加牟奈と云ひ、唯には竹子と云ふ故に、歌には多く竹子と詠めり、此は拔食と有れば菜なり」と云はれたる、此說にて明らけし、○此間に應に脫文有るべきなり、其は下に云へるが如く、古事記には、此に、且後者於其八雷神副千五百之黃泉軍令追、爾拔所御佩之十握劒、於後手布伎都々逃來、猶追到黃泉比良坂之坂本時、取在其坂本桃子三箇待擊者、悉逃返也云々、其後其妹身自追來焉と有るに、此には於其八雷神副千五百之黃泉軍令追の文無くして、後則伊奘冉尊亦自來追と有れども、古事記の趣なむ、尤々しく聞えたりける、先に醜女を以て追留め奉りしかども、御鬘を投げ給ひ、御櫛を投げ給へる其度々に、奇異なる事共の出で來りて、抑へ留められざりしかば、伊奘冉尊の御方にても、堪へ難く所思し成りて、終に黃泉軍を起して、其醜女に令從たる者なりけり、（此を以て、上なる拔劒背揮の下に云へるが如く、其文の上に在るは誤なり、其は追留之と云ふは、其國に引き留めて、交こらせ奉らせむと爲し耳なる次々に事の重く成るに從ひて軍を起すにも至り、又其防ぎにも劒を拔かして後手に打振などもし爲しつ可き勢なるを知るべし）其時、已に顯國との堺なる泉津平坂に逃げ延び給ひければ、彼の伊賦夜坂なる桃實を取りて擲ち給へるは、此の事實に定に然有るべき事なるを、此には漏らされたり、但し此と相照らし見るべき爲に、皆がら第九一書に其傳を收められたるか、何にも爲よ、甚く事略ぎたる文なり、偖、千五百之黃泉軍を以て令追

たるに、桃實を擲ち給へるに引續きて、其枝を投げ給へりければ、其處に岐神成り居て拂却け給へれば、彼の八雷神の輩は、其塲を越えて顯國の方に出づる事能はざりければ、此を以て伊弉諾尊の躬自追ひ來坐せるなり、此を以て、此に脫文ありとは云ふなり、(古史成文にも、此紀の任に文を成して、千五百之黄泉軍を擧げられざるは、其麁漏なる事なり、凡て黄泉國の件々多く違へる節々あり、其心して見るべし)其千五百之黄泉軍と云ふは、其黄泉國の軍士の有りの悉くを云ふなり、彼の黄泉神たる泉津醜女八人を軍將として、有らゆる其群なる鬼魅をしも、軍士と成して追ひ迫り奉れるなり、第九一書に、是時雷等皆起追來と云へる是なり、又其文を受けて、此用㆑桃避㆑鬼之緣也と有るを以て、彼八雷神と云ふも、八鬼神と云ふに同じく、又、其泉津醜女なる事を明らむべし、偖、右に云へる如く、鬼神等を軍と云へるは、伊弉諾大神と令㆑戰奉らむ料に其兵器を與へ、令齎給へりし故の稱とこそは所思えたれ、大神は其に打ち勝ち給はむなどの御心は坐さゞりければ、如何にも其塲を外して逃げ退き給はむ御心構なる故に、向ひてこそは戰ひ給はざりけれ、爾拔㆓所御佩十拳劍㆒、而於㆓後手㆒布伎都々逃來と有るを以て、彼も戎器を持有りし事を曉るべし、偖、千五百は唯其數の多きを大凡に云ふ言なり、千五百の五は數の五には非ず、彌なる由、已に上なる五百箇磐石の下に註せるが如し、(然らば、伊の言を千の上に置くべきを、中に挾みたるは、上下に通はせるなるにて、彌千彌百と云ふ事にて、如此く見る時は古書に千五百と有る言の意、甚明らけきなり)○後を、古事記に最後と見えたる、其如く讀まま欲しき所なり、伊夜波氐とは、竟而々々其後と云ふ事なれば、上より次々云々の事有りて、其終なればなり、記傳六(二十九丁)に、最後は、白檮原宮段に伊夜佐岐陀氐流とある大御歌に依りて、伊夜波氐と訓むべし、

彼の前詞に、知レ立ニ於最前一とあり、拾芥抄人名字の中に、最を彌の下に出だせり、大穴牟遅神段にも、最後之來と有り一（採要）と有る、此最の言を此に讀み添ふる時は、憐に聞ゆめり、後は物の終を云ひて、船などに泊と云ふも同じ意なり、（萬葉に、盡とも、竟とも極とも書けるを以て、波氏と云ふ義を知るべし、故、思ふに、波氏は端竟などの意にぞ有らむかし、）○白に、古事記の此に身白と有るを、記傳に美々豆加良と訓まれたるに從ふべし、常に自字一をも然訓み、第十一書　又、神武天皇御紀などには、親字を書かれたり、偕、美豆加良は身附有なり、於能豆加良は己附有なり、氏豆加良は手附有なり、久知豆加良は口附有なり、身にも、己にも、手にも、口にも、附きて離れざる謂ひなるべし、自字充當れり、與理と訓むも寄にて、附に近き言なり、偕、美々豆加良と訓めるは御身白なり、（然れば美豆加良の加良は、親を宇加良、族を夜加良、輩を友賀良など云ふ加良とは同じからず、）追來は、古事記に追來爲と有るを、追伊傳麻志伎と訓まれたるに從ふべし、此事、上に云へり、○是時伊弉諾尊已到ニ泉津平坂一は、上に說ける如し、千五百之黃泉軍の逃げ返れる後に追來坐せるなれば、伊弉冊尊は甚く後れさせ給へりけむを、絕妻之誓を建て給はむ爲に、泉津平坂に待たせ御在し坐しゝ也、已にも云へる如く、未だ顯國と泉中との界立たずて有りしかば、此時の事に徵し給ひける故に、今は彼此の差別を立て給はむと所思し成りぬるにて、事の如此く迫れるなむ、已む事を得ざる事なりけるが、是ぞ寔に世の有り狀の定まれる時の至れるには有りける、（二神の御上に取りては、御哀しみも有り、御怒も有り、御爭も有りて、實に常夜行く闇如す事なりけめども、人情世態の起り、必ず此如く事の成り行くに依りて出來初めて、共に就て又種々の事共の起れるなれば、善き世教を神の成し置き給へる者なり）此文、次なる一

云より以下、至二泉津平坂一以上三十九字を隔てゝ、故便以二千人所引磐石一云々へ續くなり、古事記に、最後其妹伊邪那美命身自追來焉、爾千引石引二塞其黄泉比良坂一と有るを校べ見て知るべし、○泉津平坂、第七ノ一書に、此云二余母都比羅佐可一と註され、鎭火祭詞には與美津枚坂とあり、偖、崇神天皇十年御紀に、山背平坂と有るを古事記に幣良坂と有り、幣良は平にて、平坦なる坂路を云ふ物から、神名にも奧津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神と有る、辨羅も同じく共に邊在の心なるべきを以て思ふに、泉津平坂は泉津邊在坂にて、其國の奧まりたる隈處に在るに對へて、其邊に在る坂と云ふ事なれば、地中迄は遠く至らずして、實に顯國との堺なる事、古事記に所レ塞二其黄泉坂一之石者云々謂二塞坐黄泉戸大神一と有るにて灼然し、(今も疊を縁と云ふを本にて、凡て物の側或は端なる所を閇理と云へるを考ふべし、偖、幣良を比良と云ふは、海邊を宇那倍と云ふべきに、古く宇那毘と通はし云へるに同じ)又字の如く平の意は本より離れざるなり、其は此なると所在は異なれども、出雲風土記に、出雲郡宇賀郷、北海濱有レ磯、名二腦磯一、自レ磯西方有二窟戸一、高廣各六尺許、窟内在レ穴、人不レ得レ入、不レ知二深淺一也、夢至二此磯窟之邊一者必死、故俗人自レ古至レ今號云二黄泉之坂、黄泉之穴一也と有るを以て見るに、其窟戸の内を黄泉之坂と云ひ、其奧まりたる穴を黄泉之穴と云へるなり、此を以て、平坂は顯國の堺にて、彼の國の邊なるは本よりにて、其穴に至る迄の平坦なる處を云ふと知るべし(上に引ける山背平坂も平坦なる謂なり、和名抄郷名に、山城國久世郡那羅とある地是なり、今も物を平準に爲るを、那良須と云へるなど、思ひ合はせて曉りねかし)然れども、此に心得べき事あり、鎭火祭詞に、吾波下津國手所知牟止申氐石隱給氐、與美津枚坂爾至坐氐所思食久と有るは、兼が日にも石隱れ御在し坐して其より程を經て枚坂に

至り坐しゝ趣に見ゆれども、石隱給ひは、行き着き給ふ迄の始終に亙る大綱の文なり、與美津枚坂は其事の有りしを云はむとての文なれば、少しも拘らざるなり、其は左まれ右まれ、右に引ける古事記の文を見ては、泉津平坂は黃泉門にて、顯國との堺なる事、決き者なりかし、然れば、其入口を黃泉門と云ひ、入立つ處を泉津平坂とも、黃泉之坂とも云ひ、其より穴に至りて眞下りに下る處なむ、黃泉之穴なりける、(但し風土記なる右の黃泉之坂、黃泉之穴はしも二神の往來ひ坐せるにては非ず、此時のは次に云ふべし、彼國はしも、地胎に在る國にし有れば、蜂巢の如く幾許も有りぬ可きを、風土記には遂に一つ傳はれるにこそ)倩、古事記に、故其所謂黃泉比良坂者、今謂ニ出雲國之伊賦夜坂一也と有るは、其所在を傳へたる古說なり、平坂は其坂中にぞ有りけむを、伊弉諾大神の磐石以て塞へ給へりし故に其穴は直ちに幽に入りて、顯には所見ざる事と成れりし者なり、記傳六(三十五丁)に、神名帳に、出雲國意宇郡揖夜神社あり、風土記に伊布夜社と云る是なり、齊明天皇御紀に、五年云々、是歲命ニ出雲國造一、修ニ嚴神之宮一云々狗嚙ニ置死人手臂於言屋社一と有りて、分註に、言屋此云ニ伊浮瑘一、天子崩兆と有りて、此社に崩御の兆の有りけむ事此段と思ひ合はすべし、(中略)倩、此伊賦夜坂の黃泉比良坂なる事は、當時伊邪那岐神の黃泉より還り給ふ時、此地にぞ出給ひけむ一と有るは然る言なり、又、黃泉軍の所に、到ニ黃泉比良坂之坂本一時、取下在ニ其坂本一桃子三箇上待擊とある、坂本は其平坂の入口なる所なれば、其は顯國にて、此伊賦夜坂なる事、云ふも更なり、(其は、山本と云ふは、山の麓なる里を云ひて、山には非ざるを以て、坂本も其と同じきを思ふべし、然れば、右の伊賦夜坂には、其平坂なりし蹟ぞ有りけむを、已く神代より幽ろひたる者なり)若て思ふに、伊賦夜は言却(イフヤリ)なるべし、其は此處なる泉津平坂

にして、女神に言ひ勝ち給へりし事は、次に所見たる伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言二如此一者吾當レ縊二殺汝所レ治國民日將千頭一、伊弉諾尊乃報レ之曰、愛也吾妹、言二如此一者、吾則當レ産二日將千五百頭一、因曰、自レ此莫レ過、即投二其杖一、是謂二岐神一也と有るにて、御心足らひに言却（イヒヤ）り給へる事見え、又第十一書に、因將二出返一于時不二直默一、歸而盟之曰二族離一、又曰レ不レ負二於族一、乃所レ唾之神號曰二速玉之男一、次掃之神號二泉津事解之男一、凡二神矣と有る、此を彼國にての事と思ふは、文の簡易なるを得知らぬ僻說なり、出返と云ふは、黄泉坂より此伊賦夜坂に出で給へるにて、此にても、飽くまで族に負けじと言ひ勝ち給へるを見るべし、言却（イヒヤリ）と今云ふ證は、御門祭詞に、云々登云神乃言武悪事爾、相麻自許利、相口會賜事無久云々、待防（マチフセギ）掃却（ハラヒヤリ）言排（イヒソケ）坐氐と有るを取りて云ふなり、（通證に坂頂有二熊野權現社一、相傳、所レ祭與二紀伊國熊野本宮一同、齊明天皇御紀所謂言屋社、神名式揖夜神社是也と云へるも、右の第十一書に就て由有りけなり）伊賦夜坂の所在はしも、風土記に、餘戸里、郡家正東六里二百六十歩とある里にて、和名抄にては、郷に成りて筑陽郷と云へるが、今も餘戸里と云ふに、式なる揖夜神社立たせ御在し坐すと云へり、風土記に、筑陽川源出二郡家正東一十里一百步荻山一云々と有れば、郡家の正東六七里より十里計にある郷なり、已に引ける度會延經說に、三代實錄、出雲國陽坐予志去日女命、疑陽上脫二筑字一、即神名式所謂意宇郡筑陽神社、而列二之揖夜神社後一、則志去日女謂二醜女一也明矣と云へるなど皆此に據ある事なり、彼此考へ合はすべし。（然れども、予未だ其地に行き見ずして、唯書典に出でたる上を論ひ云へるなれば、國人猶ほ能く考へ定めて記し續ぐべし）○一云云に、已至二泉津平坂一には異說の如くなれども然に非ず、此を上文に書き續けて、亦以拔噉之、噉了更追、伊弉諾尊乃向二大樹一、放尿云々と列ね見る

に、其條理甚だ明らけし、然れば、此文は上に引きて論へる於㆓其八雷神㆒副㆓千五百之黄泉軍㆒令㆑追とある其の道行き振の事なりけり、（平田翁の古史徴に此文を引きて、「予は信難く所思る傳なれば採らず」と云はれたり、實に然る事と予も先には思へりしかども、其は甚惡かりき）然れば、姑く後則伊奘諾尊亦自來追の上に置きて心得べし、舊事紀には、古事記の文と此とを合せて、且後於㆓其八雷神㆒副㆓千五百之黄泉軍㆒令㆑追、爾抜㆓所御佩十握劍㆒、而於㆓後手㆒布伎都々逃走矣、伊奘諾尊乃向㆓大樹㆒放屎、此即化㆓成巨川㆒、泉津日狭女將㆑渡㆓其水㆒矣、伊奘諾尊逃到㆓黄泉平坂㆒、則立㆓隠桃樹㆒云々と有るは、古傳の任にこそは非ね、其次序は應に如此有るべき者なりかし、○大樹の泉中に在るは心得ぬ事なり、上に蒲陶成り、筍成りなど爲しは、固有して彼國の物に非ず、此顯國なる物の化成れりしなれば、其は格別の事なるを、此の大樹は其とは別にして、本より立てる狀なるは異しむべき事なり、然れども、海宮遊行章に井上有㆓一湯津杜樹㆒、枝葉扶疏と有るなどは、大海の千尋の底なる世界なるに、井の有るも怪しく木の生ひたるも亦異しき事ならずや、然れども、神の幽鄕(カクレグニ)の事はしも、萬に顯世の規矩を以ては定め難き事多在り、然れば、此大樹なども、顯國の木とは其種異ならめども、木は木にて有りし者なりけり、神武天皇御紀に、初孔舍衛之戰、有㆑人隠㆓於大樹㆒、而得㆑免㆑難とあり、偕此に向㆓大樹㆒とは、盾と成して向ひ御在し坐ししなるべし、（纂疏に、向㆓大樹㆒謂㆑庇㆓蔭其身㆒也とある御說、實に然る事と所思ゆ）○向は身往合(ムカフ)なり、我より身を寄せて、彼に立しく合ふを云ふなり、身(ミ)を牟(ム)と云ふ例は、第八ノ一書身中(ムクロ)の傳に云ふべし、○放屎、第七ノ一書に、屎此云㆓愈磨理㆒と註されたり、第四ノ一書に、次に小便化㆓爲神㆒と有るは、其は神の成り坐せる傳なるを、此には其水の成れるなり、傳七に註せり（字彙に、屎同㆑尿

と有れば、是に同じ、倍、口訣に、見ㇾ鬼向面放ㇾ屎古之禁方也と有るに、傳へたる古說有りての事か〔〇巨川は大川なり、地下に幾條も伏流有るは、此に依れるなるべし、大和國吉野郡なる窪窟など、人も多く入り見る所なるに、奥に灑落ち流るゝ大川有りと云へり、又、仁田忠常が入りたる富士の人穴の中にも、大なる川有りし由、彼が物語り云へりしなど、伏流有るを云ふなり、〔予幼き時見たりし或書に、丹後國田邊に坂根某と云ふ醫あり、彼人老いて死期に云ひけるは、壯年の頃由良川に釣しけるに、大なる鰻を釣り上げたりしが、水際迄引き寄せたるを、如何にしてか、棹共に水底に引き込まれたりしかども、水練をも兼ねて知りたる事なれば、何方迄もと留行くに、其鰻這入る計の穴に入りにけり、其よりは鰻の事は忘れて、其奥を見むと思ふ心出來て、入り以て行くに、餘りに闇くも非ざるが上に、廣くて宜き道なりければ、知らず〳〵も二里許もや來りけむと思ふ頃、其所に大なる川あり、向方を見れば、嚴めしく莊へる大なる門有りければ、又入り見むと思ふ心に成りて、川を渡らむと爲る程こそ有りけれ、若き官女の如き美はしき人出で來て云ひけるは、汝は何故に此には來つるぞ、速く歸るべし、又此にて見たる事を人に語らば、汝は忽ちに身罷るべしと、其貴女の宣へるが恐ろしくて、七十の今迄は人に語らざりつる事なれども、予が命旦夕に迫れる上は、云ふとも何かは苦しからむ、と云ひ置きて身亡りけるとぞ、大旨富士の人穴にて、仁田忠常が神に禁しめられしに同じ、予は餘りに奇談は好まざる生質にて、著述などにも成りたけ省く事なれども、此事は地中に伏流有る此の巨川の證に引くなり、然れども、今此細註を書く迄は思ひ出しも爲ざりし事なれば、其書目を忘れたり、但し板本にて有りしと思ふ〕〇其水に、其川と云はむが如し、例は神武天皇御紀に、至二吉野一時云々、及二縁ㇾ水西行一とある水

は、吉野川を云ふなり、景行天皇十二年御紀に、卜於水上、雄略天皇四年御紀に、至來目水など、水を加波と訓める例なり、（神功皇后五十二年御紀に、水源を加波宇那加美と訓めるは、加波加美なるべし、名義抄にも、水字を加波とあり）○將渡は、歩み渡り爲むと爲て、躊躇ひ居しなり、其間に、泉津平坂には逃げ延び給へるなり、○間を阿比陀と訓める、間時の義なり、萬葉四（二十四丁）に、間無布吾戀流者、十一（九丁）に烏玉、間開乍、又（三十五丁）間文置吾不念君、又（三十六丁）間無、吾念君者、又、間無、我戀良久乎、又（三十九丁）茹草之、束之間毛、十二（二丁）に、今日間繼暮鴨、又、戀間、年經乍、又（二十丁）無間思乎如何、又（二十二丁）間文置而吾不念國、十四（三十五丁）に、許能美知乃安比太、十五（三十九丁）に、安比太之麻思於家、十七（三十八丁）に、余能安比太母、都夜底民仁許武、又（四十五丁）惠麻比都追、和多流安比太爾などあり、陀は時なりと云ふは、阿志多は且時、又、幾時を伊久陀と云ふに同じ、（又、萬葉には、間を保杼とも、比麻とも、麻とも用ひたる、猶ありと雖も、其意違はざるべし、萬葉十一（十二丁）に、大船、眞檝繁拔、榜間と有るは其例にて、八（三十四丁）に、待君登、伊往遠程爾、と有る程と同じ用ひ樣なる所なるを思ふべし、倚、保杼とは經時と云ふ事にて、時の立つを云ふなり、（然れば、阿比陀とは異なる意にも見ゆれども、彼と此との阿比陀も時の移る間を云へれば、同意なるなり）

故便以千人所引磐石塞其坂路、與伊弉冊尊相向而立。遂建絶妻之

誓時。伊弉冉尊曰。愛也吾夫君。言如此者。吾當縊殺汝所治國民日將千頭。伊弉諾尊乃報之曰。愛也吾妹。言如此者。吾則當產日將千五百頭。因曰。自此莫過。卽投其杖。是謂岐神也。又投其帶。是謂長道磐神。又投其衣。是謂煩神。又投其褌。是謂開囓神。又投其履。是謂千敷神。其於泉津平坂所塞磐石。是謂泉門塞大神也。亦名道返大神矣。或所謂泉津平坂者。不復別有處所。但臨死氣絶之際是之謂歟。

便以千人所引磐石、名義抄に引けるも字の如きを、和名抄に、日本紀云、千人可引磐石（和名知比木乃以之）と見えたれば、當昔右の所引を可引に作れる本も有りしなりけり、萬葉四（五十二丁）に、吾戀者千引乃石乎、七許、頸二將繫母、神之諸伏とある、此等に依りて、知毘伎能伊波と訓むべし、（記傳に、千引石は知毘伎伊波と訓むべし、知毘伎能と訓まぬぞ古言の格なる）と有れども、名義抄、和名抄、共に乃と有れば、容易く改め難かり）纂疏に、千人所引磐石、謂石之大也と見ゆ、倍、古事記に、五百引石取塞其室戸とも、千引石塞手末とも有るは、靈異記上（八丁）に、亦取百餘人引、塞於水門と有るも、百引石と訓むべくして、各其磐石の大にして、其斤量の重きを、知らせたる文なり、又靈異記に、復指五百人引不動、故知彼力過五百人など有が如く、力を以て物の重さを量る古の

法を知らざれば解くべからざる事共なり、然れば、義を以て千引に千人所引と書かれたるは、其字の如く千人して取りて引き動かしつべき程の大磐石と云ふ義なる者なり、古事記に引塞とも、取塞とも有るを考へ合はすべし、齊明天皇二年御紀に、載石上山石、順流控引於宮東山と有るは、石に控引(ヒキク)と云へるなり、(但し古事記、萬葉、共に石字を書き、名義抄、和名抄、共に伊志と訓みたれども、此は必ず伊波と訓むべきなり、上なる五百箇磐石の傳を見て知るべし、)○塞其坂路は、上に伊弉諾尊已到泉津平坂と有るを承けたるにて、古事記に、西千引石引塞其黃泉比良坂と有る是にて、顯國と黃泉との堺なり、此意を得て思ふに、坂路は坂合路(サカヒヂ)となるべし、古へ國郡の境を建てらるるに、坂を以て界とし給へるが故に、姓氏錄(攝津國皇別)に、坂合部連、大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連と有るが如く、境に坂合(サカヒ)の字を書く事常なり、然れば、此に泉津平坂と伊賦夜坂との坂合にて、其穴の入口なる者なり、萬葉六(二十丁)に、大王之、界賜跡、山守居と有る界も、此よりは我地と卜ひたる山なり、(此より轉りて、必ず坂と坂との合ひたる境ならねども、其界(カギリ)を分けたるを何れも堺と云ふ事又常なり、臨時祭式行幸時祭に堺祭と云ふ有り、又蕃客送堺神祭云々、右蕃客入朝迎畿內堺、祭却送神とある堺神も、此事に成り坐せる神等なる事、已に道饗祭詞講義に註せるを見て知るべし)坂路は又佐加傳(サカヂ)とも訓むべし、萬葉十三(四丁)に、鳥網張、坂手乎過と有るは、神名式に、大和國十市郡坂門神社ある其にて、此は地名には有れども、元其坂路に依れるならむを、又如此く坂門と書ける、門は水門海門などの門にて、內より外に出づる所を云へるなれば、坂門も其意なるべし、下に、其於泉津平坂所塞磐石、是謂泉門塞大神とある、泉門即ち此の坂路に當るを思ふに、此は泉

泉平坂の坂合門(サカアヒト)なる者なりかし、（常には道の事を、萬葉に、道之長手と云ひ、又、縄手、又、道の行手なども云へればば、傳なるも其心耳なめりと思ひしを、此は門の轉にてぞ有りける）○塞は、古事記に、千引石引ニ塞其黄泉比良一と見え、又、下には、五百引石取ニ塞其室戸一と有る塞と同じく、佐閇氏と訓むべし、記傳に「佐閇は令レ障(サハラ)なり」とあり、神功皇后御紀に、大磐塞レ之不レ得レ穿レ溝と有るも、磐の塞れる例なり、（今本に、布佐賀理氏と訓むも、其も悪からねども、猶此も佐夜理氏と訓むべし、偖、石の引塞、又、取塞の引も取も、千引と云ひ、五百引と云ふ如くに、人の手して物為る由なり）私記に、塞ニ其坂路一を、是謂ニ中國與ニ黄泉一不レ得ニ相通一之始上也と有り、記傳六（二十九丁）に、「如是為て追來坐せる女神を塞ぎ留め奉り給ふなり」と有る、此時に別處を度し給へるより、彼國と此國の相通はず成れりしなり、下なる泉門塞大神の傳を見て知るべし、○相向而立は、瑞珠盟約章第一ノ一書に、相對而立誓曰云々と有るに同じ所なり、偖、此は古事記に、其石置レ中、各對立而と有るを、此には文を切りたる者也、武烈天皇前御紀に太子放ニ影媛袖一移廻向前立(タチ)云々とも見ゆ、記傳六（二十九丁）に「各對立而は、阿比牟佐多々志氏と訓むべし、萬葉八（三十二丁）に、天漢、相向立而、又、伊奈牟之呂、河向立など有り」と有るに依りて、姑く而立を上下に置き替へて訓む心に在るべし、然らざれば尋常の漢讀の状になりて卑しげなり、（石の千人所引磐石を中に置き隔てゝ、兩方に立ち合ひ給へるなり、古事記御宇氣比段に、各中ニ置天安河一而宇氣布と有る事の状をも思ふべし）○絶妻之誓、第七ノ一書に、此云ニ許等度一と註されたり、偖、此は義を以て書かれたる字なり、古事記には度ニ事戸一とあり其は借字なれば義に預からず、若し許等度と云ふ言義は、別處と云ふ事にて、顯國と黄泉と相通ふ事を斷ちて、別處と為すなり、

其始、鎭火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知牟止申氐石隱給氐云々と有れども、其時は女神より然申させ給ふ事の有りし耳にて、男神の諾ひ許し給へるにも非ざりし故に、黄泉國迄も追ひ往き坐して吾與レ汝所作之國未二作竟一故可レ還と言ひ入りて、已に往見坐せるに、實に不須也凶目醜めき汚穢き國なりければ、逃げ返り坐しつるに、女神の御怒坐して、如此く追ひ奉らせ給へるに依りて、殊に族離れ(ウカノサカ)と所思す御心も出來、又長く其國の事解(コトサケ)てむと、一向に所思し成りて、先の女神の御言に對へて、汝は下津國を所知せ、吾は上津國を所知むと云ふ事を、言箭(コトズクナ)に別處を度すと詔り給へるにて、古事記御宇氣比段に、是後所生云々、故自吾子也、先所生云々、故乃汝子也、如此詔別也とある詔別に同じく、其卽ち族離るゝにてあり、御妹妹の御睦でも解けたるなれば、許等度と云ふには、猶、絶妻之誓の字にても義を盡せりとは云ふべからざる者なり、(記傳に、書紀一書に、伊奘諾尊盟之曰、族離、又曰不レ負二於族一と有る、是事戸の御辭にや、倚、次に次掃之神號二泉津事解之男一と有を思ふに、事戸は事解言の約れるにもや有らむ」と有るは、此は右に引ける鎭火祭詞の結なる事を、思ひ漏らされたるなり、舊事紀には記紀の二文を相聯ね合せて、建二絶妻之誓一渡二其事戸一と有るは、拙き事にて、彼紀の例、此をも捨てず、彼をも捨てず物爲るなり、然るを、彼紀を據として或痴者妄説を作り云へるも有れども、取るにも足らざる事なれば、今云ひ辯ふるに及ばず、又、事戸の戸を、男女の陰なりと云ふ如きは、殊に幼稚し)○建は、私記に、問何故建爲レ度哉、答、案二古事記一曰レ度二事戸一故、今尋二彼文一而讀レ之、度者猶如二言度(イヒワタス)一、言絶二斷夫妻之交一也、古本云二古止々多知支一、但、先師依二古事記一也と有れば、中古に古事記に依りて、建を度の如く讀めりし者なりけり、記傳六(二十九丁)にも、右の説を引きて、

今俗言に、人に受け持たしむべき事を言ひ附くるを、申し渡すと云ふ、能く似たり」と云はれたる、實に然る事なれども、又、岐を字の如く訓むも悪からじか、然るに、泉津平坂を境と定めて、此より上津國、下津國と別々に爲るを、別處と云ふなれば、其境を定むるを岐とは云へるなり、然れば、古事記なるは、言ひ度す意にて、此の凡ての御言に係り、此の岐つるは、其磐石の塞て別處に爲るを云ふなり、斯れば、度と岐とは各別なる義なるを、此を一つに訓むは、強事なるべし、(萬葉十九に、玉桙之、道爾出立、往吾者、君之事跡乎、負而之將去と有るを引きて、記傳に、此歌、家持卿越中國より京に上る時、餞せし人に報へし別の歌なれば、此も事跡とは離別の辭を云ひて、其を忘れず心に持ちて行かむと詠めるにや」と有るは然る言なれども、事跡も此の如くなるか、君之事跡とは我より先の人を別處と云へるにて、別るゝ君が處を負持ちて行かむと云ふが歌の興なるなり、詞書に門前之林中預設二餞饌之宴一と有るを以て考ふべし、但し上代には、此の故事より引きて、離別の辭を事跡と云ひけむ事、云ふも更なり)〇愛也は、記傳に、愛を宇都久斯伎と訓まれたるに從ふべし、宇流波斯と讀む事は、上に云へり、齊明天皇四年御紀、大御歌に、于都俱之枳、阿餓倭柯枳古弘と見え、萬葉五(七丁)に、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、二十(三十二丁)に、有都久之波々爾、又(三十九丁)宇都久之氣、麻古我氐波奈禮、又(四十丁及四十一丁)宇都久之美などあり、又、愛字を宇流波斯と訓める外に、宇都久斯と訓みたるも多在り、一三に、愛人纏而師、四に、獨行君乎愛見、又、八十伴雄與出去之、愛夫者、又、愛寵、吾念情、十一に、山陽、愛妹、隔有鴨、又、愛妻、思篇來師、十九に、愛吾妻離濟などの愛を、皆宇都久斯と訓みたり」故、其宇都久斯は、伊都久斯に同じくして懇切に傳く意なるべし、萬葉七(二十五

丁）に、伊波比𡢳と云ひ、九（三十四丁）に、錦綾之、中爾乗有、齋兒毛（イハヒコモ）と有るなどを合せて考ふ可きなり、又、源氏物語に、伊都久斯伎と云ふ語有るを、註に寵字を當てたるも、此に宇都久斯伎に愛字を書かれたるも、相通ひて同じきを、名義抄に、寵を宇都久斯牟と讀みたる以て其同言なるを知るべし、（神を伊都久と云ふは、神に傳く意にて、其れ此の語の本なるが、萬葉五に、虚見通倭國者、皇神能、伊都久志吉國と有るも、皇神の時傳く國と云ふ事なり、然れば、宇都久斯には愛字充當れり、然りと雖も、宇流波斯にも愛字を書く時は、語に其差異無きが如くなれども、二つ共に語の本より說き分けて見る時は上に云へる如く、宇流波斯は得愛（ウルハシ）、宇都久斯は齋爲（イツクシ）にて、同じからざるなり。能々味ふべし）○言二如此一者は、古事記には爲二如此一者と有りて、其は千引石を中に置きて、引き塞え給ふ御所爲に係るは、此は男神の詔り給へる御言を承（ウ）けて言二如此一者と宣へるならむを、此には其承けたる御言見えず、右の建二絶妻之誓一は、字の趣は然る事なれども、言義を以て云ふ時は、磐以て其坂路を塞えて、別處を建て給へる由にて、此は鎭火祭詞の結なる事、右に云へる如くなれども、其は本より女神の御心にて有れば、言二如此一者と云ふ程の事にては非ざる可きが如くなれども、然男神の御方より、族離れと言ひ度し給へるを、今更の如く思ほし成りて、言二如此一者云々と宣へる者なるなり、（古事記に度二事戸一とあるは、其言ひ度し給ふ時に、御言有し趣なるを、此に建と有るは、右の度とは同義ならざる事、右に云へるが如くなれば、言二如此一者に係け合はざる者なり）記傳六（三十丁）に、盟之曰族離又曰レ不レ負二於族一云々、此事戸の御辭にや」と云れたる、實に然る言なり、然らば此に右文必ず有るべきを、然らぬは建二絶妻之誓一と字に見はして、其事は下なる第十一書に盟之曰と有る所へ讓られたる者なりけり、其文

に不ニ直默歸ニ而盟之曰ニ族離ニ曰レ不レ負ニ於族一、乃所レ唾之神、號曰ニ速玉之男一、次掃之神、號ニ泉津事解之男一、凡二神矣とある、此族離を男神に附けて、族波那禮武と訓み來る事なれども、其にては泉津事解之男神に相叶はず、族佐加禮と言ひ渡し給へるなむ、泉津事解と云ふ事なりければ、予は然訓みつ、萬葉二(二十三丁)に天皇崩時、婦人作歌に、離居而、朝嘆君、放居而吾戀君と見え、四(三十四丁)に大伴坂上郎女怨恨歌に、千磐破、神哉將離、空蟬乃、人識禁良武など有るが如く、生きたる死にたるを云はず、夫婦の別るゝ事を、佐加流と云ふ事常なり、此を以て女神には彼國に放り坐せと仰せ給へりし事を知るべし、名義抄に、離に作流と云ふ訓有るも、佐久と言同じく、又、萬葉十三(七丁)に、彌遠爾、里離來奴と云へるなどを始めて、猶多かり、(但し多く離字を佐加里と訓める中より、此を引き出でたるは、二卷或本歌に、彌遠爾、里放來奴と有るを見合はさせむとてなり、十四卷上野國歌に、於也波佐久禮騰、和波左可流賀倍、又、和我目豆麻、比等波佐久禮杼云々、和波左可流我倍など詠めるもあり、皆離の義なり)不レ負ニ於族一とは、族離と宣ひて、右の如く誓ひ勝たせ給ふ由にて、此は男神に附きたる御言なり、此に依りて成り坐せる神を速玉之男神と申すも、誓に勝たせ御在し坐す由にて、此玉は御魂を申せるなり、次に、泉津事解之男の註には、古く佐加と訓める、其れ正訓なり、萬葉十三(三十四丁)に、琴酒者、國爾放嘗、別避者、家爾離南、乾坤之、神之恨之、草枕、此羈之氣爾、妻可離哉とある、琴酒は借字にて事離なり、次なる別避も、同句を對に置きて、下に放なむ離なむとにて、此は旅に行きたるに、家人の亡せなどしけるを、事離と云へるなり、此れを以つて事解と申すも其意なるを知る時は、族離も族佐加禮と、女神の方に附けて仰せ給へる事知らるゝなり、如此に女神へ附けて族離と宣ひ、

御自に附けて不レ負ニ於族一と宣へるが、謂ゆる絶妻之誓なるを、女神の猶徵ならに、言ニ如此一者と、又云ひ返し給へる者なるなり（此は、第十一書に就きて云ふべき事なれども、此に其文を抄出でゝ、少か云はざれば、鈴屋大人の「此れ即ち事戸の御辭にや」と云はれたる、可惜說言の意を盡さゞるが故なり、但し事解之男の解を登布と訓みて「事戸は事解言の約りし語にもや有らむ」と云はれたるは、誤なる事、右に云へるを見て知るべし、因に云ふ、萬葉十六に、琴酒乎、押垂小野從、出流水と有るは發語にて、此の事離とは異にて、別酒を押垂らすと云ふ續けなり、常に用ふる淸酒に對へて、醇酒(カタサケ)を云ふと聞えたれば、事解の例には非ず）〇汝所レ知國は、此顯國を云ふなり、古事記には汝國とあり、鎭火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、又吾名妹命能所知食上津國爾云々とある、是なり、偖、此顯國はしも、伊弉諾尊、伊弉冊尊二神相並び給ひて生れ坐しゝ國なるを、如此く佗げに宣ふ事はしも、甚々不審しき事の如くなれども已に吾波下津國乎所知牟と申させ給へるを、今此に至りて、別處を違てて、其相通ふ事を斷り給へるなれば、其よりは泉國は女神の國にて、顯國は男神の御國と成れる故に、汝所レ治國とは宣へるなり、然れば、汝所レ治は此にては汝將レ治の意なれば、志良佐牟と訓むべし、（此迄二神にて所知看し國の始めて男神に屬く事なる故なればなり、古事記御天降段に、天照大御神之命以云々、此葦原中國者、我御子之所知國云々と有るも、未だ知看さざりし前なる故に、志良佐牟と云ふと同じ訓み樣なり）八洲起元章第一一書に、天神謂ニ伊弉諾尊伊弉冊尊一曰、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜ニ汝往循ヒ之と有るが如く、此國土を循す御事はしも、皇祖天神の大御命に依らせ給へるにて、形の如く國土は生成し給へりしかども、女神は得去らぬ事に依りて、泉國へ往き坐しし故に、古事記に、伊邪那

故命語詔之、愛我那邇妹命、吾與レ汝所レ作之國、未二作竟一、故可レ還と宣ひ入れたる事あり、然れども、天神の預て相議し給ふ御所爲にや依れりけむ、如此く別處を建てたまひし故に、此より此國を修理固成す事は、伊弉諾大神の御事業なるが故に、汝國と宣ひ、又、汝所治國とは宣ふに至れりし者なり、又、此には又止む事を得ざる幽深き故あることなり、其は下に說くべし、（寶鏡出現章第六一書に、夫大巳貴命與二少彥名命一戮レ力一レ心經二營天下一と有るを、古事記なる神產巢日御祖命の御言に、故與二汝葦原色許男命一爲二兄弟一而作二堅其國一と有る御命を蒙り坐せるなるに、少彥名命は、終に常世鄕に至り坐ししかば、大巳貴命一柱して、此國を經營坐せるなど、似たる事なり、此等の事は、皆天神の然有らしめ給へる事、其文に就て說かむをも考へ合はせ見るべし）〇民は、古事記に人草と有るに依りて訓むべし、舊訓然り、傳六に云へり、〇千頭は、古事記も此に同じ、記傳六（三十一丁）に「千人と云ふべきを、如此詔ふは、殺に就きたる言なり、同じ事を、次には千人死と云へるに合せて思ふべし」と有るは、然る言なるを、此は產るる方をも千五百頭と有るを思ふに、用ひ方異にて、人を計ふるに幾頭と云ふ事の、舊くも有りけるを被レ用たるなゝあり、（西戎にも然りと見えて、彼古へに謂ゆる三皇の中なる人皇氏の事を、九頭と云へるは、九人と云ふ事にて、其分身九神なりしを云へるにて、此に似たり）〇縊殺は、息の根を斷たむと云ふ事にて、唯死するを云ふなり、縊は絞と共に、名義抄に、久比留、又、久比流と訓まれ、字鏡に、縊絞也、經也、久比留と有りて、頸を絞る事なるが、頸を絞る時は、氣息の往來絶ゆるを以て斃る、此れ即ち殺すなり、其は死も氣去にて、息の絶えて通はざる名義に思ひ准らへて曉るべし、然れば、此を強ちに縊殺の字に泥みて說くべきに非ざるなり、古事記に、千五百人の生るゝ事を

立ニ千五百産屋ーと云ふと同じ例にて、唯死と云ふべきを、其死に及ぶ所由の事を以て宣へる者なり、人の死ぬるや、其壽を保たる、其は天年を終ふるなれば別にして、或は饑寒に依り或は水火に溺せられ、或は鋒刃に制され、或は夭折せるなど、神の殺して氣息を絶ち給へる御所爲に係る事なる故に、縊殺とは申させ給へるなり、古事記には、絞ニ殺千頭ーと有るを承けて、下には千人死と有るを以て知るべし、（記傳に、絞は西戎漢代の死刑の中にも有りて、周禮に磬と云ふも此なり、借、今唯殺と非で、絞殺と有るは、甚上代には人を殺すには專ら絞りしにもや有らむ」と有れども、然る心にて宣へるには非ざる事、右に云へる如し）○殺は轉爲なり、此語萬葉二（二十二丁）に、立者云々、許呂臥者云々と、立に對へて轉伏と云ひ、又（四十二丁）浪音乃、茂濱邊乎、敷妙乃、枕爾爲而、荒床、自伏君之と有るは、人の死にて仆れたるを云へるなり、故、思ふに、許呂須は立ちたる身を轉伏しむるに起れる稱なりけり、（字は殺とも、誅とも、戮とも、弑とも、戕とも、刑とも、屠とも、種々に物に依りて書き別くる事には有れども、許呂須と云ふ語の本は轉爲なり）○報之曰は、加閇志氏能理多麻波久と訓むべし、女神の御言に打ち勝ちて云ひ返し給へるなれば、其心甚劇しければ、許多閇氏などとは訓むべからず、古事記神宇禮豆久段に、令レ返ニ其詛戸ーとある、返と此と同じ意に見るべし、瑞珠盟約章天孫降臨章などに、報命の字を復命の如く用ひられたるを以て、報に加閇須と云ふ訓も有るを曉りねかし、（今も、俗に、人の云ふ詞を承けずして　我思ふ心を述ぶるも、詞を返すと云ふに此は當れり、唯人の云ふ詞を承けて尋常に答ふるとは別なり）○言ニ如此ー者、古事記には汝爲レ然者と有り、其は彼絞ニ殺千頭ーとある御所爲を指して云へるなるを、此は同じ事ながら、吾當レ縊ニ殺汝所治國民日將千頭ーとある、指當りての御

言を承けて、言二如此一者と宣るなり、（因云古事記に、上に爲二如此一者と有りて、此に爲レ然者と見えたる、此如レ此と然と相對ひて實に妙なり、記傳に「加久は我に屬きたる事、又、指當りたる事を指して云ひ、志加は向ふ人、又、向ふ物に屬きたる事、又、其言ふ事などを指し云ひて、此と其との差別の如し、文章に上を承けて云ふにも此差異あり」と有るが如し）○吾則は、古事記に、此を吾一日云々と有るを、記傳に「阿禮波夜と訓むべし、此は白檮原宮段大御歌に、和禮波夜惠奴とある語勢に似たればなり」と有るに倣ふべし、吾者と云ひて、下に謂はゆる歎息の夜の辭の添ひたるにて、此にて深く所思し入り給へる御有意見えたり、（景行天皇御紀に、日本武尊三歎而曰、吾嬬者耶と有る趣をも考へ合せて波夜の語意を思ふべし）○日將は日碁登爾と訓むべし、本には上なるも此なるも、比登比爾と訓める、其は古事記に一日と書けるには合ふ可けれども、萬葉十（四十一丁）に、日毎開跡と見え、等由氣宮儀式帳に、天照坐皇太神乃朝乃大御饌、夕乃大御饌乎、日別供奉とあれば古言なり、（世の古學者、斯る所を比爾都爾と何時も云ふ事と心得たるは、固陋なり、比爾都爾は、日の來經に就きて云ふなれば、常住不斷の事を比碁登と云ふとは別なり、毎年、毎月、毎日、毎夜など、年別、月別、日別、夜別なり）○千五百頭、古事記に、一日必千五百人生也とある是なり、千五百は、此にては千五百秋瑞穗國又、千五百之黃泉軍の如きとは違ひて、限れる數の如くも見ゆれども、然に非ざる事、下に云ふを見て辨ふべし、偖、古事記に、此を立二千五百産屋一と有るは、甚愛たし、其は千頭絞殺し給はば、千五百の産屋を建むと云ふ事にて、其産屋にて猶幾人も生れ嗣ひつべき事を知らせたる者なり、記傳六（三十二丁）に「今唯に産屋とは詔はで、立二産屋一としも詔へるは、上代の言に、子を生むを然云ひ習はしけむ、榮花物語

根合卷に「大將殿も、女御の御産屋四月なるに、今二月三月を過ぐさせ給はゞ成りぬる、甚じう口惜しく思し歎く云云、此も御産の事を御産屋と云へり」と見えたり、（上に、死ぬる事を絞殺と宣へるを承けて生るゝ事を右の如く立ニ産屋一と宣へる御言の御趣、天然に文章を成して、愛たしと申すも中々なり）○古事記に、右の文を承けて、其結びに、是以一日必千人死、一日必千五百人生也と云ふ十七字有るは、右の古傳に徴して、甚々上代より語り繼ぎ言ひ繼ぎ來る古説なり、今少く云ふべし、一日云々一日云々は、日別云々と云ふが如く、俗に毎日々々と云ふ事なり、千人千五百人に、記傳六（三十二丁）に「知比登知伊富比登と訓むべし、凡て人の數を比登理、布多理など云ふ古言なれど、多きを云ふには、神武天皇御紀歌に、愛瀰詩烏毘儾利毛々那比苫と有るは、蝦夷を一人百之人なる如く、若干比登とぞ云ひけむ、然れば、書紀に、醜女八人、又、垂仁天皇御卷に、壹佰人などある訓も古かるべし」（要略）と有り、然れども、古事記白檮原宮段歌に、阿米都々、知杼理麻斯登々と有るは、大久米命の雄偉しき狀を見て、天地千人に增人と云ふにて、此には上なると同じ御世なるに、知杼理と云ひて知陀理の義なり、故、思ふに、譽りたる事には、幾比登と云ひ、其は計などには非ねども、其用に就きて云ふ時には、幾多理とこそ云ひけめ、此は唯大凡を云ふ故に、知比登、知伊富比登の訓み允に當れり、（俗、神武天皇御紀に、一人を毘儾利と有るを、古事記高津宮段歌に、比登理とあり、又、獨字を比登理と訓れば、多理を登理とも云ふなり、右の千人を知杼理と有るを以て知るべし、又、仁德天皇御紀歌に、赴駄利、又、夜儾利などすべて人を數ふる多理は、器物を計ふるに一具二具など云ふ如く、具足へる義なり、祈年祭詞、足魂神の講義に委しく註せるを考ふべし）死は息去なり、雄略天皇御紀歌に、伊能致志儺磨

志とあれば、死の字音に非ず、上なる風神の傳に註せる如く、命も、活も、死も、息の有無に係りて、命は息内(イキノウチ)なり、活は息來(イク)にて、氣の往來ふ間を云ふなり、死は息去(シス)にて、氣の往來はず成り竟ふるを云ふなり、上に縊殺とある下に云へる事を考へ合はすべし、生は被レ産(ナル)なり、此意、傳四產生の傳に云へり、倍千人千五百人は、本より限れる數には非ざる物から、但、人草を縊り殺さむとにては、其程の辨へ難き事なる故に、先づ標を定めて千頭と宣へる、其に言ひ勝ちて、彌千彌百と云ひ返し給へるなるを、後世に其信違はざるに依りて、日々に千人死して千五百人生るとなり、所以に大祓詞には、國中爾成出武天之益人等と見え、第十一ノ一書なる天照大神の大御命に、顯見蒼生と詔り給へるなどを合せて、伊邪諾大神の、不レ負ニ於族一と宣給ひて、誓言を報し給へる御言の幸し、云へば不レ得レ云ふに絕えたる御事なりかし、（神代の傳說の多在る中には、四度八囊の末國にも、其程々に形計の傳は遺れるも有るを、此古傳などは、萬國の人の、目て夢にも得知らぬ事なり、彼幽明の故を原ね、死生の理を云ふなど、皆後人の推量にして云ふにも足らぬ者なり、神ならぬ人の、爭でか測り知る事ならめやは、其に就きても、斯る古說の、今眼前に神の御言を受け賜はるが如く明らかなるは、皇神等の御恩賴、又、皇御孫尊の貴き御蔭なる者なり）然れども、右の如くにては、伊弉冊大神はしも、惡神の如く見ゆめれど、然には非ず、此には定に幽深き故あり、今其趣(オギロ)を解くべし、第十一ノ一書に、伊弉冊尊の泉守道者を以て令レ白給へる其御言に、吾與レ汝已生レ國矣、奈何更求レ生乎、吾則當下留ニ此國一不上レ可ニ共去一云云とある、此時に、伊弉諾尊聞而善之、散去矣と見えたる、此にて善はしき御心緖の程見はれたり、抑二柱神相嫌坐せる事は、本より皇祖大神の詔命に依れるを、今如此別處を建てて族離れ給へるは、此も亦皇祖大神の御心を伺ひ知

られたり、偕、人草を始めて萬物の形質を備へて性命を世に存る其本因はしも、風神。火神、金神、水神、土神の親魂合ひて、相結び成し給へる物なるが、風火は氣なり、震なり、金水土は其身なり、然るに、風神は伊弉諾尊の御氣に成り坐し、火神は女神の生み成し給ふと雖も、心惡子と詔ひ放ちたれば、此二神は伊弉諾尊に屬き奉るべき理なる故に、風火の性、上に向ひて下らず、金神、水神、土神は其女神に屬きて成り坐せる神等なり、此に依りて、金水土の性、下に沈みて上に浮ばず、其風火の降り金水土の昇る者は、互に相結ばり合ふに依れる所にして、地上に形體を爲す所由是なり、大同類聚方第二章に、比登乃美乃奈連流牟自兇牟、安萬都美他麻美豆、保乃計乃不多通乎加波世、云々奈流と有るにて、此れ即ち上津國下津國に別處を建てて御在し坐しつゝも、相保有せ給ふ所なり、萬葉十一（七丁）に千早振神持在命と有るは此に當れり、（又第一章に、於保奈牟知命乃美巳止仁、古廼美波阿萬乃保乃計、都知、味豆、阿治乎奈伽和太仁、伊連伊太須古登乃太要邪流乎、都俀止之底と有る、天の火氣と、土水を以て、身を存る由なる是なり）然るに、伊弉諾尊は天に坐して頻に引き御在し坐し、伊弉冊尊も泉に坐して復引き御在し坐すも、男神の御德盛りなれば活き、女神の御威强ければ死ぬめり、萬葉二（二十三丁）に近江大津宮天皇崩時婦人作歌に、容蟬師、神爾不勝者云々と詠める是なり、又、十一（二十八丁）に、靈治波布、神毛吾者、打棄、乞四惠也、壽之惜無と有るも、靈性を賜ひて神の保たせ給ふ身にしあれども、壽の惜からず成りぬるは、神の已く棄てさせ給ひけむとなり、又十七（五十一丁）造酒歌に、奈加等美乃、敷刀能里等其等、伊比波良倍、安賀布伊能知毛、多我多米爾奈禮と有るは、太祝詞を云ひ祓ひて延はりたる壽を、云々と云へるなるが、如此く禊祓して其壽の延はると云ふは、死は

泉に歸きたる事なるが故なり、（人には限らず、草木の末に至る迄も、其死生の理に於ては、右と同じ事なり、萬葉二に、「玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神會著常云、不成樹別爾、」と有るを以て知るべきなり」所以に人壯健なる時は、其形上に伸ぶるを、病勞るゝ時は、其體下に屈まる、風火の下に隨はざると、金水土の上に交らざるに依れり、其甚しき極に至りては氣は大虛に散り行きて呼吸止み、火は天上に昇りて其煖去り、身は泉下に朽ちて、金水土は元に復る、此人の一生を終ふるなり、故、其煖氣は、伊弉諾大神に從き奉り、報命して日之少宮に留まる事、瑞珠盟約章に說くべければ、此には少か云ふ耳なり、偖其身死ぬれば、此を土中に埋みて、其體に伊弉冊大神に渡し奉るなれば、魂（ヲダマシヒ）も魄（メダマシヒ）も、何にも行くには非ざれども、蘇生の事を黃泉返などとは、其に依りてぞ云ひ出でたりけむ、大同類聚方十四に、黃泉返藥、信濃國人傳方、國守奏之と有り、然るに魂魄（タマシヒ）の泉より歸るには非ず、形體の復るにてはあれども、何の代よりにか、然る僻々しき說は出で來れりけむ（此事、已に此章の初なる黃泉の傳に委しく辯へたるを見て曉るべし、名義抄に、魂魄の二字を多麻志比と訓み、又魂を袁多麻志比、魄を賣多麻志比とある古訓を取りて、此に說を成せる者なり）故、其第十一書に、「奈何、恭、生乎」と申し給へるに、然る幽深き致を聞え給ひしに依りて、男神も此を善め給へりし者なり、又、其縊り殺さむと申し給ひ、將レ葬と宣へる事の概意（オホカタ）も、此に至りて伺ひ知らるゝ事なり、然れば伊弉冊大神にしも、泉中に大坐々して、有らゆる黃泉神を押へ鎭めて、黃泉津大神と大坐し乍ら、伊弉諾大神の神業を助け奉らせ給ひて、下津國より此國土人類萬物の全を保有せ御在し坐す御事にて、此大神の在さざらましかば、此世は絕え竟てなましを、然る辯へも無くして、此大神を惡しき神の如く書き成し奉り、又は崩御し

狀に說きなし奉るなどは、皆古人の誤を相傳へ相承けたるとは云ひながら、偖も云ひ甲斐なく、傾もしげなき事になむ有りける、（但し如此く成る間の二神の御上に、種々の御事共有りて、口にも言にも述べ奉り難き程の御事にて、如何許りか悩ましき御事なりけむ、恐しと申さむも、尋常なる御事なりかし、此を以て思へば、皇祖大神の天地を預め鑄造らせる御業はしも甚も〳〵奇しく妙にして、又々高く貴くなむ所思ける）○因云々は、其絕妻之誓の御辭を云ひ度し給ひ、竟又後に其事に就きて宣ふ事有るなり、因と用ひたる例、次に云々の起りを云ひて、因以生神云々と、六所に出でたるを考へ合すべし、但し此の因日以下は、右の如くは伊奘冊尊に係けたるなれども、此は必ず然るべからず、第九ノ一書に、有㆓六色雷公㆒、伊奘諾尊驚而走還、是時雷等皆起追來云々、時、伊奘諾尊乃投㆓其杖㆒曰、自㆑此以還雷不㆓敢來㆒云々と見えたる如く、泉津醜女に宣へるなれば、此に在るは、文の次序違へり、（此は、已に上に古事記を引きて註せるが如く、噉了更追の下に漏れたる傳多ければ、其と共に亡せたるを、右の一書に遺れるは、甚尊き事なり、又、古事記も誤れり、御禊段に、故於㆓投棄御杖㆒所㆑成神名衝立船戶神と有るも混れなる事、下に次々云ふを見て知るべし）○自㆑此は、自㆓此處㆒なり、第九ノ一書には、自㆑此以還と有るは、彌委しきなり、偖、此處と宣へる其處は、何處ならむと云ふに彼泉門なり、其は醜女共追迫り奉れるを泉津平坂より桃實を採らして擲ち給ひ、桃杖を投げ給へる其を標として、自㆑此以還不敢來と詔り給へるなれば、顯國と泉國との坂合にてなりし事、云ふも更なり、（古事記白檮原宮段に、自㆑此於㆓奧方㆒莫㆑使㆓入幸㆒とある自㆑此も、自㆓此處㆒にて同じ）○莫過は、那須岐曾と訓める、其當然の事にては有れども、右に引ける第九ノ一書に、雷等皆起追來とある其下に、不敢來と有るは、來名戶と申す神名の起

る所由なるに就きて思ふに、此も布都斗と申す名の起る所由に係けたる文なれば、莫過と書きて布都と讀むべき所にて有るべし、但し道を經と云ふは、詞の八衢に謂ゆる下二段用言なれば、布流都と云ふべく、又、來と云ふは中二段活の變格なれば、久流都と云ふ當格なるを神名に布都斗、來名戸と有るからは、古言に莫經を布都、莫來を久都と云ひしなりけり、今も畿内の方言に、莫來を久都と云ふ計りは常にあり、故、今布都と此の訓を定めつ。但し此は次に出だせる記傳の說に本着きたる言なるが、已く古史徵に引かれたるにも、莫過を布都と訓みたるに、今按を加へて云ふ說なり）記傳六（四十六丁）に、布都斗、久都斗の布は經、久は來なり、日代宮段美夜受比賣の歌に、阿良多麻能、登斯賀佐布禮婆、とある、佐布禮婆は、來經者なり、又阿良多麻能、都佐波佐閉由久の佐閉由久は、來經行也、如此く來と經とを重ても云て同意になるなり、（中略）布と久とを合はせて云はゞ、此處を經て來莫と云ふ意なりと云云、（補意）と有るにて、此の莫過の義通えたり、故、思ふに、日を計ふるに、一日二日を比登比、布多比と云ふに、一經二經なるべく、二日三日を布都加美都加と云ふに、二來三來と云ふ事なるべくや、但し來經の切りて加と云へる方にや）（岐は磯枝なり、次に云ふべし、和名抄行旅具に、枝、和名都惠とあり、都は古事記に、於二投棄御杖一所成神名衝立船戸神とあれば衝なり、惠は常に枝を延陀と訓める外に、大嘗祭儀に、維枝者古語所謂志比乃和惠とある、此を又大嘗祭式にも古語として、殊更に同じく其訓を註されたるを見るに、當昔已く言意分け難かりけらし、然れども、和惠は枝字に當る古語なれば、杖は都和惠の略なるべし（今も、梅の豆和惠、椎の豆和惠など云ふは、短くも長くも枝の如く伐りたるを云ふなり、其を今迄、予も末枝と云ふ事ならむと思ひしは、心の至り淺かりけり、偖、和惠

と云ふ義如何しても心得難し、和惠に柔梢（ヤワスヱ）と云ふ事にや、和は音訓共に義同じくして、萬葉八に、玉爾貫、不令消賜良牟、秋芽子乃、宇禮和々良葉爾、置有白露、と有る和々良は、柔（ヤハラ）なる意にて、柔を夜和良と云ふも、彌和行と云ふ事にや、然れば和の假字も、常に夜波と書く事なれども、本は夜倭なりしなるべし、源氏螢卷、若菜上卷などに、ニ和良々加に氣近（ケヂカ）く聞え給へばなりと有るを、河海抄に和字に當てゝ說かれ、又眞木柱卷にも、ニ和良々加なる氣（ケ）も無き人一と有るは、強々しきを云ふ事と聞ゆ、然れば、木枝を和惠と云ふは、幹の強きに對へて云ふなり、枝は然る柔嫩なる木以て用に立つには非ざれども、本より枝を以て作る故の名と聞ゆ）偖、此を桃枝なりと云ふは、第九一書に、雷等皆起追來、時道邊有ニ大桃樹一、故伊弉諾尊隱ニ其樹下一、因採ニ其實一、以擲レ雷者、雷等皆退走矣、此以用レ桃避レ鬼之緣也、時伊弉諾尊、乃投ニ其杖一曰、自レ此以還、雷不敢來、是謂ニ岐神一とある文を熟見るべし、先に有ニ大桃樹一と云へるを受けて、其樹下と云ひ、其實と云ひ、其杖と云へるにて、其と指すは大桃樹なる事、云ふも更なるを、其用レ桃と云へるも、實と杖に係れるなどを以て知るべきなり、儀式大儺儀、又、延喜中務省式に、以ニ桃弓葦矢桃杖一頒ニ充儺人一と有るも、追儺は此の故事に依れる事、道饗祭祠講義に委しく註せるを、考へ合せて曉るべきものなり又、諸家の行事に、桃枝を以て布那斗と云ふも、故有りて傳はれる者ぞかし、然れば此に投ニ其杖一と有るは、伊弉諾大神の杖歩行かせ御在し坐しし御杖には非ず、桃實を採りて擲ち給へりしかば、雷等の退き走り去れる、即其桃枝を引き折りて、其枝を泉門に衝き立て、其鬼共をして、此より此方に經莫と宣ひて、其標とは成し給へりし事、衝立船戶神と申せるにて著明き者なり、（然れば古事記御禊段に、於ニ投棄御杖一云々と有りて、御衣御帶などに並べたるに誤なる事、

愈々明らかなる者なり、此も其と同じく、絶妻之誓の後に出だされて、伊弉冊尊の御上に係けて、因曰云々と有るは誤にて、古人も此文の錯亂をば、能く正し置かれざりしを、幸にして第九ノ一書に、如此く分々しく傳はりたるなむ、僥倖しき事なりける）〇是謂二岐神一、第七ノ一書に、此云二布那斗能加微一とあり、是謂と書かれたるは、第九ノ一書も然り、其杖を指して是と云へるなり、古事記に、故於二投棄御杖一所レ成神名衝立船戸神と有るは、其物に因りて神の成り坐せるにて、御紀の例化二爲神一と書さる可きを、此は其物を指して神と謂はせるは、彼稜威雄走神は十握劍を御體として御在し坐ししが如く、岐神も桃枝を御體として、靈威を幸ひ給ふ神に坐せり、其證は、天孫降臨章に、大己貴神乃以二平レ國時所レ杖之廣矛一授二二神一曰、吾以二此矛一卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者、必當二平安一と有ると、其第二ノ一書に、大己貴神乃薦二岐神於二神一曰、是當三代レ我而奉二從也云々、故經津主神以二岐神一爲二鄕導一周流削平云々と有るとを、誰しも別々の事に心得めれども、委しからざるなり、寶劍出現章第六ノ一書なる同神の興言に夫葦原中國、本自荒芒、至二及磐石草木一咸能强暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一と有るは、右の以二此矛一卒有二治功一とある其にて、岐神の御助を得て、妖鬼を平げて國土を治め給へる其事を、天神に申し上げ給へるにて、是れ道饗祭の起りなるが、正書には形實を以て傳へ、一書には神名を以て傳へたる者なり、素より現御身の神には坐せども、常には桃枝の形實に御靈を藏めて、隱身に御在し坐すなるべし、（故、思ふに、廣矛は尋矛にて、其身の長さを以て定めたる者なるべし、斯れば、桃枝を製るには、桃枝を一尋許に伐りて用ふ可きなり）岐神を第九ノ一書には、來名戸之祖神と云ふ名も見え、道饗祭詞には、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣、久那斗止御名者申氏辭竟奉久波、

根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守、日之守爾、守奉、齋奉禮此進幣帛者云々と有りて、此には久那斗神と所見たり、上に引ける記傳に、布那斗久那斗の、布は經、久は來なり云々、布と久とを合はせて云はゞ、此處を經て來莫と云ふ意なり、斗は處なり、此より來莫と障留る處に坐す神と云ふ意なるべし、口訣纂疏などに、此神を道祖神なりと云ひ、和名抄に、道祖、和名佐倍乃加美とあり、佐倍乃加美とは、彼湯津磐村之如久塞坐と有る意にて、塞神なり、（中略）又、同抄に、道神道上祭、一云道神也、和名太無介乃加美と有るも、同じく此神なるべし、此は旅行く人の手向爲る神なればなり」（採要）と有るが如く、布那は經莫、久那は來莫にて、根國底國より麁び疎び來る妖鬼を禦ぎ過むる義にて、斗は處なれば、此泉門の事に始まりて、其よりは其坂路に取塞えし千人所引磐石の靈と坐す八衢比古、八衢比賣神と共に御力を合せて道衢を守り給ふ故に、道衢は必ず其神の坐す處なる故を以て、布那斗と云て其義なるべし、名義抄に、岐を知麻多と有るを以て見るに、岐神と申して衢神の義なり、（其は久那斗と申すも、同處と云ふ意に成りて、道の衢と云ふことに成れるを考へ合はすべし、此事、委しくは已に道饗祭詞講義に云へるを見るべし）神名式に、河內國大縣郡石神社、常世岐姫神社並び給へるは、必ず右の三神を分けて二所に祭れるなり、然して此の常世に、下に云へる、常世思兼神、常世長鳴鳥の常世にて、即ち常夜の義なり、此に因りて見るに、岐神に石神に坐す事著明し、清和天皇實錄に貞觀九年二月二十六日丙申、以二河內國大縣郡石神常世岐姫神一並列二官社一と有りて並び給へるは所由ある事なるべし、河內志に、常世岐姫神社を今稱二八王子一と有るは、大八衢に塞坐す神なるより、然る神名は負ひ坐せるならめど、此も亦甚古き事なり、日吉祇園など

に八王子とて坐すを、中昔より五男三女神と云ふは、說の誤にて、八衢神より混ひたる者なり（太神宮行事記二月條に、八王子祭黃葉逆云々と云ふ事の有るを、中村と云ふ地の氏神なりと云ふ事なれども、其は元岐神より出でたるべし、其遙拜所の事を、子良殿東有神積と有るも、由有りけなり、此に限らず、諸國に八王子社とて多在るは、大凡、岐神なり）○又投二其帶一云々を、此にては前の因日云々に並べ擧げられたれば、其引續きに在りし事の由なるを、古事記には右の黃泉國の事を結めて、更に是以伊邪那岐大神詔三吾者到二於伊那志許米志許米岐穢國一而在祁理、故吾者爲二御身之禊一而到二坐筑紫日向之橘小門之阿波岐原一而禊祓也、故於二投棄云々一所レ成神名云々と有るを、此にては此後に祓除の事有りて、其時に斯る神等の成り出づる事見えず、第十一書にても、御禊の時に成り坐せる神等の中には、右等の神等はなし、今何れを正しと爲むと倩々考ふるに、此御紀の方正しかるなり、第十一書に、擲レ之と云へるは、此に當れること、下に委しく云へるを、考へ合はせて曉るべし、（此は故大人等の說に本より違ひたる言なれば、其心して見るべし、凡そ物二つ有る時には、必ず正說あり異說有りて、二つ共に相並べて可と云ふ事の有るべくも非ざればば又此を定めずば有るべからず）事の狀を思ふに、御身こそは其より遙かなる筑紫に至らせ給ふ迄も、濯ぎ淸め給はず御在し坐しとも云はゞ云ふべき事には有れども、然計り汚穢き醜國の汚惡に觸れたりし物を、忿じて御させ御在し坐すべきに非ざれば、其泉門を出で給へる卽て投げ棄て給へりしにて、卽ち黃泉門の内に投げ入れ給ひしなり、其は此にては上に辨へたる如く、次序違ひたる事には有れども、彼鬼等に杖を擲げ給へると、其に並べ擧げたるは、同じ時の事なる上に、其岐神の禦ぎ塞給へる鬼等を、祝詞に根國底國與里麁備疎備來物とある、其物と云ふには、此なる

煩神開囓神など云ふ神も其屬にて、根國底國に亙る神なる事、下に其傳に云ふを見て知るべきなり、但し予も大祓詞講義にても、先年に說きたりし事にて、此は祓身滌の時の贖物の始めなれば、筑紫にての御身滌の度ならでは叶はざるが如くなれども、時過ぎて後に、海より流し入れむよりは直に泉國の惡などに令負て、彼國へ贈らせ給はむ事、道理に於ても甚近き者なるをや、然るに此說成りて後に、伊弉諾大神の解に、善惡二種ある事を思ひ得たり、下に云へるが如く、第十一書に、歸而盟之曰族離、又曰不負於族、乃所唾之神號速玉之男、次掃之神號泉津事解之男、凡二神矣と有るは、此時直ちに惡解除は行はせ給へるにて、此に投其帶と有る以下は、其時の凶棄物なる事知られたり、若て右に因曰自此莫過、卽投其杖云々は、謂はゆる道饗祭の本なるが、四時祭式に、六月十二月晦日、大祓と共に道饗祭を被行るゝは、此故實に依れる事を思ひ定むべくなむ、（但し御身に觸れ給へる彼國の汚惡に於ては、水を濯ぎて流し却り給ふより外に、爲すべき道の非ざれば、其は筑紫の御禊の時に除こり盡くして、淸まり竟へさせ給ふに至れる者なり）故、古事記の文を正し見るに、右に引ける文に續けて、到坐筑紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓也、於是詔上瀨者瀨速、下瀨者瀨弱而云々と列ぬれば、此下に、伊弉諾尊旣還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉、遂將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便云々と有るに打合ひて、此彼の異無ければ、其中間に在る故於投棄御杖所成神名云々より、右件自船戸神以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者、因脫著身之物所生神也と有る迄の文を、故其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也の下に置きても聞ゆる所なり、故、此御紀を以て校訂すに、決く右

の古事記の文は錯亂れたる物から、投棄と云ひ、因脫着身之物と有るが、御禊に似着かはしき故に、古人も所を置き違へて傳へたりし者なりけり、倩、今此御紀を正しと立てて云ふ時には、御身に着くる物を、右の如く泉門より返し賜らせ給へるに、御身の穢を滌がせ給はずして、遙かに筑紫に至らせ御在し坐して、物爲させ給へるは如何と云ふに、其穢に觸れたる御身をば、其便ある海又川に下り立たし坐して、滌がせ給はむに、何の難き事かは御在し坐さむ、元より出で給へる其泉門を去ること遠からず、洗滌がせ御在し坐さずてやは有るべき、此には深き由有る事にて、謂はゆる惡解除善解除の始めにて、此なるは惡解除、次なる筑紫なるは善解除の由なるなり、然る甚じき汚穢に觸れさせ御在し坐しかば、中々に容易く除こり難くなりけらし、故、栗門速吸名門と往き見給ひ終に日向小戸に往き坐して、禊ぎ祓はせ給へるが、此は皇祖大神を齋ひ奉らせ給ひ、其御靈を得て、思はずが如く其穢を流離ひ失せ給へりし者なり、其は下に註ふ可し(少か云はゞ、大祓詞に、天津神波、天磐門乎押披氏、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏、所聞食武、國津神波、高山之末、短山之末爾上坐氏、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎撥別氏、所聞食武云々と有りて、罪咎を祓ふ事も、天津神を本にして、諸神等共に行ひ物爲させ給ふ趣なるに心を着くべし、彼蛭兒淡洲の出で來りし時にも、皇祖大神の御心を卜問申し給へる如く、何事も天津神に依りて行ひ給へる伊弉諸大神に坐す物を、此大事に於ては、御一己の御行に非ざる事明らけし)○帶は、記傳六(四十七丁)に、美淤備と訓むべし、武烈天皇御紀歌に、於裒枳彌能、彌於寐とあり、淤備に淤夫と云ふ用語を、體語に爲たる名なり、萬葉に、帶に爲る事を於婆世留とも、倩序に於名帶字謂多羅斯と見えたる如く、紀中多羅斯と云ふに、凡て帶字を書ければ、此も然訓むべき

にやとも思へど、多羅斯は淤備の事には非で、帶二乃節一など云ふ帶字の意なるべし、云々、但し右の歌に、彌於寐能之都波拖夢須寐陀黎と有れば、多羅斯は令レ垂の意にて、猶帶を然も云へるか、と有り、御弓を御執（ミトラシ）と云ひ、御劍を御佩（ハカシ）と云ふ例に依れば、古言に御帶を御多羅斯とも云ひけめども、姑く美淤備と訓みて、後人の定めを竢つ者なり、萬葉三（四十八丁）に、倭文幡乃、帶解替而、十（二十七丁）に、白栲、帶可乏哉、十一（二十五丁）に、靑柳之、倭文旗帶乎、結垂、又、古之、狹織之帶乎、結垂など有りて、帶は倭文を以て製れる事、下に註せるが如し、右の歌の狀を以ても、帶をば引垂らしけらし。其十六（八丁）に水縹絹帶尾引帶成とも云へり。（着物を御衣（ミ）と云ふは御襲（ソ）の義なり、又、美祁志と云ふは、御着爲（ケシ）と云ふ事なれば、帶をも淤備とも、多羅斯とも云ひて、一は負ぶる意、一は令（タ）レ垂（ラシ）の意にて、兩名を用ひたりし故に、古事記序にも、右の如く書かれたるならめども、當時已く帶を常に多羅斯とは云はざりしなり）

〇長道磐神、古事記には道之長乳齒神と有り、然れども、此は御帶と云ふ言の縁より、下に云ふ泉門塞大神の亦名の混れたるなるべし、然れば、此は古事記に、次於二投棄御裳一所レ成神名時置師神とある、其神ぞ此には成れりける、此は男神の御裝には御褌こそは有るべかりけれ、瑞珠盟約章に、日神の男の御裝爲させ給ふ所に、縛レ裳爲レ袴と有るが如く、裳は女の物なれば、此に出でたるは誤なり、故、思ふに帶字と裳字とは、楷書にてこそ其字畫も大に違ひては有るめれ、草書にては能く相似たりけるより、一は帶とし、一は裳として記し分けたりけめども、其は古人の誤なれば、御裳を御帶に易ふる時は、神名の時（トキ）と解（トク）とを兼ねて妙なり、然るに此時頃成り坐せる道之長乳齒神と云ふも有るに就て、其を御帶の方に屬けて、心ならずも於二御裳一云々とは書かれたらめども、何れにしても、

此に在ては叶はざる傳也、下の條見合すべし、（古事記には此に限らず、此時に成れる十二神の中に、猶除くべき神有り、一に衝立船戸神、此は大桃樹の所にての神なれば、此より前に成り坐して、此列に非ざれば此を除く可し、二に道之長乳齒神は、右に云へる如き子細有れば、此を除くべし、三に道俣神、此は道反大神の亦名なれば、此を除く可し、然れば十二神の内、三神を除く時は、殘れるは九神となれるが其正しき數と所思えたり、次々に云ふべし）賀茂大人の祝詞考に、古事記に所見たる道之長乳齒神、道俣神、共に同神なり、長乳齒を、神代紀に長道磐ト書けるは、道饗祭詞に、湯津磐村之如久塞坐と有ると同意にて、八衢比古、八衢比賣神を申すなり、と云はれたるは、甚々卓き見になむ有りける、然れども、此迄は考へ究められたれども、其八衢比古、八衢比賣神は、何れの神と云ふ事を未だ得られざりつるを、古史徵に彼詞を記紀に引き合はせて、此は彼豫美戸に塞え坐す道反大神なる事疑なき由に云はれたる、實に然る說なり、但し於投棄御帶ニ成神名道之長乳齒神と有るを取りて、時置師神を除かれたるは、右の神等の說無かりし故に、其正し迄には及ばれざりし者なりけり、（又、同書に、古事記に次於投棄御褌ニ所レ成神名道俣神と有るは、其八衢比古、八衢比賣、久那斗神の、大八衢に塞え坐して守り給ふより、三神を凡て衢神と申せるが、混亂て殊に道俣神と云ふ神の成れる由に語り傳へたるなる事、疑ひなき者なり、と云はれたるは、實に諾ふべし）長道磐神、名義長道は字の如し、膂年祭詞に、自陸往道者、荷緖縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無間久立都々氣氏云々、萬葉四（二十一丁）に、思遣吾、道之永手呼、又（五十八丁）吾手還莫、路之長手呼、五（二十六丁）に、國遠伎、路乃長手遠、又（二十八丁）都摩斯良農長手遠、十二（三十二丁）離往不歸、道之長手矣、十五

(三十丁)君我由久、道乃奈我氏乎など有るを、後の物には、新六帖に「海人の住む里の長手の道續き、限有ばや恨み竟べき」又「得ぞ行ぬ風も音爲ぬ玉矛の道の長手の夏の日暮し」など有る是なり。記傳六(四十七丁)に「萬葉に、遠き道の事を道之長手と多く訓める、長手は此の長道と同言なり」云々とあり、偖、此にて神名に負ひ坐せる長道は何れを云ふぞと云ふに、彼の黄泉坂に塞れりし磐の御靈に坐せば、其國の往來を塞き過め給ふ由なり、萬葉九(三十三丁)に、遠津國、黄泉乃界爾とも見えたれば、實に長道と云ふ者なり、(記傳に「御名の由は、帶の状道の長手に似たればなるべし」と云はれたれども盡くさず、又記傳に云ふ、「古今集に「下の帶の道は旁分るとも、行巡りても逢はむとぞ思ふ」と有るを、契沖は、下の帶は道の枕言にて、此の故事に依れりと云へり、然れど此は唯顯昭が云へるが如く、帶は彼方此方へ分れて前にて又逢ふ心以て詠めりと見ゆ、六帖紐の歌に「奥山の繁りに立ちて迷ふとも、妹が結びし紐を解かめや」契沖云ふ「此は紐は二つ有る物なれば、道に迷へる時に解きて、何れの方に行かむと占ふなる可し」と云へり、紐と帶とは同じければ、此に由あり、夫木抄に、爲相卿「巡り逢む契の末は長道磐の神の導べを賴む計りぞ」と有り、右の六帖の歌の如きは、衢神にして、甚能く叶へりと雖も、帶紐を以て詠めるは、此の傳に依れるなれども、僻事なり)○此所に長道磐神と有るは、右に云へる如く記紀の誤なるが、其時置師神と申すは決く御帶を投げ給へるに依りて成り坐せる神なるべく思ひ定めて、此の文を又投二御帶一、是謂二時置師神一、又投二其衣一、是謂二煩神一、又投二其褌一、是謂二開囓神一と姑く改め見るに、此三神は謂ゆる病神にて、時置師神は氣を主り、煩神は靈を司り、開囓神は食物にて、體に係れる神なるが、此御帶、御衣、御褌を投げ給へるに依りて成れると云ふは、元來伊奘諾大

神の、黄泉國にして見給ひ、聞き給ひ、又御身に觸れ給へる事共に依りてぞ成り出でけむと推量られ侍り、（次に及レ投二其履一、是謂二千敷神一と有るは誤なり、古事記に、伊邪那美命謂二黄泉津大神一、亦以二其追斯伎斯一而號二道敷大神一と有れば、同名の神の有るべくも非ざるを思ふ可き者なり）時置師神は、時を犯す義の名なり、其始めを思ふに、上に所見たる、伊奘冉尊吾當二寢息一、請勿レ視レ之と有るを、伊奘諾尊不レ聽云々而見レ之と有るは、其時を犯し給へるなるが、此に依りて種々の禍事共なむ出で來れりければ、其に所由る神ならじかと所思たり、第十一書にも、族也勿二看吾一矣、伊奘諾尊不レ從、猶看レ之と見え、古事記には、莫二視我一、如此白而還二入其殿内一之間、甚久難レ待故云々而入見レ之時云々と有るなど是なり、（其時を犯して入見坐せると、其不須也凶目醜めく汚穢き狀を見給へるが、後迄も伊奘諾大神の御身に着きて在りしが、今別に神と成れるなり）煩神の和豆は我着にて、良比は有合なり、其は伊奘諾大神の吾不意到二於不須也凶目汚穢之國一、乃急走廻歸云々と有るが如く、速に走せ歸らせ給へらむには、事も勿からむと所思しけむを、女神の泉津醜女を遣はして追ひ奉らせ給ひけるに、左すれば右して、種々の煩しき事共許多有りけり、此れ即ち然る御心を惱し奉る神の成り出づべき所由になむ有るべかりける、（第九一書、第十一書、又、古事記の趣も此に同じ、偕此煩神は、黄泉國にての前後始終に亘れる神なり）開囓神は、古事記に飽咋之宇斯神と有る、飽食の字の義なり、伊奘冉尊の、吾已湌泉之竈矣と有る其なむ、黄泉國の穢の出來起りの始めなりければ追ひ及て往き坐せる男神の御方にも、其に背きせ給へるから、此に至りて斯る神に成り出でたりし者なり、（應神天皇御紀に、初天皇在レ孕而天神地祇授二三韓一、既産レ之、完生二腕上一、其形如レ鞆、是肖二皇太后爲二雄裝一之負レ鞆と見えて、肖此云二阿叡一と

有る僞字を、名義抄に陰暴と、、齎多冒とも、阿摩多冒とも訓めるに、似なり、似有なり、阿叡と云ふは、其に似たる事の出來るを云ふなり）僞、人の疾病と云ふ者に、氣より犯さるゝ者有り、風・寒・暑・濕の病を爲す是なり、靈に係り付ふ者あり、喜・怒・哀・樂の病を爲す是なり、又形體を食り損ふ者あり、飲食過度是なり、是ぞ天下に在らゆる人民の、苦瀬に落ちて、患惱しむ病と云ふ者の起れる始なりけるを、並しの人も、然る心も着かざりけるにや、伊弉諾大神の彼汚穢を濯禊ぎ復り坐しし時には、唯其の惡神耳成れりとして、病神と禍神との差別を立てざるは甚々遺漏なる事になむ有りける、和名抄鬼魅類に出でたる鬼に、時置師神の屬、邪鬼は煩神の屬、餓鬼は開囓神の屬に當り、鬼、醜女、夫探女などは、云なる禍神の類なり、僞、此を廣く總べ括りて云ふ時は、病も禍事の中の一種には有れども、大旨、病は人の形體に就きて來なり、禍は人の作用に就きて來なり、斯れば此に出來れる時置師神、煩神、開囓神計り可畏き神は非ざるべし、故、人疾病に罹る時は其身の起き立つ事は出來らず、竄伏す事には、右の三神は伊弉諾尊に屬く理なるが故に、道饗祭詞には、根國底國自リ麁備疎備來物と所見たり、（此は黄泉國にて成れる神と雖も、其物質はしも、彼の國の汚濁に觸れ給へる物質なるが故に、其神も彼國の神の群なるなり）第十一書に、菊理媛神亦有二白事一、伊弉諾尊聞而善レ之、乃散去矣と有るは、又投二其帶一云々の神の成れりし時の事なりければ、其神等は彼國の物質に成れる神にし有れば、岐神などの如き、顯國の物質に成れる神に、伊弉諾大神に元より屬き給ふべき神に坐す故に、其を宜り別けて令二白言一へりし故に聞食て善め給ひ、彼國へは右の三神等、顯國へは八衢比古、八衢比賣、久那斗神三柱と相率給ひて、散去給へる者とぞ所見たりける、（然らざれば、彼一章何事を申さむ給ひ、何事をか善めて、

散去坐すと云ふ事實に當れる事無きを思ふべし、此より彼と、次々に迫り以て行く時は、遂に此說の生るゝに至れる者ぞかし）神祇令季夏道饗祭の義解に、謂卜部等於京城四隅道上而祭之、言欲令鬼魅自外來者、不敢入京師、故預迎於路而饗遏也と有るは、鬼魅を路に迎へて、饗遏めさせ給ふ如く聞ゆれども、鬼魅を禦ぎ給ふ岐神を令坐て祭らせ給ふ謂なるが、臨時祭式に、宮城四隅疫神祭、又畿內堺十處疫神祭など云ふ目の出でたるは、何れも右の道饗祭の處に就きて祭らせ給ふ如くも聞ゆれども、此も疫神を禦ぎ守り給ふ神を祭らせ給ふなるが、其祭る神は八衢比古八衢比賣、久那斗の三神なれば、其神に饗して過むる神と云ふは疫神なるが、其疫神は即ち右の時置師神、煩神、開囓神なる事、能々泉門の事實に溯へ合はせて曉るべき者なりかし、（此は道饗祭四時祭義に已に委しく說きたる說にて、今更に云ふべき事には非ざれども、岐神に疫を守るに就きて疫神とも申せるを、眞に疫を行ふ神は、此なる三神なる故に、少し驚かし置かむとてなり）〇時置師神に時を犯すと云ふ義なり、古事記水垣宮段に、始に疫病多起と有るに對へて、下に神氣不起と云へる、是即ち神の氣を犯して病ましむるに因りて神氣とは云ふなり、和名抄病類に、疫、衣夜美、一云度岐乃介と有りて、名義抄亦此に同じ、衣夜美とは得病と云ふ事にて、風寒暑濕に感けて病を爲し、又、一人此を病む時は、人に傳染すなど、何れも得て病む義なり、但し記傳廿三（二十一丁）に、役を延陀知とも云へり、延陀知は役立なり、疫病も漢籍に民皆病也と云へる如く、人毎に病むが、役に差されて立つに似たる故なるべし」と云はれたる方勝れるにや、一云度岐乃介と云ふは、時氣と云ふ事にて、古は違へれども、亦右と同じ意なるなり、（通證に、疫を衣夜美と云ふ、衣以古音、訓也と云ふは何事ぞ、已に崇神天皇御紀に、五年國內多疾疫云々、七年の下に

も、於レ是疫病始息と見え、古事記同段にも、此天皇之御世疫病多起など有るは、何れも衣夜美と訓むより外なき所なり、此等は後に漢字の渡りたる後に、疫の字音を以て出來りし言を古に及ぼして、如此記されたりとも云はゞ云はるべけれども、古なりとて、然計りの病名などに號くる事の何とかは出來ざらむ、氣の言の如く音訓相同じき言も、千萬言の中には何どかは勿らざらむ餘りに他々しき說なり）犯と云ふは、大同類聚方に和蔡乃萬登比病に、少彥名命乃美古登仁、阿旨解王邪阿旨阿治和差乃不太津者、耶麻比乃門止音剝と有るは、病門を云へる大綱の文なり、瀉排乃墓登比とは災之基と云ふ事なるが、爲を此に假字違へれども、泥む可からず、本文は惡氣災と、惡味災と此二は、病の元因なりとあり、其阿旨解王邪と云へるなむ、時置師神に係る事なりける、神武天皇御紀、景行天皇御紀などに毒氣を阿志伎伊伎と訓める是なり、偖、病を右の如く瀉排と云ふは、寶劍出現章第六一書、大己貴命少彥名命條に、爲ニ顯見蒼生及畜產一則定ニ其療レ病之方一又爲レ攘ニ鳥獸昆蟲之災異一則定ニ其禁厭之法一とある災異是なり（其は第一章に、於保奈牟知命乃美己止仁、古倭美波、阿萬乃保乃計。都知、味豆阿治乎。奈伽和太仁伊連伊太須古登乃。太要邪流乎都倭止之底、曾能奈阿美仁萬都比光。倭邪奈須賞奴乎耶麻比止伊布、故選乎萬自奈比耶牟流仁、能里阿理。古連久須乃里登伊婦と有りて、禁厭の事を久須乃里と云ふを以て、其の災異も此の瀉排と同じく病を云ふと知るべし、此事下に委しければ、就て見るべし。阿志計乃毛能乃、宇奈自豫李母登須治仁伊當剝夫、阿萬補九美鳥知仁比路支和差奈志は、惡氣の物の頭より本筋に至りて、遍く身內に弘ぎ災成し」と云ふにて、其阿志計乃毛能と云ふは、下に和座乃倭訶知と云ひて、病門を八に分てる其第七に、母能乃解者、萬自故俚、介太毛乃々解、多訶可味乃介、と有る其にて、

母能とは彼の鬼魅を云ひて、道饗祭詞に麁備踈備来物とある是なり、萬自故倶と云ふは、右詞に云々來物爾相率相口會事無氐とある共にて、大祓詞に蟲物爲罪など有るも同じく、人に交りて懲らし亡ぼす鬼魅の所爲を云ふなり、次に介太毛乃々解と云ふは、其大祓詞に畜仆志と云ふ事のある共を云ふなり、次に多訶可味乃介とは、又、其詞に、高津神乃災と見えたる是にて、上に引ける水垣宮段なる神氣と云ふも、此に同じきが、皆頂より入る事と所見たり、今も夜行などの時など、樹神山鬼などの棲むべき所を通り合はする時は、頂後より始まりて身も縮むが如き事有るなどを考へ合せて、神の御言の違はざるを思ふべし、（此等の如きも、皆氣に預かる事共は皆峙置師神の所爲なりと知るべし、景行天皇二十八年御紀に、吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放二毒氣一、令レ苦二路人一、並爲二禍害之藪一、故悉殺二其惡神一、開二水陸之徑一と見え、又日本武尊の御前に、白鹿に化りて來れる山神など、又は膽吹山神皆右の氣に係づらへるは其神に屬きたる妖鬼なり、源氏物語などに、物氣と云ふ事多く出でたるも、皆鬼物に犯さるゝを云へる者なり）未太阿之計乃、久知波奈理伊流毛乃波、布倶之與呷毛登須治仁都多比伊當理弖、乃知奈訶倭太仁伊太里、濃座奈須毛乃、美奈於訶世和坐登伊布、と有る、此は上章の鬼物などに係れるとは違ひて、唯惡氣の災を云ふなり、又は又惡氣の口鼻に入る者は、肺より本筋に傳ひ至りて、後、中臟に至り災成す者、皆犯災と云ふ、となり、右の於訶世和坐と云ふは、次に和座乃倭訶知と云へる第一に在りて、於伽世和坐者、非延乃解、奈都乃解、訶坐計、惠耶美、惠智耶美、波良介、奴倶美波陀介、伊褻、と有りて其分ち八なり、一は寒氣、二は暑氣、三は風氣、四は疫疾なるが、愛の假字なる可きを惠に作れゝども、稀々には斯る違も有り、五の惠智耶美は詳かならず、六は腹氣、七は咳膚氣にて、熱氣を

云ふなるべく、八は痘瘡(イモ)にて、氣瘡(イキモノ)と云ふ事なるべし、和名抄に、皰瘡を裳瘡(モガサ)と有るは、伊の省かれて、語を成したる者と聞ゆ、又、其第六に、於非阿多伊波、阿免布利、紀利解、都由解、波太津介於非、と有るは、有犯災(オカセワザ)の如く口鼻より入るには非ず、凡ての身に負中(オヒアテ)らるゝなるが、雨降、霧氣、露氣、膚津氣負の四なるが、此も氣に感け犯さるゝなれども、病の條理を分くる故に、負中(オヒアタリ)とは云ふなり、此等を以て時置師神と云ふ義なむ、飽く迄詳かに曉り知らるべかりける、倩、右の八を、鼻口より犯し入りての病を爲すと云ふ事は、人智の得しも思ひ敗るまじき事なるも多在るを下にも云へる如く、景行天皇御紀、日本武尊の以㆑蒜て白鹿を彈き給へる所に、先㆑是度㆓信濃坂㆒者多得㆓神氣㆒以瘼臥、但從㆘殺㆓白鹿㆒之後㆖踰㆓是山㆒者、嚼㆑蒜塗㆓人及牛馬㆒、自不㆑中㆓神氣㆒也と有るは、山氣の事なり、萬葉十四(四丁)に、不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と有りて、古く氣に醉ふと云ふ諺の有るをも考へ合はせて神代の傳の虚しからざるを知るべし、又、伊勢風土記に、神武天皇御宇爾、惡神伊不加理人民亡、火氣發起而天下不㆑安云々とある、伊不加理は氣吹在にて、此も神氣を吐きて人を惱すを云ふ也、(神武天皇御紀に、天皇帥㆑軍而進至㆓熊野荒坂津亦名丹敷浦㆒、因誅㆓丹敷戸畔者㆒、時神吐㆓毒氣㆒、人物咸瘁云々、于㆑時天皇適寢、忽然而寤之曰、予何長眠若㆑此乎、尋而中㆑毒、士卒悉復醒云々と有るは、右の阿志計乃毛能と、阿之計との二つに亙る事故に、此の細書に引けるが、右の毒に中りて瘁させ給へるに、下に至りて醒むと有るは鼻口より入りて犯し奉れるが故なり、倩、犯は於加志とか、於加須とか云ふべきを、何に出でたるにも皆於訶世と有り、此は其書の例なれば、然心得て有るべし)倩次なる煩神、開囓神を、古事記に和豆良比能宇斯能神、飽咋之宇斯能神と云へる例を

以て思ふに、此神も時置師之宇斯能神にて、其時犯しを行ふ疫神の主領なるべき事、云ふも更なり、宇斯と云ふ義は、次なる煩神の下に說くべし、○投₂其衣₁に、記傳六(四十八丁)に、美會と云ふも古言なれど、猶美都斯と訓むべし、八千矛神の御歌に、奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠云々、蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠云々と見え、萬葉にも、十(三十丁)に、公之御衣爾織將₂堪可₁聞₂十四(三丁)に、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母など有り」と有るが如く、此も衣を美都斯と訓むべきなり、其美は御の意、都斯は爲₂著₁の義なり、古事記日代宮段、倭建命の御歌に、那賀祁勢流、意須比能須蘇爾と詠ませ給へるに答へ奉りて、美夜受比賣も、和賀祁勢流、意須比能須蘇爾と詠みたるを以て曉るべし、萬葉四(十七丁)に、吾背子之蓋世流衣之、針目不落」六(二十七丁)に、吾背子我、著衣薄などとも見えたり、(右の美夜受比賣の歌の都勢流を、寛平熱田緣起には、都流とある方正しかるべし、他の著たるを都勢流と云へるは爲₂著₁なり、自の著て居るを都流と云ふは著有と云ふ事なればなり、右の萬葉六なる著を、伎多留と訓めるは誤なり、例に依りて都勢流と訓む所なり)備、同じ衣に、美會と云ひ、伎奴と云ひ、許呂母とも云ひて、其名種々なり、美會は御襲なり、其に寶鏡開始章神衣の事に云ふべし、伎奴と云ふは絹布と云ふ事なるべし、日代宮段、倭建命御歌に、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻斯袁とある、岐奴も單衣と聞えたり、萬葉一(十三丁)に、狹野榛能、衣爾著成、目爾都久和我勢と有るも、上に著るを伎奴と云ふなり、目に著と有るを以て考ふべし、備、伎奴は上に著る物なる故に、右の如く色物を摺り著たりしかば、七(三十五丁)に、垣津幡、衣爾摺著₂九(十九丁)に、山藍用摺衣服而₂十四(三十五丁)に、奈波之呂乃、古奈伎我波奈乎、伎奴爾須里、十七(十二丁)に、加吉都播多、衣爾須里都氣な

どあり、然れば上なる耳を伎奴と云ひて、並てを云ふには非ざるなり、(和名抄衣服類に、在レ上曰レ衣、在レ下曰レ裳、摠謂二之服一也と有る、衣は伎奴に當り、裳は裨、又は裳に當り、服は許呂母に當るべし、袍、和名宇倍乃岐沼、縫掖、和名萬都波之乃宇倍乃岐奴、背子、和名加良岐沼、單衣、和名比止閇乃岐沼、袷衣、和名阿波世乃岐沼、布衣、獨衣、加利岐沼など、皆上に在る衣を云ふなり)許呂母は古事記八千矛神の御歌に、曾米紀賀斯流爾斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與曾比と見え、仁徳天皇二十二年御紀なる御歌、共に虚呂望虚曾、赴多弊茂豫耆云々、又、那虚務始能、譬務始能虚呂望、赴多弊耆氐、箇區彌云々と有りて、許呂母の下に眞具さに取り裝束ひとも、二重も宜きとも、二重著て圍むとも續けさせ給へるを考ふるに、摠てを許呂母と云ふにて、美郡斯と共に廣き語なりと知るべし、萬葉一(二十五丁)大御歌に、仁保布榛原、入亂、衣爾保波勢と詠ませ給へるも、摠てを宣へるにて、上に引ける狹野榛能衣爾著成と、一方に服を著けて云ふとは異なり、然れば、許呂母と云ふは著諸の字の義なるべし、(又、萬葉一に、我宿有、衣乃上從など有るは、夜の衾を云ふなり、上に引ける和名抄に、上に在るを衣と云ひ、下に在るを裳と云ひて、摠謂二之服一也と云へる服字に當るべし、和名抄衣服類に、缺掖、和岐阿介乃古路毛、襴衫、須曾豆介乃古路毛、一云二奈保之能古路毛一、裘、和名加波古路毛、俗云二加波岐沼一など見えたり)○煩神は、上に引ける大同類聚方に、少彦名命乃美古登仁、阿旨解玉邪、阿旨阿治和差乃布太津者、耶麻比乃門止牽鬪と見えたる、阿旨解玉邪は氣に屬ける病にて、時置師神の掌る所なる事、右に註せるが如く、阿旨阿治和差は體に屬ける病にて、開齧神の司る所なる事、下に傳するが如くなるが、此二より延きて、心を勞らし、思慮を惱ませる病を、和豆良比と云ひて、右の氣と體とに就き

たる病の本の本なり、同書、於保奈牟知命乃美己止仁云々、比登乃美乃奈連流牛自免波、安萬都美佗麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆爾奈理、智之保奈利、士々奈利、須知奈利、保念奈利、南訶和多奈俚、與通依太奈利、訶波奈利、波奈々利、久知那利、萬那古奈俚、美味阿奈々利、加美介奈利、遊毘奈利、都鼠念奈流、と見えたる其始なる、天津靈を令レ病るなれば、病と云ふ中にも殊に可畏きは、彼の惡氣惡味の二災は、外より來る病なるを、此は內より出づる病なればなり、（若て外より入る諸病にも、何にも內に在りて相交こるが故に、何れの病も、末は必ず此所に至れるを思ふべし）倩、傳七の卷に既に云へる如く、和豆良比は吾著有合にて、我に列り著きたる病を云ふなり、名義抄に、厄を和豆良比と有る是なり、天武天皇九年御紀に、哭之の字を和豆良布と訓みき、其和豆は、萬葉一（六丁）に、和豆肝之良受と云ふ語有るは、吾著も不知と云ふ事にて、俗に分別もなくと云ふ事にて、此の和豆も右に同じく吾著の意、良比は其狀を云ふなり、神に在れ、鬼に在れ、人心に依るを託と云ふ、其にて天津靈を令レ病るは、其神の託有が故なり、神功皇后御紀に煩を伊多豆伎と訓めるは、痛着の心なるを、雄略天皇御紀に、勞竭字を然訓み欽明天皇御紀に、煩を又伊多豆賀波斯久と訓めるなど考ふべし、萬葉五（三十八丁）に、年長久、夜美志渡禮婆、月累、憂吟比、許等々々波、斯奈々等思騰、五月蠅奈周、佐和久兒等遠、宇都弖々波、死波不知、見乍阿禮婆、心波燃延農、可爾可久爾、思和豆良比、禰能尼志奈可由、と有るを讀下して見るに、年長く月累ねて病み渡る身にしあれば、盡は死なむと思へども、騷ぐ子等を棄てゝは、死なむは知らず、見乍有れば、心は燃ゆる故に左に右に思和豆良比、啼耳し泣かると云ふ事にて病に係づらへると、死にも死なれざるとを合はせて、和豆良比と云へるにて、吾に著きて得去

らぬ事を、心に病みて云ふ語なり、(記傳に「病に障られて、清々しからぬ意なり」と云はれたるは應し、名義抄に、煩を和豆良布とも、和豆良波志とも、宇流佐斯とも波宜志とも訓み、又、常に煩字を伊多豆伎とも、伊多波豆とも訓み、字書に、煩勞也と有るなどを思ひ合はすべき者なり、字鏡集に、瑞の字を和豆良布とも、宇流佐志とも訓めり、然れば、宇流佐志、又、伊多豆伎など云ふ言も、近く其意の通へるを合はせ考ふべし）古今集詞書に「心ち和豆良比云々」と見え「心ち損ひて、和豆良比ける時云々」と見え、敏行集に「近江の關寺に煩らひ隠り侍りけるに」と云ひ、常にも何と無く病む事を和豆良布と云へるも、多くは心の勞づがはしき方に取りて云へるなり、又其より轉じて、某病を和豆良布と云ふも、某病の吾身に著きたる意なり、又右に引ける大同類聚方に、阿旨解王邪、阿旨阿治和巻と並べて、下に耶麻比乃門止岐閉と有るも、病を和豆良布と云ふ事を、倒に置きて云ふなり、王邪は災異なる事、上に云へるが如くなるが、此も其犯し令レ病る神に係けて、所爲の義にて、和豆良比の和豆の、吾著の意に甚遠くも非ざる語なり、然れば、阿旨解王邪は、阿旨解和豆良比、又、阿旨阿治和巻に阿旨阿治和豆良比と心得て、違ふ事無かるべくなむ(記傳六に「今俗に、行遇神に行き遇ひて和豆良布と云ふ事有るは、此神などにもや」と云はれたるは然る言ながら、行過神は行の時置師神などにぞ當る可き）故、此神を、古事記には、和豆良比能宇斯能神とあり、此には無けれども、御紀には、宇斯には大人と被レ書る定格にて、天孫降臨章に、大人此云二于志一と註されたり、欽明天皇三十一年御紀に、道君を道能宇斯と訓み、用明天皇二年御紀に、卿字を宇斯と訓める、此二つは人を敬ひて云ふ語なるが、此古本は長者なる人を、他より云へるなり、古事記御天降段に、問二其大國主神一言、天照大御神、高木神之命以問使之、汝

之宇志波邪流葦原中國者、我御子之所知國言依賜と有るにて、能く分れたり、宇志波久とは、上より被レ任ずして、其國の長たるを云ひ、所知とは其命を蒙りて、其國に君たるを云ふなり、遷却崇神詞に、自二此地一波四方乎見霽山川能清地爾遷出坐氐吾地止宇須波伎坐世止、と有るは、事任し給ふが如くなれども、神の所在を現人神より賜ふべきならねば、其地に就きて長と坐せとなり、又、萬葉五（三十一丁）に、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等と有るは、六（三十六丁）に、住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜と有れば、住吉大神たるを、其神の船路を守り給ふ事、何れの神より被レ依給へるにも非ざる故に、宇志播久とは詠めるなり、（宇志波久とは、其地に長として其境を有つ義なり□□天皇御紀に、劒を佩く事を持レ劒と書きて、其持字を波久と訓めるを考へ合はすべし、宇斯は、右の如く長の意とは、予が說く事なれども誰しも貴人の義に思ふめる故に、今宇と袁と相通ふ例を示さば、神功皇后御紀に、儲弦を宇佐由豆流と訓めるを、古事記には宇佐由豆流と有り）天孫降臨章第二一書に、齋主神號二齋之大人一と有るも齋主として仕へ奉り給へるを以て、齋之大人とは申せるにて、其即て長者（ヲサ）の義なるを曉るべし、然れば、其群の長（コサ）たる者を宇斯と云ふに、甚能く當れる言なりかし、右の君をも、卿をも、宇斯と訓めるを以て他人を敬ひて某之大人と云ふ事も、古に有りける事を曉るべし、又、人を敬ひて主とも云へり、空穗藤原君卷に、此女能き盗人なり、争で汝は右大將主の娘の文とて云々、新猿樂記に、太郎主なども云へり（大君、中君、三君、四御許、五君、六君、七御許、八御許、九御方、十君、十一君、十二君、十四御許、太郎主、次郎君、四郎君、六郎眞人など竝び出て、君とも御許とも、主とも、眞人とも云へるにこそ、但し其頭、宇斯とは餘りに云はざりしと見えて、中昔に

見えず）○投其褌は、波加麻は履裳と云ふ事なるべし、記傳六（四十九丁）に「御褌、和名抄に、袴、八賀萬とある是なり、雄略天皇御紀の歌に、多倍能婆伽摩鳴、那々陛鳴絁とあり、偖、字鏡に、褌、裩、衳、口大の袴、志太乃波加萬、和名抄に、褌、須萬之毛能、一云、知比佐岐毛乃などあり、如此分けて呼ぶは後の事にて、本は袴も、褌も、唯波加麻なるべし、字には拘るべからず、此に褌字を書きたれども必ずしも特鼻褌の事とも定むべからず、彼雄略天皇御紀の歌に、那々陛鳴絁と詠めるを以て、表の裝束なるをも、波加麻と云へる事を知るべし」と有るが如し、（崇神天皇十年御紀に、褌屎處曰屎褌、今謂樟葉訛也、と見え、古事記にも、屎出懸於褌、故號其地謂屎褌と有るは、右の須萬之毛能の方なるべし）、履裳ならむと云ふ故は、瑞珠盟約章に、縛裳爲袴と有るは、天照大神の男の御裝を成し給ふ所の文なり、女神に渡らせ給へば、常は連幅れる御裳を御させ給へりしを、其を縛り上げて、兩股なる御袴に成し給ひて、履く物に成し給へる故に、波加麻とは云ふにて、裳の引き纏ふ物を蹈み入れて履く由の名なり、和名抄に、野王案、在上曰衣、在下曰裳、摠謂之服也、と見え、古事記には、伊邪那岐大神にも、御裳と云ふ事の見え、賀茂舊記に、夜夢天神御子云、各將逢吾、造天羽裳、炬火、祭鉾、待之と有るも、男神の料に天羽裳と有るなれば、男の袴をも母と云ひしを、摠ては男は履く方、女は纏ふ方なる故に、唯母と云ふ時の、女の事に耳成れゝども、右に出だせる和名抄の、褌の下に、衳、小褌也、漢語抄云、衳子、毛乃之太乃太布佐伎と有るは、表袴を母と云ひて、裳下之褌と云へるなり、名義抄にも、褌字を字鏡と同じく志太乃波加萬と有るを、志多母と云ふ訓の有るは、下裳と云ふ事なり、又、志太乃波加萬と云ふも特鼻褌は履が如くして結る物なれば、波加麻と云へるにて、何

れも裳と云ふ言の離れざるを思ふべし、（又、裳は女の裝束なる故に、打任せて云ふ事なるが記傳に、后宮名目抄に、「御志多母、下裳と書く、此は御湯具の事にて、末々にては御湯持白など申侍る云々、とあり、女は表に著る裳有る故に、其に別たむ爲に、下と云へるなるべし」と有るが如くなれども、右に云へる如く、男にも袴を裳と云ひ、其に分たむ爲に、下裳と云ふ名目も有るにぞ有りける）〇開囓神は、古事記に飽咋之宇斯能神、名義は飽咋の字の如く、飽とは物の度を過ぐすを云ふなり、常陸風土記に、多珂郡云々、其道前里飽田村、古老曰、倭武天皇云々、獵漁已畢、奉ㇾ羞二御膳一時、勅二陪從一曰、今日之遊、朕與二家后一、各就二野海一、同爭二祥福一、（俗語曰二佐知一）野物、雖ㇾ不ㇾ得、而海味盡飽喫者、後代追ㇾ跡、名謂二飽田村一と見えたる、飽喫の言是なり）萬葉二（三十七丁）に、臥居雖嘆、飽不足香裳一五（十七丁）に、阿岐太良奴比波、家布爾志阿利家利、六（十五丁）に、今耳二秋足目八方一十（二十七丁）に、相見久厭雖不足一十二（四十一丁）に、荒津左右、送來、飽不足社一十三（二十九丁）に、土打哭杼母、飽不足可聞一十九（十七丁）に、伊夜奈都可之久、雖聞飽不足一又（二十丁）今日耳、飽足米夜母一二十（十一丁）に、安我毛布伎美波、安伎太良奴可聞一などと、多く飽足と言續け、又、十（四十一丁）に、毎日聞跡、不足音可聞一十二（三十八丁）に、見當不足、君爾所贈而一など、足を阿久とも訓めり、（名義抄に、飽を阿久とも、阿佐多流とも訓めるは、字に當れるを、又、須具流と有るは、義に當りて、足字なども同じ義なり、此の事は、下に此の神の説有りて、そこに引ける論語學而篇に、君子食無ㇾ求ㇾ飽、居無ㇾ求ㇾ安云々と有るも、食に飽くと云ふ事の例なり）然れば、此に開囓神と有るも、口を開きて囓ふ義なるが、物を囓ふには、多少共に口を開くは常なるを、殊に開字を書かれたるは、飽

く逆嚼ふと云ふ意を示せて書ける者なるべし。又、飽咋の咋字も、記中に以爲咋破呉公唾出、又、獻大之眞名咋など、皆、喫字、飡字の義に用ひたり、字書に、咋、嚙也と見えたり、然れば此神はしも、飽く迄食物を貪り飡ひて、精を生ぜる神の首領なりと知るべし、神名式に、和泉國大鳥郡開口神社有るは此神か、若し然らば其魂を祭り和めたるにて、上なる泉津醜女を出雲國意宇郡に筑陽神社に被祭たると、其致一なるにや、其社、今堺津に在りて、三村大明神と申す由なるが、其堺は疫神を祭れる地なるをも思ひ合はすべく、又、和泉志に、道守神祠在堺南庄と云へるは、泉守道者を祭れるなど、由有るを思ふべし。和泉志に、住吉舊記曰、云々爲住吉之外宮、故朝廷二十年一度毎、造替住吉社、當社亦造替、元開口村、水戸村、原村之間也。故俗稱三村大明神云々と云へり、神名帳頭書に、兼永點本訓口曰久比。蓋爲開嚼神と云へるをも思ひ合はす可し、(但し臨時祭式なる、畿内堺十處疫神祭の中には漏れたり、偖右の三村明神を、事勝國勝長狹神を祭れるを、後に生玉神、牛頭天王を合せ祭る由に云へり、予思ふに事勝國勝長狹神は、猿田彦神とも云へる異說有るに依りて云へるにて、此は堺にて疫神を祭るは、衢神を祭れるを思ひ僻めたる說なるべし、生玉神は大巳貴命なる由、予、祝詞講義に註せるが如く、牛頭天王は、備後風土記に依るに、素戔嗚尊に坐々し、又疫疾を守り給ふ神に坐せば、衢神に合せ祭れるも由あり、何れにしても、事勝國勝長狹神と云ふ事、心得ず）抑々食物はしも、第十一ノ一書、保食神の身より成れる物を悉く取り持ち去りて獻れる所に、于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之と見えたる如く、天下の蒼生の身命を有つ可き珍寶なり、然れども、已に所見たる伊弉冊尊の如く、尊き大神に坐すすら、飡泉之竈の事に依りて、顯國に出で返らせ給ふ事の出來坐さず

成りて、穢の禍事は其より起れる事、右に所見たるが如し、又、古語拾遺に、昔在神代大地主神營レ田之日、以二牛宍一食二田人一、于時御歳神之子、唾レ饗而還、以レ状告レ父、御歳神發レ怒、以レ蝗放二其田一、苗葉忽枯損、似二篠竹一、とあり、此も亦食の穢に依りて、甚じき禍事とは成れるなり、所以に、天照大神の皇御孫尊に瑞穂を授け奉らせ給ふ所の大御言に、以二吾高天原所レ御斎庭之穂一、亦當レ御二於吾兒一と詔り給へる事、天孫降臨章第二一書に出でたり、如此く斎まはり清まはりて、慎しみ給ふ時は、實に活きて活くべき物たりと雖も能く迩此を食ふ時は、又其反にて、身命を損ふ事、甚多在り、此れ其度を過ぐせる災なり、天上の儀式は、右の如く食に嚴なるを、彼泉國にては、其とは異にて、上に見えたる蒲萄葡の成れるや否、醜女の採啖へる、賤しき状なるを思ふべし、（善事悪事の悪事も此と同じ道理にて、彼茂穂の本末傾けむ、中取り持ちて行ふは、善事にては有れども、其も物は頻りて其度を過ぐせるは、禍事と成る所由、下なる八十柱津日神の所に屬せるを見て辨ふべき者ぞかし）大同類聚方に、於保奈牟知命乃美己止仁、古麻美波、阿萬乃保乃計・都無、味豆阿治乎、奈無和太仁伊遅、伊太須古登乃太要都流乎、都侶止之底、曾能奈阿美仁萬都比光、倭都奈須安奴乎、耶麻比止伊布、とある阿萬乃保乃計は、唯々火氣と續きたる如くなれども、實は火氣と火と二つを云ふ事、上に註せり、都無は土毛を云ひ、味豆は水にて、共に食と成る物を云ふなり、阿治は古書に味字を書きて即ち食味の事なり、此を中臓に入れ出だす事の絶えざる其人の平生なるを、其中身に滞ひて災成す物を、耶麻比と云ふとなり、此には食に飽く事を云はざれども、奈阿美仁萬比光と有るなむ、食味の滞れるに本きたる事著明し、其は上に引ける少彦名命乃美古登仁、阿古保止悲、阿古阿治阿業乃不太津者、耶麻比乃門止豆利、と有るを以て、其と知らる

るなり、此に阿旨阿治と有るからは、毒物にても喰ひ、禁忌の物に中てられたる如く見ゆれども、然に非ず、毒物に在れ、禁忌の物に在れ、何に依らず口中に入れて、人身を犯し病ましむるを云へれば、右に云へる飽昨なむ、其病の本なりける、（又、阿治和歌致と云ふ一章有り、仁我理、須婆理、鞍摩歸、新武喜、新褒波遊岐、盈倶剤、阿波紀、と六種に分けて其能を云へり、其は薬物の事には有れども、常の食味に至りても、同じ事なり）其次に萬太、阿志阿治莫吼曜比夭、伊比布其篠利、保乃記能甫之、抒居須治仁通太比光、美爲知二非路爻、和美奈之奈夜昌須抒濃乎、哪訶耶麿日止伊姉奈利と有るは、悪味を喫ひて、脾胃より火氣上し、本筋に傳ひ、身内に弘ぎ災成し、悩ます物を中病と云ふなりと云ふ事にて、謂はゆる身中の諸病なるなり、然れば其次なる和座乃倭訶知と有る中にて、能民區日阿太利、又、致乃和座、又保豆穏乃於止倡階と有るなどは、皆右の悪味災の處なり、文に、能美區比阿太利者、阿之抒乃太之味、久累比阿波世、阿延流蒙能阿多剰、阿之萬白要抒欠乃曜日、と有りて、飲食中りには、悪物畜と、喰合と、和物中と、悪変物喫との四なり、次なる血之災と、髓之衰とを、食物に係る事は、第二章に、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆爾奈理、知之根奈利、云々と有るを、第三章に、保乃岐波故比乓、美豆阿治乎訶抒延と見え、第四章に、美豆波、能民區日乃安治萬計奈剰、云々、伊路味底、知士甫登奈剰云々と見え、第五章に、蒂豆波致旨補乃須倶唎有滿記乎云々、と有りて、何れも食物を本と爲て成れる者なれば、此等も皆飲食の度を過ぐせると、食ふまじき食味を貪り喫へるとに由りて起れる病なれば、是を以て右等の類はしも、此なる開嚙神の司る所なりとは云ふなり、（但し今は漢土西洋の醫説世に多く行はれて有り、其説に合へりや合はざるや、予此を知らずと雖も、神皇の御典に説き忝

るを作と爲る此大業を拘へながら、然る末々の枝國の說共に合へる合はざるを云ふべき事かは、已に右の三神の事に就きて、素問以下の外書を以て、少か論徵したる說も有りしかども、今此說の成れるに就きて、悉く捨つるには至れるぞかし）〇右の時置師神、煩神、開囓神の三神は、疾病を掌る長者(ウシ)なる事、上に註せるが如くなるを、古事記には右文に續けて次於二投棄左御手之手纏一所レ成神名奧疎神、次、奧津那藝佐毘古神、次、奧津甲斐辨羅神、次於二投棄右御手之手纏一所レ成神名邊疎神、次、邊津那藝佐毘古神、次、邊津甲斐辨羅神と有りて此六神の名出でたり、此には何れの一書の傳にも見えざれども此第六一書はしも、大凡古事記と同じ傳なるを、此に成れる他神等の事は打合へるに、此に至りて甚足らぬ心なむ爲ける、故、倩考ふるに、右の古事記の文は、必ず此に在りて傳はれりけむを、如何してか漏れたりし者と所見たり、予已く說を得て、右なる三神は疾病神なるに、此の六神は海陸に荒きて禍事を成し行ふ神なり、然れば此に說き示さずしては、此なる始終の結を爲難き故に註さむとす、（但し其說は記傳六卷に委しく註されては有りけれども、予が說は其とは大に異なる故に、殊更に今言擧げ爲る者なり）右に投げ棄て給へるは、御帶、御衣、御褌の三なり、此に又、左右御手の手纏と合はせて、此五をぞ泉門に擲げ給へりけむ、其外にも、御杖は此より以前に投げ給へれば、此の列に非ず、又、古事記に御裳の事有れども、其は御帶なりし傳の誤なる由、上なる投二其帶一の下に論へるが如し、又於二投棄御冠一所レ成神名飽咋之宇斯能神と有れども、其は此に、又投二其褌一是謂二開囓神一と有る方正しければ、其御冠と云ふは、前に取二黑御鬘一投棄とある其事の別なる物の如く傳はれるなるべき、瑞珠盟約章なる天照大神の御裝束に、以二八坂瓊之五百箇御統一、纒二其髻鬘及腕一と有りて、其より外には御冠に當れる物無

きを思ふべし、出雲神賀詞に、伊都幣能緒結、天乃美賀秘冠利天と有るを以ても、上古に冠と云ふは、後の冠及幞頭などの狀ならざりし事は知らるゝなり、若て又此には又投二其履一、是謂二千敷神一とある、履は然も有りなむを、千敷神は古事記に依るに、伊邪那美神の亦御名なれば、此は傳の異なるなれば、此に在るは誤なり（其は下に云ふ事には有れども、此に少か云はずては、總ての係りて分明しからぬ事共の多きに依りて止む事を得ゞざるなり）〇手纏は、記傳六（五十一丁）に「仁德天皇五十五年御紀に、田道てふ人の蝦夷と戰ひて死にし所に、時有二從者一、取二得田道之手纏一、與二其妻一、乃抱二手纏一縊死」と、萬葉十五（十三丁）に、和多都美能、多麻伎能多麻乎云々と、三代實錄に、貞觀十二年正月十三日、勅充二壹岐島甲並手纏各二百具一などあり、和名抄には、射藝具に、韝、和名多麻岐、一云小手也とあり、實に後に云ふ小手の如くなる物と聞えたり、但し射藝具に成れるは後の事なり。上代には常にも著る物なりき」と見えたり、又此にも玉を纏附けたりけむ事は、古事記御宇氣比段に、亦於二左右御手一、各纏二持八坂勾璁之五百津之美須麻流之珠一と有るにて灼然し、此には手纏とは無けれども、次に曾毘良邇者負二千入之靫一、附二五百入之靫一云々と有るにても、實に後世の小手の狀に似通へばなり、（右の萬葉十五に、多麻伎能多麻乎と有るを合はせ考ふべし、天孫本紀饒速日命の形見物の中に、天羽々弓、天羽々矢、復、神衣、帶、手貫三物とある、手貫を多麻伎と訓みたれども、字の如く多奴伎と訓むべきなり、名義抄に、韝字を、和名抄の如く多麻伎、又俗云二古氏一と有る外に、多加陀奴伎とも、牟須夫とも有り、又、鷹韝を多加陀奴伎と有るは、鷹手貫と云ふ事なるべし、然れは手纏を手貫とも云ふなり）又、記傳に、「是を手結とも號けしにや、萬葉三（三十四丁）に、丈夫乃手結我浦と續け詠めり、是なるを安

康天皇御紀歌に、阿由比能古輪揺」雄略天皇御紀歌に、阿遙比那陀須慕と有りて脚帯(アユヒ)と云へれば、手なるをも然は云ひけむ、師云西宮抄(五月六日條)に、諸衛出二馬乘人一、著二裲襠(ウチカケ)、錦袴、甲手纏、足纏」と竝べ云へる足纏は、阿由比と訓むべければ、手纏も多由比と訓むべき事灼然しと云はれき、今思ふに、萬葉に右の如く續けたるは、手纏の意なれば手纏をも卽多由比と爲むも物は違はず」なり、然れども、名は別なるべし、若し多由比ならば、この記にも手結と書くべきを、纏字を書けるは、多麻伎なる故なり、此記の例必ず然り、其上、萬葉十五、又、和名抄などにも、多麻伎と有るをや、唯同物に二名有りしなりけり」(補意)とあり猶上に云へる手貫と云ふ名も有れば、合せて三名有るなり〔右に師云と有るは冠辭考の説なるに就きて、今少か文を補ひて引けり、又、西宮抄、野行幸裏書に、諸衛督將佐以下著二狩衣、胡籙、脛纏、小手、行縢(ムカバキ)」と有るを合せ見てば、手纏は小手、足纏は行縢なる事知られむかし〕○奥疎神邊疎神以下の奥邊と云事は、記傳六(五十二丁)に「先づ左の御手纏に成れる三神を奥と云ひ、右のに成れる三神を邊と云ふ云々、但、左を奥に當つるは、師説に、萬葉九(二十五丁)に、吾妹兒者、久志呂爾有奈武、左手乃、吾奥手爾纏而去麻師乎と有る、卽ち此意なりと云はれき、此に依らば、左手を奥手と爲るなり、但、右は邊なる事灼然し、卽ち邊の意に叶へり、又、萬事を先づ右手して爲るも、左は奥なるが如し、諸の山津見神の成り坐せるも、左手に志藝山津見神、右手に戸山津見神なり、これも其の奥と邊とに合へり、但、淤伎と淤久とは同言なり、邊は端方なり、波志を切て比となり、比倍を切めて閇となれるなり、故、海邊を宇美倍、濱邊を波麻倍とも古歌に詠めり」とあり、此にて左右の奥邊なる事明らかなれども、猶言義詳らかならず、故、思ふに、淤久は置くにて、物の動かざる

由にて、邊は經にて、共に又靜ならざる意有りて、言本は動靜に依れるなる可し、其は此を大きく云ふ時は、奥は別天にて常に靜なるを、邊は日天にて常に運旋るなるが、體に取りても別天は大きく、日天は小さければ、奥邊に大小の形を備へ、又遠近の差別見えたり、（十種神寶の中に奥津鏡、邊津鏡と云へるも、大鏡小鏡と云はむが如く、此は形の大小に就きて云ふなり、其外、古書に、奥津棄、邊津棄と云へる此例多し）又、此を取りて天日と大地となり、天日はしも、天の中央に居て終古に易らざるを、大地はしも、其周圍を公運して一歳を爲し自己の私運して日夜を分てるなるが、天日は動かずして靜なり、大地は常に運旋る故に、神名にも浮經野豐買尊なども申せり、此も亦天日は奥なり、大地は邊なるが、遠近大小の事は上の例にて異なし、（但し天日を奥と云ふ例は無けれども、其奥と云ふ左は、古くも日足と云へる其の如くにて、天日の移ろはずして天中に係れるを云ふなれば、奥と云ふにも合へり、又、大地を邊と云ふ例も無けれども、常に國に國方と云ふは邊なるを思ふべし）又、刻みて海に奥と云ひ、邊と云ふ事、此は常の事なり、奥は人の往來ふ處ならざるを、邊は常に人の歩行く處なれば、又動靜大に遠近の義を離れざる事、上の如し、若て山には奥山と云へる、其に對へて端山と云へり、端は邊なる事、右に引ける記傳の說の如し、又萬事を爲すにも、右手を動かし運びて物爲るを、左手は唯添ふる計りなるが如し、此を以て奥邊は、本、動靜に依りて起れる言なるが如にて、左右遠近大小の義なる事を曉り明らむべき者なりしかし、（猶上なる級長戸邊命の傳に云へる事をも、又考へ合はすべき者なり）踈は、記傳六（五十三丁）に「古書に多く放又、離字などを訓めり、今言にも遠佐加留と云ふ即ち其意なり、佐加留と佐久留とは、自ら然ると、物を然爲るとの差別有り」と見えたり、神功皇后御紀な

る神の御託言の中に、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉と有るは、皇太神の荒魂にて、荒祭神の御名なるが、其天疎の疎も同じ事なり、一傳に、向匱男聞襲大歴五御魂速狹騰尊と有るも同じきか、速狹騰は速疎と云ふ義なる故に、時天皇謂二皇后一曰、聞惡事之言坐二婦人一乎何言二速狹騰一也と尤めさせ給へるを以て考ふべし、若て征韓の御政事畢へて返り給ふ所に天照太神誨レ之曰、我之荒魂不レ可レ近二皇居一、當レ居二御心廣田國一と教誨へ給へるに依りて、御許を疎らせ御在し坐さむと云ふ事なり、近字に比べて其義を思ふべき者なり、（此天疎向津媛命と申す御名を、先輩等の說に、皇太神の御身自御名告坐せる御名として、本御名と定めたるには非なり、下に我之荒魂不レ可レ近二皇居一と有るを思ひ漏らされ、又、五十鈴宮所居神と云ふに耳眼を着けられたる者なり、下なる八十枉津日神の傳に說き明らむべきなり）又、第十一書に、泉津事解之男神と云ふ神の有るも、伊弉諾尊の族離（サカレ）と宣へる驗に依りて成り坐せる神なる事上にも粗說きたる如く、又天孫降臨章第一一書なる天稚彥傳に、時有二國神一號二天探女一を、正書に、天探女此云二阿麻能左愚謎一と註せるを古事記にも天佐具賣と有りて、其に溺れる言なれども、其も疎の意なるべし、和名抄鬼魅類に、日本紀云、天探女（和名阿萬佐久女）一云（安萬乃佐久米）と有りて、此には二つ共に佐久と讀めり、俗此を鬼魅類に被レ載たるは、承る所有りて爲しし事と通えたり、記傳に、今世諺に天之佐古と云ふは此名なり、左に右に人に悖ひて心惡しき者をなむ云ふめる、と云はれたる、此に就て思ふに、天稚彥は天にて壯士に擢でられたる神なるが、此國に降り着きしより、然る鬼魅には交こられて、終に此國を得むと思ひ成りて種々の逆事を成せるも、皆其天探女が所爲なり、若て天より無名雉を降して令レ問給へば、言ひ進めて射殺さ

せ、其返矢に中りて、天稚彦を終に亡ぼさせたるなど、天稚彦の侍婢の如く化居て、物爲たるなり、此を以て、天探女の佐具と、此の奥踈、邊踈の踈と同意なりとは云ふなり、今昔物語二十四（二十段）に「年來住みける妻が去離（サリカレ）にけり」とある其れにて、人にも物にも交こり居て、去離令る謂なり、（源氏總角卷に「何か此は世人の云ふめる、恐ろしき神ぞ託き奉つらむと、齒は打透りて愛形無げに云ひ成す女有り、又甚切性々し、何ぞの物か託かせ給はむ云々」と有るを、細流に「世俗の諺に、嫁すべき時過ぎぬれば、神の憑となり、萬葉第二の大伴安麻呂娉巨勢人女歌「玉葛實生ぬ木には道速振る神ぞ憑とふ成ぬ木毎に」と云ひ、能因歌枕に「人の中避る神をば荒御前、又荒御靈と云ふ荒神なりし云々」とも云へり、下に云をも考へ合はすべし、又、落窪物語三下に「人の思ふ中避るは大事に非ぬやと云へば云々」と有るも、荒御前の託きたるにして云へるなり、又少女卷に「甚佐久自理老すげたる人、立交りて云々」と有るを、細流に「賢しく指し過したる心なり」と有るは、天探女の狀に能く似たり、小賢しく言痛き者に云ふなり）又、右の踈（サカリ）を、祝詞には宇登夫流と云へり、祈年祭詞に踈夫留物能自レ下往者下乎守、自レ上往者、上乎守と見え、御門祭詞に、四方四角與利踈備荒備來武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許利、相口會賜事無久、自上往波上護利、自下往波下護利、待防掃却言排坐氐、とあり、又、道饗祭詞には、根國底國與里麁備踈備來物爾相率相口事無氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理と見え踈たる備は踈々（アラく）しき狀を云ひ、荒備も散々（アラく）しき狀を云ひて此踈夫留物と云ふは、根國底國の汚穢に依りて成れる荒ぶる惡しき神なる故に、其を禦ぎ給ふ神等も成り坐して、其を守り給へば、踈々しく散去り居て、中々に惡事は成し得ざるを、其守り給ふ虛隙（スキマ）を伺ひて、入りて犯さむと爲る者なり、

此を以て奥疎神、邊疎神の名義をも、又知るに足れる者なり。天孫降臨章第二ノ一書に、高皇産靈尊勅ニ大物主神ニ、汝若以ニ國神一爲レ妻、吾猶謂ニ汝有ニ疏心一、故今以ニ吾女三穗津姫一配レ汝爲レ妻、宜下領ニ八十萬神一永爲ニ皇孫一奉上レ護とある、此にて親疎の差別能く知らるゝなり、(名義抄に、疎字を宇登斯とも、宇都宮那理とも、於呂曾加那理とも、余曾とも訓める字を、佐加理に用ひたるは、其心同じきが故なり、疎と疏とは同義の字にて、名義抄に右の如く訓める外に、比良久とも、登保斯とも、能叙久とも訓める義をも、又、萬葉十三に、吹風母、和者不吹、立浪母、疎不立跡と有るには、疎を於保と云へるをも合はせ考ふ可き者なりかし)○奥津那藝佐毘古神、邊津那藝佐毘古神は、何れも男神なるに、女神の對なし、那藝佐は海邊なり、海宮遊行章に、以レ草裹レ兒棄ニ之海邊一と有りて其生坐せる御名を彥波瀲と云云と稱へ奉れるを以て知るべし、古事記には其を海濱波限とあり、和名抄涯岸類に、渚一溢一名、日レ渚、(和名奈木左)と見え、萬葉六(十二丁)に、滿波瀲一十三(二十一丁)に滿瀲とも書けり、言義は波段にて、海濱に波の打寄せたる跡には、段を成せる者なればなり、物を刻むと云ふも、段を成す謂なる事、已に上なる爲ニ三段一の下に云へり、(物に名殘と云ふは、浪の引きたる所に跡を殘せるを以て云ふなり、斯れば、那美佐陀の切りて波[illegible]と成れる事著し)

右の如くは、唯何となき海濱の神の如くなりと雖も、上なる奥疎、邊疎、二神の例を以て思ふに、元より穢れたりし物實に依りて成れる神にし坐せば、其に禍神の屬なるべき事、云ふも更なり、故思ふに、此は川澤江海に就きて妖事を爲せる神なりけり、瑞珠盟約章、素戔鳴尊昇天の所に、溟渤以之鼓盪、山谷爲レ之鳴呴とある如きは其神性の雄健に依れりと雖も、其に應ふる神有りて使然るなる可きを思ふべし、又其を、古事記には青山如ニ枯山一泣枯、河海者悉

泣乾とあり、此に依りて思ふに、河海を悉く泣き乾して何處迄も波瀲の如く成せりし故を以て、那藝佐毘古と云ふ名は有るなりけり、此神等は黄泉國の穢れたる物に因りて成れるを、伊弉冉尊に屬き奉り給ふ素戔嗚尊の所行を負けて、當昔荒び踈びけむ事の狀をも又思ふべし、又其那藝佐に、泣爲の義をも兼ねたるべし、右の噂、又は泣倚、泣乾などは、山海共に通はして云へるなれども、殊に溟渤の鼓盪へる狀の甚だしく有りけむと所思ればなり、（那藝佐の藝は濁音、那久の久は清音なれども、浪毀と云ふ本より見れば、上古は共に清みたりけむ事、云ふも更なり、偖、那藝佐と那久とを一つに爲て云へるは如何と思ふ人も有るならめども、已に註せる如く、時置師神に御帶を解き置かせるに依りて成れるを、時犯神なる如く、此段に成れる神等の名には多在る例なり、又、下に註せるが如く、天孫降臨章に、彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、云々と有るも、山海にて妖を爲す神の所爲なり、出雲神賀詞に、晝波如五月蠅水沸支夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛、事問天荒國在利とある、晝波如五月蠅水沸支の一章は、全く海水の方に依れるにて、如五月蠅は、水の沸騰る狀の、常に波の立てる狀とは異にして、水玉の群がり飛ぶが、五月の蠅の如く成りしとなり、古事記に皆涌くと有るは、惡神之聲と有れども、天孫降臨章六一書に、其者如五月蠅而沸騰之と、右の水沸伎と共に允當れるなり、若て次に青水沫毛事問と有るなむ、彼泣倚泣乾などの類にて有るべければ、那藝佐を泣爲と說くは、僻事には非ざるべくなむ、（然るは、事問とは有りても、正しく人の言語が如くは非ずて、唯泣くが如く呴ゆるが如く聞えたりし事とぞ推量られたりける）○奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神の辨羅は女等にて、女神と聞えたるが此には男神の對なき事、上なる那藝佐毘古に女神の對無きに似たり、偖、甲斐は大殿祭詞に、

今奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々と有りて、山門なる木の生ふる所を云ふなり、古事記朝倉宮段、大御歌に、久佐加辨能、許知能夜麻登、多々美許母、幣具理能夜麻登、許知碁知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯と有るにて、山と山の此々(コチゴチ)の山間なる所を峽(カヒ)と云ふ事灼然し、雄略天皇四年御紀に、丹谷を多邇加比と訓める、多邇は多理にて、水の流に就きて云ひ、加比は間にて、山の形に就きて云ふ、其二つを合はせたる者なり、皇極天皇三年御紀に、谷此云二波佐麻一と有るは、峽の意に同じきなり、和名抄に、峽、山間陜處也、俗云二山乃加比一とあり、（記傳に、「甲斐國も山間國と云ふ事なり」とあり名義抄に、狹字を勢婆斯、又、山乃加比とあり、俗、魚貝に加比と云ふも、其峽の如く凹める中に肉有るを以て云ふなるべくや、又は殼と殼と二つ合へる由なる可きにや）辨羅の辨は女、羅は等(ラ)にて、等しく女神にて相並べる由なるべし、山の峽なる處は、女の陰處の如くなる故に、此を富登と云へり、古事記浮穴宮段に、御陵在二畝火山之美富登一也と見えたるを、懿徳天皇御紀には、葬二磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵一と有るを以て、峽を富登と云ふ事有を知るべく、又、女陰を俗に加比と云ふも、其峽なる所に在るを以て云ふなる可し、（記傳に、辨は方なり、羅は下に置く助辭にて、例多き中にも、萬葉十四（二十九丁）に、與許夜麻敝呂と有るは横山方にて、此呂と同じ」と云はれたるは、實にもと聞ゆれども、此考に合はざるなり）此神の妖を成す所由は、此正書に青山變枯と見え、第二一書にも青山爲レ枯とあり、又、古事記にも其を、青山如二枯山一泣枯、河海者悉泣乾と有るなどは、素戔嗚尊の御荒びに依れりと雖も、又、其に應ふる神有りて使レ然る事、已に甲斐辨羅神の下に註せるが如く、又、甲斐辨羅は陜女なるが、其言に辨羅に滅の義を含みて青山を枯山成せる意有れば、此に決

く山に就きて妖を成せる禍神と聞えたり、已にも引ける萬葉二（十二丁）に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神曾著當云、不成樹別爾と有るが如く、木草に實の成らざるだに、一速ぶる神の所爲なれば、況て青山ヲ枯などは、荒ぶる神の所爲を得て物爲けむ事、云ふも更なり（又、物の所爲有るを甲斐有ると云ひ、無きを甲斐なしと云へる、甲斐は詮字に當るべし、中古の書共に、甲斐なし、言ひ甲斐なし、など云ふ甲斐は易字の義にて譬ふるに易ふべき物なしと云へる意なりと云ふ說有るは、然も有りぬべき事なり、然れば此の神名の徵には立て難し）又、天孫降臨章に、有ニ螢火光神及蠅聲邪神一、復有ニ草木咸能言語一とある蠅聲邪神は、上に云へる如く、海外にて妖を成せる那藝佐毘古神の所爲なるに合はせて、山谷にて妖を成すは右の螢火光神にて、甲斐辨羅神の所爲なる事、知らるゝなり、出雲神賀詞に、夜波如ニ火瓮ニ光神在利、石根木立青水沫毛事問天云々と見えたる、此に山とは無けれども、山には常に燐火在りて燃え上り、又妖火の出でて人に災爲るを以て知られ、又、石根木立の山に屬ける物なるを以て考ふれば、山岳陸地にて有る禍神の首領と云ふ者になむ有りけるヿ上なる那藝佐毘古神の、川澤江海にて妖を成し狀なるをも合せて考へざれば、心行き難き事こそ多からめと思ゆ）〇右件の六神は此御紀に漏らされたるを、殊更に古事記より引き出でて說く事は、彼の時置師神、煩神、開嚙神の三神はしも、病神にて、此なる奧疎神、邊疎神、奧津那藝佐毘古神、邊津那藝佐毘古神奧津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神六柱はしも、禍神と云ふ物にて、共に伊弉諾大神の泉國より歸らせ御在し坐しゝ時、御身に著けたる物を黃泉坂に擲げ給へりしに依りて成れる神なれば、顯國の神の如くなれども、其物實は彼醜國の汚穢に依りて成れる神等なる故に、伊弉冊尊に屬きて、此も亦黃泉神なる故に、祝詞には病なるをも、禍な

るをも、押摠めて根國底國與里麁備疎備來物とは云へるなり、（其は世を守り給ふ正しき神の限りは、此國にて生れ坐しゝも高天原を本處と爲給へると同日の談なり）其爲に、黄泉坂に塞れりし千人所引磐石の御靈を、八衢比古八衢比賣神と申し、又其御杖を投げ給へりし時に成り坐せるを岐神と申して、其神等を防ぎ却ひ御在る事、道饗祭と云ふ事の起れりし本なるなり、偖、右の疫神はしも、人に祟きて災を爲す者なるが故に、禁病禁厭の事を以て、此を掃却ふ方法出來れり、寶劒出現章第六一書に、夫大己貴命、與二少彦名命一戮レ力一レ心、經二營天下一、復爲二顯見蒼生及畜產一、則定二其療病之方一、又爲レ攘二鳥獸昆蟲之災異一、則定二其禁厭之法一、是以百姓至レ今咸蒙二恩頼一と見えたる是なり、此に鳥獸昆蟲と云へば、疫神とは別なるが如くなれども、其人をして令レ病る者は、其靈を物に託けて災異を爲るなり、上なる時置師神の傳に引ける大同類聚方に、母能乃醉者、萬自故俚、介太毛乃々解、多訶可味乃介、と有るを以て知るべし、然れば、右の時置師神、煩神、開囓神等の、災異を攘ひて疾病を療むる道は、已に大己貴、少彦名二神の神功に定まれる者なり、（又、其道饗祭はしも、元來其大己貴命の事始めて、高天原に奉らせ給へる政事にて、其より皇御孫尊の大朝廷に傳はれる由、別に見る所有りて、其講義に已く論けるを、又天孫降臨章にても云ふべし）其禍神をも、大己貴命ぞ言向和し給へりける、右に引ける一書なる其神の御言に、夫葦原中國、本自荒芒、至レ及二磐石草木一、咸能強暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一と所見たる是なり、然れども、其は岐神の神威を得て和順へ物爲給へる事、天孫降臨章に、大己貴神白二於二神一曰、故吾亦當レ避、如吾防禦者、國内諸神必當二同禦一、今我奉レ避、誰復敢有二不レ順者一、乃以平レ國時所レ杖之廣矛一授二二神一曰、吾以二此矛一卒有二治功一、天孫若用二此矛一治レ國者、必當二平安一と有るを以て知る

べし、前に磐石草木に至る迄に取託きて荒芒たりし神を、悉く推伏て和順(ナゴメ)給へれば、然る禍神も、大己貴神には從ひ居たりしなり、然るに、今皇御孫尊に國土を避奉給ふに就きては、岐神の神威を得給ふに非では、然る神等を言治めさせ給ひ難けむとて、廣矛を奉らせ給へるにて、其は岐神なること上にも註せるを合はせ考ふべき事なり(然れども、其間と雖ども天探女が如き禍神有りて天稚彦に相交こり、相口會ひて、其神を忠誠ならざる神と成して、終に高津島の殃に依りて、身亡せたりし事も有りければ、丕くは右の二神經津主神、武甕槌神なむ、悉くに言向(コトムケ)和し鎮め給へる事、下に云へるが如し)故、其第二一書には、右の廣矛の事を、乃薦二二神於二神一曰、是當レ代レ我而奉レ從也と見えたり、如吾防禦者國內諸神必當二同禦一と有ると代レ我而奉レ從と有るとを合せて、岐神の力を合せて禍神をも服へ御在し坐しけむ事を知るべきなり、併又次に、故經津主神以二岐神一爲二鄉導一、周流削平有二逆レ命者一、即加二斬戮一、歸順者仍加二褒美一と有るを、正書には、於是、二神誅二諸不順鬼神等一、果以復命と見えて、岐神を鄉導として削平け給へるを鬼神と云へり、鬼神はしも、黄泉國の汚穢に成れる有の殃神禍神を總べて云へる事、遷却祟神詞に、經津主命、健雷命、二柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘々給比神和々給氏、語問志磐根樹立、草之片葉毛語止氏と有るにて著明かり(又、正書の分註にも、一云二神遂誅二邪神及草木石類一皆已平了云々と見え、常陸風土記に、天地權輿草木言語之時、自レ天降神名稱二布都大神一、巡二行葦原中津之國一、和二平山河荒梗之類一云々と有ると、上に那美佐毘古神、甲斐辨羅神などの傳に云へる事とを考へ合すべし)併、經津主神、武甕槌神二柱、其岐神を鄉導として、山川の荒梗る邪神鬼類を悉に和平し給へりし時に、多くは外國に逐却け給へりと見えて、磐根樹立草の片葉も言止めて、後に初て

顯國の堺を異にして、皇國の内には然る奇怪しき事は決くなく成れるを、後に外國より參來れる教法の中に、幻術共の多く有りて、其に交こらるゝ人共の多在るは、全く外國に廢れ殘在りし者なり、下に引ける儀式、又、朝野群載に載れる追儺咒文の中に、事別天詔久、穢久惡伎疫鬼能、村々所々爾藏里隱布留乎波千里之外、四方之堺、東方陸奧、西方遠値嘉、南方土左、北方佐渡與利乎知能所乎奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜氐云々と有るは、神氣の盛ならざりし當昔の人の、中々に思ひ寄りて云ひ出づべき事には非ずなむ有りければ、此は決めて二神の邪神鬼物を、外國に神却ひ給へりし傳などの有りて云へる者なり、鴨長明四季物語に云はく、追儺の夜は、餅鷄など燒き奉り、御餉の御廻に奉れば、是も物性疫病却ひぬべき本文侍るとなむ、鰯の挾み物柊のすは、儺追ふ家には物數ならでも、殊に大内には掃部寮例として仕う奉れり、此儺追ふ事は唐にも侍れど、別けて我御國には、神武天皇の六年の春より物爲給ふ御事にて、甚しき御例なり云々と有るは、實に受くる所有りて云ふと聞えて、然こそ諾はるゝ事なりかし、（又、太秦牛祭の祭文にも、田中爾波安良禰土毛、稻積、片山仁波安良禰止毛、榎本椙本、木加良之藤乃森、嵯峨乃自奈留一擧打禮天波、廳加天宇左以辻々乃道祖神等云々、如此異類不道無慚乃奴原仁於天波、長久遠久、根乃國、底乃國迄掃退久戸支者也と有りて、此は右の儺祭文より出でたる禮なるを、彼詞には外國に却ふ由にて、尋常の状に異なるに就きて考ふべし、偖、右の追儺も、牛祭も、道饗祭の一種なる事、（講義に已に註せり）其は欽明天皇十三年御紀に、百濟聖明が佛像、幡蓋、經論を奉れるに、物部尾輿大連、中臣鎌子連など諫奏されし所に、天皇曰宜付情願人稻目宿禰、試令禮拜、大臣跪受而忻悅云々、因淨捨向原家爲寺、於後國行疫氣、民致夭殘、久而愈多、不能治療と

有る、此物に乘りて邪神姦鬼に謀られにけらし其より後、六十の枉事種々に起れるに、所レ得ニ禁遏一たりし故なり、又、敏達天皇十四年御紀に、蘇我大臣馬子宿禰、禮ニ拜石像一、乞ニ延壽命一、是時國行ニ疫疾一、民死者衆と有りて、佛を齋き初めたる、即ち疫疾流（アマネクオコ）行なはれて、國民絶ゆべきに至れるも、其妖言と共に渡參來れる鬼物の災なり、崇峻天皇五年御紀に、馬子宿禰詐ニ於群臣一曰、今日進ニ東國之調一、乃使ニ東漢直駒殺ニ于天皇一と有りて、神代より以來、見も聞も及ばぬ大禍事を佛進する馬子奴と、漢夜の裔なる駒とに成れるも、邪神の業なる事、云ふも更なり、其時上宮太子など御在し乍も、一には天皇と坐し、一には御父と坐せる御仇を閑め御在しゝも、世と共に人の訝る事なるは、此も枉神に交こられて、現心も御在さゞりしたるべし、舒明天皇七年御紀に、瑞蓮生ニ於劔池一、一莖二花と有るは上に引ける欽明天皇十三年に、蘇我稻目が初めて佛を崇めたる向原寺の傍なれば、其佛魔の妖氣を承けたる者なり、皇極天皇四年御紀に、鞍作得レ志以レ虎爲レ友、學ニ取其術一、或使ニ枯山變爲一青山一、或使ニ黄地變爲ニ白水一、種々奇術不レ可ニ殫究一と有るなどは、神代に一速ぶる荒振神の荒びたりし状に異ならざるは、皆皇國の惟神なる事に因れるには非ず、皆外國より出で來りし事なるを思ふべし、大凡西蕃の道士と云ふ者、天竺の法師と云ふ者は更なり、外夷には種々の邪法邪教の有りて、人を令レ惑て其門を弘め、其徒を集く爲るには、多く幻術を以て先づ愚人よりして引入るゝは神代に經津主神、武甕槌神に、神掃に掃はれ、神逐に逐はれたりし邪神姦鬼の所行になむ有りけるを追々に外國より渡り來れる書典に在れ、器財に在れ、其に乘せ來りて、人心の漸其に移ろふ間隙より相率り入るにぞ有りける、（林道春が神社考に、我邦自レ古稱ニ天狗一者多矣、皆靈鬼之最著者、是非ニ星之義一、或爲ニ佛菩薩相一、或爲ニ鬼神貌一、時々出現、或爲レ

狐、或爲鵄飛行、或爲童、或爲僧、爲山伏、出于人間、或見人禍則轉爲禍、遇世治則復爲亂、或發火災、或起鬪諍、沙門之有慢心及怨怒者、多入天狗之中、所謂弘法、傳教、慈覺、知證等是也とある、天狗と云ふ者は、外國の妖言を信みたりし者の成れる趣なるを知るべし）故、息長足姫尊の御代よりや被行たりけむ、臨時祭式に、唐客入京路次神祭と云ふ事あり、此は治部省式に、凡新羅客人來朝者給神酒と見えたる事にて、玄蕃寮式に依るに、彼征韓の時に由緒坐す神社に幣帛を奉り、其神酒を令賜る祭なるも、外蕃より送神などの託きたらむには、其神威を令攘て、却ひ給はむとなるべし、其は、其次に、蕃客迎堺神祭云々、右蕃客入朝、迎畿内堺、祭却送神、其客徒等比至京城、給祓麻令除、乃入、と見えて、蕃客の入朝其時には、先づ畿内の堺に迎へて、其堺神を祭りて、彼の送神を追却ひ給ひ猶其上にも、京城に至る比ほひには、祓麻を令賜る御政にて、深く彼の送神を忌み避け給ふ御用心なる御事なるを見て知るべき者なり、又、障神祭云々右客等入京前二日、京城四隅爲障神祭と有るは、四時祭式に、道饗祭、於京城四隅祭と見えたる其にて、障神とは、彼の詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等と有る三柱神を申せる事、云ふも更なり此神を被祭る事は、彼の天孫降臨章第二一書に、故、經津主神、以岐神爲鄕導、周流削平と有る本の所由に依れる者なる事を明らむべし、然れば、時置師神以下の九神はしも、經津主、武甕槌神に神逐はれ奉りしより、外蕃に棲ふれ行きけむ事、灼然き者なり、能く神代の古說と、當今の事實とに徵し考ふべき者なりかし、（此は思はず長說き爲て有りけり、然れども、予が思ふ千重の一重も、猶盡さゞる心ちなむ爲るを、已にも、大殿祭、御門祭、道饗祭、遷却祟神、遣唐使時奉幣等の詞其の下に、條々云へるを、此には云はずしては事

意を盡さゞるが故に、巳む事を得ずてなむ）○又投二其履一、久都は、萬葉五（七丁）に、宇既具都遠、奴伎都流其等久一九（三十四丁）に、履乎谷、不著雖行、などあり、和名抄履襪類に、履、草曰レ扉、麻曰レ屨、革曰レ履、和名並久豆、とあれば、字に拘はらず久都なるなり、當時革などを以て未だ製らる可きに非ざるを思ふべし、太神宮式御裝束の中に、錦履一兩（長九寸五分）錦襪八兩（長九寸五分、高七寸五分）など有り、（和名抄に襪、足衣也、和名之太久頭、と有るを始めとして、其久都と云ふ名多かり、通證に、今按、履、屑也、最著下と有れども、屑と云ふも心得ず、若くは口著にて、口より踏み入る心なるか）○千敷神は、借字にて道及なり、偕、此は古事記に、故號二其伊邪那美命一、謂二黄泉津大神一、亦云以二其追斯伎斯一而號二道敷大神一と見えたれば、此に千敷神とて出でたるは、傳の誤なるべし、又、道敷大神と云ふ名も、尋常の神に大神と申すまじき事なれば、其方なむ正しく聞えたりける、其は此一書に、伊弉諾尊、追二伊弉冊尊一入二於黄泉一、及之共語云々と有る如くに、伊弉諾尊の逃げ歸り給ふ所にも、後則伊弉冊尊亦自來追と有りて、泉津平坂に追及かせ給ひ、其に就きて絶妻之誓の御事有りて、種々の御契約共の有りつる其卽て二神の共言し給へる結めなる故に、道敷大神とは稱へ奉れる御名の有りしなるべし、（此は已く古史徴に、神代紀に開闢神の次に、又投二其履一、共謂二千敷神一と有るは伊邪那美命と道敷大神と申す御名の紛れたるなり、古事記に此神のなきぞ正しき」と云はれたり）○其於二泉津平坂一所レ塞磐石、是謂二泉門塞大神、亦名道返大神一矣と續きたる文なるを、今本、坂と所との間に、二十五字の加文有りて、本文に混れたれば、削り去りて心得べし、古事記に此を亦所レ塞二其黄泉坂一之石者、號二道反大神一、亦謂二塞坐黄泉戸大神一と有ると同じ續きなるを以て、其に撰者の所爲ならざる事を曉

る可し、類聚國史は御紀を其任出だされたる者なるに、其には所レ塞磐石以下十九字を、其於二泉津平坂一より續けられたれば、古へには必ず然有りし事決きを、其下に至りて、或所謂云々の二十五字此の如く有れば、其より以後に、誰か漢意なりし人の、然る謬解（ヒガコト）して、傍に書き入れたりつる文の有りけむを後に寫すとて、何の心も無く書き續けゝむを、又類史にも書き加へたりけむが、其の祖本と成りて、終に後世の惑はし種には成れりける者になむ有りける、故、今類史に校べて改む、（此本文の續け樣をも知らず、又、類史には正しく右の如く有るをも知らずして、或者の言へる說などは、云ふにも足らざる事ながら、次に少か辨へたるを見るべし）○或所レ謂泉津平坂者、不三復別有二處所一、但臨レ死氣絶之際、是之謂歟と云ふ二十五字、上なる其於二泉津平坂一と所レ塞磐石云々との間に在るは、甚々禍々しき文なり、類史には、亦名道返大神矣の下に在れども、記傳六（三十六丁）に「此は小賢しき人の書き加へたる文にて、云ふに足らぬ事なり、縱ひ撰者の言にも有れ、謂歟と疑へれば、古傳には非ず、己が推度なる事明らけし、然るを、世の學者等の一向如是る意を悅びて、猶樣々の容理を說くに、皆煩さき漢籍の僻なり」と云はれつるは、然る說なり、思ふに、撰者の文にては有るべからざるなり、若し撰者に然る意有らむには、漢にも佛にも無き黄泉國の事實を、如此く書き續けたる上に、猶第九第十等の一書に迄、悉到に記さるべくも非ざるを、然か委しく物爲られたる上に謂歟など疑を存（ノコ）さるべきならぬを思ふべし、後に良海本を見れば、此文を其黄泉津平坂言二死出山一、或所レ謂泉津平坂者之不二復別處一有二祖師一云、臨レ死氣絶之際、是謂歟と有るが即りて古かりけるを、其文を引き直して、今の如く書き改めつるなりけり、祖師云と云ひ言二死出一と云ふは、僧徒の書き入れなる者なる證なりけり、予其本を見て、眞に古よ

りの事ならぬ事を曉りて、丈六に心なむ安く成れりける、又、舊事記黄泉段の終に抵書して、如今世人所㆑忌、先㆓於婦㆒死夫避㆓葬處㆒、蓋緣㆑斯歟、凡厥所謂泉津平坂者不㆔復別有㆓處所㆒、但臨㆑死氣絶之際、謂㆓斯之㆒歟、謂㆓出雲國伊賦夜坂㆒と有りて、何の事とも得知れぬ事を、三章迄に加へてあり、若くは其記を撰りし人の情進（サカシラ）に然か思ひ寄りて書き初めたりけむを、同じ心に諸ふ輩などの有りて、御紀の傍などに書き入れたるが、本文の如く混れ入りたりし者なり、故云々の、同じ二十五字の文ながらに、御紀と類史と位置（トコロ）を別に爲る、以て撰者の文ならざる事知られ、又、後人の傍書なりし故に、本文に混ひ入るにも、其處の各相異れる者なる事決くなむ有りける、右の如く今世人所忌云々は伊弉冊尊を葬り奉れりと思ひ惑へる僻事なり、次に凡厥所謂云々は、崩御（カクリマセ）りと心得たる誤なれば、共に古意に背ける私事なり、次に、謂㆓出雲國伊賦夜坂㆒は古事記を取れるならむを、下に歟字脱ちたるべし、（或者鈴屋大人の此正しき學を妬み忌む心より、一世の愚人を欺かむの下搆にて、諸家の説を盜み襲ひて一書を作れる其中に、舊事紀一本に氣絶之後謂㆓斯之㆒歟、謂㆓出雲國伊賦夜坂㆒者唯辭耳と有る、此を以て彼醉は醒しつべし、又此文に依るに、此紀の今本共に氣絶之際と有る際字は、後の誤なる事知られたり」と云ひ罵れれども、右の一本は彼奴が妄作の一本なるべし、者唯辭（ウタヽコトハノミ）耳と云ふ四字を補ひて、渠が神代の古傳説を稚言（コサナゴト）談辭（カタリゴト）と云ひ消たむ口實と成せる者なり、又、際を後の誤と云ふも私説なりと雖も、其昔に出雲尊孫國造の序をさへ添へたるが世に被㆑行る故に、今庸人の爲に少々辨へ置く者なり、正しき直き此大御學に仕へ奉る人などは、如何に淺き人ならむにも、渠が妄説などに欺かる可きならねども、此頃阿米利加など云ふ醜國に睦びて、頻に蠻夷の風を愛で其手振をさへに羨み擬ぶ計に、武士の心の衰へたる

秋にて、然る邪神に相交こり相口會たる蕃の爲に、彼障神等の出現れ御在し坐して、外國に追儺ふか、又は黄泉國に神逐はざれば、掛まくも甚も可畏き皇大御國の大御稜威をも、蔑如し奉るべき時勢なるが故に、其事を合せて云ふなり）〇不三復別有二處所一とは何の事ぞ、上に後則伊奘冊尊亦自來追逐時伊奘諾尊已到二泉津平坂一と有るは、別に泉津平坂と云ふ處所有るに非ずや、又、以二千人所引磐石一塞二其坂路一と云ひ、又、其於二泉津平坂一所レ塞磐石是謂二泉門塞大神一と有るなど、皆別に處所有る、其處所に就きて有りし事共なり、此を以て、此は撰者の文に非ずと、予が受張りて云へる所由是なり、又古事記に、故、其所謂黄泉比良坂者、今謂二出雲國之伊賦夜坂一也と有るなどは、正しく其泉津平坂の入口なりし事、上に說けるを以て知るべし、然れども今何れか入口なりしと云ふ事、今其地に於ても詳らかならざるは、彼風土記にも所見たる如く、其後に八束水臣津野命の御言に、八雲立出雲國者、狹布之堆國在哉、初國小所レ作、故將二作縫一詔而と有るが如く二神の初國作らせりし程は、狹布の如く細く長く小さき國なりけらし、然るを、其神の國引に引來寄せて縫足らはし坐しし故に、今の出雲國とは成れるを、今者國引訖詔而意宇杜御杖衝立云と有る意宇杜は郡家東北邊田中在塾是也と有るを、其伊賦夜坂の在る筑陽鄉は風土記に餘戶里、郡家正東六里一百六十步と有る其地なれば、古に國引坐しし時の事には其邊迄も係へらへる事灼然ければ、其地形にも已に異有るが故に、彼の記には伊賦夜坂の故事などは記さずして、唯伊布夜社などの如く、現在なる耳を書れたりし者と所見たり、（然れば其坂に就きて、其穴の所在などを求め探るなどは、殊に土地の沿革を知らざる僻事と云ふべし、此耳ならず、國々に在らゆる伊奘諾、伊奘冊二神の舊跡なども、其後に大已貴、小御神の國土經營の時に、又更に地形の大いに異

に成れるも多在りぬ可ければ、漫に強事爲まじきなり）纂疏に、泉津平坂正謂二生死之關一、臨レ死氣絶之際是也と說かせ給へるなどは、神代の古傳を、謂はゆる寓言の如く說き曲げさせ給へる者にて、甚々味氣（アヂキ）なし、釋紀、不須也國甘汚穢之國の下に、私記曰、問、是何國哉、答、是則黃泉之國也、以三其在二地下一可二甚汚穢一、故得二此名一也、又問、今如二上下文次一者凡行二泉國一者、必是自行不レ如二今世死者身留而魂行者一也、然則始レ自二何世一如二今死者一乎、答、此事甚難レ知者也、蓋神人頗與レ人異也、未二必其一說と有るは、然すがに古人の說にて甚愛たし、此を以て思ふに、此私記の頃には、未だ此なる或所謂以下の傍書攙入は、未だ有らざりし事灼然し、此を以ても撰者の文にも非ず、又代々の私記の頃にも其說の無かりし事をも、又今知るに足れりと謂ひつべき者なりかし、（但し釋記を書かれし頃には、右の文を加へたる本も有りけめども、多くは私記の文と師說とを立てたる書なる故に、別に其論說は出ださゞりし者と見えたり、此を以て、愈々後人の情進なりし事知らるゝなり、彼の痴者も、今しは黃泉國などに遂はれ居らむを、現世に長存へ居て、予が此世人數百年の惑を說くを見聞かざる事をや、遺憾しく思ふらむ、但し黃泉神に交こり居て猶懲りずまに搔き晦さむと爲るかも知るべからず、掛まくも可畏き皇大御典の古傳に稚語談辭など云ふ目を設け、私說を牽强るも、彼の邪神鬼類に交こられ竟て、現心もなき痴者なればなり）○氣絶之際は死ぬる程を云ふなり、死を斯奴と云ふは息去（シイヌ）の義なる事已に上なる級長戸邊命の傳又、當レ縊二殺汝所レ治國民日將千頭一の下に云へるが如し、萬葉九（十九丁）に、由奈々々波、氣左倍絶而、後遂、壽死祁流とも有れば、氣絶と云ふ語しは有れども、此の事實に當りて氣絶などと云ふ事は、且てもなかりし事なる事、右に委しく辨へたるが如し、又實に氣絶えて崩御したらむには、其

と直て指し附けて云ふ方、甚簡易にして文も解き安く、事も知り安きを、態と然る迂遠き事を、撰者の何どかは物爲給ふべき、何代の誰やし人か、然る繍々しき妄事は書き入れたりけむ、實に人惑はしの妖言と云ふに、是なる者なり、(臨死絶氣之際を、泉津平坂と云はゞ、此なる所塞磐石などは、喉に有などを以て塞ぎしとや云にむ、若し男神の然か爲給ふと爲は、不仁の甚だしき事とや云はまし、甚々心行かぬ説なりけり)(所レ塞磐石は、佐夜禮理斯伊波と訓むべし、上に故便以二千人所引磐石一塞二其坂路一と有るを承けたる所なり、古事記にも、上に爾千引石引塞其黄泉比良坂一と有るを、其を承けて下に亦所レ塞二其黄泉坂一之石者云々と有りて、此と相同じ、記傳六(三十五丁)に一始めなるは是を以て塞ぎ給ふ伊邪那岐神に就きて云ふなれば、佐閇と訓むべく、後なるに其所塞れる石に就きて云ふなれば、佐波理とか、佐夜理とか云ふべき格なり、同言も、人の爲と、自ら然るとの差有り、借、佐波理を佐夜理とは、白檮原宮段、歌に、志藝波佐夜良受云々、久治良佐夜流一萬葉五(二十四丁)に、奈爾可佐夜禮留一又(三十八丁)許良爾佐夜利奴など有り一と云はれたるに從へる者なり、(故思ふに、喧擾を佐夜具と云ふも、障の義なるべく、刀などに鞘と云ふも、刄を障る意にて、本同語なるべし、借、本に所塞を布佐賀流と有るは此に叶はず、下に云ふべし見合はすべし)○泉門塞大神は、右の坂路に塞ぎ給へる千人所引磐石の、大神と成り給へるにて、彼の軻遇突智神を斬り給へりし十握劔の、後に稜威雄走神と成り給へるに同じ、借、此神名、古事記には塞坐黄泉戸大神と有るを、記傳に一佐夜理坐黄泉戸之大神と訓むべし、此は其所塞る石に就きたる神名なれば、佐夜理と訓みて自ら然る方に爲るべし、延佳が黄泉戸還塞坐と訓めるは、書紀に泉門塞大神と有るに依るなれど、神名を逆に反して訓むべく書ける例無ければ

非なり、葦不合命は自然如此書くべき文字なれば云ひ難し」(取意)と有り、實に然る言なり、(但し古事記には右の如く有るを、此には字を換へて、泉門塞大神と書かれたるは、古より二方に傳はれるなり、古事記には黄泉戸塞坐大神と書かる可く、御紀には塞泉門大神と書くべきを、外して右の如くなるは、塞坐黄泉戸大神と〻、泉門塞大神とも申せりし故なり)然れば、此は泉門佐夜理之大神とも訓むべけれども、猶泉門佐閇之大神と訓むべし、大字を略けば泉門之塞神と云はむが如し、右の泉門は黄泉國に入る門にて、泉津平坂なる事、云ふも更なり、上に、塞ニ其坂路一と有る如く、彼の平坂は顯國との坂合なる門口なり、偖、此の塞を佐閇と訓むは、此の岐神をも、第九一書には、來名戸之祖神と見え、四時祭式に、道饗祭、於ニ京城四隅一祭と有るを、臨時祭式には、障神祭と所見たり、和名抄に、道祖、岐神、道神など竝べて、道祖、和名佐倍乃加美と所見たる是なり、若て佐夜理と云ふ時は、夜行に活けるを、佐閇と云ふ時は、波行に活ける事は、報を牟久由と云へば夜行、牟久布と云へば波行に活くと同じ例なり、天武天皇御紀に、發ニ美濃師三千人一、得レ塞ニ不破道一、又、萬葉十三(三十二丁)に、風吹者浪之塞、海道者不行と有る塞も、佐夜禮流と訓むべき所なるなり、(又、右の障神の障をも、萬葉一に、隱障倍之也」又、可苦佐布倍思哉と有れば、佐閇と訓むべき事云ふも更なり、又、七に、水底之玉障清と有るは、正しく佐閇と訓めるなり、又十一に 早敷哉、誰障鴨」又、湊入之、葦別小舟、障多見」、十二に、彼所將障、吾爾不有國」又、葦別小船障多など佐波理と訓み、十三に、高山爾障所爲而と有る、其は閇陀氐と訓めるなり、偖此の塞字、名義抄に布佐共、又、加久留、又、能夫、又、閇陀都、又、美氐理、又、曾古とも訓めり、和名抄林野類に、野王案、塞險悪之處、所ニ以隔ニ内外一、和名曾古と有り、此の塞

門塞大神の塞と、顯國と泉國と内外を隔つるなれば克く合へり）偖、塞神と云ふは、彼千人所引磐石を以て、黃泉坂に障へ塞ぎし意なるが、其より以來顯國にて禍事を爲せる邪神は、皆此土に在るも、彼の國の屬なる故に、此大神と岐神と二柱は、何方迄も其を障留め給ふ御功坐せる事、彼の道饗祭詞に、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氐辭竟奉久波と有るを以て知るべし．御門祭詞にも、櫛磐牖命、豐磐牖命登御名乎申事波、四方内外御門爾如湯津磐村久塞坐氐云々と、御門神の御門を塞ぎ給ふ御事を塞坐と有るも、塞神の塞に同じ意なり、又姓氏錄（左京神別天神）大伴宿禰條に、雄略天皇御世、以二天靫負一賜二大連公一、奏曰、衞門開闔之務、於レ職甚重、若二一身難一レ堪、望與二愚兒一語相併奉レ衞二左右一、勅依レ奏、是大伴佐伯二氏掌二左右開闔一之緣也と有る其より佐伯宿禰と云ふも出來て、御門を衞り奉れる事と成れるが、其佐伯は塞防の意なる事、右の御門祭詞を以て知るべく、又、此の泉門塞大神と申すも、泉門を衞る塞神なる事をも知るべき者なり、（古事記に、於レ是天之日矛聞二其妻遁一、乃追渡來、將レ到二難波一之間、其渡之神塞以不レ入、故更還、泊二多遲摩國一と有るは、難波の水門を塞たるなり、此等も此の塞神の例と心得べし）斯れば塞神と申すは、右に引ける來名戸之祖神と云ふも有るを以て思ふに此泉門塞大神と、岐神と、御力を合せて坐す事、右の道饗祭詞に見えたる如くなれば、其二神に亘る御名なりけり、又、彼の詞と、此の所レ塞磐石、是謂二泉門塞大神一とを合せて、八衢比古、八衢比賣と申すは、其大神の男女二柱に分れ坐して、大伴佐伯の左右に立ちて御門を衞り奉るが如く、其泉門を塞て守り給ふ御名なる事灼然くも、其上に岐神の御力を添へ御在し坐す事は、大伴佐伯に相並びて、物部氏の矛楯を竪て、威儀を嚴かに爲て仕へ奉れる狀に等し

かるべし、然れば古史徴に「八衢比古、八衢比賣と云ふは、彼の豫美戸に塞坐す道返大神なる事疑なし」と云れて、古史成文に、其亦名に定め記されたるは、實に相應ひたる說なる者なり、然るを古事記に、次於投棄御褌所成神名道俣神と有るを、其傳に「彼道饗祭詞に謂はゆる八衢比古、八衢比賣は、此神なるべし、一神を比古比賣と分けても申し、又其二神を合せても申す例多し」と云はれたるは、然すがに鈴屋大人の說にて、實に然る古には有れども其傳の誤なる事を見出でられざりつるは、遺憾しき事なりかし、（其は此には又投其褌、是謂開囓神とある其正說なる事已に上に註せるが如し、思ふに褌は股の分れたる物なるから、古人も其方に係けて誤り傳へたる者なるべし）故、右に引ける臨時祭式に障神祭と云ひて、其祀る所の例は道饗祭に同じきを以て、詞に謂はゆる八衢比古、八衢比賣、久那斗神三柱共に押し括めて障神（サヘノカミ）と申せる上は此の泉門塞大神を、予が始めて泉門佐閇之大神と記めるも、強事には非ざる事右の如し、障神と下に附け云ふ例は、彼の來名戸之祖神には限らず、岐神にも、岐障（フナトサヘノ）神と申べき事、拾芥抄に載せたる問夕食歌に「布那斗佐閇夕食之神爾」と有るを以て曉るべし、偖此神に大神と申し、亦名にも然申し添へたるは、殊に黄泉國より疎び覓び來る鬼神をも、物とも所思さず追ひ却け給ふ可畏き神威坐せる大神に坐せるが故なり、並々の神には大神と稱へられざる御紀の例なるを思ふべし、此大神を道路に祭るには必ず石を立て、祀る例なるは右の黄泉坂に塞れりし千人所引磐石の神靈に坐す故なり、上に岐神の下に引ける神名式に河内國大縣郡石神社、常世岐姬神社、相並び給へるを思ふべし、然れば彼の道饗祭を於京城四隅祭と有るも、石を建ててぞ被祭けらし、其名殘と見えて山城志に、道祖神祠有レ三、一在幸神町、盛衰記所謂賀茂河原、西一條北、出雲路、道祖神、即此一

在二上御靈前一、一在二五條南西洞院東一、見二拾芥抄及宇治拾遺一とある、其出雲路道祖神は京城の東北隅に當れるを、其神體は石神なるなむ諸國の狀に異ならざりければ云ふなり、(又、石神祠有レ二、一在二上立賣櫛笥一、一在二葭屋町六角南一、相傳、昔在二冷泉院一稱二中山大明神一、或曰、倶櫛石窻命、豐石窻命即此と有るも、道祖神なりしなるべし、櫛石窻命、豐石窻命と云へるは、石に依りて附け會はせたる說なるべし、京大坂などに、今辻々に地藏と云ふ鬼の像を置くは、忌はしき事ながら、上古の道祖神の名殘なるべし、予經歷（クニメグリ）せし諸國の中に、五畿內にては石の鬼多く、伊勢にては山神と云へり、此は山の神には非ず、岐神は石の三柱なる故に、三神の音と山神の音と同じき故に誤れるなり、鈴屋翁神拜詞に、此坊乎守給布山神大神とある是にて、彼の國にては所々に山神と石に彫り附けて有り、東海道にては馬頭觀音とも石に彫り附け、信濃上野にては道祖神と有り、陸奧出羽にては羽黑山、湯殿山、月山の名を刻みて有り、其も伊勢の山神の例にて、三神を山神と書きたるより、其國邊に名高き三山の名を記す事に成れるなり、又庚申塚と云ふも多し、其は猿田彥神を岐神と心得たるより誤れるなり、又、男根を梵天と云ひて祭れるも多し、其は佛に謂はゆる庚申に帝釋天王なりと云へるから、其緣を以て然か爲るなり、又、關東にては道陸神と云へり、其より轉りて第六天と云へり、此を天神第七代面足尊、惶根尊とも、又は、佛に謂はゆる第六天の魔王にて、謂はゆる梵天の事なりなど云ふは、巫祝僧徒の妄說なり、予昨年西國に行きたるに、安藝周防などにては、道祖神と云ひて石を建てたり、肥前にては戎神と云ひて、俗に云ふ戎像を石に刻みて、辻々に立てたり、予が淡路などにては、正しく佐閇能神と申せり、又國々に八幡宮八王子社とて多在るは、大方此衢神より始まりたりと思しきが多く、又、天王社と云ふも、疫

神と云ふ方より混れ、又天神社と云ふも、少彦名命を手間天神と云へるから、疫神も其神の事と心得て祀れるも多在りぬべし、左に右に國々に有神の多在るは、皆此道祖神より出でたる者にて、數知れず多在る神祠なり）〇道返大神也の下に、良海本には亦名去來神の五字あり、去來は由伎々と訓べくして、謂はゆる往來神の義なりければ、亦名にて充當れり、倩、此道反大神と申す御名は、上に後則伊弉諾尊亦自來追と見え、又、古事記に、故號二其伊邪那美神一云々、亦云以二其追斯伎斯一而號二道敷大神一と有る如く、其道敷大神の追及き給へる時に、千人所引磐石を、其黄泉門に塞て却し奉りける御功を以て稱へ奉れる御名なるが、女神に道敷大神と申せるに對へて、道返大神と申せるを以て思ふに、此は男神の御靈の分れ凝りて成り坐せる大神に坐す事申すも更なり（但し亦御名などの謂には非ず、別に一神と成り坐せるが、本名を泉門塞大神と申す其亦名をしも、然か稱へ申せる者なり、大同類聚方に、廿九卷無那加散利病の所なり胸返乃藥、坂上大忌寸苅田麻呂傳方、元者道反神之方云々とあり、道反藥、筑前國安曇連等之方、元伊弉諾尊傳方と云ふ事見ゆ）天神本紀饒速日命の天降れる時に、天神御祖詔授二天璽瑞寶十種一、謂二瀛都鏡一、邊都鏡一、八握劒一、生玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是也、天神御祖教詔曰、若有二痛處一者、令二茲十寶一、謂二一二三四五六七八九十一而布瑠部、由良々々止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣と見えたる、十種神寶の中なる道反玉、死反玉はしも、決く此道返大神の御靈形にこそは有りけめ、其は若有二痛處一者は、有二病處一者と云はむが如し、下に死人返生矣と有ればなり、倩、人身の病はしも、已に說きたる如く、時置師神、煩神、開囓神と云ふ泉下に屬る疫神の所爲なるが故に、道反玉をしも振る時は、然る疫神の類は、悉に逐却（オヒヤラ）はれ奉る事なるが故

に、天神の其式を授け傳へ給へりし者なり、又、死反玉も然り、人の死亡る事はしも、已に伊弉冉尊の當レ縊二殺汝所一レ治國民日將千頭一と申し給へる如く、黄泉津大神の御心にて、黄泉津の所爲にし有りければ、其玉を振る時は、彼の醜國の邪神は去り除こる故に、死れるも返り生くべき理なり、然れば此二つは決く此なる道返大神の御靈形になむ有りける、（前には四時祭式鎭魂條に、神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主、大直神一座と有りて、合せて九神なれども、大直神は神直日神と竝び給へる神なれば合せて十神なれば、彼の生玉足玉を生魂足魂神の御形と見れば、其十神の御形ならむと思へりしかども右の内八座神の御形は、天孫降臨章第二ノ一書に、高皇産靈尊、因勅曰、吾則起二樹天津神籬及天津磐境一、爲二吾孫一奉レ齋矣云々と有りて、已に其時に定まれれば、殊更に降し給ふ可きならず、又、蛇比禮、蜂比禮などは、大國主神の用ひ給へる器なるを、國避の時に、大神に奉り給ひしを、又天降し給へるなる可ければ、右の十種神寶を十神に配む事は強事なり、唯鎭魂祭に、振り奉る術に用ふる寶なりけり）然れば、此道反玉、死反玉などは、彼の天孫降臨章なる岐神の御形實の廣矛の時に、其に被レ獻しを、廣矛は、古語拾遺に矛玉自從と有れば、御天降の時に持ち降り給へるを、十種神寶は、追て後に饒速日命を以て天孫に令レ獻給へりしなりけり、彼の道饗祭は、元より國土にて大國主神の行ひ給へりし神事なるを今度は天神の御許より事任し給へるなり、其詞に高天原爾事始氐、皇御孫之命止稱辭竟奉と有るを以て知るべきなり（其は高天原にて天神御祖の事始め給へる御政事を、受賜り傳へて、今皇御孫之命の御言以て稱辭竟奉るとなり、其緒に平久齋給都止、神官天津祝詞乃太祝詞事乎以氐、稱辭竟奉止申と有るを以て知るべし、委しくは祝詞講義に云へり、見るべし）

伊弉諾尊既還。乃追悔之曰。吾前到於不須也凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢。則往至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉。遂將盪滌身之所汚。乃興言曰。上瀬是太疾。下瀬是太弱。便濯之中瀬也。因以生神號。曰八十枉津日神。次大枉津日神。次將矯其枉而生神號。曰神直日神。次大直日神。又沈濯於海底。因以生神號。曰底津少童命。次底筒男命。又潜濯於潮中。因以生神號。曰中津少童命。次中筒男命。又浮濯於潮上。因以生神號。曰表津少童命。次表筒男命。凡有九神矣。其底筒男命中筒男命表筒男命。是即住吉大神矣。底津少童命。中津少童命。表津少童命。是阿曇連等所祭神矣。

既還云々に、上に已到泉津平坂と見えたる其處迄女神の追及き給ひければ、千人所引磐石以て、其坂路なる泉門に塞て、絶妻之誓を建て、顯國と泉國との境界を定め給ひて、互に相ひ往來ふ通路を斷ち給ひけるに、女神の日毎に千頭縊り殺さむと申し給へば、吾は當に千五百産屋立てむと告り勝ち給ひ、其泉門は、八衢比古、八衢比賣神をして令

〻衛め、又岐神をも相副へて、此三柱を塞神と定め給ひて、殘る所無く御政畢へ給ひけるに、彼の國に御し給ひける御裝束共の中に、黑御鬘は已に彼の國にて擲げ給へり、是れ古事記に謂はゆる御杖なり、次に左右の御櫛は、一片之火に燭し、又泉津醜女に投げ給へれば、御頭箇はしも、大御身に着ては非ざりけるを、猶御帶有り、御衣有り、御褌有り、御手纒有り、此も亦彼の汚穢き醜國の濁穢に觸れさせ御在しゝ物なる故に、引き續きて直に投げ棄てさせ給ひけるに、時置師神、煩神、開囓神など成出でたり、是れ病神なり、次に奥疎、邊疎神、奥津那藝佐毘古、邊津那藝佐毘古神、奥津甲斐辨羅、邊津甲斐辨羅神など、又續きて生り出づ、其邪神なり、大御身に著させ御在し坐しゝ物には有れども、泉國の穢惡なむ深く染み入りて有りしかば、其泉門より擲げ返し給ひけむ故に、其神は彼の國に屬く可き理なれども、顯國にも其魂の遺りて有りし故に、其黃泉に在る正身は、右の塞神に禦がしめ給ひ、顯國に遺れる魂の、人に託きて疾病を成し、物に憑きて禍邪を成すも、其本因に緣りて塞神の又守り奉る事と、泉門より出で返らせ御在し坐せる後の御政、萬に口惜からず行ひ定め、物爲させ御在し坐し畢へ給へる所なる故に、既云々とは有るなり、〔此は古事記をも合せ、此の諸の一書共の傳々を取り合せ、又予が始めて見る所有りて、其見識れる任に、上に說きたりし事を、言少なに如此は云ひ續けたる者なり〕故、此に既還と有るは、伊弉諾大神の本宮に還らせ御在し坐せるを云ふなり、偖、伊弉諾、伊弉冉二神の同宮共住と、八洲起元章に所見たる宮は、磤馭盧島なる彼の八尋殿なり、然りと雖も、其は妹背二柱縁繼ぎ給はむ料に建て給へりし宮にし有れば、女神の下津國に往き坐しゝ後は、其宮ならむとも、又屢ゝ言ふに似たれども、第十一書に此と同じ件なる所に、往二見粟門及速吸名門一と有る御道次を以て考へ奉るに、

決く其八尋殿になむ有りける、但し瑞珠盟約章に攝幽宮於淡路之洲とあれども、其登天報命し給ふに就きて、顯國に御魂を留めさせ給へる宮を構らせ給へるなれば此より遙かに後の事なり、又、古事記に、故其伊邪那岐大神者、坐淡海之多賀也と有るは、須佐之男命を神逐ひ給ひし間住ませ給へりし宮なれば、其も此よりは後の事なれば、右の八尋殿と見るなむ、實にもと我ながら所思たりける、（又、其出雲より往き坐せりと爲る方安らかなるが如くなれども、次に云ふが如く、一度は本宮に還らせ御在し坐しゝかど、猶御心濟ませ給はざりし故に、御身滌に思ほし立たせりと聞ゆれば、出雲より直なるにては非ざるなり、）○追悔は、後悔と云はむが如し、事有りて後に物爲る事を、追氏と云ひ、又、過ぎ去りし物に後より追及を、追附くと云ふなどの追なり、悔は崩にて、以前に物爲たりし事を、其本の白地に復さま欲しく成りて嘆く意なり、萬葉三（四十三丁）に、後雖悔、驗將有八方と云ふに和へて、相而後社、悔二破有跡五十戸」十一（五丁）に、戀云事者、後悔在、など有る、皆後悔にて、此の追悔の例なり、但し久由は自ら悔る事なるを、久夜斯と云ふは、佗より崩さるゝ狀なる事を嘆くなり、古事記に、悔哉不速來と有る是にて、萬葉三（四十五丁）に、天地爾、悔事乃、世間乃、悔言者」七（十二丁）に、悔毛、滿奴流鹽鹿」十（二十二丁）に、悔時爾、相在君鴨」十一（六丁）に、悔我裏紐結手徒」十二（十丁）に、悔毛、老爾來鴨」十四（三十一丁）に、勢奈那登布多理、左宿而久也思母」十五（六丁）に、久夜之久妹乎、和可禮伎爾家利、など有り、久由と、久夜斯と、思ひ混ふ可からず、（名義抄に、久由、又、牟久由、又、伊加留、又、宇美奴、又、阿良多牟とあり、其宇美は物に倦勞るゝなり阿良多牟は悔いて本に復らむと爲るなり、又、久夜牟とも活けども、古言には

見當らず）○前は、程を過ぐして後に、立ち復りて來し方を云ふなり、第十一書に、始爲レ族云々と有る始に同じ、神武天皇御紀には、天皇往嘗二厳瓮粮一と有る往字をも、佐伎と訓めり、然れば天孫降臨章に、是矢則昔我賜二天稚彦一之矢也と有る、昔を伊武佐伎と訓めるは、往前と云ふ事なる可し、（邇を武と云ふ例は、漢字三音考に出だされたる多邇波を丹波、那邇波を難波など音便に云へる是なり、名義抄に、昔に伊邇斯閇と云ふ訓も有れば、古言に伊邇佐伎と云ひし事灼然し、偖、右の始字も、佐伎と訓むべきにや、萬葉一に、綜麻形乃、林始乃、狹野榛能と有るは、柚方の林崎と云ふ事なるに、始字を用ひたるを思ふ可し、縱や波自米にも有れ、此の前に意異ならず）右の如く、吾前云々と此に在るを以て見るに、程經て後にぞ、御祓除の事は思ほし立たし給ひけらし、上に云へる如く、御心の殘る所無く事畢へて、返り御在し坐しゝかども、猶彼の國に行き觸れ給へりし汚穢の、御身に着て有りしかば、御心のみ清々しからざりし故に、御祓除の事を所思し立たせりしを以て、前とは有るなり、○到二於不須也凶目汚穢之處一は前に黄泉にて、吾不レ意到二於不須也凶目汚穢之國一矣と宣へるに同じく、其事を重ねて詔ひ出でさせ給へるなり、古事記にも、是以、伊邪那岐大神詔ト吾者到二於伊那志許米志許米岐穢國一而在祁理上と所見たり、但し此なるは、第七一書に、不須也凶目汚穢、此云二伊儺之居梅枳々多儺枳一と有りて、凶目に之居梅枳と註せる、枳は衍なれば、伊儺之居梅枳多儺枳と訓むべし、強ひて古事記の如く訓むべからざる事、已に註せるが如し、（天孫降臨章第一一書に、凶目杵之國と有るは、醜なる有狀を指して詔ふなれば其は之居梅枳と訓みつ可きを、此の凶目は醜なる目に逢ひ給へるにて別なり、但、正しくは古事記の如く志許米志許米岐と有らまく欲しき所なれども、此は之居梅枳に當れる字無ければ、然は訓み

難き者なり）第十一書に、親見二泉國一、此既不祥と有るが如く、然る醜めき國に到り坐しゝ御事を、追ひて悔いさせ給ふ所なる故に、前に黄泉にて宣へりし御言を、其任に宣へるなり、本宮に還り御在し坐しゝ後にも、親しく其國に往き見給ひし事の、御心に濟ませ給はせざりしが故に、大く歎かせ給へるなり、（古事記海神宮段に、故至二三年一住二其國一、於レ是火遠理命思二其初事一、而大一歎と見えたるに合せて、其追ひて悔い給ひし時の御歎、想像り奉る可くなむ）○吾身之は、古事記に、故吾者爲二御身之禊一と有るに依りて、吾者（アハ）御身之（オホミマノ）と訓むべし、記傳六（四十丁）に、「御身は意富美麻と訓むべし、貞觀儀式奏二御體御卜一條に、奏云、宮内省申久、御體（詞云二於保美麻一）御卜供奉禮留事、申給牟止、神祇官姓名候止申と有るに依れり、四時祭式、宮内省式にも見ゆ、身は古言に牟とも多く云へれば、麻とも云ひしにこそ」と有るに從へるなり、又、皇御孫尊と申し奉れるも、皇御身尊と申す事にて世中を統御し坐す御體にて渡らせ給へる由なるをも合せ考ふ可き者なり、（若て其は大御身の儀なり、偖又、身は美とも、牟とも、麻とも云へる所由、傳四卷に委しく註せりき）○濁穢は、祁賀良波志伎母能と訓める任にて有るべし、第十一書なる穢悪の訓も然なり、寶劔出現章第三一書に、汝是躬行濁悪而と有る濁悪をも然か訓めり、偖、祁賀禮と云は、萬葉十（十丁）に、不穢を伎與久と詠めるが如く、其清淨（キヨキ）の反にて、其事を直に指して云ふなるを、祁賀良波志と云ふ時は、其清淨からぬ形狀を宣へるなり、故、考ふるに、前に不須也凶目汚穢之處に到りて在りけりと詔給へるながら、大御身に何れか其と指して云ふべき物も無ければ、何と無く御心宜しからぬ所思せるが故に、祁賀良波志伎母能と、唯大抵に宣給へるなり、（但し古事記に穢繁國と有るを、延佳本に祁賀良波志久邇と訓めるは誤なり、記傳に伎多那伎久邇と訓まれ

たる、其說に從ふ可し、其は此の例には立たず）偖、伎與伎を本にして、其反に、伎多那伎とも、祁賀禮とも云ふは、共に天中の氣を本にして云ひ出でたる語にて、伎與は氣共、伎多那は氣足無なる事、上に註せるが如く、祁賀禮も亦其例にて、離氣と云ふ事なり、（又、伎多那志と祁賀禮と、同意の語にて竝ぶは、都多那志と都加流との如し、其も都の津液なるを本にして云ふ語にて、拙は津足無なり、勞は津離なり、其津と云ふ物はしも、傳二に、津速產靈神の傳、又此卷にも云へる如く、人の髓と云ふ物にて、其も氣と相共に身中なる器たるなり）氣は、人の呼吸して活くる所以の者なり、活は氣行、死は氣去なるが、一身を保つは其氣に依れる故に、人の生るゝや氣の具ふなり、人の死ぬるや氣の離るゝなり、生を淸淨とし、死を汚穢と爲る事も、亦其に因れる者なり、偖物事の正しく直きは、天地の氣に逆らはずして、其神髓にして行はるゝを、不須也凶目醜めき事はしも水の濁れるが如く、物の朽ちたるが如くして、其氣も濁り、朽ちてし有りければ、其養ひと成るべき、天地の正しく直く、神隨なる氣も、其爲に腐さるゝ故に、神も忌み給ひ、人も嫌ふ事なる故に、此にも然る御言擧は有りける者なり、（然れば此言はしも、元、天地の氣に本着きて出で來れる言なり、傳一卷、又此卷に云へる氣の說を引きて心得べし）〇滌去は、舊に依りて阿良比須氐牟登能理多麻比氐と訓むべし、阿良布は其所汚を濯ぎ去て新らしく成り給ふを云ふなり、古事記海宮段に、取出而淸洗、奉火遠理命と有る淸洗は、須麻志と訓む所なれども、阿良布と同義也、名義抄に洗字を阿良布、又須麻須と訓めり、萬葉十一（四十八丁）に、河上爾洗若菜之、十二（十八丁）に橡之衣解洗、又（十九丁）洗不取替河之、十三（三十二丁）に、蛾葉之衣浴不服爾、十三（二十九丁）に、早川爾洗濯など有り、（今も手を洗ふ、足を洗ふなど、常に多く用ふる

語なり、名義抄に、此滌字に須々久とも、阿良布とも、曾々久とも、波良布とも、宇荓加須とも云ふ訓有れば、阿良布とは實に當れる訓なりけり）棄を宇都と云ふ事、已に註せるを、又、須都と云ふも古言なり、寳劒出現章第五一書に、棄戸、此云ニ須多杯一と有るも、古言に須都とも云ひしなりけり、地神本紀に捨篠社と有る、捨字も須氏とは訓むべく、宇氏とは訓むべからざる所なり、故、思ふに、宇都は打竟（ウチハツ）、須都は退竟（ソキハツ）の義と聞えたれば、宇都は緩かにして、須都は急なる意有り、（然れば、棄と云ふ所は古言に宇都と云ふ者と耳心得む事は固陋なる可し、已字、又、既字を、須傳爾と云ふも、須氏と同語ならむと思ゆ）〇筑紫日向は、天孫降臨章に、日向襲之高千穂峰と見えたるを、第一一書に、筑紫日向高千穂槵觸之峰と有りて、古事記天降段なるも、筑紫日向云々と續きたる、其は霧島山の事にて、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社と有る地是れなるを筑紫日向と云ひ、又其降臨章に、瓊々杵尊を葬り奉れる地を、筑紫日向可愛之山陵と見えたるを、諸陵式に在ニ日向國一と有れば、右の二は、共に今の日向國をしも、筑紫日向と記されたる者なり、又、海宮遊行章第八一書に、兄火酢芹命得ニ山幸利一、弟火折尊得ニ海幸利ニ云々、弟愁吟在ニ海濱ニ時、遇ニ鹽筒老翁ニ云々、海神所レ乘駿馬云々、在ニ橘之小戸一と有る一柱は、高千穂宮に降誕しゝかば、山幸利海幸利は各其日向國にてこそ物爲給ひけめ、今の筑前國など迄、幸行せるには非ざる可く、又、其鹽筒老翁は住吉大神なるが、在ニ橘之小戸一と教へ奉れるも空蘭（ウチツケ）なる狀にて、餘りに離れたる程とも見えざるを、神功皇后御紀に、各神等の伊勢國又は淡（アハ）郡などゝ、國郡を御名乘坐しゝ中に、住吉大神は於ニ日向國橘小門之水底ニ所底（キテ）而、水葉稚之出居神と告り給へる、其は筑紫國檍日宮にての事なるに、殊更に日向國と指し宣へるを以ても、今云ふ日向國なる可く所思るなり、（然るは

後名を始に及ぼして記させ給へりとし云はゞ云ふべけれども、景行天皇十七年御紀に、幸二子湯縣一、遊二于丹裳小野一、時東望之謂二左右一曰、是國也直向於日出方一、故號二其國一曰二日向一也と有りて、已に國名と定まれば、其を取りて神の論し奉れりと爲むに、少かも障り無し）後の日向風土記兒湯郡の所に、檍原鄕、是卽伊弉諾尊拂二濯汚濁一給、住吉神所レ出之所也云々、又、橘小戸鄕、是則伊弉諾尊拂二濯汚濁一之地也と有りて、檍原と橘小戸とを別に爲るは、此に筑紫日向小戸橘之檍原と見え、第十一書に橘之小門と云ひ、古事記に竺紫日向之橘小門之阿波岐原と言ひ續けたるに合はざれども、此の小門橘を御身滌の所とし、檍原は大神を祭りて祓の業を爲給へりし所と見る時は、此將た叶はざるには非ず、文にも、檍原には拂清と云ひ、橘小戸には拂滌と有れば、祓と禊との差別さへ立ちて、寔に諸々しく有り、又、彼國の高千穗峰に、初國所知食し皇御孫尊の天降り坐して、大宮柱太高敷かせ給へりしも、然る已む事無き所由の有りつるに依らせ御在し坐しゝと思ゆれば、日易くて甚々紛れ無くなむ聞えたれども、和名抄に攷ふるに、然る鄕名有るに非ざれば、此考は立ち難くなむ有りける（但し後の風土記の成れるは、和名抄の出來て程も遠からず出來し物なるに、然る違の有るべくも非ねば、後に僞り作れるなる可しと思ゆれども、又思へば、往昔和名抄に在る鄕名などを、豈知らざらむや、此は其に漏れたるを拾ひ載せたりと云はゞ云ふべけれども、猶思束無き事なり、此書、弘治三年丙辰五月十五日、權大宮司富成在判と有るが上に、又、右風土記殘冊十七冊之內、日向國今度以二台命之故一、訂二誤字一者也、寬文十年庚戌七月六日、大納言源通村在判と有り、予右の疑有るが故に、遽に日向國とは得定めず、如此記し置きて、後人の定めを待たむとす）猶又日向は、記傳六（四十一丁）に、比牟加比乃と訓みて、日の向ふ地

を云へるなり、龍田風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處一久、萬葉十三(七丁)に、三野國之、高北之、八十一隣之宮爾、日向爾など有る如く、上代には日向ふ地を賞め稱へたる事多し」と云はれたり、此考に依る時は、筑紫國内にて東方に打向へる地を日向と云ひ、日向國とも云へりしなりけり、東と日向と一なる證は、古事記國作段に、是時有ニ光レ海依來之神ニ云々、吾者伊ニ都ー岐ー奉于倭之青垣東山上ニ、此者坐ニ御諸山上ニ神也と有るは、神名式に、大和國城上郡神坐日向神社(大月次、新嘗)と見えたる是なり、(此は、此にては寶劍出現章第六一書に出でたる幸魂奇魂神の故事なり、此を大物主神の事と爲るは非なり、此事傳二巻なる高皇産靈尊神皇産靈尊の下に云へり)古事記高千穗宮段に、朝日之直刺國夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而と見え、朝倉宮段、歌には、麻岐牟久能、比志呂能美夜波、阿佐比能比傳流美夜、由布比能比賀氣流美夜と詠み、皇太神宮儀式帳には、大宮處の事を、朝日來向國、夕日來向國と稱へ申す事見え、山城國向日神社記には、朝日之直刺地、夕日之日照地、天離向津日山、吾覓地、吾欲地也と宣へる神の御言見え、小倉神社傳記には、朝日刺隱處、夕日日隱處と見ゆ、但し隱を許母流と訓めるは、指し入る義なるべし、大祓詞には皇御孫之命波云々、大倭日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立と有るは、高千穗宮の地なるを日高見國と云へるにて、大倭は、中洲に宮敷き坐して後に加へたる事なるが、其も皇大宮は四方を見霽かして、天日を長く見る地に定むる例なるに依りて、高千穗宮の古文の任に被レ用るなり、(大同類聚方に、日向藥、高千穗藥、大作宿禰家守傳レ之奏爲と見え、其次に、日高見藥、日向國宮崎氣早乃方と有れば、高千穗宮の日高見之國に在りしを知るべく、又、古事記に、朝日之直刺國、夕日之日照國と有るも、日光を長く見奉る由なるをも合せ曉る

べき者なり、萬葉十一に、高山爾、高部左渡、高々爾、余待公乎、待將出可聞、十二に、十五日出之、月乃高々爾君乎座而、何物乎加將念など所見たる、高々を長々と心得る時は、甚能く聞ゆるを思ふ可し）偖、古に有の如く、天日に直向ふ地をしも、吉地と賞め稱ふる事はしも、其天日は謂はゆる高天原にして、八百萬千萬神の本處として、神留坐せればなり、人の世中に生ひ出づるも、皇御孫尊の如く現御身にて天降り坐せるとは異なりと雖も、大同類聚方に、比登乃美乃奈遠流牟自兎波、安萬都美佗麻、美豆保乃解乃不多通乎加波世云々と有る、安萬都美佗麻はしも、謂はゆる高皇産靈、神皇産靈二神の産靈の御靈なれば形體を父母に受くと雖も、靈性を大神に得て生るゝが故に、我も人も、不知々々に天日計り心の寄る者は非ざるなり、家に居ては其旋轉る方を想ひ、出でゝは直に其光を見奉る心に成ると云ふは、我人共に生の始、死の終共に係列はざる事無きが故に、計らずも慕はしきが故に爲る事なり、（此事已に傳四卷の首に、伊弉諾尊、伊弉冊尊の天降り坐せる事に就きて粗云へるを、其結は瑞珠盟約章登天報命の下に云ふを見て知るべし）故、思ふに、伊弉諾尊の此日向ふ處に往き坐して、禊祓し給へるは、寔に天日に向はせ給はでは叶はざる事の有りて、物爲給へるなりけり、八洲起元章に、陰神の先言(コトサキタチ)給へるを、事既不祥と有りて、第一ノ一書には、故還復上ニ詣於天ニ、具奏ニ其狀ニ、時天神以ニ太占ニ而卜合之云々と有りて、天神の御命を請ひ奉らせ給へり、此にも第十ノ一書に、親見ニ泉國ニ、此既不祥と有るは、先なるは陰神の先言の過の不祥なり、此は陰陽二神の絶妻之誓を建て給ふ計の大なる不祥なり、此に至りて、天神の御命を請はせ給はざると云ふ事やは有るべき、其時に、天日に向ふ處に往き坐して、祓除(ハラヘミソギ)など爲給へと云ふ事を曉し奉らしゝにこそは有りけめと、恐けれども推量られ奉る者なり、然るは、天日は已く天照

太神を天柱以て送り擧げ奉らせ給ひて、高天原を令レ知奉らせ給ふ物から、元より其成れる天地の初の時より天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊の神積り坐せれば、其三柱の皇祖天神を祭らせ給ひ、其靈威に賴りて、彼の除こり盡きざる泉下の穢れ、根國底國に流躁（サスラ）へ失せ給はむと、殊更に天日に向ふ處には出で坐して行き給ひけらし、但し天日に向ふと云へば、東へも西へも向はせ給ふと聞えて、指す所定まらざるが如くなれども、景行天皇御紀に、直二向於日出方一、故號二其國一曰二日向一と有る故實に依りて、今の筑前國に然る地理なる海濱の無からむには、其に就きて其日向國を探り索む可くなむ有りける、（記傳に、一此時は、未だ日は無けれども、此は伊邪那岐神の詔ふ御言に非ざれば妨げなし、此地、後に邂逅日向ふ處なる故に、如此は稱へたるなり一と云はれたるは甚じき僻事なり、然るは、古事記及此一書共に、日神は此御身滌の時に生れ坐せる趣に傳へては有れども、其は此正書の傳を正しと僞る事、傳六卷に註せるが如く、此時已に高天原を所知食て御在し坐せる事、云も更なり、又、天照太神は日神にこそは御在し坐せれ、天日にては坐さざれば、此時未だ日無しとは云はれざる事なり、又、天日に如此しも向はせ給ふ地を撰ばせ給ふ事は、右に云へる如き譯有りて皇祖天神の御靈を請ひ給ふ事なれば、然る輕々しき事には非ず）大祓詞に、高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以氐云々、天津罪止云々、國津罪止波云々、許々太久乃罪出武、如此出波、天津宮事以氐大中臣天津金木乎、本打切、末打斷氐、千座置座爾置足波志氐、天津菅曾乎、本苅斷、末苅切氐、八針爾取辟氐、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此久乃良波、天津神波、天磐門乎押披氐、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氐所聞食武、國津神波、高山之末、短山之末爾上坐氐、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎撥別氐所聞食武、如此所聞食氐波、皇御孫

之命乃朝廷乎始氐、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止云々高天原爾、耳振立聞物止馬牽立氐云々と有る、此は素戔嗚尊の天津罪を犯し給へる故事に本著きたる者から、其祓禊の始はしも、伊弉諾大神に坐せれば、萬は、此大神の先蹤に擬はせ給へる事、云ふも更なるを、如此く高天原の事を主と云へるは、此大神の日向ふ所に於て、其高天原に坐す皇祖天神の御方に向ひて、祈らせ給へるに依りて、下に所見たる如き貴き神等は、生れ坐せる者なるぞかし、唯、身を滌き給へる耳に、然る験の有らむ物かは、彼の泉門より還らせ給ひて後、何れの地にても、水邊に降り立坐して、水を浴び給ふ計りの事の出來坐さざるべしやは、後世にても、祓禊と云ふは、神を祀りて一廉なる重き神事なるを以て、遡りて神代にても甚じき神事なりし事を思ふべくなむ有りける、(此も亦日に向ひて物爲させ給へりし證に云へるなり、能々上に云へる事共を思ひ合せ、又、敏達天皇十年御紀に、下ニ泊瀨中流一、面ニ三諸岳一、漱レ水而云々と有るをも考ふべし)如此く記し定めて釋紀を見れば、私記に、此一書なる是即住吉大神矣と云ふ事を、又問、今如ニ此文一者、此三大神者、當レ在ニ筑紫橘之小戸一、而今在ニ攝津國墨江一如何、答、此神荒御魂者猶在ニ筑紫一、但、和魂獨在ニ墨江一耳、案ニ神功皇后紀一云々、然則此神本在ニ筑前小戸一、即神功皇后初遷ニ居於攝津墨江一耳と有り、已に私記の頃、彼御紀に日向國橘小門と有るを、筑前國と心得居たりし故に、筑紫橘之小戸とも筑前小戸とも云へりしなり、第十一書に、往ニ見粟門及速吸名門一、然此二門潮既太急、故還ニ向於橘之小門一、と有るは、正しく筑前國なる事を明せる文なり、其は太神の本宮は淡路國なり、其より阿波國豐後國を經給へるなれば、若し今の日向國ならむには其より猶行き向はせ給へるなり、然るを還向と有は其より引き返らせ給へるなれば、其橘之小門は、愈々筑前國なる事、疑無かるべき者なり、

神名式に、筑前國那珂郡住吉神社三座、（竝名神、大）と有るは、私記に謂はゆる荒御魂是にて、此神本在二筑前小戸一と有るを以て見るに、其和御魂の住吉大神も、同處に竝御在りし事決し、然らば私記の頃迄も、小戸と云へる地名の詳かに傳はりて有りけむこと、云ふも更なり、予、安政元年閏七月、宗像大神に詣でたる序に、彼の住吉神社にも詣でゝ其地形を考ふるに、那珂郡に、神功皇后御紀に見えたる儺河と云ふ川有り、其を隔てゝ西は福岡なり、東は博多なり、其より其川上の方に行き見るに、其福岡博多の地も入海なりしが、土砂の流れ入り年埋もれて里と成れるにて、共川上數里の間同じ事なるは、古には大なる潮の如くなりけむ、故に其西面なる山際の地なむ、朝日の日向ふ處に有りければ、其をや神の御言に日向國とは宣へりけむ、と思ひ定むるに至れりしが、土人葉山春篋と云ふ人の語るを聞くに、青柳種信說に、「那珂郡傍村と云へるは、和名抄鄉名に那珂と有る其地なるが、此に現人大明神と云ふ社有りて、住吉神を祀れり、萬葉六（三十六丁）に、住吉乃荒人神と詠めるに合ひ、又、近く山田村に宇慶山と云ふ地有り、檜原柏原などの二村も、遠からず徑原に由有りと聞え、又、御紀に、皇后爰定二神田一而佃之時、引二儺河水一、欲レ潤二神田一と有りて、住吉神の神田を耕し給ふ地なり、今博多地なる住吉神社の舊地是なるべし」と云へる中には、如何なる說も交れれども、定に其仲村より猶上方に至る迄の潮にて在りけむ、故に私記の頃には、那珂と云へる鄉に已に成りて有りしかども、猶小戸と云ふ地名、其儺河の傍に殘れりと見えたれば、正しく現人大明神ぞ住吉神社の舊地には有るべきなる故、筑紫日向と此に有るは、其現人大明神の社の邊なるべくぞ思えたる、（仲村は博多より四五里も上方なるを以て思ふに、古は甚々大なる潮にてこそ有りつらめ、和名抄鄉名に海部と有るは、北面に海を受けたる國な

れば、其は措きて、中島と云ふ鄕などは、古大なる潟なりし頃の中島なりしが、後に共に埋もれ合ひて、一の鄕とは成れるなるべし、猶地理の事は土人に任ねて尋ぬべし、但し國々の地理を云ふ者、斯る大古の事を、今の地圖に引き合せて說を成すは、甚々措き事なり、彼の二神の後に、大己貴、少彥名神の造り給へれば、大に革るべく、又、其より人代と成りても、世々に沿れるも多在るべきを、其心なく云ふが漫なる故に、今少か云ふなり）〇小戸橋、記傳六（四十三丁）に、「袁杼能と訓むは悪し、袁杼多知婆那と續けて訓むべし、小門に在る橋と云へる地名なり」と有るが如し、第十一書に、乃往㆓見粟門及速吸名門㆒、然此二門、潮既太急、故還㆓向於橘之小門㆒而沸濯也と見えたる、其二門の潮の太く急きは、其は大海に在るにて、大門なるが故なり、萬葉三（十六丁）に、留火之、明大門爾云々、又並びて、白㆓明門㆒倭島所見とも見えたれば、大海なるを大門と云ひ、又打任せては、唯に門と耳云ふ事常にて、右の粟門速吸名門は更なり、仲哀天皇八年御紀に、自㆓穴門㆒至㆓向津野大濟㆒爲㆓東門㆒、以㆓名籠屋大濟㆒爲㆓西門㆒と有る門是なり、此門は大海のなる故に大濟と云ふ事、右に所見たるが如し、（冠辭考に、「右の歌を引きて、「大門は、筑紫の橘小門をば乎登と云ふに對へて、此を於登と訓むべきなり、小の假名は乎なり、大の假名は於保なるを略きて於と云ふ耳、譬へば億計王は御兄にて大郎の意、弘計王は御弟にて小郎の意なるが如し、故此大門は海門を云ふ」と有るが如し、但し右の歌を阿加志能と訓む故に然る說も有れども、阿加志大門と續けて、事もなき所なるなり）小門には、河水の海に落つる口なる所にて謂はゆる水門を云ふなり、上に水門神等號㆓速秋津日命㆒と有るは、其の條に云へるが如く、古事記御身滌段に成坐せる伊豆能賣神に御在せるも、此なる橘小門に相て叶へるを思ふべし、出雲神賀詞に、須々伎振

遠止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐と有るを、後釋に「須々伎振は滌振にて、遠止美は淀みなり、風土記なる仁多郡三津は、斐川に傍ひたる鄉にて津は其河水なり、若て滌振と云ふは、神代に阿遲須枳高日子命、御身沐浴坐と有るに就きて云へるにて、川にて身に在れ物に在れ、滌振れば、其勢にて、流るゝ水の淀みて、良く上方へも泝る故に、遠止美乃水と云ふか、又は、美乃は乃美を下上に誤れるにて、遠止乃美水にても有らむか、遠止は小門にて三津の河門を云ふ、橘小門などの如し」(取意)と有る遠止美にても、遠止にても、此の小門の例なり、(然るは、遠止美と云ふ時は、右に云はれたる如く水の淀めるなれども。水門に叶ふべしと思ゆる事は、水の山より眞下垂りに落つる時こそ其勢も激しく、有りけれ、河海の境に至りては、外より潮の指し入るが爲に、水の淀む事、人の知れるが如し、古事記にも、此にも、上瀨下瀨を、瀨速し、瀨弱しと告り別け給へるを考ふべし)橘は假字にて、立鼻と云ふ事なり、國々の地名はしも、彼の神龜三年に、好字を著け、二字に定むべき由の詔有りけれども、御紀は其より以前に奏上せし故に、本の任なる借字を被レ用し者なり、立とは物の斜ならず側りたるが如くして眞直に立てるを云ふなり、越の立山など然り、又、風神祭詞なる龍田乃立野なども、前に大和川有る其高岸に在る田なり、野なり、故、立田と云ひ、立野とは云へるなり、鼻とは山の岬なる所を鼻と云へり八幡鼻、山埼鼻など云ひ、又、海にても渚崎の所を生田鼻、大和田鼻など云へる是なり、然れば、波那には端字などや叶ふべからむ、(然れば、山端と云ふも山鼻と云はむが如し、又、國にして海河に傍ひたる地名に、某鼻と云ふが多在るも、皆其渚崎など出張りたる地なり)偖、立鼻としも云ふは、其小門の傍なる渚崎の、平和には非で側り立てたる如くなるより云ふ名と通えたり、和名抄郡名に、武藏國橘樹

(太知波奈)と有るも、其稱謂に依れるかと思ふに、然らず、其地理を見るに、此郡の海岸はしも、甚だ高くして削り立てたる如くなる故に號けたると所見たり、越前と加賀との堺に、加賀國に屬きて、立鼻と云ふ地の有るを、予も通り乍、心を著けて見たるに、然る狀の地なり、貝原篤信が八幡本記に、席田郡には立花山有り、青木村有り云々と云ひて、其を橘之檍原の證に爲るは、立たざる事なれども、立花山の狀を見るに、上の例にて削り立てたる如き山端有り、此例を推して見るに、太古に其稱なりし那珂郡儺河の水源なる、彼の現人大明神の邊に、削り立てるが如き諸崎の有りけむ、其を小戸橋とは云へりし者なり、次に上瀨、中瀨、下瀨と有るは、水の流れに就きて宜へる御言なるを以て思ふにも、決く此稱の小戸橋にて、此より餘に求むべき處はしも、有るべからざる事、右の如く古書に出でたる限りを推て知らるゝなり、(其國人なるべし、宮崎大門と云ふ者の著はせる、筑紫小戸靈蹟考と云ふ一冊子を見しに、一云、筑紫日向とは筑前國内にて、夕日向の地を云ふなるべし、其國にて海上より直に夕日に向ふ地は、志摩郡芥屋村の東南の方二里許の間を云ふ古名なるべし、其近邊に、日山の麓、又、大日輪など云ふ所も有り、又、東野地より、南久我村と云ふ村近くの地は、夕日を直に受くる所にして、各淨らかなる海邊なる、殊に其間の村浦に、祓戸出現の神等、古く產土神と鎭り座すをも想像るべし云々、と有り、日向とは東に向ふをこそ云へ、西方なるを打ち任せて、日向と云ふ事如何、皇大神宮儀式帳などに、朝日來向國、夕日來向國と有れども、其は朝日と云へるに竝べたれば、別なり、但し大祓詞に、今年六月晦日夕日之降と有るを引きて附會ざるも怪し、一云、橋と云ふ地は、立岩鼻なるべし、芥屋村の大戸の少し南の岬崎を、立岩鼻と云へる、其山悉く大小の岩石自然に立てり、其中に、凡五六丈も有る、

長き大岩の山上に立ちたるに、枝矛を立てたる形なれば、俗に立岩と唱へたり、其出崎、玄界灘の浪打ち寄せて、尤も淨潔の地なり」と有り、右の夕日向の例にて立岩鼻も、其立石より思ひ著きたる說ならむか、又或痴者の著はせる稜威道別、又、難語考など云ふ書に、橘之檍原を、「立走浪之淺原と心得べし、立走浪とは、河水の程宜く立ち走りて、身を滌ぐに便り宜き水門を云ふ、淡原は彼の河水の落口にて、淡き門を云ふ」など云へる說は、鳥如す囀りの心ちして、聞くも心惡きには勝れりや、三云、「檍原は淡浪之原ならむか、彼の立岩鼻邊の海、至りて深くして靑々と見え、浪の荒磯に打ち掛け發（アバ）きて、淡などの絕間なき狀より起りし地名ならむ」と云へるも苦しげなる說なり、淡は阿波、沫は阿和、假字違へり、海の深き所は、鹽味の醎ゆくこそは有りけれ、淡味なる事の何どかは有らむ、四云、「小戸は芥屋村より五町許乾方に、一箇の岩山有りて、北に向ひたる靈區の神窟なるべし、其奇絕なる事、譬ふるに物なし、書けども其半をも書き取り難し、俗、其靈窟を大戸と唱へたり、岐志村花掛社記には、小戸と記せり、萬葉集なる明大門（アカシオホド）を於杼と云ふも、大戸小戸同語なり云々」と云へるは、俗に云ふ味噌も屎も一つに打ち和たる說と云ふ者なれば、辨ふるに及ばず、五云、「此筑前の國たる、夕日に向へる西果なる立岩鼻の大海原の邊二里許に、神代紀の潔段に生れ坐し、皇神等を村々の產土社と古より祭り來る云々、大戸の少し東に、小島の如く、長石を橫に積みたる形なる岩山有り、其を祓戸と云ひて、天神の御潮井有りし所と云ひ傳へたり、又、大戸の沖に、中之潮と云ふ所有り、此所、靈處とて、海士だにも恐れて、其邊の貝類を取らず、是れ中津瀨の謂にや、又、野北浦の沖三里許に、伊加美瀨と云ふ有り、是も亦靈處なりとて、船人の大に恐るゝ所なり、伊の一言を省きて上瀨と云ふ事にや有らむ、延寶八年

の記に、瀨織津姫を祀れりと云ふ事、由有りて聞ゆ、又沖之伊豆毛、地之伊豆毛と云ふ瀨、船越浦の沖に在り、漁人共恐るゝ所なり、若し過ちて此瀨に船を觸る事有れば、忽ちに其祟有りと云へり、伊豆毛瀨は、伊の一言を省きて、下瀨ならむ、其三所の瀨の陸地に、各其社々有るも、由有りて思ゆ」と云へり、右の大戸、又祓戸、或は中之瀨、又は伊加美瀨、又、沖之伊豆毛、地之伊豆毛と云ふ地名を拾ひ集めて、右の如く云へる、一亙りは理有りげにも聞ゆれども、日向を夕日向とし、小門を大戸とし、橘を立岩鼻とし、檍原を淡浪之原として、其本たる實地、古事に合はざれば必ず其とも甘なひ難し、其上に、上瀨、中瀨、下瀨は、水の流れに就きて云へるにこそ有りけれ、上瀨は山谷に近ければ、水勢の速かるべく、下瀨は潮に障られて弱かるべきをも思ふべし、等しく同じ面なる大海にて、然る緩急の有るべくも非ざる者をや、然れども芥屋の大戸はしも、靈窟にて有る狀なるは何れにしても神代の神蹟なるべければ、譬ひ此度の御身滌の所ならざるとて、何てふ事か有らむ、又、貝原氏は、「早良郡姪濱の山を小戸山と云ふ、此處に地藏有り、疣を煩ふ者、木矛を作りて此を奉れば、其病癒ゆとて、祈願する者多し、神代紀に謂はゆる小戸とは此地ならむ」と云へれども、餘りに掛け離れたれば、此も亦如何なる事なり、然れば、今にして其地を求め探らむ事は、甚難き事なれば、少かの地名などを由緣にして、此ぞ其ぞと云はむ事は、甚々容易き事にて、物を强ふると云ふ者なり、唯上に云へる那珂郡仲村と云ふ說ぞ、獨り穩かにして允當れる心ちす、貝原氏の、八幡本記に、其祓禊の時に成り坐せる八十枉津日神、神直日神、大直日神三神をしも、那珂郡酉崎なる筑紫行の邊に鎭り坐せる由記せるは、社說に古く傳へたるを取りて記されたるなるべし、若し然らば、愈々那珂郡なる證と成るなり、然れば、上に引ける釋紀

に、住吉神社を在ニ筑紫橘之小戸一とも、又は在ニ筑前小戸一とも云へる私記の說は、古き傳なる事、著明しき者なりかし）〇檍原は、第七一書に、檍、此云ニ阿波岐一と有りて古事記に阿波岐原と作れるに同じ、記傳六（四十三丁）に、「和名抄に、說文云、檍、梓之屬也、日本紀私記云、阿波木、今按、又橿木一名也、見ニ爾雅註一云々、（十月二日夜書見爾雅註四字其時地震以下十一月十三日始之云々）、借是も地名には非で、松原、檜原、柳原、柞原などの類にて、唯此木の多く生ひたる地を云ふなるべし」と有るが如し、若て右の日向小戸はしも、海水に浮き沈み爲給ひて、大御身の所汚を盪滌給ひし所にして、此檍原はしも、天神に申し給ひて、大御身に著け給へりし物を贖ひ給ひて、祓の事を行ひ給へりし所なり、次に祓除の二字を、美曾岐波羅比給布と、古く訓み來れるに心を著くべき者なり、第十一書にも、此と同じ事を、故欲レ濯ニ除其穢惡一、乃往ニ見粟門及速吸名門一、然此二門潮既太急、故還ニ向於橘之小門一而拂濯也と、上には濯除と有る其を、下には拂濯と打ち返して文を成せるも、身滌と祓とは別々なる者なるが故なり、此を以て、滌と祓と、又其所を異にして行はせ給へりし事をも、併せて曉るべし、（古事記の此段にも、到ニ坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原一而禊祓也と有りて、禊と祓とを別けられたり、但し文の續きを委しく見ざれば、其阿波岐原にして此二つを兼ね行はせ給へるが如くなれども、然らず、全體を云ふ時は波羅比にて、美曾岐と云ふ其祓の中に在る一種の所作なるが故に、唯波羅比と耳有りても聞ゆる所なるを、其小門にては美曾岐の事有りしを、地名を二つともに云ひ續くるが故に、禊祓をも竝べ擧げられたるにこそ有りけれ、實には禊登祓登袁の義を以て記されたるなり）檍は、名義抄に訓めるも同じく阿波岐なり、言義は、和名抄に、橿木一名也と有るに依りて考ふるに、大葉木（オホバギ）と云ふ事なり、

然るは、古事記（玉垣宮段）に、在二甜白檮之前一葉廣熊白檮と見え、又（朝倉宮段）大御歌に、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毗呂久麻加斯とも詠ませ給へるが如く、檮は葉廣なる物にし有れば、大葉木とは云ふなりけり、又、波毗呂を省きて、久麻加志賀波袁と詠ませ給へる事倭建命の御歌に所見たり、久麻は、葉の廣くて物を容るゝに隈有ると云ふ稱なり、又、和名抄に、橿萬年木也、和名加之、一名杻、一名檍と有り、愈々阿波岐と加斯と同物なる事灼然し、（杻を同抄刑罰具に、杻、械也、梏、手械也、漢語抄云、杻、天加之と有るは、手橿と云ふ事なり、械を阿之加之と有るも、足橿にて、共に橿木を用ひて造る名なるが故に、橿の一名とも成れるなるべし、因に云、右の熊白檮の熊は、隈の借字にて、蒲柳、隈篠、又、馬鞭草などの久麻に同じく、何れも葉の廣く隈有る謂なり）偖、阿波岐は葉の狀に就きて號け、加斯は堅固き幹に依れる名にて、同物にして異稱有る事、云ふも更なるが、又、右に因りて金木とも云ひけむとさへぞ所思ゆる、然るは、此檍原に幸行しは、其木に祓具を取懸けさせ給はむ爲にて、謂はゆる千座置戸の始めにこそ有りけめ、寶鏡開始章に、諸神歸二罪過於素戔鳴尊一、而科レ之以二千座置戸一、遂促徵矣と所見たる、其時ぞ此の故事に依りて、右の穗を用ひて、千座置戸は被二製造一たりしも灼然く、大祓詞に、天津金木手、本打切、末打斷氐、千座置座爾置足波志氐云々とは所見たりける、祝詞考に「彼の伊邪那岐命の御自ら祓給へりしも、須佐之男命を他より責めて出ださせしも、事の意は等しければ、此二大神の御事共を合せて、祓身滌の法として人代に至りても行へるなり」と云はれたる、實に然る事になむ有りける、但し臨時祭式に、凡云々、置座木等之類、仰二五畿内諸國神戶百姓一令レ祭二進之一と見え、木工寮式なる八座置四座置條に、以レ木爲レ之、長者二尺四寸、短者一尺二寸、各

以二八枚一爲レ束、名稱二八座置一、長短各以二四枚一爲レ束、名稱二四座置一と有りて何木を以て爲ると云ふ事を知らずと雖も、橿は幹より枝に至る迄も曲る事なく眞直なる物にして、固く強きこと金の如き木にし有りければ、天津金木とも云ひて、其を以て作られたりけむ事、何かは疑はむ、孝徳天皇四年御紀、大御歌に、舸娜紀都該、阿我柯賦古麻播と詠ませ給へる、舸娜紀は和名抄刑罰具に、鉗、和名加奈岐、以レ鐵束レ頸也、野王按、鈦、和名同レ上、脛脊也と有れども、其は鉗、又、鈦字をこそは擧げたりけれ、此は鋜の事にて、古は橿木を被レ用たるから、金木と云ふ稱は有るなりけり、又、齊明天皇六年御紀に、兵盡二前役一以レ棓戰と有るを、字書に、棓ハ棒本字也、又、連枷也と云へる、其棒は橿木を以て造る事、今も古も同じかるべきを、其連枷は農具にて、橿を以て造り、枷を名義抄に久比加之と有れば橿なるを、又、大祓詞後釋に、神名式、大和國宇陀郡賀那木神社と云ふ有るも、此物に依れる神名にて、握金木の意なる由云はれたるは然る事にて、如此く類例を聚め見れば、金木は橿なる事決き者なり、但し刑具を置座に爲たるには非ず、金木は木名なるが、其を置座にも刑具にも用ひたりし者なり、思ひ混ふ事勿れ（文選、東方朔が文に、以レ莛撞レ鐘と有る、註に、莛ハ小木枝也と有るに依りて、金木を小木の義と思ふは違へり、然る其の類は橿木を用ひたりしから、轉りて佗木の稱を用ひるも、又、金鐵を用ふるにも其元名を及ぼして、同じく金木とは云へるなり、刑具の鉗も然り、其は鐵を以て爲れるなれども、金木の名稱を用ひたりし者なり、又、和名抄に、盤枷、若無レ鉗者著二盤枷一、日本紀私記、云二久比加之一と有るも、頸橿と云ふ事にて、其木名を以て稱けたるなり、又、杻を手橿、械を足橿と云ふを以て、右等の刑具も、橿を以て製れりし故に、加斯とも加那紀とも云ふにこそ有りけれ、其本同物なり）傳

四の卷に註せる、國中之柱と爲て衝き立て給へりし天之瓊矛の柄はしも、橿木にこそ有りけめ、其は出雲風土記國引文に、今者國引訖詔而、意宇杜爾御杖衝立而意惠登詔、故云二意宇一と有りて、其文中に堅立加志者云々と有るは、謂はゆる戕柯なる物から、猶、橿木に依れりし名と聞え、又、其御杖の意宇社と云ふ墊に成れると、瓊矛の小山に化れりしと、事は一なるを以て思ふに、橿は其柄にて有りし故に天津とは云ひ、其木の鐵などにも似て堅固なるを以て、金木とは云ふにぞ有りけらし、偖、大神の此橿原に幸行して、祓の場と成し給へりし事は、然る少縁ならぬ所因ある木なるが故に、黃泉神の如き鬼類の甚く恐れ避くるなど、事有るなるべし、神を祭るにも其木を被レ用しは、同じく不祥を避くる爲と聞えて、垂仁天皇二十五年御紀に、一云、天皇以二倭姫命一爲二御杖一、貢二奉於天照太神一、是以、倭姫命以二天照太神一、鎭二坐於磯城嚴橿之本一而祠レ之と有る嚴橿之本を、古事記(朝倉宮段)大御歌に、美母呂能、伊都加斯賀母登加斯賀母登、由々斯伎加母と詠ませ給へれば、伊都は稜威の義なる事、下に由々斯伎と有るにて知らる、然れば、嚴橿とは神威の具有れる義なるにて、神武天皇御紀大御歌に、伊智佐介幾、未廼於朋鷄句塢と論はせ給へるも、稜威賢木實之多と言ふ續きなり又、神功皇后御紀、神名に撞賢木嚴之御魂云々と申せる嚴も稜威にて、賢木を撞き給へる狀の嚴めしき由に係れる御名なり、右の二つを以て思ふに、古に賢木と云ひしは橿なりし事、自然に知らる、然るは此木を葉廣熊白檮とも云ひける如く、枝葉共に甚く扶疎して榮ゆる木なるが、然すがに神威を具へ清々しき故に、伊智佐介幾と云ひ、又、撞賢木嚴之御魂とは申し續けたるになむ有りける、又、其撞字は、彼の文選に、以レ莛撞レ鐘と有ると同じきに心を著くべきなり、偖、此橿原の說に至りて、如此く長々しく成れるは、牽強附會の如く思ふらむ

人も有るなめども、此は常に云ふ松原檜原の例にては、濟まざる事にて、其因りて起れる所有り、又受けて祓にも、祭にも、右の木を用ひて、事を成し來れる古の遺式を示さむとての事ぞとよ、（猶下なる枉津日神の傳に、其亦名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命の御事を明らめ申すべく、又、寶鏡開始章、天香山之眞坂樹の傳に註せる事共を合せ讀みて曉るべし）○祓除焉は、舊に依りて美曾岐波羅比給比伎と訓むべし、古事記に禊祓也と有るをも、傳に然か訓み附けられ、第十一書に、欲レ濯二除其穢惡一、乃云々而拂濯也と有るも同じ事なり、履仲天皇五年御紀に、車持君罪有りて負二惡解除善解除一而出二於長渚崎一令二祓禊一と見え、雄略天皇十一年御紀に、齒田根命罪を犯せる時も、以二馬八匹大刀八口一祓二除罪過一と有り、又天武天皇七年御紀に、是春、將レ祠二天神地祇一而天下悉祓禊之と所見たれば、身滌と解除と、必ず二つ共に相竝べて被行る太古の定格となむ知られたりける、（又、孝徳天皇二年御紀に、祓除の字五處出でたり、此には波羅閉と訓み附けたれども、其も此と同じく訓むべきなるべし、此字通證に、國語曰祓二除其心一）故、伊弉諾大神、先に泉津平坂にて投二其帶一、又投二其衣一、又投二其褌一と有るは、其泉國の方へ投げ返し給へるを、今此檍原に幸行して、其大御身に著けさせ給へる物を脫ぎ棄て、其穢の裳に取り懸けさせ給へりけむ、是れ即ち祓柱の起りにて謂はゆる千座置戸の始め、又、解除と云ふ事の原なり、次に、便ち其小門の中瀨に降り立ち給ひて、海底に沈み、潮中に潜き、潮上に浮びて、大御身を濯坐しゝなむ是れ身滌にて、如此く解除と身滌とは、同じ手續きの事には有りけれども、其行はせ給ふ所別なり、然るに、此には身滌の事實のみ委しく有りて解除の形狀を省き記され、下なる寶鏡開始章には、素戔嗚尊に解除を負はする事有りて、身滌の事に至りては、全く漏らされてなお有りければ、

互に相通はして、其實の光景を得る事多在る者ぞかし、（祝詞考に、祓とは古事記に、伊邪那岐命黃泉に到り坐して穢れ給へるを清め給はむとて、筑紫の橘小門にして、大御身に著け坐せる物を悉く脫ぎ棄て給ふを云ふ、穢れたるを拂ふ由なり、次に海潮に浸して大御身を滌ぎ給ふ、此を身滌と云ふ、身の穢れを洗ひ滌ぐ由なり此二つぞ祓身滌の本なりける一と云はれたるは、甚々委しく詳らかなる說になむ有りける、但し古事記禊祓段に、故於二投棄御杖一所レ成神名云々より、右件自二船戸神一以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者因レ脫二著レ身之物一所レ生神也と云ふ迄の事實はしも、黃泉門にて在りし事實の似著かはしきから、混れて此に入りたるにて、此一書の趣なむ正しかりける、其は上に委しく註せるを見て曉るべし、然れども、右の傳に依りて、其大神の大御身に著けさせ給へる物を脫ぎ棄てゝ、祓柱（ハラヒツモノ）と成し給ひし事も亦知らるゝは、實に神の賜物になむ有りける）其は寶鏡開始章に、然後諸神歸二罪過於素戔嗚尊一而科レ之以二千座置戸一云々、其第二一書に、已而科二罪於素戔嗚尊一而責二其祓具一云々、用レ此解除竟、遂以二神逐之理一逐レ之其三一書に、卽科二素戔嗚尊、千座置戸之解除一云々と、此三つ共に解除の事耳有りて、身滌の事とては所見ざるが故に、誰しも然は心も著かざりけなれども、萬葉三（四十六丁）に、天有、左佐羅能小野之、七相菅、手取持而、久堅乃、天川原爾出立而、潔身而麻之乎、と詠めるは、其素戔嗚尊の古語を取り用ひたる者にして、此には潔身の事耳を云へる如くなれども、然らず、左佐羅能小野と云ふは、其解除を負はせて神逐に逐ひたりし天上の地名にて、其神に八束鬚速佐須良命と申す御名有る如く、流離の字の義なり、七相菅手取持而は、其第三一書に、使下天兒屋命掌二其解除之太諄辭一而宣上レ之と有る其作法にて、大祓詞に、天津菅曾乎、本苅斷末苅切氐、八針爾取辟氐、天津祝詞乃太祝詞

事乎宜禮と記され神樂歌に、奈加止美乃、古須氣乎佐紀、波良比伊能利志古登波など有る是なり、次に久堅乃、天川原爾出立而、潔身而麻之乎と有るは、彼の御誓約の事有りし天安河にして、御身潔の有りつる傳の遺れるなり、此にて解除と身滌と二つを兼ね行はれし事著明きを、紀記共に傳へ漏らされし狀なれども、解除と云ふは、其を統べたる名にして、身滌は其中に在る事なるから、其方に委任ねられたる者となむ所見たりける、(又、萬葉六に、千鳥鳴、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎とも有りて、此には解除と身滌との二つを竝べ云へるが、此にて其佐保川の磯にて解除を行ひ、往水に降り立ちて身滌を爲る由にて、此にて條理甚能く聞えたり、故、伊弉諾尊は、檍原に解除して、橘小門にては身滌し給ひ、素戔嗚尊はしも、左佐羅能小野にて解除し給ひ、天安河にて身滌し給へりし事共實に明らかなる者なり、此次に解除と身滌の差別を云はむとす)○美曾岐は身滌にて、解除の中に在る一種の業なり、所以に、解除と云ふは廣くて、其には身滌も含まれるを、唯に美曾岐と云ふ時は、其解除に就きて身を滌ぐ一事の稱とは成れるなり、記傳にも引かれたる彼の記に、初於二中瀨一降迦豆伎而滌と有るは更なり、此にも將レ盪二滌身之所汚一乃云々濯二之中瀨一也云々、又洗二濯於海底一云々、又潜二濯於潮中一云々、又浮二濯於潮上一云々と所見たる濯にて、水を濯ぎて身を洗ふ事を云ふなり、其は右の遂將レ盪二滌(スヽギアハント)身之所汚一を、上には當レ滌二去(フラヒステム)吾身之濁穢一と記され、又、其濯字に代へて、下には洗二(アラヒタマフ)左眼一云々、復洗二右眼一云々、復洗レ鼻云々と書かれたるは、須々具と阿良布と同じ事なるが故なり、(古事記海宮段なる滿洗の二字を、古訓本に須麻須と訓まれたるは然る事にて、名義抄に、洗字に阿良布とも須麻須とも云ふ訓有るに叶へり、記傳六、禊祓條に、「今俗に物を買ひたる直を出

出すを、拂とも、拂を爲すとも云ふは、祓除の意に當り、又、此を濟ますと云ふも、令レ淸の意にて、祓の義に通へり」と有るが如く、洗は物を淸すなれば、濯に通ふべき事云ふも更なり、但し卜部兼倶が波羅比與レ洗通と云へるは妄なり、洗は物を濯ぎて新に爲るをこそ云へ、波羅比と通ふ義には非ず）出雲風土記、仁多郡三津鄕條に、大神大穴持命御子、阿遲須枳高日子命、御須髮八握于レ生、晝夜哭坐而辭不レ通云々、大神夢願給告ニ御子之哭由一、夢爾願坐、則夜夢見ニ坐ー之御子之辭通一、則寤問給、爾時御津申、爾時何處然云問給、卽御祖前立去於坐而、石川度坂上至留、申ニ是處一也、爾時其津水沼於而、御身沐浴坐、故、國造神吉事奏參ニ向朝廷一時、其水沼出而用初也、と見えたる御身沐浴も、美々曾岐と訓むより外なき所なり、神賀詞に、須々伎振、袁止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐と有るも、右の故事に本著きたる事、合せ讀みて曉るべし、又此を以て、美曾久と須々久と同じき事を明らむべくなむ（右の須々伎振は、古事記御宇氣比段に振滌と有るに同じきを、此には濯字を布理須々久と、其にて訓ませて、振滌と云ふも、滌振と云ふも一事なり）此には右の如く祓字を美曾岐に被用れ、古事記には、禊字を然か訓み、又、名義抄の訓も然り、萬葉三（四十六丁）に、潔身而麻之乎一四（三十五丁）に、潔身爲爾去一六（十九丁）に、潔而奈乎一十一（六丁）には、玉久世淸河原身祓爲など有り、（祝詞考頭書に、「美曾岐は身滌なる事、古事記に吾者爲ニ御身之禊一と有るにて知るべし、然るを、後の記に、東河西河の御禊など書けるを見て、美を御の意と思ふは非事なり、御禊と書くは、天皇の御事なる故に、御とは云ふにこそ有れ、又、其を禊と書くは漢籍狀の略なり、大御身滌と云ふべきことなり、出雲風土記に御身沐浴と有るを思ふべし」とあり）故、上に引ける如く、出雲風土記に、御身沐浴と有るを美々曾岐と訓める

共同字を、崇神天皇七年御紀に、天皇乃沐浴齋戒潔淨殿内而祈之曰云々と見え、又、其沐浴と潔淨とを合せて、四十八年御紀に、各宜レ夢、朕以レ夢占レ之、二皇子於是被レ命淨沐而祈寐、各得レ夢也と有る淨沐の二字をも、又、允恭天皇四年御紀に、故、諸氏姓人等沐浴齋戒、各爲二盟神探湯一と有る沐浴をも、共に由加波阿美と訓めるは、齋川浴と云ふ事にて、謂はゆる許理の事にて、共に身滌なる事、云ふも更なり、齋川とは、寶劔出現章第一一書なる神名に、清之湯山主云々と有るも齋山の義、又、皇太神宮儀式帳に、御田を湯田と有るも齋田なるに同じく、沐浴は清き河水に身を滌ぐを云ふなり、(同じ川に浴るにも、身滌の時ならぬをば、然か云はず、其は崇神天皇六十年御紀に、淵水清冷願欲二共游沐一云々、沐二於水中一と有るを以て知るべし、名義抄に、沐を加志良阿良布とも、阿牟とも、阿良布とも訓み浴を由阿牟とも、加波阿牟とも、阿良布とも、美阿良布とも訓みて、共に身滌の義有り、偖、其沐浴字論語に出づ)又、記傳に「今も除服などに海川の邊に出て滌まはり、又、許理とて水浴る事爲るは、皆禊の意味なり、許理は川降の約りたるなり」と云はれたるは、然る言なり、其許理なむ身滌なりければ、解除と共に行はむぞ、古意には有るべかりける、(通證に、魏志倭人傳曰、人死、已葬則、擧家入レ水、澡浴如二練沐一、晉書亦曰、擧家入レ水、澡浴身潔、以除二不祥一とあるは、吾大御國の古の習俗を彼の國にて記せるなり)○波羅比は美會岐をも兼ねたる總名なる事、右に粗云へるが如し、記傳六(四十四丁)に「美會岐は必ず水邊に出て爲すに限り、波羅比は水邊にて爲すをも、然らぬをも、廣く云ふ稱なり、故、朱雀門前の大祓、又、人に負はする祓などを、美會岐とは云はず、水邊の禊をば波良比とも云ふは常なり」と有るが如くにて、美會岐は身を滌ぐ事なる故に、此に當レ滌二去吾身之濁穢一とも、

又、遂將レ盪ニ滌身之所汚一とも有りて、佗より來りて身に著ける穢惡を滌ぎ去る一途に係りて狹きを、波良比はしも、佗より來れるも、自より出でたるも、收羅めて其を罪と云ひて散在かし去るを云へれば、美曾岐は穢に就き、波良比は罪に就て行ふ事なり、其は大祓詞に、國中爾成出武天之益人等我過犯家牟雜々罪事波、天津罪止云々、國津罪止八云々、許々太久乃罪出武云々、如此所聞食氐波、皇御孫之命乃、朝廷爾始氐、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止云々、遺罪波不在止祓給比清給事乎云々と、上より次々に罪と云ふ事を、幾許も重ね作云ひ下して、其終に祓給比清給と云ふ事の二有を以て、祓は罪に對へ云ふ事なるを曉りつべし、偖、右の天津罪に、衣食住を妨ぐるを以て罪と爲る事、予始めて見定めたる說有りて、其は寶鏡開始章に註せるが如く、又、國津罪の條々は、後釋に一生膚斷、死膚斷、白人胡久美は穢を以て罪と爲るなり、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪の五條は姧なり、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥乃災の三條は、災に遇ふを以て罪と爲るなり、畜仆志、蠱物爲罪の二條は惡行なりと、次第を敍し分たるが如く、穢をも、姧をも、災をも、惡行をも、廣く罪と云ふ事なるが、其都美と云ふ語は、物を重ぬる事を積と云ひ、又、罹りて顯はに爲さる事を包と云ふ類の語にて、波羅比は物を散在かす義なるにて、罪と祓にて聚と散との意相貫くに、先づ心を著くべくなむ有りける、（瑞珠盟約章に、蹴散、此云二倶穢簸邏々箇須一と注し、萬葉二十陳私拙懷歌に、安良乎夫爾、波良々爾宇伎氐の、波良々も亦散在の義なり、又、物の分散なるを波良理と云ひ、雨の降るに斑々と云ひ、涙の下るを潸然と云ふも、共に物の分れ散る義なるを、合せて波良比の意をも曉らむべし）其罪と祓と對へ云へる例に、寶鏡開始章第二一書に、科二罪於素戔嗚尊一、而責二其祓具一、と見え、古語拾遺の同段に、歸二罪

過於素戔嗚神一、科レ之以二千座置戸一云々、仍解二除其罪一、逐降焉と有り、又、其橿原宮段に、令三天種子命解二除天罪國罪事一、と記し、此崇神天皇十二年御紀に、今解レ罪改レ過、敦禮二神祇一、と見え、神功皇后御紀に、以爲知二所祟之神一欲レ求二財國一、是以命二群臣及百寮一、以解レ罪改レ過、更造二齋宮於小山田邑一、とも有り、其を古事記には更取二國之大奴佐一、而種二種求生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通婚、下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚之類一、爲二國之大祓一と有りて、穢をも、惡行をも、罪をも、共に罪として大祓し給へる事、右に引ける大祓詞の例に同じ、然れば、罪には祓と云ふ事愈以て明らかなる者なりかし、偖、此には除字、第十一書には、除をも、拂をも、寶鏡開始章には、祓をも、又、解除をも、波羅比に被レ用たり、偖、記傳六(四十一丁)に「波良比と云ふと、波良閇と云ふと混れて、後には一つに心得ぬれど、本は別あり云々」と云はれたるが如く、此は伊弉諾大神の御自ら思ほし立たせるなれば、波羅比と訓むべく下なる素戔嗚尊のは、佗神より促し奉られしなれば波羅閇と訓むべし、寶鏡開始章第二一書に、祓其此云二波羅閇都母能一、と所見たる、是れ其證なり、(大祓詞後釋にも、「波良比は自ら爲るに云ふ言、波良閇は令レ祓の約りたるにて、人に令レ爲るを云ふ言にて自佗の差別なり、集比、集閇、幸波比、幸波閇などの例の如し」と云はれたるにぞ依るべき)偖、其伊弉諾大神、此檍原にて解除し給ふ時に當りて、其大御身に著けさせ給へる限の物をしも、檍に取り懸けさせ給へりけむが、謂はゆる天津金木を千座置戸と爲る始めにて、祓柱の起りなる事、次々右に註せる如くなるが、詞に、天津菅曾乎、本苅斷末苅切氐八針爾取辟氐と見え、神樂歌に、奈加止美乃古須氣乎佐紀、波良比伊能利志古登波など有る、此を祝詞考に「古の祓には、割りたる菅を手に取り持ちて、塵などを拂ふが如き所作を爲し〻

なりけり」と有る、其も此大神に始まりけむ事、右の天津金木の說に合はせて曉るべし、又、詞に、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮と有る其も亦、此大神に始まれる事、類聚神祇本源に所見たるが如し、（然れば今更に云はむ事、舊にたりと雖も、後に素戔鳴尊に解除を負はせ奉られし事は自ら爲ると、佗より然爲るとの差別こそは有りけめ、總ての狀共に相同じき事、申すも更なり）故寶鏡開始章第三一書、素戔鳴尊に千座置戶の解除を科する所に、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之と有るは、伊弉諾尊の如く御自ら物爲させ給へるには、其解除之太諄辭も、御自ら宣給ふべきを、此は佗より科する所なるが故に、天兒屋命をして使宣給へりし者なり、偖、太祝詞は神に聞え上ぐる者にて、詞に、如此久乃良波、天津神波天磐門乎押披氏、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別氏所聞食武、國津神波高山之末、短山之末爾上坐氏、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武、と有るが如く、其を神の聞食させ給ひて、其除こるべき罪穢はしも、祓戶神等の請取らして、根國底國へ流離へ失ひ給ふ由、即ち其詞に出でたり、然れども、伊弉諾大神の太諄辭はしも、高天原に神留坐す皇祖大神へこそは禱り申させ給ひけめ、其を皇祖大神の聞食し諾はせ給ひて、例の質て齋造らせ給ふ靈威に賴りて、此に於て其罪穢を流離へ失ふ神として祓戶神等は成り出で給へるになむ有りける、唯に被除し給へればとて、然る貴き神等の生れ坐すべくも非ざるを、太諄辭して大神に賴ひ申させ給へりしに依りて、然る徵信の事は有りけるにこそは有りけめ、偖、此一事に於ては、神祇本源より外に證すべき文無きに依りて、先には思束なく思ひしかども、其始め皇祖大神の詔命を以て天降らせ給ひて、國土を修理固成させ給ひけるに、其詔命に違ひて、蛭兒淡洲の如き國々の出來れゝば、直に大神の命を請はして、太占を以て卜相物爲させ給ふ如く、

靈も情進の事御在し坐さぬ大神に坐せば、斯る太功じき祓除の事に限りて、又皇祖大神の御命を仰ぎ請ひ給はざると云ふ理なければ、此を大祓詞に根據き、又、素戔鳴尊の事實に對按べて、然か思ひ定めたるになむ、（此事、已に上なる筑紫日向の傳にも云へるを、猶言ひ足らぬ心ちして、又も言擧ぐるになむ有りける、偖、其太諄辭と云ふ物はしも、甚々奇しく妙なる詞にして、實に人智の得も思ひ企て及び至るまじき名文なり、其は已に大祓詞講義に記したれば、此には擧げず、總て祓除の事は其書に就て見るべきなり）○所汚は使多那使挂能と訓み來れる、其れ然るべし、其は上に、吾前到二於不須也凶目汚穢之處一と詔給へりし其泉國の穢の事なればなり、偖、大神の如此宣へるは以前に彼の國より還り坐しゝ後に、大御身を滌がせ給ふ計の事は有りけめども、其深く染み入りたりし穢の除こらざりしかば、御快く所思し坐さゞりし故に此度は皇祖大神の御靈を仰ぎて、悉に其汚垢を盪滌ぎ淸めさせ給はむとてなり、上に吾身之濁穢と有るに合せ考ふべし、（偖、此は古事記に汚垢と有ると同意の所なる故に、祁賀禮と訓みても有りぬべき所なれども、一向に如此訓めりし古人の意を失はじとてなり）○將レ盪二滌身之所汚一は、上に謂はゆる身滌と云ふ事の本なり、然れば盪滌は曾々久と訓むべき所なるが如くなれども、本には須々久と訓み來れり、名義抄に、盪を滌也と有りて、曾々久、又、於排久と訓み、滌に須々久、又、阿良布、又、曾々久、又波羅布、又、宇排久と有れば、猶ほ曾々久と訓むべし、古事記（朝倉宮段）大御歌に、美那曾々久、淤美能袁登賣」又、武烈天皇御紀歌に、瀰儺曾々矩、思寐能和倶吾など有り、又、萬葉五（三十七丁）に、鹹鹽遠、灌知布何其等久」七（十二丁）に、足何久激沽郁流鴫とも有りて、曾々久は進々久にて、水を動かして其に浸るを云ふなり、（名義抄に、盪を於排久滌を宇排久と有るをも

思ひ合はすべし、口訣にも、盪滌、動洗也と有り、又、通證に、須々久灑也、東都賦、滌瑕盪レ穢而鏡ニ至清一、廣韻、盪滌、動搖貌と云へり）又、記傳六（四十四丁）に「常には沃又注字などを曾々久と訓みて、曾々久と須々久とは、少か異なるが如く聞ゆめれど、淙滌濯盪浴洒などの字を曾々久とも、須々久とも訓みて、唯同言なり、須受呂とも、曾叙呂とも通はし云ふが如し、倭比賣命の御裳長くて穢れしを洗給ひしに因りて、御裳濯川と號けしを思へば、須曾久とも云ひしにや、右の濯字、世記には須曾と書けり」とも所見たり、（右の當には云々は、水を外より物に注ぎ懸くるを曾々久と云ひ、水中にて物を洗ふを須々久と常に云ふを云はれたる者なり、然れども、須佐之男命の須を曾とも申し、又、萬葉十七、立山賦に安[illegible]曾々理と有るも、天進行にて須と曾と相通はし云ふに同じ）○與言曰は、言擧爲給波久と訓み來れり、私記に、古止安介と有る是なり、寶劍出現章第六一書にも此字を用ひられたり、口訣に、與言示レ衆也と有り、記傳廿六（二十五丁）に、「許登安宜は言か、又、事にても有るべし、阿宜は、論などの阿宜にて、事の有るべき狀を云々と擧げて云ひ立つるを、言擧と云ふなり」と有り、瑞珠盟約章第三一書に、則稱之曰ニ正哉吾勝一と見え、又、寶劍出現章正書に、乃言（コトアゲシテ）曰、吾心淸々之」又、其第五一書に、已而是ニ其當レ用、乃稱（コトアゲシテ）之曰云々など有りて、皆同例なり、又、景行天皇四十年御紀に、望レ海高言曰云々と見え、又、古事記に倭建命の、山神の白猪に化れるを見給ひて、爾爲ニ言擧一而詔、是化ニ白猪一者其神之使者云々と見え、萬葉六（二十五丁）に、千萬乃軍奈利友、言擧不爲、取而可來云々」七（八丁）に、八信井上爾、事上不爲友」十三（九丁）に、蜻嶋、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國、雖然、吾者事上爲云々」又（十丁）葦原、水穗國者、神在隨、事擧不爲國、雖然、辭擧叙吾爲云々」十八（三

十一丁)に、可久之安良波、許登安氣世受杼毛、登思波佐可延牟、など有り、此こと下に詳く、註せるを見るべきなり、偖、此は大御身の所汚を盪滌がせ給はむと所思して、粟門及速吸名門を往き見給ひしかども、御心行かざりしを、此橋小門に至り坐して、其地形を見行はすれば、上瀬は瀬速く、下瀬は瀬弱くして猶足ず所思すを、其中瀬にしも、疾からず、弱からず、其宜しき程を得て有りしかば、此處に降り立ちてこそと思ほし成りぬる任に、興言し給へるになむ有りける、(右に引ける瑞珠盟約章なるに、正哉吾勝と興言し給ひ、寶劍出現章なるは、吾心清々之と興言し給へるなどの如く、何にても心に一つ感くる所有る其を取り立て言に云ひ揚ぐるを云ふなり)○上瀬下瀬は天と地との如き上下を云ふは、宇閇斯多と訓みて、經なり、水上水下を云ふは、賀美斯毛と訓むべし、是れ緯なり、偖、加美は頭面なり、斯毛は尻面なり、下の宇閇斯多の傳考へ合すべし、記傳六(五十六丁)に、橋小門は、川の落口なるべければ、其處の瀬々なり、其は遠飛鳥宮段、歌に、賀美都勢爾、伊久比袁宇知、斯毛都勢爾、麻久比袁宇知と有る其に依りて訓むべし、又、萬葉一(十九丁)に、上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾、小網刺渡ー二(三十一丁)に、上瀬爾、生玉藻者、下瀬爾、流觸經ー又(三十二丁)上瀬、石橋渡、下瀬、打橋渡、など有り、偖、地理は水流に就きて定むる者なるが、其には必ず賀美斯毛と云ふ定格なり、和名抄、國名には上總(加三豆不佐)下總(之毛豆不佐)上野(加三豆介乃)下野(之毛豆介乃)、郡名には、大和國添上(曾布乃加美)添下(曾不乃之毛)葛上(加豆良岐乃加美)葛下(加豆良木乃之毛)城上(之岐乃加美)城下(之岐乃之毛)郷名には、大和國宇智郡、又、吉野郡に、賀美、那珂、資母と有るを考ふるに、國名などは京の方を本として上下と定むる事なれども、郡名郷名は更なり、村里の名に至る

迄も、地の高低と、水流に依る事なるが宇閇斯多とは云はぬ事なり、（顯國と泉國との如く、地上と地下に層れるには、宇閇志多と云ひて、賀美斯毛とは云はず、鎭火祭詞に、上津國、下津國の名有るを以て知るへし、海宮より顯國を上國と云ひ井の傍なる地を井上と云ふなどは、賀美斯毛とは云ふまじき所なり）瀨とは、海にも川にも水の淺き所を云ふ、萬葉三（三十一丁）夢乃和太、湍者不成而、淵有毛、六（二十四丁）に、神名火乃、淵者淺而、瀨二香成良武、など詠めるを以て知るべし、又、集中瀨音の淸けき由を訓めるが多きも、水の淺たる所なる故に、浪なども殊に騷がしきが故なり、和名抄に瀨、水流於砂上也、世、と有り、（漢書註に、疾流曰瀨とも見ゆ、又、同抄に、湍、和名世、急瀨也と有り、其は次なる太疾の下に云ふべし、名義抄にも瀨を唯、世、と耳有り）○太を波那波陀と訓める、伊多久と云ふに同じくして、允に當れる訓なり、其は名義抄に、太字を波那波陀斯とも、伊登とも訓めるを、萬葉七（三十六丁）に、太莫逝十一（六丁）に、極太とも有りて、波那波陀も、伊多久も、同じ訓義なる語なり、甚字なども、右の二訓有るは此に同じ、倭言義は端極なるべし、遊仙窟に非常と有るが如く、尋常の度を超えて、其端の極み迄に至り盡す義なり又、伊登は至止の義、伊多久は至盡の意なるに思ひ合はすべし、萬葉七（三十六丁）に、甚多毛、不零雨故、十（六十丁）に甚多毛、不零雪故、言多毛、又（六十二丁）に甚毛、夜深勿行、十三（九丁）に、天地之、神毛甚、吾念、心不知哉、など、此等何れをも、大爾毛に換へても聞ゆるを以て、太字を甚と同じく訓むべきを曉るべし、（物の始と、行止まる所とを端と云へり、海邊の出埼を、鼻と云ふなど是なり、又、萬葉九に、將極を波氏牟と訓めるなど、其意を合せて然は說けるなり、十三に太字を波陀と訓めるは、然る略訓も有りけるにや）○疾、第十一書に、

潮既太急とも有れば、波夜斯と訓みて難なしと雖も、古事記に、上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱と記されたる、意と云ひ、詞と云ひ、如何にも美たければ、其に依るべくぞ所思たる、名義抄に、湍字に勢婆夜斯と云ふ訓有れは、疾をも瀬速と同じく訓むべきなり、大祓詞に、高山末、短山之末與理、佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武と有るが如く、水の山より落ちて川に入る所の瀬は、殊に太急き者にし有れば、其上瀬には瀬速としも必ず云ふべき理になむ有りける、(記傳に「瀬速とは流の急きを云ふなり、弱きに對へて云へれば、劇しき意を兼ねたり」と云はれたるは、然る言ながら、猶盡さず)偖、瀬速と云ふ語例は、萬葉七(七丁)に、流水尾之、湍乎早」又(八丁)檜隈川之、瀬乎早」又(十七丁)瀬速見、吾馬爪衝」十(三十一丁)に、天漢、瀬乎早鴨」又(四十一丁)瀬呼速見、落當知足、白浪爾」十一(三十二丁)に、八名打、度瀬速など有る是なり、又、十(三十二丁)に落沸速湍渉」十一(八丁)に千早人、宇治度、速瀬」又(三十三丁)泊湍川、速見早湍乎」又(三十四丁)急瀬爾、立不得戀毛」十三(七丁)に、速瀬、竿刺渡」十九(二十一丁)に、平瀬爾波、左泥刺渡、早湍爾波、水鳥乎潜都追とも有りて、速を上にも下にも用ひたり、右の如く、速瀬には落沸など云へれば、大神の、上瀬にては、身滌がせ給はざりしなりけり、(和名抄に湍と淀とを並べたるは、此の上瀬下瀬に、太疾太弱と云ふに合へり、湍を俗に波夜勢と訓み來れるを、文選註に、石瀬湍也、水激㆓石間㆒則怒成㆑湍と有り)○弱は、古事記に瀬弱と有るに訓を取るべき事上に云へるが如し、本に由流斯と訓たる、成程上なる疾は急の義なれば、緩と云ふ事、允に理に協へれども、名義抄にも、弱を與和斯と耳あれば、恐らくは由流斯は後の訓ならむか、記傳六(五十六丁)に「瀬弱とは流の緩なるを云ふなり、

云々、弱きを取り給はぬは、餘り流の緩なる處は、潔からぬ故なるべし」と所見たり、偖、流末に成りて、水の委める處はしも、水勢無きを以て、弱しとは宜へるにて謂はゆる淀是なり、淀をも、澱をも與杼と訓み、委字を與杼牟と云ふは、與杼は弱門の略にて、其の形狀なるをば與杼牟とは云ふなりけり、故、上瀨の瀨速に湍字、下瀨の瀨弱は淀の字の義に當れりとは云ふなり、(和名抄に、澱訓二與止美一、俗用二淀字一云二與止一、所謂淀澱也、如レ淵而淺處也と見え、委は爾雅註に、流之所レ聚也と有り)偖、其淀を、萬葉には、不通とも、止息とも不行とも、義訓せり、二(十五丁)に、芳野河、逝瀨乎早見、須臾毛、不通事無云々と、早瀨に對へ云ふ淀に、不通の字を用へり、四(三十九丁)に、夏葛之、不絕使乃、不通有者、云々を、今本、加與波爾婆と訓みたれども、其にては有字衍れり、故、與杼米爾婆と訓むべきなり、十二(十七丁)に、湊入之、葦別小船、障多、今來吾乎、不通跡念莫と有るは、正しく與杼牟と訓むべき上下の續きなるを、今本に許受と訓めるは、强ひたるなり、又(三十丁)に、人言之、繁爾因而、不通比日可聞」四(三十六丁)に、人事乃、繁爾因而、止息比者鴨と有り、此不通も、上の例に訓むべくは、止息も共に與杼牟と訓みつべし、又、七(三十六丁)に、明日香川、七瀨之不行爾とも有り、此等の字共を以て、瀨弱と云ふ狀をも知らるべし、(然れば、淀は弱門なる事、愈著し、神賀詞に、須々伎振、遠止美乃水乃、彌乎知爾御袁知坐と有るを後釋に、「今も伊勢人などは、水の淀むをも、音の盛なるが騒ぎし靜まるをも、遠止牟と云へり」と有り、遠と弱と、亦其義相近かり)上に引ける大祓詞の續きに、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神持可々呑氐武と有るを、其神は此一書に、水門神等號二速秋津日命一と所見たるを、後釋に、此は彼の御禊段に成り

坐せる伊豆能賣神なり云々、倍、其秋津日神は水戸神なるを、此に鹽乃八百會爾座須と云へるは甚く處違ひたれども、是に深き由有り、其は鹽乃八百會は、此顯國の海上の堺にて、根國の方へ潮の沒ち往く門口なれば、是又彼方の水戸なり、常に云ふ水戸は、川より海へ水の入る口、鹽乃八百會は、海より入りて根國の下へ水の出づる口なれば、此方にて川より出づる所と、彼方へ出づる所との差こそ有れ、共に同じく水戸なる、古傳の趣の妙なる事如此し、能々味ふべし」と云はれたるは、其奇珍なる說なるに就きて思ふに、中瀨に降り立ちて滌ぎ給へりしかども、瀨織津比咩神は上瀨に成り坐し、速開都比咩神は下瀨に成り給へりし古傳なる事、右の文にて明らかなり、且つ水門は、川とは雖も海の落口なるが、地の甚々低きが故に、潮に障られて復り委む事常なるを以て、古事記に、下瀨者瀨弱と記され、又、此にも、下瀨是太弱とは載せられたるになむ有るべかりける、然れば、瀨織津比咩神に、大海原爾持出奈武と云ふは、川より海に出づる迄の大段を云ひて、速開都比咩神に持可々呑氐武と云ふは、水門より海に出だし、海より根國に出だし却る大段を云ふなれば、一所に泥む時は、其活用を失ふべければ右の後釋の說の如く、固く心得べき者なり（斯れば鹽乃八百道は、川より水門に出づる水脉の八百道有り、鹽乃八百會とは、其八百道より出で來る水の打ち合ひて、一つに海に入る水門の狀にも相合せ心得べき事、云ふも更なり、此に就て猶云はま欲しき事有りて、下の速吸名門の所に云へり）〇中瀨は瀨速からず、瀨弱からず有りて降り潜き、滌がせ給ふ便宜しく有りければ、此處と定め物爲させ給へりしなり、右に註せる如く、此中瀨に於て滌ぎ給ふと雖も、神の成り坐せる處は、各々別異なりと所思しくて、瀨織津比咩神の成り出で給へるは上瀨、速開都比咩神の神の成り出で給へるは、下瀨にて、此中瀨にてこ

之氣吹戸主神は成り給ひつらめ、其は大祓詞に如此可々呑氐波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟と有るを、第十一書に、入レ水云々、出レ水吹ニ生大直日神一云々、吹ニ生大地海原之諸神一矣と有りて、此吹生は、何れの神にも係れる語には有れども、氣吹戸主、大直日一神に坐せば、右の如く其穢を祓ふとて、氣吹き給へる内に、佗神も成り坐せるにこそ有れ、吹生と云ふ事、主と大直日神に係れる事、其亦名を氣吹戸主と負ひ坐せるに就きて、更に論なき者なり、何を以て、此神の中瀬に成り坐せりと云ふぞとならば、右の瀬織津比咩神は、天照太神の荒魂、枉津日神に坐せば、御心の進み給ふ所より、上瀬には成り出で坐し、速開都比咩神は水門神に坐せば、下瀬に成り坐すべきを、其中瀬はしも、疾からず弱からず、其中正を得たる所にし有りければ、大直日神の、其處に就きて現はれ出でさせ給ふべき事なりかし、（記傳六に「凡て物の中間を中と云ふは、本、此中瀬より出でたる言にて、清明と云ふ事ならむ、其故は、今禊爲給ひて清明く成り給ふ瀬なればなり」と云はれたれども、中は天之御中主神の大御名に負はして、天地の未生らざりける時より有る言なれば、如何有らむ、此に就きて説あり、下なる中筒男命の傳に云ふべし）口訣に神道貴レ中、以爲レ要、と云へる、其意味無きに非ず、大祓詞に、許々太久乃罪出武、如此出波、天津宮事以氐、大中臣天津金木乎、本打切末打斷氐、千座置座爾置志足波志氐、天津菅曾乎、本苅斷末苅切氐八針爾取辟氐、云々と所見たる、大中臣は、本系帳に、高天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持、伊賀志桙、不レ傾ニ本末一、中良布留人稱ニ之中臣一と有る如き職名なり、次に本末を云ふは、大殿祭詞に、今奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐と有るが如く、天津金木、天津菅曾、共に其本末を截り斷ちて、中間を用ふるは此の中瀬を

以て齋場と爲給ひし故實に因られたる事、云ふも更なり、然か其中を尙び給へるは、顯宗天皇二年御紀に、天皇詰之曰、石上振之神榲、伐レ本、截レ末、於二市邊宮一治二天下一云々と有るを、其を古事記には、五十隱山、三尾之竹矣、本訶岐苅、末押靡、魚簀如レ調二八絃琴一所レ治二賜天下一云々と有りて、御紀の方は、本を伐り末截ふと云ひて、天下を治め給ふを、中正に取成して宣ひ、記も同じ事なるが、八絃琴の名を設けて調ふると云ふ事を、中正に取成し給へる御言にて、此の例には、萬葉二（四十一丁）人麻呂歌に、天地日月與、滿將行、神乃御面跡、次來中と續けたる、滿將行も、調も、中と云ふ言に屬きたる熟語なり、（仲哀天皇の大御名を足仲彥天皇と稱し奉れるも、右の滿足へる由を以て負はせ給へるなり、古人は歌詞と雖も正しき先蹤を践みて、麁忽ならざりし事、此に合せて曉るべき者なり）偖、其中と云ふ語はしも、受け張りて甚廣く亙る言なる由、已に天御中主尊の傳に就きて、往々註せるが如く、彼御名の中はしも、此世の限を中と云へるにて、實に傍に物無きが如く、廣しとも大なりとも、譬もへなき由なるが、常に中と云ふも、其中を主として、經に上下と云ふも、緯に左右と云ふも、或は羽の如く、或は翼の如し、所以に上下と云ひ、左右と云ひ、表底と云ひ、本末と云ひ、頭尾と云ひ、前後と云ひ、始終と云ひ、口奧と云ふと其事はしも、皆各別異にして其差ありと雖も、中の語耳は、何れにても替る事無きを以て、中を主と爲る事を知るべし、偖、上下と云ひても、左右と云ひても、各々何れにか偏れるを、其中はしも、正位の處に在るを以て考ふるに、有等に序づる中に、平處なる事と所思たり、彼の上瀨是太疾、下瀨是太弱と興言し給ひて、中瀨に濯がせ給ふも、其平和なる所を取り給へるが故に、神にも、大直日神の如く、直く正しき大神の、其所に成り坐せるなり、（今も、物を平準に爲るを、那維

須と云へり、萬葉に、奈良山を平山と書けるなど、考へ合はすべし、偖、次に二所見一たる水に浮沈と云ふは、上下に同じ語類なるが、其中に當るは流と云ふ語なるが、其を平流と心得て能く通ゆるなり、箱中に名處と云ふ本義有りて、奇びに妙なる意有れども、其は天御中主尊の傳に云へりき)○濯に、記傳六(五十七丁)に、滌は曾々岐賜と訓むべし、是れ即ち御禊なり」と有る滌字の如く訓むべし、偖、此を彼の記には、初於二中瀬一墮迦豆伎而滌時と有る、其傳に、「敏達天皇十年御紀に、下二泊瀬中流一面二三諸岳一漱レ水など有る状なり、大祓詞に所謂る瀬織津比咩は、此の故事以て稱へたる御名にて、瀬降の意なり、今此に大神の穢を滌ぎ去り給はむと爲て瀬に降り給ふと、彼神の大海原爾持出奈武と有りて全く同意なるを思ふべし」と有るなむ、云はれたる說なりける、(故、駿河風土記には、織戸神社として、其神を祀れる有り、然れば、此にも降二滌於中瀬一而濯云々と有らま欲しき所なれども、下に滌二濯於潮中一と云ふ文有るが故に、唯濯二於中瀬一とは記されたり)○因以生神に、其事に因りて此神の生り坐せる謂なり、其訓は、許禮爾與理氏生神と訓むべしと雖も、神世七代章第六一書に、有レ物云々、因レ此化神と見えて、物實の有るとは別なり、此は御身を濯がせ給ふと云ふ事有る其に因りて、神の生り坐せる件々なり、(物に因りて化れると、事に因りて生れると、神の成り坐せる其次第にも、斯る意味有るを忘るべからず)○八十枉津日神、古事記には、八十禍津日神と作りたり、其遠飛鳥宮段には、味白檮之言八十禍津日前と云ふ地名も有り、御紀には、味橿丘之辭禍戸岬と有りて、八十の言なし、偖、古事記に、此神と次大禍津日神とを載せて、此二神者所レ到二其穢繁國一之時、因二汚垢一而所レ成之神也と有るを、其傳に、「世中の諸の禍害を成し給ふ神は、專ら此夜見國の穢より成り坐せるぞかし、大可畏」と有りて、

惡しき神の如き說なれども、古史徵に、此は汚垢を祓はむと思ほして成し坐せるなり」と云はれたる、允に當れり、(鈴屋大人は、因字を所到の上に在る意に見られたる故に、然か思ひ違へられつる者なり、此は徵に、其穢繁國爾所到之時爾、汚垢給比志爾因而、所ㇾ成之神者也と訓まれたるぞ宜しき) 偖、其「因二汚垢一」とは、上に註せる如く、泉門にて御帶、御衣、御褌、御手纏など、御身に著けさせる限りの物を投げ棄てさせ給ひけるに、其穢繁國に所到し汚垢の著きて有りしかば、時置師神、煩神、開嚙神など、其餘にも種々しき神の成り居たる、其なむ八十の枉神なるを、其を御ぐ所知看す神を成さむと其汚垢給ひし事を深く惡み厭はせ給ふ故に、成し給へるなり、上に與言因とさへ有るを、然る御與言し給ひながら、惡神の成り坐せりと爲は、大御身滌は総に徒事と成らむ者をや、(記傳に、「八十とは禍の多きを云ふ」と云はれたれど、然らず、八十は右に云へる如く、彼汚垢に因りて成れる枉神の多きを云ふなり) 八十は彌多(イヤサハ)なり、八百は彌大(イヤオホ)なるに同じ、傳一に註せる如く、十は登袁(トヲ)とも、多理(タリ)とも云ふ言、百は毛々(モヽ)と云ふ言なるを、數の多きを量へずして、大凡に云ふには、十を曾(ソ)と云ひ、百を富(ホ)と云ふ定めなり、此に因りて、佗に八百萬神と有るを御紀には八十萬神と有り、此八百も、八十も、數量を云ふならず、唯萬神と云ふ事なるを、彌多(イヤサハ)とも、彌大(イヤオホ)とも云ふ言を冠らせたるなり、此に八十枉津日神、大枉津日神と、二神の相並ばせるも、其義に協へり(曾(ソ)に多(タ)の意有るは、許多(コタ)をも曾許婆久(ソコバク)と云ふを以て知るべし、富(ホ)に大の義有る例は、出雲風土記なる美保を、古事記に御大(ミホ)と作れるを以て知るべし) 八十の例は、鎭火祭詞に、「國能八十國、島能八十島乎生給比云々、」神賀詞に、「八十日日波在止毛」古事記に、大國主神之兄弟八十神坐」崇神天皇七年御紀に、「命二諸王卿及八十諸部一云々」又、以二物部八十手所ㇾ作

祭神之物ニ云々ト、敏達天皇十年御紀に、子々孫々（古語云、生兒八十綿連々）、推古天皇二十年御紀歌に、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙など有り、萬葉には一（二十九丁）に、八十阿不落二ニ（二十二丁）に、物部之八十氏川ニ、三（五十八丁）に、物乃負能、八十伴男乎ニ、十一（十三丁）に、事靈八十衢ニ、二十（十七丁）に、夜蘇久爾波ニ、十三（六丁）に、近江之海、泊八十有、八十島之ニ、三（十九丁）に、近江海、八十之湊爾ニ、十（二十九丁）に、八十舟津ニ、又、八十瀬霧合ニ、又（三十一丁）河門八十有ニ、十二（四十二丁）に、八十梶懸、水手出牟新爾ニ、十九（九丁）に、物部能、八十乃孃嬬等之ニ、十三（十六丁）に、物部乃八十乃心呼など、其餘にも多在り、右等は何れをも彌多と心得て其意聞らかなる者なり、（但し古事記日代宮段に、天皇之御子等、所錄二十一王、不レ入レ記五十九王幷八十王と有る八十は、右の例とは別にて、十を八つ累ねたるなり、其事其物に依りて別つべし、枉津日神の說は次に註すべし）○次大枉津日神の六字、山城國乙訓郡向神社の古本に據りて補ひつ、古事記に八十禍津日神、次大禍津日神と並べ載せられ、又其柱を緒す方に、神直日神、大直日神と、二柱坐せる對なれば、今本に右の六字なきには、脫ちたる事著聞く、第十一書には、各一柱と爲る、吹ニ生大直日神ニ云々、次吹ニ生大綾津日神ニと有りて、又對ひたれば、愈々大枉津日神と申す御名坐せる事、疑無きが故なり、（古史徵に引かれたるに、右の六字を補ひて其說に「信友云、次大枉津日神の六字、今本に脫ちたるを、山城國向神社の庫中所藏の古本に在りし由社司六人部某の筆記に所見たり」と云はれたるを、予、京にて小泉隱敬に勞らひて、其古本の寫を閱たるに、實に其言の如く有りて疑無きを以てなり）大枉津日神と申す事はしも、譬へば某山祇神と云ふ八柱を、統べて大山祇神と申し、其少童神と申す三神を、併せて大綿津見神と稱へ奉るが如く、

彼の泉中の汚垢に依りて成れる禍神共多在り、其等を心の任に在らせては、世中は轉荒が故、其を領知して、其御感けに令レ從給へるを以て、大枉津日神と稱へ奉る事にて、大と云ふ義は同じきながら、右の山祇神、少童神などを、合せて大と申すとは異にて、其を領知せる故に、大と冠らせ奉るにて、大物主神の例の如し、(其は天孫降臨章第三ノ一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合ニ八十萬神於天高市一、帥以昇レ天云々、宜レ領ニ八十萬神一永爲ニ皇孫一奉レ護と有る大物主の物は鬼物を云へるにて、其を領給ふ故に、大物主神と申せると、此も其同例なり)○枉津日神麻賀は眞屈にて、直の伸秀なる對なり、御門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、(古語麻我許登)相麻自許利、相口會賜事無久云々と有り、此にては枉事を流布し給ふ神の如くなれども、道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率、相口會事無氐と有るを以て見れば、根國底國より來る鬼類を領知す神に渡らせ給ふが故に、其率こらすべき人の有れば、其物を遣はして罰めさせ給ふ、是を以て其主宰と坐す天能麻我都比神と云へるにこそ有りけれ、祈年御門神詞に、疎夫留物と有るが如くにて、其屬神の所作なる事著明し、(其委しき由は、已に祝詞講義に說けるを、此にも天照太神の荒魂と坐す傳を立てゝ云ふべければ、唯豫に知りて有るべし)麻賀の例は、古事記御天降段に、天若日子、或有ニ邪心一者、天若日子於ニ此矢一麻賀禮云而と有るを、此の第ニ一書には、若以ニ惡心一射者、則天稚彥必當レ遭レ害と有りて、當遭害を、右の御門祭詞に同じく、麻自許禮と訓めるは、唯率字などの意に非ず、眞退黴の義にて、麻賀の眞屈なるに同じ、綏靖天皇御紀に、包ニ藏禍心一と有るも裡に邪なる心有るを以てなり、然る惡しき事はしも表にても物爲難かるが故に、其枉神を疎夫留物と云ひ、又、人の見聞かざる遠き方、又は隱

處に在りて多くは悪しき業は行ふ者なる故に、蹴備荒備來武とも、又、麁備蹴備來物などとも云ふなり、又、大殿祭詞に、手躓足躓（古語云二麻我比一）と有るも、爪衝く事なるが、如此も身の屈まるに依れる謂なり、又、曲直の曲も、屈伸の義なる事、右の例なり、（混を麻賀布、紛を麻岐流と訓むも同言なり、萬葉二には、黄葉乃、散之亂爾と有りて、亂を麻賀布と訓めり、）倍、右の大殿祭詞に、悪事を、古語麻我許登と註せるは、枉言の意なり、古事記朝倉宮段に、吾者雖二悪事一而一言、雖二善事一而一言、言離之神、葛城之一言主之大神者也と有る、悪事善事は悪言善言なるを、合せて曉るべし、又、物の正直ならぬ狀に云ふに、源氏須磨卷に、「守道々歸にて御在する御有狀語るに師より始め迎の人々、枉々しう泣き滿ちたり」又、藤袴卷に、「甚麻賀々々しき筋にも云々」眞木柱卷にも、「彌々麻賀々々しき事を言散らし給ふ」若菜下に「殿の内泣き響る氣はひ、其枉々し我にも非で、入り給へれば」幻卷に「母の宣ひし事を、枉々しう宣ふとて、伏目に成りて、御衣の袖を引き嘸給ふ云々、など有り、因に云、萬葉三に、「於余頭禮可、吾聞都流、狂言加、我聞都流母」又、「逆言之、狂言等可聞高山之、石穗乃上爾」又、「逆言之、狂言登加聞、白細爾、云々」七に、「狂語香、逆言哉」十三に、「狂言哉、人之言鈎」十七に、「於餘豆禮能、多婆許登等可毛」十九に、狂言哉、人之云都流、逆言乎、人之告都流と有るを、續紀第五十一詔、於與豆禮加母、多波許止乎加母の解に、件の萬葉なる逆言を、何れも佐加基登と訓み、狂言をは皆枉言と作りて、麻賀許登と訓めるは、皆今本の僻事なり、十七卷、又、此詔などの假字書の例を以て、其誤りを知るべし云々」と有り、心得置くべし）倍、枉津日神の津は、例の處の意なり、已に引ける古事記（遠飛鳥宮段）なる味白檮之言八十禍津日前を、御紀には味橿丘之辭禍戸碑と有り、此にて津は處なる事を

知るべし、此を以て見れば、禍戸と云ひて、何處にか此神の政を行ひ給ふ處有りて、其を所知食に依りて、枉津日神とは稱へ奉れるなり、此日は美に通ひて、山祇少童の美に同じ、因に云、此味橿丘は地名にて、辭禍戸岬は其探湯の事に就きたる稱なり、其は其時の詔に、一氏蕃息更爲二萬姓一、難レ知二其實一、故、諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲二盟神探湯一と有りて、下に坐二探湯瓮一而引二諸人一令レ赴、曰得レ實則全、僞者必害と有るを見るに、姓氏の失錯を正し給はむ爲に、味橿丘の岬に八十枉津日神を勸請りて、盟ひ令申て、令レ探レ湯、給へりし故に、正しき者は全く、僞れる者は害はれたるなり、是即ち禍處なり、此に依りて、味橿丘の小字に殘りて、地名の如く傳はれるになむ有りける、此を以て考ふるに、彼の穢繁國にて汚垢給ひし事を甚く惡ませ給ひ、今大御身滌を物爲させ給へる最初に、成り出で御在し坐すが故に、物事の正實なるには、御靈を幸ひ給ひ、虚僞り枉曲れるをば、嚴しく罰めさせ給ふ大神に坐して、其御罰には、必ず八十の枉神を遣し給ふ事なる故に、終に其主宰の神とは成らせ給へるなり、下なる荒魂和魂の傳に引ける天孫降臨章第一一書に、天稚彦の事を、若以二惡心一射者、則天稚彦必當レ遭レ害、若以二平心一射者、則當レ無レ恙と有るも、善に福し、惡しきを罰する神業なるを、思ひ合すべくなむ、此を以て、此大神の惡しき神に渡らせ給はざる御事を明らめ奉るべし、但し夫にても猶、枉津日と申す御名に依りて、惡しき神と固陋に心得る人も有らむに、其一例を云はむに、疫神と云ふは、疫癘を行ふ鬼類の事なるを、臨時祭式なる疫神祭などは、其疫鬼を防ぎ守り給ふ岐神に坐すに同じきを忘るべからず、（倍、有の正實は全く虚僞は害はれ奉れるなど、此神の本分の所なり、下にも云ふ如く、三韓の如きは、皇國の藩の國なるに朝貢を奉レ入て、從ひ奉らざりしかば、此大神一速く促し給ひて、神功皇后

をして令ㇾ征給ひ、又、神宮雜例集などに、皇太神の御託宣などの事有るには必ず荒祭宮より神憑りて諭し給へるなど、皆右の正僞を糺彈し給ふ神に坐す故に依る事にて、悪神の謂には非ず）倭姫命世記に、荒祭宮一座、皇太神荒魂、伊弉岐大神所生神、名八十枉津日神也、一名瀨織津比咩神是也と有るを引きて、大祓詞後釋に、「此は更に後世人の思ひ寄るまじき事なれば、必ず古傳說有りし事と聞えて、禍津日神を瀨織津比咩と申すは祓の初めて中瀨に降り潜き給ふ時に成り坐せる故にて、此に能く叶へり、偖、此は祓物に負はせて流し却りたる罪穢を、先づ受取り給ふ神なれば、彼の中瀨に降りて、黃泉國の穢を先づ滌ぎ給ふに能く當れり」と有るは然る言なり、又、皇太神荒魂と申すも浮きたる言には非ず、其は神功皇后御紀に、皇后傷下天皇不ㇾ從二神敎一而早崩上云々、皇后選二吉日一入二齋宮一親爲二神主一云々、而請曰、先日、敎二天皇一者誰神也云々、乃答曰、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉と有り、此を五十鈴宮所居神と有るを以て、先師達の說に、皇太神の御事なる由云はれたるには、甚僻かりけり、仲哀天皇の神敎に從はせ給はざりし故に崩り坐せるを、荒祭神に坐さむは似着かはしく、且つ古事記には、是天照大神之御心者と有るも、其荒魂神に令せ給へるならずは、御心者とは御諭し有るまじきを思ふべく、又、御紀に、皇后の、事竟へて新羅より還らせ給ふ所に、皇后之船廻二於海中一、以ㇾ不ㇾ能ㇾ進、更還二務古水門一而卜ㇾ之、於ㇾ是天照太神誨ㇾ之曰、我之荒魂不ㇾ可ㇾ近二皇居一、當ㇾ居二御心廣田國一と有るは其證にて、神名式に、攝津國武庫郡廣田神社（名神、大、月次、相嘗、新嘗）と所見たる是なり、然れば右の撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命と申すは卽荒魂に坐す事知らるゝなり、「玉勝間忘草卷に、「撞は借字にて、齋賢木の意にて、嚴と云はむ發語なり、嚴は齋ひ清めたる

義なれば、齋ひ清め齋く賢木の由にて、嚴橿と云ふに同じ、偖、嚴之御魂とは、天照大御神は、伊邪那岐大神の檍原の御禊に成り出で坐して、清淨なる御身に坐す由なり」と云はれたるは、其を皇太神の亦御名と心得られたる說にて當らず、右の五十鈴宮所居神と有る上は、皇太神と思ふも理の如くなれども、五十鈴は地名なれば其處に宮敷坐す限りは、何神にも名乘らせ給ふべき御事なり、又、師翁の古史成文には、右の御名を最初に書かして、其徵に、「撞賢木云々と申す御名を最初に擧げたるは、御親名乘り坐せる大御名なればなり」と云はれたるなど、共に天照大神の大御心にして、其荒魂神の御名乘り爲さ坐給へりとは、心著かれざりける說なれば、諾ひ難かり、又、神名式に、紀伊國那賀郡荒田神社二座と有るを、或書に、在二廣田庄森村一、祀神五座、天疎向津媛命、神功皇后、應神天皇、高皇産靈尊、劍根命と有るは、右の廣田神社より勸請れる者なり、荒田は地名ながら、荒魂の略ならむも知るべからず、姓氏錄に、荒田直、高魂命五世孫劍根命之後也と有り）偖、其向津媛命と申すも、椎津日命と申すも、名義異ならざるべし、其撞賢木と申す撞は、上なる橿原の傳に註せる如く、文選に、以レ筳撞レ鐘と有る其字を被レ取たる者にて、矛に衝鉾など云ふ如く、猛く威しき形狀なり、賢木も此は寶鏡開始章などには、枝葉の茂み榮えたるに用有る所なれども、此は其木を云ふなり、上古に棒と云ふは、穂木と云ふ事にて、橿木を以て製れるにて今ふ棒の事なり、舒明天皇御紀に、嚴矛、此云二伊箇之保虛一と有るは、嚴橿矛なるを以て知るべく、又、齊明天皇六年御紀に、兵盡二前役一以レ棓戰と有る、棓は握金木にて棒なる由、鈴屋大人說に依りて上に云へるが如し、然れば、此に嚴之御魂と申すは、稜威の義なるを以て考ふるに、撞賢木と申すは衝榮と云ふ事にて、嚴めしき義に係る發語なる事を知るべし、釋に、兼方案之、

撞賢木者立神之義と云へり、偕又、嚴之御魂は、一云と有る其時の又の御名乘に、吾名向匱男聞襲大歴五御魂速狹騰尊也と所見たれば、嚴も、五も、伊都と清音に唱ふるにて伊豆には非ず、其は皇大神の荒魂に坐せば實に御稜威の可畏く坐す意の御名なるなり、(撞字は說文に刄擣也と見え、廣韻に、突也、又擊也、禮の學記に、善待ㇾ問者如ㇾ撞ㇾ鐘と有り、又、戰國策に、迫則杖ㇾ戟相撞と有りて、注に手擣也と云ひ、前漢書樊噲傳に、持ㇾ盾直ㇾ撞入立二帳下一と有りて、注に謂以ㇾ盾撞二擊人一也とも有り、名義抄に、都久とも、宇都とも有るは、右の廣韻の義に等し、又、撞に作りて、其には波多保古、又、都久と云ふ訓有り、此等の字義を思ひて、其賢木と云ふも、其刑具に製れる梓ならでは叶はざるを曉るべし)天疎は、常に發語に云ふとは異にて、此は皇大神の荒魂と坐して、天宮より疎り來坐せる由にて、右に引ける速狹騰の狹騰も一なり、又、疎を宇登備とも云ひて、御門祭詞に、四方四角與利疎備荒備來武云々」道饗祭詞に、根國底國與里、麁備疎備來物爾云々と見え、新年祭詞に、疎夫留物など有るは、共に此大神に御るゝ枉神共の事なるが、古事記に與疎神、邊疎神など有るは、卽ち共部類なる事、上に委しく註せるが如し、御紀にも、我之荒魂不ㇾ可ㇾ近二皇后一と有るも、惡しき神には坐さゞれども、荒魂神に坐すが故に、疎からせ御在し坐すなり、又、御紀に、時天皇謂二皇后一曰、開悪事之言坐婦人乎何言二速狹騰一也と有るも、枉神に疎夫留物と云ひ、與疎、邊疎などゝ言の同じきが故に、御疑の大御心の出來て、開き惡き事を言ふと申し給へるなり、此を以て、天疎と申すも右の同意なるを曉るべし、向津媛命は、任津媛命と申すに同じ、又、御紀には姬と、媛と、尊と、命とを書き分けられたるに、此の字違はしも、如何に見ても皇太神には御在すまじき書體になむ有りける(又、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷品津別皇

子、生七歲而不レ語、皇后夢有レ神、吾多具國之神、名曰二阿麻乃彌加都比女一、吾未レ得レ輝、若爲二吾充二祝人一、皇子能言是語考と有るも、同神にやと思ひしかども、然には非ざりけり、其多具國は、出雲風土記に、自二多久一乃打絕而狹田之國是也と有りて、神名式に、楯縫郡多久神社有る是なり、然るに、其天甕津日女命は、亦名を稱魂伊豆乃賣命とも申して別神なる由、此卷首なる速秋津日命の下に云へり）偖又、向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊と申す向匱男は、向人男と云ふ事にて、此は女神に渡らせ給へども、向ひ來る益荒男神にも面勝たせ給ふ由なり、古事記（御天降段）に、汝者雖レ有二手弱女人一、與二伊牟迦布神一面勝神と有るを取りて心得べし、聞襲大歷は、聞惶追と云ふ事にて、雄偉しき神と雖も、聞惶れ這伏す義なるにて、五御魂と云はむ序なるにて、先なるには、撞賢木と其嚴めしき御形狀を序に置きて、嚴之御魂と連けたるに同じ、速狹騰尊は、上なる天踐に同じき由、右に注せるか如し（此御名のこと、古より明らかならざりしと見えて、世々の私記にも其說無かりしと見ゆ、釋に、兼方案レ之、若大物主神之御自稱歟などと云へるも、撞賢木云々と同意なる由なる事をも考へ合はさゞる、甚だ謬き說にて、云ふにも足らざる事なり）○古事記には八十禍津日神、大禍津日神の御名の次に、此二神者所レ到二其穢繁國一之時、因二汚垢一而所レ成之神者也と有りて、右の二神の成り坐せる所由を記されて、甚可笑し、今因に註すべし其字は、此より前に伊邪那岐大神詔、吾者到二於伊那志許米志許米岐穢國一而在祁理と宣へる、其國を指して云へる其字にて、此は當に在る地の稱と云ふ者なり、穢繁國は、記傳六（五十六丁）に、萬葉四（五十四丁）に、率其良荷能、穢屋戸爾と有り、繁は志伎の借字にて、醜の意なり、萬葉十三（十四丁）に、刺將燒、小屋之四忌屋爾、搔所棄、破薦乎敷而、搔將折、鬼之四忌手乎、指易而一

又、十六(八丁)にも爲支屋と有り、此歌に、醜屋とも有るを以て、醜國とも云ひつべき事を曉るべし、又、十六(二十三丁)に世間之、繁借廬爾、往々而、と有るは、醜の借字に繁と書ける正しき例なり、偖、上には志許米岐穢國と云ひ、此には其を下上にして、穢醜國と云へる、唯同じ事ぞ」と有るが如し、(此は少か文を約めて引きたり、志許と云ひ、志許米岐と云ふ意は、已に上なる不須也凶目の下に註せれば、此は唯志伎其邇と云ふ語の徵に引けるなり)因ニ汚垢一の因字を、記傳に「所到の上に在る意に看て、時之汚垢と續けて心得べし」と云れたれども然らず、古史徵に其を辨へて云はく、「記傳の訓の如くにては、禍津日神を、汚垢に因りて成り坐せる故に、惡神なる由に解かれたるは如何なり、此は、汚垢志爾因而所成之神者也と訓むべき文にて、汚垢を祓はむと所念して成し坐せる由なる事、第十一書に吹ニ生大綾津日神一とも有るにて心得べし」と云はれたるは、然る說にて、因ニ汚垢一は、彼脫ぎ棄てさせ給ひける大御身に著けさせ給へりし物共に、八十の枉神已に成り居りければ、其を御め給はむ大御心坐して、殊更に其汚垢を滌ぎ給はむと所念し入りて成し給へる故に、穢き事、汚らはしき事、惡しき事、枉れる事を、忌み嫌ひ給ふ有の二神の成り出で給ひて、然る物事の有るに觸れては、甚く嘖め給へるも亦解除の一種にて、常に人の祓ふを、其神の祓ひ給ふにて、同じ理なる事なり、偖又、大祓詞の趣にても、此瀬織津比咩神ぞ、最初に立たして罪穢を祓ひ清めさせ給ふ神に坐す事、又古事記に、初於ニ中瀬一墮迦豆伎而滌云々と有るに打ち合ひて實に明らかなる者なりかし、(但し其文に次て、爲ㇾ直ニ其禍一と有るは、此其禍津日神と云ふ惡しき神の成り坐せる故に、其を承けたるが如く見ゆれども、然には非ず、此なる其字も、上に其穢繁國と有る其と同じく、前に吾者到ニ於伊那志許米志許米岐穢國一而在祁理と有

るを承けたるにて、禍津日神に拘はる事には非ざるなり）〇其枉は、曾能麻賀と訓むべし、前に大御身の所汚を盪滌ぎ給はむと興言し給ひつれば、即ち八十枉津日神、大枉津日神二柱成出坐せる、其は大祓詞に謂はゆる瀬織津比咩神に御在し坐して、祓戸神四柱の中にも、其罪穢祓ひ清めさせ給ふ主たる神に坐して、實に遂將レ盪二滌身之所汚一、乃興言曰云々と有る驗を得給へるを、今將レ矯二其枉一と宣へる、枉は其黄泉にて遇ひ給へりし枉事の、未だ除こり盡きざるを直し給はむとにて、此れ即ち解除なり、大祓詞に氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底國爾氣吹放氐牟と有る放は、即ち掃に同じきを以て曉るべし、（其は科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久云々と、放と掃とを並べ云へるを以て考ふべし）枉は、古事記に訓レ禍云二摩賀一、下效レ之と有れば、此も然か訓むべし名義抄に、枉を麻賀禮理とも、麻宜氐とも訓めるは、其活用を書されたる者なり、（本に此を麻賀禮留袁と訓みたれども、然云ふ時は、其枉りたる一事を捉へて云ふに成るを、唯に麻賀と云へば、總ての事に亙りて廣く成る者なり）〇將レ矯は、古事記に爲レ直と有るに同じ處なり、記傳に、「爲直は那富佐牟登志氐と訓むべし、那富須は令レ直なり、直すとは即ち滌ぎ清むるを云ふなり、別に其事有るには非ず、然れば次と云ふも、例の所成神に係けて云ふ言なり、偖、汚穢を麻賀と云ひ、清むるを直すとは云ふなり」と有りて、其にても通えたるが、先には所汚を盪滌ぎ給はむと興言して、枉津日神を成し給ひ、此には彼の醜國より起り初めたりし枉事を矯さむと所思し入りて、又興言し給へるを、上に在る事を再び云ふに及ばざれば、興言とは書されざる者なり、第十一書に、出レ水吹二生大直日神一と有る如く、將レ矯二其枉一と興言し給ひて、氣吹放たせ御在し坐しゝ事、灼然き者なり、（但し矯字は、淮南子

に、矯ㇾ枉以ㇾ直と有るを取られたる者なり、口訣に、矯揉也、正ㇾ非時生神號㆓神直日㆒、正而清明時生神號㆓大直日㆒などと云へるは　闇推の說なり祓は罪咎を解除ふなり、禊は身穢を洗濯ぐなり、非を正すなどの謂に非ず、已に記傳にも、祓を以て心の枉れるを直す事と爲るは、甚く誤なり、其は漢意流とは、唯物の形の枉曲を耳云ひ馴れたる後世の意に泥みて、古言の漢賀の意を得知らず、又、動もすれば、儒佛を羨みて心法を說かむと爲る學者の癖なり、書紀に將ㇾ矯㆓其枉㆒など書き給へるは漢賀と云ひ、那富須と云ふ語に依りて、文を綴り給へる者なれは、字に泥むべき事には非ず、凡て禊祓は身の汚垢を淸むる所爲にこそ有れ心を祓ひ淸むと云ふは、外國の意にして、皇國の古史に然る事なし、若し心を主と爲ば、御心之禊とこそ云ふべきに、然は無くて、上段にも、御身之禊と云ひ、書紀にも、盪㆓滌身之所㆒ㇾ汚と有るは、如何に輕き方をは舉げて、重き方を略くべき由なきを思へ云々」と云はれたるが如し）〇神直日神、次大直日神の神は、神皇產靈尊の例の如く、物の上首に在る意なり、祝詞に、神漏岐、神漏美乃命、又は神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、又此の正書に、神素戔嗚尊、又、天孫降臨章に、神吾田津媛とも、神吾田鹿葦津媛とも、古事記には、神屋楯比賣命、神活須毘神等有り、右等の例共を考へ互すに、神某と申すは、或は御子神、或は附屬神などの坐に就きて冠らせ云ふにて、唯何となく其子神屬神の上首に坐す義なり、（此を、唯に上に添へて云ふ稱辭の若く云ひ思ふ說は非なり、此には深き致有るを、已に傳二卷神皇產靈尊の下に注せり）斯れは此神直日神と申すは、上の八十枉津日神の如く、其附屬神等を多く御し給ふ謂なる事、云ふも更なり、大直日神の大も、右の神に同じ、倚、第十一書には、出㆓水吹㆒生大直日神㆒と見え、四時祭式贖穢祭條に、神八座云々、大直備㆓一座と有れは、神直日神と申すは亦名

にて、正しくは一柱の如くなれども、大膳職式に、鎭魂祭（皇后宮、東宮、亦同）神八座、大直神一座、座別束鰒上三兩、（大直日倍）烏賊三兩一分（大直神加ニ三兩二分一）堅魚六兩（大直神倍ニ十三兩二分一）鮭一隻（大直日倍）鯛脯二斤五兩、腊三斤二兩（大直神倍）云々と有りて、大直神倍と有るは、其員數を倍して、二座の料に被レ充たるなり、大炊寮式にも、神八座、大直日神一座と有る事なれども、彼の祭はしも、十種神寶を振り動かして、鎭魂の術を神行る事にし有れば、神直日神、大直日神二座を合せて、其の祭神十座ならでは相叶はざるを思ふべし、（然るは、古事記に、御門神のことを、天石戸別神、亦名謂ニ櫛石窻神一、亦名謂ニ豐石窻神一と有る如く、正身は一神に坐せども、二の亦た名坐せるが、各一神にして被祭給ふに同じく、此の神直日神、大直日神も、元は一柱に御在すらめども、又、各一神と成り坐せるにて、上なる八十枉津日神、大枉津日神など、共に同例なり）直日は、古事記に直毘と作る、其毘は美に通ひて、山祇少童の美にて、所知看の義なること、上に註せる枉津日の例の如し、皇太神宮儀式帳、四月例、御饗御笠を散奉る條に、大奈保見神社一具と有るは、同神と聞え、大膳職式に、大直神を意富那富美と訓み附け、神樂歌に、「皆人の、垂は榮ゆる大那富美、率我共に、神坂本に」など有るを以て知るべし、（古今集大歌所御歌に、大直毘歌と有るは、直會の歌なるに、右の如く書せれば、中昔まで、直毘とも直美とも通はし云へりし者なりかし）直は仲秀にて、枉の眞屈なる反なり、續紀第一詔に、明支淨支直支誠之心以而」第五詔に、清支明支正支直支心以、第廿詔に、以ニ明直心一」五十九詔に、淸直心乎毛知など、同じ類の語をしも、如此連ね云へる中に、正支直伎とは常も能く云ふ事なるが、正は爲レ立の意なれば、直は仲秀の義に當るべし、（和名抄、鄕名、紀伊國名草郡直川を、今、能加

波と云ふも、言便に轉れるながら、相近きが故なり、又、速吸之門を、速吸名門と云へる類の例有り）記傳六（五十九丁）に、「直とは未だ直からざるを直す意の御名なり、既に直れる意には非ず、上に爲レ直と有るを以て曉るべし、同言ながら、直使など云ふは既に直るを云ひ、爲レ直は、直からざるを直から令る所爲を云ひて、既に直きに至れる意には非ず云々」と云はれたる如く、黃泉より枉事と云ふ事の出來始まりて、行はるゝ世としも成りにたれば、其枉を直さむと思ほして、成し坐せるなり、偖、萬の物事の中間違ひ往きて、其本に復るを直流と云ふ事多在り、曲れるを採る事を、直須（ナホス）と云ふは更なり、病を瘵す事を直須（ナホス）と云ひ、其癒ゆる事を直留（ナホル）と云ふなど、皆屈みたる物の伸びて、其常に復るを云ふなり、神事に直會（ナホラヒ）と云ふも、鈴屋大人說（歷朝詔詞解五）に、奈保理阿比の切れるにて、直留とは「齋（モノイミ）を弛べて平常に復る意なり」と有るが如し、此は枉を矯すなど云ふ類には非ざれども、其齋の間、忌み敬しみて、嚴重に仕へ奉りしを、事竟へて常に立直るを云ひて、那富の意同じきなり（又、中古の語に、平生の人を、猶々しき人とも、猶人とも云ひ、又、等閑を、那富那理と云ふも、其常と爲べき事を捨て去りたる由なり、又、俳に、猶、又尙字などを那富と云ふも、然は云へども、猶と立ち復りて其本を云ふ義なり、又、大同類聚方に、婦九流々勿乃波、介詩天奈保久之と有るも、殺るゝ者は消して直くすと云へるにて、本の白地に復すを云ふなり、又、淳朴を須那富と訓めるも、素直にて、直の意共に同じきなり）寶鏡開始章第二ノ一書、素戔嗚尊の爲行無狀（ミシワザアヂキナ）かりし所に、日神恩親之意、不レ慍、不レ恨、皆以二平心一容焉と有るを、古事記に、故雖二然爲一、天照大御神者、登賀米受而告、如レ屎醉而吐散登許曾、我那勢之命爲二如此一、又、離二田之阿一、埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命爲二如此一登、詔雖レ直、猶其惡

態不レ止而轉、と見えて、此詔雖レ直と、以二平心一容、と同じ運なる所なり、此文を以て考ふるに、此の直は、其惡態
卽ち枉事なるに對へて云へる者なり、又、記傳にも引かれたる大殿祭詞に、汝屋船命爾天津奇護言乎以、言壽鎭白久、
此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久、堀
堅多留柱、桁、梁、戸、牖乃錯比動鳴事無久、引結幣留葛目能緩比、取葺計留草乃噪岐無久、御床都比能佐夜伎夜女
能伊須須伎伊豆都志伎事無久、平氣久安久奉護留神御名乎白久云々、言壽伎鎭奉事能、漏落武事乎波、神直日命、大
直日命聞直志見直志氐平良氣久、安良氣久、所知食登白と有る、此は何乃禍無久、某乃禍無久と、大殿に就きて有る
べき諸の枉事の條々を擧げて、言壽き鎭め奉りて、右の件々に脫し漏らせる枉事に至る迄も、聞き直し見直し給へと
申せるにて、此には諸の禍を枉事として、其に對へて直とは云へるなり、偖、大殿神は屋船命に渡らせ給ふに、其神
の聞き直し見直し坐す事なるに、神直日命、大直日命と、神名を擧げて、此二神に係けて申せるは如何と云ふは、
此は謂ゆる和魂神に坐して、何れの神にも服き給ひて、平心に聞き直し見直し給ふ事を知り給へばなり、（又、此に
例して、荒魂枉津日神も、同じく副御在し坐せることをも明らむべき者なり、此神の說竟へて、次に荒魂和魂の傳を
立て註せるを見るべし）又、其詞別には、神等能伊須呂許比阿禮比坐乎、言直志和志坐氐云々、比禮懸伴緒、襁懸伴
緒乎、手躓足躓不令爲氐、親王諸王、諸臣、百官人等乎、己乖々不令在、邪意穢心無久云々、咎過在乎波、見直志、
聞直坐氐、平良氣久、安良氣久、令仕奉坐爾依氐云々と有り、神等の氣進（イスロ）こび荒び坐すを、言ひ直し和すとは、右の
詔雖レ直と同じく、言ひ和すを云ふなり、次に手足の躓ひ、己が乖々なる所爲は更なり、邪意穢心に至る迄其は枉事

なるが故に、其條々を承けて、見直志聞直坐とは云へるなり（又、此にも見直志聞直坐氐云々令仕奉坐爾依氐、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登白と有りて、大宮賣命の預り給ふ事を、此の二神に係けたる事、右にも云へるが如し）又、御門祭詞に、四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許利、相口會賜事無久、自上往波上護利、自下往波下護利、待防掃却言排坐氐云々、皆過在乎波、神直備、大直備爾見直、聞直坐氐云々とあり、此は上に正しく天能麻我都比登云ふ神と名を擧げたる故に、下に神直備大直備と、彷彿しからず神名を出だして、見直聞直坐とは、其用に云へる者なり、（道饗祭詞に、根國底國與里、麁備疎備來物爾相率、相口會事無氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾、守奉齋奉禮止云々爾至萬氐爾、平久奉給都止云々と有る、此は御門祭詞に大凡同じ状なるを、其結に至りて、神直日大直日云々と云はざるは、齋とは凶事を避けて清まはる意なれば、其の趣に取りて違はざる者なり）猶遷却祟神詞にも皇御孫之尊乃、天御舍之内爾坐須是神等波、荒備給比、健備給比、祟給事無志氐、高天之原爾始志事乎、神奈我良毛所知食氐、神直日大直日爾直志給比氐云々と所見たるは、神等の荒び健び祟り給ふを枉事として、其に對へて直志給ふと云ふにて、凡て其に上なると同例なり、右等の神直日大直日は、此の神名を體と成し、聞直志見直志などの語を用にして文を成せる者なれば、能々味ひ見て、又此神名の然る由をも知るべく、又將レ稱二其柱一而生神と有る古傳の容しからざるを曉るべくなむ有りける、物に直すと云ふ事の有る例證は、源氏帚木（四十二丁）に「行るまじき我頼みにて、見直し給ふ後瀬もやと思ひ給へ慰めしを」葵（二十七丁）に「何とて終には自然見直し給ひてむと閑かに思ひて」明石（四十二丁）に「今甚疾く見直してむ、唯此住所こそ捨て難けれ」蘭

（十六丁）に、「然やうならむ事は、悪げ無うて、見直し給はむ人に」梅枝（十三丁）に、如此後見仕う奉る事を、心深う御在せしかば、無き御影にも見直し給ふらむ」若菜下（四十九丁）に「取立て世の訕恨をも知らず、心寄せ奉るを彼世なども、見直されぬらむ」又（六十七丁）「自然此程過ぎは、見直し給ひてむ、など聞え給ふ」又（八十丁）「鮮々しく聞え成す人有とも、努力心置給ふな、今見直し給ひてむと語らひ給ふ」夕霧（七丁）に「晴々しき方にも見奉り直し給ふ迄は平かに過し給はんこそ」竹川（四丁）に「此世の末にや御覧じ直されまじ」總角（九十一丁）に「思し數きたる狀の恥かしかりしを、即見直され給はずなりしも云々」など、見直の例なり、猶外にも、紅葉賀（六丁）に「終には思し直されなむと、穏しく、輕々しからぬ御心の程も」榊（五十九丁）に「其罪には自當り侍らむなど聞え直し給へど」權（十九丁）に「後めたうは非じと思ひ直し給へなど」槇柱（二十五丁）に「何くを又思ひ直さるべき時か待たむ」若菜下（四十四丁）に「我御心ながらも、得思ひ直しまじく思ゆるを」椎本（十三丁）に「我ながらも、得思ひ直すまじう」横笛（七丁）に「遁れ難うなる事ぞかしと少しは思し直し給へば」總角（八丁）に「改めては然は得思ひ直すまじくなむ」又（七十五丁）「甚若ては止まじと、思ひ直す心ぞ常に添ける」又（八十七丁）に「思聞え給へりし氣しきも思し直して止みぬるを」東屋（六十六丁）に「速りかならましかば、不用ならましと思ひ直し給ふ」など有り、見直す思ひ直すの外に、某直と云ふ事多在るは何れも同義なりと知るべし、（右の祝詞共に至りては、已に講義と云ふ著述有りて、委しく說きたれば、今は唯其文を引き出でゝ、此の徵に爲る耳なれば、各其本書に就きて、其說を知るべし）大祓詞後釋に「倭姬命世記に、多賀宮一座、豐受荒魂也伊弉那伎所生神、名伊吹戸主、亦名曰神直日大直日

神一と所見たり、多賀宮は伊勢外宮の別宮高宮なり、是を豐受荒魂と云へるに心得ねど、伊吹戸主を直毘神なりと云へるに、後世人の更に思ひ寄るまじき事なれば、此は必ず古き傳說なるべし、此に正しく叶ひて、甚貴し云々一と有るは、甚々僻慶しき說になむ有りける、但し外宮儀式帳、又、伊勢太神宮式に、多賀宮一座と有る下に、豐受大神荒魂と繼に出でたる上には、容易く云ひ難き事には有れども、古史徵にも引かれたる、世記內宮御鎮座の事を記せる所に、天照太神竝荒魂宮和魂宮止奉レ鎮也と所見たるに、又、外宮鎮座の所に、皇太神第一攝神和魂多賀宮乎波、豐受大神仁奉二副從一給者也と所見たれば、右の豐受荒魂也の五字は、皇太神和魂也の六字なりけむ事、上（枉津日神條）に引ける八十枉津日神を皇太神荒魂也と有るに對へ見ても曉りつべき事なり、然れば儀式に、豐受大神荒魂と有るに打ち合はずして、如何なる如くには有れども、熟考ふるに、多賀は高にて、地理に依れる稱と聞えたれば、豐受大神の鎮座より以前に、然る稱號有るべからざるに似たれども、其豐受宮は、元來皇太神の外宮にて有りしを、豐受大神に進らせられし多賀宮は、始より皇太神の和魂宮にて、其皇太神の外宮に屬きて有りしを、此をも五十鈴宮に引き給はずして、豐受大神に進らせ給へる其宮に、其大神の荒魂をも竝べ祀へるから、終に皇太神の和魂の名は沒れて、豐受宮の荒魂宮の如く成り來れるを以て、儀にも、式にも、其當時の趣を以て書かれたりし者なり、然るに、古に兩大宮の事に、此は無かりつらめども、皇太神宮と、豐受宮と神人の相別れて、各境を異に爲る事と成れりしかば、外宮にては、唯豐受大神の荒魂耳を祭り、內宮よりも、祭に行かず成りしより、終に其古傳を失ひたる者と爲む所見たりける、（然るに、皇太神宮儀式帳、四月例に、十四日以二御笠縫內人一造二奉御蓑廿一領、御笠廿二蓋一、即散奉と有ると、太神

宮三其、荒祭宮一其、大奈保見神社一其云々と、荒祭宮の次に載せて、諸の宮社の上に出でたるは、其和魂宮の御事なるべし、然れども、多賀宮は度會宮の別宮と定まりて、其は彼神人の祭祀る事にし有れば、唯其御靈を招請奉りて、皇太神宮の御許にて祭り來りし者なるべし、然るを、太神宮式には、其神號を載せられざるを思ふに、斯る止む事なき神に坐せども、豐受宮に管る故に、漸次に疎々しく成れるにて、實に惜らしき事なり、其と云ふも、兩宮の神人各が引々傍りて、道の大義を思はざるからの事なり、偖、此の說き樣、古史徵に、帳式に如此有れど、元は決めて皇太神和魂也と有りしを、書き改めたる者と所思たり」と云はれたるとは少か異なるべし、此は、予も年頭朝夕心に係けて思ふ事にて、今迄物にも書したりし事も有りしかども、猶古史徵の說の外に出でざりしを、今此說を得て、數年の疑惑一時に解けたりき）偖、其和魂を豐受大神に副へ奉らしゝは、如何なる事ぞと云ふに、其御饌都神の神威を増させ給はむ爲にて、天日の大御光の暖和に照りて、土毛の茂盛ゆる事本に依らせ給へる者なり、和魂の御守なる證は、出雲神賀詞に、乃大穴持命申給久、皇御孫命乃靜座牟大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々天、皇孫命能近守神登貢置天、云々、と見え、又、神功皇后御紀にも、神有レ誨曰、和魂服二王身一而、守二壽命一云々と有るを考へ合せて曉るべし、又、此に依りて、其神の物に幸ひ給ふ荒魂も、愈々廣く厚く成り給へらむ事、申すも更なる御事にて、此には幽深き致ある者となん所思たる、偖又、古史徵に、御鎭座傳記にも、世記と同時の事を記して、多賀宮則伊吹戸主神、天照太神第一攝神也、依二神誨一、奉レ傍二止由氣宮一也と有り、御鎭座本記にも、依二天照太神御託宣一、第一攝神多賀宮奉レ傍二止由氣宮一也と見ゆ、太御神の和魂と坐して、第

一、擇神と坐々す神を放ち奉りて、豊受太神に傍へ來れること、如何にも大御神の御託宣に依らでは、得爲まじき事なれば、此傳記實に然るべし、寶基本記に荒祭宮、高宮者、所謂荒魂宮、和魂宮是也と云へり、又、二十二社本緣に、神直日大直日乃神登申波、天照太神乃荒魂也と云へる、荒魂には非なれど、天照太神乃と云へるは然る言なり、(取要)實に其如くなる事決し、(備、多賀宮と申す多賀は、大を高と云ふ其にて、地の高低を云ふには非ざるか、宮社の號共に、地の趣を以て、號る例少ければなり、神名式に、紀伊國名草郡高積比古神社、高積比賣神社と有るを、紀國神社錄と云ふ書に、相傳、高社者大直日命也、社說曰、高社者大直日命也、天照太神御同體之神也、天下有二兵革一、則此社如二雷鳴一、社家卽奏レ之と云へる、其比古比賣二神を大直日命と云ふは、如何なる由かは知らねども、大直日命を高社と云ふ事は、神宮の多賀宮の事に合へり、此は皇太神の名草濱宮に坐しゝ時なる和魂宮ならむを、後に男女二神に祀分けたるにて、高積とは、天に留り坐る謂などを以て、負はせ奉れるには非じか、此の下なる遂之の傳・又、瑞珠盟約章の傳に云ふ如く、伊弉諾尊を祭れる宮を多賀宮と申すも・登天報命して日之少宮に坐すが故なるに同じ、此も荒祭神には天疎向津媛命と申せるは、天より降り坐せる義なるを、和魂神に多賀宮と申すは、天照太神の大御身に服ひて、天に留坐す謂なること決し、又た一の考有り、多賀神の傳見るべし)備、伊吹戸主神と申すことは、第十一書に、入レ水吹二生磐土命一、出レ水吹二生大直日神一、又入レ水吹二生底土命一、出レ水吹二生大綾津日神一、又入吹二生赤土命一、出吹二生大地海原之諸神一矣と所見て、是ぞ祓の主なりける、已に此一書の首に、伊弉諾尊曰・我所レ生之國、唯有二朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化二爲神一、號曰二級長戸邊命一云々と所見たる、其を聲に取りて、大祓詞に、天下四方國者波、

罪止云布罪波不在止、科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧、夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久云々と云ひて、其終に如此久可々呑氐波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟と有る、此氣吹放つは、即ち氣吹掃ふと云ふ事にて、右の御身滌に薬神を吹き生し給へるに起りて、此の神直日神大直日神の亦名とは成れる者なり、上に將レ還レ滌身之所レ汚云々と與言し給ひて、八十枉津日神、大枉津日神を成し出で給へるは、即ち瀬織津比咩神に坐して、此は主と身滌の方に係れるを、次に此神は將レ矯レ其枉レ而生神と見え、又、氣吹戸主神と有れば、専ら解除の方に係れる神に坐せるが、互に御靈の幸合ふ事、大祓詞に所見たるが如し、（後釋に、祓にて罪穢の除こり清まる次第、初に瀬織津比咩神、早川の瀬より大海原に持ち出で給ひ、次に大海原を經て鹽の八百會まで至るは、此氣吹戸主神の氣吹放ちて送り遣り給ふにて、次に速開都比咩神の呑み給ふなり、然れば、彼御禊に成り坐せる次第と違へる事無し、然るに、氣吹戸主神の事を、瀬織津比咩神の次に云はざるは、後に此に云ふ故に略ける者なり、若し然らずば、大海原を遙々と經て、鹽の八百會までは、何れの神の送り遣り給ふとか爲む、上文に持出奈武と云ひて、次には如此持出往波と、往てふ言を加へて云へるに心を著くべし、瀬織津比咩神の事は、持ち出づる迄なる故に、其には往とは云はず、往けるは持ち出でたる上の事にて、大海原を經て往けるにて、此一言に、氣吹戸主神の御所業の、此間にも有る事を思はせたる上代の文、妙なりとも妙なり、等閑に見過ぐす可きに非ず、偖、其事を其所には云はずして、此にしも云へる故は　速開都比咩神の呑み給ひて、偖、鹽の八百會より、又根國に送り遣り給ふも同じく、此直毘神の御所爲なる故に、此所に云ひて彼所をも兼ねたり、其は此神は凡て萬に禍事を直し清め給ふ御靈の神に坐せ

は、廣く云ふ時は、早川の瀨に流れ出づるより、根國に至りて流離らひ失せる迄、始終凡て此神の御靈に非ざる事無ければなり、然るに若し此を瀨織津比咩神の次に云ふ時は、其御靈の始終に亙る事顯はれ難く、又、鹽の八百會より、根國迄の闕れば、彼此を以て、此には擧げたる者なり、猶云はゞ、罪穢の鹽の八百會に沒亡る迄は、顯國の事なるを、又其より更に根國の方に就きて云ふ時は、彼鹽會に沒行くは、彼方にては出來るにて水門なれば、上にも云へる如く、速開都比咩神は水門神と有るにも叶ひたれば、顯國にて、早川より水門を經て海に出づる處にも、此神の御靈有るべく、又、彼八百會より彼方へ流れ出づる處にも、顯國の如く、瀨織津比咩神の御靈有るべき事、互に相准へて知るべし、若て、其を根國まで送り遣るは、又顯國にて、大海原を經て八百會まで送り遣ると同じければ、氣吹戸主神を此に擧ぐる事、又、其由有り、如此して根國に至りて流離らひ失ふは、又、顯國にて、速開都比咩神の呑み給ふと同じければ、速佐須良比咩神の御所爲にも、速開都比咩神の御靈有るべし、如此く此神等互に御靈幸ひて、祓の功を相成し給ふ者なり」と有る說にて明らかなり）〇枉津日神、直日神を、天照大神の荒魂和魂と申す御事はしも、皇大神の顯國に幸ひ給ふ大御靈の、此時に至りて漸に全く整へるなり、其は此正書に、伊弉諾尊、伊弉冉尊、共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟、於レ是共生二日神一、號二大日孁貴一、此子光華明彩、照二徹於六合之內一、故、二神喜曰、吾息雖レ多、未レ有二若レ此靈異之兒一、不レ宜三久留二此國一、自當下早送二于天一、而授以二天上之事一上、是時天地相去未レ遠、故以二天柱一擧二於天上一也と所見たるが如く、皇太神はしも、既く高天原を所知看て大座坐しけるが、此御身滌の頃ほひに至りては、已に天地の間相ひ去りて、今の如く遠く放りて有りて、日月共に天原を巡るが如く所見て

有りしが、偖朝日を見初むる方は日頭（ヒガシ）なり、夕日の沒る方は往去なり、此を以て、其の朝日の日向ふ地の筑紫の日向の橘小門檍原に幸行して、禊祓を物爲させ給ひけるは、其の天日はしも、皇祖大神の神積り坐す高天原なるが故なる事、上にも已に註せるが如し、(此傳には古事記と同じく此の御禊段に、然後洗二左眼一因以生神、號曰二天照大神一云々と有れども、其は僻傳なることにて、其には別なる子細（コトワリ）有ること、其に云ふべし、已に傳六卷に說有り、披き見て曉りねかし)是時大神に祈り申して、伊弉諾大神其御禊祓の事を行ひ給ひ淸め給はむと所思す御心と、天神の其を聞食して罪咎を祓ひ棄て給へると打ち合ひて、少かも御心に殘る所なく、祓ひ盡し給ふに因りて、枉津日神直日神と成り出で給へるは、其向はせ給へる天日の皇太神の荒魂和魂の現はれ出で給ひける者なり、又、天日に向ひて物爲る事の善事なる故事、此に出でたり、其は神武天皇御紀に、向レ日征レ虜、此逆二天道一也と有るは、是れ征戰なる故に、日に向ふ事を忌み憚るなり、古事記(朝倉宮段)に、若日下王令レ奏二天皇一、背レ日幸行之事甚恐、故己直參上而仕奉と有るは是は吉禮なるが故に、日に背く事を忌み憚るなり、然れば、此筑紫日向の大御身滌にて始まれる故實なるが、此時、日神の荒魂和魂、枉津日神直日神と此に至りて生出で給ひ、天下に幸ひ給ふことはしも其日神を生み坐せる初に、陰陽二神共に何不レ生二天下之主一者歟と詔給へるに依りて、其御質性の任に天上に擧げ奉りて、日大御神と令レ坐奉り給ふ事には有れども、天下に幸ひ給ふ荒魂和魂神は成り坐せるになむ有りける、(其は天孫降臨章に、皇太神の大御命を載せたるに、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也と見えて、皇御孫尊の所知食す此國土に在らゆる萬の物も、事も、皆皇太神の御事任し御趣けにて成れる事を思ふ可くなむ)偖荒魂和魂と申すは、皇太神に枉津日神直日神

の二柱即ち共にて、此は荒魂和魂の本神と坐し乍も、何れの神にも、人にも、其荒魂和魂を令ㇾ備給へる事、上なる神直日神大直日神の傳に引ける諸祝詞の趣を以て知るべし、若て荒魂は現魂、和魂は饒魂にて、譬へば、君上の武臣と文官とを共事に任して、使はせ給ふが如し、又、其に荒和の義有り、剛柔の義ある事、云ふも更なり、然れば、皇太神高天原に大坐々して、天地に照臨ませ給ふ事には、其本つ大御靈の全なる神威なれば、其は今云ふ限りに非ず、唯、荒魂和魂は、其左右の如く侍き坐して、皇太神の成させ給ふべき能物事に係りらはせ給ふ御所爲の上に在る事と、伺ひ奉らるゝなり、（大倭神社註進狀に、傳聞、大國魂神者大已貴神之荒魂、與ニ和魂一戮ㇾ力一ㇾ心、經ニ營天下之地一、建ニ得大造之績一と有るも、大已貴神は大國主神とも申して、其主と坐す故に、荒魂大國魂神、和魂大物主神、其に兩覺と成りて、其大造の績を建て給へるを考へ見るべし）偖、荒魂を現魂なりと云ふは、已にも云へる如く、彼韓征の事を古事記に、天照太神之御心者と有るを、神功皇后御紀に、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神名、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉と御名乘して、現はれ出で給へるは、皇太神の大御命に依らせ給へる者なり、其は神宮雜例集に所見たる、齋宮內侍の託宣に、我是皇太神第一別宮荒祭宮也、而依ニ皇太神宮勅宣一今更所ニ託宣一也云々と、斯る事の往々所見たるは何れも荒祭宮を以て御託言有ると同じ事なり、又、百練抄、壽永二年六月廿三日の下に、近衛祭主親俊奏法皇云、夢想云々、禪定法皇御事、所下令ㇾ申ニ付荒祭宮一給上也云々と有るも、皇太神より荒祭宮に仰せて令ㇾ計給へる者なり、此等を以て、皇太神の大御言は、荒祭宮より御論有る耳ならず、又、其御罰の如きも、其神をして令ㇾ計給ふ事と所見たり、（又、其御紀に、我之荒魂不ㇾ可ㇾ近ニ皇居一、當ㇾ居ニ御心廣田國一と有るも、荒

魂に坐す故に、征韓の事竟へたるが故に、散け遣らせ給へる者なり、先には最初に進み出で給へるを此に至りて、又最初に退かせ給へるを考ふべし）和魂を饒魂と云へる、下に引ける神功皇后御紀に、和魂此云二珥岐弭多摩一と有れば、邇藝美多麻を、其本義に依りて、邇藝備多麻とも云ひしなりけり、偖、其饒は、下に註せる如く、次饒有、圓饒有など、神名に稱へ奉れる邇藝にて、物の聚まり備はりて、事の豐(ユタカ)饒なる状を云ふなり、麁に荒妙和妙と云ふも、麁に麁くして身に添はざるを、絹は柔かにして身に著くを以て云ふなり、欽明天皇二年御紀に、和親を邇藝毘麻都夫と訓めるも、親しく近著く義なるは然る物にて、類史に、爾記多麻乃多和也米和禮波と有るも、和魂如二手弱女一吾者の義なるに合はせて萬葉九（三十二丁）に、和靈乃服寒等爾と有る和靈乃は、此も和魂如(ニキタマナス)にて、其魂の身に添ふが如く、和やかにして身に著く心の發語なり、神功皇后御紀に、和魂服二王身一而守二壽命一と有るなど、考へ合はす可し、又、萬葉一（二十九丁）に、柔備爾之家乎擇、三（五十九丁）に、丹杵火爾之家從裳出而など云へる柔備には、家に住み著きて有るを云ふなり、又、物を握ると云ふも、在るを寄せて、身に添ふる意なる事、今云ふ限りに非ず、此例を以て見るに、荒魂は佗に現はれ出て事有るを、和魂は唯其本體に著きて身を守る耳なり、故、皇太神の和魂の如きも、此と云ふべき事迹無きが如しと雖も、此第十一一書に、保食神の身に生れる物の事を、于レ時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可二食而活一レ之也、乃云々、と見えたるは、其に其和魂神の多賀宮を豐受大神に奉副從給ふ事の基なり、又、寶鏡開始章第二一書、素戔嗚尊御荒びの事を記せるに、雖レ然日神恩親之心、不レ慍不レ恨、皆以二平心一容焉と有るなどは、和魂の御所爲なる事、申すも更なる御事にて、彼鎭魂祭に、大直日神を加へらるゝ天津宮事の趣を、萬に忘る

べからざる者なり、(其は右の保食神の事を、古事記には、神產巣日御祖命、令レ取レ玆成レ種と見えたるが、其神は天御中主尊の和魂神なる事、此結に云ふが如く、又、素戔嗚尊の御事は、古事記に、故雖ニ然爲一天照太神者登賀米受而、云々登詔雖レ直云々など所見たり、此詔り直は、上に引ける見直志、聞直志の例なれば、直日神に係れる事なるが、此を以て、其和魂の御所爲なる事、知らるゝなり)偖、神功皇后御紀に、既而神有レ誨曰、和魂服ニ王身一而守ニ壽命一、荒魂爲ニ先鋒一而導ニ師船一、(和魂此云ニ珥岐弥多摩一、荒魂此云ニ阿邏蘇多摩一)即得ニ神教一而拜禮之、と所見たるは、古事記に住吉大神の御名乘有りて、次に我之御魂坐ニ手船上一云々以可レ度と有りて、其には荒魂和魂を一にして、我之御魂とは有るなり」、下に引ける其記を以て知るべし、次に御紀に右文を承けて、既而則撝ニ荒魂一爲ニ軍先鋒一、請ニ和魂一爲ニ王船鎭一と有り、此にて荒魂和魂の所置甚々明らけし、其は荒魂の御軍の先鋒と爲り、又、師船を導かむと宣へるは、謂はゆる現魂の義にて、外に進み、現はれ出で坐して、其神威(ミイキホヒ)を示し、又、其強暴を催伏せ給はむとなるに、其に引き替へて、和魂は玉體に服ひて、御壽を守り給はむと宣へるは、其玉體を離れず、鎭守御在さむと云ふ事にて、謂はゆる和魂の饒魂なる所以なり、若て古事記に、爾以ニ其御杖一衝ニ立新羅國主之門一、即以ニ墨江大神之荒御魂一爲ニ國守神一而祭鎭、還渡也と有るは、其撝ニ荒魂一爲ニ軍先鋒一と所見たる荒魂に坐すが、其を爲ニ國守神一とは、右の請ニ和魂一爲ニ王船鎭一と有るとは異なりて其國主などの背けらば、神の荒魂を以て罰め鎭め給はむ爲なり、然るは御軍を出し進めさせ給ふにこそ荒魂の用は殊更に有りけれ、今事竟へては、虜の身に近く坐して、其を鎭めさせ給はむ事肝要と有るは更なり、又、御紀に、天照太神誨レ之曰、我之荒魂不レ可レ近ニ皇后一など有るが如く、荒魂の玉體に近寄かせ給ふ事

を、神の避け給へるをも、亦彼此考へ合はす可き者なり、此時の御事を、平家物語志渡寺合戰條に「昔神功皇后新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢太神宮より、二神荒御前を添させ給へり、二神御船の艫舳に立ちて、新羅を安く攻め隨へ給ひけり、異國の軍を鎭めさせ給ひて後、一神は攝津國住吉郡に留まらせ御在し坐す、今一神は、信濃國諏訪郡に迹を垂る、諏訪大明神の御事なり」と有り、倍、其荒御前の事は、上に註せるが如く、能因法師歌枕に「人の中避る神をば荒御前、又、荒御影と云ふ荒神なり」と云へれば、共に其も荒魂の義なるべし、此に就きて思ふに、皇太神宮儀式帳、宮帳社に、荒前神社と有るを、共に稱二國生神兒荒前比賣命一と有る、若しくは荒御魂を祀れるにて、右の荒御前と等しきか、猶能く考ふべし、（倍、右の住吉大神の荒魂和魂ともに軍先鋒と爲り、王船鎭とも成りて守り給へるを、事竟へて還り上らせ給ふ時には其荒魂の方は御紀に、於レ是從レ軍神表筒男、中筒男、底筒男三神誨二皇后一曰、我荒魂令レ祭二於穴門山田邑一也と有るが如く、已く玉體に遠く放らせ給へるを、和魂の方は、務古水門に還り泊給ふ時まで、王船鎭と在して、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨レ之曰、吾和魂宜レ居二大津渟中倉之長峽一、便因看二往來船一と有る、其時に漸々鎭り坐せるを考へ合はすべし、倍、右の新羅國にても、其荒魂を鎭め置き給へるを、又、穴門山田村にても、其荒魂を令レ祭給へるは、鈴屋大人の、燈火を分くる譬を以て曉りつ可きなり）又、大國主神の和魂を大物主神と申し、荒魂を大國魂神と申すこと、大倭神社註進狀に、家牒曰、腋上池心宮御宇天皇元年云々、天皇夢有二一貴人一、對二立殿戸一、自稱二大己貴命一曰、我和魂自二神代一鎭二三諸山一、而助二神器之日運一也、荒魂服二王身一在二大殿內一、而爲二寶基之衛護一、卽得二神教一而云々と有りて、其和魂の、神器（アマツヒツギ）の日運（ミサカエ）を助け給ふと云ふは、卽ち饒魂の義に叶へ

り、此は出雲神壽詞に出でたる事にて、已に直日神條に引けるを、猶大三輪三社鎭座次第に、腋上池心御宇天皇御世、神明憑二吉足日命一曰、吾國造大已貴命也、太初已命之和魂、取二託八咫鏡一、名曰二倭大物主櫛𤭖玉命一、鎭二座大三輪神奈備一云々と所見たる是なり、荒魂服二玉身一在二大殿内一と云へるは、右に引ける神功皇后御紀には、和魂の方に、服二玉身一と有るに異なれども、下に爲二寶器（アマツヒツギ）之衛護（ミマモリヲ）一と有るなむ、荒魂の本分（モチマヘ）なるにて、垂仁天皇御紀なる、倭大神の人に著りて誨へ申し給へる御言に、我親治二大地官一者と有る如く、大地官とは國々の國魂神なるが、其を率ゐて寶器を衛護らせ御在し坐す事にて、此を人にて云はゞ武勇（タケキイサヲ）を以て君上を衛護るに等しかるべし、其は其大國魂神の相殿に、八千戈神と竝び坐して、御力を合はせ給へるを以て知らる、右の詞進狀に、八千戈神者、大已貴命以二廣才一爲レ長、令レ撥二平豐葦原中國之邪鬼一、是時大已貴命號曰二八千矛神一と有るは、其國平の時などには、和魂而已にては事行れず、荒魂を主として功成し給へるを以て、八千戈神とは申せるを思ふべし、然れば、天下を經營給ふは、大國主神の全體の御作用にて、其國土を撥平給ふは、其荒魂の御所爲、又、其八十萬神を領て、皇御孫尊を奉護るは、其和魂の御所業なること、云ふも更なる事共なるなり、〔又、神名式なる大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座と有るを、同狀に、傳聞、狹井神者、大已貴命之荒魂大國魂神、卽當社別社也と有りて、相殿同座の中に大物主神も坐す、卽ち荒魂和魂共に竝御在るなり、同狀に、大國魂神者、大已貴神之荒魂與二和魂一戮レ力一レ心經二營天下之地一、雖レ得二大造之績一云々と有るが如く、總て大造の績を建て得る事に、其二魂共に平等しく據へるに非ざれば、成らぬ事と所見たり〕又、其大國主神の長子、味耜高彥根神と申すは、御父神と共に、天下を經營らせ給ふ本體の御名と聞えたるが、其和魂を事代

主神、荒魂を一言主神と申す事、予慥かに見得て、出雲神壽詞講義に已に註せるを、今少か云はゞ、天孫降臨章第二一書に、大物主神及事代主神、乃合㆓八十萬神於天高市㆒、帥以昇㆑天、陳㆓其誠款之至㆒、時高皇産靈尊勅㆓大物主神㆒云々、宜㆘領㆓八十萬神㆒永爲㆓皇孫㆒奉㆖護、乃使㆓還降㆒之、と有りて、御父神の和魂大物主神を、雄略天皇七年御紀に、大物代主神と出て、物代主と事代主と、相對へる名なるを思ふべく、又、右の領㆓八十萬神㆒云々は右の一神への御言なり、此を勅㆓大物主神㆒と有れば、其神に拘係れる如くなれども、其三穗津姫命を配せて妻と爲給ふ事を勅給ふ所なる故に、父子二神は竝べ擧ぐまじき所なり、且つ古事記なる其時の大國主神の御言にも、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲㆓神之御尾前㆒而仕奉者、違神者非也と有るを、右の所に持ち込みて見る時は、能く知らるゝなり、又、此には大國主神の御自の御言なる故に、其和魂大物主神を略給へるをも推して知るべし、又、其荒魂を一言主神と申す事は、古事記（朝倉宮段）に、此神の現はれ坐して、天皇に御名乘坐せる所に、吾者雖㆓惡事㆒而一言、雖㆓善事㆒而一言、言離之神、葛城之一言主大神者也と有るは、正しく荒魂のきたる御言擧なるが、其より土佐に遷し奉れる事、續紀及土佐風土記に所見たるに、其風土記に、高野天皇寶字八年、奉㆑迎㆓鎭於葛城山下高宮岡上㆒、其和魂者猶留㆓彼國㆒、于㆑今祭祠と有るは、土佐にて猶其和魂の留まり御在し坐す事を云へるなり、此を以て、一言主神事代主神は、荒魂和魂に坐す事を明らむべし、（倂、此を高鴨神と申せるは、神名式に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社四座、（竝名神大、月次、相嘗、新嘗）と有る、其高鴨神の荒魂一言主神と名乘りて、顯れ給へるなり、風土記に、高宮岡上に迎鎭奉れると有るは、又、同郡葛木坐一言主神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）と有る是なり、次に、和魂者猶留㆓

彼國ニ云々）御紀の外に、荒魂和魂の事の、物に所見たるは、神名式に、伊勢國度會郡月讀宮一座（荒御玉命一座並、大、月次、新嘗）と別に荒御玉命一座を載せたり。倭姫命世記荒魂命の下に、纏向宮御宇丙寅年十一月十一日、遷ニ魚見神社ニと記し、最世社記にも、月夜見命、荒魂命、奉レ遷ニ于魚見社ニと有るは、式に、多氣郡魚海神社一座と有る是なるが、寳殿儀式帳に、魚見神三前、月讀命、豐玉彥命、豐玉姬命、合三柱神靈也、と有れば、其豐玉彥、豐玉姬神、二前を合せて一座として、都て二座なるが、右に據れば、月讀宮の遙宮と聞ゆ、斯れば、海神豐玉彥命は、其荒魂に坐す事灼然くなむ有る、然るは、海潮の滿干の、月の出沒に隨ひて、月讀尊の國土に幸ひ給ふ御靈の、其に依りて顯はる〻の現魂の謂なる事は、云ふも更なり、海宮遊行章に所見たるが如く、彥火々出見尊の禍を救ひ奉り、又其兄を攻むる狀を教へて幽より扶け奉り給へるなど、如何にも荒魂の御所爲なり、偖、其月讀大神に和魂の事を云はざるは、其は其御本體に屬坐せれば、別に事無しに云ふべからざれども、月讀尊素戔嗚尊同神に坐せるを、御鎭座傳記に、亦洗レ鼻因以生神、號ニ速佐須良比賣神一、土藏靈嗇也、與ニ素戔嗚尊一合レ力座給也、と有る、此合レ力と云ふは、和魂の本體と離れずして、其身を守るに同じ理なるを、下なる速佐須良比咩神の傳に引ける尾崎社記に、右の文に續きて、是卽素戔嗚尊和魂而分身御子也と有れば、此神ぞ其和魂には坐るなりける、（右の土藏を、或人黃泉國なりとして豫美と訓めるは、實に然るべし、大祓詞に、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神云々と有れば、黃泉靈貴とも申すべき神なる事、此次に其神の傳を立て、說くべきなり、此神の御事を同書に多賀宮の下に書したるも、彼宮を皇太神の和魂宮と申す因に記せるなれば、記者も此は素戔嗚尊の和魂なる事を指し合みて然る意用ひ有る事知られたり）又、太神宮

式に、多賀宮一座と有る下に、豐受大神荒魂と有りて、等由氣宮儀式帳も亦右の如し、此は已に上なる神直日神大直日神の傳に註せるが如く、其豐受大神を鎭奉る度會宮は、元、皇太神の外宮なりけるが、多賀宮は皇太神の和魂、神直日神大直日神に坐しゝを、皇太神の御託宣に依りて、豐受大神の其宮に令坐奉らしゝ時、又其御託宣に就きて、和魂多賀宮を其大神に進らせ給へるが、其頃より豐受大神の荒魂を、其多賀宮に鎭め奉れるより、後には豐受大神の荒魂宮の如く成りて、皇太神の和魂と共に坐す事の傳へを失ひたるが、其親疎に依れる自然の勢の令然るなるが然れど皇太神の和魂と打混らしたるこそは惡かりけれ、世記などにも、多賀宮一座豐受荒魂也と云へるなどは、然は云へ、斯る考をも起しつべき神の恩賜なり、故、右の如くなれば、豐受大神の荒魂の御名を何と知る由なく、又、和魂の御名などは猶更なる御事なり、借又、神名式に、武藏國賀美郡今城青八坂稻實神社、今木青坂稻實荒御魂神社、今城青坂稻實池上神社と有る三神は、初なる今城青八坂稻實神社を本にて、一社は枝神と聞えたるが、今城は地名なるべく、青八坂は青八尺にて、稻實の八束穗成せるを云ふなり、青は實生る程の盛なる狀を云ふ故に、又唯青坂と云ひて青榮の義も有り、此に稻實神と云ふ神は誰か有らむ、豐受大神を除きては稱へ申すべき神名ならざれば、次なる荒御魂神社は、多賀宮と同神に御在すべく、其次の池上神社は、地名とは聞えたるが、其所祭は和魂神ならむとも知るべからず、(因云、清和天皇實錄に、貞觀二年十一月丁丑朔旦冬至、河内國從五位下豐稻實神、御祖神、子宮神、並授二正五位下一と所見たるが、神名式に、高安郡に御祖神社と有るは合へれども、餘の二社は考ふる所無きを、右の三神と共に一緣神と聞えたれば、讃良郡高宮神社(大、月次、新嘗)と有るを、右の多賀宮は高宮の義なれば、如く豐稻實神の豐受大

神の荒魂として、其に當て、又高宮大社祖神社を、其御祖神に當て見るに、尤々しく思ゆあり、但し子宮神に別に考へ合はすべきことも無ければ、此考は徒なる事ながら後人の爲に少か餘し置くなり）有等は、天照太神の荒魂和魂の御事を明らめ奉らむとて、佗神にも其事の物に所見たる限りを引き出でゝ、說を成せるにこそ有りけれ、其萬に亘れる荒魂和魂の大本はしも、其枉津日神と直日神とに坐せども、神にも、人にも、大きくも、小さくも、皆其荒魂和魂を備へざるはなく、又今日の事業にも、何にも、其二魂の活用を得ずしては、甚難成なるものなる事、上に擧げたる例共を推して知るべし、出雲風土記に、語臣猪麻呂が、女子を和爾に賊はれたるとて、卽據訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬並當國靜坐三百九十九社及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依二給猪麻呂之所一乞と有るが如く、何神にも荒魂和魂を云ふ事なるが、此は其女子の敵を罰はむと爲る所なる故に、荒魂を耳殊更に請ひ申せるにて、彼神功皇后御紀に、撝二荒魂一爲二軍先鋒一と有ると同じ意味なる事を知るべし、荒魂の大本はしも、彼枉津日神に坐す故に、然る邪なる事、曲れる事を、深く惡み嫌はせ給ひて、忽ちに其御罰は有りける者なり、（猶、此に和魂を招き奉らざるは、和魂はしも、已に說ける如く、邪しき事をも曲れる事をも、見直し、聞直し給ふが故に、斯る怒に堪へざる時の心などゝは、表裡なる御事なれば、靜まり給へと申せるにて、此は猪麻呂が作意などには非ず、然る古傳の有りて、然か申し行へるものなり）猶、傳六に註せる如く、天御中主尊と、天照皇太神と、然るべき御幽契も有りけるにや、忘れても別神とは見奉り混ふまじき御中間と思ひ成し奉る事共の多く御在し坐す中にも、又奇異しきは、彼高皇產靈尊、神皇產靈尊二神はしも、天御中主尊の荒魂和魂と申し奉りて可しき神に在せる、右の三柱を合せて大神と申して、

天照太神の御父母二神も、其天神諸の御命を持ちて天降らせ給へる程の貴き大神に坐すを、天照太神の高天原を所知食させ給ふ後は、皇太神の御前事をさへに、其高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱して、執り持たせ給ふ事にて、其は甚々不審しき事ながら、下に與ぐる其御事跡に所見、又、祝詞に、皇親、神漏岐神漏美乃命以氐と所見たれば、更に浮きたる所なき傳說にして、少かも疑を入るべき所なきに就て思ひ慮り奉るに、實に天照太神は天御中主尊の顯身に坐し、天御中主尊は天照太神の隱身に坐して彼此を分たざる御有狀と伺ひ奉らるゝ事なり、故、其御祖にて渡らせ給ふ高皇產靈尊、神皇產靈尊の如きも、天照太神を高天原の大君主宰として、其御所置を仰ぎ奉らせ給ふ御事と、恐けれども思ひ定め奉りて、大御紀を見奉るに、又、其高皇產靈尊より枉津日神に、神皇產靈尊より直日神に、又、幽と顯と相率く條理有りとなむ見えたりける、次に云ふを見るべし、(此亦、高皇產靈尊の顯事を枉津日神の行ひ給ひ、直日神の幽事を神皇產靈尊の行ひ給へるにて、天御中主尊と、天照皇太神の御間の如し、然れども又各其神々の本分(モチマヘ)の神業は、又各々別なる事云ふも更なり、此は唯其御靈の活用に就きて云ふなり)故皇親、神漏岐神漏美命と申し奉りて、萬の事共を神議りに議り、物爲させ給ふ事、古昔の趣なりと雖も、然耳には坐さずて、征戰(ミコトムケ)などの如く、荒魂に係列ふ事はしも、高皇產靈尊ぞ主と爲て執行はせ給へるを、生活(イキハナラキ)などの如く、和魂に係はる筋はしも、主と爲て神皇產靈尊なむ物爲させ給ふめる狀なりける、其高皇產靈尊の荒魂に坐す御事は、天孫降臨の御時の國平などの事は、專ら其大神の御計らひなる中に、其章の第一一書、天稚彥が天神の遣はしゝ雉を射殺しつる所に、天神見二其矢一曰此昔我賜二天稚彥一之矢也、今何故來乃取レ矢咒レ之曰、若以二惡心一射者、則天稚彥必當レ遭(マジコレナム)レ害、若以二平心一射者、則當レ無(サキクアラム)レ恙、

因還投レ之、即其矢落下中ニ于天稚彦之高胸一、因以立死、此世人所謂返矢可レ畏之緣也と有る、右の當遭害を、古事記には、麻賀禮と有り、天照太神の荒魂を、枉津日神と申せるに思ひ合はすべし、同記神倭天皇東征段に、故、神倭伊波禮毘古命到ニ熊野村一之時、大熊髣髴出入、即失、爾條忽爲ニ遠延一及御軍皆遠延而伏、此時熊野之高倉下、齎ニ一横刀ニ到ニ於天神御子之伏地一而獻之、時天神御子即寤起詔ニ長寢乎一故受ニ取其横刀一之時、其熊野山之荒神、自皆爲ニ切仆一、爾其惑伏御軍悉寤起之と有る、此を御紀に、天照太神謂ニ武甕雷神一曰と有れども、彼紀に天照太神高木神二柱神之命以と有るなむ允當れりける、然るは皇太神の御心なる事を、高木神の計はせ給ふ御事と聞ゆればなり、又、古事記に、於是亦高木大神之命以覺白之天神御子、自レ此於ニ奥方一莫レ使ニ入幸一荒神甚多、今自レ天遣ニ八咫烏一と有るなど、彼神功皇后御紀に、神有レ誨、因荒魂爲ニ先鋒一、而導ニ師船一と有るに同じ狀なるを思ふべし、此も亦御紀には、天照太神訓ニ于天皇一曰と有るよりは、此方然るべし、然るは御紀に、今以ニ高皇産靈尊一朕親作ニ顯齋一と有りて、天基を定めさせ給ふ總ての事こそは、天照太神の大御心なりけれ、其征戰の事に於ては、高皇産靈尊の大御守に依る事なる故に、然る軍中にて祭らせ給へるを思ふべし、（右に引ける古事記は、諸本に大熊髮出入と有りて難レ讀き所なるを、伴蒿蹊が閑田次筆に、栂尾山の古文書中なる熊野緣起の所に、古事記の文二行を引きたる中に、大熊髣髴出入と見ゆ、此にて明らかなり、此古文書は三百年許以前のものなり、其より後に寫し誤れる者なるべし」と有るに、甚々愛たき事なる故に、予が本には既く改めたるを、此にも其任に引けるなり、後に鈴木の系譜を見るに、其熊野の故事を云ふとて引けるにも、然か有ければ、世には、然る本の有りしなりけり、）次に又、神皇産靈尊の和魂にて渡らせ給ひて、物を作り

活きさせ給ふ御事は、古事記に、又食物乞二大氣津比賣神一、爾大氣津比賣自二鼻口及尻一種々味物取出而、種々作具而進、時、速須佐之男命立二伺其態一爲二穢汚而奉進一、乃殺二其大宜津比賣神一、故所レ殺神於レ身生物者、於レ頭生レ蠶、於二二目一生二稻種一、於二二耳一生レ粟、於レ鼻生二小豆一、於レ陰生レ麥、於レ尻生二大豆一、故是神産巣日御祖命令レ取レ茲成レ種と所見たる、其は此第十一一書と同じ傳にて、此には于レ時天照大神喜レ之曰、是物者則顯見蒼生可二食而活レ之也、乃以二粟稗麥豆一爲二陸田種子一、以レ稻爲二水田種子一云々と有るを合はせて按ふに、此も亦天照太神の御心なるを、神皇産靈尊の其種子を定め播生し給へる故に、如此も二方に傳はれるなめり、其は彼記、大國主神に天御饗獻る時の禱言(ホキコト)に、是我所二燧火一者、於二高天原一者神産巣日御祖命之登陀流天之新巣之凝烟之八拳垂摩氏燒擧云々と有りて其大國主神の御廚を、其神産巣日御祖命の御廚に擬らべ禱きたるを以て、人民の命を續ぐ食物の、其神に係れる事を知るべく、又此に就きて、皇太神の和魂多賀宮を、豐受大神に副へ從へ奉らせ給へる御旨をも思ひ合はすべくなむ有りける、又、同記、大穴牟遲神の八十神に殺され給へる所に、爾其御祖命哭患而參二上于天一、請二神産巣日之命一、時乃遣二𧏛貝比賣與二蛤貝比賣一令二作活一云々と有るなど、彼高皇産靈尊の於二此矢一麻賀禮と宣へりしとは、表裡なる御事なるは、其和魂に坐す御有狀なる事、申すも更なる御事になむ有りける、(鎭魂祭は帝后の御魂を鎭め祭り壽祚を祈請る御祭なるに、大直日神一座を別に祭り加へらるゝ御趣をも合はせ考へなば、其思ひ半に過ぎむ者ぞ、神名式に、出雲國出雲郡、神魂伊能知奴志神社、神魂伊能知比賣神社と申すが見え給ふをも、又思ふべし)偖、上にも往々云へる如く、神は更なり人の此世中に生出づる事の本はしも、天日より天津御靈の分(ママ)り別りて生出づる者なる故に、顯見蒼生と云へるが、其靈

性はしも、天神の御賜物なるに、各其荒魂和魂の二つを備へたるは、荒魂は枉津日神より、和魂は大直日神より直分れて其備り副はる者なるが、或は荒魂に過ぎて和魂足らず、又は和魂耳有りて荒魂の乏しきなどは、神在隨の性質に非ず、其に偏れる者なるが、總て其荒魂和魂の大實を云はむに、荒魂は人の志にて、事を此に起す者是なり、和魂は其志を立て貫きて、事を成し遂ぐる者是なり、彼大己貴神之荒魂、與二和魂一戮レ力一レ心經二營天下之地一、建二得大造之績一と有る如く、此二つ共に平等しく全からずしては、善にざる者なる事を知るべし、又、其荒魂に正邪を糺し、賞刑を行ふ者是なり、彼若以二惡心一射者、則天稚彦必當レ遭レ害、若以二平心一射者、則當レ無レ恙と見え、又、八十枉津日神、大枉津日神の汚垢を惡みて禍ひし、清潔を善して福し給ふ御事迹などを考へて知るべきなり、又、和魂は咎過の事有りても、神直日大直日に、見直し、聞直して、惱らず、恨みず平かなる心是を言ふ事、天照大御神の如レ屎醉而吐散登許曾、我那勢之命爲二如此一、又離二田之阿一、埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾、我那勢之命爲二如此一登、詔雖レ直、と有りて詔直す事、亦和魂の作用なるを知るべし、然れば本體の靈性の水の如く、荒魂は風來りて浪の動くが如く、和魂は浪治まりて元の水の如くなる者なるが、人は唯其心の動靜と耳思ふめれども、其大元と坐す皇太神の御上にては、荒魂も和魂も、各一神なるを、文官武臣の如く使令はせ給ふが故に、枉津日神直日神と、各々其々に成り坐せるになむ有りける、〈然るを、荒魂和魂を、或は善惡の義に取り成し、或は魂魄の義と云ふなどは其説を得ざる者と知るべし、右の如く事實を聚め考ふれば、荒魂は現はるゝ意、和魂は饒にふ意なるが、其過ぐると不レ及ぶとの間に於て、善惡を生ずる事なるが、其又二物に非ず、善惡の本一なり、譬へば、夏日の炎熱なるに、微涼を得て善なり、其を快しとす、

然るを、其に難レ堪て、水に浸りなど爲むには、却て寒氣の爲に其身を損ふは、是其過ぎたるが悪事と成れるなり、又、冬夜の酷寒なるに、溫火に暖まりて善なり、然るを、其を難レ忍くて、火に此身を入れなむには、却て熱氣の爲に其身を亡ぼすべし、是其過ぎたるが悪事と成れるなり、荒魂も然り、和魂と相半して事を成せらば、善事なる事云ふ迄も無むめるを、欲しき任に心進（ウラサ）び爲る時は、悪事と成りて荒の字意の如くも成る者なり、然れども、其は本義に非ざる事、上に已に註せるが如し、是を以て、和魂の足らざるも、又枉なる事をも思ふべし、寶劔出現章第六ノ一書に、大己貴神乃興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至二磐石草木一、咸能强暴、然吾已摧伏莫レ不二和順一、遂因言、今理二此國一唯吾一身而已、其可三與レ吾共理二天下一者、蓋有レ之乎と有るを、記傳十二に引きて、「此は唯荒魂のみ進みて、和魂の乏しく在りし故なり」と云はれたるは、然る言にて、荒魂の晋めば進むに随ひて、和魂の其を抑ふる力足らず成る故に、然る御傲の御言も出でたるなり、然るに、又其續きの文に、于レ時神光照レ海、忽然有二浮來者一、曰如吾不レ在者、汝何能平二此國一乎、由二吾在一故、汝得レ建二其大造之績一矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶對曰、吾是汝之幸魂奇魂也云々と有るが如く、其を抑へて幸魂奇魂神の見はれ示し給へるを、然計りの大神に坐す故に、直ちに諾はせ給へるは、此に依りて和魂の備び足らはせるを以てなり、其は第六ノ一書の傳に云ふを見るべし）○古事記には、神直毘神大直毘神の次に、伊豆能賣神有り、此にも、第十ノ一書にも漏らされたれども、彼記に傳はれるなむ、皇神の御守り有りて斯文を失はせ給はざるにて、甚々愛たき事なりける、其伊豆能賣神の下なる細書に幷二三神一也と有るは、右の直毘神二柱を合はせて三神なるなり、然れば、次爲レ直二其禍一と有る其一例の神なれば、其直毘神と同じ義を以て說を成すべき

なり、（但し「諸本共に、伊豆能賣と有りて、神字なきを、延佳本に補ひたるぞ宜き」とて、記傳に云はれたるに依りて、今は補へる任に引きたり）伊豆能賣神は次に引ける記傳の說に就きて按ふに、神名式、陸奥國宮城郡伊豆佐賣神社、出羽國田川郡由豆佐賣神社、共に同神と聞えたるに例を得て見れば、由豆能賣神と申すも同じ義にて、其伊も、由も、齋の意なるべき事、云ふも更なり、記傳五（十八丁）伊伎島の下に「萬葉十五（二十五丁二十六丁）に、由吉能之麻と見え和名抄にも、壹岐島、由岐と有り、懷風藻に、伊支連と云ふ姓を、目錄には雪連と書き、又、天武天皇御紀に、齋忌此云‿踰既‿と有る齋忌は、伊牟、伊波布、由麻波留、由々志、由豆、伊豆など、樣々に云ふ言にて、伊と由と通へり」（要略）と有るが如し、豆は出の意なるを以て見る、伊弉諾大神の齋清まり竟させ給へる時に、成出給へる意の御名になむ有りける、（記傳五、速秋津日子神、速秋津比賣神の下に「秋津は清明き意なり、黃泉の穢を速かに祓ひ棄て、清らかに明らけきを云ふ名なり、又、伊豆能賣に當る故は、阿伎を切れば伊にて、其伊豆も、阿伎豆と同意なり」と云はれたり、實に其神に配る事古傳に合ひて動くまじき說有りて、其は上なる速秋津日命の下に云へり、見合はすべし）又、記傳六（六十一丁）に「伊豆てふ言の例は、神武天皇御紀に、嚴瓮、此云‿怡途背‿、又勅‿道臣命‿、今以‿高皇産靈尊‿、朕親作‿顯齋‿、用‿汝爲‿齋主‿、授以‿嚴媛之號‿、而名‿其所‿レ置埴瓮‿爲‿嚴瓮‿、又、火名爲‿嚴香來雷‿、水名爲‿嚴罔象女‿、糧名爲‿嚴稻魂女‿、薪名爲‿嚴山雷‿、草名爲‿嚴野椎‿、天皇嘗‿其嚴瓮之粮‿云々、又垂仁天皇御紀に、以‿天照大神‿鎭‿坐於磯城嚴橿本‿而祠之云々、出雲神壽詞に、伊都幣能緒結、天乃美賀祕冠利天、伊豆能眞屋爾、麁草乎伊豆能席苅敷天、伊都閇黑益之天能瓮和爾齋許母利天など有る、是皆神を祭る時の事にして、齋ひ

清浄る意を以て伊豆とは云ふなり、此嚴字を伊豆に被レ用たるに就きて、彼稜威と一つに心得るは誤なり、稜威は健き事を云ひ、伊豆は清き事を云へれば、本より別なり、然るに嚴字をしも書かれたるは、嚴々しく、重く、齋清る意にや、又伊都久、伊波布、伊牟なども、本は穢惡を除き去りて、清明く爲る意なれば、皆此伊豆より出でたる言なり、後には伊都は敬ふ方に、伊波布は言壽ぐ方に伊牟は嫌ふ方に成りて、別意なるが如くなれど、本は皆一なり、又、齋忌、齋庭などの齋も、伊豆と同意にて、語も本一なり、斯れば、此神は、御禊に依りて、穢惡き禍事を、神直日大直日に直し清めて、直く清く明らかに成れる御靈なり、」（取意）と有るにて、伊豆の義を盡せり、（但し書紀には此神なし、然る故は、中筒男命を、一書に赤土命と有るを、此神に當てたる一の傳なり、「那加豆都と、阿加豆知と、阿伎豆比と通ふなど云はれたるは、迂遠なる說なり、其は此第十一書に、磐土命、赤土命、底土命と並び出でたれば、三柱の筒男命にこそ當れ、此神には由なし）又、記傳五（三十一丁）に、「大祓詞に高山末短山之末與里、佐久那太理爾落多支都、速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神、持可々呑氏武云々と有る速開都比咩神は、古事記に、次生二水戸神一、名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神」と有る其神にて、此伊豆能賣神に當れり」と見え、又、此にも、大祓詞に謂ゆる瀨織津比咩神は禍津日神に、氣吹戸主神は直毘神に當れば、此神の速開都比咩神に、當る事明らけし」と云はれたり、成る程彼記に其三神の成り出で坐しゝ次第と、其詞の次第とを深く考ふるに實に然る言なる者なり（大祓詞後釋に、「或人問、彼伊邪那岐大神の御禊に此神等の成り坐せるは、先づ禍津日神、次に直毘神、次に伊豆能賣神にて、其次第事の趣に能く叶

へり、然れば此も瀨織津比賣神の次に氣吹戸主神、次に速開都比咩神なるべきに、此二柱神の御事の次第反樣なるは如何に、答、先づ穢にて罪穢の除こり清まる次第、初に瀨織津比咩神、早川の瀨より大海原に持ち出で給ひ、次に大海原を經て鹽の八百會まで至るに、此氣吹戸主神の氣吹放ちて送り遣り給ふにて、次に速開都比咩神の呑み給ふなり、然れば、彼御禊に成り坐せる次第と違へる事無し云々」と云はれたるにて甚明らけし、其全文に、上なる直日神の傳の末に引ければ、其を見るべし）其は上なる速秋津日神の傳に註し辯へたるが如く、此に水戸神等と云ひ、彼記に日子神、比賣神を並べ載せられたる、其に傳の誤りなるにて實には彼詞に速開都比咩神一柱を擧げたる其なむ、正しき傳には有るべかりける、然るは神名式に、出雲國出雲郡伊努神社、同社、神魂伊豆乃賣神社と所見たるを、風土記に依りて考ふるに、伊努神社は天穗日命に坐すを其れには赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命と出でたれば其の伊豆乃賣神は后神にて、天甕津日女命の御事と知らる、然るを古事記に、水戸神之孫櫛八玉神と出でたるは、其の天穗日命と、伊豆能賣神と二柱の孫には有れども、化鵜入海底」と云ふ等の、専ら水戸神に係れる所なる故に、即て其孫とは傳へたる者なり、（然る例に、瓊々杵尊の后神玉依姫命は、思兼神と、栲幡千々姫二神の間に生り坐せる御女なれども、天孫降臨章第七一書に、萬幡姫兒玉依姫命と有りて、此も母神の方より系を引きたるに同じく、然る例猶有る事なれば、此も右と同じきを知るべし）斯れば、其水戸神は、速開都比咩神一柱なる事知らる、然るを、神魂伊豆乃賣命と申すは、其神の御子の謂には非ず、其神の御命に依りて、其赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命の后神と定めなど爲給へるに依りて、然稱へ奉れるならむ事も、已に註せるが如し、（然れば、右の阿伎豆と、伊豆と、言義の同じくも、同じかる

ても、其同神に坐す事甚だ明らかなる者なり、立ち復りて、上に註せる事共を考へ合はすべし）○右件柱津日神直日神に、又、古事記なる伊豆能賣神を幷せて、其三神は右に引ける大祓詞にも合ひて、共に相動くまじき古傳なり、然るに又、彼詞に、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、如此久氣吹放氐波、根國底之國爾坐速佐須良比咩止云神、持佐須良比失氐牟、如此久失氐波云々、天下四方爾波、自今日始氐、罪止云布罪波不在止云々と有るが如く、瀨織津比咩神より次々根國底國に其罪穢を持ち出で給へるを、其國に坐して、速佐須良比咩神の持流離らひ失ひ給ひて、全く其罪穢の除こり清まるは、其神の御業なる事、右の如く明らかなるを、御紀にも、記にも、正しく其と引當て考ふべき事のなきこそ、甚々遺憾しき事なりけれ（其後釋に、此神は古事記に、須佐之男大神の御女に、須勢理毘賣命と申して、黃泉國に坐す神御在し坐す是なりと云はれたれども、其は大國主神の后神と成り給ひて、顯國に坐せば、更に由なく、又、右の三神と出自も違へれば、依り難し）然るを、御鎭座傳記、多賀宮一座と有る下に、伊弉諾尊到筑紫日向小戸橘之檍原而祓除之時、洗左眼因以生神、名曰天照太神之荒魂荒祭神、復洗右眼、因以生神、名曰止由氣大神之荒魂、多賀宮是也、亦洗鼻、因以生神、號速佐須良比賣神、主藏靈貴也、與素戔嗚尊合力座給也と有る、止由氣大神之荒魂は、事の混れなる事、上なる直日神の傳に云へるが如く、其を天照太神之和魂に改めて、能く聞ゆるなり、本緣には此と同文なるに、洗右目以天下化生、名曰天照太神之和魂也と見えたる、實に正しき者なるなり、偖、此御眼御鼻を洗ひ給ふ事は此一書と、古事記に所見て、日神、月神、素戔嗚尊と、三柱神の生り坐せる傳なれば、天下に在らゆる人孰れか此を知らざらむ、然るを傳記耳ならず、上代本記、次第記、本

幾等の書共に、少かの不同は有れども、其傳へを載せたるを以て思ふに、如何に僞書を作ればとて、餘りなる事なる
は、却て神宮に然る傳の有りつるに、日天子、月天子、或は止由氣大神之荒魂也など云へる妄說を謬りたる者なるから、
右に引ける如く、純粹なる古文は、古文、抓筆は抓筆と、眞淸明に見ゆる者なれば、必ず是には考ふる所有るべき事
なり、(然るに、近代右の五部書と云へば、皆がらに虚僞を構へたる者として、更に他書に比校べ合はせて考へむ者
とも思敢らで、唯其是非を云はず捨て去りさへ爲れば、大に見解有る識者の如く思ふめること、幼稚き心なりけれ、
彼五部書の作意は、外宮の神人の手に成りて、其仕へ奉る豐受大神を、皇大神の上に立てむとて、例の國常立尊など
に云ひ混らはさむと爲る巧こそは、罪なりけれ、其外の事に於ては、世に絶えたる古書を引けりと所思しきも有れば、
唯讀む人の選み方に有る事なるを、又其に就きて強ちに外宮の事とし云へば、云ひ貶し破らむと爲る者多く出來るも、
止む事を得ざる勢とは云ひながら、然りとては、神宮に仕へ奉る人とも思ゆかしからず、甚々卑しき心になむ有りけ
る)然るは、此正書の傳にては、日神、月神、素戔嗚尊三柱神にしも、伊弉諾、伊弉冉二神の生み給へる所なり、然
るに、此一書、又、古事記の趣にては、伊弉冉尊と族離らせ給ひて後に、伊弉諾尊の御祓除に依りて成り坐せる神な
り、如此く異說の有るを、二つながら信むべきに非ざれば、何れか一の訛傳の方は捨つべきなり、又、此を取り此を
捨つるにも、始終の全く整ひて、經にも緯にも貫き通るは正說なり、取るべし、又、此一所に耳こそ諾々しくも有る
なめ、上下に照らして相應はざるは訛傳なり捨つべし、偖、其三柱神の御生れ坐せる御事實に、陰陽二神の生れ奉ら
せ給ひて、其御事依しも、何も、其御計らひに依る所由、已に傳六卷に述き注せる如くなれば、此一書に、然後、洪注

左眼一、因以生神、號曰二天照大神一、復洗二右眼一、因以生神、號曰二月讀尊一、復洗レ鼻因以生神、號曰二素戔嗚尊一凡三神矣と有るは、異なる傳にて、此は右に引ける神宮の傳說には如かざるなり（然るを、古史徵に傳記を引きて、洗レ鼻因以生神號二速佐須良比賣神一云々の文を、其成文に被用たるは、然すがに此大人ならでは得しも思ひ寄るまじき事に、愛たしとも貴しとも云へば更なり、然れども、右の傳の中に、荒祭神、多賀神を、左右の御眼より生れ坐せると有るは、日太御神の本御體の御目より生れ坐せる傳を、分魂の事に紛らしたるなり」と云ひて、其考の廣く及ばざりしは、可惜しき事なり、其は下なる然後洗二左眼一云々の下に正し辨ふるを見て知るべし）然れば、右の左眼より荒祭神、右眼より多賀神の生れ坐せると有るは、枉津日神直日神なる事、云ふも更なり、古事記に、次爲レ直二其禍一而所レ成神名神直毘神、次大直日神、次伊豆能賣神と有る細書に、并三神也と云ひ終めたるは、伊豆能賣神も其一列なる證なり、然れば其次に、洗レ鼻因以生神、號二速佐須良比賣神一云々と續きて、大祓詞に合ひ、其次第の違はざるなど、奇しとも妙なりとも、云ひ知らず貴き御賜物になむ有りける、神名式に、伊勢國奄藝郡尾前神社と云ふ舊社有り、其社記に、伊勢國奄藝縣土藏靈貴尾崎神社者、被所靈神也、太神宮西北九十餘里、在二于尾崎村東長汀之西涯一、預二國幣祭祀一神也、抑當社者、素戔嗚尊御子、速佐須良媛命也、是爲二天下人民一解二除天津罪國津罪一、致二國家泰平一、生二育人畜草木一之靈神矣、其事具在二中臣祓之詞一、一所皇太神宮御鎭座傳記、並天地神祇記曰、伊弉諾尊到二筑紫日向小戸橘之檍原一而祓除之時、洗レ鼻因以生神、號二速佐須良比賣神一、土藏靈貴也、素戔嗚尊令レ力坐給也、是卽素戔嗚尊和魂而、分身御子也云々と有り、此に引ける傳記に、今本とは違ひて、是卽素戔嗚尊和魂而分身御子也と云ふ十四字有るぞ甚美たきを、其は

其天地神祇記と云ふに、若くは傳はれるなるべし、(但し此書、未だ見聞かずと雖も、傳記の次に引けるを思ふに、其類の書なりしなるべし、但其次に、世所謂素戔嗚尊生二大年神一、大年神生二土祖神一者、今是速佐須良姫命所二再生顯現一之神也と有るは、恐らくは妄言なるべし、其は土穢靈貴云々と云ふを、然る僻心得爲たる記者の誤なり)或者、予が此に說有を聞きて、土穢は黄泉なるべしと云へるは尤なる說にて、土中に收藏(ヲサマ)る義を以て、土穢と作るなるべければ、豫母都武智と訓むべくなむ所思えたる、然るは詞に、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟と有るも、其國に主宰と有る狀なれば、土穢(ヨミ)靈貴(ムチ)と申さむ事、允に當るべし、又、傳六に註せる如く、月讀尊、素戔嗚尊、同神に坐して、素戔嗚尊と申すが本御名にて、後に月國を所知食より月讀尊と申し奉れるが根國底國には、其和魂速佐須良比咩神ぞ其靈貴には御在し坐せるが、上なる荒魂和魂の傳に云へる如く、其荒魂は海神豐玉彦命に坐せば其神は祓には係列はせ給はざる神とは申す者の、詞に大海原爾持出奈武と云ひ、又、荒鹽乃鹽乃八百道乃八鹽道乃鹽乃八百會などは、皆其神の所知看す境界にし有れば、殊に祓には主と有る事にて、根國底國に至り著く迄の始終、其神の御靈に漏れずなむ有れば、其速佐須良比咩神の、其罪穢を流離られ失ひ給ふに至りては、例の荒魂與二和魂一合レ心一レ力而云々、建二得大造之績一と有る古傳の旨に歸して、實に靈しく奇しくして、妙なりとも妙なる御事になむ有ける、(但素戔嗚尊は上に云へる如く、二神の相共に生成し奉らせ給ひし御子に坐し、速佐須良比咩神は御禊に因りて生坐せれば、其時は別なりと雖も、同じ御兄弟の御間なり、然るを分身御子也と云ふは如何と云ふに、父子の子の謂には非ず、臣僕を家子と云ふと同じく、己に隨從ふ者を云ふ子なり、又、分身と申すも、其和魂の分れて一神と生出で給へる故

を以て申せるなり）佐須良比咩と申す名義は、傳六に已に註せるが、猶云はゞ、萬葉六（二十七丁）に、由糞、左佐良榎壯士云々と有る左に、月別名曰二佐散良衣壯士一也と所見たるは、月讀尊は素戔嗚尊に坐すが、天上にて神逐はれさせ給ひて、顯國に降り坐し、其より底根國に入りて、終に月國に流離らはれ出で坐せる故に依れるにて、月の異名には非ず、月神の異名なり、又、簸川記に八束髯速佐須良命と有るを、名神記に、八束髯尊者素戔嗚別稱也、蓋八束髯生之緣矣と所見たれば、素戔嗚尊の流離らへられさせ給ふに就きての別名なり、然れば其分身として和魂に渡らせ給ふ神に坐せば、其大神の御名を襲ひて、其祓に遇へる罪穢を、持流離らひ失ふ事を、徳として行はせ給ふ意の御名なる事、灼然くなむ有りける、言意は、佐須は去退にて、良比は辭なるべし、崇神天皇六年御紀に、百姓流離一神功皇后六十二年御紀に、兄弟人民皆爲流沈二顯宗天皇元年御紀に、老嫗伶俜羸弱不レ便ニ行歩一など所見たり、名義抄に、流浪を佐須良布と訓み、字鏡集に、跰を佐曾良布と訓るなども、皆同じかるべし、（流離字、詩召南に有るを、註に、飄散也と見えたり、源氏明石卷に「海に坐す神の助けに懸らずば、鹽の八百會に佐須良閇なまし」と有るは、此大祓詞を取りて詠める者なり、又、眞木柱卷に「左も右も佐須良閇なむ云々」と身の依る方無き事を云へり、又、金葉集に「盜りては歸れと思ひし嬉しひの、行き佐須良比氏今朝はなき哉」とも有る此にて其義を知るべし）又、其社記に、活目入彥五十狹茅天皇、纏向珠城宮爾治二天下一給、十八年己酉四月、皇女倭姬命、天照太神乃御宮所乎覓止天、伊勢國桑名野代宮與利、太神靈形乎奉レ戴天、南陽爾向弖幸行志、三重以南奈留、鈴鹿河之末乎涉給云々自其地安濃縣仁神幸志天、尾崎村爾一夜奉宿須、其夜、天照太神、倭姬命乃御夢爾曉弖有ニ神宣一々、曰久、此地乎見波神意滿々志、

阿後爾帝ニ靈郊ニ天、芳草溢翠乎爲之、東面爾廻ニ滄海八百重ニ天、秀起浪穂華ニ常爾汀爾布利、誠爾國塊區者也乎、宜下營ニ建祠ニ而可ニ進ニ我行宮一、然止毛此地波、膏腴之氣少故爾、土黐饗貴速佐須良姫神者以天、我行宮爾蔑条氏令レ守ニ護於宮一、且春秋乃祭祀乎爲天豐饒乎祈宜志、然則此區天壤共爾千五百秋瑞穂之地止成利、五穀能實、人民繁榮奈武止其奉夢爾條々爾曉給邊利因レ茲大倭姫命此地爾淹停古止三日四夜、供奉爾侍介留伊勢國司大若子命爾驛使乎差添己、御夢乃消息乎禁廷爾奏給布、天皇叡聞、是國家乃祥瑞也、蒼生興榮也止天、速爾勅乎下之、伊勢國造大若子爾命令己天照太神之遙宮乎尾崎邑爾令造營、太神乃曉喩乃從爾、天村雲命乃苗裔倭國造博多臣立命乎使祭使止爲天、土黐饗貴速佐須良姫神乎此遙宮爾奉鎮座、所謂伊勢國安濃縣千連振卜郊乃以南奈留八華乃尾崎邑乎千五百秋乃瑞穂地、八束垂穂地、常世浪敷浪乃寄來地、旨美味地、八千世常盤地止祝言天、木立荒草苅掃比、大鷹自沙造平天、柱乎下津磐根爾太立己、搏風乎高天原爾高知天、國造大若子命者八東乃太玉串乎採持天、神殿乎莊利、祭主雛立命者三尺乃幣帛乎捧奉利、弱肩爾太襷乎懸天、此神乎祭連利云々と有るにて、其來由明らけし、(此始に、桑名野代宮云々と有るを、世記に稽ふるに、十四年乙巳遷ニ幸于伊勢國桑名野代宮一、四年奉レ齋、于レ時國造大若子命、參相御共仕奉云々と有りて、十八年己酉遷ニ坐于阿佐加藤方片樋宮一云々と見えたれば、此に合へるを、其尾崎邑の事は、他に所見無きは、唯三日四夜の御淹停なりし故に、記に漏らしけむを、此社に如此委しく傳はれる事を其社の由來を傳ふるに就きて遺れるなり、此社記世に人の知らざる者なり、嘉永六年正月、予、太神宮に詣でたりし時、其地に相知れる人の有りて借りつるに、反古の如くなる一小册を、主人より出だして見せたるを、奇珍しく思ふる侭に寫させて、持ち歸りて見以

て行くに、其始垂仁天皇の大御代より、永祿の頃までの事を記して、古文今文打交れるは、其古記の殘欠たるを聚めたる者なり、但し大若子命に國司と云へるは、孝德天皇以來の名なれども、唯國の司人の心にて書けるなるべく、又、天村雲命の裔孫に倭造と云ふなどは、疑はしき事ながら、他に此を正すべき物も無ければ、姑く指置く者なり）右の天照太神の御言に、此地波、宵腴之氣少故爾、土藏靈貴速佐須良姫神者以天、我行宮爾祕祭呂、云々と有るは、祓戸神には似著かはしからざる狀なれども熟思ふに、土藏はしも、大地の中心に在る根核なる地なれば、其靈貴と坐す神をしも、祕祭ら令給へるは、天日の能く照らす地は、穀種も豐饒なるが如く土藏の氣の能く通ふ地の土は、宵腴る道理の有るが故なるべし、又同社記に、大地神祇記曰、淨御原天皇御宇七年秋八月、天下豐饒、命二于諸國一使レ獻二嘉瑞稻穗一焉、九月十九日、自二伊勢國奄伎縣尾崎行宮一獻二稻十二條一、一本而自二第三節一生二八葉一、各爲二垂穗一、其穗長一尺餘、是所レ生二尾崎神田一也、帝太感レ之勅賜二尾崎土宮之號一矣と有る、此土宮を又土御前とも申す由、其記に出でたり、偖其土宮の土は、右の土藏の謂には非ず、地氣を宵腴しく物爲給ふ由を以て、其地主神と祭らせ給へるなり、次に引ける儀式帳に合せ見るべき者なり、外宮地主神を土宮と崇め奉れるとは、實同一なるべし（天武天皇七年御紀を見るに、秋九月忍海造能麻呂、獻二瑞稻五莖一、毎レ莖有レ枝、由レ是徒罪以下悉赦レ之と所見たれば、此時諸國にも召し給ひけむが、其は記し漏らされたり）然れば、速佐須良比咩神の天下に鎭り坐す本宮は、右の尾前神社なる事灼然きを、此宮にして、又斯傳の遺りて、神記の缺漏を補ふと云ふも、又奇異なる御事になむ有りける、又、皇太神宮儀式帳に、大土神社一處、稱二國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、佐々良比賣命一、形石坐、倭姫内親王定祝と有

る水佐々良比古命は素戔嗚尊なるべし、神名式に、越前國敦賀郡伊佐奈彦神社、信露貴彦神社など有る列に、玉佐々良彦神社有るも、其に同神にして、水も玉も稱辭なるべし、其神に並はせる佐々良比賣命は此の速佐須良比咩神に同じかるべき事、筱社記に、素戔嗚尊合レ力坐給也、素戔嗚尊和魂而、分身御子也と有るに思ひ合せて曉るべし、此神を世記に引ける伊勢風土記に、大國玉神資二彌豆佐々良比賣命一參來と有れば、此神にも並て瑞とも稱へ奉れるなり、其大國玉神は、垂仁天皇御紀に所見たる倭大神の御言に、我親治二大地官一と所見たれば、大土神と申すべき理なるを、其上に水佐々良比古命は、素戔嗚大神に讓らせ給ひ、水佐々良比賣命は、土穀靈貴神にて坐せば、此も其地主神の意を以て、大土神社とは崇め申させ給ひし者なりけり、其國生神兒と申すは、一柱御祖神と聞えたれば、下なる水佐々良比古命に係れるなり、大國玉命は、國生神の孫に坐せるを思ふべき者なり、又、尾張風土記に、葉栗郡中川云々有レ神、號二速佐須神社一、以二六月二十六日一祭レ之、と有る、此速佐須神は、六月の解除に就きて祭る者なり、(又、神名式なる伊勢國鈴鹿郡片山神社を、或書に、瀨織津比咩神、氣吹戸主神、速佐須良比咩神を祀る由云へるは、然も有るにや、鈴鹿は瀨川の義に起れる郡名などならむには、由有りと云ふべし、然れども、弘安元年勅使參詣記に、鈴鹿山鈴鹿河坐二路頭之北邊一と所見たれば、別神なるにや、予は其鈴鹿瀨と申すは、臨時祭式に謂はゆる堺神なるべく思ひて、已に道饗祭祠講義に註したりき)〇右の四神を祓戸神と申す事、古き目なるべし、其は上に謂はゆる橘檍原は伊邪那岐大神の祓處にして、其より成り出で給へる神なるが故に、實に然か申すべき御事なり、古史徵に、御鎭座傳記荒祭宮の下に、所祓戸神、瀨織津比咩神是也と云ひ、多賀宮の下に、則伊吹戸主神、祓戸神也と有り」と云はれ、

又、右に引ける尾崎神社記に、土藏靈貴尾崎神社者、祓所靈神也とも所見たる是なり、（世記を始め神宮の諸書に、儀式帳、又、太神宮式に、太神遙宮と記されたる瀧原宮一座、瀧原竝宮一座の御事を、水戸神、速秋津日子、速秋津比賣二神なる由に云へれども、其には祓戸神と云はざるは、其水戸神と申すを主と立つる故なるべし、又、朝野群載に載れる中臣祭文にも、祓戸乃八百萬乃御神達と云へり、斯れば此神にしても其祓場に招き奉れるには、然申すにこそ）其より出でて海に在れ、川に在れ、其神等を招き奉りて、人の祓除ぎ爲る所を祓戸と云ふ事常なり、祓神を祭りて解除を爲る所を祓戸と云ふは、祓を爲る場と云ふ事なり、障神を祭りて鬼魅を饗し過むる所を、饗土と云ひて饗處なるに同じ、二季晦日御贖儀に、中臣捧二御麻一云々、供奉訖、授二中臣一、還二本處一、卽授二卜部一人一、令レ向二祓所一と見え、次に荒世和世の儀有りて、訖皆退出、解二除河上一と見えたるは、大祓詞に、四國卜部等、大川道爾持退出氐祓却止宣と有る其事を行ふなるを、其所を祓所と云へる是なり、然るに、其を四時祭式には、令レ向二祓庭一と見えたり、庭は場にて、其祓を行ふ處なる由にて、祓戸と云ふに異ならず、（其は天孫降臨章第二一書に齋庭之穗と有るは、齋所の義なるを、大嘗祭式には齋場と有るを以て知るべし、又、神武天皇御紀、古語拾遺等に、立二靈時於鳥見山中一と有る、靈時は義を以て書かれたるにて、其祭場の意にて、祭所と云ふに異ならざるを考ふべし）偖、其祓所に於て、其祓戸神等を祭る事は、大祓詞に、大中臣天津宮事以氐云々、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此乃良波、天津神波云々、國津神波云々と云ふより言下して、其結に、右の四神の御名の出でたるは、此祓に主と坐す謂なる事は更にも云はず、其祝詞を告るも、其に受くべき神の坐すに依りてなる事を知るべし、六月祓に就きて、川社とも、夏神樂とも云へる

を以て、其祓戸神等の神事なる事を明らむべき者なり、（貫之集に、天慶三年、内の御事にて、夏祓、川社條に折延へ乾し衣、如何に就せばか七日干ざらむ、又、同じ四年三月、内の御屏風の料の圖、夏神樂、行く水の上に祝へる川社、川浪高く仰がるゝ哉、と有るにて、其狀を知るべし、又、忠見集に、水の邊に神樂するに、水上の心流れて行く水に、甚ど名越の神樂面白、など見えたる是なり、猶祓の事に就きては、云はま欲しき事共の甚多在るを、已に大祓詞講義に註せれば、其を見て知るべき者なりかし）○又は、此に三所有り、上なる祓戸神の生坐せるには、次と云へるを、此は其事を一段と爲て、更に復物爲給ふ由なり、然れば、祓除には上件祓戸神の成り出で給へるに終りたるを、猶反復（カヘサヒ）に海底に入り給ひ、其にても御心に足らはず所思して、潮中潮上にて物爲させ給へりけむが其限りにて濟みたる事を復興し給へる義なり、（上には次と云ひ、此には又と云へるに、御心を含めさせ給へる傳なるを見るべし、古事記には、伊豆能賣神の御名を擧げて、次於二水底一云々と有るは、悉しからざる書狀なるなり）○海底は、第十一書に入レ水と有る是なり、古事記に於二水底一と所見、又、神功皇后御紀なる御名乘の所にも、於二日向國橘小門之水底一所底而水葉稚之出居神と有り、海にも水底と云ふ事知るべし、萬葉七（十八丁）に、大海之、水底豐三、立浪之」又（三十一丁）大海之、水底照之など詠めるを以て、海にも水底と云ふ例なるを知るべし、（同じ所に、海底沈白玉云々、と詠める、其並びに、水底、沈白玉云々、と有るを以て知るべし、其外にも、海底を水底と詠める歌、此彼有り）海底は、萬葉五（十三丁）に、和多能曾許、意枳都布可延乃、奧已其舟乎」又（三十一丁）海之底、奧津白玉」十二（三十九丁）に、海之底、奧者恐と有るに依りて、和多能曾許と訓むべし、偖、此海底は沈濯と云ひ、又水底と云へれば、

古事記に櫛八玉神、化レ鵜入ニ海底一、咋ニ出底之波邇一と見え、海宮遊行章第二ノ一書に、以ニ細繩一繋ニ著火々出見尊一而沈レ之云々、時海底自有ニ可怜小汀一云々と有るは更なり、又、允恭天皇十四年御紀に、令レ探ニ赤石海底一、海深不レ能レ至レ底など有る類にて、實に水を汲りて、下なる所を云ふなれば、底に下處の意なるなり、所以に古事記には水底中水上と竝べ、此には海底、潮中、潮上と對へて、神名なるも然り、此は緯にて、直に上下の義なり、(上なる上瀬の下に云へる、土地の高低に就きて云ふ上下を、加美斯母なるとは等しからず、古事記に、高天原者云々、地下者於ニ底津石根一燒凝而云々と云ひ、大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根云々、高天原波、青雲乃靄久極美云々など云ふ類なるなり)又、同じく海底と云ひても緯なる者有り、右に引ける萬葉なるは更なり、猶一(三十丁)に、海底、奧津白浪、立田山ニ四(四十四丁)、十一(四十一丁)に、海底、奧乎深目乎」六(十五丁)に、海底、奧津伊久利二ニ七(二十丁)に、綿之底、奧己具舟乎」又(二十六丁)に、海底、奧玉藻之」十二(三十九丁)に海之底、奧者恐、磯囘從、水手運往爲」と有るなどの底は、六(二十五丁)西海道節度使を送る歌に、山乃曾伎、野之衣寸見世常と詠める衣寸と同じくして遠き極みを云ひて、其卽ち沖なり、然れば、此底は放處の義なるべき事、記傳三(二十九丁)に云はれたるを見て知るべし、右の如く、發語と成りて海底より奧と續ける緯なるに對へるは、萬葉一(二十六丁)に、對馬乃渡、渡中爾」四(四十二丁)に、海中爾、鹿子曾鳴成」など是なれば、其一は渡邊と云ひてや叶ふべからむ、然れば此緯なるは遠近の義なれば、底中邊と對ひて、其底卽ち沖なれば、右に引ける其に、此の例には非ず、唯七(三十一丁)に、海底沈白玉、風吹而、海者雖荒、不取者不止ニ又、海之底、奧津白玉と有る一ぞ、此な

る經に相同じ、(其次に、底清、沈有玉乎欲見、千遍曾告之、潜爲白水郎と見え、其次には、大海之、水底照之云々など、同じ類の歌多在を見ても著かりなむ、偖、此海底に上下の下の義なると、遠近の遠の意有るとを思ひ分たざれば、右の萬葉の歌などに依りて、海底は海神なりと思ひ惑ふ事も有らむかとこの心遣ひなり、冠辭考には、右の五卷なるを引きて、集中に海底と云へるは多かれど、唯此歌ぞ冠辭なりけると云はれたる說も、底に右の如く經緯の有りて、共に其意味の異なる事を知られざるなり)〇沈濯に、志豆美曾々久と訓むべし、傍に加使都と訓めるも古かるべし其を通證に蕃也(ヌサカル)と云へるは然る言にて、八洲起元章なる探字の義にて、水を搔探らせ給ふ狀見るが如し、神功皇后御紀、允恭天皇御紀などに、探を迦豆久と訓めるなど、共に遠からぬ意なればなり、偖、此の沈は下留(シヅム)にて、鎭字を志豆牟と訓めるに同じ、又、沈の自然なる方を志豆久と云ふは、下著(シヅク)の意にて、其義に於て異ならざる者なり、其は古事記に、故其猿田毘古神、坐二阿邪訶一時、爲レ漁而於二比羅夫貝一其手見二咋合一而沈二溺海鹽一、故其沈二居底一之時名、謂二底度久御魂一と有る、其は此の沈濯の如く、自ら爲給ふには非で、佗物に沈められ給ふが故に、沈溺と云へるが、其底に沈み居給ふ間の御名を、底度久御魂と申せるは、記傳に說かれたるが如く、底著御魂の義なれば、沈を志豆久と云ふ下著(シヅク)に同じきを思ふべし、滴瀝を志豆久と訓むも又同言なり(萬葉十九に藤奈美能、影成海之、底清美、之都久石乎毛、珠等曾吾見流、と見え、又、上に引ける七に、海底、沈白玉又、水底爾沈白玉など有る、沈を志豆久と訓める宜し、其並びに、底清、沈有玉乎と有るは、右の十九なるに同じ訓なるかと思ふに、然らず、此沈有は、志豆米流と訓むべき所なり、崇神天皇六十年御紀に、玉菨鎭石、出雲人祭、と有る鎭石を、志豆加斯と訓るに、志豆伎み

延たる言の由、玉勝間　卷に云はれたる志豆伎も、又此例なり、又、萬葉二十に、美豆久白玉と有るに、水漬なるが、漬も著も同じ義なり）沈の義を下留（シヅム）なりと云ふは、上より下に行至り留まるを云ふ言なり、倩、海宮遊行章に沈二之于レ海と有るを、其第一書に、投（イレマツリキ）二之于レ海と見えたり、此を以て此の沈濯も、第十一書なる入レ水吹二生磐土命一など見えたる類と知るべし、萬葉三（四十三丁）に、沈之妹之光儀乎と有るも、水に入りたるを云ふなり、名義抄に、沈字に都久とも、登狩牟とも、云ふ訓有るを以て、志豆久は下著（シヅク）、志豆牟は下留（シヅム）の義なる事、愈々以て明らかなる者なり、（次にも云ふ如く、迦豆久は上著の義なるに對へ思はゞ疑ふ所無かるべし、倩、其豆牟は、祝詞に神留坐と有るを、續紀宣命には、神積坐と書けるを以て考ふべき者なり）〇號曰二底津少童命一、次底筒男命一云々中津少童命、次中筒男命云々、表津少童命、次表筒男命云々、古事記には、底津綿津見神、次底筒之男命と有りて、次々みな然り、然るは其統の混れむ事を恐れて、一には神と書き、一には命と書き別けられたる者なり、此心遣ひ甚宜し、（先には、綿津見神は海を所知す神に坐し、筒之男命は其海の事を所知せる神に坐せば、自然に大物主神と事代主神との如く、物と事とに分りて、其物を知るは主（ヌシ）なり、事を掌るは令（ウナガシ）なり、斯る所由に依りて、綿津見神、筒之男命と記し分けて、彼記に伊邪那岐神、伊邪那美神を、天神の御命を蒙り坐せる後には、伊邪那岐命伊邪那美命と申す例ならむかと思ひしかども、此は其までには有るべからず、唯其混雜れざら令めむ心用なりと見ゆ、右の神等の名義は、下に至りて説くを待つべし）〇底筒男命、第十一書には、出レ水吹二生大直日神一、又入吹二生底土命一と有る是なり、名義下に説くべし、共に磐土命、赤土命など有る土は、筒に同じくして、別意有るには非ず、（此に就て又思ふに、海宮遊行章に、鹽土老

翁を筒老翁とも通はし記されたるは、此三神を合はせたる御名ならむか、少童命三神を合はせて大綿津見命と申すと聞えたるを考へ合すべし、其も此下に云へり）〇潮中は、古事記には、唯於レ中と有り、即ち水中の義なり、俗上に海底と有るは、底津少童命と云ふ神名にも合ひたれば、其に對へては、此も海中と云ふべく、次なる潮上も、海上と云ひて、其成り坐せる神の出自も著くて、其宜しかめるを、其海中には、水中を云ふも、渡の中を云ふと、此も又經緯共に同言にて紛らはしき故に、潮中と云へるにこそ有れ、海中と云ひて苦しかるまじき所なる事、其成り坐せる神を中津少童命と申すを以て知るべし、海宮遊行章第六ノ一書に、推二放海中一則自然沈去一第七ノ一書に、天孫之胤、豈可レ産二於海中一乎、第八ノ一書に、入レ海之時、海中自有二可怜小汀一と見え、古事記にも、海神の御言に、今天津日高之御子、虚空津日高爲レ將レ出二幸上國一云々、若渡二海中一時、無レ令二惶畏一と宣ひ、日代宮段に、妾易二御子一而入二海中一と有るなどは、水中を海中と云へるにて、是其經なる者なり、（其緯なる方は、神武天皇御紀に、仍引レ軍漸進二海中一、卒遇二暴風一、皇舟漂蕩一又、欽明天皇十四年御紀に、茅渟海中有二梵音一云々一又、上に引ける萬葉一に、對馬乃渡、渡中爾四に海中爾鹿子曾鳴成と有るなどは、廣く海面の事を海中と云へるにて、水中を云ふとは異なり、俗、古事記に、於レ中と有るを、其傳に、「此は水底水上に對へたれば、必ず水中と有るべき故に、延佳が水字を加へたるは然る事ながら、諸本にも水字無きに就て猶思ふに、水底水上と云ふは皆古言なるに、水中と云ふは、凡て水内を廣く云ふ言にこそ有りけれ、底と上との中間を然か云へる例は非ざりし故に、唯中と耳云るにや有らむ、底と上とに水を云へば、中は自ら其中間とに聞ゆ」と有り、然れども仁德天皇十一年御紀に、以二兩箇匏一投二於水中一云々、沈二是匏一而不レ合レ泛、

則吾知ニ直俾一、親入ニ水中一など有るは、水面を云ふには非ず、水底に至る所にて、謂はゆる水中なるなり、心得置くべし）〇潜濯に、水中に入りて水を被り濯ぐなり、古事記には於ニ中瀨一隨迦豆伎而滌時云々と有りて、其は總てに係れるを、此は海底には沈と云ひ、潮上には浮と云ひて、潜を此潮中にての事と爲り、神功皇后御紀歌に、珥倍邇利能介豆岐齊奈」又、齊多能和多利珥、伽豆區苔利と有りて、其に沈ニ須田諸一と、探ニ其底一と並べ用ひたり、又、允恭天皇十四年御紀に、赤石海底有ニ眞珠一云々、更集ニ處々之白水郞一、以令レ探ニ赤石海底一云々、又入探レ之と有りて、水鳥の水に沒るにも、海人の海底に入るにも、迦豆久と云ふ事常なり、名義抄に、潜字に種々の訓有るが中に、迦久流、又、久具流、又、迦夫志とも有る、迦夫志は上伏にて、天孫降臨章第一ノ一書に、頭頭と有る字の意にて、水中に潜入る狀是なり、然れば、迦豆伎は上著にて、水を頭に著て、其中に入る意なる事灼然し、古事記（明宮段）大御歌に、加夫都久牟、肥邇波阿氐受と有る、加夫都久は上著なり、沈を志豆久と云ふは、下著なるに對へ思はゞ、其意知られむ者なるぞかし、被衣を迦豆久伎と訓み、被物を迦豆部毛能と云ひ、名義抄に被を加宇牟良とも、迦豆久とも訓めるなど、彼此思ひ合はせて曉る可きなり、（冠辭考に、萬葉十四に爾保杼里能、可豆思加和世乎と有るは、鸊鷉の潜と云ふを略きて云ひ係けたり、神功皇后御紀歌に、珥倍邇利能、介豆岐齋奈」又、萬葉四に、二寶鳥乃潜池水など詠めり、迦豆伎は、拜むを額突と云ふ如く、水に頭を衝き入るゝ意の語なり」と書り、俗、萬葉に猶見ゆ、三に、潜爲、鵜與高部共一七に、我潜來之、奧津白玉一又、潜者莫爲、浪雖不立一又、君無爾、潜爲八方」又、石浦廻、潜爲鴨一又、千遍潜、潜爲海子一又、潜爲、海子雖潜」十二に、海處女、潜取云、忘貝一十六に、大舶爾、小船引副、可豆久登毛」

十八に、於佐都之麻、伊由佐和多里弖、可豆其知布」十九に、奈呉乃海部之、潜取云、眞珠乃、見我保之御面」など見えたり、和名抄に、本朝式云、伊勢國磯潜女、和名加豆岐米と有り）〇中津少童命諸本共に表中津少童命と有る表字は衍にて、此に用無ければ削り去りつ、抑皇大御書に在る字は、一字と雖も私に改めなど爲む事は、甚々可畏き事には有れども、此より彼を攻め、彼より此を攻むる時は其正と訛とは眞淸明に知らるゝを、猶此は海底に底津少童命、潮上に表津少童命と有る上は、此潮中に潜濯がせ給ふには、中津少童命に坐すこと疑無ければ、決めて後人の誤寫なる事灼然ければ、今此を改むるに、何の憚る事かは有らむ、（類史の今本共にも表中津少童命と有るは、却りて神代紀より校して然る誤を傳へたりし者なるべし、舊事紀は此書を取れるなるに、其には表字なし、當時然る善本の有りけるにこそ）〇中筒男命、第十一書に、又入吹「生赤土命」と有るは同神に坐す事、記傳に定められたる說の如し、倩同書六（五十六丁）に「凡て物の中間を中と云ふは、本此中瀨より出でたる言にて、淸明（アカ）と云ふ事ならむか、阿と那と通ふは常なり、卽ち此段の神名の赤土命は、中筒之男命に坐し、又、其禊し給ひて淸明く成り給ふ瀨なればなり」と云ひて、中と赤とを一意に見られたり、故、思ふに、此より以前に、天御中主尊と申す御名有り、傳二に說けるが如く、天地の未だ生れざりし時より、高天原謂はゆる天中（アメノミナカ）に其神の坐して、萬に御祖神に渡らせ給ひて、其御壽かし坐す限りは、卽ち此世の極なるが、其卽ち天中なるなり、倩、其中（ナカ）は名處にて萬物の成りて名有る域の謂なる事、云ふも更なれば此中には相對ふ物なきなり、若て此天中は、天日の御照らし坐々す世の限りにし有れば、自然に淸明（アカ）き意も有る故に、通はし云へりけむからに、中筒男命を赤土命とも申す事は有りけるなるべし、和幢を阿幢など云ふが

如き狀に、言の通へる者なりけり、然れば、物の中間を中と云ひて、清明に通へるも、然か行くべき道なるを以てなり、先づ上中下と云ひ、初中後と云ひ表中底と云ふ如き、其上にても、下にても、初にても、後にても、表にても、底にても、皆偏れる所にて、其正しき位を得ざるを、其中はしも、上下に通り、初後に亙り、表底を兼ぬる所なれば、自然に清明き義を含まずしも非ざるぞかし、此を以て右の說を諾へるなり、上なる中瀬の傳に委しく云へるを見るべし）又、記傳六（六十二丁）に、伊豆能賣神は、御禊に依りて穢惡き麻賀を、神直毘大直毘に直し清めて、直く、清く明く成れる御靈なり、伊豆は卽ち阿伎豆なる事、右に云へるが如し、今世の言にも、何にても善からぬ事の盡終るを明と云ふは、此義に叶へりと云はれ、又、古には萬の吉善き事を、凡て明しとも、清しとも、直しとも云へり云々とも有り、然れば、上にも註せる如く、祓除を中瀬に物爲給へるを始めとして大祓詞に大中臣云々と云ひ、又、天津金木天津菅曾なども、本末を除きて中間を用ふる由有るなど、皆其中間を明るき所として用ふる義なるを思ひ合はせて曉るべし（然れば、中は名處と云ふが始めにて、明處の意有る事知るべし、上なる中瀬の所に註せるが如く、上下又は左右などに對へ云ふには、平處の意、又自然に備はれる者なり）〇潮上を、古事記には水上と有り此も例に依らば海長など書かるべき所なれども繼體天皇六年御紀に、夫住吉神初以ニ海表金銀之國云々一授ニ記胎中譽田天皇一云々、毎レ國初置ニ官家一、爲ニ海表之蕃屛一と見え、又欽明天皇二十三年御紀に、夫海表諸蕃自ニ胎中天皇置ニ內官家一と有るを、釋祕訓に和多能保加と訓ませて、崇神天皇七年御紀に、海外之國と有ると同じ意以て記されたれば、其字は此にては和多能宇閇とに訓み難ければ、海上の字を殺るべき所なれども、其も神世七代章第五一書、又、寶劍出現章第六

一書などにて、宇那波雞と訓むべき所なるが故に、彼此指支ゆる故に、潮上の字は此に書かれたる者なり、(古事記の上津綿津見神の所に、訓レ上云二宇閇一と見えたれば、潮上にても、水上にても、海上にても、宇閇と訓みて、加美とは云ふべからず、其は表津少童神の下に云ふべし)然ればこそ、此より外に潮中潮上てふ字遣ひは所見ざりけれ、又、古事記、水上と有るは、萬葉十九(四十二丁)に、水上波、地往如久、船上波、床座如と所見て、此は海上を云へり、十一(八丁)に、水上如數書と有るは、川歌と海歌との間に在れば、何れにも就くべし、(二十に、宇奈波良乃宇倍爾と所見たれども其を例に引きて、此の海上を然か訓み難し、四に、浪上乎、五十行左其久美一八に、波上從、所見兒島之」など有る如きは、又其潮よりは浪に用有りて云ふなれば又此の例には取り難し、如何に爲ても、潮上と云ふ事見當り難くなむ)○浮濯は、古事記序に浮二沈海水一、神祇呈二於滌レ身と有る、是なり、例は寶劔出現章第六ノ一書に、有二一箇少男一云々、隨二潮水一以浮到と見え、又、神武天皇御紀に、魚無二大小一悉醉而流、譬猶二披葉之浮流一者云々、頭魚皆浮出一、又、仁德天皇十一年御紀に、沈二是匏一而不レ合レ泛則などの浮を宇加毘、泛を宇加倍と訓みたるを以て、此も宇加毘濯岐と訓むべきなり、本に浮を宇伎と訓みたれども、右の沈を志豆美、潜を迦豆伎と訓めるに合はせては、言の足らはざる心するが故なり、萬葉一(二十二丁)に、玉藻成、浮倍流禮と有るなど、猶多在り、(瑞珠盟約章第二ノ一書に、以二八坂瓊之曲玉一、浮二寄於天眞名井一云々、以二所持劔一、浮二寄於天眞名井一とある浮などは、物を水に令レ浮るなり、故に宇部と訓むべし、自ら浮くと、物を浮かせるとの差あるなり)○表津少童命、古事記には上津綿津見神と有り、記傳六(六十四丁)に、「注に訓レ上云二宇閇一とある、是は訶美と訓むまじきが爲の注なり、宇波都と訓むべし、宇

閒は上裳と續く言有る時は、凡て宇波と云ふ例にて、書紀に上國此羽播豆矩儞と有る類なり、然るを、今宇閒と註したる者は、云々言の居りたる方を注したる者なり」とあり、表字を、此に被用たるは、和名抄(衣服具)に、表、衣外也(宇閒)裏、衣内也(宇良)と有る、是なり、宇波と轉はし訓む事、右の記傳の說にて明らかなる者なり、(其衣服類に、袍を宇倍乃岐沼と有るは、表衣の意なるが、其には、中に能の辭挾まる故に、表を宇閒と訓むなり、上著など云ふには、能の辭なし、所以に、宇波と言の轉るなり、又、萬葉五に、益々母、重馬荷爾、表荷打等、伊布許等能其等とも、又、父母毛、表者奈佐我利とも、表を上の意に用へり)已に、上瀬の所に云へるが如く、彼は水流の高低を以て上下を分てるなれば、加美斯母と訓みて、例の緯なるなり、此は緯に上下を云へるなれば、宇閒斯多と訓むべく、上を宇閒、底を曾許と對へ云ふべき爲に、古事記にも然る心知ひにて、宇閒と註し、此にも衣の宇閒に用ふる表の字を書されたる者なり、舊事紀に所見たる神名に、天表春命、天下春命と相對ひ、御門祭詞に、自上往波上護利、自下往波下護利云々、鎭火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、など、上下を宇閒斯多と對へ云ふ是なり、又、宇閒と曾許と對へるも、下に同じ、其は大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美下津綱根云々、又、古事記に、地下者於底津石根、云々など見え、又、其底津石根と、下津磐根と、常に相通はし云ふなど、考ふべし、然れば、宇閒は浮方にて上る意、斯多は沈方にて下る意なるべく、又、曾許は下處ならん事上に註せるが如くなり、(此を以て緯の加美斯母とは大に異なる事を知るべし、此は、上に云へり、考へ合はすべし、然れば此にて、古事記に宇閒と註されたるには、心ある事を見るべし)○表筒男命、第十一書には、于レ時入レ水吹ニ生磐

土命」と最初に出でたり、磐は磐石の伊波の義に非ず、此は宇波の轉れるなり、宇を伊訛とり來れる例は、景行天皇十八年御紀に、到二的邑一而進レ食、是日、膳夫等遺レ盞、故時人號二其忘レ盞處一曰二浮羽一、今謂レ的者訛也、と有る類なりと知るべし、其外にも、魚を伊袁と云ひ、芋を宇母とも、伊母とも通はし云へるが如し、神名式に、土佐國長岡郡石土神社と有るを、其國の式社考と云ふ物に、在二池村池端一、稱二住吉神一と云へるは、然も有るべし、（記傳五に、「大事忍男神の次に見えたる石土毘古神、石巣比賣神、此二柱を上筒之男神に當つる故は、宇波と伊波と通ひ、宜都と都知と通へばなり、書紀に鹽土老翁を鹽筒老翁ともあり、巣も都々と近し」と云はれたり、次なる三柱の筒男命の傳、又、第十一書、磐土命の傳に云ふべし）〇凡九神矣の九を十と讀みたるは、今本の如く八十枉津日神を一柱とする時は、然なれども、向日神社本に、八十枉津日神、次大枉津日神と二柱を並べ載せられたるは、古事記にも合ひて甚愛たきを、其を二神と有る上は、凡十神矣と無くては叶はざる事なり、然りと雖も、然計り改めむ事、甚容易きに似たれば、姑く其任に置きて、訓は十神と訓みて、猶善本の出でむ事を待つ者なり、〇其底筒男命、中筒男命、表筒男命は、底より中、中より上と、次第に成り坐せる故に、此は右の如くなるを、神功皇后御紀には、於二日向國橘小門之水底一所レ居而、水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也と有りて、其次に二所出でたるも然るは其成り出で坐せる後に、其神の所在す處、上中底と云ふ次第有るを以てなり、如此く其生り坐しゝ次第と、其所在とに依りて、如此く記し分けられたるは神の御意に然か有りし故なるべし、（古事記には、其所にも底筒男、中筒男、上筒男三柱大神者也と有るは、此に成り坐せりし次第を以て擧げられたる者なり、御紀には三所迄然か有りて正しきなり）右の橘小門

之水底所底而は、此時に祓除し給ひし所、其即ち此神の所在なる事を兼ねたる文なり、其所底は釋紀訓に出だされるを、其住吉大神の下に此文を引けるには、所居と有り、又古本にも、字は底ながら假字には草氐と有り、此を伊弉諾尊の此祓除の時に、沈二濯於海底一と有る事と見れば、所レ底は伊多理氐と訓むべし、又、其祓除に成り出で給ひし任に、其三神の水底に御在し坐しゝ由ならば、釋記に引ける所レ居と有る本の方を取るべし、右の並に五十鈴宮所居神とも、吾田節之淡郡所居之神也とも有ればなり、雖レ然、右の所底の方や勝りたるらむ、名義抄に、底字に登杼牟、又、伊多流と云ふ訓も見え、且つ所底にては、伊弉諾大神の御事より係りて、事も廣ければなり、（右の釋に引ける所居と有るも、亦一本なるべし、通證に、萠之曰、底當レ作レ居と有れども、其は此に深く考へ入りたる說有りて云へりとも思しからざれば、從ひ難し）水葉稚之出居神は、其三神の成り坐せりし時の狀を云ふなり、水葉は、傳七に云へる如く、罔象此云二美都波一と云ふは水生の義にて、天地の間に水と云ふ物の生れる意の神の名なるが、此も其と同じく、彼の沈濯ぎ潜濯ぎ、浮濯がせ給ふ、涌き出づるが如く水の激りたるを云ふなり古事記に、白二浪穗一乘二天之羅摩船一而云々、天孫降臨章第六一書に、其於二秀起浪穗之上一起二八尋殿一而と有る浪穗、又、神武天皇御紀に、浪速國を浪華と云ふなども、浪に華と云ふ語の有るに依りて訛れる者なれば、水葉と云ふ事も、何どか無からざらむ稚之と云ふは、水葉の散りては出々爲るを以て云ひて、此は御禊の時に、然る水葉稚やかに出づる中より生り出で坐せりと云ふ事にて、此に海底、潮中、潮上に濯がせ給ふ事を先づ云ひて、因以生神と有ると同じ事を宣へる者なり、（釋に、私記曰、師說水中葉甚稚也、言此神如二此葉一盛出居也一と有れども此は水中に浸り漬る木葉を以て譬へたるには非ず、此は御禊の

時の消息を宣へるなり、此を水沫の義と思へる説なども聞ゆれども、其は今辨ふるにも足らず）古事記には、此の御名告を、是天照大御神之御心者、亦底筒男、中筒男、上筒男三柱大神者也と有る其下に、此時、其三柱大神之御名者顯也と註せる、此に就きて又心得べき事有るなり、其は神代の古傳に、其三神の成り出で坐せりし古傳は有りながら、其三神は何れの事を主り給ふと云ふ事も、何も、知られざりしを、此時に至りて、其守り給ふ行事の顯はれ給へるを云ふなり、名の義は傳一、二に云へり、（此は外にも例ある事にて、風神の御事なども、神代の古傳には有りながら、天下の公民の作りと作る物を、惡しき風、荒き水に逢はせず、熟成し給ふ神に坐すと申す事は、崇神天皇の大御世に至りて、諭し申させ給ひし故に龍田風神祭詞に我御名者天御柱命、國御柱命と申す御名の顯はれさせ給へるに同じき者なり）偖、筒男と申し奉る義はしも、記傳六（七十一丁）に「筒は借字にて、上の都は、底津中津上津と上へ屬き、下の都は、之男へ屬く言なり」と有るが如きは、此筒字に元より意なきなり、都々は、第十一書に、此神等を底土命、赤土命、磐土命と有れば、都知と通ひて、山雷神、野槌神の都知も、亦此都々に同じ、又、古事記に在る石土毘古神石巣毘賣神も、此表筒男命に當る由、記傳に辨有れば、都々と、都知と、巣との三義有るなり、故、此三神共に、何れも少童神の底に、中に、上に、各其生り坐せるに續きて成り出で給へれば、又其に就きて考ふべき事有るべく、然て其に就て說は立つべくなん有りける、偖、彼少童神はしも海神と坐せば、其主宰に坐す事、海宮遊行章の趣にて明らかなり、然るに、海上の事に就きての御事跡の、多く此神等に係れるは如何と云ふに、少童命と此神等とは、體と用との差別此に在る事なり、大國主神と事代主神との差別に異ならず、君臣の義には非ざれども、少童命は皇御孫尊

の如く、此神等は御前の事執り持ちて政ごつ人の如し、(然も無くては、海中を所知看す神一二神有るが如く聞えて、何れか其と知られず成りぬべき事なり、能々思ひ辨ふべし)其都々、都知は實に賀茂翁說の如く、都持の意にて其海神の所知看す大海を持別けて統る(スブ)謂なるべし、然れば、底筒は底津持、中筒は中津持、表筒は表津持にて、之男と續くは、建御雷之男神などの如し、又、表筒と石土と、石土と石巢と、相通へる例を以て思ふに、其都々、都知共に統るの義を含める事申すも更なり、斯れば、底筒は底統、中筒は中統、表筒は表統の義なる者なり、然れば、大海を持ち別けて統ぶる神に坐すが故に、萬の物事共に、海神に先立ちて物爲給ふ謂なり、萬葉五(三十一丁)に此神等の事を、宇奈原能、邊爾母與爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等と詠めるにても、其海中を持ち分けて統べ給ふ意なむ所見たりける、(都と須と通ふ例には出雲風土記に、高志之都々乃三埼と有るは、能登國の珠洲(スヾ)郡を都々と云へるなり、又、次を都岐とも、須使とも云へるなど、是なり、予、此頃思へらくは凡て其都知と申す神名の都は、例の津なり、知は幸(サチ)にて、海宮遊行章に、兄自有二海幸一、弟自有二山幸一と有るを、其第一一書に、兄能得二海幸一、弟能得二山幸一、第六一書に、兄能得二海幸一、故號二海幸彥一、弟能得二山幸一、故號二山幸彥一と見えたる、幸此云二佐知一と云ひて、此幸卽ち各其稟賦(ウマレツキ)て、大神より賜はり得たる德と云ふ者なり、倩、其佐知の佐は、狹衣(サゴロモ)狹筵(サムシロ)などの狹の類にて、知と云ふなむ幸の言本と聞えたれば、底筒は底津幸、中筒は中津幸、表筒は上津幸の義ならむかとも思ひ出でしかど、人の異しまむ事を且つ恐れて、此考は置きたるなり)倩、海神は此に底津少童命、中津少童命、表津少童命と、三柱成り出で給へるに、海宮遊行章に至りては、豐玉彥命と一神と見えたるは、御身を合はせたる者なるべし、此三神も共例に

て、一柱に混がり給へる事も有りやと此を探索るに、天孫降臨章第四一書に、其事勝國勝神者伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁と所見たる是なり、海宮遊行章には、鹽筒老翁とも有りて、筒と土と相通へる事、右に註せるが如く、又、鹽と云ふは潮の事にて、海の底と、中と、表とを、總て云ふなり、其に其處の出で坐しゝ所を、海底、又は潮中、潮上と有るにて知らる、又、此を伊弉諾尊之子也とは有れども、如何なる由に緣れりともなきは、古くより別神と傳はれるには有らめども思ひ合はすべき事なむ有りける、其は古事記(海宮段)に、於レ是其弟泣患居二海邊一之時、鹽椎神來問曰、云々、我爲二汝命一作二善議一、卽造二无間勝間之小船一、載二其船一、以教曰、我押二流其船一者、差暫往將レ有二味御路一、乃乘二其道一往者、如二魚鱗一所レ造之宮室、其綿津見神之宮者也、到二其神御門一者云々、其海神之女見相感者也云々と有りて、此時の始終の事を、具に知りて導き給ふ神は誰か有らむ、其海神と力を合はせ給へる此三神に坐さずては、似著かはしからざるを思ふべし、此時の事には、海神三柱をも一神にて、大綿津見神とも豐玉彥命とも申さば、其に對へる所なれば、此の三神も底中表を兼ねて、鹽土老翁などは申すべき事なるをや、通證に引ける天野信景說に、和泉國大鳥郡陶口村眞住吉神社、俗稱二三村大明神一、所レ祭鹽土老翁也、神功皇后征韓時、奉レ導之故、歸國之後、崇二坐此處一爲二住吉之外宮一、是以攝州住吉造替時、此社亦更造營、並一體別祠之義也と有るは實に然ることなり、(舊海宮遊行章にも數多出でたる事なるを、今は其目易き方に就きて、古事記を引き出でたる者なり、其に事勝國勝長狹神の傳に委しく云ひてむ)〇住吉大神は、神名式に、攝津國住吉郡住吉坐神社四座(並、名神大、月次、相嘗、新嘗)と出でたる是なり、古事記には、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命三柱神者、墨江之三前大神也と有り、釋通義に引ける私

記に、先師說云、稱二四座一者神功皇后坐二別殿一歟と見ゆ、此にて四座の本說明らかなり、此を以て見るに、記紀の御撰有りし和銅養老よりは後、延喜より以前に、四座とは成れる者なるべし、然るを、二十二社註式に、社家說云、住吉社四座、第一天照太神、第二宇佐明神、第三（底筒男、中筒男、表筒男爲二一座一）第四神功皇后也と有るは、御紀の趣とも違ひて、異しきことなり、然れども、住吉と云ふ地名の起れるも、其神社の定まれるも、此三神に起れる事なれば、此三前大神なむ住吉大神には坐々しける、斯れば、社家說は妄說かと云ふに、然は非ざるべし、古事記に此三神の御名乘坐せる所にも、天照太神之御心者と宣ひて、皇太神の大御命を受け賜はらしゝ趣なれば、由緣無きに非ず、次に宇佐明神は、八幡三所の中なる比賣神にして、卽ち宗像大神なれば、三代實錄貞觀十二年宗像大神告文に、我皇大神波、掛毛畏岐大帶日姬乃、彼新羅人乎降伏賜時爾、相共爾加力倍賜天、我朝乎救賜比崇賜奈利とは所見たれども、御紀に記し漏らされたれば、住吉大神と共に、當昔被祭けむも知るべからず、斯れば、四座共に古よりの事なるを、此に卽是住吉大神矣と有るは、其主と坐す神と云ひ、殊更に此に用有るが故に、如此有るにて、譬へば、古事記に、大山咋神を坐二近淡海國之日枝山一、亦坐二葛野之松尾一と有れども、日吉の大宮は大己貴神にして、主たる大山咋神は、二宮に鎭坐し、松尾も、左に宗像大神坐して、主たる大山咋神は右に坐して、却て相殿神の如くなり、如此く古書には其所に用なき事は、態と略けるも常なれば、然耳泥む可きに非ず、且つ同じ住吉神にも、長門なるも、筑前なるも、三神を一社に祀へるを、同じ御世に出來たる此神社の棟を別にして、現に四社なるは、其祭神社說の如くなる故由に依る事にや有らむと所思ゆ、（此は社說を助け過ぐせるが如くなれども、猶云はゞ、大三輪社などは、御紀

の趣にても、式文の趣にても、大物主神一座なるを注進次第に依るに、大己貴命、少彦名命を合はせて三神を祀れるが如く、此例猶有るべきなり、偖、右の宇佐明神の宗像大神に坐す事は、神社考に引ける注式には、宇佐明神神田霧姫命と有り、猶瑞珠盟約章第三一書の傳に云ふべし、偖、享禄の頃記せる八幡愚童記と云ふ物に、「神功皇后神託に任せ、針を海に入れけるに、三尺の鯖食ひ付きて上る、又御髪を河に浸せば、水神龍神二人の童女參りて、御髪を二つに分く、此龍神女は嚴島大明神、水神女は宗像大明神と顯はれ給ひけり云々」と有る、嚴島と宗像を別神とし、龍神水神の女など云ふこそ僻事なりけれ、御紀にも、古事記にも、宗像大神の御事は漏れたるを、右の三代實錄の告文と、此文となくば、何を以てか知らむ、甚々可美き賜物なり、然れば、彼御紀に、皇后勾レ針爲レ鉤、取レ粒爲レ餌、抽ニ取裳糸一爲レ緡、登ニ河中石上一而投レ鉤、祈之曰、朕西方欲レ求ニ財國一、若レ成レ事者河魚飲レ鉤、因以擧レ竿、乃獲ニ細鱗魚一云々、既而皇后則識ニ神敎有一レ驗と見え、又、皇后還ニ詣橿日浦一、解レ髪臨レ海曰云々、今頭潡ニ海水一、若有レ驗者、髪自分爲レ兩、卽入レ海洗レ之、髪自分也と有る、此二事などに、何れの神に祈らせ給へりとも知られざりしを、此書に依りて明らかなり、然れば神名式に、大和國城上郡宗像神社三座(並、名神大、月次、新嘗)と有るは、其時なども祀り給へるにや、此處磐余の地にて、神功皇后の稚櫻宮の近邊なるをも思ふべし、然れば、住吉に此神の坐すも、彼神功皇后御世に、住吉大神を祭るに竸きて、共に祀り給へるなるべく思えて、如此く餘事をば甚く長說言爲たりけり)記傳六(七十一丁)に「此處に此大神の鎭り坐せる事は、書紀、息長帶比賣命、西國より海路を歸り上り給ふ所に、忍熊王引レ軍更興屯ニ於住吉一時、皇后聞ニ忍熊王起レ師待一レ之、命ニ武内宿禰一、懷ニ皇子一、横出ニ南海一、泊ニ于紀伊水門一、于レ時皇后之船廻ニ於海

中一、以不レ能レ進、更還ニ務古水門一而卜レ之、於レ是天照太神誨レ之曰、云々、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨レ之曰、我和魂宜レ居ニ大津渟中倉之長峽一、便因看ニ往來船一、於レ是隨ニ神教一以鎮坐焉、則平得レ度レ海と見え、又、攝津國風土記に、所ニ以稱ニ住吉一者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡ニ行天下一、覓ニ可レ住國一時、到ニ於沼名椋之長岡之前一、(前者今神宮南邊是其地)乃謂斯實可レ住之國、遂讃ニ稱之一云ニ眞住吉國一、乃是定ニ神社一、今俗略レ之直稱ニ須美乃叡一と有り、西の國々なるをも、同じく住吉と云ふは、此の名を取れるなり、和名抄、攝津國住吉(須三興之)郡と有り、(住吉を須美與志と唱ふるは、後世の事にて、那良の頃迄は、須美能延と耳云へり、先づ此記には墨江と書き、書紀萬葉には、住吉と書きても須美能延と訓み、又、萬葉に、墨之江、清江、須美乃延なども有りて、須美與志と云へる事は一もなし」と所見たり、)延式に引ける舊記に、住吉大神、其荒魂在ニ筑紫之小戸一、和魂者神功皇后征ニ三韓一之時、顯ニ坐攝津ニ而託ニ神功皇后體一而循ニ行四方一、遂到ニ攝津之地一、宣言曰ニ眞住吉々々之國一也、因鎮ニ坐其地一、名曰ニ住吉一、豐浦之住吉、那珂之住吉、由ニ攝津地名一而通呼レ之と見ゆ、此にて明らかなるものなり、袖中抄九(十九丁)に、古事記云、墨江之三前大神也、此荒魂者當在ニ筑紫小戸一、和魂今在ニ攝津墨江一耳と見え、又、其吾和魂と宣へるに、去年十二月の下に、於レ是從レ軍神、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨ニ皇后一曰、我荒魂令レ祭ニ穴門山田邑一也云々と有る、其に對へて宣へるなるが、和魂は其本體に屬きて離れざる者なる由、已に註せる如くなれば、此より後ぞ住吉大神の本宮と申すは此の攝國なるを云ふ事、長門に在れ、筑前に在れ、其神社の名を住吉と申すを以て知るべし、渟中倉之長峽は、記傳三十(七十七丁)に、和名抄に、菟原郡住吉郷有る、其地にて、今も住吉村と云ひ、本住吉とて神社も在る

なり、古名渟中倉里と云ひしとぞ、此地は武庫山の支別の南方へ長く引き延へたる岩崎にて、眞に長峡と云ひつべき地なり、今海原へは村より七八町有りと云々、と云はれたり、然れども、風土記なる長岡之前の下に、前者今神宮南邊是其地と注せる神宮に、今の住吉郡なるを云ひて、本住吉の方を云へりとも云ひ難ければ、猶能く此を正して、其御紀に傳すべし、又、同書三十五（二十丁）に、高津宮御世に、又定墨江之津と有るに就きて熟思ふに、菟原郡より今地に大神を遷し奉り賜へりしも、此御時にぞ有りけむ、雄略天皇十四年御紀に、泊於住吉津と有るは、今地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は知られたり、然か遷し奉り給へるは、必ず神の御諭有りけん事は論なし、此時に、其津をも共に移し定め給へるなるべし。と所見えたり（借、其地理を今云はんに本住吉は西海道の往還の傍に立たせ給へるが、此は武庫山なり、南は海濱へ七八町も有れども、追々に海中の埋まりたる地と聞けり、然れば、有の風土記の註に就きては猶考へずは有るべからず）其看往來船と宣給へる、是ぞ古事記に、此時其三柱大神之御名者顯也と所見たる如く、大神の行事の御名と共に顯はれたる始めには有りける、其看は何の所知看す事を看と云ふにて、萬葉一（二十二丁）に、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等と、賣之と所知とを雙べ云へる是なり、守護字を麻母流と云ふも、目守にて、物に眼を着けて候ひ居るを云ひて、此の看往來船と有るは、守往來と云はむが如し古事記なる其三柱大神の御言に、我之御魂坐于船上而云々と宣ひ、其を神功皇后御紀に、神有誨曰和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船と有る、其を承けて、則撝荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎭と所見たり、此にて和魂神の看往來船と有ると、其請和魂爲王船鎭と、事は一なるを以て、住吉大神の船路を守らせ御

在し坐す其行事の較略をば知るべきなり、萬葉五（三十一丁）好去好來歌に、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等、船舶爾、道引麻志遠云々、事了、還日者、又更、大御神等、船舶爾御手打掛弖、墨繩乎、播倍多留期等久云々、多大泊爾、美船播將泊と見え、六（三十六丁）に、住吉乃、荒人神、船舶爾、牛吐賜、付賜將、島之埼前、依賜將、磯乃埼前、荒浪、風爾不令遇、草管見、身疾（ヤマヒ）不有（アラセズ）、急（スムヤケク）、令變賜、根本國部爾とも有る、此同じ詞遣ひにて、十九（三十六丁）贈二入唐使一歌に、墨吉乃、吾大御神、舶乃倍爾、宇之波伎座、舶騰毛爾、御立座而、佐之與良牟、磯乃埼々、許藝氐波牟、泊々爾、荒風、浪爾安波世受、平久、率而可敞理麻世、毛等能國家爾と詠めり、又、二十（三十八丁）に、陳二防人悲別之情一歌に、安里米具利、和我久流麻泥爾、多比良氣久、於夜波伊麻佐禰、都々美奈久、都麻波麻多世等、須美乃延能、安我須賣可未爾、奴佐麻都利、伊能里麻宇之弖、奈爾波都爾、船乎宇氣須惠云々とも有りて、船路を守り給ふ事と、壽命を守り給ふ事を云へるは、全く彼御紀の古語を取りて詠めるなり、又、十九（四十二丁）入唐使に賜へる大御歌に、虛見都、山跡乃國波、水上波、地往如久、船上波、床坐如、大神乃、鎭在國會、云々と詠ませ給へるを以て、愈其御守りの状灼然き者なり、（但し船を守る神を船靈神と申すとは別なり、神名式に住吉郡船玉神社と見えたる其神にて、其は陸の岐神を、海にて然か申せるなり、此事、第十一書泉守道者の下に云ふべし、其を知夫利神とも申して土佐日記に「廿六日夜半許り、船を出して榜來るに、手向爲る所有り、楫取して幣奉ら爲るに、幣の東へ散れば、楫取の申して奉る事は、此幣の散る方に、御船速に令榜給へ、と申して奉るを聞て、或童の詠る「綿津見の知夫利の神に手向爲る、幣の追風止ず吹かなむ」とぞ詠る、此程に、風の宜け

れば、排取甚く誇りて、船に帆懸よなど悦ぶ」と有り、是れ船玉神の事なり、次に、五日住吉の邊を榜ぎ行く云々、如此云ひて眺望め來る間に、不意く風吹きて、榜げども々々々々後へ退きに退きて、殆しく打沒つべし、排取の云はく、住吉の明神は例の神ぞかし、云々、偖、幣を奉り給へと云ふに隨ひて、幣奉る云々、然れば海は鏡の如く成りぬれば云々」と有り、是れ住吉神の事なり、又、是にて住吉神と船玉神の守り給ふ狀に、少か差別ある事なるを見るべし）遣唐使時奉幣詞に、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依二船居無一氏、播磨國與理船乘止爲氐、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神命以氐、船居波吾作牟止敎悟給比支、敎悟給比那我良、船居作給部禮波、悅己備嘉志美、禮代乃幣帛乎云々、進奉久止申と所見たる、此船居と云ふは津泊の事にて、此は古事記（高津宮段）に、定二墨江之津一と有る此や、右に船居作給と云へるならむを、其津の定まれる始は神命に依る事を、記には漏らされたるなめり、右に引ける萬葉十九、贈二入唐使一歌の始に、住吉乃、三津爾船能利、直渡、日入國爾所遣云々と有るが如く、唐使は彼韓征の由來と、右の船居を作り給へるとの事に依りて其墨江之津より發遣つ定まりなりしを知るべし、又其發遣つ時には、其住吉社にて、神命などを請ひ聞く事こそ有りけらし、續紀に、寶龜元年八月庚寅朔辛卯、使下雅樂頭從五位下伊刀王六、受二神敎於住吉神一と有る是なり、右歌に竝びて、住吉爾、伊都久祝之神言等、行得毛來等毛、舶波早家無と有るを以て知るべし、（然れば古には住吉大神の御命を請ひ白ふ人有りけるなり、萬葉二に、大津皇子竊婚二石川女郎一時、津守連通、占二露其事一、皇子御作歌一首、大船之津守之占爾、將告登波、益爲爾知而、我二人宿之、と有るを合せ考へて知るべきなり、津守連の事は舊事紀に、此三神者津守連等所齋祠住吉三前神也とあり、神名式、住吉郡大海神社一座の下にも、元名

津守安人神と有るを、一本には氏人神と有り、然れば、其津守氏なる人ぞ大神に仕へ奉る内に、古事をも兼ねて物爲しなるべし、猶此下に津守氏の事を云はむ）倩、住吉大神にしも、右の神功皇后の御時に顯はれ給ひて、輔け奉り給へる故に、右の如く、唐戎の國主に皇大御使を下し賜へる毎に、幣帛を進らせ給ふ御事にしも、唯に海路を守り給ふ謂耳には非ざる事又右に所見たるが如し、此大神の事の物に見えたるは、繼體天皇六年御紀に、夫住吉神、初以海表金銀之國、高麗、百濟、新羅、任那等、授記胎中譽田天皇云々、此にて彼異戎の御政も、専ら此大神の領知給ひし御事を知るべし、天武天皇御紀に、朱鳥元年秋七月乙亥朔癸卯、奉幣於居紀伊國國懸神飛鳥四社、住吉大神、持統天皇六年御紀に、五月乙丑朔庚寅、遣使者奉幣于四所、伊勢、大倭、住吉、紀伊大神、告以新宮、同十二月辛酉朔甲申、遣大夫等、奉新羅調於五社、伊勢、住吉、紀伊、大倭、菟名足など所見たり、此は御紀より以前の事なるが其重く祭らせ給へりし御事を見るべし、（續紀に、天平九年夏四月乙巳、遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社及香椎宮奉幣、以告新羅無禮之狀と有るは、此に非ず、筑前國なるにて、神名式に、那珂郡住吉神社三座、（並、名神大）と有ると八幡大菩薩、筥崎宮、（名神大）とある二社と、式外にて香椎宮と三社を云へる所なるを思ふべし）神階の御事は、續紀に、延暦三年六月辛丑、叙正三位住吉神勳三等と有るなむ物に所見たる始めなりける、然れども、已に正三位を奉られ給へるは、此時迄度々授け奉られしが漏れたりしなるべし、同年十一月丙申、叙住吉神從二位と有り、日本紀略に、大同元年四月、攝津國住吉大神奉授從一位、以遣唐使祈也と所見たり、其より幾程もなく、正一位の極位には進め奉り給ひけむを、御紀には被漏たるなるべし、又、紀略に弘仁三年六月辛卯、

是日、神祇官言、住吉香取鹿島三神々社、隔二二十箇年一、皆改作、積習爲レ常、其弊不レ少、今須下除二正殿一外隨レ破修理上、永爲中恒例上、許レ之と有り。瀬々に其弊を除はせ給ふ事と成りたるは、淺ましとも何とも云ふに堪へざる御事なり、其頃より又朝廷にも、愈唐様の醜風を譲ばせ給ひて、神とも神と天津神隨なる大御手振に違はせ給へるが故に、天神御子の大御稜威も損はれ成り以て行きて、終には外國より蔑如し奉り來りて、蒙古の亂より始めて、此頃の騒きなど、此大神の先鋒と爲りて、韓國を降伏せ給へりし御勢なるとは、表裡なる事ぞかし。偖、臨時祭式に、攝津國住吉神社、正殿二十年一度改造。其料便用二神税一、即充二正税一と有るに、右の弘仁の御定なる者なり。〔續故事談に、昔平城天皇の御時迄は、此國にも朝政爲させ給ひけり、其儀式には未明（イマダホノ〴〵）に、主上出御有りて、南殿に御在し坐す、群臣百寮各々座に擧す、四方の辭人、左右なく内裡へ參集る、高机の上に愁文の箱と云ふ物を置かれたりければ、怪しの民百姓迄も、申文を捧げて此箱に入れ、史、外記、辨、少納言など、次第に取り上げて讀み申す、群卿各是を評議し、天子眼前敕定を下さる、愁ひ若し左右に在れば、即ち召し問はる、片方の者當座に無ければ、退きて可レ被レ問由を仰せ、申文多くして、殊の外日高ければ、即ち其座にて、供御を參らす、諸卿御膳を下して各此を喰ふ、其政若し竟ぬれは、其の後舞樂御遊なども有りけり、君の御心には、民の愁を聞し食して、御理有るべき程の大事は無かりける云々嵯峨天皇より以來此儀廢れにけり、此君殊の外に逍遙にして、政を心に入れ給はず、然れども、節式は行はれけり、五位の藏人二人を指して、御倚子の旁に居て、愁を令聞め、群議を令レ聞めて後、成敗爲させ給ふ、是今の藏人の始めなり、嵯峨の別業などへ常に御在し坐しける故に、御暇なくして、自ら朝政に遇はせ給はざりけり〕と見えたる甘き世

中と替れりしかば、神祇官よりも、時に媚侫りて然る事を奏し定めたるなり、由なき寺などを建てさせ給へると何れか重き、何れか輕き、嘉永の末の頃より、頻に西戎、北狄、又、東夷の國々より、皇太御國を慢り奉る醜事の聞ゆるに就きても、中古より敬神の御心の薄き御事の悲しきに就きて云ふ耳）倩、舊事紀に、底筒男命、中筒男命、表筒男命、此三神者、津守連等齋祠住吉三前神也と有り、姓氏錄（攝津國、神別、天孫）に、津守宿禰、尾張宿禰同祖、火明命八世孫、大御日足尼之後也と有り、天孫本紀に、天火明命五世孫建筒草命を、津守連祖と有れば其より支（ワカ）れたるなるべし、記傳六（七十二丁）に、此記に墨江之津と云ひ、右に引ける書紀の文にも、大津渟中倉之長峽と有れば、住吉は本より津にて、津守は此津を守りし由なるべし、西成郡に津守鄉も有るは、其人の住みし里ならん、萬葉十一（二十七丁）に、住吉乃、津守網引之云々と有り、倩、此氏の此神を持齋く由は、神功皇后御紀に、三神誨二皇后一曰、我荒魂令レ祭二穴門山田邑一也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓二于皇后一曰云々と有りて、荒魂を穴門に祠り給ふ時に、踐立を其神主と爲給ふ由所見たれば、其後に和魂を津國に祠り給ふ時、彼田裳見をば其神主と爲給ひしなるべし、倩此人に在れ、子孫に在れ、兼ねて津を守りしよりぞ津守連とは負ひけむ、と所見たり、大同類聚方に、田面久須利、攝津國田面浦津守連通主と有る、此を神遺方には、津守直と見え、又、類聚方に、生守里藥、攝津國田裳浦津守連等云々と有れば、右の田裳見宿禰は、田裳浦の地名を以て負へる名なり、此地、物に見當らずと雖も、住吉の近邊にては有るべきなり、右の津守連通主は、上に引ける萬葉二に所見たる津守連通と有る人か、非じか、若し同人ならんには、其田裳浦は正しく住吉の内に在る小號なる事決し、（倩又、姓氏錄、攝津國に、津守、火明命之後

也と云ふも有り、和名抄を見るに、西成郡にも、菟原郡にも、津守郷あれば、何れにか別れ住ひしなるべし、又、和泉國にも、津守連、火明命男天香山命之後也と見えたり、今、堺南莊に津守と云ふあり、是なるべし、又、網津守連同上と有り、此を內山眞龍說に、網、攝津國依羅郡而謂ニ依羅津守一歟と有るに、然る事にて、其氏人の守る津に、攝津國の依羅津にて、人は和泉國に住へりしにや、今詳らかに知り難し）〇神名式に長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座（並、名神大）と有る、其荒御魂は、神功皇后御紀に、荒魂爲ニ先鋒一而導ニ師船一と誨へ奉らせ給ひて、大御船に攝奉らせ給へる神に坐せり、偖、其荒御魂の、御軍の先鋒と成り給ひて、使ひ進ませ給ふ御勢と、天照神の日出づる方より日沒る方に向はせ給ひ、背に日神の神威を負ひ奉らせ給ひて、影の隨ひ、[illegible]ひ、躍むと勇進ませ給ひ、千萬國の末迄も降伏せ給はむとせさせ給へる大御稜威の、天地に充度れりしかば、新羅國主畏惶こみ奉りて、御紀に、叩頭之曰、從レ今以後、長與ニ乾坤一伏爲ニ飼部一、其不レ乾ニ船柂一、而春秋獻ニ馬梳及馬鞭一、復不レ煩ニ海遠一、以每レ年貢ニ男女之調一云々と有るが如く、自ら降服ひ奉れりしかば、卽以ニ皇后所レ杖矛一樹ニ於新羅王門一、爲ニ後葉之印一、故其矛今猶樹ニ于新羅王之門一也と有る狀に行はせ給へり、（此今と云ふは、此御紀を撰み成させ給ふ今を云ふなり、如此く神の御助有る御軍なりし故に、刃に血塗らずして、時の間に新羅國は本よりにて、其餘の韓國迄も內附奉りて、御奴國とは成れりしなり、今も斯る御勢の坐させなむには、何とかは神の輔け坐さざらむ、然るを今荒夷の醜の醜奴共に、却りて皇國を辱かしめられて、彼奴が心の任に令誇て、摧伏すべき勢なきは、諸國の武士共、身の逸樂に沈て、天皇をも、皇國をも、思はざる故に、日々に弱りて、軍を起すべき力も、何も、亡なりたるなり、今年十月二日の夜の地震などこそ、然

る御咎めには非じかと畏まるゝ事なりかし）偖其事を、古事記には、爾以ニ其御杖一衝ニ立新羅國主之門一、即以ニ墨江大神之荒御魂ニ爲ニ國守神一而祭鎭、還渡也と有り、此を以て見るに、其樹てさせ給へりし御矛にしも、其住吉大神の荒御魂を分けて、取託け奉らせ給ひて、彼國の押へに物爲させ給へる御政なる者なり、然れば、其新羅主が門に樹てさせ給へる御矛は、其荒御魂の御形實と爲して祭り鎭め置かせさせ給ひて。還り渡らせ給へる者なりけり、（此は御紀にも漏れたるを、其記に遺りたる者なり、然るを、記傳に、此を次に引ける穴門山田邑に祠れると混に說かれたるは、思ひ落されし者なり、彼燈火を幾箇に分けても、本の火は本の火の任に減らずして、猶燃ゆる譬を爲られし大人にして、千慮の一失なりとも云ふべき事にして、尤むべき事には非ず）又、御紀に、皇后從ニ新羅一還之云々、於レ是從レ軍神、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨ニ皇后一曰、我荒魂令レ祭ニ於穴門山田邑一也、時、穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓ニ于皇后一曰、神欲レ居之地、必宜レ奉レ定、則以ニ踐立一爲下祭ニ荒魂一之主上、仍祠ニ立於穴門山田邑一と有り、此踐立、田裳見宿禰、二人共に供奉れる人等なるが、其御大船に撝(ヲキ)奉り請(マセ)奉らし荒魂和魂神に各相分りて、其船中にて仕へ奉れりし狀に所見たり、偖、如此く新羅より還り渡らせ給ひし即て、皇后の御許を離れて急に山田邑に鎭り坐さむと宣給へるは、荒魂は外に出でゝ活機(ハタラ)く方の御魂に坐す故に、其御軍を誘(アト)もひて、敵國に渡らせ給ふ時などこそ有らめ、事治まれる後は、和魂の方を以て守らせ給ふべき筈の事なる故に、然る御誨は有りける者なるべし、其は明年二月難波を指して上らせ給ふ時に、御船の能く進まざりしかば、務古水門に還り坐して占へさせ給へるに於レ是天照太神誨之曰、我之荒魂不レ可レ近ニ皇后一、當レ居ニ御心廣田國一と託け給ひて、其御許を放り給へると同じ御事なるを

曉るべき者なり、(右の穴門直は、國造本紀に、穴門國造、纒向日代朝御世、櫻井田部連同祖、邇伎都美命四世孫速都鳥命、定二賜國造一と見えたる是なるべし、此櫻井田部連、今所見なし、天孫本紀に、田部連あれども、其にては元より非ざるなり、猶考ふべし)若て臨時祭式に、凡住吉社長門國封租穀者、令三封戸徭夫運送一、除二運功之遺一、令レ送二徭分一、用二修レ社料一、但豐浦郡封戸徭夫者、便留充二御蔭社一と有る住吉社は、上に謂はゆる攝津國の本宮なる事、申すも更なり、其豐原郡云々は、此住吉坐荒御魂神社の御事なり、此を御蔭社と申すは、和名抄に、靈、日本紀云美太萬、一云美加介と有りて、名義抄に出でたるも、美加介と云ふ訓有り、然れば御蔭社と申すは、御靈社と申す義にて、是れ即ち住吉本宮を本と爲たる稱にて、荒御魂神社と申し奉れる事、決き者なり、便留と有るを以て、彼國なる事を知るべく、又、其荒御魂神社にも、攝津國なる地名を以て、住吉と申すを以て、其別社の如くなる謂有るをも思ふべし、次に引ける貞觀十七年御紀に、住吉荒御影神と所見たるぞ、決く慥なる證には有りける、偖、其御蔭と云ふは、寶劍出現章第六一書に、恩賴を美多麻能布由と訓める、其同じ事を、萬葉五(二十六丁)に、美多麻多麻比氐と有る、其美多麻と御蔭と同じければ、其恩賴と云ふに當れり、恩賴にも、御靈にも、御蔭にも、等しく蒙ると云ふをも思ひ合はす可く、其、恩賴を受くる事を、御蔭を蒙ると云ふをも考へ合はせて曉るべし、然れば、此は荒和などの事に抱はらず、唯其御魂社と申す意味を以て、御蔭社と申し來る事となむ所見たりける(山城國愛宕郡に御蔭山と云ふ有り、小右記に小野宮御蔭山と有る是なり、其地に、鴨御祖神社の攝社に、御蔭社と申す御社有りて、四月中午日、御祖神其社に臨幸有りて、即日還らせ給ふ、此を御蔭祭とも、御蔭山祭とも申す許りの御事なれば、御祖神には、決め

て深き所由坐すらむを、右の小右記に、寺二舊記一曰、皇太神阿天降一給小野郷大原御蔭山一也と所見たる、天降の說は僻事ならめども、初めて鎭坐しける社地なりけむ、其を遊宮（タビノミヤ）と爲て、毎年に臨幸るにて、其御祖神の荒御魂などを祀へりけむから、御蔭社と申すにこそ有らめ、佗神には坐さざるべし、然るを、其御蔭日御蔭社など云ふ俗說有れども、其は殿舍は雨と日とを凌ぐべき蔭と爲る由の名にて、更に由なし、又、皇太神宮儀式帳に、鮫野神社御船神社を稱二大神御蔭川神一と有るは、御船をも、御蔭と云ふにて、殿舍を天御蔭日御蔭と云ひ、又推古天皇御紀に、阿摩能彌蘇訶礙と有るに同じければ、其御蔭社の例には立たざる事、祝詞講義に云へるが如し、然れば、其山城なるも、必ず御祖神の荒御魂に御在さむ事、此住吉社の例以て知るべし）神階の御事は、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉レ授二長門國從五位下住吉荒魂神從五位上一と見え、又、同十七年十月八日丁巳、授二長門國從五位上住吉荒御影神正五位下一、又、十二月五日甲寅、授二長門國從四位下住吉荒魂神從四位一とあれば、十月より十二月迄に、又一階を進め奉りて、從四位下を授け奉らせ給へるが、其は漏らされたり、但し其十二月の度に二度有りしが、其一は略かれたるにも有るべし、荒御魂を荒御影と云ふ事、上に云へり、貝原好古が八幡本記に、山田村は府中の西二十八丁に在り、今、一宮村と云ふ、所祭本社三神を一社とし神功皇后、八幡大神、高良大明神、諏訪大明神を合はせて五社とす、十二月晦日夜、稚海藻苅の神事有り云々と云へり、其速鞆神社は社說に祭神五座にて本殿は宗像三神を一座とし、左に彥火々出見尊、右に葺不合尊、安曇礒良豐玉姫命なりと云へり、但し安曇礒良は、八幡愚童記に、志賀島大明神也と云へれば、豐玉彥命を誤れるにて、何れも住吉大神等に由有る神等なれば、此社說實に然るべし、（其を神社考、又、

神社考證節、神社啓蒙などに、彦火々出見尊一座と爲るは、今現に在るとは異なり、此社說は去年安政元年八月十四日、赤間關より白石資陽、資興父子、又、有馬譽道などを伴ひ詣て、其社人に聞きたる趣なり、其社、今豐前國企救郡に在りて、長門國より僅に七八町の渡なり、實に穴門と云ふ處の狀にて、潮の速き事は瀧津速川の如く、渦の卷き入るゝ狀は更なり、潮氣の薫れる、荒浪の騷げるなど、實に速鞆と云ふ名ぞ實に空しからざりける、斯る所にし有れば、然る神等の坐して、往來の船を看行はし守り給はむ事も、亦理と云ふべくこそ）○又、同式に、筑前國那珂郡住吉神社三座（並、名神、大）と有り、偖、攝津なるには、住吉坐神社と有るを、此を始めとして其餘なるには、唯住吉神社と有るは、攝津なるは、住吉と云ふ地に立たせ給ふが故に、住吉座と有るを、其外は卽ち神名と爲る故に、坐とは云はざるなり、若くは此社の御事に、釋紀に、私記曰、問、如二此文一者、此三大神當レ在二筑紫橘之小戶一、而今在二攝津國墨江一如何、答、此神荒御魂者猶在二筑紫一、但、和魂獨在二墨江一耳、案二神功皇后紀一云元年三月、皇后親爲二神主一、於レ是審神者云、今不レ答而更後有レ言乎、乃對曰、於二日向國橘小門之水底一所レ居、而水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、時得二神語一、隨レ敎祭レ之、然則此神本在二筑前小戶一、卽神功皇后、初遷二居於攝津墨江一耳と見え註式に引ける住吉舊記にも、住吉大神其荒魂在二筑紫之小戶一と云へれば、荒魂の筑前に坐すと云ふ事も、古く傳へたる說なるが、其は右に註せる如く長門國に坐せれば、此には子細有る事なり、右にも所見たる如く、彼御名乘坐しゝ御言に、於二水底一所レ居而と有るからは、其以前には、生り坐しぬる任に、小門の水底に坐々たる趣なれば、其大神の生り坐せる本國には、御靈は其に御在せれども、御社は攝津長門より後に祀り奉れる事、此をも住吉神社と有る

を以て知るべし、然れば、荒魂は、萬葉六（三十六丁）に、住吉乃、荒人神とも詠める如く、顯御身を現はし給へる事の有るなどより、荒人を荒魂と思ひ混たりし說なるべきこと、云ふも更なり、然れども、此神の在ニ筑紫之小戸一と其社の所在を云へるに就きて、橘小門の筑前國那珂郡に在る證と成りて甚愛たきこと、已に上に註せるが如し、（此社の荒魂ならぬ事は、右に云へる如く、長門國豐浦郡に、住吉荒御魂神社は坐せるを、此には唯住吉神社と有るを以て知るべし、然れば、私記の說も、社記の說も、攝津なるが和魂に坐す故に共に對へて、筑前なるは荒魂ならむと、推當に云へるなるべし、因に云ふ、右の所居字、釋紀の本文には所床と有るを、此に所居と有るは、私記の本に然か有りし故なるべし、此事已に住吉大神の下にも云へり）偖、此社の起原を思ふに、神功皇后の御時已に荒魂和魂共に長門攝津と兩國に鎭まり坐せる事御紀に所見たる如くなれば、此は後に總ての御靈を祀れるにて、御紀に旣而皇后則識ニ神教有レ驗、更祭ニ祀神祇一、躬欲ニ西征一、爰定ニ神田一而佃之時、引ニ儺河（ナカガハノミヅ）水一欲レ潤神田一、掘レ溝及ニ于迹驚岡一、大磐塞レ之不レ得レ穿レ溝、皇后召ニ武内宿禰一、捧ニ劒鏡一令レ禱ニ祈神祇一而求レ通レ溝、則當時雷電霹靂蹴ニ裂其磐一、令レ通レ水、故時人號ニ其溝一曰ニ裂田溝一也と有る、此は何れの神の御田とも無けれども、上下の文を以て考ふるに、主とは住吉大神を祭らせ給はむ料と通えたり、青柳種信說に、「那珂郡なる其儺河の傍に仲村と云ふ有り此に現人大明神社有り、住吉神を祀れり、古く住吉の荒人神と云ふ事有り、又近く山田村と云ふ有るは神功皇后の住吉の神田を耕ら令給へる地なり、博田の住吉神社の本鎭まり御在しゝ地なるべし」と云へるは、甚能き考なり、其邊は謂はゆる橘小門なりし所の、淺せ行きて陸地と成れる地なり、其仲村などは、當昔水涯なりけむと所思しければ、其處に本より其神の御在して顯はれ

坐しゝ所なれば、其神田の稲を以て祭らせ給ひし其跡、即ち此社の初とは成れるにぞ有るべき、(然れば此は荒魂にも非ず、和魂にも非ず、唯住吉大神にぞ御在すべき、彼現人大明神を以て、社記に荒魂と云へる事の混れなるを知るべし、斯る事には、土人の口碑に傳ふる所も、亦難レ捨き者なり、但し其事實の撰無くては叶ふべからず)神階は、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉レ授二筑前國無位住吉神從五位下一と有り、續紀に、天平九年夏四月乙巳、遣二使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社、及香椎宮一奉レ幣、以告二新羅無禮之狀一と有り、此を以て、當時御榮え坐しゝ程知られたるを、如何にして其時迄も無位なりしならむ、八幡本記に「三月三日潮干祭、今泉村の浮殿若宮大明神へ渡御、若宮は豐玉姫命なり」と云へり、豐玉姫命を若宮と申さむは、如何なる如くなれど、海神と此神とは、體用の如き御間に渡らせ給へば、其御女を若宮と申さん事、實に由有りて所思るなり、(又、同記に「九月十三日大祭禮、博多の吉聖社へ十二日渡御」と有り其吉聖女の下に、下照姫社と見ゆ、日吉神道秘密記にも、聖女宮を下照姫命と云へる事なれば、其には疑ふべき所なしと雖も、如何なる由か詳らかならず、故、思ふに若くは聖母には非じか、延式箱崎宮條に神功皇后の御事を聖母と書し、又、八幡本記に「香椎村に隣れる山田村に、古より神功皇后を祭れる跡とて有り、其祠甚廣し、今僅小社存す、其邊を聖母屋敷と云ふ、是香椎宮の古跡なり云々」と云ふ事も有れば、其博多の行宮なる聖女社は、縱ひ聖母社とは唱へずとも、彼皇后を祭れる所ならでは聞えず)(又、同式、壹岐島壹岐郡住吉神社(名神、大)と有るを、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二壹岐島從五位下住吉神從五位上一と有り、扶桑略記に、延喜十八年十月十五日、大宰府解、壹岐島言上手長比賣明神、住吉神社、如二太宰一鳴動、御體更有出二寶

殿一在二地上一、高御祖明神社内、亂聲、炎光照耀、指レ東去衆、卜部等申云、彼島内疾、兵革寳云、兵賊驚者と云ふ事も有り、（此は神功皇后の韓國を伐ち給ひし時の忌島なる事にし有りければ、渡の中間と云ひ、彼押への鎭に、祀祭らせ給へる者ならむか、壹陽略志と云ふ物に、「今住吉村と云ふに在り」と云へり）又、對馬島下縣郡住吉神社（名神、大）とも有り、續後紀に、承和四年二月甲子朔戊戌、對馬島下縣郡無位住吉神奉レ授二從五位下一、又、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二對馬島從五位下住吉神從五位上一と見え、同十二年三月五日丁巳、詔授二對馬島從五位上住吉神正五位下一と見えたり、（或書に、元は與良郷鴨居瀬村紫瀬戸と云ふに御在し坐しけるを、今は同郷鷄知村の白江山に移し奉れる由云へり）又、陸奥國磐城郡住吉神社有るも同神なるべし、後紀に、延暦十年四月、池原上毛野二氏之先出レ自二豐城入彦命一、其入彦命子孫東國六腹朝臣、各因二居地一賜レ姓命レ氏云々、伏望因二居地名一蒙レ賜二住吉朝臣一と有るを以て見るに、次に云へる如く、針間鴨國造は、上毛野同祖にて、豐城命の後なりければ、其國より此に移り住むとて、本國より住吉神社を移せるなり、即ち其地名とも已く成りて有りし事と見えたり（但し此は其住吉神に係はれる事ならねども、姓氏錄左京皇別にも、住吉朝臣、上毛野同祖、豐城入彦命五世孫多奇波世君之後也と有るを以て、其住吉朝臣の氏祖を祭れる如く思はむ人も有りなむかとてなり、因云、右の東國六腹朝臣と云ふは其列に下毛野朝臣、上毛野朝臣、池田朝臣、住吉朝臣、池原朝臣、上毛野坂本朝臣と竝べる六氏は、皆朝臣姓なる故に、公姓よりは一等高かりし故に、取分かてる者なり、）偖、磐城名所略記と云ふ物に、在二磐城々南一里半住吉村一、祭神攝津住吉同、例祭六月十三日、今九月十三日云」と有り、又神名式に、播磨國賀茂郡住吉神社、風土記に云く、賀毛郡河内里

(上中下)有由㆑爲㆑名、此邑之門不㆑敷㆑草下㆓苫子㆒、所㆓以然㆒者、住吉大神上坐之時、食㆓於此村㆒、御從神等人遊覽草主大忠嫌㆓癸大神㆒、判云、汝田苗者必雖㆑不㆑敷㆑草生、故其村田手㆑今不㆑敷㆑草作㆓苗代㆒と有るは、筑紫より攝津に御在し坐しゝ時の御事と見ゆ、偖、國造本紀に、針間鴨國造、上毛野同祖と有れば、有し陸奥國なる其民人の移住に隨きて、大神をも遷し祭れる者なるべし)○底津少童命、中津少童命、表津少童命、名義已に上に云きたるが如し、其れにも云へる如く、前紀、古事記、共に此の傳に混れ有りて、此には如此く僅かに三神の生り出で給へるを記されながら、上に生㆓海神等㆒號㆓少童命㆒と有りて重複れり、海神等と有るからには、底中表の三神を總べたること、云ふも更なり、又、古事記も其の如くにて、既生㆑國竟、更生㆑神と有る十神の中に、次生㆓海神名大綿津見神㆒と所見たり、此れも亦た重複れるにては有れども、此には右三神を合はせて大綿津見神と申す古意を明らむる端と成れゝば、其方なむ勝りたりける、上なる住吉三神を合はせて、鹽土老翁と申せる如く、此に必ず然有らでは、得有るまじき所になむ有りける、總べて神には甚奇異しく靈妙なる者にして、右の如く海神も、住吉神も、各別々に三柱に生り出で御在し坐しながら、又一神と成りて物爲給へるなむ、神とも神と神隨なる所にし有れば、人間の上を以て敢て抗ひ奉るべき事には非ざるぞかし、(然るは、三柱に御在し坐さずしては叶ふまじき所にては、何時にても三神と成りて物爲給ひ、又一柱にて濟むべき所にては、又如何なる事にても、一神にて物爲給へり、海宮遊行章には、鹽土老翁と、豐玉彦命と、各一神なるが如し、斯くの如く、分身をも、合體をも、御心の任に物せさせ給ふ事、常多き御事なり)偖、住吉神には上に擧ぐる如き御功其の多く在るを、海神には然る聞えもなきが如くなれども、然らず、幽と顯との如く、互に

相扶けて物させ給ふ事にて、共に預かり給はずと云ふ事なくなむ有りける、其に海宮遊行章の事を以て考ふるに、彼國より此の顯國まで物得る事などならむには、海神は例の國に立たして、鹽土老翁ぞ顯には立ち給ふべきを、此に顯國より海中に入らせ給はでは、事の整ひ難き事なる故に、尋常とは異なりて、鹽土神より海神の御許に送り參らせられて、其御計らひをば乞にさせ給へる者なり。（此に就きて、今思ひ得たる事あり、海宮遊行章に、兄自有二海幸一、弟自有二山幸一、始兄弟二人相謂曰、試欲レ易レ幸、遂相易レ之、各不レ得二其利一と有る、幸は謂はゆる德といふ事にて、各人の生質に得たる所有るをいふなり、然れば山幸有るは山神、海幸有るは海神より、授け給ひ依し給へるに依りて、其道に取りては得たる事あり、妙にして外より企て及ばざる事あり、又其道を勉め行ひて幸有るなど、各々人々に依りて異なる所なり、然るに、他人の上を羨みて、其業を易ふる時は、決めて幸あらざるは如何にと云ふに、其幸を守るべき神の守り給はざるなり、其は人の其幸あると云ふも、一朝一夕の事には非ず、生れ出づるより其長るに隨ひて某には山幸を得させむ、某には海幸を得させむと、其幸を守り育てゝ長じ給へるなれば、其業を易ふるも捨つるも、其主を易へ、君を捨つるに意味無しき故に、其利を得ざる神隨の道と所見たり、然るに、此に兄弟共に其幸を相易へて、互に利を得ざるは當然（アタリマヘ）の事にて、始めより兄は海幸を得、弟は山幸を得て坐しゝかば、彥火々出見尊に於いては海神の抱はらせ給ふべき事に非ざる故に、殊更に海宮に幸行して、其海神の御計らひを得させ奉るべく、鹽土神の教へ奉れるにて、此に妙なる味ある所なり、尚其一書に就きて云はむを、瑞珠盟約章なる德亦大交の下に註すを見て、其意を得べき者なり）其韓征の時の如きは、悉くに住吉神の御靈（ミカゲ）にて、海神は少かも係引はせ給はざる如くなれども、

其住吉神の御守は、卽ち海神の御幸ひと謂つべき事、云ふも更なる事なるが、其神と御力を戮せさせ御在し坐しゝ事の端の、物に見えたるは、八幡愚童記に、「當時常陸國在ニ海底ニ安曇磯良と云ふ人云々、我是遊ニ海底年序ニ云々」といふ事有り、此常陸國は、志賀島を鹿島(シカノシマ)と書けるより、彼國の鹿島ならむと心得て爲し妄言なれども、我是遊ニ海底年序ニは、神功皇后御紀に住吉神の於ニ日向國橘小門之水底ニ所居而云々と宣へるが如くなれば、其時迄海神に然か有りしなるべし、又安曇磯良と申すは、「志賀島大明神也」と有り、和名抄、糟屋郡安曇郡有れば、其は志賀島を云ふなるべし、磯良は礒在にて、彼遊ニ海底年序ニと有る意なり又、諏訪、熱田、三島、宗像、嚴島神等云々、鹿島より四十八艘船を乘爲給ひ云々、此内梶取志賀(シカノシマ)大明神大將住吉大明神云々」と有る鹿島(シカノシマ)を常陸として、其より御發船し給へる趣に云ひ、鹿島(シカノシマ)大明神をも常陸なる由に云へるこそ僻事なりけれ、此を志賀大神と見る時は、更に滯る所なく聞ゆ、(又、梶取などいふは如何なる事ながら、其にても、常陸なる武甕槌命にては、似着かはしからざる者なり、上なる住吉荒御魂神社の下に引きたりし豐前國速須社記にも、海神の御子を安曇磯良と云へり、然れども、正しき古名には非ざる事、いふも更なり) 斯れば住吉大神こそ表には立たし給へりけれ、猶海神の御力も、預はれる者なる事決し、所以に、各國にて住吉神の坐せる御社の並びには、必ず海神の廣より御在す御事にて、神名式を見るに、攝津國住吉郡に、大海神社二座(元名津守氏人神)有りて、住吉坐神社(並、名神、大、月次、相嘗、新嘗)に並び、播磨國同有郡海神社三座(並、名神、大、月次、新嘗)と有るなどは、津國より程も遠くあらざれば由有るを、式外にて菟原郡本住吉社と、八部郡大和田社と相近かるなどは更なり、筑前國糟屋郡志加海神社三座(並、名神、大)と有りて、那珂郡に

住吉神社三座（並、名神、大）坐すが如く、壹岐島對馬島なるも然り、然るは住吉神と、大海神と、共に御力を合せ御在し坐せる事なるが故に、共々遠放（トホザ）き給はざるにこそは有りけめ、猶思ふに、神武天皇御紀東征の初に、抑又聞ニ於鹽土老翁一、曰東有ニ美地一、青山四周云々、何不ニ就而都レ之乎と有るも、其東征の御事を促し奉れる趣なるに、舟師東征至ニ速吸之門一、時有ニ一漁人一、乘レ艇而至、天皇招レ之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣ニ魚於曲浦一、聞ニ天神子來一故、卽奉レ迎と有りて、此時の海導にも、御軍にも、功有りし人なるが、舊事紀に依るに、葺不合尊の御弟武位起命の子には有りけれども、外戚の緣に由りて、海中より出で來りて、御軍を助け仕へ奉れりしにて、住吉大神の、征韓の事を總ねて助け奉り給へりし狀に、幽（カミ）と顯（ヒト）との堺こそは異なりけれ、事實に就きては同じきを思ふに、鹽土老翁と、海神と、相共に彼御軍の事を助け奉り給へりし事、著明き者になん有りける、（其珍彥に名を賜ひて椎根津彥と云ふを、御紀に此卽倭直部等祖也と見えて、姓氏錄地祇部に見えたる、大和宿禰、大和連は其裔なり、續紀に、神護景雲三年五月癸卯、播磨國明石郡人海直溝長等、賜ニ姓、大和赤石連一と有るも、右の海神社に就きて其氏人の住へりし事を知るべし、又越後國頸城郡、靑海神社有るを、國造本紀に、久比岐國造、大和直同祖と有りて此も、其の靑海神社は、海神に坐して、其氏人の其地に住まへるが、國造と成れりけむを思ふべし）又、上に註へる如く、此大神はしも、月讀尊の荒御玉命にて御在し坐す事、神宮の古記を參考（カムガヘワタ）して知らる、實に潮の滿干の、月に從ふと云ふも、然る理の無くては叶はざる者なり、古事記なる綿津見大神の御言に、吾掌レ水と有る如く、潮の滿干は、海神の御心なる事を曉るべし、萬葉一（十丁）額田王歌に、月待者、潮毛可奈比沼、と有るは、潮合を待てば、月も出で來れ

りと云ふ事を詠まれたるにて、古義に合へる者なり、三（二十九丁）禊祓詞に、海若者、衆寸物呑、淡路島、中間立置而、白浪乎、伊與閣回之、座待月、開乃門從者、満去者、鹽乎令満、閇去者、鹽乎令干、と詠める、海若は海神の御事にして、潮を満しも、令レ干も爲給ふ事を靈しき者なる哉と歎き詠へる者なり、是等にて、其大神の威靈として、滄海原潮之八百重の海水を掌り給ふ御事を明らむべし、偖、其潮の満干る利用は、見たる通りたり、今云ふ縣に非ずと雖、魚鹽の利用には云ふも更なり、船を遣るには、其路に乗りて、萬國の産迄も運びつくし、又、若干の河水を納れて餘す事なく、又、許多の濁氣の蕪穢なて、清淨と成りて、國土を潤はすなど、誠に奇しとも異しとも、譬しへ無きものには、此大海なるが、其は大海の奇しく異しきには非ず、其大海神の奇しく異しき御靈になむ依れる者なりける、（世人、唯住吉大神を尊むべき事耳を知りて、此大海神の御功を知らざるは何ぞや右の如く、海中行路の往來にのみ限る事かは、吾も人も同じく共に、知らず々々も此大神の御蔭を蒙り奉り居る事を、得知らで有るべき事かは、又、魯典雜識といふ書に、夫陽燧取二火於日一、陰鑑取二水於月一、從二其類一也、月之所レ臨、則水往從レ之、故月臨二卯酉一、則水漲二乎東西一、月臨二子午一、則潮平二乎南北一、彼竭此盈、往來不レ絶云々と云ひ、又、泰西水法と云ふ物に海水潮汐者何也、月爲二陰精一、與レ水同物、凡寰宇之内、諸潮陰濕皆月主レ之、既其同物勢當二相就一、月爲二濕本一、濕能下施、故對レ月而得レ水焉、月既下濟、水亦上行欲レ就二於月一、故月輪所レ至、水爲二之長一而成二潮汐一也、吾國潮長時、江河湊間以及二盆盎一、無二處不一レ長、々則氣入レ水爲レ之精、潮降氣出レ水、復故更云々、凡水族之物、月望氣盈、時節氣精、故月虚而魚腦減、月滿而蚌蛤實也、又不レ得二水族一矣、草木百昌得二資潤一以爲二生氣一、尤不レ應二月晦盈一、滿氣滋、月虚氣

燥、故上弦以後、下弦以前、不レ宜ト伐ニ竹與レ木以爲ニ時用一、其脊易ニ蠹生一、氣在レ中也。下弦以後、上弦以前、伐而爲レ材、即不レ作レ蠹、爲レ少ニ脂潤ニ空質一而已、亦箭杆宜二冬採一焉、以冬ニ氣斂一、竹所レ時八方意也。由レ此而言、月爲二水主一、月輪所レ在、諸水上升、海潮應ニ月闕一、著明矣など云へるが如し。斯れば海神にしも、月神の荒魂に坐し、總てに亘る御功多き神になむ坐しける）右に引ける攝津國大海神社を、住吉社記に、豐玉彥命玉依姫命と云へり。斯れば、古事記の外にも。大綿津見神と申す御名を、神社にも申せりしなり、姓氏錄（攝津國、神別）阿曇犬養連の下に、綿神、大和多罪神と申す御名有るを以て知るべし、其を又（右京、神別）安曇宿禰八太造のに下、綿積豐玉彥神と有り、故、此を以て、其三神を合せて大綿津見神とも、豐玉彥命とも申し奉る御事を知るべし、神名式なる三河國寶飯郡赤日子神社を、風土記に、所レ祭海神綿積豐玉彥命也、安曇氏視祭レ之とある、赤日子は玉に依れる御名にて、豐玉彥と申さむが如くなるべし、（右の豐玉彥神の御名の所由は、海宮遊行章に至りて說くべく、又、赤日子神と申す神名も、其所に合せて云ふを待ちねかし）○安曇連等所レ祭神也に、古事記には阿曇連等之祖神以伊都久神也と有り、舊事紀にも、亦、此三神者阿曇連等齋祠筑紫斯香神と有りて、殊に其所在の明らかなるは甚た愛たし、（安曇連の事は、此神社の事を說き擧へて、次に古事記の文を擧げて、件々に說を待べきなり、今茲に云ひては入り混りて難レ分ければなり）所祭を此の如く伊都伎祭と訓める例は、瑞珠盟約章に、筑紫胸肩君等所レ祭（イツキマツルカミ）神是也と有る是なり其第三ノ一書には、祭字を然訓み、寶劍出現章には崇祕とも書かれたり、古事記には、吾者伊ニ都ニ岐奉于倭之青垣東山上一とも、如レ拜ニ吾前一伊都岐奉云々此二柱神者拜ニ祭佐久々斯侶伊須受能宮一なども所見たり、（借此所祭を、右の如く、舊事紀に齋祠と有る耳なら

き、右に引ける瑞珠盟約章なるも同じ訓なるを以て、其第一書に爲ニ天孫ニ所ニ祭也と有るをも古史徴に伊都伎奉留と訓まれたる字の當れるを知るべし、外に二つも斯る證の有る上は、論ひなき事なり）伊都久は、古事記（玉垣宮段）に、葦原色許男大神以伊都久祝とも有りて、其神に傳き仕へ奉る神主、又は祝などに云ふ言なり、記傳六（六十六丁）に「伊都久は齋なり、萬葉十九（三十六丁）に、住吉爾、伊都久祝之、神言等、又（三十五丁）春日野爾、伊都久三諸乃、などあり」と有るが如し、偖、伊都久、伊波布などの伊は、上にも已に云へるが如く、其一言にて齋の義に盡せり、都久は仕へ又は附、又は託と云ふに同じくして、伊都久は齋附と云ふ事と聞え、伊波布は齋侍と云ふ事と聞えたり、齋内親王奉ㇾ入時詞　、齋内親王波依事何氏、三年齋比清麻波理氏、御杖代止進給と有るは、皇太神宮の齋主と爲て奉らせ給ふなるを、崇神天皇六年御紀に、以ニ天照太神一託ニ豐鍬入姫命一祭ニ於倭笠縫邑一と有る此にて齋附の意に知らるべし、又、垂仁天皇二十五年御紀に、離ニ天照太神於豐耜入姫命一、託ニ于倭姫命一云々、故隨ニ太神教一、其祠立ニ於伊勢國一、因興ニ齋宮于五十鈴川上一、是謂ニ磯宮一と有るも、太神宮を齋宮と申すには非ず、皇太神を鎭め奉りて、倭姫命の齋き奉給ふ宮の義にて、宮は皇太神の大宮、齋は倭姫命の御事なり、能々文意を照らして辨ふべし、又、此等を以て、伊都岐の齋仕、又は齋附の字の義なるをも悟るべき者なり（伊波布も亦此に同じき故に、其齋主の御事を、雄略天皇元年御紀に、稚足姫皇女侍ニ伊勢大神祠一と有りて、祠字を伊波比と訓ませたるも齋侍にて、齋附と異義の無しも異ならざるが故なり、又、右に引ける古事記の、齋字を伊波比と訓めるをも考ふべき事なり）此祠社の事は、記傳六（六十六丁）に「宮人に[illegible]神社三座（並、名神、大）と有る是なり、式ヶ本に、[illegible]神社と

謂めるに非事なり、和多都美能神社と謂むべし、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉レ授二筑前國從五位下志賀海神從五位上一と見ゆ、此御社、志賀島と云ふに在りて、今は那珂郡に屬りとぞ、福岡より海上三里なり、景行天皇御紀に、志我神と有り」と云はれたり、其は十二年の下に、天皇將レ討レ賊次二于柏峽大野一、其野有レ石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈レ之曰、朕得レ滅二土蜘蛛一者、將蹶二茲石一如二柏葉一而舉焉、因蹶レ之則如レ柏上二於大虛一、故號二其石一曰二蹈石一也、是時禱神則志我神、直入物部神、直入中臣神三神矣、と有る是にて、當昔筑紫の内にては、甚も名高き大神に坐せりし事、推して知るべき者なり（釋記にも、志我神の下に、右の志加海神社を引きたり、偖、直入物部神、直入中臣神は、神名式にも見え給はず、外に所見なきは甚々可惜しき事なり、此時の狀を思ふに、志我神は海神には渡らせ給へども、武勇き神に御在せるを以てなるべく、物部神、中臣神は、一は武勇き神に坐し、一は卜事の神に坐すが故なり、猶その御紀の傳に云ふべし）又、記傳に、萬葉七（二十一丁）に、千磐破、金之三埼乎、過鞆、吾者不忘、牡鹿之須賣神、又、十六に、糟屋郡志賀村、和名抄、同郡に志訶郷あり、書紀釋に風土記を引きて、糟屋郡資訶島昔時氣長足姬尊、幸二於新羅一之時、御船夜時來二泊此島一、有二陪從一名云二大濱小濱一者、便勅二小濱一遣二此島一覓レ火、得二早來一、大濱問云、近有レ家耶、小濱答云、此島與二打昇濱一近相連接、殆可レ謂二同地一、因曰二近島一、今訛謂二之資訶島一、とあり、此處は萬葉歌などにも多く所見て名高き地なり、其萬葉に數所出でたる、鹿とも、四可とも、之加とも書き其外古書共に、多くは清音字を用ひたれば、加を清むべきなり、今も清みて呼ぶとぞ」と所見たり、此鹿字より誤りて、上に引ける八幡愚童記などに、海神の常陸の鹿島より發船し給へる如く云へる誤も、亦出で來れりしなり（其大

濱小濱と云ふ人は、應神天皇三年御紀に、阿曇連祖大濱宿禰と見えたる人なり、其は下に引くを見て知るべし、其資訶島の近嶋なりし故事に相類たる事は、肥前風土記に、更勅云、此島雖レ遠猶見レ如レ近、可レ謂ニ値嘉島一、或有ニ一百餘近島一、或有ニ八十餘近島一と有るなど、何れも平易なる古人の口氣なり）偖、古事記に、阿曇連等之祖神以伊都久神也と有るを以て思ふに、其海神の御裔の安曇氏は此邊に住みて在りし者なる事、和名抄當郡に、安曇郷と云ふが所見たるを以て知るべし、大同類聚方に道反藥、筑前國阿曇連等之方、元伊弉諾尊傳方と有るなる、斯る古方を傳へて有りしを以て、神代以來其海神の御裔の此處に土著居て、其祖神に仕へ奉り兼ねて海の事を預かり知れるから、其職即て氏名とは成れるなり、本居大平主說に、阿曇は質海にて、海の事を預かり掌れるなり、と云へるに、實に然る事なり、（祖神の事は此次に云ふべし、此藤垣内翁說は出羽國秋田人鳥屋長秋と云ふ人の問に答へられたる書中に見えたるを取れるなり、但し下に引ける記傳の說には、海人津持と有り、然れば、諸國に阿曇と云ふ地名の多在るは、其氏人の分れ住まへるに就きて名とは成れるなり）八幡本記に、志加大神は三處に鎮座し給ふ、底津海童命は島の東の出崎に鎮座し給ふ、中津海童は勝間に鎮座し給ふ、中津明神といふ、表津海童命は同村にあり、民俗勝間明神といふ、と云へり、又、其勝間と云ふ地名も、床しき事也、其故は、海宮遊行章に、鹽土老翁乃作ニ無間籠一、內ニ彥火々出見尊於籠中一沈ニ之于海一云々、忽至ニ海神之宮一と有る其故事に依れる名と聞え、又、其第八一書に、海神所レ乘駮馬者八尋鰐也云々、在ニ橘之小戶一と見えたる、其は上に註せる如く、其志加島に相向へる糟屋郡の海邊なれば、由有る事云ふも更なり、又此に就きて、其海宮は其志加島の海中なる事も所知て寄由有るに、勝間も其に依れる地名なる事知るべし、

又、神名式に、丹後國與謝郡籠神社（名神、大、月次、新嘗）有り、此を一宮記、又、前太平記などには、住吉同體と有るは、似著きたる說にて、此は海神に御在すべし、其は同式、但馬國朝來郡粟鹿神社（名神、大）を、一宮記に、上社彦火々出見尊、中社籠神、下社豐玉姫神云々とあり、然れば、其籠神は豐玉彦神に御在すべき事、例を以て知るべし、故、此二つの籠も勝間と訓むべきにて、志加の勝間より移り祀へる神なる事、申すも更なる事なりかし、此を以て、右の籠神は水分神ならむと、今迄古說を守り居たるは、中々に思慮の及ばざりし事にて有りけり、又、攝津國住吉郡に勝間といふ地有り、萬葉十六（十九丁）に、勝間田之池と有る是なり、此等は、同郡に大海神社の坐ますには殊に由有るべきを、此等の事は、海宮遊行章に就きて云ふべし、（又思ふに、神名式に、同郡大依羅神社四座、並名神、大、月次、相嘗、新嘗と有る、依羅は與謝海にて、右の籠神社を移し奉れるなどには非じか、其は姓氏錄、攝津國皇別に、依羅宿禰、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也と有るを、崇神天皇十年御紀に、丹波道主命遣₂丹波₁と有るは其彦坐命の御子なるを思ふべく又、同錄、左右神別天神に、依羅連、饒速日命十二世孫、懷大連之後也と有るを、天孫本紀に稽ふるに十二世孫物部多波連公依網連等祖と見え、推古天皇十六年御紀に、物部依網連抱と云る人名も見えたるに、神名式に、丹後國與謝郡籠神社の次に、物部神社と云ふが見えたれば、此は右の與謝海を、依網と云へるなり、和名抄に、物部鄕見えたるは、其本貫なる故なるべければ、此依羅連は、右の攝津なるとは別なる事、云ふも更なり、然れば、籠神社を、諸書に住吉同體と云へるは、此より住吉郡に移し奉りて、大依羅神社と申す本を忘れたる說ながら、又考ふべき所有るを知るべし、然れば、其大依羅神社四座とある中に、一座は右の籠神にて、海神に渡ら

召給ふべきを知るべし、雄略天皇廿二年御紀に、丹波國餘社郡管川人水江浦島子、乘レ舟而釣、遂得二大龜一、化爲レ女云々、相逐而入レ海到二蓬萊山一と有るにても、海神の宮又其海底に有りと所思ゆるも、又考ふ可きなり、偕立ち返りて、神功皇后御紀に、神有レ誨曰、和魂云々荒魂云々と有る下に、因以二依網吾彦垂見一爲二祭神主一と有るも、總ての神に係れる事ながら、次に說く播磨の海神社の海を多流美と訓めるは、其地名を以て云ふなれども、其垂見てふ人名に係れるなるべし、其に註すべし）〇神名式に、播磨國明石郡海神社三座（並名神、大、月次、新嘗）記傳六（六十七丁）に「此を今本に多流美と訓めるは僻事なり、其は此社垂見村に坐す故に、推當に訓めるなるべし、若し其ならば、垂字脫ちたるかとも思へど、臨時祭式も、三代實錄にも、唯海神と有れば脫字に非ず、又、海の一字を然か訓む例もなき者をや、然れば、此は和多都美能神社と訓むべき者なり」と云はれたる、實に然る言ながら、此に說あり、和名抄に垂見（多留美）郷有り、袖中抄三（九丁）に「攝津と播磨との境に多流美と云所あり、垂水と書り、岸より得も云ぬ水出る故に垂水と云なり垂水の明神と申す神御在す云々」と有は、此海神社を云なり、然して其地名を以て然る訓も出來れるには有らめども、其始を思ふに然るべくもなむ有らぬ、其に神功皇后御紀に、既而神有レ誨曰、和魂服二王身一而守二壽命一、荒魂爲二先鋒一而導二師船一、卽得二神敎一而拜二禮之一、因以二依網吾彥男垂見一爲二祭神主一とある、此は主とは住吉大神に係けて書されたる事には有れども、其大神と大海大神とは、御功も何も大凡一なるが如き故に、已く傳へ漏らしなどもや爲けむ、總て其海神の御事とては記されざるを、此と神名式と八幡愚童記などに、且々其端緒見えて、上にも下にも、其御功を千重の一重も顯はし奉る事と成れゝば、其海を多流美と、其地名を訓と成せるなむ、謹

津海の底に沈みける白玉の光見る心ちして、尋しとも、尊しとも、云ひ知らぬ御事にはありける（上に引ける愚童記に、御發船し坐しし所を常陸國と云ふこそに僻事なれ、鹿島と云へるは、志加島より訛れるなり、其志賀島大明神を、安曇磯良と申すこそ異しき御名なりけれ。安曇の磯に在る神と聞く時は、又此も由有る事なり、又、梶取は鹿島大明神と云へるも、志賀島大明神と訓みて、大に其說を明らかに爲るに至れり、然れば、斯る云ふにも足らぬ書にも、或は神社の傳記、古老の口傳を載せて、又皇典の闕漏を補ふに足れる事も有る者ぞかし、且つ神名式に、壹岐島壹岐郡住吉神社、名神、大、石田郡海神社、大、對馬島上縣郡和多都美神社、名神。大、和多都美御子神社、名神。大、下縣郡和多都美神社名神、大、住吉神社、名神。大、和多都美神社など、此等は古に韓國へ往來ふに就きて、住吉神と共に祠祀れりしと云はゞ云ふべけれども、其始め神功皇后の御時にさへ祭らせ給はざる者を、其より後の人の、然る心著にて祀り初めたるなど云ひて可らんや、熟々事の狀をも思ふべき者ならずやも）其依羅吾彦の本貫は丹後國與謝郡にし有りければ、其籠神と稱せる御社の、海神に仕へ奉りて有りつらん由縁などを以て其師貊にて祭らせ給ふ神々の神主として、令レ仕奉給へりけむが、事竟へて後、次々其社を定めさせ給ふには、何れも供奉の人に託けて鎮め奉らせ給へるを、此より前に、麛坂王忍熊王、天皇の山陵を作り、皇后を赤石に待ちて拒ぎ奉らむと爲しかば、令レ遂給へりし其時などや、其の垂見に神の御諭の有りて、其赤石には齋ひ初めたりけむから、其後に明石國造なども出で來りしかども、其祀ひ初めたりし人名を以て地名に呼び、又終に郷名とは成れる者なり、然るは、其山陵亦其垂見村に在るを、御紀に、興二山陵於赤石一と有れば、其より以前には、垂見と云ふ名の有らざりし事知るべし、然して垂見は、

其より攝津國に移り住まへるから、又本貫の筑神を請奉りて、大依羅神社を祀ひ奉り、終に其に土著く事とは成れる者ならむとぞ推量り知られける、倍、下に註るが如く、生玉社神名帳に、垂水大明神、生日大明神、垂島大明神と竝べたるは、其に此一社の神名にて、海神一座と、生島足島神とを併せて、三座御在し坐すとこそ思ゆれ、然れば生日は、生島の下の畫の蟲ばみて消えたるなどにぞ有るべからむ、（但し、此は除りなる人ほがの說には有れども、古より今に至る迄に、住吉大神の御事にのみ、誰も力を入れて說く事なれども、大海大神の御功の較略をだに、知れる人の少きが悒ほろしくて、如此く說き明らめ奉りて、其可さ否しさは、其大神に正し奉らむとて、人の思ふ所を憚らず說ける者なり）又、國造本紀に、明石國造、輕島豐明朝御世、大倭直同祖、八代足尼兒都彌自足尼、定賜國造と有るを、續紀に、神護景雲三年六月丁酉朔癸卯、播磨國明石郡人外從八位下海直溝長等十九人賜姓大和赤石連と有る、此も其大神に由有る氏人なり、其遠祖椎根津彦命は、其海神の外曾孫なる事、舊事紀に見えたるが如く、又、姓氏錄（右京、神別、地祇）に、青海首、椎根津彦命之後也と見え、神名式に、越後國頸城郡青海神社、蒲原郡青海神社二座と出でたるに、國造本紀に、久比岐國造、瑞籬朝御世、大和直同祖御戈命、定賜國造と有れば、已くより海神には仕へ奉るべき家なるにて、其に深き由緒ある事なれば、此次に青海神社の傳を立てゝ云ふべし、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授播磨國從五位下海神從五位上と見えたるは、即ち此神社の御事なり、（此御社は、其垂見村に立たせ御在し坐して、隨分御榮え坐すなむ其愛たきを、今は八幡宮と申して、例祭八月十五日なり、神功皇后應神天皇の御世頃に祀ひ初めさせ給ふ傳などの有りけむを、即ち祭神と心得たるより、然か申し習へりけむとぞ思ゆる）

○神名式に越後國頸城郡青海神社と有るは、右に引ける國造本紀に依るに、其に大和直同族なりし久比岐國造の本貫にて、其祖椎根津彥命の外曾祖と坐す海神を、氏神と爲して仕へ奉りて有りし事、彼大和赤石連の如くなる者なるべし、此に就きて又考ふるに、崇神天皇七年御紀に、昨夜夢ㇾ之、有㆓一貴人㆒、誨曰、以㆓大田々根子命㆒爲㆘祭㆓大物主大神㆒之主㆖、亦以㆓市磯長尾市㆒爲㆘祭㆓倭大國魂神㆒之主㆖、必天下太平矣、天皇得㆓夢辭㆒益歡㆓於心㆒、と見えたる大田々根子命は、大物主神の吾兒と宣へれば、其子孫にして祖神を祭るなれば然も有りぬべきを、市磯長尾市は、垂仁天皇二十五年御紀に、大倭直祖長尾市宿禰と見えて、姓氏錄(大和國、神別)に、大和宿禰、出ㇾ自㆓椎津彥命㆒云々と有りて、其倭大國魂神の御末ともなき人を祭神主に請ひ給ふ事、如何なる由とも得知らずてなむ有りけるを、今此考成るに就きて、彼此思ひ合はするに、實に謂(イハレ)ある御事になむ有りける、其は大倭神社註進狀に依るに、祭神倭大國魂神、相殿神二座、八千戈神、御歳神なるを、古事記に、此八千矛神將ㇾ婚㆓高志國沼河比賣㆒幸行之時云々と有る其沼河比賣を.出雲風土記に、島根郡美保鄕所ㇾ造㆓天下㆒大神命、娶㆓高志國坐神意支都久志爲命子俾都久志爲命子奴奈宜波比賣命㆒而、令ㇾ產神御穗須々美命云々と見えたる、意支都俾都は海の沖邊を云へるが、意支都々俾々都と云ふを切(ツメ)て云るにて、實には奧津筑紫居邊津筑紫居にて、若くは海神の御子にして、筑紫に坐しゝ由の御名にもや有らむ、(筑紫は著島にて右は大倭の方に聯(ツヾ)きて有りし由の名と所思えたり、島を志と略き云ふ例は、垂仁天皇三年御紀に、但馬出島人太耳女云々と有る出島を、古事記に伊豆志と有るを以て知るべし、偖、其高志坐神と云ふに就きて考ふるに、此頸城郡は能登國と相向ふ地なるに、神名式に能登國羽咋郡相見(アフミノ)神社、和名抄に大海於保美鄕と云へる是なり、同郡奈豆美比咩神

社、今阿津見村にある由、能登國名勝志に云へるも、安曇に相通ひ、又、瀨戸比古神社も由有り、能登郡荒石比古神社、鳳至郡奧津比咩神社、邊津比咩神社など有るも、皆海神に由有るを思ふべし)、其沼河比賣命に御娶坐して令産給へりし御穗須々美命は、後に建御名方神と申して、神名式に信濃國諏訪郡南方刀美神社(名神、大)と有る是にて上諏訪下諏訪と二社なるを、熱田神社記に、高志沼河姬信濃國下諏訪神社也と云へるも古說と聞えたるを、猶、記傳六(六十八丁)に、宇都志日金拆命の宇都志は顯なり、日金は、式に信濃國更級郡氷鉋斗賣神社、和名抄に同郡氷鉋(比加奈)鄕、又、斗女(止女)鄕有り、其故は、彼國に安曇鄕も有りて、其郡に穗高神社(名神、大)式に見えて、姓氏錄に、安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命之後也、又、安曇連、綿積神高見見命之後也など有ればなり、又、彼國に佐久郡あり、此に由有にや、借如此其國に此氏の由ある事は未だ考へず」と云はれたるが、上古は信濃國は悉く大なる高海にて有りけむから、穗高見命は大高海命、高見命は唯に高海命の義にて、其高海にて有りつる程、彼大海神の御子宇都志日金拆命亦名穗高見命などもに、本國なる筑紫より來坐して其大潮を主領き居給へるから、其御名にも負ひ坐せる耳ならず、其潮水の涸れて、唯諏訪海のみ遺れる世と成りても、其地名などにも、右の如く傳はれるを以て、彼意支都久志爲命、伊都久志爲命なども、其大海神の子神などには非じかとて然か云ふなり、此は信じ難き書にはあれども、神名帳頭註に、皇后歸座之後、一神留二攝津國住吉郡一、今住吉大明神是也一神奉レ祟二信濃國諏訪郡一、今諏訪大明神是也と有るにも、必ず子細有るべき事を知るべき者なり、故、其大和大神と大海大神と、御由緣坐すに依りて、此時は追迫られ給へるとは申しながら、建御名方神其諏訪には留まり給へると云ふも、又然る由緣の有るを以て

なる事、云ふも更なり、(信濃國の皆がらに海なりし事は、右の安曇郡氷鉋郷斗女郷佐久郡などの名の、海神に由有る事は更なり、和名抄郷名に水内郡大島、中島、埴科郡、磯郡、船山、小縣郡海部など見えたる、皆海に依れる名なるを知るべし、又、水内郡と云ふも由有り、猶景行天皇四十年御紀に云ふべし、此を以て見れば、鹽ならぬ海をも、大海神の所知せる事と所思しくて、和名抄、近江國伊香郡安曇郷有り、又滋賀郡は、景行天皇の志賀高穴穗宮と云ふ志賀は後名にして、筑前より取れる郡名ならむも知るべからず）然れば海神の裔とも云ふべき大和氏の、彼の海神社、此青海神社に仕へ奉れるは當然の事にて、今云ふ限には非ざるを、倭大國魂神の其氏人の祭を乞はせさせ給へるも、亦右の由緣有るを以てなり、大同類聚方に、袁志越後國頸城郡主帳無位滄海臣車持等家方、大巳貴神傳云々、勅方奴奈川藥と有る滄海臣は、青海神社に依れる氏姓にて、大巳貴神の方を傳へたるも、大和直同族たるが故なり、又、神名式に、同郡奴奈川神社、和名抄に沼川(奴乃加波)郷有りて、青海の地は其に在り、此に就きて思ふに、蒲原郡青海神社二座と有る、一座は本より海神に坐し、一座は倭大國魂神などには坐じか、此社今加茂村と云ふ地に立たせ御在し坐せり、(此青海神社などに神階の事見えざるは、京より遠く放れる故なるべし、其奴奈川神社は瓊之川にて、海神を豐玉彥神豐玉姬神と申すに由有り、又、同郡大神社居多(ケタ)神社など有るは、其奴奈川神社の緣にて、大和直等にも由有る神に坐すを思ひ合はすべし、又、若狹國大飯郡青海神社有り）○神名式に、紀伊國那賀郡海神社あり、又、名草郡に堅眞神社有るも、上に註せる如く海神に所由ある事、丹後國籠(カツマノ)神社の例を以て稽ふべきなり、或書に、祀神二座、豐玉彥命、國津姬命・本國神名帳に、從五位上浦上國津姬大神正二位豐海神と見え、三代實錄に、仁和元年十二月己

卯、授二紀伊國正六位上浦上國津姫神從五位下一、と有るは當社なり、社傳云、「豐海神(トヨワタツミノカミ)と申し奉るは、豐玉彦命の亦名にして、上世には熊野の楯が崎に坐しけるを、何れの御世にか此社地に遷坐し給ふ、浦上國津姫神は、和泉國の海中より現はれ給ひ、大木峠を越えて、神通畑に暫く坐して、此地に鎮坐し給ふ云々」と云へり、其國津姫神は、豐玉姫命か玉依姫命かの内にて有るべし、大嘗會儀に、九月上旬神祇官差二卜部三人一申レ官、差三遣紀伊淡路阿波等一監二作由加物一、各到二國大藏云々、紀伊國云々、並令レ賀多潜女十人、量レ程採備一、其幣云々と見えて、和名抄郡名に、海部(阿末)と有るに、此海神社に程も隔たれゝども、故由なからじやは、(右の堅眞神社を、一本に堅眞音とあり、三代實錄に、貞觀元年五月二十六日辛巳、授二紀伊國正六位上堅眞音神從五位上一と有れば、其方宜しきにや、社說に、祭神吾田鹿葦津姫命と云へり、然れば、予が今云ふとは異なり、楯が崎は、增基法師が廬主と云ふ物に、「十月十日許熊野へ詣けるに云々、御山に著く程に、木下毎に手向神多在れば云々、其より三日と云ふ日御山に著きぬ云々、花の窟の許まで著きぬ云々、又四十九院の窟の許に至る云々、楯が崎と云ふ所あり、神の戰ひしたる所とて、楯を突きたるやうなる巖共有り云々」と有る地なり、次にも云へるを見るべし)又神名式に、牟婁郡海神社三座と有るは、筑前播磨などの如く、三神の任にて祭れるなり、備、右の那賀郡なるも、海を阿麻と訓みたる事なれども、和多都美と訓むべき事、右に註せるが如し、(或說に、本宮庄、本宮村の東八町許に七越峰と云有る、其東南六七町許山腰に在りと云へり)備、此紀伊國に立たし給へる二社は、神武天皇御紀に、妹日二玉依姫一、海童之女也と見え、又、遂越二狹野一到二熊野神邑一、且登二天磐盾一、仍引レ軍漸進、海中卒遇二暴風一、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神云々言

訖乃拔レ劔入レ海、化二爲鋤持神一、三毛入野命亦恨レ之曰、我母及姨、並是海神、何爲起二波瀾一以灌溺乎云々と有るが如く、此天皇には殊に二なく親しき神に坐しければ、右の社々は、其時に祀はせ給ひけるにや、増基が廬主と云ふ記に「楯が崎と云所有り、楯を衝たる樣なる巖共有り」と有りて、其は海濱なるが、此熊野なるは、然る山中に海神を祭れる事、似著かはしからざるは、彼天皇などぞ祀はせ給へりけむ、然るを、南紀神社錄と云ふ物に、熊野地主神社高倉下命也、社家祖神と見えたる、其を天孫本紀に稽ふるに、高倉下命は天火明命子にて、其天火明命の五世建田背命、海部直但馬國造等祖と有るを以て見れば、國々の海神社の中には、此熊野より其氏人の移り住まふに就きて、遷し奉れるも亦有りぬべき事なり、神名式に、但馬國城崎郡海神社（名神、大）と有る、海を例の阿麻と訓むは非なれども、姓氏錄に、但馬海直、火明命之後也と有るなどは、紀伊の熊野より別れたるには非じか、倩久、同郡縣神社を、今小田井縣大明神と申せるが、元弘三年五月、橘正成朝臣の祈願文を藏めたるに、夫以、小田井坐和多都美宮者、百王鎭護之靈神而不測之神體也云々と有れば、其にも坐すなるべし、姓氏錄に、縣使首、宇麻志摩遲命之後也と有る、其は火明命の御子なれば、右の海神社と同じ由なるべし、又、西刀神社有るも海の縁にて、此三社共に祭神は其氏人の仕へ奉り來れる大海神に坐す事、申すも更なり、（又、山代直、火明命之後也とも見えたり、和名抄に、阿波國那賀郡に、山代郷海部郷あるも由有り、三代實錄に、元慶二年二月十九日由昔忌寸大海全子、以レ奉二贈氏神一向二阿波國一と有り、然るに海神社の見えざるは、官帳に載せられざる故なるべし、天孫本紀に、天火明命十世孫淡夜別命大海部直等祖と云ひ、淡夜別は阿波國に分れたる意なるをも考ふべきなり、名方郡和多都美豐玉比賣神社有れども、其とは別

なり、三代實錄に、阿波國名東郡人安曇粟麻呂と云ふ人名見え、又、三代格に、阿波國安曇郡とあるは共なるべし、其委しき事は、皇極天皇御紀、阿曇山背連比良夫の下に云ふべし、又神名式に、隱岐國知夫郡海神社二座有り、此は事の內に註すべきこと有りて、下に云へり）○又、同式に、壹岐國石田郡海神社（大）三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授壹岐島從五位下海神從五位上と見えたる此なり、壹岐郡住吉神社（名神大）と共に、大社の列に渡らせ給ふことは、彼神功皇后の御軍を扶け奉らせ給へりし由などの御在して、祀はれ御在し坐しけむ程、想像り奉るべくなむ、（此の事已に上に云へり、）次なる對馬島なるも、此例と知るべし、此社の事、壹陽略志と云ふ物に、在筒城村、所祭豐玉彥神と有り、又、同郡阿多彌神社に、阿曇神社なるべし）又、對馬島上縣郡和多都美神社（名神大）、下縣郡和多都美神社（名神、大）和多都美神社と三社あり、續後紀に、對馬島上縣郡無位和多都美神、下縣郡無位和多都美神並奉授從五位下と見ゆ、又、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授對馬島從五位下和多都美神從五位上とある、此神階は右の名神大二社に係れるなり、其は、同十二年三月五日丁巳、詔授對馬島從五位上和多都美神云々、和多都美神並正五位下と有りて、二神共に先從五位上なるを以て知るべし、又、授從五位下和多都美神從五位上とあるは、次なる名神大ならぬ方の神階なり、其上縣郡なるは、祭神共和多都美神と神功皇后と並びて、今三根郷木坂村に坐すと云ひ、下縣郡なるは國府に坐すと云へり、（其小社なる和多都美神社は、仁位郷仁井村に坐して、神主安曇氏なりと云へり、當國にては、住吉神社は名神大には有れども、唯一社耳なるに、和多都美神は、右の如く三社坐すが上に、上縣郡に和多都美御子神社さへ共に坐せるは、神功皇后の御時など、殊に御幸ひなどの御在し

坐しゝに依れらむ事、云ふも更なり）其上縣郡和多都美御子神社（名神、大）と申す御子神は、此は豐玉姫命に坐すかと先には思へりしかども、然は限らずて、諸御子等を祀れる故に、唯御子と申して、一神の御名を擧げざるにこそ、偖、その御子神は、古事記に、故、阿曇連等者、其綿津見神之子宇都志日金拆命之子孫也と有り、又、姓氏錄（右京、神別）に、安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命之後也、又（河内國、神別）安曇連、綿積神命、兒穗高見命之後也と有るを以て、宇都志日金拆命、穗高見命、同神に坐す事を思ひ定むべし、上に記傳を引きて註せるが如く、宇都志は顯（ウツシ）なるが、予が心には、日金は光金にて、練鍛ひ貫きて堅き金鐵を云ひ、拆は字の如くなるべし、垂仁天皇御紀に、强力毀レ角と有る狀にて、雄々しく武き義なり、其は姓氏錄（攝津國、神別）に、阿曇犬養連、海神大和多罪神三世孫穗己都久命之後也と有るは、其子に當れるを、此も亦武き狀なる神名なるをも考へ合はすべし、偖此に何の故を以て宇都志と云ふぞとならば、其信濃の大高海（オホタカミ）の彼氷鉋鄉と云ふ邊は、尤も卑き處にて、其神の宮處なりけむを、追々に海は下り、國は上るに隨ひて、高きは山岳と顯はれ、低きは原野と成以て行きて、其幽宮即ち顯界（ウツシクニ）と成れるを以て、然か碊ぶらせ奉る事なるが、其より顯國の神と成り坐して海の事を預かり掌れりしかば、即ち氏名と成りて、安曇連と云ふ事と成り來る者なるべし、（然れば穗高見命と申すは、御父大神の大海を所知看す其准らひに、國土に在らゆる湖水の限りを主領（ウシハ）き在す意の名なる故に、一名の日金拆命の、武勇に依れる名なるとは異なりと知るべし、又、姓氏錄、河内國未定雜姓に、安曇連、于都斯奈賀命之後也とあるは、記傳に、奈賀は賀奈の寫誤か、と云はれたる、如何にも然る言なり）又、姓氏錄（右京、神別）靑海首と、倭八太との間に、八太造、和多罪豐玉彥命兒布留多摩命之

後也と有る、布留多眞は擬玉にて、瑞珠盟約章に瓊響瑲々と云ふが如く、又、豐玉彦命、豐玉姫命、玉依姫命などの玉なるが、此は玉を以て唯稱奉るならず、實に玉を以て奇異なる神業を成し給ふ事、海宮遊行章を以て知るべし、（但し此は宇都志日金拆命なるか、別神なるか、未だ得しも思ひ當らざるなり、偖此に一疑あり、其前後に在る青海首、椎根津彦命之後也、倭八太、神知津彦命之後也と有り、然るに、椎根津彦命、神知津彦命は、同じ人なり、此には決めて混れなどの有らむも知るべからず、偖、倭八太を今本に倭太と作りたれども、此八の字を補ひて可き道なむ有る、其二氏共に大和神社に仕へ奉る大和宿禰の同族たるに思ひ合はせらるゝ事は、神名式に、淡路三原郡、大和大國魂神社、名神大と有るは、其大和國なるより支別れたる御社なるが、八太村と云ふに立たせ給へるは、倭八太か、八太造か、何れか供奉仕へ奉れるを以て、村名とは成れりし者なり、斯れば布留多眞命の事は、猶定め難き所あるなり）○阿曇連は、記傳六（六十九丁）に、書紀應神天皇三年の所に、十一月、處々海人訕哤之不レ從レ命、則遣二阿曇連祖大濱宿禰一平二其訕哤一、因爲二海人之宰一と有り、又、履仲天皇御紀に、對曰、淡路野島之海人也、阿曇連濱子（一云阿曇連黒友）云々と有る此をも考ふべし、是も海人を宰れる職なり、此氏は海神の子孫なるから、固より海人の事を取りし故に、其訕哤を令レ平給ひ、然其宰と爲りては、愈々其事を掌りつるを以て、海人津持と負はせしが約りたるなるべし、彼志訶の海人の名高きも此由なるべく、又、姓氏錄に、海犬養凡海連など有るも、海人に依れる姓なるべし云々」と見えたり、其大海宿禰に、上、志賀海神社の下に引ける風土記に、資訶島者息氣足姫尊幸二於新羅一之時、御船夜時來二泊此島一、有二陪從一名云二大濱小濱一云々と所見たる人にて、其時未だ阿曇連と云はざるに、未だ其氏姓に無かりつるを、

爲二海人之宰一と有る其職に依りて賜へる者なるべし、然れば其時迄は六宰には任され奉らざと雖も、海神の御末として其志加島に住居りければ、自然に海人の長にて有りけるを、其時に召され奉りて、中州近く住む宰とは成れりし者なるなり、彼御紀に、於レ是使二吾瓮海人烏摩呂一、出二於西海一、令レ察レ有二國耶一云々、又、遣二磯鹿海人名草一而令レ視云云など有るは、其群なりしならむ、吾瓮島は糟屋郡にて、磯鹿に隣れるを思ふべし、（萬葉七に、四可能白水郎乃、釣船之綱云々、又、之加乃白水郎之、燒鹽燒とあり、又、神樂浪之、思我津乃白水郎者とある、此神樂浪之といふ發語の同じきを以て、近江の滋賀郡と思ふは、次に大葉山、捉之母有奈牟云々とある歌を考へ合はさゞる誤なり、二に、樂浪之、志我津子等何、と有るに、近江にて有るべし。十一に、志賀乃白水郎之、鹽燒衣、又、牡鹿海部乃、火氣燒立而、燎鹽乃、十二に、思香之白水郎乃、釣爲燭有、射去火之、十五に、之賀能安麻能、一日毛於知受、也久之保能、又、思可能宇良爾、伊射里須流安麻など、鹽を燒くにも、漁を爲るにも、釣爲るにも名高きは、全く阿曇連の遠祖より代々其地に住みて、然る業に巧みなりしが故なり、和訓栞、阿麻豆都能迦微の條に、琉球國豐見城主城と云ふ雨山に海神を祀れり、其神名なり、阿麻は海、豆都は祇にて、共に神の義なるべし、琉球王祈レ雨の時詠める歌、「如此しても民の草葉の枯れ行くを、哀と見ませや阿麻豆都の神」この詠にて大雨滂沱なりけるとぞ、琉球の鹽平親雲上、明和年間土佐の大島に漂著せし時の話なり、云々」とあり）、高橋氏文に引ける延暦十一年官符に、謹案二日本紀一云々、及二輕島明宮御宇譽田天皇三年一、處々海人訕哤之不レ從レ命、乃遣二安曇連祖大濱宿禰一、平レ之因、爲二海人之宰一、是安曇氏預レ奉二御膳一之由也とあれば、其より海人の宰に供へ奉り、兼ねて御饌の事に預かり仕へ奉れりし者なり、續紀に、神

護景雲二年二月癸巳、勅、准レ令以下高橋安曇二氏任二内膳司一者上、爲二奉膳一、其以二佗氏一任レ之者、宜三名爲二正一と有り、其より高橋朝臣と相並びて仕へ奉れるを、類史に、延暦十一年三月壬申、流二内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國一、初安曇高橋二氏、常爭下供二奉神事一行立前後上者、是以去年十一月新嘗之日、有レ勅、以二高橋氏一爲レ前、而繼成不レ遵二詔旨一、背レ職出去、憲司請レ誅レ之、特有二恩旨一、以減レ死と有りて、此より家大に衰へたり、然れども神には猶本の任にて、六月十二月神今食、十一月新嘗等の神饌に預り仕へ奉る由所見たり、神今食儀行立次第に、次内膳司高橋朝臣一人(執二鰒汁漬一)次安曇宿禰一人(執二海藻汁漬一)と書され、大嘗祭儀にも同じく其次第也云々、内膳司高橋朝臣一人、執二鰒汁漬一次レ之、安曇宿禰一人、執二海藻汁漬一次レ之と有りて、神饌を供へ進れる中には、尤も重き職掌なるを知るべし、然れば、右に引ける記傳の說の如く、阿曇は海人津持にしても、海人は御饌の御贄を取りて貢ぎ奉る者なれば、然る意にて有るべし、但し上に引ける大平主說に「阿曇は預海(アツミ)にて、海の事を預かり掌る由なり」と云へるも、亦難レ捨かるべし、後人能く定めてよ、(預と云ふ事は、仁德天皇御紀に、額田大仲彥皇子、將レ掌二倭屯田及屯倉一、而謂二其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰一曰、是屯田者、自レ本山守地、是以今吾將レ治矣、爾不レ可レ掌云々、於レ是淤宇宿禰啓二大鷦鷯尊一曰、臣所レ任屯田者、大中彥皇子距不レ令レ治云々と有る、所任の二字を阿豆加禮留と訓みたる、是にて其司(ミコトモチ)として供へ奉るを云ふなり、然して其所任(アヅカレル)の言に當りて、掌とも、治ともありて、其同じ義なるを見るに、預海の說得たるが如し、其は天皇の魚鹽(ナシホ)を奉る海を預かれるにて、屯田を掌り治むるも同じ事なり)又、記傳に「此氏は連の姓にて有りしを、天武天皇御紀に、十三年十二月戊寅朔己卯、阿曇連賜レ姓曰二宿禰一とあり、持統天皇御紀五年八月己

亥朔辛亥、詔二十八氏一上二進其祖等纂記一」と有る中にも載れり」と有り、姓氏錄(右京、神別)に、安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命之後也とある是なり、然るに、同書(河內國、神別)に、安曇連、綿積神命兒穗高見命之後也、又(河內國、未定雜姓)に、安曇連、于都志奈賀命之後者とある、此二は猶連姓なるは、氏上に耳ぞ宿禰の姓は賜はれるならむ、(此安曇連の下なる穗高見命の穗字、今本に無きを、稻彥が校本に依りて引くなり、偖、續紀慶雲元年に阿曇連虫名、養老七年に阿曇宿禰坂持、神龜四年に阿曇宿禰刀、天平十七年に阿曇宿禰大足、など云ふ人名見え、和銅に撰ばれたる古事記に安曇連、養老に奏れる御紀にも、猶連の姓なるは如何にと考ふるに、宿禰なるよりは連の方の廣かりしなるべくや)又、右の安曇宿禰に並びて、海犬養、海神綿積命之後也と見え、凡海連、同神男穗高見命之後也とあり、又(攝津國、神別)凡海連、安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小栲梨命の後也、又、阿曇犬養連、海神大和多罪神三世孫穗己都久命之後也なども所見たり、此穗己都久命は三世孫とあれば、海神より計へて其子宇都志日金拆命(又云穗高見命)の子なる事上に云へり、延曆十一年官符に、大栲成吹と云ふ人の事を、崇神天皇御世の人なる由云へれば、其子小栲成命なるべし、斯れば成吹の吹は、次を誤れるにて、其小栲成(ヲタクナシ)に對へて、大栲成次(オホタクナシ)なるべし、和名抄に、攝津國西成郡安良鄉と有るは、安曇鄉なりけむを誤れりし者と見ゆ、偖凡海(オフシアマ)と云ふは、大海部(オフシアマ)と云ふ事にて、國國より海部共の貢ぎ奉る御贄物を、其津國に聚めて、京に運び奉る司なりし謂なるべし、所以に右の天武天皇十三年の度にも、阿曇連に同じく宿禰の姓を賜ひて、其家柄も一等重かりし者なり、(續紀大寶元年に、凡海宿禰麁鎌と云ふ人あり、然れども何時も凡海連と耳有るなり、和銅三年に押海連人成と見えたれば、押海とも書きたりしにこそ、其

同じ人を、養老三年には忍海連人成とも有り、偖、姓氏錄、右京未定雜姓に、凡海連火明命之後者と有るも連の姓なれば、今は何れを何れとも分つ事難かるべし、又、天孫本紀に、天火明命十世孫淡夜別命、大海部直祖と見えたれば、右の未定雜姓なるは凡海直なるべきを、連と云ふが不審しくて其に出でたるなるべき事、思ひ合はせて曉るべくなむ）○連の姓の事は、記傳六(六十八丁)に「連を牟良自と云ふは、萬葉八に、中臣朝臣武良自、續紀九に、紀朝臣牟良自など、人名にも見えて、群主の意か、主を自と云ふは、宮主を美夜自、戸主を刀自、主を阿流自と云へる是れなり」群主は其群の中の主と云ふ意なり」と有り、故、思ふに、連の群主なるは然る言ながら、其自は知の義にて、其所率て仕へ奉る群を預かり知る由なるべし、然れば、右の宮主は宮掌にて、卜部の長上にて、大宮に親しく仕へ奉るを云ふなり、神宮に宮掌、大內人と云ふ職の有るをも思ひ合はすべし、又、刀禰は後知にて、謂はゆる後の政を掌る由なり、主は在知にて、其家に在りて萬事を掌る謂なるを以て知るべきなり（志理を志と約めて云ふ例は、出雲神壽詞に、神乃禮自利、臣能禮自登云々と見え、大祓詞に蟲物と云ふも、麻自利を約めて麻自物と云ふなどの例なり、偖、記傳に引かれたる萬葉廿に、多々美氣米、牟良自加已蘇乃を、冠辭考に「阿牟を略けて牟と續けつ」と有れども、此は記傳に「絹連る意にても有るべし」と云はれたるぞ宜き、又連字は谷川士清說に、「禮記王制に、十國以爲連、連有帥云々、注に合十國爲連比、有帥以統之也と有り、此を取れるなり、然も有るべきか、群主の意、即て彼連帥に似たり」と記されたりき）○古事記に、此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也と所見たる、祖神以伊都久と云ふ事はしも、崇神天皇八年御紀に、天皇以大田々根子令祭大神云々、今三輪君等之始祖也とある如く、子孫

にして其祖神に仕へ奉るを云ふなり、又、姓氏錄賀茂朝臣條に、大田々禰古命孫大賀茂都美命、奉レ齋二賀茂神社一也と見え、又吉野連加彌比加尼之後也云々、今吉野連所レ祭水光神是也と有る類にて、中古に謂ゆる氏社氏神の事にて、竹田川邊連條に、仁德天皇御世、大和國十市郡刑坂川之邊有二竹田神社一、因以爲二氏神一同居住焉とある。是にて、氏神即ち祖神の事なり、（但し氏神と云ふも古き名目にて、天孫本紀伊香色雄命條に、遷二建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑一、則天祖授二饒速日命一自レ天受來天璽瑞寶同共藏齋號曰二石上大神一、以爲二國家一亦爲二氏神一崇祠爲レ鎭と有るも、其祖に饒速日命を祀りて、祖神と仕へ奉れるを云ふなり、今俗に其產地神を氏神と云ふとは異にして、正しき其家の祖神に社を定めて祭れる、是れ即ち氏神なり）記傳六（六十六丁）に、「祖神は意夜賀微と訓むべし、凡て上代は父母に限らず、幾世にても、遠祖迄を通はして、皆唯意夜と云へり、其證は古書に數多見ゆ、父母は其意夜の中の一世なるが、有るが中に近く親しき故に、殊に其稱を專と負ひて、後には意夜と云へば唯其父母のみの名と成れりしなり、故、古書には祖字を意夜と訓みて、親の事にも用ひたり、意富々々遲意富遲などは、事を分けて云ふ時の稱にて、總ては何れも皆意夜なり、書紀には、遠祖、上祖、本祖、始祖など書きて、登富都意夜と訓めり、此も古稱にて、萬葉十八に、遠津祖神など有り、然れど此記には何れも祖とのみ有りて、遠祖など書ける事、一も無ければ、唯意夜と訓む例なり、然れば、上代には其姓の本祖と云ふをも、唯、意夜とぞ云ひけむ、又子と云ふも、己が生めるに限らず、子々孫々迄係けて云ふ稱なり」と有るは、實に可美說になむ有りける、（其は御世々々の天皇を、天神御子と申し奉るは更なり、彼崇神天皇七年御紀に、大物主神の以二吾兒大田々根子一令レ祭レ吾と宣へる、其大田々根子に、其五世孫な

るを、吾兒と宣へるなり、唯子と云ふ名の幾代にも亙るを以て、意夜と云ふ稱の、幾世の先なるにも亙れる事を准らへ知るべし）○又、同紀に故阿曇連等者其綿津見神之子宇都志金拆命之子孫也と有り、記傳六(七十丁)に「子孫は須惠と訓むべし、甕栗宮段に、袁祁命の押齒王之奴と名告給へる末は、子孫の意なればなり、此は其御子にて子孫には非ねど、言は子孫と云ふ事なり、書紀には御裔僕とあり、是に依りて、某之子孫など有るをば、皆須惠と訓むべきなり、中昔も今も然か云ふなり、書紀に宇美能古と訓めるは、子孫八十連屬、又生兒云々、生子云々とも書けり、此訓は正しくは萬葉二十(五十一丁)に、宇美乃古能、伊也都藝都岐爾など有るに依れり、然れど此は子孫の末が末迄係けて云ふ時の稱にこそ有れ、唯某子孫など有るを然か訓まむは如何なり、凡ての稱に此の如き差別有る事なるを、文字だに同じければ、何所も々々も同じく訓めるは、唯古字に耳依りて、古言を思はぬ故なり、同じ字を書けども、其狀に依りて古言は異なる事を思ふべし、又、波都古と云ふ訓も有れど、詳らかなる證を見ず」と有り、姓氏錄には多く某之後也と書せれば、子孫の事能知とも云ふべし、但し末は本の對ひ、後は初の對なり、然るに、子孫には末とも後とも云へるを、先祖に本と云ひ、初と云はずして祖とか遠祖とか云ひて、唯本とも初とも云はず、但し紀中に多く本祖始祖と云ふ稱は有るなり（裔字を波都古と云ふ證はしも、名義抄に、保加とも、保登利とも、波都牟麻古とも、波都古とも訓みたる、波都は端の意にて遠き末なる意なる、是證なり）

然後洗左眼。因以生神號曰天照太神。復洗右眼。因以生神號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊。凡三神矣。已而伊奘

諸尊勅任三子曰。天照太神者可以治高天原也。月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也。素戔嗚尊者可以治天下也。是時素戔嗚尊年已長矣。復生八握鬚髯。雖然不治天下常以啼泣恚恨。故伊弉諾尊問之曰。汝何故恒啼如此耶。對曰。吾欲從母於根國唯爲泣耳。伊弉諾尊惡之曰。可以任情行矣。乃逐之。

此の段は、古事記にも、於是洗左御目時、所成神名、天照大御神、次洗右御目時、所成神名、月讀命、次洗御鼻時、所成神名、建速須佐之男命、と有ると、同じ傳にて、次に、右の件八十禍津日神以下速須佐之男命以前、十四柱神者、因滌御身所生者也、と終めたる如く、御身滌の時の一列の神なる趣なり、已に傳六に註し、初、又上にも論へる如く、決めて、正書の傳の方正しく有りて、此と第一一書に、伊弉諾尊云々、乃以左手持白銅鏡、則有化生之神、是謂大日孁尊、右手持白銅鏡、則有化生之神、是謂月弓尊、又廻首顧眄之間、則有化神、是謂素戔嗚尊、と有ると、二には、何れよりか混ひたる傳なる事灼然し、其は第十一書には、入水云々、出水云々、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神、と有りて、此の三神の無きぞ、實に正說にて、此の時に生り坐せる神は、筒男命と、少童神とにて、其の限とは所見たりける、然るは然計の珍子を、大地海原之諸神と有る中に、被入べくも非ざれば、決めて黃泉の傳、又祓除の傳と、如此く備はれるも、猶此の三神の生り坐し古說は、正書の如く、陰陽二神の、

宇宙を御すべき御子として、生み奉らせ給へる由の、傳へなりし事を知べし、此を以て、正書と、其の第十一書とを以て、正説とは云ふなり。(又、長寛勘文に、初天地本紀云、伊弉那支命云々、陸上立時身體左右忍奈豆流時成出來神名、細己川比古命、又右肩忍奈豆流時成出來神名、熊野大御神、加夫里支名久志彌居絲命、自髪中成出來神名、須佐之乎命、三柱太王等是也、と有なども、古き僻傳にて、右の三神を、祓除の時に成し坐せる神と爲るより、再び轉りて、日神月神の御名を失ない、又熊野大御神と申すは、其の須佐之男命に坐を、別神の如く思ひ誤りて、如此き一傳に成つる者なり。)又、此も、古事記も打ち合はざる事は、此には、素戔嗚尊不治天下、常以啼泣云々、吾欲從母於根國、唯爲泣耳と所見たるも、先に黄泉に罷坐し伊弉冊尊を、御母神と申すべきにも非ざれども、眼前に御在し坐す御父神を除て、見も知らぬ御母神を、戀ひ慕ひ奉らせ給ふと云ふ、謂れは無き事なり、古事記にも、僕者欲罷妣國根之堅洲國と、有るも同じ状にて、上下の相應はざるは、既く、二神の共に相生坐りし本傳の亡て一傳の方の遺れるなり、然所思ゆる由は、海神等、水門神等に、祓除に依りて成り坐る神なるに、二神の生み給ふ列に、上に出でて、古事記も同じ状なり、然れば、此の三神の生れ坐し御事なども、其の故に上に在りつらめども、此を略きて、其の一傳の方を、本説と思信して載たる故に、右の如く、前後打ち合はざる事も、出で來にたれども、今は中々に吾欲從母於根國と有ぞ、却りて其の亡たる本傳を、探り得べき手著とは成りにたる、斯れば、此も古事記も共に、元は、正書の如く、二神の生れ坐し傳なりしを、後に、撰み落されたる者となむ所見たりける、(記傳七に、此の妣の國の妣に、伊邪那美命を指て申給ふなり、抑々三柱の貴の御子神などは、伊邪那岐の大神の御禊にこそ成り坐しつれ、

伊邪那美命の、生れ坐せる神等には非らぬを、妣と申し給ふは如何にと云ふに、彼の御禊に成り坐せる神等は、元を尋ぬれば、皆、伊邪那美命の、黄泉の穢惡より起れるが故に、其の時の十四柱神等も、猶伊邪那美の命を以て、御母と爲るなり、黄泉の穢と御禊と清善とは、父と母との如し」と云ひて、其の說に苦しまれたるは、本傳の、上に在りつるが、其を脱して、一傳の方を、古人も、尤と思ひ誤り傳へたる者と云ふ事と迄は、考へ結られざりしが故なり。）故其の時に成り坐せる神等には、伊弉冊尊の御子とは、申さぬ事と見えて、彼の底筒男、中筒男、表筒男三神を、一柱に合せ申す名を、鹽土老翁と申す由、上に註るが如くなるを、天孫降臨章第四一書に、是伊弉諾尊之子也と有り、若此の珍子神等の、此の祓除に就きて成り坐せるならむには、素戔嗚尊の、吾欲レ從ニ母於根國一などと女神を指して、母とは申し給ふまじき者なるをや、又神功皇后御紀なる御名乘共の中に、住吉神に限りて、於ニ日向國橘小門之水底一所居而水葉稚之出居神と、尤けく宜り給へるを以ても、其の珍子神等は、大御身滌に成り坐せる神ならぬ事を、明らめ曉る可し、（同時に、御名乘坐せる、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命と申す御名を、鈴屋大人の說に、撞は借字にて、齋賢木と云ふ事にて、伊豆と云はむ、發語なる由に云はれたれど、然る意には非ざる事、已に上に註るが如くなれば、此を以つて其の大御滌の時に、日大神の成り坐せりと云ふ徵には、成り難きを思ふべし）然れば、此は何よりか混ひ來つると云ふに、天日に向はせ給ひて、左右の御眼は洗はせ給ひ、御心の淸々しく成り給ひける、即ち日神の荒魂神、和魂神の生れ坐しし古傳の有つるが、混れ雜れるにて、上に、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便濯ニ之中瀨一也と有る、其の時に先、左右の御眼に、洗はせ給へるにぞ有ける、此に、然後洗ニ左眼一云々と有るは、日神乃神

の成り坐せる出自と爲る故に、然後とは云ふなれども、此の御眼を洗はせ給へりし事に限りて、最前に、必ず先づ有りし事、疑ふ所なき證あり、上文に、伊奘諾尊、既還乃追悔之曰、吾前到ニ於不須也、凶目汚穢之處㆒と所㆑見たる凶目は、已に註せる如く、黄泉國の穢き相貌を見給ひつるを、然其へるにて御目に見行しゝ事を、殊に悪ませ給へる故に、何處は有れど、先、御眼を洗はせ給ふべく、續きて御鼻を洗はせ給ふべく、次には其の汚穢に觸れさせ給へる惣ての御身を、滌ぎ洗はせ給ふべき理なれば、海底、潮中、潮上に沈み潜き浮びて、濯がせ給ふに至りては、遺る所なく清まり竟させ給ふべき事なれは、此の第六ノ一書は、有の阿曇連等所㆑祭神矣、と云迄を終りにて、此の文を外より續合する爲に、然後と云ひ聯ねたる者なれば、此の所を界にて、中古より寄せ合はせたる傳なる事、著明き者なりかし（古事記も、此と同文にて有れども、然後とは云はず於是と有れども、上を承けて下を起す爲に云へるなれば、同じく其に僻傳なる事、云ふも更なる者なり）倍、其の正しき傳說は、上に粗云へる如く、常は信用き難き書共なれども、神宮の古傳に遺れる者なり、御鎭座本緣に、荒祭宮一座、天照皇太神荒魂、亦稱ニ荒魂神㆒之時、是八十枉津日神、大枉津日神也、伊奘諾尊、到ニ筑紫日向小戸橘之檍原㆒而、祓除之時洗ニ左目㆒以生ニ日天子大日孁貴㆒、天下化生、名曰ニ天照太神荒魂荒祭神㆒是也、謂ニ祓戸神者㆒瀬織津比咩是也とある、是れ其の左眼を洗ひ給ひし時に成り坐る神の正說にて、傳記、次第記共に、異同ある事なし、然れども生ニ日天子㆒と有るは、心有りて、外宮の神人の加へたる文にて、其は次なる和魂の神に、月天子と云ひて、強ひて豐受大神を、天御中主神とし、國常立神とし、水德神とし、其に就きて月天子と爲む爲に、設けたる私說なれば、其の生ニ日天子㆒の四字を削り去りて見る時は、大日孁貴尊の、天下に化生

し御魂を、荒祭神と云ふ義に成りて、日神の天下に幸ひ給ふ荒魂、和魂神等の、初めて生れ坐せる傳に成りて、甚々美たく聞ゆるをや（其の委しき事は、上に說ける荒魂、和魂の條、又、速佐須良比咩神の傳に、詳せるを見て曉るべし、此の五部書と云ふ物は、外宮神人共の作にて、強ひて豐受大神を、皇太神よりも貴き神と爲むと、巧み物爲たる書には有れども、然すがに、古き物なるから、今世に絕たる、古書の遺文を見る事、亦少からぬ者ぞかし心狹く固陋なる眼を洗ひ去り、公平に此を見る時は斯る美たき傳も、此彼見ゆめり）又、同書に、多賀宮一座、天照皇太神和魂、伊弉諾尊、到二筑紫日向小戸橘之檍原一而、祓除之時、復洗二右目一、以生二月天子一、亦天下化生名、曰二天照太神之和魂一也　祓戸神伊吹戸主神、是天照皇太神第一攝神、荒祭宮多賀宮是也と有る、此生二月天子一の四字を削り去りて、右眼を洗ひ給ひて成り坐せる神の正說なり、下に荒祭宮多賀宮是也と有るは、上なる荒祭神と此神とを合せて、皇太神の、第一攝神と云ふ結びなるが故なり、上代本記、依二天照太神御託宣一、第一攝神多賀宮、奉レ傍二止由氣宮一也、と有る下にも、伊弉諾尊、洗二右眼一因以生名、號二伊吹戸主神一、即太神分身坐、故亦名曰二太神和魂一也と有り、但、太神和魂也を、今本には唯太神荒魂也と有れども、荒は決く和字なる事著ければ、上に引ける例に准ひて改め引つ、然るは、倭姬の命世記にも、伊邪那伎神所レ生神名、伊吹戸主、又名曰二神直日大直日神一是也と、所レ見たる如く、正實は、直日神に坐す者を、荒魂と申すべき謂なき事なればなり、（倍、右の傳を、傳記には、多賀宮一座、止由氣皇大神荒魂也云々、復洗二右眼一、因以生二月天子一、天御中主靈貴也、天下化生之名、曰二止由氣大神之荒魂一、多賀宮是也と有りて、次第記も、此と同じきが、其の末に、亦曰二伊吹戸主神一是也、と有る、此の二つ共に、外宮神人等が心にて、甚々味氣

なし、但し多賀宮は、右の如く、皇太神の和魂宮に坐すなるに、儀式帳、及び太神宮式に、稱二豐受太神荒魂一と有るは、由有る事なり、此は、上に已に、荒魂、和魂の傳に云へる如く、皇太神の和魂宮に、豐受大神の荒魂を祓レ祭しより、謂はゆる荒魂與二和魂一、致レ心一レ心と、大倭神社注進狀に見えたる如き、御幽契の有りて、少緣の事に非ざる御有狀なれば、其の說を見て知べし）偖、因目き物を見行し坐し、御眼を洗はせ給へる、其れに亞ぎては、彼汚穢き醜國の息氣の、御鼻に入りたるを、先濯ぎ洗はせ給ふべし、其の最後に至る迄、豈待たせさせ御在し坐む。是も亦最初に在りつらむ事、申すも更なり、其の正說は、右の本緣に、亦祓除之時、洗レ鼻以生神、號二佐須良比賣神一、主藏靈貴也。素戔嗚尊與、合レ力座給と有て、傳記も、亦此に同じきが、其の委しき傳は、上に引ける尾崎神社記に、伊弉諾尊、到二筑紫日向小戸橘之檍原一、而、祓除之時洗レ鼻因以生神、號二速佐須良比賣神一、主藏靈貴也。素戔嗚尊合レ力坐給之、是即素戔嗚尊和魂而、分身御子也。と所レ見たる是なり、（上に引ける上代本記にて多賀宮の御事を、太神分身坐と有るも、此と同じく、本大御體より、荒魂和魂と、御身の分かり坐して各々神と成り給へるなり、此等を以ても、天照太神素戔嗚尊などの、既に成り坐して御在しゝに非ずば、分身と云つべき事の有るべからざるを思ひて、已く陰陽二神の、共に爲二夫婦一て、生み奉らせ給へるを曉るべし）如レ是く記し畢へて、皇太神宮儀式帳を見るに、其の最初に、此の掛畏き天照坐太神月讀之神二柱、所レ稱二伊弉諾尊伊弉冉尊、共爲夫婦一、合所生神一と、所レ見たる上は、神宮に傳ふる所も、正書の說の如く、陰陽二神の、共に合生坐る傳なる上に、此の一書、又、古事記の如く、此の大神等の、御身滌に因りて成り坐せりと云ふ說に、固より非ずして、右の如く、外宮の書共に遺れる事には有れども、

皇太神の荒魂、和魂と、素戔嗚尊の和魂の三柱ぞ、其の御眼御鼻を洗はせ給ひし時に、成り坐せると云ふ傳なりし事、此を曉らるゝ者なり、是を以て、神宮の古傳を以て、正しき說とは思定めてなむ有ける、實に、皇祖大神の詔命を奉て天降り來坐して、國土萬物を生み成し坐せる二柱御祖の神等に坐せば、其の國土萬物の君主と坐す、珍子神等を生み奉らせ給はざる以前に、女神の忌く神避らせ給ひ、絕妻之誓を建給へる後に、男神一柱して成し給ふと云ふ理は、決に無き事なるを、思ふべき者なり（神名帳頭註、但馬國朝來郡粟鹿神社の下に引ける、古文書に、伊弉諾、伊弉並、相生之兒、大日孁神、月讀、素戔嗚、合て三神、和銅元年、歲次戊申八月十三日簡取、神部八島勘註言上、と有るにも、相生之兒と云ふは、古くより、天下の人、共に信じ居りし說なるを知るべく、又、傳七卷に、說る如く、出雲神賀詞に、素戔嗚尊を、伊弉那伎乃日眞名子と有り、鎭火祭詞に、神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、妹妖二柱嫁繼給氐云々、麻奈弟子爾火結神を生み給ひてとある、麻奈子は、何れも、嫡妻の生みたる子に限りて云ふ、古言なるなどを思はゞ素戔嗚尊の生れ坐せるも、陰陽二神の相ひ生まし給へる事著明かりなむ、但、月讀尊、素戔嗚尊同神なる事は、何處迄も違はず）○然後洗二左眼一云々、復洗二右眼一云々は、右に註る如く、天照太神の荒魂、枉津日神、和魂直日神の、因りて成り坐せる出自たりと雖ども、此に然後と有るは誤りにて、必ず上なる其神等の御名の所に在りて、御身滌の最初に在りつる事なるなり、其の故は、彼の凶目汚穢處に到り坐しし御事故に、第一には、其の見行しし御眼を洗はせ給ふべく、次には、其の臭氣を受け入れ給ひし御鼻を洗はせ給ひ、然後にぞ、御身の垢汚は濯がせ給ふ可かんめれば、此に在るべき文ならざる事を曉るべし、御禊は、御身を濯がせ給ふと云ふ內にも、第十一書にも、但親見二泉國一、

此既不祥、故欲レ濯二除其穢惡一と有りて、日に親しく汚穢しき物を見行しし事を、尤も忌み惡ませ給ひて、其の御眼を洗はせ給ふ事を、主と爲させ給へるなれば、何よりも先立ちて、物爲させ給ふべき御事なるを思ふべし、古事記にも、是以伊邪那岐大神、詔下吾者到二於伊邪志許米、志許米岐穢國一而在祁理、故吾者爲二御身之禊一而云々と、此と同じ狀に宣へるなど、御眼に汚穢き處を見行し御在し坐し事を、深く御心に係けさせ給へるが故なり（凡て、人の身を觸るゝよりも眼に見る事はしも、深く心に染み入りて難レ去き者なれば、神の御上にては、猶更こそと想像奉らるゝ御事なり、今も、人の朝など手洗ひ口漱ぐ時などには、計らずも先目の方を洗ひ、然後に、顏をも手をも濯く次第なるをも、考へ合すべし）然るは、御眼を洗はせ給ふは、御心を清めさせ給へる御所爲と所レ思たり、然るは、神武天皇御紀に、大醜此云二鞅奈瀰爾句一と註せるは、醜めき物を目に見ては、心に惡みを生すを云ひ、古事記同段に、阿佐米余玖と云ふ語の有るは、可美物を目に見ては、心に善するを云ひて、心の、善くも惡しくも、淸くも汚穢くも成る事は、皆、其の眼に見たる事の、心に移るが故なり、所以に、彼の穢き國を見行し坐しし御眼を洗はせ給へる、其の御快きの感けに憑て、天日より其の御靈の降り坐して、皇大神の荒魂、和魂の神は生れ出で給へるになむ有ける、（故思ふに此の御身滌の運びも、亦、神と氣と形を清むるにて有けり、其の御眼を洗はせ給ふは、右に云へる如く、御心を清めさせ給へるにて、即神を清めさせ給ふに在り、次に御鼻を洗はせ給へるは、口訣に、洗レ鼻者去二穢氣一時也と有る如く、此は氣を清むるなり、次に、御身を滌かせ給へるも、總ては、神と氣と形とに就きて、御祓除し給へる趣なり、然れども、此に就て心法の事などを論め云ふは、鈴屋大人も已に云はれたるが如く、外國の心掟にて云ふにも足ら

ざる事なり）眼を米と云ひ、其より活かして麻奈古と云ふは、目之心の義なり、其用を見流と云ふに就きて考ふるに、米は聚の意にて、如何なる遠きに在るも其に相對ふ時は、其形貌を眼中に收めて心に達す器なるが故に、聚々むる義なりとは云ふなり、所以に天下を所知看と云ふも、知見と云ふ事にて、專ら眼して看る由の言なり、萬葉一（二十二丁）に、食國乎、賣之賜牟登、三（五十七丁）に、萬代爾、食賜麻思、大日本、久邇乃京者、十六（二十三丁）に、美與之努能、許乃於保美夜爾、安里我欲比、賣之多麻布良之など有るは、所知看と云ふ事を賣須と云へるなり、二十（五十六丁）に、時花、伊夜米豆良之母、可久之許曾、賣之安伎良米晩と云へるなり、又（六十一丁）於保吉美乃、都藝弖賣須良之、多加麻刀能、努敝美流其等云々と有るも、見行はす事を賣須良之と詠めるにて、此等は其眼して見るを賣須と云ふにて、人を召すと云ふも、卽ち眼前に在らするを云ふにて、天下を所知看と云ひ、食國を賣須と云ふも、同じく眼前に天下を召し聚め、食國の内を見行はすことに成りて、其極まる所は眼の一言に歸ち、其眼は聚の義に歸る者なり、然れば、其眼より心神に通達り、心神より眼に發顯るゝ者なるを以て、此に御眼を洗はせ給へるは、其御心を清めさせ給ふなりと云ふは、神に質して予が强說には非ざるべし、（管子に、道之在レ天者日也、其在レ人者心也と云ひ、國語にも、被レ除其心一と云へり、又皇極經世書と云ふにも、天之神棲二乎日一、人之神發二乎目一とも有り、皆其承くる所有りて云へる者にして、又捨て難き事共なり）○鼻は口と共に氣の往來ふ路なり大同類聚方第三章に、保乃觧波、久知與里伊判、波奈與判波故備弖、奈伽和多仁、保乃岐波故比弖、美豆阿治乎訶母反、云々と有りて、火氣を運び入る器なり、其第九章に、半奈波、保乃計袁伽與波世、訶袁判乎

新流、と有るを合はせて知るべし、但し其は尋常なる時の事なり、然るに、上に伊弉諾尊大驚之曰、吾不意到ニ於不須也凶目汚穢之國ニ矣、乃急走廻歸、と有る計り、甚じく汚穢き國にし有りければ、其惡しき臭の御鼻に入りて、甚く不平み給ひけむと所思ゆる事は、寳鏡開始章第二ノ一書に、及レ至ニ日神當ニ新嘗ニ之時ニ、素戔嗚尊則於ニ新宮御席之下ニ陰自送糞、日神不レ知、徑坐ニ席上ニ、由レ是日神擧體不平、と有るも惡しき臭の爲に瘁させ給へるにて、事は異なれども其氣の鼻を犯して入る事同じければ、今切めて云ふなり、（神武天皇御紀に、天皇進至ニ熊野荒坂津ニ、因誅ニ丹敷戸畔者ニ、時神吐ニ毒氣ニ、人物咸瘁、と有る如き毒氣の類には非ざれども、其穢氣に依りて、御身の不平み坐しけむ事、已に上に古事記なる時置師神の傳を立てゝ註せる趣を見て曉るべし、清輔奥義抄に、事の始、物の先に、嚔つれば惡しき事にて有るにや、物を云ふに、惡しき默に應答するをば、嚔ひるやうに物云など申すめる、又移す時に、嚔ひるをも忌むは此心なり、云々と有るは、此故事に依れるにか）又、大同類聚方に、少彦名命乃美古登仁、阿旨靡王邪、阿旨阿治和差乃不太津者、耶摩比乃門止壹剛と見えたる、其阿旨阿治和差は、上に謂はゆる黄泉之竈の類なれば、本より伊弉諾大神の抱はらせ給はざる事なる故に、今云ふ限りには非ざるを、其阿旨靡王邪と云へるぞ、此御鼻に就きたる事なるが、又其を二門に分けて、阿志計乃毛能と、阿之計との差別有りて、其御鼻より入れるは、全く阿之計の災なり、同方に、阿之計乃、久知波奈邪伊流毛乃實、布倶之與哩、毛登須治仁、都多比伊當理弖、乃敦奈詞倭太仁伊太利、清座奈須毛乃、眞奈広詞世和坐登伊布、と有る是にて、惡氣の口鼻より入る者に、肺より本筋に傳ひ至りて、腹中に入りて災成す者を犯災と云ふとなり、上に日神の不平み給へると、此に阿旨靡王邪を疾病の本なりと有るとを思ひ合はせ

て、御鼻を洗はせ給へるは、御體内の穢氣を拂ひ清めさせ給へる御業なりし事を、明らめ奉るべき者なり、(又同書に、阿志計乃毛能乃、宇奈自豫李、拇登須治仁伊當利天、阿萬爾九美鳥知仁、比路之和岐奈志、と有るに、其下に拇能乃解者、萬自故俚、介太毛乃々解、多訶可味乃介、と三に分けたる其にて、此は上なる泉津醜女などの類なるが、人には形を見せずして、右の如く犯し入るを、大神を追奉れりし時に、逐却させ給へれば、其時は現身の鬼なりければ、其御鼻より入れる臭氣の如きならねば、別なり)偖、波奈と云ふは、面中に尖り出でたる其端に在る穴なれば、端穴(ハナアナ)と云ふ義なるにや、大同類聚方に、訶波仁阿奈都久毛乃と云へる八の中に、耳を美民阿那と云へる次に、鼻は唯波奈と耳云ひて、阿那と云はざるは、波那阿奈と云ふ事の切れる故なるべし、其第二章に、比登乃美乃、奈連流牟自兒波、云々、波奈々閇、久知那閇、萬那古奈俚、美味阿奈々利、云々、と云ふ次第なれば、又其發端(ハジメ)なる義をも兼ねたるべし、萬葉十九(二十九丁)に、始水を美豆波那と訓めり、又其美味阿奈を、一本には阿字なくして唯美味奈と有るを以ても、阿奈と約(ツヾ)て、奈と耳云ふ例も有るを知るべき者なり、(通證に、喜始物端、皆稱曰二波奈一、與レ鼻義通、野客叢書曰、方言梁益之間謂レ鼻、爲レ初、或謂二之祖一、然則鼻與レ祖皆始之別名、人孕胎、必先有レ鼻、然後有二耳目之屬一、と云へるは、實に然る言にて、我が古傳に粗合へるは、奇しき事なる者なり)○記傳六(七十七丁)に云はく、此に御目と御鼻を洗ひ給へる事耳見えて、御口と御耳との事の見えぬは如何ぞと云へば、御目は黄泉の物を見坐せる穢有るべく御鼻は嗅ぎ坐せる穢有るべし、偖、彼處の物を喰はせ給はざれば、御口に閇り穢れ給はざるべし、御耳には伊那那美命の御言を聞坐し又雷の聲など觸つらめど、總て聲には穢のなきなるべし、然れば正(マサ)しく醜穢に見ると嗅ぐとに有る

故なり、云々」と有るは、然る說なるに就きて今云ふべし、偖、此御身滌の事はしも、伊弉諾大神の黃泉國より出で還り坐し、卽て物爲させ給へるが如く、我も人も思ふ事には有れども、事の狀を思ふに、彼國より還り坐して後に、御身を洗滌がせ給ふ計の事は何どてかは爲させ給はざらむ、若し此御身滌の時に至る迄に、御身の汚穢れたる任に坐坐りとせば、其ぞ大禍事の極みと云ふ物なるを、已に註せるが如く彼泉門に於て、其國より來れる物は、悉に追返し給ひ、又、彼處に行き觸れさせ給へる御裝束に至る迄も、投げ棄てさせ給へれば、其時の御政は、御心の遺る限りなく行ひ定め給へりしかども、其より遙に時を經て後、此御身滌の御事の有る其は、彼國に到り坐し時の事に依るとは雖も、已に女神と絕妻之誓を建て給ひて、顯國は素戔鳴尊の所知看す御事と已く女神の坐しし時より、事依し掟てさせ給へれば、大事を此に竟へて、天に登りて報命し給はむ爲に、天日に向ひ坐して、皇祖天神を祭らせ給ひ、其淸祓を行はせ給へるにてぞ有りける、然れば、此時に成り出で坐せる神等に於て、惡しき神と申すは本より御在し坐すまじき理なる事、已に往々註せるが如し、(然るを、古事記も、此も、枉津日神を惡しき神の如心得て書されたる故に、事實の相違も出で來れる者なり、然りと雖も、其を彼此より切て正す時は、予が說の如くに成れる者なり、此御身滌は、黃泉國より還り坐せる卽てならざる事は、上に伊弉諾尊旣還、乃追悔之曰、吾前云々と有るは、其時ならぬ證なり)偖、御眼を洗ひ給へるは、御心を淸めさせ給ふなり、御鼻を洗ひ給へるは、御氣を淸めさせ給へるなり、御身を洗ひ給へるは、御體を淸めさせ給へるにて、此三つにて、神と、氣と、形との淸祓は整はせ給へる故に、御耳と御口との事を、殊更に擧げざるなり、其は伊弉冊尊の、愛也吾夫君、言如此者、吾當縊殺汝所治國民日將千頭

と申し給へるを聞食しては、愛也吾妹、言二如此一者、吾則當レ産二日將千五百頭一と詔ひ勝ち給へる類の事共多く有りて、其御耳より聞食しし御事の、御心に留まる計にて非ざりし故に、固より穢と云ふには非ざれば、此に御滌がせ給ふべき限りには非ず、御口には、彼湌泉之竈に、男神の須からせ給はざる所なり、又御言に勝たせ御在せ坐しかば、卽くに清き方なれば、又御滌の事には及ばせ給ふべきに非ざる事なるが故に、殊更に其條目には載られねと雖も、此は總ての御身を濯がせ給ふ中に在りと知るべし、法曹至要抄に、穢物以二香付一爲二穢初一、若以レ聞二臭香一爲二穢初日一事、新儀式云、不レ知レ有二穢物一、若經二數日一、以二初香一爲二穢初日一、依下聞二得臭香一之日上計二其穢日一云々と有れば、香ると臭とを以て穢と爲る例なるべし、（然るに、記傳に二目に見たる穢は、淺くて名殘なき故に、其より成り坐せる日月の大神は、善神に坐々すを、鼻に嗅ぐ惡臭氣は、深くて其名殘亡せ難き故に、須佐之男命は惡神なり一と說きて、善惡の論に及ばれしは、其記と、此一書との趣を、一應り見られたる說にて、必ず然には有るまじき所由、上より次々註せるが如し、此は少か其を離れて見ざれば、決に心の行き難き所なむ多在る）○天照太神、月讀尊、素戔嗚尊、凡三神を、左右の御眼、又、御鼻を洗はせ給へるに就きて成り坐せる由に傳へたるは、此一書及古事記の誤なる事、已に註せるが如く、又、月讀尊と、素戔嗚尊とは、同神に御在し坐すなるに、右眼と、御鼻とに分れて、別々に成り坐せりと云ふなどは、愈々傳の誤なる事、云ふも更なり、然れば左右の御眼より、枉津日神と、直日神と成り出で給ひ、次に御鼻よりは、速佐須良比咩神は成り出で坐しし古傳なりつらむを、其枉津日神は、皇太神宮にも荒祭宮にも坐して、天照太神の荒魂に坐すを、其荒魂の二字を脫して、洗二左眼一因以生神、號曰二天照太神一と傳へ誤り、皇太神の和魂と坐

多賀宮をば、度會宮に傍へ奉らせ給へる故、皇太神宮にては、其和魂の御事を申さゞるが故に、此も別神の如く心得て、其天照太神に並びて、其右に成り坐せるは、月讀尊と傳へ僻めつるより、西蕃に謂はゆる盤古氏の古說なども有るから、愈々日神月神は、左右の御眼より成り坐せる者と心得つるより、中古の史人の手に、此如く異なる一傳は成れる者と所レ見たり、次に御鼻より速佐須良比咩神の成り坐せる古傳も、右の如く日神月神を左右の御眼に配たる上は、其神にては似著かしからざる故に、强て引き附けて、素戔嗚尊とは換へたる者になむ有りける、(古事記の如く漢意の交らざるにも、當昔文筆の事は史官に任せ置かれつるから、其誤を其が任に傳へたるも此彼見ゆめれば、況て此御紀などは、文章をすらに漢風に勉めて物爲られたれば、正し敢られざりけるも理なる事ぞかし、皇極天皇四年御紀に、蘇我臣蝦夷等、臨レ誅悉燒二天皇記、國記、珍寶一、船史惠尺、卽疾取二所レ燒國記一而奉二中大兄一と有るを以て、當昔の狀を知るべし、船史は、姓氏錄に船連と有りて、百濟王の末なれば、然る史官の輩など、思えず彼國の典籍を擬び取りて、之を成せるも少からざるべし、此を撰び定めむ事、卽ち吾が皇學に仕へ奉る者の任なれば、兔忽に思ふ事勿れ、釋紀に、擧問云、異朝者有二巨人盤古一、覆則爲レ天、仰則爲レ地、開則爲レ晝、瞑則爲レ夜、壽八萬歲、死後目爲二日月一、骨爲二金石一、胎血爲二江河一、毛髮爲二草木一と有るは、三五曆記を引かせ給へる者なり、然れば、斯る事を據と爲て、此の傳は出來つる者なるべし)〇勅二任三子一曰は、第十一一書にも出でて、其に勅任字を許登與佐斯氏と訓めり、古事記にも、此の事を汝命者所レ知二高天原一矣事依而賜也云々、汝命者所レ知二夜之食國一矣事依也云々、汝命者所レ知二海原一矣事依也と有りて、下に其を承けて、故各隨二依賜之命一所知看之中、速須佐之男命不レ知二所命之國一云々故伊邪那岐大

御神詔ニ速須佐之男命、何由以汝不レ治ニ所事依之國一云々、と、皆事依の字を被レ用たるに同じ、又此正書に、故其父母二神勅ニ素戔嗚尊一と有る勅字をも、瑞珠盟約章にも、夫父母既任ニ諸子一と所見たる任字も、此の勅任と同じく訓み来れる事なり、(又、應神天皇二十二年御紀に、天皇於レ是看ニ御友別謹惶侍奉之狀一而有ニ悅情一、因以割ニ吉備國一封ニ其子等一也と有る、封字は、其國政を寄任する意を以て用へるなり、其四十年の下に、任ニ大山守命一令レ掌ニ山川林野一とも有り、此又山川林野を掌る、即ち其事依され奉りし職なる謂なり、偖此なる勅任字は選叙令に、凡任レ官大納言以上、云々、勅任、餘官奏任、云々等判任、と三等の差別有る、其字を取られたる者なるべし)其勅任を許登與佐須と訓める、許登は言にて、即ち事なり、右に引ける正書の勅字を傍に美許登能理志氐と訓めるを以て曉るべし、其事を言以て授け依すが故に、古事記の首には、言依賜也とも書されたり、偖、其言依の事は、正書に、授以ニ天上之事一と見え、天孫降臨章第二一書に所見たる、顯露之事、又、神事、又、幽事などの類の事にて、其政を云ふなり、其は右に引ける應神天皇四十年御紀に、任ニ大山守命一令レ掌ニ山川林野一、以ニ大鷦鷯尊一爲ニ太子輔一之令レ知ニ國事一と有るを、古事記には、大山守命爲ニ山海之政一、大雀命執ニ食國之政一而白賜、と所見たるを、合せ讀みて知るべき者なりかし、(政字を、名義抄に能理とも、袁佐牟とも、那理とも云ふ訓有るが如く、其治むべき所を治めて業と爲る事にて、唯賞刑を定むる耳を政の本意と思ふは、俗意にて古意に非ず、大同本記に、雜爾奉牟政波行奉レ下、天在止母、水取政波、遣天在介利と有る此二の政字を、事字に換へても聞え、又、古事記息長帶日賣命の韓征の事を、故其政未レ竟之間云々と有るも、其事未レ竟の義なるに同じ)與佐須は、記傳四(七丁)に云はれたる如く、與須なり、此に自他の差有

りて、人に之を與須と云ひ、我に來るを與流と云へり、天孫降臨章第一ノ一書、歌に、妹盧豫嗣爾、豫嗣豫利據禰と有るは、目依爾、依寄來禰と云ふ意、又萬葉十四(十九丁)に、都麻余之許西禰と有るは、夫寄來西禰の義なり、其を與佐須と云ふ例は、續紀第一詔に、天坐神之依之奉之隨、第五詔に、吾孫所知食國天下止與佐斯奉志麻爾々々、第十四詔に、吾孫乃命乃將知食國天下止言依奉乃隨、第二十三詔に、吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾、第五十一詔に、太政官之政乎波、誰任之加母罷伊麻須、孰授加母罷伊麻須と有るなど是なり、又、此より出でて官に任す事をも、同じく寄と云ふ事と見えて、同紀養老五年六月詔に、朕之股肱、民之父母、獨在二按察一、寄重務繁、與二群臣一異と見え、文粹、貞信公辭二攝政一表に、擔二重寄於微身一、負二大任於小材一、と有り、源氏桐壺卷に、一の皇子は右大臣の女御の御腹にて、寄重く疑ひなき儲ノ君と云々、と有るも右に同じく其依しの重きを云ふなり、然れば、事依すと云ふは、即ち政を寄る義なる事、著明き者なり、(倭、佗より我に來るには、與流といふ事にて、萬葉一、幸二于吉野宮一時歌に、山神乃、奉御調等云々、遊副川之、神母大御食爾、仕奉等、云々と云ひて、下に山川母依氐奉流、神乃御代鴨、と結め、其反歌にも、山川毛、因而奉流、神長柄、云々と見え、又、藤原宮之役民作歌に、天地毛、緣而有許曾、など有る是なり何れも、此與理は上の與佐斯に異ならざる者なり、名義抄に、任ノ字を麻加須、又、麻々、又、多布、又多問多理、又、多母都、又、於布と有りて、此には與須とも、與佐須とも云ふ訓は無けれども、皆其義に近き語共なり、又、依ノ字を、與流とも、乎佐牟とも、多與里とも、多能牟とも訓めり)○高天原は、天日を云ふなり、此稱已に神世七代章に見えて、傳二に註せるが如く、高天原所生神、名曰二天御中主尊一と有るは、世の限りを統て高天原と云へるなり、

次に、八洲起元章第三ノ一書に、二神坐二于高天原一曰、當レ有レ國耶と有るは、空中を高天原と云へるなり、次に此に天照太神者可三以治二高天原一也と有るに、是て正しく天日を指して高天原とは宣へるにて、其も天日を本と爲て、大御光の行徹(ユキトホ)る限りに亙りて、世の極みに及べれば、悉く一義に歸つるなり、(今此に譬を取りて曉すべし、世の初めには、國土は唯滄溟にて有りし時は、其天御中主尊の神代なり、若くて、陰陽二神の、其潮を凝々に畫成して一島を獲給へる時は、右の空中を高天原と云ふ頃に當り、次に大八洲國の出で來れるは、日神の高天原を治め給ふ時に當れるを、其の滄溟のみなりし當昔より、大地を國といひ來つる任に、其の滄溟の中に眞に國と字くべき國の出で來りては、其の島嶼の如き國を本と爲して云ふ故に、國を云へば、海は其に副ふ物と成りぬるが如し)天日卽ち高天原なるが故に古事記石屋段に、高天原皆暗、葦原中國悉闇、と見え、其時の御言にも、因二吾隱坐一而以爲二天原自闇、亦葦原中國皆暗一矣と詔給ひ、又、天孫降臨章第二ノ一書に、天照太神又勅曰、以二吾高天原所レ御齋庭之穗一、亦當レ御二於吾兒一と見え、垂仁天皇二十五年御紀なる倭大神の御誨に、大初之時期曰、天照太神、悉治二天原一、皇御孫尊、專治二葦原中國之八十魂神一、云々と有る、此等は天日を天原とも、高天原とも云へるなり、萬葉二(廿七丁)柿本人丸作歌に、天地之、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬・千萬神之、神集、々座而、神分、々之時爾、天照、日女之命、(一云指上日女之命)天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而、(一云天雲之八重雲別而)神下座奉之、高照、日之皇子波、云々と有るは、右の倭大神の御言に本據て詠める者なるが、又此にて日を天と云ふ事も亦明らかなる者なり、(已く服部中庸が三大考に、神武天皇御紀に、我是日神子孫而、向レ天征レ虜、

此道天道也と見えたれば、日ぞ即天なると云へるが如く猶慥なる證なん有りける、萬葉二に、久堅之天所知流君故爾、と有る、其同じ意を、我王者高日所知奴、と有るにて、愈々明らかなり）又、等由氣宮儀式帳に、天照坐皇太神云々、大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐弖、見志麻岐賜志處爾、志都眞利坐奴、云々と見え、又、雜例集にも、其同じ事を、皇太神乃教覺給久、高天原我見志末岐宮處爾鎭理坐天、云々、又此を御鎭坐本緣に、我高天原仁坐璽戸押張原如レ見々志貫倭志國宮所波是也、鎭理定理坐給止覺給支と有りて、御自の大御言にも、如此く宣給へるを以て、天日即ち高天原なる事、著明き者なり、猶傳六天上の說を見て知るべし、口訣に、可以治高天原者授以天上之事也と云へるは、然る言なり、（纂疏にも、高天原天神聚集之齋場也、天照大日孁貴、天上之寶居在於此處矣と宣へる、其も然る言にて、皇太神の璽戸はしも、日宮と申して其中に在る事、傳六卷に已に註せるが如し、記傳七に、此の太御神は、今も日の前に仰ぎ見奉る日神に坐すを、世には此の太御神を、大和國、或は近江國、或は豐前國に都敷き坐しつなどいふ說の聞ゆるは、凡て甚じき邪說なり、そも〳〵此太御神を、天津日神とは別にて、此の國土に坐し坐つとせば、彼の天石屋段などは、如何に說き成すべきぞ、當時暫らく隱り坐しし程だに有るものを、若し既に崩坐しなば、況して世間常夜なるべきに、常に明らけく照らし給ふをば、如何にとかいはん、若し又崩坐さで、猶この世にましますと云はゞ、人代に成りて後は、何處に移り坐すとか爲む、又、何故に其都坐しし國をば棄て給へるぞ、凡て甚々心得ず、果して大和に在れ、近江にあれ、坐々し者ならば、皇御孫命も相續きて其の都に坐し〳〵てこそ、天下は所知看べきに、然る中土の都を置きながら、西邊の國へ降し奉り給ふは、何の由とか爲ん、又書紀一書に、天照太神

者可㆔以治㆓高天原㆒云々、素戔嗚尊者可㆔以治㆓天下㆒也ともあるを、若し高天原を此國土の內に在りとせば、素戔嗚尊天下を所知看て、天照大御神は一國の國造に依し給ふがごとし、甚可笑しくこそ㆒と所見たり心得て有るべし、又、近頃或曲學者の出で來て、高天原といふは、上天をいふにあらず、唯幽冥を云ふぞ、などいへる如き妖說を出だして、愚人を誑かす由なるは、其も例の漢意にして、齒牙に係くるも穢らはしき事なり）倩、天日はしも、日大御神の所知看す世に至りて、天の壁立つ極み、國の退立限を押霽し、愈々益々大御光の明らかに照徹らせ給ふ日宮にて、天中の眞秀なる故に、皇大神を大君主宰と仰ぎ奉りて、天地の底際の內に、在りと在らゆる八百萬千萬神等の參朝して、其大御趣を承はる事なる故に、大祓詞などに、高天原爾神留坐、皇親神漏岐、神漏美乃命以氐、八百萬神等乎、神集々賜比・神議々賜氐、云々と有るを始めとして、諸祝詞、又續紀の宣命などに數多所見たる是なり、又其天宮にて執行はせ給ふ大御政を、天津宮事と申す由、其詞に出でたり、正書に授以㆓天上之事㆒と所見たる是なり、道饗祭詞に、高天之原爾事始氐、皇御孫之命止稱辭竟奉云々、遷却祟神詞に、高天之原爾始志事乎、神奈我良毛所知食氐云々、續紀第五詔に高天原爾事波自米而云々、中臣壽詞にも、皇孫尊波高天原爾事始天云々と有りて、凡て顯國の事物の始めを、高天原に係けて云ふは、右の天津宮事にて、皆皇大神の天宮にて事成れゝばなり、此を以て、御父母二神より、天上の事を授かり奉らせ給ひて、高天原を所知看す皇大神の、天地の間に二無く尊く高く大座々す御事を明らめ奉るべき者なり、（此に就きて案ふに、第十一一書に、顯見蒼生此云㆓宇都志枳阿烏比等久佐㆒と註し、寶劍出現章第六一書、顯國玉神の下に、顯此云㆓于都斯㆒と見えたると、右の高天原爾事始氐など有るとを合はせ考ふれば、凡て此國土の事

はしも、天上の儀式を擬ぶ故に、宇都志とは云ふなるべし、然れば、天上の人共を換して、此に顯見蒼生有り、天國を睥して、此顯國は成れるなり、其外事物器械共に天上の風儀を模し取りて、此國土にての萬の事業は成れるにて、宇都志とは其本の天を主として云ふ語なりと知るべし、古語拾遺に宜太玉命率諸部神供奉其職如天上儀とある、此一事を以ても、宇都志の義明らけし）（滄海原潮之八百重に、天日を高天原と云ふ對びに、國土の全きを云ふ古名なる事、傳四に註せる如く、此に素戔嗚尊者可以治天下也と有るを、第十一一書に、素戔嗚尊者可以御滄海之原也と有るを以て知るべし、然るに、此に又、月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也と有るは、右の可以治天下也と有ると一事なるを、月讀尊と素戔嗚尊とに、別々の如く傳へたるから、おなじことを二並べ書されたれども、八洲起元章に、底下豈無國歟と有りて、下には廼後滄海と見え、第一一書にも、天神謂伊弉諾尊、伊弉冉尊曰、云々、二神立於天上浮橋、投レ戈求レ地、因畫滄海而引擧之、即戈鋒垂落之潮結而爲嶋云々、と有るを以て、天下國土を古に滄海と云へりし事、灼然き者なり、（又此を古事記には、大御神詔速須佐之男命、汝命者所知海原矣事依也、と見えたり、若くて其下に至りて、速須佐之男命不レ知所命之國、と有るは、海を指して國と云へるには非ず、此天下を國といへるなり、又、然者汝不レ可レ住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也、と有るを以ても、其上に海原と云へるは此國土を云へる事、愈々著明き者なり、又、此等の事を合はせて、月讀尊と申せるは別神なるが如くなれども、素戔嗚尊と同神に坐すと云ふ事の、僻事ならざるを知るに足れり）何を以て滄海原を國土といふぞとなれば、右に引ける八洲起元章に、伊弉諾尊、伊弉冉尊云々、遂以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮凝成一島、と云ふ

より、處々小島皆是潮沫凝成者矣といふ迄に成り出でたる、大八洲國は更なり、外國々にも當昔は未だ小島なりし故に、然か云へるにこそ有りけれ、今の如く皇大御國の中國と立ちて、其外邊に藩屏（マガキ）の如く圍まれて大きく成れるも、皆滄海原に生り出づる潮沫の、八百重に凝累積（コリツミ）て成れる事、已に傳四、五卷に註せるが如し、尙又出雲風土記に、所三以號二出雲一者、八束水臣津野命詔二八雲立詔一、故云二八雲立出雲一と有るは、寶劍出現章に、素戔嗚尊歌之曰、夜句茂多菟伊都毛夜覇餓岐云々と有るを、八雲立詔とは云へるなり、此を以て見る時は、其大神の亦御名なる事、論を待たずして明らかなり、然れば、八束水は彌積水にて、大水と云はむ發語なり、臣津野は大水津主と申す事、已に海は大水の義なりと云へるが如く、彌積水大海津主命と申す心にて、滄海原潮之八百重を所知看す由の御名なる事を思ひ明らむべし、（古史徵に、滄海原と云ふは、此國土を押竝（オシナベ）て云ふ古言にて、天照大御神は高天原、須佐之男命は滄海原と、相對（ナラ）べて天と地とを依別（ヨサシワケ）給へるなり、此國土を弘く指して滄海原と云へる證は、神代紀に、獲二滄溟一、又一書に、患二滄海一など見え、古事記には、此に靑海原とは無けれども、指二下天沼矛一以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而と有るを、私記に、阿遠宇那波羅志富許袁呂々々邇迦倭那志氏、是古事記之說也と有れば、本は鹽字の上に靑海原の三字ありしなるべし、斯れば、須佐之男命に、所㆑知二海原一と詔へるは此國土を悉く知看せと詔へる事、灼然き者ぞ、此海原を後に海（ワタ）をいふ海原と見ては、海（ワタ）は已に大綿津見命の知らせれば、須佐之男命に、更に何處をか所知看すと爲ん、其下に不㆑知二所㆑命之國一而とあるは、事依し給へる此國土を治さずとの事、又、伊邪那岐命の御詔に、何由以汝不㆑治二所一事依一之國上而哭伊佐知流と詔へるは、何と哉汝は事依せる此國土をば治さずて哭くぞと詔へりとの事、又大忿怒詔、

然者汝不ㇾ可ㇾ住二此國一と有るは、其依し賜へる此國土をば治さず、其底なる根堅國に住まむと申給へる故に、大く忿怒坐して、汝は此國土には勿住そ、と詔へるとの事なり、又、神代紀正書には、御依しの事は無けれども、此神有二勇悍一云々、國內人民多以夭折云々、父母二神勅、汝甚無道、不ㇾ可三以君二臨宇宙一、と有る此文を見れば、豫ねて宇宙を所知と已に御依しは有りしと聞ゆ、此の宇宙と云ふは、即ち滄海原潮之八百重と云ふに、義異ならず、國土の全を云へり、其第二一書にも、御依しの事は無けれども、此神性惡、常好二哭恚一國民多死云々、故其父母勅曰、假使汝治二此國一、必多ㇾ所二殘傷一と有る、此も右の趣にて、此國とは、上に云へる如く、此國土と云ふに同じく、又、滄海原潮之八百重と云ふにも心違はず、又、第六一書に、素戔嗚尊者可三以治二天下一也云々、雖ㇾ然不ㇾ治二天下一常啼泣、と有る、此天下即ち海原と云ふに同じき事、上に云へると合はせ考ふべし、第十一一書には、素戔嗚尊者、可三以御二滄海之原一也、と有れば更なり、然れば元の傳は可三以治二滄海原一と有りけんを、其は漢文に宇宙、又天下と云ふに同じ義なる故に、如此は書されしなるべし、又、漢籍に統二御四海一といふ語あり、治二滄海原潮之八百重一と云ふに能く似たる言なり、御二四海一とは云へど、海を御ると云ふ事ならぬを思ひ合はせて、治二海原一と云ふ義を辨へ、月讀命、素戔嗚尊、同神に坐す事をも思ひ定むべし（と有るは、然る言なり、但しこの文甚く切めて此に用なき事は删もし、補ひもして、引けるなり）偖・潮之八百重と云ふは、右に、引ける八洲起元章の趣に更なり、生島神祈年祭詞に、生國足國登御名者白氐、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、云々、と見えたる、鹽沫能留限と云ふには、潮沫の地方に留まり凝成るを云ひて、國形の廣く太く成る謂なる事、已に傳四之、祝詞講義に

說き註せるが如し、然れば八百重と云ふは、其如く潮沫の留まり凝果積り重なりて、國土と成る事を云へるにて、山の果なるを八重山と云ひ、雲の果なるを八重雲など云ふを、猶ほ甚だしくは、國能八十國、島能八十島など云ひ、猶ほその上を云ふときは、鹽能八百道乃八鹽道之鹽乃八百會など云ふが如く、物の數を極め盡せる意を以て、八百重とは云ふなり（又、八百重とも云ふべきを、五百重とも云ふことあり、萬葉二に、天雲之五百重之下、四に、五百重浪、立毛居毛、又、網兒之山、五百重隱有、六に、五百隔山、伊去割見、又、朝名寸二、千重浪緖、夕菜寸二、五百重浪因、八に、零雪者、五百重零敷、十に、白雲、五百遍隱など多く見えたる五は數の五には非ず、彌の夜を省けるにて、八は彌の伊を略けるなれば、五百重も、八百重も、共に彌百重の義なるものなり）若て其八百重など云ふ重は物の層なる義にて、隔字の義なり、萬葉四(十六丁)に、吾戀流、千重乃一隔母、又(三十八丁)に、燒大刀乃、隔付經事者、又(五十五丁)一隔山、重成物乎など、隔を幣に用ひ、十二(十七丁)に、疊薦、重編數と、重字を隔の義に用ひたるを以て、其類を推すに、幣は物に界を立て分つ意なり、行方などの方も我が居所に界を立て、幣を云へるなり、奥邊の邊も奥と界を分ちて、幣と云へるなり、道路に經と云ふも、行きて界を成すなり、隔字、又、閇字を閉多都と云ふも、界を立つるなり、又、阻字を閉那流と訓めるは、界に成る意なるに合はせて然るべし、然れば、八重、百重、五百重、八百重、千重などの幣に各間有りて、其段々なる物を重ね合はせ云ふ語なりと知るべき者なり、（此に重の意を解くは、叢脞しきに似たりと雖も、予が潮の八百重の說と師翁の古史傳の說と、合へりや合はざるや、若し合はざらんには師翁の說をのみ信み居る輩の心に落着かせんとて、如此く思ひ出づる限りを書し置く者なり、釋迹義に出でたる公

望弘記に、問、云二八百重一者有二何意一哉、答、是欲レ開二海水之甚深一矣、言二海水之深測レ重二八百一、言二其深一也と有るは甚拙き說なり、八百重とは潮沫の凝重なるをこそ云へ、海の淺深に就きて、八百重などと云ふべき者かは）若くて、傳六に註せる如く、月讀尊と申し奉るは、素戔嗚尊の夜之食國に幸行して、月神と成らせ御坐し坐し、より後に、稱へ奉る御名に坐すが、其荒魂は海神豐玉彦命に坐して、其の大神の國土に幸び給ふ御所爲を輔相奉り給ひて、月の出汐に從ひて、潮の滿干を成して、古より今に至りて違はざるなれ、奇しとも奇しく、妙なりとも妙なる事なりける、故思ふに、月は已く此國土より分別れて、遂に夜之食國と云ふ狀にて、國より大虛空を巡りて有りしかども、素戔嗚尊の其國に入り坐しゝより、其來經定まりて、其より其荒魂と坐す海神の其に應へて、潮の上り下り爲つゝ隨ひ奉る事と成れりけむから、古人も誤るとは無く、月に水の從ふと云ふ一を以て、此に月讀尊者可レ以治二滄海原潮之八百重一也と書して、後の御名を初に及ぼしたる者なり、古事記に大略此一書と同じ傳にて、總て異ならざるに、次詔二建速須佐之男命一、汝命者所レ知二海原一矣、事依也、と有れば、此も決めて其如く有りけむ事云ふも更なり（然れば、此に如レ此有る上に、次に素戔嗚尊者可三以治二天下一也と有るは、言こそは別なれ同じ事の重複れるなり、又古事記に、次詔二月讀命一、汝命者所レ知二夜之食國一矣事依也、と有るも、後に夜之食國に幸行して、月神と成り給へる傳を、御言依しの中に收めたるも、重複れるなるが、此惑の元にしも、日神月神を左右の御眼より成り坐せると云ふ誤傳の出で來つるから、強ひて三神に爲る事故に、如レ此く惑ひたる事には成れりきかし）〇神名式に、山城國葛野郡葛野坐月讀神社（名神、大、月次、新嘗）と有るは、顯宗天皇三年御紀に、春二月丁巳朔、阿閉臣事代、銜レ命出使二于任那一、於レ是月神著レ人謂レ之

曰、我祖高皇產靈尊、有預鎔造天地之功、宜以民地奉、我月神、若依請獻我、當福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒樔田（歌荒樔田在山城國葛野郡）壹岐縣主先祖押見宿禰侍祠と有るは此神なり、此還京具奏は、壹伎より歸りて奏せるにや、同じ四月にも、丙辰朔庚申、日神著人謂阿閉臣事代曰、以磐余田獻我祖高皇產靈尊、事代便奏、依神乞獻田十四町、對馬下縣直侍祠とある御游は、京にての事と所見たり、然れば、此は事代が任那に使して、壹伎島に船泊爲つる時に、葛野郡に坐す月讀大神の御名乘して、民地を請はせ給へりし者なるが、壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠と有るを以て見れば、其時より、其人を羽束師社と兩社の神主に成され、又社を定めて、其國に於ても仕へ奉れりしなるべし、右の押見宿禰は、歌荒洲田卜部伊伎氏系譜に據りて考ふるに、天兒屋根命十一世孫、雷大臣命子、眞根子命子、御身足尼命子、大田彥命子、酒人命子、神奴子命子、忍見宿禰命と書して、下に右の御紀の文を載せて、次に由是獻山背國葛野郡歌荒樔田之地十五町、天兒屋根命十八世孫、壹伎島司卜部忍見足禰、奉幣於高皇產靈尊月讀宮、以主神事、と有る是なり、神名帳に、壹岐島壹岐郡月讀神社（名神、大、）高御祖神社と有る、是ぞ其時押見宿禰をして令祠給へりし社には有るべき、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授壹岐島從五位下月讀神從五位上と見えたり、（此御游の事は、傳一卷高皇產靈尊の下に云へれば、其を見て知るべきなり、）然れば、此壹岐島なるはしも、右の葛野坐月讀神社の別社とも云ふべき者なり、其然る所以は、右に引ける伊伎氏系譜に、此時始自壹伎島遷居山背國葛野郡歌荒洲田地、宿禰神社今在松室里と有る事實をも合はせ思ふべし、其子孫代々月讀宮長官と爲て、神祇官の主を兼ねて仕へ奉り、又、本國壹岐島司と任され奉れるなど少緣なるまじき所由とは見え

たり、其子孫正八位上讃岐臺月雄に、男二人有り、兄の雪雄は、其職を繼ぎて、弟に淵雄と云へるが、羽東師長官と成りて其の家二流に支れたりき）偖、其宜下以二民地一奉上と詔ひ給へるに、高皇産靈尊に封田を獻れと宣へるにて、其神にしも、神名式に、山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社（大、月次、新嘗）と所見たる、此の神なるべきこと、傳二に云へるが如し、其の歌荒樔田に、或書に、顯宗帝獻二山背國葛野郡歌荒樔田十五町一、以爲二月讀神地一、歌荒樔田在二大桒河之西南一、即今松尾之東南地是也と有る、爲二月讀神地一は如何なることなれども、總ては然るべし、既に後紀に、延暦十二年相二山城國葛野郡宇太村之地一、爲二遷都一也と有れは、今の京より西方嵯峨迄の總號なりしにや、類聚國史に、延暦廿五年、以二山城國葛野郡宇太野一爲二山陵地一、とも有りて、甚廣き地名なるを思ふべし、荒樔田は、大中臣定好松尾鎭座記に、山田庄荒子山といふ地にて、今嵐山と云へる是にて、松尾は其麓にし有れは、其東南地實に歌荒樔田に當るべし、然れば、此時其田を封田として、其押見宿禰をして令レ祠め、偖其本國にても、此由に縁りて、月讀神社高御祖神社は初めて祠へるにて、羽東師葛野の兩社は甚々上代より山背國に立たせ御在し坐しけむを、月讀神社の方は、封田も何も萬に足らへりけむを、其傍に坐す皇祖天神に、然る御惠けは未だ有らざりし故に如此く請はせ給へる者と想像り奉るゝなり、（其は同じ御壽なるに、日神の方には以二磐余田一獻二我祖高皇産靈尊一と、其田を指して宣へるを、月神の御壽には、以二民地一奉と有るに、已に其社の有るに未だ封田の無き趣なるを思ふべし）葛野に、垂仁天皇十五年御紀に、初めて所見て、應神天皇六年御紀大御歌に、菟道野上より のぞみ見給ひて、知婆能伽豆怒塢、と詠はせ給へる地にて、郡名にも鄕名にも成りて、和名抄に葛野（加止乃）と有る是なり、偖この月讀神社の所在、今は松尾

神社より二町許南續の山本松室村と云ふに在れども、古は其葛野河濱に立たせ給へり、文徳天皇實錄に、齊衡三年三月戊午、移二山城國葛野郡月讀神社一、置二松尾之南山一、社近二河濱一、爲レ水所レ囓、故移レ之と有るを以て知るべし、偖其河はしも、山城風土記に謂はゆる葛野河にして、其上にては大堰河と云ひ、下にては桂河とも云ひて、皆一條の流なり、其西に傍ひて桂の里といふ有り、是ぞ神代より其神の鎭まり御在し坐し舊地なりけむ事、次に云へるが如し、林道春が神社考に、文徳帝仁壽三年春夏之間、瘡疹流行苛レ之、時、神現レ形曰、我是大堰河濱所レ居神、名爲二月讀神一、我居近二河頻一、有二泛濫之患一、今欲レ移二居於松尾之南山一、若能敬二祭我一者、疾寄當二自消一矣、帝得二神語一大悦、乃會二延臣一祭レ之、隨二神誨一遷二宮于彼地一、以祭レ之、自レ是以來、天下毎レ有二疱瘡之疫一、人無二貴賤一詣二此社一、以祈二神之佑一云々、と有れば、此仁壽三年に御誨の有りて、齊衡三年にぞ移し奉らせ給ひけらし、(但し此神社考の說は何より出でたるか、其頃迄傳はれる書有りて、其より取れるなるべし、右の葛野川に亦埴川(ハニカハ)と云ふ名も、有りけるにや、拾芥抄に、埴川今號二上桂一、左衞門府知レ之、葛野川今號二下桂一、右衞門府知レ之と有り、桂の里は其川西に在りて、上桂、中桂、下桂と云て、今三村に分れたりとぞ)山城名勝志に、風土記曰、月讀尊、受二天照太神勅一、降二于豐葦原中國一、到二于保食神許一、時有二一湯津桂樹一、月讀尊乃倚二其樹一立レ之、其樹所レ有今號二桂里一、と有るは、漢籍に謂はゆる月中有レ桂の事より附會(ヒキツケ)たる說ならむと思ひ捨てゝ有りしかども、其保食神の許に到り坐しゝ間は、猶素戔嗚尊と申して、未だ月讀尊と云ふ御名坐さざる頃なりしかば、此も第十一書の如く、月讀尊と云ふ御名を以て書せる故にこそ、然る疑も出で來にたれ、古事記の如く、姑く素戔嗚尊として見る時は、此ぞ桂里と云ふ所由も知られ、且つ其より轉りて葛野と云ふ

地名に成れりしを、其郎て郷名と成り、郡名と成れる故に、其元より月讀神社の立たせ御在し坐しゝ地名に、僅に桂里と云ふ名の遺れる事も知られ、又此に依りて神代の遺跡を直に神社として奉き來れる故由をも知るべくして、甚々可美き傳なる者なり、然れば、右の齊衡三年に移し奉れるよりこそ葛野坐とは書しけめども、元は桂坐など有りけむ事、又右の風土記を以て案ふべき者なりかし、然れば、天下に在らゆる月神の御社には、此葛野坐に勝れる舊きは非ざりけり、（月桂の故事は、塵嚢抄に、桂壯子の說あり、酉陽雜俎と云ふ漢籍に、月中有レ桂、高五百丈、下有二一人一、常斫レ之、樹創隨合、其人姓吳、名剛、西河人、學レ仙有レ過謫レ之伐レ桂と有る、此事、又、太平御覽にも出でたれ共、道士の妄言なれば、云ふにも足らざる事ながら、已に古今集にも、「久方の月の桂も秋は猶、紅葉すればや照り勝るらん」と、此にも取りて詠めれば、其と一つに、此の桂里の故事を見混ふる事勿れ、又、この桂里を、伊勢が「久方の中に生みたる里なれば、光をのみぞ頼むべらなる」と詠めるも此の古傳を心得て云へるならず）續紀に、大寶元年四月丙午三日勅山背國葛野郡月讀神云々、波都賀志神等稻、自レ今以後給二中臣氏一と有ると、上なる顯宗天皇御紀に、壹岐縣主先祖押見宿禰侍レ祠と見えたれば、件の社々は、其押見宿禰の子孫なる壹岐直の、代々其神主として仕へ奉れる神なりし故に、其封田（ミトシロ）の事も何も、其氏にて取扱ひたるを、其家衰へて、中臣氏を神主に補し有なるべし、倩、右の月神の御靈の有りける程より榮え御在しけむを、其大寶の度などよりや、萬に改まりて、昔の如くならざりけむ、若て右に引ける伊伎氏系譜に就て見るに、忍見宿禰命子、大富命子、十城命子、若彥子乙等とある、其譜に、推古天皇二年甲寅夏六月五日、依天皇夢無レ止於彤頂上戴二寶鏡一、兩手捧二持日向月向一、故二天光明一、其光遍照二十方國土一、有二金銀

七寶之城郭一、卽告曰、汝等當ニ諦聽一、我國是天讓日國讓月之國也、是故君臣共敬ニ祭神祇一治ニ國家一、今汝等專歸ニ依三寶一、忽ニ諸神祇一、恐有ニ天神地祇之祟一、宜ト先敬ニ祭神祇一、寶祚長久天下太平ナ矣、天皇夢覺而大感激、玉體流レ汗、奉レ迎ニ聖德太子一、告以ニ神語一、太子大驚畏、獻ニ山背、大和、和泉、河內、丹波、近江、美濃國之內、久世、忍海、日根、交野、桑田、善積、多藝七郡於山背國葛野坐月讀大神宮一、以爲ニ御厨子所一、命ニ卜部伊吉宿禰乙等一、奉ニ幣帛一令ニ祭祀一焉、其後天皇詔曰云々、と見えたる、其後以下は、其十五年御紀の文を全く載せたるなるが、凡ての文體こそは古雅ならざりけれ、實に斯る神威の御事も御在し坐しけむこと、何かは疑はむ、下に引きて注せる伊勢國月讀神の御祟り御在し坐せる事體に同じく、蕃神をば殊に嫌はせ給へる御事にこそ、其の後に松尾社司秦氏、其の地の豪族にて、甚く榮えたりしより以來、松尾神社の攝社の列に成し奉れるなん、甚々理なき御事とは申しながら、其の社に坐す俘形坐中都大神は、其の御女に坐し、大山咋神は事代主命の亦の名にして、其御孫に坐せば、大神の御上に取りては、然るべき御幽契の御在し坐すべき御事とぞ想像り奉らるゝ事なりける（橋本經亮說に、松尾社司の秦氏は、押見宿禰の裔にて、元は押見氏と云ひしと云へり、其は今月讀社司の秦氏なるが混ひたる僻事なり、月讀社司、元は押見宿禰の裔相續ぎて仕へ奉れりしが、中世松尾の秦氏の人を聟に取りて、家職を讓りしより、秦氏と成れりと云ひ傳へたり、永久三年松尾社司等の書きたる佛經の奥書に月讀禰宜秦相元とあり、此相元は月讀社司秦氏の系圖にも見えて、久安三年八月七日卒と有りて時世も符合り、此相元松尾の秦氏より出でて月讀社の押見氏を續ぎたるより、右の如く秦氏とは改めたるなるべし、然るを反樣に心得て、松尾の秦氏を、押見宿禰の後なりと、中々に誤なり、其に本秦氏の蕃種なるを忌

み嫌へる下心より。然か云ひなしたる事の有りしが、終に實の傳の如く成れる者なり」と云へる、實に然こそ有らめ、此に就きて思ふに、松尾の秦氏は、元其歸化れるが、壹岐島などに在りけんを押見宿禰の率來りて、其の葛野郡に住ませたりし故などに依りて、世々相親しかりつらむを、彼は盛え、此は衰へて、終に右のごとく氏をさへに換ふる迄には至れりし者なるべし）神階には三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二山城國從二位葛野月讀神正二位一と有り、又、九月八日庚申、山城國月讀神、羽束志神、云々等、遣レ使奉レ幣、爲二風雨一祈焉、と見ゆ、然れども、臨時祭式なる祈雨神八十五座の中に、月讀社の漏れたるは、如何なる事にか、（拾芥抄に、月讀社、松尾社有レ之と書し、東寺に藏てる長祿二年三月文書に、松尾社官等謹言上、云々、御師相言、神主相行、正禰宜云々、月讀禰宜重富、樣谷禰宜相友、月讀祝重康、樣谷祝重房、三宮禰宜相久、と有るが如く、已く松尾の攝社には成れり）○又、同國綴喜郡樺井月神社（大月次、新嘗）此も、續紀に、大寶元年四月丙午三日勅二山背國一葛野郡月讀神、樺井神木島神、波都賀志神等神稻、自レ今以後給二中臣氏一と有るは、右の社々は上に云へる如く、葛野坐月讀神社と共に、壹岐氏の神長として仕へ奉れる社なりつらんを、中臣氏に隸て令レ飼給へるに依りて、此勅は有りけるなるべし若し、然らんには、其葛野社より移し祭れる社などにや、偖、續後紀に、承和十二年五月丁未朔乙卯、山城國言、綴喜相樂兩郡境内、始レ自二去三月上旬一、蟲蠹殊多、身赤首黑、大如二蜜蜂一、好噉二牛馬一、噉處卽腫相樂郡牛馬斃盡無レ餘、綴喜郡病死相尋、郡司百姓求二之龜筮一、就二佛神一、隨レ分祓禳、曾無二止息一移染之氣、于レ今比行者、令レト二其由一、綴喜郡樺井社、及道路鬼魅爲レ祟、卽遣レ使祈二謝之一、兼賜二治牛疫一方一、幷祭料物一と有りて、可畏き神威坐しゝかは故有りて祟り給へるよりたるべ

し、下に云へる大作神社記に、月讀尊の御馬、其の即て天下の馬の祖なる故由ありて考へ合はすべきものなり、古事記なる蛇室蜂室の故事を思ひ、又、古語拾遺なる御歳神の、蝗を放ちて稲苗を令ㇾ凍給へりし事をも、考へ合はせて曉るべき者なり、偖、此道路鬼といへるは、道路神といふ事にて謂はゆる岐神なるを、強ひて漢めかしく書かれたる者なり、若て其月神は更なり、岐神共に、其筋の事をば守る神に坐せども、御心に叶はせ給はざる時には、然る御祟も有る事にて、甚々測り奉り難きは、神の御心なる者ぞとよ、（神祇令、道饗祭義解に、謂卜部等、於京城四隅道上而祭ㇾ之、言欲ㇾ令鬼魅自ㇾ外來者、不ㇾ敢入京師、故預迎於路而饗遏也、と有るが如く、諸國にても、道上にて岐神を祭ること、傳十卷に委しく註せり、此に道路鬼と有るは、右に謂ゆる鬼魅には非らず、思ひ混ふること勿れ、蝱字は和名抄に齧ㇾ人飛蟲也、和名阿夫と見えたるなり）神階は、貞觀元年正月廿七日甲申、奉ㇾ授山城國從五位下樺井月讀神正五位下、と見え、同九月八日庚申、山城國樺井神、遣ㇾ使、奉ㇾ幣、爲風雨祈焉、と有り、此よりの例と通えて、臨時祭式なる祈雨止雨の祭禮の列に預からせ給へり、（其祭には葛野坐月讀神社は却りて入り給はぬを、此神の預からせ給ふは非と云ふ縁に由れるか、今詳らかならず、此社、今水主村と云ふに立たせ御在し坐すと云へり）又、同帳に竝びて、同郡に月讀神社（大、月次、新嘗）と有り、此をも樺井と云ひけるにや、右に引ける三代實錄の文に竝びて、奉ㇾ授山城國從五位下樺井月讀神從五位上、と有りて、御位の一等後れさせ給へるは、此社を置きては何れの社とか爲ん、然れば其所は異所に坐せども、右の樺井神の別社なる故に、共に同じく樺井月讀神とは申し奉りたるべし、偖此月讀尊はしも、素戔嗚尊に坐す故に、隣の相樂郡に綺原坐健伊那大比賣神社、岡田鴨神社、（大、月次、新嘗）

岡田國神社(大、月次、新嘗)と有るなど、皆其の御由縁の神等は多く坐せるぞかし、下に委しく云へるが如く、有の槻井と、此の綺原と、共に古に斯抒田と云ひける地なるを、思ふに其の夫神と后神と、相分れて鎮まり御在し坐す事にて此に深き所以ある者なり、其所に考へ合はすべし、(然るは、綺原坐は后神なり、鴨神社は事代主神にて、御孫なり、岡神社は大己貴神なる由なり、然らば御子に坐せるかと思ふべし、何れにしても、有の槻井神は、甚古き社と通えたり、偖、此月讀神社、大住村と云ふに在り)又、同式に、丹波國桑田郡小川月神社(名神、大)有り、此桑田郡は、山城國葛野郡に續き隣れゝば、故ある御事なるべし、郡中に松尾神社大井神社など坐して、如何にも由有りげなる事共なり、神階は、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授丹波國從五位下小川月神從五位上と所見たり、(和名抄郷名に、桑田郡小川、乎加波と見えたる、是なり、此社を或書に今池尻村に、立たせ御在し坐す由云へり)〇又、同式に、伊勢國度會郡月讀宮二坐(荒御魂命一坐、並大、月次、新嘗)有り、太神宮式に、月讀宮一坐(去太神宮北三里)月夜見命一座、荒魂命一座、と有る是なり、太神宮六月々次祭、九月神嘗祭等詞にも、荒祭宮月讀宮薗毛、如是久中進止宣と見えて、諸別宮の中にも、殊に崇れさせ御在し坐す趣なり、皇太神宮儀式帳に、月讀宮、一院正殿四區之中、(三間、長各一丈七尺、弘一丈、高八尺、一間長八尺、弘六尺、高六尺)並一稱伊弉諾尊、次稱伊弉冉尊、以上奈良朝廷御世、定祝、次稱月讀命、御形馬乘、馬男形、著紫御衣、金作帶大刀佩之、次稱荒魂、以上内人物忌進仕奉、御床四具、御倉一宇、(長一丈六尺弘一丈四尺、高八尺)玉垣四重(長廻三十一丈)御門一間(弘七尺高九尺)と見えたれば、伊佐奈岐宮も、其始時は月讀宮に屬て、表には立ち給はず御在せりしなりけり、三代實錄に、貞觀

九年八月二日戊辰、勅伊勢國、伊佐奈岐、伊佐奈彌神、改レ社稱レ宮、預ニ月次祭一、並置ニ内人一人一と有りて、此より分り坐せる故に、大神宮式には、荒祭宮伊佐奈岐宮、月讀宮と、其序を被レ成たる者なり、偖其奈良朝廷定祝と有るは、元は月讀宮の相殿に御在し坐しけるを、其御世に正殿一區を奉り、恒例の神事をも、別々に奉る事と成れるを云ふにて、此朝廷に新たに設けさせ給へるには非ざるべし、次に引ける寶龜三年御紀を以て開らむ可き者なり、同帳六月例に、四神殿、在ニ西宮ニ二殿(一殿坐ニ伊佐那岐尊靈一、一殿坐ニ伊佐奈彌尊靈一)東方ニ二神殿在レ之中(一殿坐ニ月讀神一、一殿坐ニ同神荒魂)と有りて、如此く東西に別れ御在し坐すと雖も、當昔唯月讀宮の號のみ有りしなり、所以に、祝詞にも右の如く、伊佐奈岐宮を別たずして、荒祭宮月讀宮爾毛云々と云ひ、年中の諸祭等も、古は月讀宮一院と立て、別に被レ分ざりしものなり、偖、その正殿四區なりしを、西殿二區を合はせて一殿と爲る、伊佐奈岐宮是なり、其東殿二區を合はせて一殿と爲して、月讀宮と成れる事貞觀の頃よりの御定なるが故に、太神宮式に、伊佐奈岐宮月讀宮を別々に記し被レ載たるものなり、(其は神名秘書に、仁壽二年八月二十八日、依ニ洪水一神殿流損云々、齊衡二年九月二十日云々、急造ニ假殿一、奉レ鎭ニ兩宮御體一供奉也、伊佐奈岐神、與ニ伊佐奈彌神一、又月夜見命與ニ同荒魂神一正體、洪水之時御同座之間、奉レ任ニ神慮一、奉レ鎭ニ于同殿一也、貞觀九年改ニ社號一稱レ宮、置ニ内人員一、同十年增ニ作寶殿一、但伊弉諾社、月夜見命之社無ニ增作一也と見えたり、但し此月夜見命之社は、月夜見命之荒魂命社と有るべきを、字の脫ちたる者なり)光仁天皇御紀に、寶龜三年八月甲寅、幸ニ難波內親王第一、是日異常風雨、拔レ樹發レ屋、卜レ之、伊勢月讀神爲レ祟、於レ是每年九月准ニ荒祭神一奉レ馬、又荒御玉命、伊佐奈岐命、伊佐奈彌命、入ニ於官社一、又徙ニ度會郡神宮寺於飯高郡度瀨山房一、と見えた

るを、循十一年二月丙申朔、神祇官言、伊勢太神宮寺、先爲有祟、遷建他處、而今近神郡、其祟未止、除飯野郡之外、移造便地者、許之、と有り、此は太神宮雜事記に、天平神護三年十月三日、逢鹿瀨寺、永可爲太神宮寺之由、被下宣旨と有りて、其より妖僧共の、我意を振ひて神人を輕蔑しめたる事見えたり、其より神の御祟などもや有りけん、又、同七年條に、左大臣宣、奉勅永可停止神宮寺、飯高郡可破越宣旨と有り、然れども、未だ其事行はれざりけらし、此を以て、此御祟は有りけるなるべし、此時迄は、朝廷にも佛法を好み玩ばせ給へる故に、其神宮寺を被定ると云ふと、一廉なる御祟敬を增し奉らせ給ふ御心なりけむを、此に始めて月讀神の御祟ありし故に、此は皇太神の甚く忌み嫌はせ給ふ者と、御心著かせ給ひて、其寺を神郡の外に移すのみならず、其忌詞をさへに定めさせ給ふ計には至れる者なり、顯宗天皇三年には、葛野坐月讀神の、我祖高皇產靈尊、有預鎔造天地之功、宜以民地奉と誨へ給ひて、皇祖天神の御恩賴を辱なみ奉るべき大義を示し教へ給ひ、今此御祟には、佛と云ふ鬼はしも、不須也凶目醜めく汚穢き物なるが故に、神の御許に近著く事を忌み嫌はせ給ふ事は更なり、世に害ある者なれば、退けさせ給ふべき御事を、天皇に教へ覺し奉らせ給へるにて、此二度の御誨言ぞ、皇大御學に仕へ奉る吾輩の學則と爲りて、仰ぎ貴み、因准ひ奉るべき事共にて忽略に思ひ成し奉るまじき御命になん有りける（齋宮寮式に、凡忌詞、內七言、佛稱中子、經稱染紙、塔稱阿良々岐、寺稱瓦葺、僧稱髮長、尼稱女髮長、齋稱片膳、外七言、死稱奈保留、病稱夜須美、哭稱鹽垂、血稱阿世、打稱撫、宍稱菌、墓稱壤、又、別忌詞、堂稱香燃、優婆塞稱角筈と見えたる、其外七言はしも、儀式帳、又、世記などに、倭姬命亦種々乃事忌定給支とあれば、其時より有り

し事決きを、其所に內七言をも擧けたるに、後の事を始に及ほして書せるなれども、未だ佛法の參り渡らざる以前に然る事定めは爲給ふまじき事ながら、事の內を擧けつる者なるべし、然れども、此月讀神の御祟は光仁天皇の御世儀式帳は、桓武天皇御世にて僅の年序を隔たるに、儀式帳に、內七言をさへに倭姬命の御定めに係けて云へるを思へば甚古くより、內々にて、神宮にて云ひ習へるが故なるべし、其にても、世に行はれて、朝廷の大御掟と成れるは有の光仁天皇の大御代頃よりの事ならざれば、前後に斯かる事の定まるべき節は有らぬものをや、然れども、此は元より皇太神の大御心なるべき事申すも更なり、偖、皇太神宮儀式帳の首に、掛畏天照坐太神、月讀之神、所稱伊弉諾尊、伊弉冊尊、共爲夫婦合所生神御形鎭坐、供奉行事、天照坐皇太神乃、伊勢國度會郡宇治里、佐古久志留伊須々乃川上爾御幸行坐時儀式云々、と有りて、二柱神共に御幸坐す趣に在れども、崇神天皇六年御紀には、以天照太神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬と有りて、月讀尊の御事とては見えざるなり、古語拾遺に其事を載せたるには、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照太神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉とあり、此を以て、儀式帳に月讀之神とあるは、卽ち草薙劍の御靈に坐す事、著明く說き得べくして、妙なりとも妙なる事にて、此一つを以ても、月讀尊　素戔嗚尊の、同神に御在し坐す御事、更に論にも何にも及ばざる御事なる者なり、然るは、丹後國加佐郡笶原神社は、古風土記に謂はゆる眞名井匏宮にて渡らせ給へるが、慶長五年、其社再興の時、領主細川忠興主の書かれたる棟札文に、崇神天皇卽位三十九壬戌歲、使豐鋤入姬命遷天照太神、草薙劍、月夜見命于此地、以奉齋、一年三月矣、然後、鎭其御靈代、又遷與佐郡九志渡島、以奉齋、此時始有與佐郡名焉、と有も、右の

儀式帳の旨にも合ひて、月夜見尊、素戔嗚尊、専ら同神にて渡らせ給へる證なるなり、若くて景行天皇四十年御紀に十月壬子朔癸丑、日本武尊發レ路之、戊午枉レ道拜ニ伊勢神宮一、仍辭ニ于倭姫命一云々、於レ是倭姫命、取ニ草薙劍一授ニ日本武尊一曰ニ愼之莫レ怠也と有りて、此より後に、尾張國熱田宮に鎭まり坐す御事と成りて、天照大神、素戔嗚尊の御靈と爲て齋ひ奉れる是なり、然るに、儀式帳に、月讀宮の御形を、乘レ馬男形、著ニ紫御衣一、金作帶ニ大刀一佩レ之と有るは、其素戔嗚尊の月神に渡らせ給ふ方を齋ひ奉らせ給ふが故に、此宮を素戔嗚宮とは申さゞるなり、（同じ神を別々に祭る例猶多くあるべし、譬へば大國主神の如きも、或は大物主神と祭られ、又は大國魂神にて祀り、或は大己貴神にても、八千矛神にても、齋かれさせ給ふが如く、各その御名は替れるは、其御功の別なるが故に負ひ坐せるにて、祭る方にても、其御功用に依りて勸請れるが如し）若くて其荒御玉命は、上に已に註せる如く、魚海神社に坐す海神豐玉彦命に渡らせ給へる事、海潮の月の出沒に隨ひて、滿も干も爲しつゝ、月神の國土に幸ひ給ふ御功用を資け奉らせ給ふ神に坐す事は、申すも更なり、御父大神に、可ニ以治ニ滄海原潮之八百重一也と依され奉り給へるも、滄海を本として國土を兼ねたる稱なる事、已に註せる如くなれば、動くまじき事と、予は思ひ定めてなん有りける、「神宮典略と云ふ書に、「神名式、多氣郡魚海神社一座、祭神は例の難レ知し、檜殿、儀式帳に、魚海社云前、月讀命、豐玉彦命、豐玉姫命、合三柱神靈也、又、最世社記に、月讀命荒魂神、靈鏡奉レ遷ニ于魚海神社一、是神託也、など答言を盡せり」と云へれども、却りて見識狹き說にて、遍く皇輿を伺ひ奉る神眼の行き渡らざるが故なり、其上內宮の神人の僻として外宮にて出來たる書に在る事と云へは、是非を云はずに捨つるを、尤けき事には爲あれども、其與意に汚き心有りて、

即くるなれば、其も五十歩百歩の類なりと知るべし）○又、同式に、度會郡月夜見神社　太神宮式に、度會宮所攝十六座、月夜見社云々、右諸社並預二祈年神嘗祭一、と見えたる是なり、等由氣宮儀式帳に、月讀神社正殿一區と所見たる、一區は荒御玉命の御なるべき事、上なる內宮月讀宮の例に思准らひて曉るべし、神名祕書に、月讀宮一座（在二神宮之北方一）靈御形鏡坐（宮號時奉レ渡レ之）と有れば、一神の如くなりと雖、其下に神名內宮與同體神也と有るを以て、荒御玉命と坐々す御事を明らめ奉るべし、（神宮典略に、應永頭工日記に、應永廿六年正月四日、月夜見宮、同小殿炎上と有る、此時神體も燒失せ坐ししか、應永外宮遷宮記に、一己亥年火。神體不レ坐故。去年遷宮夜。以二本宮神寶鏡二面一爲二御體一、同鏡納二御假櫃一と有り、此去年遷宮とは、同記に、三十年八月廿八日、月讀宮遷二御稻倉一と有るをいふ斯れは、此時より古の御體は坐々さず成りしなり一と云へり、但し右に引ける神名祕書に、宮號時奉レ渡レ之と云へれば、其の古よりのにては無くして、承元四年宮號宣下の時、更に定め奉れる御體なる者なり）右の如く、古は度會宮の所攝第一の御社にて有りしを、土御門院天皇の大御代に至りて、更に宮號を奉らせ給ひて、四所別宮の第三に成し奉らせ給へり、類聚大補任、建曆元年條に、別宮月讀宮一院、右神者准二土宮之嘉例一、依二神事之增加一、定二別宮一、可レ被レ增二作寶殿寸法一之由、承元四年三月廿五日、次第上奏之處、同年五月廿一日、依レ請被レ下二宣旨一也、增二寶殿寸法一、諸事任二土宮之例一致二沙汰一、募二別宮一、以二私物一所二造進一也、と見えたる是なり、土宮之嘉例とは、此より以前、崇德天皇大治三年に、宮號宣下有りて、長承二年に寶殿增作の事を上奏し、保延元年に遷宮ありし其例を遂ひて上奏せりしなり、其後、伏見天皇正應六年、風宮の宮號宣下有りて、古より有來（アリキタ）れる高宮を合せて、四所別宮とは成れりし者

なり「土宮の御事を、右の典略に「外宮儀式帳に六月十七日、即更宮地神酒一缶供奉、とある此神ならむか、然れば宮地を守り給ふ御靈神なるべし、内宮の與玉神と同じく聞ゆ」と云へるは然る言なり、其宮號の事は、源師時卿の長秋記、長承二年條に、土宮准二七別宮一可レ預二官幣一云々、同三年六月廿一日、按察使來談云、明日可レ在二仗議一事、朝家大事、必可レ參二豐受太神宮土宮一、彼外宮地主神也、然而年來無レ預二官幣一、而今度准二七別宮一、可レ預二官幣一之旨、自二本宮一依二申請一、已蒙二裁許一、仍重申請云、御殿元高五許尺也、而准二七所別宮一者、毎年荷前幣物可レ納二御殿内一也、件幣物、二十年遷宮外、無二取出事一者、不二大造一、於二御殿一件物無レ可レ置之處一者、准二内宮、荒祭、外宮、高宮等一可レ被レ造、此御殿一丈許、有二何難一哉云々、と有るを、土宮之嘉例として、月讀宮にも仕へ奉らむと上奏したるなり、神名祕書に、大治三年六月五日官符、改二社號一爲レ宮、預二祈年、月次、神嘗祭幣一也、是宮川堤爲二守護神一也、保延元年遷宮之時、造宮親章造二進之一とある例を、此にも引ける者なり」弘安九年參詣記にも「月讀宮、承元四年五月廿二日宣下、土宮の例に任せ、別宮として寸法を增し奉るべき由、造宮使仰せらる」と有り、神祇本源にも、准二土宮嘉例一、依レ申二子細一、承元四年五月廿二日、被レ下二宣旨一、被レ授二宮號一了、建曆元年辛未、造宮使增二作神殿一、准二内宮一、加二作小殿以下一、同十二月十八日、奉レ成二遷宮一了、と見えて、何れも異なる事なし、偖、この月讀神社に宮號の宣旨を請ひ奉る、然(サ)せる節(フシ)有りての事とは聞えざれども、決(ウツナ)く神の御心なる者なり、(典略に「内宮の月讀宮は、已くより別宮なる其例を引きて、申し請ひしにも有らむか」と云へる、然る事には有れども、宮號宣下は甚々朝廷にても大事にあるを、容易く請ふも請ふなり、許すも許すなり、上下の心右の如く打合て、萬世の制と定まる事はしも、豈少縁の事

ならめや、然れば、斯かる事に至りては、私の論を捨て、公平に說き成し奉るべき者なり）然るは、其月夜見神社と聞えし古より、豐受太神宮の所攝第一の神に渡らせ御在し坐す御事はしも、此大神には、殊に親しく御在し坐すべき御幽契淺からず御在し坐す、其の原根を云へば、此第十一ノ一書に、天照太神在㆓於天上㆒曰、聞葦原中國有㆓保食神㆒、宜㆓爾月夜見尊就候㆒㆑之、月夜見尊受㆑勅而降、已到㆓于保食神許㆒、保食神云々、夫品物悉備、貯㆓之百机㆒而饗㆑之、是時月夜見尊忿然作㆑色曰、云々、迺拔㆑劍擊殺、然後復命、具言㆓其事㆒、時天照太神怒甚之曰、汝是惡神、不㆑須㆓相見㆒、乃與㆓月夜見尊㆒、一日一夜隔離而住、云々、と有る、此に擊殺と有るは、古事記なるも然なれども、誤傳にて、攝津風土記の方正しき由、傳七又、此卷にも云へるが如くながら、何にも爲よ、保食神の御爲には、月夜見尊はしも、甚じき御敵にて渡らせ給ふが如くなれども、此に依りて此大神の國土に幸ひ給ふ靈威の彰はれさせ給ふ御事にて、天照太神の、皇御孫尊に齋庭の穗を御せ奉らせ給ひしより、天津日繼といふ事定まりて、國を瑞穗國といふも、其日嗣の稻穗に依る事は、申すも更なり、生とし活ける人者の、命續ぐ食物、著物、住家の事までも備はり足らひて、後には掛卷も甚も可畏き皇御祖と坐す天照皇太神宮と、然しも異り無く持齋かれ御在し坐す程の御德はしも、此月夜見尊の事有りて出來現はれさせ給へるが故に、然しも親しく物せさせ給ふ御事と恐けれども、其御事實の上に定に明らかなりける者をや、若くて又、其月夜見尊の、豐受太神を資けて、奇しき神威を成し奉らせ給へるかと所思しき由あり、其は傳十二卷に、神名式なる出羽國飽海郡大物忌神社（名神、大）月山神社（名神、大）の御事を擧げて註すを見て曉る可きなり、（古事記には、此を須佐之男命とし、大宜都比賣神とせり、何にしても、同神なれば難なし、神名式に丹後國比

沼眞奈爲神社、須代神社、丹波郡と與謝郡とに坐すも、右の例なり、神名帳考證、須代神社の下に引ける大同本記に、素戔嗚尊所ㇾ生三女神、奉ㇾ助二天孫一而、爲二天孫一所ㇾ祭止詔之神、丹波國與佐郡比沼眞名井坐須勢理媛乃命奉齋留神云々と有るも、旁由有る傳なる事、瑞珠盟約章第一ノ一書の傳に云ふを、考へ合はせて曉りてよ)〇月讀尊を祀れる社、猶此彼(コレカレ)あり、神名式に、攝津國住吉郡大依羅神社四座(並名神、大、月次、相嘗、新嘗)と有るは、上に考へ記せる如く、其祭神は海神なるべく所思ゆるに、社傳に、所祭月讀尊、大己貴命、五十師命、垂仁天皇也と云へる、其月讀尊と海神とは、本體と荒魂に坐して、相共に御在せる事、右の內外兩宮に鎭き給へる月讀宮の御事を以て知らる、然れば、此も其海神は必ず坐すべきを、其月讀尊に相副へて、一座として祭給へる故に、海神の御名は隱れ給へるなり、若くて月讀尊、大己貴命は、御父子の間に坐せば、共に御在し坐すべき事、下に擧ぐる信濃國佐久郡大伴神社の例を以て知るべし、五十師命、垂仁天皇の御事、傳なければ知るに由なし、偖、續後紀に、承和十四年七月甲子朔丁卯、修二造攝津國大依羅社一爲二官社一と見え、神階は、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉ㇾ授攝津國從五位上勳八等大依羅神從四位下一と有りて、重く待成(モテナ)し奉らせ給ふ社にて、同年九月八日庚申、攝津國大依羅神、遣ㇾ使奉ㇾ幣爲二風雨一祈焉と有りて、此より祈雨神の列に渡らせ給へり、又、臨時祭式なる八十島祭神の列に載すも、海神の御在し坐せばなるべし、(攝陽群談に、大依羅神社、祭神天八現彥命といへるは、異なる說なから、姓氏錄、攝津國神別に、我孫、大己貴命孫天八現津彥命之後也と見えたれば、由なきには非ざれども、其祭神と爲る事は如何あらむ、猶神功皇后御紀の傳に、依羅吾彥の事を註して我孫の事をいはむ)又、但馬國朝來郡粟鹿神社(名神、大)此も上に註せる如

く、神名帳頭註に、上社彦火々出見尊、中社籠神、女體也、下社豐玉姫勸請如レ此、と有る、籠神に女體也と云へるは如何なる事なれども、祭神は實に其如く有るべきなり、若くて其次に、又云伊弉諾伊弉冊竝相生之兒大日孁神、月讀、素戔嗚、合三神云々、と所見たるは、異説には非ずして、實に其大神等も鎭まり坐すが故に、又云とは云へる者なり然して其籠神は海神に坐せば、右の三神中にも、殊に月讀尊の坐すは、大いに由ある者なり、社傳に、崇神天皇御代に鎭坐と云へるは、官幣を被レ獻し初にて、神代よりの舊趾なるべき事、海宮遊行章の傳に因みて云ふべし、又、社傳に、神功皇后韓征(カラウチ)の御時、御幣帛を奉らせ給へる由云へり、本社に乾滿の二玉を藏むと云へり、神階は、三代實錄に、貞觀十年十二月廿七日丙戌、授二但馬國從五位上粟鹿神正五位下一、同十六年三月十四日癸酉、授二但馬國正五位下粟鹿神正五位上一と見えたり、神祇官永萬記には、阿波鹿社と記せり、和名抄鄕名に、粟鹿(安波加)と有り、(偖、乾滿二珠を此社に藏むと云ふを、先には疑ひ居りしかども、予、但馬丹後の國々に往來ふ時に、道を枉げて詣で聞くに、甚奇しき事なん有りける、此氏子は更なり當國に日下部姓の家々多く在るが、鰒を食ふ時は、必ず忽ちに神の御咎有りて、見る々々口などの曲るが故に、誰も愼しみて大に忌む事とぞ、此に就きて人の云ひけるは、其二珠はしも、鰒貝珠なる故に、鰒を食ふ事を、神の嫌はせ給ふにやと云へるは、然もあるべし、何にもせよ、甚々奇異なる玉なりと聞けり)又、同國養父郡夜夫坐神社五座(名神、大一座、小二座)と有るを、但馬國續風土記と云ふ書に上社大己貴命、中社倉稻魂命、少彥名命、下社谿羽道主命、船帆足尼を所レ祭と云へるに、又一說有りて「保食大神、稚産靈神、月夜見尊、天穗日命、帆足尼命なりとも云へり」と云へり、何れにしても、保食神を主として祭れれば、一說の方正しか

るべし、神階は、三代實錄に、貞觀十一年三月廿二日庚辰、加二但馬國從五位上養父神正五位下一と有り、和名抄郡名に、養父（夜不）とある是なり、（今も大養父村と云ふに立たせ御在し坐すなり、偖、右の續風土記はしも、同國出石城主仙石氏の儒者に、井上觀といふ人の有りて、著はせりしが、嘉永三年六月廿九日、予、養父郡八鹿村西村氏といふに到り著きたるを聞きて、素より相知れる任に、其書十卷を携へ來りて見せたるを記憶居て、今記せるなり、此の人頗る大儒の聞え有る人なりしかども、魂は皇國魂にて、如此く其地志の事に心を勞きたり、此や實の儒者と云ふ者の任には有るべき）〇又、同式に、信濃國佐久郡大伴神社あり、祭神月夜見尊、大己貴命なる由、社記に見えたり、上にも已に註せる如く、彼國はしも、古大湖なりし間に、海神の御子宇都志日金拆命の領居し地なりしかば、佐久郡など云ふも由有るに就きて思へば、信に然るべし、御牧望月大伴神社記（一云注進狀）に云はく、掛卷毛畏支信濃國佐久郡横鳥鄉望月之里御桐谷爾鎭坐須大伴神社者、月夜見尊也、大己貴命也、（二柱）伊邪那岐尊乃宣久、月夜見尊者可三以治二滄海原潮之八百重一也、如レ斯事依志給爾因氐、月夜見尊即青海原袁治食須時、龍馬爾乘給氐、四方乃國中之河々溪々爾至迄、不レ殘毘巡給支、其時千曲川爾到給氐、川上袁指天登給爾、此溪川依二清水破一而、求二水上一氐登給支、其處爾奇支巖有支、故彼岩上爾登坐氐、四方袁望見給氐、此神霧溪爾蒼生乃往々住氐榮牟事袁、御心中爾神議々賜天、彼角馬川乃岩上爾度々出坐支、或時神霧溪爾至氐、彼岩上爾登利坐天、金弓金鳴鏑手取持己、天之眞名井爾移牟止宣氐、地中爾投入賜婆、其處與利清水涌出而、甚美加利支、故乃喜哉止詔而、東方乎御覽而宣久、朝日直刺岡夕日日照岡也止宣天、神霧谷續松山穢倉井原乃下津岩根爾、宮柱太敷立、高天原爾千木高知己鎭坐支、と有る、此迄は月夜見

尊の故事なり、偖、此傳に、青海原袁治食須と云へるに、四方乃國中之河々溪々爾至迄、不ㇾ殘睨巡(メグリミ)給支と有るは其知食す天下を睨巡給ふなり、次文に大己貴命の、天下袁睨巡給弖東國之云々、と有るに應へる語なるを以て知るべし、偖、此睨巡給へるは、素戔嗚尊と聞えし程、出雲國の淸宮に御在し坐して、天下を治食し間に在りし事なるべし、又、此社傳も、月夜見尊素戔嗚尊とは、同神異名なる事、又、青海原と天下とは同じ事にて、此國土を云ふ稱なる事も知られて紀記の古傳の徵とも成る事なり、横鳥郷は、和名抄に見えず、望月は、延喜式信濃國御牧の中に見ゆ、御桐谷と神霧溪とは一なるなり、千曲川は、萬葉十四に、信濃奈流、知具麻能、河泊能左射禮思母、伎彌之布美氐婆、多麻等比呂波牟」と有る是なり、角馬川(ツヌマガハ)は右の龍馬に乘らせ給へる事に依れる名か、萬葉五に、多都能馬母、伊麻勿愛氐之可、又、多都之麻乎、阿禮波毛等米牟など見え、日本紀竟宴歌に、多都乃古麻と有りて、足疾き馬なるべし、上に云へる皇太神儀式帳に、月讀宮の御形を、乘ㇾ馬男形と有るをも思ひ合はすべき者なり、西蕃にては、大昊庖羲氏の時に、龍馬負ㇾ圖出ㇾ河と云ひて、能く人の云ひ騒ぐ事なり、周禮に、馬七尺以上曰ㇾ八騋尺以上曰ㇾ駥曰ㇾ龍と云へり、但し此月神の乘らせ給へるは、眞に龍の馬と化りて駕せ奉りし故に、角などの生ひたりしにや、然らざれば、角馬川といふ地名に叶ひ難し、前漢書に、臣易ㇾ上政不ㇾ順、厥妖馬生ㇾ角、など云へる空理に泥むべからず、金弓金鏑を投げて水を得給へるに依りて、其地を金井原といふ事聞えたり、又、天之眞名井爾移牟の爾は、乎(ヲ)を誤れるにて天上の眞名井を此に移さむと云ふ事なるべし）次に是後大己貴命、以二廣矛一天八重雲袁押分氐、天地乎翔行氐、天下袁睨巡給氐、東國之五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而、此處爾到坐夭、月夜見尊乃鎭坐受神言乎、毘美悦比愼美謹美毛爲

奉、作奉氏、相殿爾鎭坐爾因氏、大伴神社止奉レ崇支、其後醍醐天皇御宇、藤原朝臣忠平等、奉レ勅官幣有志時、此郡内三座之中一社爾撰波禮氏、恭毛式内之一社也、と有るは、大己貴命の相殿に坐す所以を云ふなり、右の以二廣矛一は、語を隔てゝ東國之云々に係れるにて、雲を押分るには非ず、天八重雲裳押分氏、天地乎翔行氏云々は、其邪神を拂ひ平け給はむ爲めに、先づ其國體を睨巡給へるなり、出雲神賀詞に、天穗比命乎國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氏、返事申給久、と有る類なり、以二廣矛一東國之邪神乎神拂は、大倭神社注進狀に、大己貴命以二廣矛一爲レ杖、令レ撥二平豐葦原中國之邪鬼一、と有る是なり、月夜見尊乃鎭坐受神言乎畏美云々は前文に東方乎御覽而宜久、云々、鎭坐支と有る其事を宣出でたるなり、愼美謹美毛齋奉とは、此時には大己貴命國作之時なりければ、御父大神其より已く根國に入り坐し、其より月國に到り坐して、月夜見尊と申し奉る頃ほひなる故に、其鎭坐支とある、御靈を齋き奉らせ給へるを云ふなり、其時、又己命の御靈をも留め奉りて、御作に侍き奉らせ給ふ故に、大伴神社とは申すとなり、(然れば、此は氏の大伴には非ず、相作ふ由を以て、大伴とは云ふなりけり、但し作奉氏相殿に鎭坐と云ふ迄は古傳にて、因氏大伴神社止奉崇支と云ふは、後に其故事に依りて定めたる社號なるなり、其官幣有志時と云ふは、官帳に被レ加て、祈年國幣を令レ賜給へる事を云ふなるべし、式に英多神社、長倉神社大伴神社と有りて、佐久郡三座の一なり)其文に、古昔月夜見尊、夜岩上爾幸以來、里乎望月止號支、又有岩上爾、月御影殘留幾以天、其石乎月輪石止號久、其邊乃渦水爾、月輪淵止云處有、是影向之處爾氏、于今不思議之事有利、月夜見尊此處爾鎭坐之時、彼龍馬爾府レ置御鞍乎、自レ手解天、曠野之石爾懸賜支、後世爾鞍掛石止號久、其角馬者則駒乃御止度賜利、如此

靈妙奇異大神之御形乎遷奉而、奉レ崇奉レ齋留御牧望月大伴神社爾、天地共爾永久爾鎭利大坐々天、今上天皇玉體安穩、四海泰平、五穀能成爾、夜護日守々賜比幸賜也云爾、神主金井某敬白、と有り、彼岩上云々と云ふは、上に奇支巖石支、故彼岩上爾登坐天、四方遠望見給、と有る其なるが、後に其大神の月神と成り坐し、御跡を卜て、望月と號けたるなるべく、又、彼岩上爾月御影殘禮留遠以天、其石乎月輪石止號久、とは、其如く圓なる圖の有るを取りて、其御靈とは祀へりしなるべし、又、月輪淵に、于今不思議殘禮利と云ふは其にも御靈を留め坐すが故に、奇しき驗共有るを云ふにこそ、然れば有の名共は、大己貴命、其御父大神を偲び奉らせ給ふ御心遣に、然か號けさせ給ひけむも亦知るべからず（月輪と云ふ地名、山城國葛野郡にも有れども、來由知り難し、又、地名を紀伊郡にも移して、月輪と云ふ所あり、九條兼實公の山莊月輪殿の地是なり、又、播磨國續風土記に、「鞍懸石、神部の沖に在り、大己貴命御鎭有二と云へり、今鞍懸島と云ひて小島あり、其なり）其龍馬と角馬は同じ物なる事、上の小註に云へるが如し、倩、其角馬者則駒乃種止成禮利と有るは、此に眼と有る傳なり、其は第十一一書に、此神の保食神許到り坐しゝ後に、天照太神復遣二天熊人一、往看之云々、唯有二其神之頂化一爲二牛馬一云々、天熊人悉取持去而奉二進之一とある、其より天上にて令レ飼給ひけらし、寶鏡開始章なる素盞嗚尊の御荒びの中に、放二天班駒一使二伏田中一とも、剝二天班駒一穿二殿甍一而投納とも有るを以て炳然し、然るを、此國土に馬と云ふ者の始めは、如何にして有り初めたるか、傳なければ知るべからぬを、此文に、其角馬者則駒乃種止成禮利と有るに依りて考ふるに、素戔嗚尊、天にては衣食住の物を損ひ給へりしかども、天より被レ逐て降り坐しし後には、其衣食住の事を以て、天下蒼生に御恩賴を令レ蒙給ふ事のみを以て任とし

給へる事、神典の趣に所レ見たるが如し、然れば、此も其の中の一種にして、實に廣く厚き御賜物なるが、世に在らゆる馬はしも、此牧に初めて成り出で、其より四方八面に蕃息りたる者なる事、この傳にて甚々明らかなる者なり、上に引ける承和十二年御紀に、樺井月神の祟り給ひて、牛馬の多く斃れ盡きたる事をも思ひ合はすべき者なり、然れば此注進狀を以て、皇典の缺漏を補ふ事、少からざる故に、今全文を擧げて少か註すになむ、（此書奥書に、這一卷以二大伴神社祝金井美濃守本一寫レ之、正德四年甲午夏、藤原朝臣花押と有り、其次に、右殿下御本拜二閲之一、卽謹寫訖、左府生橘判、と見えたり、右文を讀み下して見るに、何處にも少かの滯なくして、甚美たく、古傳の任ならでは如此は書き取り得べからずと思ふ事多くして中古の人の手に成るとは雖も、古文は古文と判然に見ゆるは、少かも狡意を加へざればなるべし、此の本、予が友、小泉保徹か、讃岐國高松城の考信閣に在りつる程、寫し取りて藏めしを、予又寫し取りて寶とせるなり）〇素盞嗚尊者可三以治二天下一也と有るは、上に辨へたる如く、可三以治二滄海原潮之八百重一也と同じ事なるを、言の換はれる故に重複れる者なり、此に一の論あり、正書に、伊弉諾尊、伊弉冊尊、共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟と有りて、於レ是共生二日神一云々、次生二月神一云々、次生二蛭兒一云々、次生二素戔嗚尊一、此神有二勇悍以安忍一云々、故父母二神、勅二素戔嗚尊一、汝甚無道、不レ可三以君二臨宇宙一、固當三遠適二之於根國一矣、遂逐之、と有るを見るに、此は天下之主者を生まむと爲して、生み奉らせ給へるなるが、其時に日神の生れ坐しゝは、古語拾遺に久志備所レ生と云ふ類にして、思ほしも寄らせ給はざりし御子の生れ出でませ給へるなれば、初めより天下の主者と云ふには御在し坐さずして、質性其任に日神に渡らせ給へば、素戔嗚尊こそ卽て大八洲國

及山川草木の全を所知食べき天下之主者に渡らせ給へるが故に、御事依しの御事を、上に云はずしても著き者なり、此を以て不可以君臨宇宙と云ひて、其照臨に成るなり、（若くて其月神は素戔嗚尊の別名なれば、其を除くべく、蛭兒は八洲起元章第一ノ一書に出でたる其正説にて國名なれば、其も此に除く時は、殘る所素戔嗚尊一神と成りて、天下之主者と云ふに落つるなり）其第一ノ一書に、伊弉諾尊曰、吾欲生御宙之珍子、乃以左手云々、是謂大日孁尊、右手云々、是謂月弓尊、又廻首云々、是謂素戔嗚尊、即大日孁尊、月弓尊云々、故使照臨天地、素戔嗚尊是性好殘害、故令下治根國とある、此も宇宙を統御す珍子を生まむと欲ほして生み給へるに、日神月神を生み坐せる故に、使照臨天地と有れば、殘れる素戔嗚尊なむ、其御宙之珍子に當らせ給へれば、御事依しの事は無くても、天下之主者に御在し坐す事灼然し、故令下治根國と云ふは、可以治天下の反をいふ者なり、第二ノ一書に、日月既生云々、次生素戔嗚尊、此神性惡、常好哭恚、國民多死云々、故其父母勅曰、假使汝治此國、必多所殘傷、故汝可以馭極遠之根國と有るも然り、日月既生は、天下之主者に非ざれば別物にして、次なる素戔嗚尊に屬きて、國民と云ひ、治此國といひ、其を放ちては可以馭極遠之根國とは云へるなり、（然か根の國と云ふも、極遠之根國と云ふも、此國土を云ふに就きて、其國の沙汰に迄及べりし者なり、偖、日神一柱にて事の濟みたる所なれども、右の二傳共に、月神と素戔嗚尊を別神として擧げたる任に、姑く此にも並べて云ふなり）次には、此に月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也、素戔嗚尊者可以治天下也と有る事なるが、此に對せ考ふべき文は、第十一ノ一書に月夜見尊者可以配日而知天事也、素戔嗚尊者可以御滄海之原也と有り、然るに其月神の御事は、正書にも、其光彩亞

レ日、可ニ以配レ日而治一、故亦逆ニ于天一と有る事なれども、傳六にも云へる如く、日と月とは、共に天に並び見ゆる物なるが故に、此神名を擧ぐるから、然る御依の事なくては文意の落著かざるが故に係けたる語と所思えたり、顯宗天皇三年御紀なる月神の御詔に、我祖高皇産靈尊、有下預鎔二造天地一之功上、以ニ民地一奉レ と有る御命ぞ、甚近き證には有りける、此神、初め素戔嗚尊と申して天下を治しゝ時に、其國土を經營らせ給へるに、皇祖天神の相須て令ニ鎔造一給へる御恩賴を思ほして、顯人神の御許よりの御祭を乞はせ給へるなり、若し唯に月神のみに御在し坐さむには、天地を鎔造らせる事を、然許に事擧させ給ふには及ぶまじき者なるをや、(尙ほ傳十一に云へるを見合はすべくなむ、)(然れば、古事記に、次詔ニ月讀命一、汝命者所レ知ニ夜之食國一矣事依也、と有る夜之食國は、即ち月の事なるが天下を大已貴神に授け置き給ひて、其より根の國に入り給ひ、月の國に移り所知看す後の事なるを、此の御事依しの中へ混れ入りたる者なる事、已に傳六卷に云へるが如し)右の如く件々を遂ひて切る時は、素戔嗚尊にしも、正書にては天下之主者と有り、第一ノ一書にては御宙之珍子と有り、第二ノ一書にては治ニ此國一と有り、此には可ニ以治ニ天下一也と有りて、更に異說ある事なきを、第十一ノ一書に至りて、可ニ以御ニ滄海之原一也と云ひ、古事記にも、次詔ニ建速須佐之男命一、汝命者所レ知ニ海原一矣事依也、と有りて、右に宇宙と云ひ、天下といふとは別なるが如くなれども、然には非ず、正書に、次生ニ海、次生ニ川、次生ニ山、云々と有りて、其所なる二神の御言に、吾已生ニ大八洲國及山川草木一、何不レ生ニ天下之主一者歟と有るを相照らして思ふに、國土山海の言を合はせて、滄海原潮之八百重と云ふ事に成りて、其即ち宇宙とも、天下とも云ふ物になむ有りける、然れば已に云へる如く、高天原と滄海原と對ひ、天上と天下とを對ひて、共に同じき事と知

るべし、(然れば此傳に、素戔鳴尊と月讀尊と、御名を別けたれば、異神の如くなれども、滄海原潮之八百重と天下は一物なれば、卽ちその異說より正傳を生みて、其同神異名なる御事を明らめ得奉るに至るは、我ながらだに甚々靈しく妙なる心ちしてなん思ゆる)○年已長矣云々は、古事記には、故各隨ニ依賜之命一所知看之中、速須佐之男命不レ知ニ所レ命之國一而八拳須至ニ于心前一啼伊佐知伎也云々と有りて雅びたるに、此は漢文に易簡に書されたるなり、其玉垣宮段に、本牟智和氣御子云々、是御子八拳鬚至ニ于心前一眞事登波受と云ひて、其年の長なび給へる事を、其にて聞かせたるなり、然るに復生ニ八握鬚髯一と有るは、其長なび給へるを云ふには非ず、其長なび給へる形容を云ふ故に、此に殊更に年已長矣と云ふ文は有るなり、(如此く皇國の古語を漢文に書き取るには、然る意味の違ひも出來れる者なれば、當昔甚々記され悪き事なりつらむを、今將此を說くにも、又其解け難き事多くあり)綏靖天皇御紀に、手研耳命行年已長、久歷ニ朝機一と有る長字をも、此と同じく於伊と訓みたり、垂仁天皇二十三年御紀に、譽津別王是生年既三十、髯鬚八掬と有るを合はせて、此年已長矣と有る趣を思ふべし、老字を於由と訓むに見馴れたる心には異しむめれども、桐壺巻に、源氏の三歲に成らせ給ふを、此御子の於與須宜以て御在して云々と有り、注に於與須宜は長なびたるを云ふといへる如く、人の年を經て長なび行くを、老とは云ふなりけり、然れば、於伊は大往の義にて、年の大に行經るを云ふか、古事記(日代宮段)歌に、阿良多麻能、登斯賀岐布禮波、阿良多麻能、都紀婆岐閉由久と有りて、年月に往といふ語の有るを以て知るべし、(應神天皇四十年御紀に、長與レ少孰尤焉云々、不レ逮ニ于長子一云々、長者多經ニ寒暑一、既爲ニ成人一云々と有れば、此も其の如く訓まむかとも思へりしかども、中々なる物損ひにて有りけり、

凡て御紀の古き訓はしも、世々の識者を經て定まれる者にし有れば、此を以て古語を得、又古意を得る事少からざれば、其任にて有らむこそ宜しかりけれ、故、今も其如くにて有るなり)〇生二八握鬚髯一は、私記に問、八握之髯如何、答、言其髯之長如二八握一矣、古事記云、而八拳須至二于心前一也、握訓と有るが如し、右に引ける、垂仁天皇二十三年御紀に、髯鬚八掬を、夜都加比宜牟須麻氐爾と、有る牟須も、此の生と同じ事にて、已に御年の長なびさせ給へる形容を云ふなり、出雲風土記に、大神大穴持命御子、阿遲須枳高日子命、御須髮八握于レ生晝夜哭坐之なども有り、令集解に引ける遊部の古記に、爾時詔、自二今日一以後、手足毛成二八束毛一遊詔也と云事も見ゆ、記傳七(十八丁)に、八拳は彌束にて、唯長き由なり、和名抄に、髭、口鬚也、加美豆比介、鬚髯頤下毛也、之毛豆比介と見えたり、心前は牟那佐伎と訓むべし、至は伊多流麻傳と訓みて、心前に至レ至といふ事にて、成長り坐して如此る頃迄といふ事なり、此唯齢の長しく成れるを云ふ古語にて、甚上代は如此く其と無く其状を寛舒に云ひて、甚も雅やかなる者なり二(採要)と云はれたる實に然る言なり、倩、比宜は傍毛にして、頭髮を主と立てたる稱なるべし、(記傳に、鰭毛か、又は秀毛にても有るべし一と云はれたれども、當らず、傍字を比に用ひたるは、神武天皇御紀に、畝傍山とある是れなり、又須は、鬚の本字にて、說文に面毛也と云ひ、漢書註に、在レ頤曰レ須、在レ頰曰レ髯と有りて、字に異有る事なれども、此には其をも此をも傍にある毛として、比宜とは云へるにこそ、萬葉五に、志可登阿良農、比宜可伎撫而、とあるは、握と爲るに足らざるを、志可登といへるにて、八握といふ反なり)名神記に引る出雲國日御碕社記に、上社八束水神、八握髮尊者、素戔嗚別稱也、蓋八握髯生之緣矣とある、八束水神は、上に云へる如く、彌積水神と申す義にて、滄海

原潮之八百重を御方山にて、別なれども、八握髪尊と御名も御在せるなり。又簸川記に、八束髯速佐須良命とも有るは、御鬚髯の殊に勝れて長く美はしく御在し坐す謂なり、古事記に、大穴牟遅神の、須佐之男大神の御所を逃げ出で坐す所に、握其大神之髮、其室毎椽結著と有れば、御鬚髯のみには非ず、御髪も尋常に御在し坐さゞりし狀なれは、寔に八握髪尊とは申し奉るべき御事なりかし、(俗、八束髯速佐須良命と申すは、八束髯の榮ゆる由を以て速と續けて、此にては薦枕高御産栖日神などの如く發語なり、神社啓蒙には、八束髪速佐須良命と有れば、髪とも、髯とも申せりしにこそ有りけめ、中古より猿田彦神を白鬚明神と申し、作物語ながら源氏に、鬚黑の太政大臣など字するも、其の鬚の美はしきを愛づる習俗の有りて書けるなり）然か此大神の、御髪御鬚髯を以て、御名に負ひ坐せる所以はしも、古事記に八拳須至于心前啼伊佐知伎也其泣狀者青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾云々、と有るが如く、其初め天下を治さむとも思ほしたらざりし程は、此の正書にも有りて、使青山變枯とある御事共の有りしを、其後天上に參上り坐しゝ間に種々の御荒び有りて、其時に千座置戸の祓具を被責給へり、寶鏡開始章に、至使抜髪以贖其罪と見え、古事記に、切鬚及手足爪令抜而神夜良比爾夜良比岐と有りて、髪を抜き、鬚を切ると云ふは何の用ぞといふに、千座置戸の料にて、其髪鬚より草木の化りて祓具と成れる由、其傳に就きて云ふべく、又、寶劔出現章第五一書に、素戔鳴尊云々、乃抜鬚髯散之、即成杉、又抜散胸毛是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟云々と、見えたる如く、其大神の毛髪より、諸の屋材は成り、又、夫須噉八十木種皆能播生とも有れば、其因みに就きて、斯かる物迄も生り出でしかば、其髪を以ても、御髯を以ても、寔に御名に負ひ給ふべき所由ある事になむ有りける（此は

予委しき物ありて、大殿祭・又、大祓詞の講義に已に註せるが此にては、右の一章に就きて、力の限り說明らめ奉るべし、其寳鏡開始章に、亦曰拔二其手足之爪一贖レ之と有るを、其第三一書に、以二手爪一爲二吉爪棄物一、以二足爪一爲二凶爪棄物一と有りて、爪の事は右の如く明らかなれども、髪鬚の事に至りては、一向に說き得たる言を未だ聞かざるは誰しも下なる寳劒出現章に、右の如く見合はすべき文有る事を曉らずて、彼は彼、此は此と、別々に其所限りに說くが故に、得ざるなるが、其亦此に生二八握鬚髯一云々の事より孕まり出でたる事を知らずては、猶不足なり）○雖レ然不レ治二天下一は、上に可三以治二天下一也と有るを、等閑に物して、御心に係けさせ御在し坐さざるを云ひて、古事記に、不レ知二所レ命之國一而云々とある是なり、俗、治二天下一といふ御事はしも、八洲起元章第一一書に、天神謂二伊弉諾尊・伊弉冉尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往脩一レ之と見えて、皇祖大神より陰陽二神に宣ひ附けたる御功業なり、俗この正書に、二神共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟と宣ひて、生み成し給へりし御子素戔嗚尊はしも、大八洲國及山川草木の主者と坐して、天下を治すべき大神に渡らせ給へば、其御功業を續ぎ奉らせ給ひて、謂はゆる修二理固一成是多陀用幣流之國一と云ふ皇祖大神の大命の御旨に随ひ奉らせ給ふべき天下之主者と坐せり、其れぞ即ち皇祖大神の神随定め給へる御命にて、陰陽二神の事始め給ふ神道是れなる事傳左に委しく明らめ註せるが如し、（然るを治二天下一とし云へば、天下萬民の不レ順ふる者を糾し治むる者をのみ思ふめるは、謂はゆる漢意にして、天下の大道の旨を得知らざる者なり、其も天下を治し看す皇道の大事には有れども、右に修理固成といへる理といふ一義のみにして、未だ足らざるなり、然るを、古傳學に仕へ奉る輩にも、然る僻心得しつる者の多くなるは、

我皇典を窺ひ奉る事の委しからざるなり）然るに此素戔嗚尊の御事をしも、正書に令三國內人民多以夭折二、復使三青山變枯一といひ、第一ノ一書に是性好三殘害一と記し、第二ノ一書に、國民多死、青山爲二枯山一と有るなどに、右の皇祖大神の御命の御旨に違ひ、二柱御祖神の大道に背かせ給へる者にして、此大神にしては、異々しき御行には有れども、其生り出で坐して未だ幾時も經給はざる間に、御母神はしも、根國に已く入御在し坐ししが故に永ぶるに戀慕ひ奉らせ給ふのみ、常に御心に係けさせ給ふ事なりしかば、甚幼き程より、其戀泣かせ御在し坐す耳を御所業として、御年已に長り給ふと雖も、猶治めず御在坐しゝかば、天下之主者として、修二理固一成是多陀用幣流之國一と云ふ所には至らせ給はざりし故に、然る物損ひなる事共の有りて、自然惡神の如くも姑くは見えさせ給ふ御事も有りしなり、第十一ノ一書に保食神を殺罰めさせ給ふ事有りしなどは、素より御父大神の御許を得て、根國に罷坐さなんとし給ふ辭に、天上に昇らせ御在し坐しての事なれば、猶更の御事なり、又其に就きては、得しも御心に治め給はぬ條の出で來て、謂はゆる天津罪を犯し給へる、其に依りて其被具を徴られ給ひ終に神逐はれ御在し坐せるなど、皆自然の勢なり、然るを紀記の撰者は更なり、世々の識者も、其源根を探ねず、粗にして心を枝葉に留め物する故に、何時にても素戔嗚尊とし云へば、惡神の如く記しもし、說きもする事こそ甚々著なき事なりけれ、（然れば、正書に、故其父母二神勅二素戔嗚尊一、汝甚無道、不レ可三以君二臨宇宙一、云々と見え、第二ノ一書に、故其父母勅曰、假使汝治二此國一、必多レ所二殘傷一、云々と、此神逐の事を、父母二神に係けて云ふは、固より誤なる事、今いふ限りに非ずと雖も、此にて大なる意味の相違出で來る事なり、其は、右の如く父母二神の事とする時は、固より神性の惡くて、終に天下を治すまじき神と、父母

二神の見限り給ふ事と成れゝば、其にては素戔嗚尊は悪神の類に落ちつべし、此の如きは、吾欲レ従二母於根國一と有るに依りて、御父神の悪ませ給ひて、其情の任に逐ひ給へるなれば、其御本性の悪しく坐すに非ず、御母神の御許戀しく思ほすに就きて、天下を治す事に御心を寄せ給はぬにて、其一事に依りて、悪しき御行共の出來りしなれば、第二ノ一書に、此神性悪と有るなどは、餘りなる書き様にて、身の毛も彌立つ計り可畏くなむ思ゆる）偖、素戔嗚尊の御母神に從ひ奉らせ給ひて根國に就き坐むとするに、幽深き致ある事なり、其は上に引ける正書に、二神共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟、於レ是共生二日神一云々、次生二素戔嗚尊一と有る、其日神は此可三以治二高天原一也と事依され奉られ給へる日神に坐せば、固より天上を治すべき神なるにて、次なる素戔嗚尊ぞ受張たる天下之主者に渡らせ給へる事、右に註せるがごとし、然れども、此の二神共に、御父母二神の何不レ生二天下之主者一歟と宣ひて生み奉らせ給へる神に坐せり、然るに日神は奇異なる由有りて、天上を治すに就きてこそ、天下を素戔嗚尊に事依し奉らせ給へれ、若し然らずは、天下之主者は日神なり、其も日神のみを生み給はゞこそ有らめ、如此く二神相並びて生み坐せるからは、可三以治二天下一也との御命は蒙り坐しかども、御心に落居させ給はざる事こそ有りけらし、瑞珠盟約章に、於レ是素戔嗚尊請曰、吾今奉レ教將レ就二根國一、故欲下暫向二高天原一與レ姉相見而後永退上矣、勅許之、乃昇二詣之天一也と有る是にて、御父大神に上天の事を願ひ奉らせ給ふにも勅許し給ふにも、故由あるべきを、其等の事迄は然か微細に記さる可きに非ざれば、此こそ力を盡くして尋ね求むべき所にて、粗に見過ぐすべきに非ざる文には有りけれ、（古事記にも、爾伊邪那岐大御神大忿怒詔、然者汝不レ可レ住二此國一、乃神夜良比爾夜良比賜也と有りて、欲

羅姤國根之堅洲國」と申し給へるには、右の如く、大く忿らせ給へるを文に故於是速須佐之男命言、然者請天照太神」將罷、乃參上天」と有る、其には右の如く勅許之と云ふ事こそ無けれ、天にて須佐之男命の日神に白給ふ御言に、唯大御神之命以云々、爾大御神詔、汝者云々、故以爲請將罷往、参上耳と有るにて、凡て御父大神の御命なる趣に見えたり）若くて天照太神と、天安河に御誓ましての、其御誓の間に、天忍穗耳尊を生み奉らせ給へるを、天照太神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也云々、是吾兒乃取而子養焉と有り、此を寶鏡開始章第三一書なる素戔嗚尊の御言に、吾以清心所生兒等、亦奉於姉と見えて、其結の有るを通證に、日神猶父也、素尊猶母也と云へるは、然る言なり、此にて何不生天下之主者歟と宣ひて生成奉り給へる天照太神と、素戔嗚尊の御中に生れ出でさせ給へる天忍穗耳尊ぞ、其二柱の御正統に渡らせ給ひて、天地と日月と、共に永く遠く天津日繼知看すべき理此に定まりて、彼伊弉諾、伊弉冊二神の御言の結び、又此に至りて明らかなる者なり、天孫降臨章第一一書に、天照太神曰、豐葦原中國是吾兒可王之地也、と宣ひ、寶劍出現章第五一書に、素戔嗚尊曰、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也と有り、又、天孫降臨の時に授け賜へる三種神寶の中にも、八咫鏡は天照太神の御靈なり、草薙劔は素戔嗚尊の御形なり、此等を以て掛卷も甚も可畏き皇御孫尊の大御祖に渡らせ給ふ事、此に於いて愈々著明く又國土に御功業を立て給へる後に、御母神の坐々す根の國に至らせ御在し坐して、其より月讀尊と申して、即ち其夜之食國を所知看て、日神と相共に、此天下の晝夜を持分けて守らせ給ふ大神に坐せば、御父母二神の珍子と宣はせたる如く、日神に亞ぎては八百萬千萬神の中にも、甚々貴き大神に坐すを、古より今に至るまで、何の辨へもな

く、一向に悪神の如く荒しめ奉れるなむ、不足遺憾しき事なりける、（此は正書に、何不生天下之主者歟と有る、事の緒の明らかならざるが故に、誰しも此に素戔嗚尊可以治天下也と有るを、其神の御子にして、所知看す、日神の御末にして、天下を所治給へる事を訝かる事にて、此傳を註す迄に、予と雖、其列にて有りしかども、如此き説を得て、傳六卷に云へるを、猶又其心を弛べじとて、今又、再び驚かし置くになむ）惜、寶劔出現章に、素戔嗚尊自天而降、云々、遂到出雲之清地焉、乃言曰、吾心清々之、於彼處建宮と有るは、后神と共に住み給はん宮所を定めさせ給へるなり、其生れ坐し、大己貴神は、其御功業を受け繼がせ給へるも、其本は出雲風土記に、此大神を國引坐八束水臣津野命と申せるが、二神の生み給へる國を、彼此に引き配りて、地形を整へ給へる後の事なれば、此大神はしも、國土經營の祖神に御在せる事著明し、其高天原より牽ゐて降り給へる三女神を、織幡神と申して、衣服の事に御功坐せる神なり、又、其五十猛神等三神は、本神に坐して、家居の事に御功坐せる神なり、又、國にて生み給へる大歳神は、先農の事に御功坐して、食物の神に御在し坐して、何一つとして不足ぬ事なく、御心足らひに如此く致ごたせ給ひて、天下蒼生に恩頼を蒙らせ給ふ事、即ち御父母二神の可以治天下也と事依し奉らせ給へる任に、滄海原潮之八百重を知し看す御事にし有りければ、此に不治天下而常以啼泣恚恨と有りたればとて、其は幼く御母神に別れ奉らせ給へる爲めに、慕戀れさせ御在し坐す程の、一事にてこそ有りけれ、此を以て天下を治めさゞる悪神とは、口憚りて言ひも出で難き事になむ有りける、右の如く國體を正整して、衣食住の事を始め定め給へるなむ、彼修理固成是多陀用幣流之國と云ふ者には有りける、（此にて可以治天下也と有る天下を、御心の行く計り治し

坐しゝ御事、少かも鬱悒しき隈無かるべし、此大神を惡しき神の如く云ふ說は、古人にも驚くべからず、先師にも驚くべからずと、已くより思ひ捉てし事なるが故に、右の如く說き明らめ奉れるなり、但し出雲人の如く、何の古書を據とするにも非ずして、此大神を日神よりも貴き神の樣に云ひ掠むる類ひも、亦惡むべし、然る己が仕へ奉る神に私爲るなどは、正しき人のすべき事かは愼しみ畏るべし）○哭泣、正書に出づ、（傳六卷）○恚恨は、第二一書に恚と一字なるも同じく布都久牟と訓むべし、（傳七卷）○汝何故恒啼ニ如此ニ耶は、古事記に、何由以汝不レ治ニ所ニ事依ニ之國ニ而哭伊佐知流と有るを、漢文に切て被レ書たるものなり、然れば其意を得て、汝波何故加母恒爾如此啼耶と訓むべきなり、何故は、記傳七（二十三丁）に、「何由以は那爾登加母と訓むべし、孝德天皇五年御紀、歌に、那爾騰柯母、于都倶之伊母我、磨陀左枳涅渠農と有るに依れり、凡て難詞は奈爾志加母、又、奈杼氐加、又、伊加爾叙、など數多有れば、如何樣にも訓むべし、今は其が中に古きに依るに、又下の語勢も似たればなり」と云はれ、又、其下に何故上來と有る何故を、那杼と訓まれたるに依れり、（又、奈爾須禮曾といふも有り、萬葉二十に、等伎騰吉乃、波奈波佐家登母、奈爾須禮曾、波々登布波奈之、佐吉低已受祁牟と見えて、漢文に胡爲、又、何爲、又、易奚の字などを然か訓めり）○欲レ從ニ母於根國ニは、古事記には、僕者欲レ罷ニ妣國根之堅洲國ニ、故哭、とあり、偖、此母於根國を、舊くより伊呂波能美擧等能根國爾と訓めるは、然る言なり、伊呂波は母を親しみていふ意の言なる由、傳六に註せるがごとし然此は根國に坐す母尊に奉レ從むと欲ほすといふ義なり、（通證に引けるには、母於根國と訓める、其にては漢文訓に成りて味氣なし、偖、伊弉冊大神は、現身にて根國に坐せば此に母と書かれたる其宜し、古事記に妣字を書けるは、

禮曲禮、生曰レ父曰レ母、死曰レ考曰レ妣とある意にて書かれたるならめども、當らざるなり)欲レ從は、古事記に、稲氷命者爲二妣國一而入二坐海原一也と有る類にて、根國に入り坐さむと所レ思すなり、偖、その母神に、鎭火祭詞に、吾名妹命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟と、御自ら宣ひ、又古事記に、故號二其伊邪那美命一謂二黄泉津大神一、とも見えたる如く、此地下に在る極遠之根の國はしも、其大神の所知食す御國にし有りければ、其御許に參りて陪從ひ奉らむと申し給へるにて、上に註せるごとく、甚幼少く坐して別れ奉らせ給ひにしかば、御年の已に長させ御在し坐しても、猶其御心の止まずして、愈々其御思の深く成らせさせ給ふは、此御子に獨りの御心のみならず、殊更に御母神の御方には、御恩愛の御心ふかく御在し坐すべければ其方より戀慕はせ給へる御靈の、即て相副ひ給へるにぞ有るべかりける。(偖、如此慕ひ奉らせ給ふ御子の御心は更なり、其置きて往坐しゝ御母神の御心は如何有りけん、我々の心にも推准らへて、想像奉るべし、此等は一向に今迄人の説かざる事には有れども、然か見奉らずては、心行き難ければになむ)偖此に欲レ從二母於根國一と有るは、已に註せる如く、この素戔嗚尊はしも、天照太神と共に二柱の貴子と爲りて、伊奘諾伊奘冉二神等相共に生み奉らせ給ふ神に坐せば、此續きには有れども、上に此神ぞ御身滌に因りて成り坐せる由に云へるは、固より傳の誤なる事、此にて著くなむ有りける、又、此に因りて、正書、又第二一書などに、此時の事を父母二神に係けて云へるも、僻傳なる事、愈々以て知らるゝなり、古くより此説には甚々困じたりしと見えて、私記に、問、此如二一書並古事記文一者云々、素戔嗚尊非二伊奘冉尊之所一レ生、何故欲レ從二母於根國一哉、答、今如二此一書並古事記之文一者、非二伊奘冉尊之所一レ生也、但昔伊奘諾與二伊奘冉一共爲二夫婦一、素戔嗚尊猶非二伊奘冉尊之所

レ生、猶爲二伊奘諾之子一、因二其本約一、假云ㇾ欲ㇾ從ㇾ母耳、其實非ㇾ母是悶也、其實難ㇾ會文也と云ふは苦しげなる說なり、若し此一書、又、古事記の如く伊奘冉尊の神避(カムサリ)坐しゝ後に、伊奘諾尊の御身滌し給へる時に生れ坐せるならむには、御母と云ふ者には非ざるなり、其本約に因りて、假に欲ㇾ從ㇾ母など、言を設けて然か申させ給ふべきものかは、古人も會得(サト)り難かりし故に、如此く云ひ違れたる者と所見たれば、中々なる僻見といふ者なりかし、（記傳七にも一妣の國の妣は、伊邪那美命を指て白し賜ふなり、抑三柱の貴御子神などは、伊邪那岐大神の御禊にこそ成り坐しつれ、伊邪那美命の生み坐せる神等には非(ア)ぬを、妣と白し賜ふは如何にといふに、彼の御禊に成り坐せる神等は、元を尋ぬれば、皆伊邪那美命の黄泉の穢惡より起れるが故に、其時の十四柱神等も、猶伊奘冉美命を以て御母と爲るなり、黄泉の穢惡と御禊の清善とは、父と母との如し、其中に日月神などは、御禊の清き方に成り坐して善神、此須佐之男命は惡臭の名殘消え難き御鼻に成り坐して、殊に御母の方に依れる惡神なり、故終に其國に歸き坐しつ」と云はれたれども、皆強言(シヒゴト)なり、穢と清とを取り合はせて、父母の如しと云はれたれども、然らば日月神を清き方に依りて、善神とは云はれざるべし、又須佐之男命をも、惡しき神とは字(ナヅ)くべからざるべし、御鼻の惡臭なりとて、何時迄かは亡びざらん、黄泉より歸り坐して、久しく程を經る間に、御鼻の惡臭を洗滌ぐ計の事は、如何でかは出來坐さざらむ然るは、古事記の傳說を耳、一向に信まれたるより、斯かる說も出でたるなれども、此の大人の誤られたるを、今我此を正し贖はゞ、神も然のみは罪し給はざらまし）○欲ㇾ從ㇾ母の從は率(ヒキヰル)の對なり、其は率は上より下なる人を誘引(アドモ)ふ義なるを、從(シタガフ)は下合(シタガフ)にて下より往きて上なる人に合(ア)ふ事を云ふなり、天孫降臨章第一ノ一書に、御伴神を從神(ミモトカミ)と書きて

美母登と訓ませたるも、從ひて御許に在る謂なるべし、第二一書に、乃使一神陪從天忍穗耳尊以降之など有る從にて、欲從母は、御母神の御許に陪從ひ奉らせ給はむと申し給へるにて、天照大神の御父大神に屬き奉らせ給ふ如く、然は云へ、此は甚々奇しく神隨なる御事となん伺ひ奉られける、(御紀に順をも、歸順をも、服をも、其所の趣に依りて書かれ、又、志多我布と訓める言義は一にて、下より上に合ふなり、我布は、俗に物を當合する事を阿氐我布と云ひ、靜合ふ事を阿良我布と云へる類是れなり、從字は、名義抄に、志多我布、又、與理、又、於布、又、曾比久、又、宇都須、又、伎多留、又、登母など猶樣々に訓たり)〇唯啼泣耳は、御母神を戀ひ慕ひ奉らせ給ふ御心の表に出でて、泣かせ御在し坐す事なり、上に所見たる如く、御父伊弉諾大神すら、其御別れを悲しませ給ひて、則匍匐頭邊、匍匐脚邊而哭泣流涕焉と有りて、終には然後伊弉諾尊追伊弉冉尊入於黃泉とある迄に至らせ給へる者を、況して其御子として、未だ稚き程に別れ奉らせ給へる御心の遣る瀨なくして、永泣に泣御在し坐しけむは、實に得去るまじき理になむ有りける、古は凡て眞心なりしかば、斯かる事も、何も、少かも取り繕はずして、唯有りの隨に哭も笑ひも語りもして、甚々淨く清々しき御風儀なる事、此を以て曉るべし、(然るを、第二一書に、此神性惡、常好哭恚など記されたりけるこそ心憂けれ、子の母を慕ひて泣くは、實に神隨なる性といふ者にて、應に然あるべき筈の事なり、此一事を以て、性惡と定むるは始終に貫かぬ說にて、上に擧ける如き種々の御功などは、如何にとか爲る、案ふに漢籍に孟軻と云へる者、性善といひ、荀卿といふ者、性惡を唱へて、古より未だ薄も著かざる說なるが、此の一書を傳へたりし人、然る意を以て然か書し置けりし者なるべし、後漢華陀傳に、爲人性惡、難得意と有る

類を引きて此に載すべき事かは）古事記に所見たる其神の、天照大御神に白さし給へる御言に、僕者無邪心、唯大御神之命以、問賜僕之哭伊佐知流之事、故、白都良久、僕欲往妣國以哭、爾大御神詔汝者不可在此國而神夜良比夜良比賜、故以為請將罷之状參上耳とある、此にて清き御心なる事は知らるゝ者を、惡神とは何を以て定むべきぞ、但し其御母神を戀泣かせ給ふ耳を御行とし給へりし程なりければ、其の為めに可以治天下と依され奉り給へる御命を、等閑にせさせ給へるが故に、其に就きては、國土の為めにも、人民の為めにも、善からぬ事も出來ぬ、天磐窟段などの御荒びは有りしかども、皆反様に後には善事としも成れゝば、如何に見ても、此神に性惡などゝ說き曲ぐべき節なき者なるをや、（此は已にも云へる事には有れども、此神の御事に至りては、紀記の傳の甚々正しきも、文者に誤られて、千年餘の間、世に惡しき神のごとく心得居し事の憤ほろしくて、如此く再び此に註す者なり）

○伊奘諾尊惡之曰は、上に伊奘諾尊既還、乃追悔曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處云々と宣ひて、其往坐しゝ事をさへに悔い給へる計の國なり、然るを、其國に罷りて、母尊に従はむと申させ給へるを、惡ませ給へるにて、其と申すも、素戔嗚尊を愛ほしみ奉らせ給へるが故なり、第十一書に、但親見泉國、此既不祥、と有る如き國なりければ、御許を放ちて其地に遣り給はん事を、限りなく後目痛がらせ給ひて、止めさせ給へりけむを、如何にしても、其御心の押へ難かりし故に、惡ませ給へるなり、古事記に、其御子の生れ坐しゝ時には、此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生々子而、於生終得三貴子と有るを、此時には、爾伊邪那岐大神大忿怒詔、然者汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也と有りて、其反なるを思ふべし、（凡て神の御心は甚々奇しき者にて、上にも云へる如く、天下の馬はしも、

月夜見尊の角馬より弘ごれる者なるを、續後紀には、其神の御祟にて、牛馬の多く斃るゝ事有り、古語拾遺に御歳神の祟り給ひて、蝗を放ちて苗種を損ひ給へる事有るなど、其守り給ふ反には、又其を害ひ給ふ事も有る如く其愛ほしみに引替りて、惡く思ほし成りぬるなンめり）惡は好の對なり、然るは、好といふは寄見爲といふ事にて、彼方なる者をも、此に引き寄せて見る意にて、萬葉六（二十六丁）に、如是爲管、在久乎好晉、又（三十二丁）高所知者、山河乎吉三など云ふ類是れなり、惡は、名義抄に、此字は美奴久斯といふ一訓有り、此に就きて思ふに、抽見の義にて、多在る中より其一を拔き出で、是れぞと眼を著くる由と聞えたり、神武天皇御紀に、賊虜所レ據皆是要害之地、故道路絶塞、無レ處レ可レ通、天皇惡之と有る其なり、續紀第四十五詔に、天地毛憎多麻波受、君毛捨不給之天と竝べ言へるを考ふべし、（又、此を邇久斯といふ時は、其狀をいふ語と成るなり、萬葉一に、紫草能、爾保散類妹乎、爾苦久有者、七に、荒磯、超浪者恐、然爲蟹、海之玉藻之憎者不有乎、八に、不惡君乎、何時往而早將見、十に、吾社葉、憎毛有目、云々、十一に、夜哉將開、二八十一不在國、又爭者、神毛惡爲、縱八師、世副流君之、惡有莫國、又、縱毛依十方、憎不有君など有る、皆好又愛の反に用へるなり、漢籍大學に、好而知二其惡一、惡而知二其美一と云ひて其反對へるなり）〇任レ情は、情能麻爾々々と訓むべし、續紀第四十五詔に、汝我心爾不能止知、目爾見天牟人乎波、改天立牟事方心乃麻爾麻世與止命伎とある、是れ其例なり、古事記に隨レ依賜之命一所知看中云々、又、此葦原中國者隨二天神御子之命一獻云々、隨二天神御子之命一勿レ違白訖云々、僕子等、二神隨レ白、僕之不レ違、此葦原中國者隨レ命既獻也云々、故隨二言依賜一降坐而知看と見え、續紀第一詔に、天坐神之依之奉之隨、第五詔に、吾孫將知食國天下止、與佐斯奉志麻

爾々々、第十四詔に、言依奉乃隨など有り、其第二十三詔に、食國天下止事依奉乃任爾と有るぞ、任を麻爾麻と訓む隨なりける、萬葉には、多く隨とも、隨意とも、任意とも作きて、麻爾麻とも、麻爾麻々々とも訓ませたり、然れば、任情とは心に任せて母尊の根の國に御在し坐せと爭がはせ給はざる御言なり、（又此麻爾麻々々を、麻都とも、麻久とも云ふ事有り、萬葉十八に於保伎見能、末伎能麻爾々々と有るを、又、大王乃麻氣能麻久々々と詠める是れにて麻久は任の義なり、二に、皇子隨任賜者、四に大王之任乃隨意など云へる、任は官に任す事を麻氣と云へるなり、然れば、麻爾も、麻氣も、麻を本にしたる言にて、自然なるを麻爾といひ、人爲なるを麻氣といふなりけり、然れば、麻爾は身往にて、事の心に任す意なるべく、麻久は身來るにて事を心の任にする義なるべし、傳五、太占の下にいへる事どもを考へ合はすべし）〇可ㇾ行を伊爾と訓めるは、實に然るべし、同じ行字ながら、由久といふは歸の對にて、我方を本に爲たる言なり、伊奴といふは此を去ると云ふ言にて、彼方を主としたるなり、此は素戔嗚尊の情の任に、彼國に赴き去り坐すにて、此顯國に歸らせ給ふ事を期らせ給はざれば、伊奴にて允に當れり、大祓詞に、罪咎の除こり亡る状を、瀨織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、此如持出往波、と有るも歸り來る者ならざれば、往とは云へるなり、萬葉五（三十八丁）に、出波之利、伊奈々等思騰、許良爾佐夜利奴、十一（十八丁）に、赤裳下引、去之儀乎、十二（二十七丁）に、彩鶴所見管、往之子故爾、又（三十六丁）京師邊、君者去之乎など多し、（由久と伊奴とには、斯かる違の有るを、五畿内より西なる國々にては、右の定の如くにて、古書に合へるを、山東にては、人の許に至るをも、我家に歸るをも、共に由久といひて、伊奴といふ詞なくして、却りて京師方の人の、正しく伊奴といふを笑ひて、其中

外を取り遣へたるこそ著なけれ）○逐之は、古事記に神夜良比爾夜良比賜也と有るを切たる者なり、然れども、寶鏡開始章に、逐降焉を神夜良比爾夜良比伎と古く訓めるを以て思へば、此も然か訓むべくも思ひれども、其の訓は其の所に讓りて、此の逐之は夜良比賜伎と訓むべし。記傳七（二十七丁）に「夜良布は本、夜流を延へたる言にて、逐は、今俗に云ふ追放なり」と有るは、然る言なり、僣、寶鏡開始章第二一書に、逐之此云二波羅賦一と有るを、記傳に「波は夜の誤りにて、夜羅賦なるべし」と云はれたる事の信はるゝは、大祓詞に、大川道爾持退出氐祓却止宣、と見え、御門祭詞にも、待防掃却昔排坐氐、などゝも有りて、祓と重ね云ふを以て見れば、逐は遣にて、祓とは異なる事、いふも更なり、（追儺を於邇夜良比といふも、儀式に載れる呪文に、穢久惡伎疫鬼能所々村々爾藏里隱布留波、千里之外、四方之堺云々、與利乎知能所乎、奈牟多知疫鬼之住加登定賜比、行給氐、云々、と有るも、疫鬼を追放する事にて、此の逐之と、事は專一なる者なり）此の上に云へる八束鬚佐須良命と申す御名も、其の神逐はれ御在し坐せる義なり、又た、上に註せる如く、此の神の和魂にして、土藏靈貴と坐す速佐須良比咩神も、大祓詞に、根國底之國爾坐速佐須良比咩止云神、持佐須良比失氐牟、と有るが如く、罪咎を流離ひ失ふ神には坐々せども、其の始め此の大神と共に流離はれさせ給へる意の御名にて、何れも此の神逐に起れる御名なるべし、（但し夜良布と、佐須良布とは、意こそ相近けれ、同言には非ず、夜良布は、其却ふ方を主としていひ、佐須良布は、其被レ却る方を主としていふ義なるなり）

○僣、古事記には、右の神夜良比爾夜良比賜也の文に續きて、故其伊邪那岐大神者、坐二淡海之多賀一也と有り、然らば此神逐の大御政にしも、此多賀宮にて行はせさせ給へりしなりけり、神名式に、近江國犬上郡多何神社二座とある

其れにて、其一座は伊弉冊尊なるべき事、申すも更なり、斯れば伊弉冊尊の未だ顯國に在し〻時より與に住ませ給へりし宮都にて有りし者と所見たり、和名抄に犬上郡田可郷あり、竝びて神戸又高宮といふ二郷も、其多何神社に就きて號りたる者と聞えたり、(楮、郡名を犬上と有るは借字にて、素戔嗚尊の此にて神逐はれ坐し〻由に依れるにや、又、萬葉四に、淡海路乃、鳥籠之山有、不知哉川、と有るも、伊弉諾尊の御名に依れるには非じか、又野洲郡と云ふも、天安河の稱を移させ給へるならん、伊香郡は、萬葉十三に、劔刀、鞘從拔出而、伊香胡山、と有れば軻遇突智神を斬り給ひし古說の傳はれるにもや、又伊吹山といふも、此第六、一書に、吹撥之氣化二爲神一云々の由緣も有るにこそ有らむ)

又、神名式に、淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社(名神大)と見えたる、此を大同類聚方に、伊扗藥、私云、淡路多賀社祝等所傳といふ、又、淡路藥(一云二波多久須利一)遣二新羅一之使臣波多朝臣廣足之方也、と有るを、神遣方には、多賀社祝等之方也と見え、今も多賀村といふに立たせ御在し坐す事、瑞珠盟約章に就きて云へるが如し、又、陸奧國宮城郡多賀神社は、和名抄に多賀鄉有れば、地名に依れるかと思ふに、風土記に、多賀社所レ祭伊弉諾尊也、雄略天皇二年、始行二神禮式祭一、と見えたり、斯れば、伊弉諾大神を祀祭れる社を多賀神社と申す事と所見たり、此に就きて各國に求むるに、遠江國鹿玉郡多賀神社は、近江より移し奉れるなるべく、又、陸奧國名取郡多賀神社、行方郡多到神社(名神大)と有るを和名抄に、多珂鄉有り、此二社を同神と見るに、會津郡伊佐須美神社(名神大)耶麿郡磐椅神社など有るを以て考ふるに、如何にも故由有りげなる事なり、然れば和名抄に、宮城郡に、又宮城鄉の有るも、二神又此所に宮城を定めて御在し坐しけむを、京より程隔たれる國の事にし有りければ、其古傳を物に書し遺かざりけむか

ら已に亡へりし者なるべし、（但し此は餘りなる推量の說と思ふ人も有るなれども、傳三卷にも已に引ける如く、其國人の著はせりし會津風土記といふ書に、伊佐須美大明神社、在₂高田村₁、今在₂大沼郡明神嶽₁、此神初現之地也、欽明御宇移₂于此₁、神來神殿有₂伊弉諾尊、伊弉冊尊立像₁、一本刻₂二尊₁と云へり、其高田村は多賀より出でたるべく、明神嶽は二神嶽（フタカミノタケ）と云ひけむを、後に明神に作るより、字音に呼び習はしけむと所思えたり、萬葉三に、筑波山を詠めるに、明神之貴山と有る明神を布多賀美と訓めるを以て知るべし、又、磐椅神社は、傳四卷天浮橋の下に引ける會津山水記に、會津嶺山鎭號₂磐梯₁矣、高五百十仞廻麓九十餘里、在₂城東北十五里₁、頂上建₂祠焉と有るを、奧羽觀跡聞老志に、神像男體長一尺六寸、女體長一尺五寸と有るも、右の二神の狀なり、和名抄には載らざれども其地を稻城鄕と云へるなど、旁以て由ある事なり、此等を合はせ考ふれば、二神の神都も、亦陸奧國に在りつる事も有りしなりけり、但し其本宮はしも、素より八尋殿なる事申すも、更なるが、右の近江國又、陸奧國にも有り、又、大和國を以ても、宮所と定め御在し坐しつと所思るゝ由有りて、已にも云へるを、其は神武天皇三十一年御紀傳に具に註すべし）然此（サテ）大神を多賀神と申せる、賀を濁（ス）みて加の如く唱ふる事、鴨を賀茂と書く例にて、好字を被₂用たる者なり、偖多賀神と申し奉るは、天照大神素戔鳴尊などの御父と坐し、八百萬千萬神の御祖に坐々すが故に高神と稱へ奉れりし者なり、其は古事記須佐之男命の、天照大御神に白し給ふ御言に、唯大御神之命以云々と、伊邪那岐大神の御名を指さずして申し給へるが如く、又、祝詞には高皇產靈神、神皇產靈尊の御名を云はずして、神漏岐命、神漏美命と申せる狀にて諸神の御祖として、最貴く御在せるを以て、高神とは申し奉れるにて、言義は、尊神、又貴神の意なるべし、名義抄

に、尊をも、貴をも、多布登志とも、多加志とも訓みて、其の同義なるは更なり、續紀第一詔に、貴支高支廣支厚支、第六詔に、高支貴支行爾依而など、重ね云へるなどを以て曉るべし、然れば高神と稱へ奉らしゝ事は、其御子神等の然か申し給へるより出で來れる事決き者なり、又、瑞珠盟約章なる登天報命の事に依りて、日之少宮に留まり坐す由に依りて、高神といふ義をも兼ねたるべし、天を高といふ事、已に傳一に云へり、（俗又、外宮なる多賀宮を、高宮とも云ひて同じ義なるに就きて思ふに、其れも天照皇大神の和魂に坐す故に、尊みてしか申せるなどにもや、此は已に上なる直日神の下に云へり）俗、右の近江の多何神社を釋に引ける私記に、日之少宮。是東北方之地。少陽之宮　即近江國犬上郡多賀之宮。正値二此方一、然則此云二少宮一者、是近江之宮也、非レ謂レ在二天上一也。といへる如く、古にも然る邪說の有りしから、人皆惑ひ居る事なれども、然らば近江國の何處に、皇祖天神の坐すを指して復命には參り給へるぞ、又、東北方の地を求むとならば、右の陸奧國には三處に坐せれば、其も正しく此方に値るを、何とかいはん、餘りなりける妄說なり、俗、大同類聚方に、多賀藥、伊弉諾尊方也と有るは、此社なるを云ふなり、神祇官永萬記には、田呵社と書きて、此多何神社を日之少宮と云ふ事は、何れの古書にも、且ても云はざる事なり、そは、瑞珠盟約章に就きて云ふべし、同郡日向神社有り、上なる筑紫日向に幸坐しゝ所由を思ふべく、又、山田神社あり、大同類聚方に、犬上藥、近江國山田里民間等之所レ傳、原者素戔鳴尊所レ授方也、と有る、其此を合はせ見れば、伊弉諾大神橘之小門の御身滌より後の宮所はしも、此近江國に在りて、其間に、素戔鳴尊を神逐ひに逐はせ給ふ事の有りし故に、古事記には右の如く、故其伊邪那岐大神者坐二淡海之多賀一也とは傳はりたる者なり、若くて瑞珠盟約章には、素戔鳴

尊昇天の後に、構幽宮於淡路之洲、寂然長隠者矣、と有る是にて、其次序實に正しく整ひて、其條理甚々分明しき者なり。（然れば幽宮を淡路之洲に構らせ給へる事は、漸々に國々を巡り給ひて、其神功を已に畢り給ひて、天上に復命し給はむ御心構にて、其初めて天柱を化竪て、八尋殿を化作り給へりし其本國に巡り歸らせ給へるにて、其より天に登り坐して、報命し給ふ事は、彼天神の詔命を負ひ持ちて天降らせ給へる其道より、物爲させ給へるにて、其に至りて二柱御祖神の始終の結びと成れるなり、奇しとも靈しとも、いひ知らず貴く可畏御事なる者ぞかし）

右安政二乙卯年三月十五日始之、于時疾病也、僅三張而止焉、六月十五日得少快復記焉、而無千慮而一得也、於是、始知有障礙之鬼、而孜々力之、力而無息、而漸思有神助精入于神焉、雖然、及釋黃泉之章也、或病或禍、千輻萬湊無所遁也、吾唯以爲、與書亡耶、與道亡耶、守死而書無措筆焉、竟十月二日有地震之變也、棟宇頽落、忽似泉下之鬼、地裂、水溢、人叫火然、不知所如、天變以降、地震以護、僅得出焉、妻子亦出焉、其艱苦不可言也、蓋將有去泉門而擬日向之夢、而十一月七日、大灑光憲等、遺宮野直勝訪予茅亭焉、親好愈厚、快然自足、復思犯雪而來之勞、而益力之、竟終此業於宮戸河之東畔僑居、時十二月廿三日也、通計五百三十一張也、三張而病、二百九十五張而災、於此書成也、爲天下福慶無疆者矣、

日本書紀傳　九之卷

穗積重胤謹撰

神代上第九　四神出生章

一書曰。伊弉諾尊拔劍。斬軻遇突智爲三段。其一段是爲雷神。一段是爲大山祇神。一段是爲高龗。又曰。斬軻遇突智時。其血激越。染於天八十河中所在五百箇磐石而。因化成神號。曰磐裂神。次根裂神。兒磐筒男神。次磐筒女神。兒經津主神。倉稻魂此云宇介能美拕磨。少童此云和多都美。頭邊此云摩苦羅陛。脚邊此云阿度陛。熯火也。音而善反。龗此云於箇美。音力丁反。吾夫君此云阿我儺勢。湌泉之竈此云譽母都俳遇比。秉炬此云多妣。不須也凶目汚穢此云伊儺之居梅枳多儺枳。醜女此云志許賣。背揮此云志理幣提爾

布倶。 泉津平坂此云余母都比羅佐可。 屎此云愈磨理。 音乃弔反。
絕妻之誓此云許等度。 岐神此云布那斗能迦微。 檍此云阿波岐。

此は別に一書と立てゝは有れども、前なる第六一書の屬なり、其は其終に物せらるべき訓註を、此の一書の末に入れたるは更なり、又、此に拔劍斬軻遇突智爲三段、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高龗、の一章は、其に遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也、と事略て傳へたるを、此には如此く詳らかなりと雖も、別なるには非ず、然るを熟見るに、此には爲三段の下に、此各化成神也の六字を漏らし、其第六一書には、此各化成神也の下に、其一段是爲雷神云々の二十一字を漏らせれば、此二傳を合はさゞれば、全き正說ならざる事、傳八卷に已に註せるが如し、(古事記も此の一書と同じ趣きなる傳には有れども、此爲三段の說は無くして、斬其子迦具土神之頸と耳有りて、斯る止事なく御在し坐す三神の傳を漏らせるは、甚々不足ぬ心ちなむ爲る)次に、又曰、斬軻遇突智時、其血激越、染於天八十河中所在五百箇磐石、而因化成神、號曰磐裂神、次根裂神、云々は、其第六一書に、復劍刃垂血爲天安河邊所在五百箇磐石也、卽此經津主神之祖矣、とある傳の詳略なり、此も傳八卷に又有の其血激越染於天八十河云々と有るに、次の第八一書に、是時斬血激灑染於石礫樹草云々と云へるは、又た此れと彼れと一の傳なる事、下に云ふが如し、此を以て見る時は、此第七、第八一書、共に別條に立てては有れども、其本、第六一書に收むべき事なるが、其所には入らずして、別なる物と成れる事決し、(其は已にも云へ

る如く、第六ノ一書は、大凡古事記の趣なるを、其記に、山津見神八柱の說あり、第八ノ一書に五山祇の說有るなど、彼此少かの違有るに依りて、已く古人の取りもし、又捨てもし、爲つらむと思しきを思ふ可し）〇拔レ劒は、第六ノ一書に、拔二所帶十握劒一、と共に詳なる故に、此は略けるなり、古事記にも、拔下所二御佩一之十拳劒上と有りて、其には異說なきを思ふ可し、〇爲二三段一は、第六ノ一書に、此各化二成神一也の六字有れば、此も其心して見るべし、但し脫ちたるには有るべからず、素より無くても聞ゆる所なればなり、偖、古事記には斬二其子迦具土神之頸一とあれども、極めて緊の甚だしき時は、一段に斬放つ耳にては、猶飽くまじう所思ゆる者なれば、寸々に物爲給ひけむ事、本より其等の事なり、爲二三段一とある事、道理に合へり、（但し垂加などが爲二三段一ハ火事なり、など尤々しく云へれども、然る理屈までを考へて、斬斷たせ給ふべしやは、寶劍出現章第三ノ一書に、素戔嗚尊の蛇を斬り給ふ事を、斬レ頭、斬レ腹、其斬レ尾云々と有る類と、輕く見るべし）偖、此三段の中に雷神は上段に成り坐し、大山祇神は中段に成り坐し、高龗神は下段に就きて成り坐せるなるべし、其は第九ノ一書に泉國の八色雷公の名を擧げたるは、古事記にも有る事なれど、其に僻傳なる事、其所に註す如くなるが、其に在レ首曰二大雷一と云へるなどは、此の事の混ひたる傳ならむと所思しく、又、高龗神は、闇龗神と御力を合はせ御在せる神なるを以て考ふるに、彼神の闇は、火神の御陰に就きて生り坐しけむと所思ゆれば、此にて上段下段に成り坐せる事の次第明らかなり、斯れば、其中段なる身中（ムクロ）には、大山祇神の成り坐せりけむ事、申すも更なるを思ふ可し、斯くて雷神は山頂に捿み給ひ、龗神は山水に潜御在れば、其二神の土著（ツチツキ）て坐さむ所、卽ち大山祇神の主領る地の内なるに、心を寄せて考ふれば、右の二神は、上段と下段とに成り出坐せるの

みにして、其成り出坐しゝ所は、猶山と成れるが故に、次なる第八ノ一書に、五山祇の成り坐せる傳は有るにて、又其に就きては、古事記に八柱の山津見神の說も有るなりけり、(斯くの如く見分くる時は、右の五山祇の事などを、異說と見るに及ばずして、此も立ち、彼も立ちて、其條理甚々明らかなるものを、予、今迄心著かざりけるこそ甚々遲かりけれ)然れば第六ノ一書に謂はゆる底津少童命と底筒男命、中津少童命と中筒男命、表津少童命と表筒男命、相對ひて成り坐せるが如く、雷神龗神に對ひて、共に成り坐せる某山祇神と云ふ神は、必ず有るべきを、此には其の總領ヲサと坐す大山祇神の御名を擧げたるものと所見たり、其は下に云ふを見て知るべし、若れば、此に其の一段是爲二雷神一と有るなどは其の一段に化れる山に、雷神の成り坐せる意に見て有るべし、(文の任にては、其一段なるが雷神に化れる如くなれども、其にては、次なる五山祇の事を如何にとも說くべからず成るを心得べし)〇雷神は、大雷神とも、又、大雷火明神とも、天鳴雷神とも、大雷神とも申せり、萬葉三(十二丁)に、伊加土、佛足石歌に、伊加豆知と見え、和名抄に、雷公、一名雷師、和名伊加豆知、一云奈流加美、電、和名伊奈比加利、一云伊奈豆流比、一云伊奈豆萬、電之光也、一云霹靂、俗云加美於豆、一云加美止介、霹折也、靂歷也、所レ歷皆破折也と見えたり、猶名義抄、字鏡集等には、電に、伊奈太萬といふ訓も有り、又、名義抄に、霆をも伊奈比加利とも、伊加豆知とも訓めり、俗に霹靂を波多々賀微と云ふは、字鏡集に、的を波多々加奈里と訓めるに同じ意味なる可し、(雷公は、雷神と云ふに同じ、抱朴子に、雷神曰二雷公一と云へり、電は、公羊傳に有レ聲曰雷、無レ聲曰レ電、又、電神曰二雷母一と有り、勻會に、電光所レ照謂二之列缺一と有り、楚辭には、案華を電に用ひたり、霹靂は、勻會に雷急激者と云ひ、霆は、爾雅に疾雷謂二之霆一と

云ひ、說文に雷之餘聲也と云へり）倍、伊加豆知は、記傳六(十四丁)に、嚴之持なる由に云はれたる、其も然る言には有れども、猶熟思ふに、伊は氣なり、加豆は頭なり、知は持にて、其を主宰り給ふ義なり、何を以て然いふぞとならば、神名式に、大和國高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社（並名神、大、月次、新嘗）と云ふ神名の例も有ればなり、三代實錄に、貞觀元年七月五日戊午、大和國從五位下氣吹雷神、從五位下響雷神、並列二官社一と有れば、此の二神を以て、吉野大國栖御魂神と祀祭れるなりけり、故、此雷神の御德はしも、夏月など、蒸熱極めて強くして、黑雲大虛に覆ひ重なり、凝緊り、欝悒しき時など、内より強く彈きて霹靂し給ふが故に、空中の欝氣自然に淸く、洗ふが如くになるを以て、草木芽み出で、萬物生々として蕃息る、此れ即ちこの大神の猛く嚴き御稜威の令レ然給ふ所なり、此れ即ち氣を頒たせ給ふにて、其の御勢の鋭利なる事、世に類るものなきが故に、其の餘にも猛く嚴き神には、其雷神と負はせ奉るが多きも、其本は、此の雷神より出でたる者なり、（易彖傳にも、天地解而雷雨作、雷雨作而百菓草木皆甲坼、と有るは、實に謂はれたる言にて、我が古傳にも合へる者なり、又、動二萬物一者莫レ疾二乎雷一とも云へり、其大虛に充塞がれる氣を頒つ故に、其に就きて動くなり）其欝氣を頒つ事の甚しき時は、其音も亦究めて大なるものなり、所以に萬葉二(三十四丁)に、齊流、鼓之音者、雷之聲登聞麻低、と物の譬に云ひ、又六(十一丁)に、鳴神乃、音耳聞師、七(五丁)に動神之、音耳聞、十一(二十八丁)に天雲之、八重雲隱、鳴神之、音爾耳八方、聞度南、など有るは發語に用ひたるなり、又(十四丁)雷神、小動、刺雲、雨零耶云々、又、雷神、小動、雖不零云々と有るは、甚の雨を起す事に就きて云へるなり、十三(二丁)、霹靂之、日光天之云々と有るも、此は奈流迦微と訓むべき所なり、

十九（三十三丁）に、天雲乎、富呂爾布美安多之、鳴神毛、今日爾益而、可之古家米也母、七（三十六丁）寄レ雷歌に、天雲、近光而、響神之、見者恐、不見者悲毛、と有るなどは、其可畏き狀を詠めるなり、斯れば、雷とは、欝氣を稜威の道別に道別け頽つ義の名にして、鳴神は、天雲を裂に蹈落して鳴る義を以て云ふなり、又、此を倒反に神鳴といふも常なり、又、略きては神と耳云へり、古事記（明宮段）大雀命御歌に、迦微能基登、岐許延斯迦杼母、と詠ませ給へるなどは、如二鳴神一と云ふ義なるを思ふべし、此神の恐き事は、其の鳴響ませ給ふ時は、人は更にも云はず、殊に飛禽走獸の猛烈も懼れ退まふ事は本自にて蝗などの如きは、其響きに悉く水中に落亡る事となむ云ふめるは、天津日繼の齋庭の瑞穗を守らせ給へる證なり、電を稲魂とも、稲妻ともいふに思ひ合はすべし、又、疾病などの行はるゝ時に、神鳴れば、其疫鬼や怖れ去らむ、自然にして息み、又痘瘡などの時に、神鳴れば、其症の悪しきも、忽ちに持ち直すは、其疫神の又其所を去るが故なるべし、然れば、甚可畏き神には坐々せども、世に幸はへ給ふ恩賴ぞ、云ひ知らず尊く坐しましける、（但し第九一書に所謂八雷者云々と有るは辨有り、此と混ふべからず、彼八色雷公と云へるは第六一書に泉津醜女八人と有る共にて、其は枉神にこそ有りけれ、正しき此雷神などに比べ云ふべき者ならざるなり、洪範五行傳に、雷二于天地一入則除レ害、出則興レ利、人君之象也といへり、又、集成と云へる漢籍に、雷天上造化神之名、又曰雷之發レ聲、物無レ不レ同二時應一、故曰レ雷と云へり、雷同を、名義抄に比多々久と訓めるは、氷叩と云ふ事なるべし、香月牛山が螢雪餘話と云ふ物に、「雷は陰陽の氣迫り震ふの聲なり、陽氣は火、陰氣は水なり、火を水中に入るれば、沸激の聲有るに同じ、古哲此を栗を燒くに譬ふ、栗を熱灰の中に投ずるに、火は急速の勢の物なれば、

火氣疾く殼中に透入ると雖も、栗皮には未だ水濕の氣を含む、陰氣の中に陽火を包む故に、聲を發して灰中より飛び出づるが如し、是れ雷をよく譬へ得たるなるべし、聲を發するは雷聲なり、飛び出づる勢は雷の落つるなり、又、栗皮に少しく刻目を入れて灰中に投ずる時は、其皮の刻目より火氣洩るゝに依りて、聲を發し飛び出づるに至らず、是れ陽火を陰濕以て包む事甚だしからざれば、雷聲を成さゞるに同じ、今、高山に登れば、麓に雷聲を聞く雲を下に見るに依りて、其上に僅かなる火の玉の遊行するを見るなど、杣人の常談なり云々」と云へり、然れども、雷の神有りて其令レ然給ふ事を知らざるは、例の儒意を以て理屈のみを立つるが故なり、穀梁傳に天之怒者雷也と云へれども、何ぞ天神の御怒ならんや、造化の機關に依りて、雷は鳴るといふ事を、何とてか知らざりけむ、又、淮南子に陰陽相薄感而爲レ雷とも云へれども、唯理屈のみなるものなり」其稻穀に御靈を幸ひ給ふ證は、皇太神宮儀式帳、四月例に、十四日以二御笠縫内人一、造二奉御蓑廿二領御笠廿二蓋一卽散奉、太神宮三具、荒祭宮一具、大奈保見神社一具、伊加津知神社一具、風神社一具云々、と有る、伊加津知神社は、同帳官社の中に湯田社一處、稱二鳴宸電一、又大歲御祖命、形無、大長谷天皇御宇定祝と有る是れなり、俗又、大歲御祖命と申すは、其亦の名にて古事記に須佐之男命娶二大山津見神之女、名神大市比賣一、生子大年神、と有るとは別にて、稻穀を大歲といへる其御祖神に坐す由にて、和名抄に、電を伊奈豆流比、又、伊奈豆萬と云へるは此謂なり、神武天皇御紀に、光曄煜狀如二流電一、と物を譬へても云へり、俗、電を伊奈比加利と云へる名義を思ふに、此電光はしも、專ら稻の爲めに光を放つなるべし、其を伊奈豆流比といふは、稻交の義にて、稻穗と遘び胎ましむる謂と聞え、伊奈豆萬は稻妻と書く其意にて、此も稻と交む由なるべし、

又、伊奈多萬と云へるは多萬は、恩賴の義にて、此雷神を大歳御祖命と稱へ奉る所以此に在るべし、又、神名式に、和泉國大鳥郡火電神社と有るを、一に大雷神社とある由傍に書せるが、其火電を伊奈比加利と訓めるは、諸國に火産靈神を火雷神社と祀れると異なるは、此の雷神なるべし、同國日根郡火走神社の御在し坐すも、流電に就きて由有りげなる事共なり、（通證八に夏夜多ニ電光一、而不聽方聲、故有ニ稻交稲妻之名一、萬寶全書曰、夏秋之間、夜晴見ニ遠電一、俗云ニ熱閃一、大暑前後有レ電、早稻薄收、晩稻必大熟、甘氏星經亦有ニ雷公雷妃之稱一と云へり、螢雪餘話に「雷の時、雲間より火氣洩れ出で、其光飛び奔るを電光といふ、炎熱の時、濕氣熏蒸し、雲と成るの内に火氣を畜へ、其勢甚だ急速なれば、直に雲を突き拔きて雷火落つるなり、雲間に畜ふる所の火氣甚だしからざれば、雷鳴許にて其火氣散ずるなり、雲間の火氣中分なる時は火氣横に洩れて電光となるなり、程子の説に、電は陰陽相軋り、雷は陰陽相擊なり、相軋るとは、石相磨して火光出づるが如しと云へり、燧石と鐵と相磨合ひて、火氣飛び出づるも同じ、又初秋より季秋の頃迄、天氣晴れたる時に、電光の如く光る事あり、此は電光とは違ひて天氣より出づるに非ず、季夏炎熱の殘暑甚だしく、陽氣地中に伏せんとして、秋氣の收斂に逢ふ故に、陰陽相軋り合ひて、光氣を顯はす、此を稻妻と云ひて、電光とは別なるべし、季秋以後は、炎熱の火氣收まる故に、稻妻なしと知るべきなり」と云へり、倒の神ある事を知らず、又、稲光と稻妻とを別に云るは非なれども、大凡然も有るべし）臨時祭式、霹靂神祭條に、有荒魂和魂各中分、並煮レ弱御祭、若新有ニ霹靂神一者、依レ件鎭祭移ニ棄山野一、と有るを以て思ふに、其荒魂は、霹靂して枉神を逐ひ惡人を厭殺す類の御魂なるべく、和魂は欝氣を頒て散らして、天地の氣を清くして、萬物を令レ芽給ひ、又其電光

は、稲と婚（ツル）みて大歳に令レ在給ふ御魂に坐すなる可し、此の事、遷却祟神祭詞の講義に委しく已に云へり、併、四時祭式五月祭條に、霹靂神祭三座（坐二山城國愛宕郡神樂岡西北一）云々、右官預二前祭一申二辨官一請備令二卜部一人吉日祭一レ之、十一月亦同、と見えたる其三座は、文德天皇實錄に、仁壽元年八月庚子朔壬寅、授二山城國堀雷氷都久雷湯豆波和氣神從五位下一と所見たる是なり、併、堀雷とは、上に引ける萬葉十九（三十三丁）に、天雲乎、富呂爾布美安多之、と有る富呂にて、今俗に、衣の破裂けたるを煩（ホロ）呂と云へる其意なるべく、氷都久雷とは、雷火を云ふなるべし、湯豆波和氣神とは、天武天皇朱鳥元年御紀に、秋七月乙亥朔戊申、雷光二南方一而一大鳴、則天二霹（ヒツヤリ）於民部省藏庸舍屋一と有る如く、五百箇磐別神と申す義にて、神功皇后御紀に、爰に定二神田一而佃之時、引二儺河水一欲レ潤二神田一、堀レ溝及二于迹驚岡一、大磐塞之不レ得レ穿レ溝、皇后召二武内宿禰一、捧二劍鏡一令レ禱二祈神祇一、而求レ通レ溝、則當時雷電霹靂、蹴二裂其磐一、令レ通レ水故時人號二其溝一曰二裂田溝一也、と有るに思ひ合はすべし、神代系圖傳に、卜部家說云、神樂岡明神者雷神也、號二裂雷神一、是吉田之地主也、此岡有二八雷神之垂跡一、八方堆レ土以祭レ之、延喜式載二霹靂神坐二山城國愛宕郡神樂岡西北一者是也、とあり、然れば其三座を合はせて裂雷神と申すなるべきが、右の裂田溝の故事は更なり、皇極天皇元年御紀に、十二月壬午朔甲辰、雷一鳴二於夜一其聲若レ裂とある如くにて霹靂の意なり、其を迦牟登祁と云ふは、迦牟は、應神天皇十三年御紀大鷦鷯尊御歌に、雷を唯に伽（カミ）未と詠ませ給へる其なり、登祁とは、解くる謂なるべし、然るは、天雲を裂（ホロ）に蹈墮（フミアタ）して鳴轟さしも、地に落つれば其欝氣を解散らす故に、迦牟登祁とはいふなり、和名抄に迦美於豆と云ふ訓有るに考へ合はすべき者なり、（併、霹靂の時に當りて、必ず雷獸といふ物墮つる事ある者なり、東北の國々

にては、邌に雷と共に墮ちて雲に升り、後れたるを捕へたる由、此彼聞けり、彘などの狀して、然ばかりは猛くも非ざる物なるが、少にても曇れる時は、其勢氣百倍して、如何なる堅固き鎖を以て繋ぎたるも、截放ちて翔上る勢、世に比ぶべき物なきが、其雲を呼びて其に乘移れば、鳴𩆜めきて、其可畏き事いふ計りなしと云へり、然れば雷神には必ず從ひ奉る獸なるにて、其神に使令れ奉りて、天路を翔り巡るなるべし、搜神記に、雷神廟、在ニ廣東雷州府之西南八里一、昔鄉人嘗將ニ陳布一造ニ雷鼓雷車一、置ニ廟中一、有ニ以魚彘肉同食者一立爲ニ霆震一、國史補、雷州春夏多レ雷秋日則伏ニ地中一其狀如レ彘、人取而食レ之と有り、又、唐國史補に、雷公秋冬則伏ニ地中一、人取而食レ之、其形類レ彘と有るなどは、雷獸の事なり、此に就きて思ふに、推古天皇二十六年御紀に、是年遣ニ河邊臣於安藝國一令レ造レ舶、至レ山覓ニ船材一、便得ニ好材一、以名將レ伐時、有レ人曰霹靂木也、不レ可レ伐、河邊臣曰、其雖ニ雷神一、豈逆ニ皇命一耶、多祭ニ幣帛一遣ニ人夫一令レ伐、則大雨雷電之、爰河邊臣案レ劍曰、雷神無レ犯ニ人夫一、當レ傷ニ我身一、而仰待レ之、雖ニ十余霹靂一不レ得レ犯ニ河邊臣一、即化ニ少魚一以挾ニ樹枝一、即取レ魚焚レ之、遂修ニ理其舶一と見えたるに、雷神に使はるゝ雷獸の、魚と化りて滅びたるにかとも思ゆれども、其が魚に化れるは似著はしからず、然れば此は大蛇の化れる者にてぞ有りけらし、偖、雷神はしも、伊奘諾尊の御怒に依りて御子軻遇突神を斬り給へるに依りて成り坐せる神にて、其御稜威の可畏く坐す事、上に註せるが如くなるが、此緣に由りて、世に憤有りて死せる人の魂はしも、此雷神に屬奉りて、仇報ふ事と所見たり、其は神武天皇御紀に、五瀨命、矢瘡痛甚、乃撫レ劍而雄誥之曰、慨哉、大丈夫被レ傷ニ於虜手一、將レ不レ報而死ニ耶上と有りて、其下に、皇師遂擊ニ長髓彥一、連戰不レ能ニ取勝一、時忽天陰雨レ氷と有るを、他例に見合はするに、氷

雨には必ず雷有る者なれば、此時五瀬命の御怒の御靈や然爲さしめ給へりけむと想像奉らるゝなり、其は崇峻天皇御紀に、物部守屋大連資人捕鳥部萬が事を、以二刀子一刺レ頸死焉河内國司以二萬死狀一牒二上朝廷一、下レ符偁斬二之八段一散二梟八國一河内國司即依二符旨一臨二斬梟一時雷鳴大雨と見え、齊明天皇七年御紀に載する、伊吉連博德書就羅人の入貢の所に、爲二智興傔人東漢草直足島一所レ讒使人等不レ蒙二寵命一、使人等怨徹二于上天之神一、震二死足島一、時人稱曰大倭天報之近 とあるも使人の中に忿死せるも有りて、報いたるなるべし、又、續紀に、天平十二年八月癸未、大宰少貳從五位下藤原朝臣廣嗣上表、指二時政之得失一、陳二天地之災異一、因以除二僧正玄昉法師、右衞士督從五位下下道朝臣眞備一爲レ言と有れども、其の忠言用ひられずして、却りて謀反に坐せられて、終に亡られけるに、同十八年六月己亥、僧玄昉死云々、世相傳云、爲二藤原廣嗣靈一所レ害と有るを、釋書に、雷に擊たれて死にたる由に見えたり、又扶桑略記に、延喜八年五月廿六日戊午、午三刻、從二愛宕山上一黑雲起急、有二陰澤一俄而雷聲大鳴、墮二清涼殿坤第一柱上一、有二霹靂神火一、侍二殿上一者大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣淸貫、衣燒胸裂夭亡、年六十四、又、從四位下行右中辨兼内藏頭平朝臣希世、燒レ顏而臥、又登二紫宸殿一者右兵衞佐忠包、髮燒死亡、紀蔭連、腹燔悶亂、安曇宗仁、膝燒而臥と有るも、菅公貶死の罪惡なりと云へるは、然も有りぬ可き事なり、此事、帝王編年記には、同年六月廿六日、清涼殿坤柱上有二霹靂神火一、大納言藤原淸貫卿云々右中辨平希世朝臣云々、身火付燒死云々、天滿大自在天神十六萬八千眷屬中第三之火雷火魁毒王之所レ行也、其日毒魅始入二聖主御身内一、玉體不二安穩一と見え、荏柄天神緣起にも、六月廿六日に、清涼殿の坤柱上に雷火出で來て云々、是天滿大自在天神の十六萬八千の眷屬の中の第三の使者火雷火氣毒王の所行な

り、其日毒の氣始て帝の御身に入、難堪く御在し坐しければ云々とも有り、（天暦元年丁未三月十二日酉時、天満宮託宣記に我瞋恚乃身止成太利、我瞋恚乃焔天爾満太利、諸乃雷神鬼波、皆我從類止成天、惣一萬五千爾成太利、只我所行乃事波、世界乃事也、帝釋毛一向爾任給太利、其故波不信乃者、世爾多成太利、疫癘之事乎毛行閇止宣閇波云々、令波唯不信爾有牟人乎波、雷公電公等爾仰天、令ニ蹴殺一牟と有るは、其承る人の聞き取り易き狀に託し給へるにて、天神の御事を、帝釋と宣へるなるが、右の如く人を震死せしむるも、天神の御許に依る事と見えたり、和漢共に、雷に撃たれて死る者多き中に、殊に惡人に限りて、此殃に罹る例多在るは、然る所由に依る者なる可し、王充が論衡に、雷霆迅疾時、犯レ殺人謂ニ之有ニ陰過一と云ひ、長阿含起世經注に有ニ罪惡多者霹靂而死一、見受レ報也とも云へり）右の外に、佗神の御祭を雷神に任して罰め給ふ事あり、又佗神の御守を雷神に任して令レ崩給ふ事あり、此れ即ち上に謂はゆる荒魂和魂の作用なる可し、其は續紀に、天平二年六月甲寅朔壬午、雷雨、神祇官屋災、往々人畜震死、閏六月庚子、縁ニ去月霹靂一、勅ニ新田部親王一、率ニ神祇官一、卜レ之乃遣レ使奉ニ幣於畿内七道諸社一、以レ禱謝焉と有るは、正しく佗神の御祟に依りて霹靂したる趣なる事を、幣を諸社に被奉るにて灼し、（彼還却祟神詞は、上に云へる如く、臨時祭式に所見たる霹靂神祭を主と爲て行ふ事なるを、其詞に皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神等波、荒備給比、健備給比祟給事無志氏と有るも、佗神に係れるを思ふ可し、）鴨長明四季物語に、「正月十五日云々、松尾の神人、今日の晝つ方大内に參でゝ、神祇伯に物して禱奉れば、我御山の葵を根こじて、其根こざるを續飯の内に入れて、御札を御持屋の柱に伯して粘し申せは云々、是れ專ら雷電の祟を掃はせ給はむとの、松尾の御誓願の御事なる可し」と云ひ、又四月

の條に「賀茂祭の御事を云へるに」松尾の宮居に、此御社深き御誓御在して、並ての鳴神の災、地震揆ふ災、却はせむとの御事にて云々」とも有り）若くて同紀に、慶雲三年秋七月乙丑、丹波但馬二國山災、遣レ使奉二幣帛於神祇一、即雷聲忽應不レ撲自滅と有るは、佗神の御守りを承けて、雷神の行ひ給へるなり、是れ即ち上に引ける神功皇后御紀の故事の類にて、此の類世に多き事なり、其の謂はれに由ると見えて、神名式に、但馬國氣多郡雷神社（名神大）と有り、續後紀に、承和九年十月乙亥、但馬國氣多郡雷神預二官社一と見え、三代實錄に、貞觀十年十二月廿七日、授二但馬國從五位下雷神從五位上一と有り、同郡山神社（名神大）、戸神社（名神大）と有るも、由有る事共なり、（然るは、山神は大山祇神に坐す事、申すも更なるが、戸神は門神にて、御門神に御在すなる可し、顯廣王記に、本宮西院北舍坐四面御門神　大内建禮、建春門等令レ坐之神也、本社在二但馬國一、令レ坐二宮城門之上一云々、當宮北社也、八神社、非二本官四面門神一也と有るは此社ならむを、其は此雷神の御子神なる事、次なる天雷神の傳に說く可し、右の二社共に雷神社と共に、續後紀に、承和九年十月官社に預かり給ひ、三代實錄に、貞觀十年十二月、從五位下より從五位上に進み給へり、但馬國續風土記に、雷神在二狹野鄉佐野村山上一、今稱二天神一と云ひ、山神社は在二太多鄉山宮村一、戸神社は在二同鄉十戸村一と記せるは國人の說なれば、然も有らむかし）神名式に、紀伊國名草郡鳴神社（名神大、月次、相嘗、新嘗）と有るは、此雷神に御在せるなる可し、香都知神社と相並ばせ給へるは、正しく其證なり、共に中鄉鳴神村と云ふに立たせ給へるを思ひ合はす可し、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔壬子、紀伊國鳴神從五位下と見え、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二紀伊國從五位下鳴神從四位下一と記され、本國神名帳には、正一位　鳴

大神と有り、香都知神社は、同帳に、從四位上香都知神と見ゆ、又同郷靜火神社(名神大)の立たせ御在し坐すも、
旁々由ある事なり、其の社の事は、既に傳七に云へり、(右の鳴神社は、日前宮の立たせ給へる秋月村の東鳴神村に在りて、其の南六丁許に小山有る、其れを忌部山といひ、山下に小村有りて、忌部村といへり、此れ卽ち古語拾遺に、手置帆負彥狭知二神の裔、紀伊國名草郡御木鹿香二郷に在ると云へる、其種族の住みし地なり、永享大嘗會記に、兵庫寮神楯桙立レ之、件楯桙紀州鳴神社氏人等相ニ論之一、經ニ御沙汰一之後、祝與ニ氏人一相合、楯一帖宛造進云々と有り、此氏人と云へるは、件の忌部氏なるべきが、家衰へて鳴神社より然る神物を調進らする事とは成れるにて、其鳴神には、少かも拘はる事ならず)○大雷神と申し奉る事は、並に成り坐せる大山祇神、高龗神に大とも、高とも、稱へ申せるは、山祇神等、龗神等の首領神に坐す謂なるが此神も、諸雷神の首領神に渡らせ給ふべければ、尤決く大雷神とぞ有りけむを、第九ノ一書に、八雷の異說を誤り載せたるに、在ニ首曰ニ大雷一といふ事の有るに就きて、此には唯雷神とのみ載られたるぞ可惜しき事なりける、然れども其も大雷神は諸雷神の首に渡らせ給ふ故に、其を身體の事と思ひ誤りて配たるなるべければ却りて雷神の首領は此大雷神に坐す證には成るべくなむ有りける、古事記にも、於レ頭者大雷居と云へり、其辨は下にいふべし、猶文德天皇實錄に、齊衡元年夏四月乙卯朔丙辰、授ニ河内國大雷火明神從五位下一と有るは、神名式には被レ載れずと雖も、甚古く雅びたる御名なり、大雷は上に云へる如く火明は電光の事なるべし、萬葉十九(三十四丁)に光神鳴波多𡢽嬬と續けたる、光神も火明神と同じ、猶上に云へる和泉國大鳥郡火電神社に思ひ合はせて曉るべき者なり、(右の火電神社を、今本には火雷神社に作れるを、此に引けるは出雲本に依れり、古史

微に一雷神に大字を冠したるは、此に成り坐せる山祇神龗神は大と云ひ、高と云ひて、稱へたるに、此神のみ然らぬは決めて脱ちたるなるべし、故、神名式に、和泉大鳥郡に大雷神社と有るに依りて、畏み畏みも私に稱へ奉れり」と云はれたれども、私に稱へ奉るには及ばざることなり、右の如く大雷と申す證例多かれば、大字を加ふるに何の憚る事かは有らむ、又、右の大雷神社は、予が見たる本の限り、何れも火雷と有りて、古本書入に、一本作二大電一と云へれば、違へるに似たり、又、神名式なる山城國乙訓郡火雷神社、(名神大、月次、新嘗)と有る、其を大雷と作る本も有れども、誤にて、火雷神なり、斯くて其火雷神と申すは、火産靈神にて渡らせ給ふ事、已に傳七卷にも云へるを、第九一書の八雷の中に收むるは、甚々忌はしき事なり、其は下に辨へ正して其義を説かむ〇大鳴雷神と申す御名は、日本靈異記に所見たり、其文に小子部栖輕者、泊瀬朝倉宮二十三年治二天下一雄略天皇(謂二大泊瀬稚武天皇一)之隨身肺脯侍者矣、天皇坐二磐余宮一之時、與レ后寢二大安殿一、婚合之時、栖輕不レ知而參入也、天皇耻輟當二於時一而容雷鳴、即天皇勅二栖輕一而詔、汝鳴雷奉レ請レ之耶、答曰、將レ請、天皇詔曰爾汝奉レ請、栖輕奉レ勅、從レ宮罷出、緋縵著レ額擎二赤幡桙一、乘レ馬從二阿部山田之道與二豐浦寺一之路上走往、至二于輕諸越之衢一、躡詰言、天鳴雷神、天皇奉二請呼一云々、然而自レ此還レ馬走言、雖二雷神一、而何所レ不レ聞二天皇之請一耶、走罷時豐浦寺與二飯岡一間、鳴雷落在、栖輕見レ之、即呼二神司人一、入二轝籠一而持二向於大宮一、言二雷神奉一レ請、時雷放二光明一炫、天皇見レ之、恐、偉進二幣帛一令レ還二落處一、其落處、今呼二雷岳一(在二古京小治田宮一者)云々と有るは、雄略天皇七年御紀に、天皇詔二少子部連蜾蠃一曰、朕欲レ見二三諸岳神之形一云々と有る其事の異説かとも所思ゆれども、別に然る事の有りし者なりけり、磐余宮に坐々しは、行宮な

りしなるべし。天皇の婚合の時に、栖輕が參れる故に、耻ぢて輟め給ひしかども、甚著なかりしから、斯かる戯言は詔り給へるならめども、栖輕が行向ひて、雖二雷神一何所レ不レ聞二天皇之請一耶と宣ひたる、其理に感けて落ちて捕へられ給へるなり、(此を以て、天神御子の奇異に尊く御在し坐す、御事を可畏み奉るべき者なり、上に引ける推古天皇二十六年御紀に、河邊臣の霹靂木に向ひて、雖二雷神一豈逆二皇命一耶と宣ひたると同じ意味なる言にて、實に神々しき當昔の意なり)、豐浦寺與二飯岡一間は、當昔未だ豐浦に寺はあらざりしかども、靈異記を書ける其時の狀を以て記せるなり。今も豐浦村と云へる地是れなり。神司人は後の神祇官に同じ、已に垂仁天皇二十七年御紀に神官と見え、繼體天皇元年御紀に神祇伯といふ目あれば、已に其職掌ありし事灼し。輦籠は、和名抄に、輦、或作レ輿、車無レ輪也、在二車下一與レ輿相連縛者也、和名古之とある是れなり、此例に依ると見えて、四時祭式霹靂神祭料に、輦籠一腰と見え、臨時祭式霹靂神祭料にも、輿籠一脚と所レ見たり。借、雷神の落ちさせ給へりし御有狀は、如何に有りけむ知るべからざれども、此時は、皇命の辱きに依りて、現御身と成りて降りさせ御在しましゝに依りて、輦籠に移し奉りて、天皇の御所に供奉れるなり、然るに其神の儘はし御在しましゝを畏みて、更に幣帛を進らせ給ひて其墮ち給ひし處に還し奉らせ給へるを以て、其地を雷岳といふ事には成れりし者なり、(然るを螢等餘話などに、「雷も陰陽の氣姑く結ぶ事なれば、形あるまじきとも難レ言し、強ひて形ありと云はゞ圓なる火玉より外有るべからず」と云へるなどは、唯理を耳いひて、其神の御在し坐す事を得知らぬが故なり、現身の人の眼にこそは火玉のみ見ゆめれ、其火玉にしも、雷神の御所爲に依りて成れゝども、人には其神の見えさせ給ふまじき事なるを、今度は格別なる所謂に依りて、其形を見はして捕

はれ給へるなり、但し此は右に云へる雷獸などの類にはあらず、實に其雷神に御在す事、右に云ふが如し。象海集と云へる漢籍に、風雷在レ天而無レ形、故假二乾位一戌亥宵屬以配レ之、是以風伯首像レ犬、雷公首像レ豕など云へる如き妄説は、云ふにも足らざる者なり)、萬葉集三(十二丁)に、天皇御二遊雷岳一之時、柿本朝臣人麿作歌、皇者、神二四座者、天雲之、雷之上爾、廬爲流鴨、右或本云、獻二忍壁皇子一也、其歌曰、王、神座者、雲隱、伊加士山爾。宮敷座と有る雷岳是れなり、上にも引ける神名式に、大和國高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座(並名神大、月次、新嘗)と有るは、此時に祀(イハ)はれさせ給へるにや、今も雷土村雷岡に立たせ御在し坐して、九頭明神と申し奉れるを思ふべし、然れば同天皇の大御世に、同じ人にて有りし故事には有れども、三諸岳神とは別なり、思ひ混ふる事なかれ、(其事は、下に別に云ふべし、右の靈異記の鳴雷神、卽ち此の響雷神(ナルイカヅチノカミ)にて、神名式に、主水司坐神一坐、鳴雷神社、又大和國添上郡鳴雷神社有る、其とは別神なり、右の二所なるは、天押雲命の亦の名なる由、中臣壽詞講義に云へる如し)○

天雷神と申す御名は、姓氏錄(右京、神別、上天神)に、佐伯造、天雷神孫、天押人命之後也、と有る是れなり、然るに左京神別の佐伯宿禰、河内國神別の佐伯首の出自には、天押日命と有れば、天押人命、天押日命、同神たる事、論を待たず、然るに、大伴宿禰條に、高皇産靈命五世孫天押日命と有れば、天雷神は其三世孫に當れりと雖も、此雷神の御祖をいふ時は、火産靈神に當れる事。中臣遠祖天兒屋命などの出自も此に同じきを、姓氏錄の例其序に、天神地祇之冑謂二之神別一とありて、其神別を、又、天神、天孫、地祇と被レ分たるに、伊弉諾伊弉冊二神の御子なるをも收めて、猶神別として、其には右の二神をも、伊佐布魂命として、皇統の天孫とは其別を立つるが故に押上せて、或は天

御中主尊以下の五柱別天神より、其伊佐布魂命に亙りて系を立つる大凡定まりの如し、然れど、擬ひて抱はる可く又抱はるまじきも有る皆ぞかし、(此天雷神以上の世數はしも、已に祝詞講義御門神詞の下に云へれば漏らしつ、然るは、火神の御骸より正しく成り出で給へる、斯く延委しき傳の有るに、煩はしく系記を立つるに及ばざる所なればなり)倍、天押日命を、天雷神の孫と有るからは、其間に神一柱坐せる、其神に決く天石戸別神になむ御在しましける、此は手力雄命の亦の名にして、天磐戸を押開き奉りて、日神を出だし奉らしゝ御功に依りて負ひ坐せる御名には有れども、元より雷神の御子に坐して、然る御德坐す神なるが故に、八百萬神の中より抽でられ給へるは、此も其天雷神には、劣り給はぬ神に坐すなるべし、上に引ける文德天皇實錄に出でたる湯泉波和氣神と申す御名は更なり、彼の雷居に坐す大國栖御魂神と申すを、今、九頭明神と申せるが、其の手力雄命の本宮に鎭まり坐す信濃國水内郡戸隱神社を九頭龍權現といひ紀伊國に九明神といふ社の三四所も有るを、所祭手力雄命なる由、名勝圖會に記せるなどは、心有りて物するならざれば、却に古傳と聞えて、由有る事なり、(此俗傳より立ち返りて古を思ふに、姓氏錄に、爪工連、神魂命男、多久豆玉命之後也、と有るも、同神なるべくや、神名式に、對馬島上縣郡天神多久頭多麻命神社、下縣郡多久頭神社あり、右の多は意富と訓むべきにや、大國栖御魂神社思ひ合はすべし、古事記白檮原宮段、吉野に到り坐しし處に、即入二其山一之亦遇二生レ尾人一、此人押二分巖一而出來、爾問二汝者誰一也、答曰、僕者國神、名謂二石押分之子一云々、此者吉野國巢之祖と有る、此も並々の神の出來まじき事なるに、其御子孫などには非じか、右の吉野大國栖御魂神に由有りけなる事共なり)下に云へるが如く、天太玉命は此神の御子に御在し坐せる其を除きて、猶其天石門別

命の御末二統に別れたり、一は天日鷲神に坐して、粟國忌部、又多米連等が祖なる事、下に云へるが如く、一は右の天押日命にて、大伴佐伯二氏の祖にして、天靫負部を率て天降り給ひ、其の石戸別の由に依りて、衛門開闔の事仕へ奉らしゝより、子孫に其の職掌を傳へ給ひけり〇一段是爲二大山祇神一と有るは此の山神の生り坐せる正傳なり、其は第六ノ一書には、伊弉諾尊與二伊弉冊尊一共生二大八洲國一、然後云々、山神等號二山祇一云々、古事記も右の如くにて、既生レ國、更生レ神云々、次生二山神名大山津見神一と有れども、共に二神の生み坐せる御子なるは、混れたる傳なる由、已に傳八に辨へたるが如し、偖て又、第八ノ一書なる五山祇の中に、首化二爲大山祇一と有れども、其れも誤なり、然るは其の五山祇も古事記に所見たる山津見神八柱も、共に此の大山祇神の分身と聞えたるに、其の本體の神の、然る中に收る可くも非ざるを思ふに、其の五山祇、八山津見神の如きは、其の神の分身に坐せば、大山祇神はしも、其主宰と坐せるより、混れて然る傳もや出で來れりけむ、（然るは、上にも云へる如く、大雷神はしも、數多の雷神の主宰に坐すが故に、負ひ坐る御名ならむを、第九ノ一書に、在レ首曰二大雷一と有ると、同日の混れなりと知るべし）予が友なりし小泉康敬が史緯といふ書に、故其被レ殺坐火神之骸、後者上レ天而爲レ山、名謂二天香山一、亦の名天香語山と記せるを見たり、其は何れの書より出でたる事ならむと古書に稽ふれども、更に思ひ當らず、思ふに火神の御名を軻遇突智神と申し、天上に在る山名を天香山といふから、然か思ひ寄せて、右の如く文を成せるならめども、實に然も有るべき事になむ有りける、其は此に斬二軻遇突智一時、其血激越、染二於天八十河中所レ在五百箇磐石一と有りて、此に因りて成り坐せる神等は天神に坐し、又、第六ノ一書に、復劍刃垂血是爲二天安河邊所レ在五百箇磐石一也と有るが如く、其血の激上り

て、天安河邊なる五百箇磐石としも成れるからは、其御骸の上りて天香山と成りけむ事、何かは疑はむ、且つ寶鏡開始章に掘二天香山之五百箇眞坂樹一とあるを、其の第二ノ一書に、使三山雷者採二五百箇眞坂樹一と見えたる、山雷は大山祇神の亦名なるを以て思ふに、其香山に坐して其山を主領き在す大神に坐す事灼然く、又、古事記に正鹿山津見神の名ありて、其御天降段に天迦久神有りて、天安河の河上なる天石屋に坐す伊都之尾羽張神の許に到れる、其天迦久神は天鹿神にて、大山津見神の屬神なる山師翁の玉襷に註されたる、これ亦實に動くまじき說なり、若くて伊豫風土記に伊豫郡自二郡家一以東北在二天山一、所レ名二天山一由者、倭在二天加具山一、自レ天々降時、二分而以二片端一者天二降此土一、因謂二天山一也と有りて、神名式に、越智郡大山積神社（名神大）の御在しますは、其山と共に其神靈の天降坐して、同じ國内に鎭まり給へるにぞ有るべき、然れば、初めには、其御骸の天上に升りて香山と成れると共に此大山祇神は成りまして、其山神と坐しゝ後に、其山の天降れる時は、其山と共に、其御靈の副ひて降り坐して、此國土に天降り給へるになむ有りける、下に註せることどもを見るべし、（右の史緯といふ書にしも、古史成文に倣ひて神代の事實を書き列ねたるものなるが、その事竟まで罷にしこそ、甚可惜らしき事なりけれ、この人今は世に亡き人と成れりしかども、其勞きし功に賞でゝ、今引出でつるなり、近頃學習院の教授にて、皇國魂世に比ひ無き偉人は、此人に勝れるぞ無き）倍山には彌眞にして、天地の秀氣の會まる處なる山、傳八に云へるが如し、中にも殊に太じきは、木の山に生ると水の山より出づると、此二つなむ最勝れたる所なりける、右に引ける使三山雷採二五百箇眞坂樹一とあるは更なり、神武天皇御紀、顯齋の所に、薪名爲二嚴山雷一と見え、大殿祭詞に、皇御孫之命乃御殿乎今奧山乃大峽小峽爾立留木乎、

齋部能齋斧乎以伐採氐、本末乎波山神爾祭氐中間乎持出來乎、齋鉏乎以齋柱立氐と有る、此等を以て屋材をも柴薪をも總べて此大山祇神の預知る所なるを曉るべし、祈年山口神詞に、遠山近山爾生立留大木小木乎、本末打切氐持參來氐皇御孫命能瑞能御舍仕奉氐と有りて、右の大殿祭詞の趣に相同じ、此に因りて山口神と申すは、大山祇神を祭るは、其山を神體として、其山口の便理宜しき所に社を定め、御靈を請ひ奉るに因りて申す御名なる事を知るべき者なり、(其委しき所由は、下に大忌祭詞を引きて註すを見て知るべきなり、今此は唯山材の事に就きて云へるのみなり)若くて木には句々廼馳神坐しまし、草には草野姫神坐せれども、其木を採り草を苅る山神野神を被レ祭る古よりの定なるは如何といふに、傳六にも、師翁の説を引きて云へるが如く、其は豐受大神の分魂に坐して、其木草を以て作れる宅神屋船命と合せ被レ祭るが故なり、大嘗祭式に、凡在京齋場者云々、卜部率二國郡司以下及役夫等一入二卜食山一、採レ材、卽祭二山神一訖、造酒兒先執二齋斧一始伐レ木、(採二大嘗宮材一准レ之)又卜部云々、入二卜食野一苅レ草、卽祭二野神一云々(苅二大嘗宮草一准レ之)と見え、又凡造酒司酒部一人、率二燒灰一人駈使五人一入二卜食山一、先祭二山神一、燒二得藥灰一斛一なども見えたるが如し、又、臨時祭式にも、造遣唐使舶木靈并山神祭と有りて、其には木靈と山神とを被レ祭る事にて、次にいへる神宮の山口木本二祭に同じ、此を以て山材は專ら其大山祇神の恩賜なる事を知るべきなり、(其れは野にて草を苅るにも、草神にては祭らず、其草の生ひ立てる野神を以て祭るなり、但し此の正書に、次生二草祖草野姫一、亦の名野槌と有りて、同神にては坐せども、草野姫神と申すは、草祖神に坐す御名にして、野槌神は其草を生す野神の御名なる者なり、)伊勢太神宮式に、凡採下營二神田一鉏鍬柄上者、每年二月先祭二山口及木本一、然後採レ之と有る、山

口は右の山神、木本は木靈なり、如レ此く木作をする時には、其木神を祓レ祭る例なり、其下なる太神宮修造條に、山口神祭云々、採二正殿心柱一祭云々、右造宮使忌部、自率二内人竝役夫等一、就二山木本一祭レ之と有るを以て知るべし、偖、右の臨時祭式なる木靈は、大殿祭詞、屋船久々遲命とある下に、是木靈なりとある是れなり、(和名抄に、文選蕪城賦云、木魅、山鬼、今按、木魅即樹神也、内典云、樹神、和名古太萬、と有るが如き、妖鬼を云ふとは異なり、此木靈は、山神と御力を合はせて、材木を生じ給ひ、家宅を掌り給ふ句々廼馳神を、其木本に就きて祓レ祭る者なり)又、廣瀨大忌祭詞に、倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母、皇御孫命能宇豆能幣帛乎云々、如此奉者、皇神等乃敷坐須山々乃自レ口狹久那多利爾下賜水乎甘水登受而、天下乃公民乃取作禮留奧都御歲乎、悪風荒水爾不二相賜一、汝命乃成幸波閇賜云々と見ゆ、此を四時祭式に稽ふるに、其大忌祭條に、以二是日一、御縣六座山口十四座合祭と有りて、其大忌神は、豐受大神と同神に坐し、御縣神も其同神にて渡らせ給へる事、已に祝詞講義に註せるが如し、然るに、山口神を併せ祭らせ給ふ御事は、上件の如く山村の事に因れるならず、田地に灌ぐ水の事に就きて祭らせ給へるなり、然るは傳八に引ける私記に、闇龗是山神也といひ、小倉神社鎭座傳記に、高龗神亦名闇龗神云々、是雨神也云々、即是與二大山祇神一合レ力坐神也、故亦謂二山神一也と見えたる、此趣にては、大山祇神と闇龗神とは、御夫婦の間にて、共に御力を合はせ御在し坐す故に共に、山神とは謂はす事なり、皇太神宮儀式帳に、大水神社稱二大山罪乃御祖命一と見え、等由氣宮儀式帳に、山末社とある其祭神を、神名祕書に、大山津姫命とも有りて、大山祇神に相竝べ給へる御名の有るは、其闇龗神に坐す事、著明き者なり、然れば山口神に右の如く風雨を祓レ祈る事、實に其謂ある御事になむ有りけ

る、又、大水神とも、大水上神とも、大水上御祖命とも稱す由、其所に云へるが如し、（山神に雨水を祈る例は、神名式に、讃岐國阿野郡城山神社、（名神大）と有るは、若くは山神には坐さじか、三野郡に、大水上神社有るをも思ひ合はすべし、菅家文草に載せたる祭二城山神一文に、維仁和四年歳次戊申五月癸巳朔六日戊戌、守正五位下菅原朝臣某、以二酒果香幣之奠一、敬祭二于城山神一、四日以後渉レ旬少レ雨、吏民之困、苗種不レ田、某忽解二三箇一、試親二五馬一、分レ憂在レ任、結レ憤惟悲嗟下虚命之數奇逢二此愆一序レ政不上レ良也、感無レ徹乎、伏惟、境内多レ山、茲山獨峻、城中數社、茲社尤靈、是用二吉日良辰一禱請昭告二誠之至一矣、神其察レ之、若八十九郷二十萬口、無レ損、一口無レ愁、敢不二蘋藻一、玉幣重疊以賽應レ驗、以飭二威稜一、若甘樹不レ饒、早雲如レ結、神之靈無レ所レ見、人之望遂不レ從、斯乃俾二神无一レ光、俾二人有一レ怨、人神共失二禮祭一、或踈レ神、其哉レ之、勿レ惜二冥祐一、尚饗、と有る文中に境内多レ山茲山獨峻、城中數社茲社尤靈と有るを味ふべし、三代實錄に貞觀元年十一月七日、授二讃岐國正六位上城山神從五位下一、同七年十月九日、授二從五位下城山神從五位上一と有り、其大水上神社は、同錄に、貞觀七年十月九日、授二讃岐國從五位下大水上神正五位下一、同十七年五月廿七日、授二正五位下大水上大神正五位上一と有り、然るに、元慶元年三月四日、授二讃岐國正五位下大水上神正五位上一と有る、此神社違ひ有るべし、同事の再びあるべくも非ざればなり、又當國に寒川郡と有るも由あり、皇太神宮儀式帳に、牟彌神社大水上兒寒川比古命、寒川比賣命と有るをも思ひ合はすべし、但し右の城山神は、山神ならんかと今思ひ寄れるに就きて、其序にいへるのみ）類聚三代格に載する弘仁十二年四月廿二日太政官符に、應レ禁二制斫一損水邊山林一事、右得二大和國解一、偁産業之務非二唯堰池浚潤之本一水木相生、然則水邊山林必須二鬱茂一、何者大河之源、其山鬱

然、小川之流、其岳童焉、爰知、流之細大隨レ山而生、夫山出二雲雨一、河潤二丘里一、山童毛盡、谿流涸乾、謹按、太政官去大同元年閏六月八日下二五畿内七道諸國符一、備右大臣宣勅、山川海島瀆野林原等、一切收入公私共レ之、但山岳之體、於レ國爲二禮事一、須二蕃茂一、勿レ令二伐損一、と所見たる、此と右の大忌祭詞とを合せて、山は唯屋材柴薪の生るのみならず、其雲雨を出だして丘里を潤ほす事を知るべし、偖その樹木はしも、句々廼馳神と御力を合はせて成し給ひ、雲雨はしも、闇龗神と御心を一(モハラ)にして出だし給ふ所なり、即ち是れ大山祇神の奇異に尊き御功なる者なり、(熊澤某が集義和書といふものに云へらく、古淡路島はしも、草木蓊欝(シゲリ)て有りしかば、時々雲を起して、備前國などに夕立の降灌ぎ行く事多くして、餘りに旱災は無かりしを、漸次に其島の木を伐拂ふに隨ひて、其神氣薄くして、雲を起すの力無きが故に、近年旱災を得る事多き由にいへるは、實に然る言なり)○古事記に、大山津見神、野椎神、二神因二山野一持別而生神、名天之狹土神、次國之狹土神、次天之狹霧神、次國之狹霧神、次天之闇戸神、次國之闇戸神、次大戸惑子神、次大戸惑女神、(自二天之狹土神一至二大戸惑女神一、併八神)と有る、因二山野一は、山神は山に因り、野神は野に因りて、其秀氣を鍾め給ふなり、持別とあるは、持合はせたる物を別つ義なり、然るは山には木の生る處、野は草の產す處なるが、其草木の神氣を聚め合はせて、一種の物と成れるを、山と野とに持ちて、引別れさせ給ひて、神を生み給へるなり、(其神を成し給へるは、其物を成し給へると共に、其を司どり給ふ神の生み坐せるにて、凡て神の生み坐せるは、此の例なり)天之狹土神は、山は高く、野は低きに依りて、天と國とに稱別けたるなり、下なる大戸惑子神、大戸惑女神を以て思ふに、山に就きて天と稱へられ給へるに、男神に坐し野に就きて國と被レ稱給へるに、女神に坐せる

なり、狹土は字の如くにて、山は山限り野は野限と、其境を別ち有つ義なり、此れ即ち因㆓山野㆒持分と云ふ事なるなり、次に天之狹霧神、國之狹霧神は、山野草木より薫出づる氣の、狹霧と成りて雨と降る謂なるべし、天之闇戸神國之闇戸神は、記傳五(四十八丁)に、「名義闇は谷、戸は處の事なり、神名式に、近江國栗太郡、佐久奈度神社あり、久良斗と久奈度と通へり」と有るが如し、上に引ける大忌祭詞に、山々乃自㆑口狹久那多利爾下賜水乎云々、と有るを思ひ合はすべし、大戸惑子神、大戸惑女神は、刀麻斗は、刀は川門(カハド)にて、麻斗は餘處(マリド)なるべし、右の狹久那多利より餘り出づる川門の神なる由ならむか、(此は記傳の說とは甚く異なり、右の如く見る時は、狹土神は、山野の境を別ち作も、雲霧を起すべき草木の地を定め給ひ、狹霧神は、其山野の草木より發る所の雲霧を成して、此を雨師神に委ね給ひ、闇戸神は、雨師神の雨と零(フ)せ給へる水の地中に含みたるが、岩間木根より湧き出でて、谿流(サクナダリ)を成す神に坐し、次なる戸惑子、戸惑女の二神は、右の谿流より洪河と成るの際を守る神と聞えたり、此れ亦大忌祭詞に合はせ心得べき事どもなり)偖又、右の事に就きて、又奇異しき事こそ有りけれ、其は右の古事記に、羽山戸神娶㆓大氣都比賣神㆒生子、若山咋神、次若年神、次妹若沙那賣神、次彌豆麻岐神、次夏高津日神、亦名夏之賣神、次秋毘賣神、次久々年神、次久々紀若室葛根神と見えたる、羽山戸神は大山祇神の外曾孫に坐せば、其御德を受け繼ぎて、功を成し給ふ神に坐すと聞えたり、偖、その羽山戸神に第八一書に、麓、山足曰㆑麓、此云㆓簸耶磨㆒と有る如く、戸は處の謂なり、大氣都比賣神は豐受大神の分魂などにや御在すらむ、(其は上に引ける古事記に、大山津見神、野椎神二柱、因㆓山野㆒持分而生㆑神とある野椎神も、豐受大神の分魂に坐せると、同じ趣なる所なるを以て知るべし、其羽山戸神を大山祇神の外曾孫といふは、同

記に速須佐之男命娶ニ大山津見神之女、名神大市比賣ー、生子大年神と有りて、次に大年神、娶ニ天知迦流美豆比賣ー、生子羽山戸神と見えたる是なり）其八神の中に、若年神、若沙那賣神、夏高津日神、秋毘賣神四柱はしも、御祖父大年神、御母大氣都比賣神に屬給ひて、農作の事を知り給ふ神に坐せり、次に若山咋神、彌豆麻岐神、久々年神、久々紀若室葛根神四柱はしも、御祖母天知迦流美豆比賣神、御父羽山戸神に屬坐して、水と木の事を知る神に坐せり、其故如何とも知るべからざれども、其事の狀を思ふに、傳八にも、事の序に說けるが如く、羽山戸神の御祖天知迦流美豆比賣神は、雨知驅水姬と申す事にて、闇龗神の枝神などにや御在し坐すらむと所思しく、其若山咋神は、若は山の木立の瑞枝著して麗はしき意、咋は木邊にて、其樹木の傍に御立たし坐して守り給ふ意と聞え、彌豆麻岐神は、山材の大に扶疏すれば大虛より水氣を驅り聚めて雨と降れるが、山河より流れ下りて田園に引せ苗稼を養ふ神と通えたれば、水引神の意なるべし（神功皇后御紀に、爰定ニ神田ー而佃之時、引ニ儺河水ー欲レ潤ニ神田ーと見え、安閑天皇元年御紀に、此田者天旱難レ漑ニ水潦ー易ニ浸費ーと有るなど、水を田に漑ぐを麻賀須といふ是れなり、上に引ける大忌祭詞に、山々の自レ口狹久那多利爾下賜水乎甘水登受而云々と有るも、田に水を引する事なり）久々年神の久々は傳六、句々廼馳神の下に云へる如く、莖にて木の謂なり、皇太神宮儀式帳に、久具社一處、稱ニ大水上神御子久々都比女命ー云々とある、其は別神なれども、然る例に依らば、久々年は久々刀自にて、女神の謂なるには非じか、久々紀若室葛根神は、久々紀は莖木なり、若室葛根は、顯宗天皇御紀室壽御詞に、築立稚室葛根築立柱者云々、取結繩葛者云々、と有るを以て考ふるに、莖木を以て柱と成し、葛根を以て結びて、稚室と築き固むる義の御名なる可し、右に引ける儀式帳に、久

久都比女命、又、久々都比古命とある次序と、此に久々年神、次久々紀若室葛根神の並び坐せる趣と相協へるなむ、所由あるべき事なりける、(偖、此二柱は、何れも木神に坐せれば、必ず山に由有る事申すも更なり、先に大山祇神坐して、後に羽山戸神坐し、先に木祖句々迺馳神坐しまして、後にこの二神の同德の神にて成坐せるに、幽深き致無らじや)是を以て倩々思ふに、其大山祇神は山神に坐す事申すも更なるが闇龗神とは御妹妋に坐して、山水の事を掌り給ひ、木祖句々迺馳神と御力を合はせ給ひて、材木を生育給ひ、野椎神と山野に因りて持別けて、有件の八神を成し給ひて、國土に幸ひ給ふ、大凡は遺る所無く成し足らへる者から、猶素戔嗚大神の、國土萬物を豐饒に在せて、顯見蒼生に恩頼を令レ蒙給はむとして、大山祇神の御女を娶給へるに偉慶(オムカシ)みて、其御末に、羽山戸神を令レ生給ひて、大山祇大神の國土人民に幸ひ給ふ御靈を令レ祐給へるが故に、其羽山戸神の御子神等にも、同じ御德(ミイキホヒ)なる神等の御在します事にぞ有るべき、(猶思ひ合はせらるゝ事は、其大年神の御子に、大香山戸臣神、香山戸臣神二神坐せる、其香山は、火神の御體の天に上りて山と成れる其香山にて、大山祇神の主領坐す山名なり、戸は處、臣は大身にて、香山に屬(ツケ)る神名なるも由あり)〇神名式に、伊豫國越智郡大山積神社(名神大)、神名帳頭註に、俗稱二三島大明神一と有りて、其引ける伊豫風土記に、宇智郡御島坐神御名大山積神、一名和多志大神也、是神者所レ顯二難波高津宮御宇天皇(仁德)御世一、此神自二百濟國一度來坐而、津國御島坐云々、謂二御島一者、津國御島名也、と有りて、釋述義に引けるも此に同じ、偖、此大神の其國に鎭まり坐す起本(オコリ)は、天山、天加具山、共に天より降れる時に、共に天降坐しけむ所由、已に上に註せるが如し、然るに右の風土記の趣にては、高津宮の御世の如くなれども然らず、已く此大神の御靈の、百濟國に渡御

坐し坐しつるが還り來坐せるを、其は津國の御島に御在し坐すと云ふにて、謂ゆる三島加茂神社に留り御在し坐す御事なり、故此時移ろひ坐せる其御島の名を取りて、本國の伊豫にても然か云ふとなるべきこと下に注せるが如し、神代より鎭まり坐せるならむと所思る事に、釋進義、又、古事記裏書に引ける備後風土記に、疫隅國社、昔北海坐志武塔天神、南海神之女子乎與波比爾出坐云々、即詔久吾者速須佐能雄神也云々と有る、北海は出雲國の事なるべく、武塔天神と申すは、建速と申さむが如し、疫隅國社は、纂疏に引ける備後風土記に、武塔神乃進雄神之別號、其祠今見二在備後州一、日二疫隅社一と見え、口訣に引けるには、北海武塔神、通二南海龍女一矣、在二深津郡一、須佐能袁能神社也とあるが、神記に思ひ合はすべき事とては、上に引ける古事記に、速須佐之男命娶二大山津見神之女、名神大市比賣一云々と有る是れなり、何を以て云ふぞとならば、南海龍女と云へるは、異しき書樣ながら、大山祇神と闇龗神とは、唯に御力を合はせて共に坐すのみならず、御姉妹に渡らせ給へば、神大市比賣は、其御間に成り坐せる御女なる故に、南海龍女とは、其國にて語り傳へたりし者なるべし、偖、備後を中にして、其北は出雲に、南は伊豫に當れゝば、右の大三島にて能く當れり、此を以て思ふに、大山積神社は神代の鎭坐なる事決し、(此に就きて考ふるに、天山、天加具山等の天降れるは、素戔嗚命の神逐はれ給へりし即てなりし事知らる、然るは、紀記共に、天石窟段にて、天香山の名見えたれども、天孫降臨の時には、一も天香山を云はざるを以て知るべく、又其傍證には、素戔嗚尊の南海龍女に通ひ給へるなども成りぬべき事、右に云へるが如し、其疫隅社は、祇園社の元たる事、下に云へり)和多志大神と申すは、伊豫國と備後國との間なる海中に、大三島と云ふ島ある、其處に坐す大神と申す義なるべし、其對側は、神

名式に、隠岐國知夫郡由良比女神社（名神大、元名和多須神）と有る和多須神是れなるが、當國神名帳に、従三位上由良姫大明神、従四位上和田酒明神と別異に有りて合はざるを、神名式に、同郡神社二座とある、其なむ右の和田酒明神なるべければ、元名和多須神の六字は、其海神社の下にありつるが、錯亂たるものなる事灼然し、其は藤弗綏といふ人の書ける隠州視聴合記といふ物に、「宇良郷薄子(ウスコ)浦の山の岬に、由良明神と稱する小社あり、極めて小さく古果てゝ、里人も知るものなし、又云ふ、知夫郡多澤村より掉指し出づれば、左に元名は渡島(ワタスシマ)あり、長六町廿間、横三町許、其西の崎に渡(ワタス)明神と號する社あり」と記せり、此に依りて考ふるに、和多須神と申すは、島神といふ事なる例にて、和多志大神と申すは、島大神と云ふ義なるべし、其なむ頭註に俗稱二三島大明神一と有るに同じかりける（右の百濟國より度り來ませる謂に非ず、思ひ混ふべからず、神祇官永萬記に三島社と見え、豫陽盛衰記に、「倭國に於て一宮と云は、伊豫の大三島より外には無なり」と云へる如く、今も其島を大三島とは云ふ事なり、其は津國の三島、伊豆國の三島と有る、其二つに對へて、此を大三島といふと聞えたり）神階は、續紀に、天平神護二年夏四月甲辰、伊豫國越智郡大山積神、授二従四位下一、充二神戸五烟一、と所見て甚古かり、續後記に、承和四年八月戊戌、伊豫國従四位下大山祇神、預二名神一、と見え、三代實錄に、貞觀二年閏十月十六日壬戌、進二伊豫國従四位上大山積神階一加二従三位一、とあれば、此より前に従四位上に、被レ進給へりしを、記し漏らされたるなり、同八年閏三月七日、伊豫國従三位大山積神階、加二正三位一、同十二年八月廿八日、授二伊豫國正三位大山積神従二位一、同十七年三月廿九日、授二伊豫國従二位大山積神正二位一とあり、（然るに、長寛勘文に、天慶三年二月一日、三島社奉レ授二正二位一と有るは、不審(イブカ)しき事な

り、恐らくは一を二に誤れるならん）東齋隨筆にも、神社考にも、參議佐理太宰秩滿歸路歷二伊豫三島一、風浪惡不レ能レ發船一、夢三島神告曰、乞レ書レ額、覺乃書應レ時海上穩、牓曰二日本總鎭守大山積明神一と有る、其額今に傳はりて、彼社に在りて、余も見たる事ありき、此事十訓抄に「昔佐理卿、大貳の任竟へて上られける道にて、伊豫國三島明神の託宣ありて、彼社の額を書したりけるも愛たかりけり」と出でたり（又、古今著聞集にも見ゆ、如此く上古には額といふ物などは無かりしかども、其昔其を何處にも懸くる世の習はしなりければ、神の乞はせ給へるにて、此れ即ち時の神の御心なる事を知るべし、猶其上に、能筆を撰ばせ給へるを以ても、麁略には成し奉り難きを知るべし）又、十訓抄に「能因入道俗名永、伊豫守實綱に伴ひて彼國に下りけるに、夏の初、日久しく照りて、民の歎き淺からざりけるに、神は和歌に賞給ふ者なり、試に詠みて三島に奉るべき由を、國司頻りに進めければ「天河苗代水に塞き下せ、天降り坐す神ならば神」と詠めるを、幣帛に書きて、社司をして申し上げさせたりければ、炎旱の天俄かに曇りて、大なる雨降りて、枯れたる稻葉、押並べて綠に反りける」と有り、此雨を乞ふといひ、天降るといふ事はしも、闇靇神と御力を合はせ給へるにも、天山、天加具山と共に、神の天降り給へるにも由有りて聞ゆるは、當昔然る古傳の片端を聞き知りて詠めるにや（神の感けさせ給ひて、雨を令レ降給へるも、其理の允に當れるが故なるべき事、いふも更なり、右の伊豫守實綱の事を、金葉集詞書には、範國朝臣とし、袋草紙には、實國朝臣とせり、然れども、著聞集七卷、又、俊頼髓腦、共に實綱と有れば、共に從ふべくぞ思ゆる）○又、神名式に、攝津國島下郡三島鴨神社、溝咋神社相並びたるは、傳八に云へるが如く、事代主命と、其后伊古奈比咩命とを祀れるなり、然るを、上に引ける伊

豫風土記に、大山積神云々、自二百濟國一度來坐而、津國御島坐、謂二御島一者津國御島名也と有るを、釋には、御を三に作りて三島と有り、此趣にては百濟より度り來坐しゝ時に、此津國に鎭まり坐せりとなるべし、然れども、其祭神を幾座と擧げられざれば、事代主神一柱ならんと思ふに、然に非ず、伊豆國の伊豆三島神社も、所祭は五座なる事、次にいへる如くなれば、表にこそ立ち給はざりけれ、共に並び坐す事、申すも更なり、然るは、事代主命の御爲めには、大山祇神は御舅に御在し坐すが故に、必ず相並び御在せる事、所々に例ありて、傳八に已に註るが如し、(若くて其後に鎭まり坐す津國の御島の名を取りて、其本國の伊豫なるをも三島といひ、又大三島とも云ふ事、此も上に云へり、偖、此社の神階は、三代實錄に、元慶八年十二月廿一日、授二攝津國正六位上三島神從五位下一と有るのみなり)謂二御島一者津國御島名也と云へるは、其島上島下二郡はしも、淀河に傍ひたる一區の地にして、上古には實に島なりけむから、御島とは云へるなるべし、今豐島、島上、島下、三郡の舊名なる故に、三島といふ由に云へる或說などは、必ずしも古意には有るべからず、偖、寶劍出現章第六一書に、事代主神化二爲八尋熊鰐一、通二三島溝樴姬一、或云二玉櫛姬一と有るを、地神本紀には、都味齒八重事代主神化二爲八尋熊鰐一、通二三島溝杭女活玉依姬一と見えて同じきを、大倭神社註進狀に、溝樴姬攝津三島人と書せれば、三島は風土記に謂二御島一津國島名也と有るが如し、其溝杭と云ふは、闇龗神の亦名を深溝神とも申せる其にて、即ち大山祇神の后神に坐して、其御子溝樴姬命は、事代主神の后神に渡らせ給ふが故に、右の二神を殊に親しみ奉らせ給へれば、此にも大山祇神、闇龗神、共に並び御在すべき事、いふも更なり、(其は次なる伊豆三島神社の下に云ふを見て曉るべきものなり、右の伊豫風土記にて、大山祇神の事は灼きを、

闇龗神の御事は、其御女溝咋神社あるからは、其御祖神も必ず共に御在すべき事、三島溝杭と、其地名を冠せて申すを以て知りねかし）神名式には島下郡とあれども、今島上郡に屬(ツキ)たり、三島江村といふ所に坐せり、皇年代略記首書に、安閑天皇元年十月、愁レ無ニ嗣子一、十二月幸ニ三島社一と有るは此の社なり、御紀には、閏十二月己卯朔壬午、行ニ幸於三島一云々と有りて、社に詣でさせ給へる由見えたれども、大倭神社注進狀に、三島溝橛耳之女玉櫛姫を、子守と記せれば、此社に就きて嗣子を祈らせ給ふ事、實に其謂れある御事なり、此地名の事は、雄略天皇九年御紀に、三島郡藍原と見え、欽明天皇二十五年御紀に、三島郡埴廬なども見えたれば、古へ其地の大名なりし事、右に云へるが如し、萬葉七(三十四丁)に、三島江之、玉江之薦乎、十一(四十六丁)に、三島菅、未苗在、時待者、不著也將成、三島菅笠、と詠めるも此地なり、(其溝咋神社は、攝津志に、在ニ溝杭庄馬場村一と云へり、又、神名式に、太田神社有る、其は事代主命の御子、天日方奇日方命なる由、予考へ得たる說ありて、此も傳八卷に云へれば、其をも捨てず考へ合はすべくなむ）〇又、神名式に、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社（名神大、月次、新嘗）和名抄鄉名に出でたる三島是れなり、釋述義、大山祇神の下に此社を引き、裏疏に、三島明神、大山祇命也と記し給ひ、一宮記にも、大山祇命と見え、改曆雜事記にも、崇峻天皇庚午年、伊豫國三島大明神出現と有るからは、大山祇神に渡らせ給ふべき事、申すも更なるが、然れども、主と祭るは事代主命に御在すなるべし、然るは、上に引ける伊豫風土記にも所見たるが如く、元來御島といふ地名も、攝津國に起れる事は更なり、其三島鴨神社は、事代主神に御在せれば、三島神と申すには、必ずその神なるべき事、次に述ぶるを見て知るべく、又、當郡を賀茂郡といふ事も、其の神の由なるを思ふべし（然るは當社

の祭禮、山城國の賀茂下上社と同じく、四月中酉日を以て仕へ奉れるも古き事と見えて、扶桑見聞私記に、元暦二年四月廿日、今日迎二伊豆國三島社祭日一云々と有る、廿日は中酉にや當るらむ、成氏朝臣年中行事に、四月朔日、御祓如レ例、三島御精進云々、同八日、瀬戸三島大明神臨時御祭禮云々、中酉者本社三島へ爲二御代官一云々、有二參詣一と見えたるを以て、上古よりの習はしなる事著明く、又、秋山章と云ふ人の記せる伊豆志に、伊古奈比賣神社を、賀茂郡白濱村に坐す由記して、其下に、「舊記云、伊豆の菅は名物なり、白濱明神の御神草なり、三島明神は菅なり、伊豆の端(ハシ)に、白濱明神御立ち成され候故に、端神(ハシカミ)とはいふ義にて、生芽を御神草と云ふなり、云々」と有るも、速なき事ながら、三島明神に菅を御神草といふ事は、上に引ける萬葉十一に、三島菅を詠める、其は津國の事なれども、彼國の名物を此にも止事なきものに爲るは、其三島鴨神社と同神に坐せばなり）其祭神五座なる中に、三島神と申し奉るは事代主命に坐して、其后神伊古奈比賣命と共に御在し坐す事、次に引ける後紀に所レ見たるが如し、其の餘の三座の中に一は大山祇命に坐す事、上に引ける諸書にて灼然く、一は其伊古奈比賣命の御祖闇龗神に渡らせ給ふべき事、その所謂を思へば必ず然るべし、其一は事代主神の御祖と坐す宗像大神に御在し坐すべくなむ所思たる、其は大同類聚方に、水戸(ミシマ)間藥、醫徒(イヅ)國可牟郡伊豆三島之神社之神傳之祕方、胸形朝臣阿古麻呂之傳、天奉流久須里也、と見えたる如く、古に胸形朝臣の其社に仕へ奉れる事はしも、瑞珠盟約章に、此三女神云々、此則筑紫胸肩君等所レ祭神是也、と有りて、何方迄も、其氏人の仕へ奉るべき事に坐すを思ふべし、（事代主神に、御祖宗像大神の並び坐せる一二を云はゞ、神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社二座とあるは、大己貴命、玉依

命に坐すが、其九郎ら宗像神に坐し、又、葛野郡松尾神社二座と有る、其大山咋神と聞ゆるは事代主神の亦名なるを胸形中都大神と並び坐せるなど、此等は予深く遠く思ひ測り得て、已に祝詞講義に説けるが如し、又、下にも往々云ふべければ、今いはず）然れども、其伊古奈比賣命神社（名神大）は、伊豆志に、賀茂郡白濱村に坐して、白濱明神と申すと有りて、三島神社の相殿には非ざる趣なれども、當國神階帳に、正一位三島大明神、一品后宮、一品當后宮と並べ載せられたる后宮は、續後紀に、阿波神是三島大社本后也、と見えたるに當りて別なれば、當后宮と申すなむ其には御在せるを、其も三島に共に移り給へらむと所レ思る事は、伊豆志に、傳曰、孝安天皇六年に建立す、三島明神伊豆へ渡り、此に御在し坐し、其より三島へ移らせ給ふ、因りて此を古宮とも、又、五社明神ともいふ、三島と同じく其三神は未レ詳云々」と有り、右の如く、此を古宮といふを以て思へば、決めて三島大社に御在し坐す事、疑ひなき者なりかし、然れば、右に引ける改暦雜事記に、崇峻天皇庚午年、伊豫國三島大明神出現と有るは、孝安天皇甲午を、如何にしてか誤れる者なるべし、（其は崇峻天皇元年は戊申にて、御世所知食しゝ間僅に五年許なりければ、庚午に當る年はなければ、若くは峻は神の誤にて、崇神天皇四十七年庚午かとも思ゆれども、右の舊説に依る時に、孝安天皇六年は甲午に當れゝば、甲と庚と音の似たる故に、混ひたるにぞ有らむ、但し日本風土記と云ふ物に引けるには崇峻帝御宇庚戌年出現と有り、然れば、其三年に當れる者なり）釋に引ける後記に、天長九年五月庚戌、令レ卜ニ筮炎旱於内裏一、伊豆國神爲レ祟奏、伊豆國言上、三島神、伊古奈比咩神二前、預ニ名神一、此神塞ニ深谷一摧ニ高巖一、平造之地二十町許、作ニ神宮二院一、池三處一、神異之事不レ可ニ勝計一とあるは、其二神共に同じく三島社に鎭まり坐す證なり、抉

桑見聞私記六十三に、「建久六年十一月十三日云々、伊豆國被ニ下向一、是三島社神寳に會せん爲めなり、此神の事、神書に、本ノ號ニ伊豆明神一、一名溝喰姫と云々、女體の神と云へり」と有る、此即ち寶劍出現章第六ノ一書に、事代主神化ニ爲八尋熊鰐一、通ニ三島溝樴姫一云々と有るに合へれば、三島神と申すは事代主神に坐す事、愈々以て知らるゝなり、又、陸奥風土記に、宮城郡伊豆佐賣神社、所ニ祭ニ溝咋比賣一也、と有る、伊豆は其國名なれば、伊豆明神とも云ひけんは、然もありぬべき事なりかし、偖その伊古奈は、下に註るが如く、奈は之に通へるにて、伊古は嚴にて、雷の伊加に等しく、正身は實に御在し坐して、其御威勢の甚猛く御在し坐す由なるを、其御形容の御上にて、綏靖天皇御紀に、風ニ姿岐嶷とあり、又、垂仁天皇御紀に、生有ニ岐嶷之姿一とも有りて、嚴重なる消息を云ふと同じかるべし、又云ニ玉櫛姫一とも見えたる、御形容を想像奉るべき者なり、若くて其池三處はしも、箱根湖なるべき由、或者の云へる、實に然る事なり（若くて其神階はしも、必ず其本社に就きて奉らせ給へるならめども、右の天長の事を思へば、三島大社に一つに爲られたりしならむ、今御紀共に所見たる限りは、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月壬子、伊豆國伊古奈比咩神授ニ從五位上一、同年十一月甲戌朔、詔以ニ伊豆國伊古奈比女神ニ列ニ於官社一、仁壽二年十二月丙子、伊豆國伊古奈比咩命加ニ正五位下一、齊衡元年六月己卯、加ニ伊豆國伊古奈比咩神正五位下一と有り、但し此は上を誤れるにこそ、偖、神階帳に、一品當后宮とあれば、齊衡より後に度々に在りつるなるべし、若くて阿波神を、續後紀に、是三島大社本后也と、有るは、傳八卷に云へる如く、事代主神と申すは、和魂の御名にて、其本體は味耜高彦根神に坐せば、其后神なる故に、本后と申し、此伊古奈比咩命は、事代主神の后神に坐す故に、當后とは申せり）偖、天武天皇十三年御紀に、冬

十月己卯朔壬辰、逮㆓于人定㆒大地震云々、伊豫湯泉沒而不㆑出、土佐國田苑五十餘萬頃沒爲㆑海、古老曰、若㆑是地動未㆓曾有㆒也、是夕有㆓鳴聲㆒、如㆑鼓聞㆓于東方㆒、有㆑人曰、伊豆島西北二面自然增益三百餘丈、更爲㆓一島㆒、則如㆓鼓音㆒者神造㆓是島㆒響也とあり、是れ又右の天長の例を合はせて思ふに、決く三島神の神驗なる事著し、異本曾我物語に、朱鳥元年始顯㆓伊豆國鎭守㆒とあるは、右の事に依りて、新に神殿などを增し作られたるなどの事の有りもや爲けむ、今、事の狀を思ふに、鎭坐は神代よりの事なるべし、其は賀茂郡と云ふは、事代主神の遺跡の故なり、三島と云ふは、其后伊古奈比咩命は、三島溝橛姬に坐せば、本國の名を移されたるなり、其事代主神の御母宗像大神は、元より共に鎭まり坐しゝなるべく、偖、伊豆志に、傳曰、孝安天皇六年建立と有るは、社を定むる事の始めにて、大山祇神二柱も、伊豫より渡來坐しつるには違あるまじけれども、其も神代の事なるを、右の孝安天皇六年には、殊なる神驗の有りつるから、右の年紀にして傳はれるにぞ有るべき、(思ふに皇代記首書に、孝靈五年近江湖水初滿、富士山初出と有るを以て見るに、其頃富士神の神驗を見はし給へれば、其時などや三島大社を被㆑定たりけむ、其富士に在す神は、御女木花之開耶姬命に渡らせ給へるを思ふべし、神社考にも、江州地坼湖水始滿、駿州富士山忽出焉、とあり、猶此事は、天孫降臨章なる其神の傳に云ふべし)神階は、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月乙巳朔辛亥、授㆓伊豆國三島神從五位上㆒、仁壽二年十二月丙子、加㆓伊豆國三島大神從四位下㆒とあり、然るに、齊衡元年六月甲寅朔己卯、加㆓伊豆國三島神從四位下㆒と、同事の再び出でたるは如何なる事にか、猶考ふべし、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉㆑授㆓伊豆國從四位下三島神從四位上㆒とあれば、前紀なるは、何れか一は衍(アマ)れるなり、同六年二月五日壬戌、授㆓伊豆國從

四位上三島神正四位下一、同十年七月廿七日戊午、授二伊豆國正四位下三島神從三位一と有り、當國神階帳に、正一位三島大明神と有れば、其より次々其極位には進め奉らせ給へる者なり、(倩、當社は右に云へる如く、其所祭五座なれども、官よりは三島神と稱して、何座といふ差別もなく、唯一社にて會釋はせ給へるなり、然れば、林道春が神社考詳節に、延喜式、伊豆國賀茂郡三島神社、攝津國島下郡三島鴨社、伊豫國越智郡大山積社、此三社皆大山祇神也といひ、師の玉襷に、伊豆三島神社を事代主命と云れたる、共に其の一を知りて二を知らざる說なれば、事の足らはぬ心ちぞする)因に、其三島大社本后の事をいふべし、神名式に、賀茂郡阿波神社(名神、大)とある是れなり、何を以て本后とは申すと云ふに、事代主命は、本體はしも、味耜高彥根神と申して、大國主大神と共に國土を經營給へる時の御名なり、其荒魂を、一事主神と申して、事代主神は其和魂の御名にて、後に別れさせ給へる者なり、其阿波神と申すは、土左風土記に、土左郡有二朝倉鄕一、々中有レ社、神名天津羽々神、天石帆別命、今天石門別神子也とある、其天津羽々神は、出雲風土記に、阿遲須枳高日子命之后、天御梶日女命と同神なる事、下に註し、又、天孫降臨章に就きていふべし、其を阿波神と申すは、其天津羽々神の略なり、倩、其味耜高彥根神と聞えける時に、御娶坐しゝ故に、本后とは申して、後に事代主神にて御娶給へる伊古奈比咩命の方をば、後后とも當后とも申せるになむ有りける、續後紀に、承和七年九月癸酉朔癸巳、伊豆國言、賀茂郡有二造作島一、大名二上津島一、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐二物忌奈乃命一、卽前社御子神也、新作二神宮四院、石室二間、屋二間、闇室十三基一云々、召二集諸刀禰等一、卜二求其祟一云、阿波神者三島大社本后、五子相生、而後后授二賜官位一、我本后未レ預二其色一、因レ玆我殊示二怪異一、將レ預二官位一云々と

有る是れなり、同十月丙辰、奉レ授二無位阿波神物忌奈乃命並從五位下一、是以二伊豆國造レ島靈驗一也と有り、又、文德天皇實錄に、嘉祥三年十月壬子、伊豆國阿波神授二從五位上一、同十一月甲戌朔、詔以二伊豆國安房神一列二于官社一、仁壽二年十二月丙子、伊豆國阿波咩命神加二正五位下一、齊衡元年六月己卯、加二伊豆國阿波咩命正五位下一とあり、如此く同階の並べる事、猶考ふべし、此を以て本后當后の御事、混ふべからずして、共に大山祇神の御には非ず、事代主神の御なるを以て、同じく御島といふ内に、津國と此とは、事代主神を主として祀れる事を知るべきなり、(俗、此は大山祇神の傳を物する所なるに、事代主神の后神の事に迄亙れるは、餘りに煩らはしきに似たりと雖も、誰しも此事に就きては、思ひ惑ひ居る事なる故に、今如此く並べ擧げたるなり、能々讀み通して、我心を知りねかし)〇一段是爲二高靇一は、第六一書に、劍頭垂血激越爲レ神、號曰二闇靇一と有りて、一は御骸より、一は御血より成りまして、其出自はしも別にし有りけれども、其成りませる上にては、御身を合はせて一柱に御在せるなるべし傳八に引ける小倉神社鎭座傳記に、高靇神、亦の名闇靇神と有るをも思ふべし、其闇は谷にて、靇神の常に蟄居給ふ由を以て負ひ坐せる稱なるが、高はしも健にて、雲を起し雨を降らせ御在し坐す謂なるべし、釋述義に、靇可レ謂二龍蛇之類一歟と有り、寔に其如くなるなり、常陸風土記に、新治郡驛家名曰二大神一、所三以然稱二者、大多在内名二驛家一と有るにて攝津風土記に、昔有二大神一云二天津鰐一、化爲レ鷲而下留二此山一、十人往者、五人去、五人留、有二人波乎者一、來二此山一伏二下樋一而屆二於神許一、從二此樋內一通而禱祭、由レ此曰二下樋山一と有る、大神も共に其靇なる事知らる、猶其事第六一書なる闇靇神の傳に註せるが如し、(格物論に、龍水物、鱗蟲之長、有レ鱗曰二蛟龍一、有レ翼曰二應龍一、有レ角曰二虬龍一、無レ角曰二螭龍一、未レ升曰二蟠

龍、然善變化、能幽、能明、能小、能大、春分而登天、秋分而入川、古有畜龍者、可豢而標と見えたり）然るは、於箇美は大龗水の義なる事は云ふも更なり、萬葉二（十二丁）に、吾岡之、於可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武と詠み、祈雨止雨の事は、專ら丹生川上雨師神と、貴布禰神社に申させ給へるなど、龗神の雨を掌り給ふ神に坐せばなり、又、其事實の物に見えたるは、景行天皇御紀に、日本武尊聞近江膽吹山有荒神、而至膽吹山、山神化大蛇云々、因跨蛇、猶行時、山神之興雲零水と有る、此は荒神の一時に大蛇に變化るには有れども、大蛇と成れば、雨を零らせる事も亦自由なるを況して、正實の龗神には甚々奇しく妙なる事の有るべき筈なり、皇代記の首書に、康永元年乙巳夏旱、詔於賀茂祠祈雨時小蛇出神殿吐水氣、已雨とある、此等の如く、雨神ならぬ神に雨を祈り申す時に、其神の感け諾ひます時は、其龗神に仰せて令降給へる事なるが、此は然る幽事の、邂逅に人の目に見えたるにて、此類の事、猶云知らず多く在りぬべし、（今も越後出羽の國々にては、時として龍卷といふ事の有るに、其始は小蛇にて、中々に雲を起すなどの勢は、元より有るべくもあらぬ程の者なるが、其時の至れるにや、應に升らんとする時に、其頭を上げて雲を呼べば、忽ちに晴天なりしも曇り合へる、其黒雲に乗るを待たずして、急雨降り出て、其天翔る猛き勢、又世に譬しへなき事なりと云へり、此は暖國には餘りに見えぬ事なる故に、如此云ふをも人は疑へども、此國にては、常多き事にて、人は怪しと爲ざる所なり、去し嘉永元年六月の事なりし、予、出羽國の大山に滯留れる程、炎旱甚だしく有りて、苗稼の生ひ立たざりしかば其處に坐す椙尾社に祈雨の事有りつるに、其五日六日に當れる頃なりけらし、其祝宮野直勝、莞爾なる面持して、速々と勇ましげに來りて云ひけらく、雨必ず降るべしと云へり、

人々異しみ詰り問ひて、此甚じく照りたる空を、如何にしてか雨の降るべきと云へるに、直勝猶必ず雨ありと云ひて止まず、予も其席に在りて詰り問ふ列なりしかば、其必ずと云ふは、何を以てなるぞと云りしかば、其社には古より有り來る事にて、旱に雨を乞ふ時に、其驗あるには、背面なる御手洗の傍に、黑き小さき蛇の出で居て、神人の祈言を耳振り立てゝ聞くといふ狀して居る事なるが、其驗なきには、何日祈りても出で居る事のなきに、今我眼前に見て來つれば、必ず降りなむ、古より今に至る迄、違ふ事なしと云へれば、然も有るにやと聞きて、其より外の物語に移りて、直勝が言必ず信なりや否らずやとも思はず、時を移しけるに、五六十日許も、塵計(バカリ)の雲をだに見ざりし大俄にかき曇りて、神鳴り霆(ハタ)めきて、雨甚じう降り灑ぎて、篠竹なす枯れ痿りつる苗の、生々として榮え、其年は大に稔(トシ)有りし事なりき、然れば、有の賀茂祠の小蛇も、此の黑蛇も、神の其祈事を信(ウケ)ひ給へる徵驗(シルシ)を、人に令レ知給へるにてぞ有りける）偖、上に說けるが如く、世に憤有りて怨を遺す人の、死にたる後に、雷と成りて人を擊ちて、其讎に報ゆると等しく、龍蛇と成りて其志を遂ぐる事も、必ず又あるべきなり、又生ながら然る物に化も有りて、神代の豐玉姬命の御事は姑別にして、古事記玉垣宮段、本牟智和氣御子の御事を、爾其御子一夜婚二肥長比賣一、故竊伺二其美人一者蛇也、卽見畏遁逃、爾其肥長比賣、患光二海原一、自レ船追來、故益見畏以自二山多和一引二越御船一逃上行也とある是れなり、死者のは其は仁德天皇五十五年御紀に、蝦夷叛レ之、遣二田道一令レ擊、則爲二蝦夷一所レ敗、以死二于伊寺水門一云々、是後蝦夷亦襲レ之、略二人民一、因以掘二田道墓一、則有二大蛇一、發二瞋目一、自レ墓出以咋二蝦夷一、悉被二蛇毒一而多二死亡一、唯一二人得レ免耳、故時人云、田道雖二既亡一遂報レ讎、何死人之無レ知耶と見えたる是れなり、又、續紀に、寶龜四年十月辛酉、初

井上内親王坐二巫蠱一廢、後復厭二魅難波内親王一、是日詔、幽二内親王及他戸王于大和國宇智郡沒官之宅一、同六年四月己丑、井上内親王他戸王並卒と見えたるを、皇年代略記首書に、寶龜六年四月廿五日、井上皇后並他戸親王薨二于獄中一、現身成レ龍と有り、後に御靈社を定めて崇祀らせ給へるを思へば、然る可畏き御事の有りし者なりけり、或書に、貞純親王延喜十六年五月十七日薨、六十四歳、於二一條大宮桃園池一爲レ龍由、時人得二夢告一云々と有り、此類なほ多く在るべし、此等は現身に深く思ひ入りて、其事を竟さゞれば、死して後龍蛇に成りて成し遂ぐる者となむ見えたりける〔予、先年田村足根に聞きし事あり、其出羽國最上川の傍に、坂邊村といふに、太郎右衛門と云ふ百姓有りけり、其邊は新田地なりしかば、新川を掘りて、最上川より水を引く處なりけるを、年毎の洪水の度に、堤崩れて保たざりければ、太郎右衛門は老農なるを以て、領主より其切口千間許を普請(ツクル)べき由を仰せ付たりけるに、又度々に潰えて其功成らざりけり、此に其老農は滑稽(タハレ)たる氣質の者にて、或日其婦に云ひけるは、此堤よしや成りぬとも、最上川と云ふ大河に傍(ソ)ひたれば、永く保つべきにあらざる事、猶今の古を見るが如くなるべし、凡て斯かる大處(オホトコロ)には、龍とか、蛇とか、主といふ者の有るにあらざれば、保たざるものなり、吾老いたり、汝も亦惜からざる齡なり、隣の山伏を賴みて祈らせばやと云ひて、其作法を行はせて云へらく、吾猶事竟へざればとて、老婦の芻靈(ヒトガタ)を水底に投げ入れけるに、幾日も非ずして死にけり、其より十年計も程經て、太郎左衛門船にて酒田湊に下りけるに、川中にて舟動かず、乘り合へる人共、その故を知らざれば、驚く事限りなし、太郎左衛門心著きて、汝戯れ勿(ナ)せそ、吾未だ領主より被レ命(コサ)たる事まだ成し竟へずて有るを、汝も知らん、今姑く待ちねと云ひければ、其舟元の如く其急流の任に矢を射るが如くに

下りにけり、其後四年程過ぎて、太郎左衛門死にけり、其より西山と云ふ砂山の谷間に大蛇二つ住みて、時々人の目にも見ゆる事有り、其大蛇主と成りて守れる故にや、永く其堤崩るゝ事なしと云へり、此は今の世を恨み人を呪へる類には非ざれども、死して龍蛇と成る例なるものなり）已に傳へに註せるが如く、小倉神社傳記に、即與㆓大山祇神㆒合㆑力坐神也、故亦謂㆓山神㆒也と見え、又、上にも已に云へるが、此神は女神に坐す大山祇神とは、御姉妹の中間に御在し坐せるが、又、大雷神と共に御德を一に爲給へれば、右件軻遇突智神を三段に成し給へる其段毎に、別々に成り出で給へりと雖、その御功用に於いては、合せて一神の如くなるは、實に幽深き致ある御事なるべくなむ、想像り奉らるゝ事なりける、偖、雷と龍とは相離れざりける事迹を一二云はゞ、地神本紀に彼の八岐大蛇の事を、素戔嗚尊乃拔㆓所㆑帶十握劍㆒、寸㆓斬其蛇㆒、此蛇爲㆓八段㆒、毎㆑段成㆑雷、總爲㆓八雷㆒、飛躍昇㆑天、是神異之甚也と有る、此は實の蛇にあらず、師の云はれつる如く、夷服岳神の化れるには有れども、已に其形に成れば、又其狀も同じく成るが故に、如此く其より變りて雷とは成れりしものなりけり、（此は紀記には傳へ脫せる事なるが、佗の古書より採れるなるべきが、事實に於いて然も有りぬべき事、下に云ふを待ち見よかし）上に引ける靈異記と同じく、其の御世に在りし故事にて、雄略天皇七年御紀に、秋七月甲戌朔丙子、天皇詔㆓少子部連蜾蠃㆒曰、朕欲㆑見㆓三諸岳神之形㆒、（或云、此山之神爲㆓大物代主神㆒也、或云菟田墨坂神也）汝膂力過㆑人、自行捉來、蜾蠃答曰、試往捉㆑之、乃登㆓三諸岳㆒、捉㆓取大蛇㆒、奉㆑示㆓天皇㆒、天皇不㆓齋戒㆒、其雷虺々目精赫々、天皇畏蔽㆑目不㆑見、却入㆓殿中㆒、使㆑放㆓於岳㆒、仍改賜㆑名爲㆑雷と見えたる、三諸岳は、敏達天皇十年御紀に、下㆓泊瀨中流㆒面㆓三諸岳㆒と有れば、三輪山を云ふなり、岳神とは、上に

引ける萬葉二(十二丁)に、吾嶋之於可美と有るが如く、龗は山或は岳に住む者なればなり、下に提ニ取大蛇一とあるを以て知るべし、其を雷(イカヅチ)といふ事はしも、龍蛇の水(アメ)を零(フラ)せるには、雷電(イカヅチ)の必ず力を合はせて其に應ふる事、次に云ふが如くなればなり、廼々は、古事記玉垣宮段に、肥長比賣の蛇と成れるが、光ニ海原一自レ船追來と有るが如く、光を放てるなり、目精赫々は、寶劔出現章に、八岐大蛇の事を、眼如ニ赤酸醬一とあるが如し、使レ放ニ於岳一と云ふは、其三諸岳に還し給へるなり、賜レ名爲レ雷は、蜾蠃に名を授けて雷と改め給へるなり、(此三諸岳を、寶劔出現章第六一書には三諸山と有り、然るに飛鳥の雷岳とも、三諸山とも云へり、萬葉三、登ニ神岳山一歌に、三諸乃、神名備山爾、云々、明日香能、舊京師者、云々と有りて、反歌に、明日香河、川余藤不去云々と詠み、十三長歌に、甘南備乃、三諸山者云々、甘嘗備乃、三諸乃神之、帶爲、明日香之河之云々、反歌に、神名備能、三諸之山爾云々、と有るは、雷岳の事にて、此なる三諸岳とは別なり、其は細書に、或云、此山之神爲ニ大物代主神一也と有りて、此は神名式に、城上郡大神大物主神社、名神、大、月次、相嘗、新嘗とある其山の事なり、但し此大蛇は、大物主神には非ず、其岳に棲む神にて、元より大蛇なるなり思ひ混ふべからず、次に或云菟田墨坂神也と有る、其は宇陀郡宇太水分神社、大、月次、新嘗と有る社にて、其神は、大山祇神と此龗神と御合ひ坐して生み坐せる御子溝樴姫神に坐せば、然る御形なるべき事、彼事代主神の、八尋熊鰐に化して通ひ給ひしを以て知るべし、思ふに、此天皇はしも、御紀に、伉健過レ人とも、百姓咸言ニ有レ德天皇一とも見えたれば、然る類の事時々に有りけむ故に、或云といふ事の如此く二も出でたるなり)又、推古天皇二十六年御紀に、是年遣ニ河邊臣(闕レ名)於安藝國一、令レ造レ舶、至レ山覓ニ舶材一、便得ニ好材一、以各將レ伐時、有レ人曰、

霹靂木也、不レ可レ伐、河邊臣曰、其雖二雷神一、豈逆二皇命一耶、多祭二幣帛一、遣二人夫一令レ伐、則大雨雷電之、爰河邊臣按レ劍曰、雷神無レ犯二人夫一、當レ傷二我身一、而卽待レ之、雖二十餘霹靂一不レ得レ犯二河邊臣一、卽化二少魚一以挾二樹枝一、卽取レ魚焚レ之、遂修二理其船一と有る、此霹靂木はしも、龍蛇の類の棲まへりし木なりけむを、伐らんと爲しかば、度々に霹靂はしつらめども、皇命の尊きに依りて、河邊臣を犯し得ざりしかば、其勢も盡き竟て、本の形に復い、樹枝に挾まり居たりしが、猶魚の形に成り居たりしなるべし、然るは、龍は水物にて鱗蟲の首なれば、魚に化りけむは然も有るべき事なり、然れども魚となれば魚にして、元の龍に非ず、是れを以て焚亡はれけむは、然も有りぬべき事なりかし、(此反様(カヘサマ)にて、鯉魚など年を經ては蛟と化り、又、龍と成る時は、元の鯉にあらず、神靈備はり、變化心の任なるものなり、舊本今昔物語に、讃岐國萬農池神の、小蛇に化り居て、鵄の爲めに害あられたる事見えたり、神と雖も、小蛇となれば小蛇限りの所作(ワザ)より外の事は出來ぬ者なり、凡て皇祖天神の神隨(カムナガラ)なる、錫命(ミコト)に依りて、鳥獸蟲魚と雖も、其行ふ處に依りて、容姿も亦異なる所あるものなり、譬へば虛空を翔る鳥は、風切羽あり、水に浮くものは、水搔き出來り、木に宿るものは、足に蹻あり、汀渚に立つ者は、其脛長きなど、天工(ミムスビ)の奇(クスシ)にして更に爭ふべからざる所ある者なり、然れば如何なる雷にもあれ、龍にもあれ、魚と狀を易へては、又魚限りの所作より外出來ざる者なれば拙く右の如く焚亡はれたるなり、相感志に、魚登二龍門一者、輙雷震而化とあるが如く、有らまほしきなり、)新撰六帖に、「龍昇る雲の儀に鳴神の、物恐しき空の氣しきや」と有るが如く、今も現に龍卷と云ひて、龍の水を卷きて、虛空に昇る時には、必ず雷の聲轟きて、鳴霆めく事に云ふも更なり、又其雷の鳴動もすに應へて、龍の昇るなど、共に相離れざるに、上

に註る如く、火神の御骸より共に成り坐しつるが、其大山祇神はしも、龍と雷とを令レ作る山神に坐して、龍雷は共に蟄り居て、勢力を天地に震ふなど、妙なる旨深き由ある御事となむ見えたりける、靈異記に、昔、敏達天皇御世、尾張國阿育知郡片蕝里有二一農夫一、作レ田引レ水之時、小細雨降故、隱二木本一穊二金杖一而立、時雷鳴、卽恐擎二金杖一而立、卽雷墮二於彼人前一、雷成二小子一而隨伏、汝何報、雷答言也寄二於汝一令レ胎レ子而報、爲レ吾作二楠船一入レ水泛二竹葉一而賜、卽如二雷言一作備而與、時雷言レ莫二近依一令レ避、卽靉レ霧登レ天、然所レ産兒之頭纏レ蛇二遍首尾垂レ後而生とあるなど、殊に近き證なる者なり、(通證に引ける垂加が說に、龍雷二神、則助二土德之神一、龍云二多都一、起而立之謂、雷云二伊加圖智一、怒而擊之謂、土生二五穀一、養二萬物一、然非二龍雷之力一、則不レ能レ生二育之一、雷怒二龍之臥一、擊使二之起而立一、共成二生育之功一、故無道之罪人、則必災レ之と云へる、然る意味なきには非ざるなり、又、北夢瑣言曰、世言乘龍苦二於行雨一而多竄匿爲二雷神一、捕レ之或在二古木及磋楹之內一、五雜俎曰、雷之擊レ人多由二龍起一、劉禹錫詩、雷雨湘江起二臥龍一、蘇老泉龍詩、待レ時雷震一聲曉、還作二甘霖一濟二草民一などゝ見えて、西戎にても、雷と龍とを別なる者には爲さざるなり)○高靇神の御社は、神名式に、河內國石川郡太祁於賀美神社と見えたる是れなり、河內志に、今在二古市郡大黑村一、稱二山王一とあり、又元、建水分神社、美具久留御玉神社並坐すは、共に大に由有る事なり、然るは、下に註るが如く、三島溝橛耳神に、大女小女二神御在し坐せる、共に子守神なるを、其大女蹈鞴姬は、大物主神の妻と成りて、姬蹈鞴五十鈴姬命を生み給ひ、小女溝橛姬は、事代主神に娶ひ奉れりき、若くて其高靇神は、三島溝橛耳神に御在し坐し、其建水分神と申すは、傳八に云へるが如く、蹈鞴姬命に坐し、美具久留御玉神は、其の溝橛姬命の御事なり、然して建と申すは、

右の如く高に通へれば、其御婀蹈鞴姫命に御在し坐すなるべきが、此を上水分と申し、偖、美具久留御玉神社を、下水分と云へるは、地理の高低に依れるかと思へども、然には非ざるべし、水分神と申すは、川上より水を分配りて、世に幸ひ給ふ神に坐せれば、建水分神は高水分にて、雨水を主る神と通ゆれば、其大女を安師比賣神とも申して、降雨の神に御在し坐せばにて克合へる事なり、此を以て、上水分、下水分と云へるは、天地の義なるを辨ふべし、其美具久留御玉神社を、文徳天皇實錄に和爾神と見え、又、河内志に、在ニ喜志村和爾池西一、一名和爾神社、今稱ニ下水分祠一と有るも由あり、彼寶劔出現章第六ノ一書に、事代主神化ニ爲八尋熊鰐一、通ニ三島溝樴姫一、或云ニ玉櫛姫一と見えたるを以て、和爾神社といふ義をも思ふべく、又、大倭神社註進狀、三島溝橛耳之女玉櫛姫を、子守神と申せるなど、彼此を思ひ合はすべき者なりかし、(事の序に云ふ、右の建水分神社は、三代實錄に、貞觀五年八月二日、授ニ河内國從五位上建水分神正五位下一、同十六年三月十四日、授ニ河内國正五位上建水分神從四位下一とあれば、此間ニ正五位上有りしを史に漏らされたり、元慶三年九月廿五日、授ニ河内國從四位下建水分神從四位上一とあり、河内志に、延元二年丁丑四月廿七日、授ニ正一位一、有ニ額題一云ニ正一位建水分神社一、其背面に、延元二年丁丑四月廿七日、勅授ニ位記一、五年庚辰四月八日、左衛門少尉楠正行書とありて、床しき所なる任に、予も一年詣でたる事有りき、社説に、中央は建水分神にて、左右には孫子與子を祀れりと雖も、然る異域の神とも思ほしからず、此は楠正成卿の本生の地にて、赤坂城の邊なり、其卿の木像を、南木明神と祀りて、天皇の御衛と仕へ奉る、我等の爲めには甚々慕はしき神なるを、此建水分神の御氏子に成り出で給へる、高靈神の厚き御守に依れる事るべし、又、美具久留御玉神に、文徳天皇實錄に、

嘉祥三年十二月癸酉、進二河内國和爾神階一加二從五位上一と見えたる是れなり、美具久留は、崇神天皇六十年御紀に、由河之水泳御魂と見えたる如く、水泳なり、出雲風土記仁多郡戀山の下に、古老傳云、和爾戀二阿伊村坐神玉日女命一而上到、爾時玉日女命以レ石塞レ川不レ得レ會レ所レ戀、故云二戀山一とも有るが如く、和爾は水物なれば、水を泳りて往來ふ事、此にて明らかなり）又、同式に、河内國茨田郡意賀美神社、河内志に在二伊加賀村後山一と云へり、其は和名抄郷名に、伊香（以加加）とある地にて、崇神天皇御紀に見えたる伊香色雄命などの産地（ウブスナ）なり、偖、此郷名大に由あり、然るは、字にこそは伊香と書きたりけれ、伊香は嚴神（イカヅミ）にて、此神の猛き御德坐す山に依れる地名なるが、上に茨田郡と、攝津國島下郡とは、淀川を中に界（ヘナテ）たるのみにして、其向ひは謂はゆる三島江にて、三島鴨神社あり、又、溝樴神社御在しますを思ふべし、（其は上にも云へる如く、三島鴨神社には、事代主神を主として、大山祇神も並び御在せれば、意賀美神社の爲めには、大神に渡らせ給ひ、事代主神は其御婿に坐し、溝咋神社は、其御女に坐すなど、考ふべし）又、和泉國和泉郡意賀美神社、日根郡意賀美神社あり、和泉郡なるは、志に、在二上村一、稱二武塔天神一とある、上村は意賀美の神名を以て名と爲るなるべく、武塔天神と申すは、上に云へる如く、素戔嗚尊の武く荒く坐すに依れる亦の御名なるが、此の神を太祁意賀美神とも申せるより、然云ひ習はせりけむ、日根郡なるは、所在今詳らかならざれども、火走神社、又、火電神社など、當國に御在し坐せば、其御由緒などに依るべき事、上に云へる事共を考へ合はすべし、又、越前國坂井郡意賀美神社あり、丹生郡雨夜神社は、雨祖と聞えて、傳七に云へる如く、大和國吉野郡丹生川上神社（名神、大、月次、新嘗）を雨師神と申せるに同じく、又、丹生郡に雷神社の有るなど、由ある事共なり、又、

壹岐島石田郡國津意加美神社見えたり、(如此く國津と云へるは、天津と云ふに對へる名なるを、然る御名の物に見えざるは、當國の意賀美神と崇まへたるなるべし、壹陽略志と云ふ物に、武生水村に在りと云へり、其の地理を知らざれば、體には云ふべからざれども、村名の武生は、水の高く湧き出づるなどに依れるにや、傳八卷に、豐後風土記を引き云へり)○又、同式、大和國宇陀郡室生龍穴神社も同體なり、傳八に引ける小倉神社鎭座傳記に、所祭闇龗命也云々、丹生、雨師、室生龍穴、貴船御同體と有るを以て知るべし、三代實錄に、貞觀九年八月十六日、授大和國從五位下檉生龍穴神正五位下と見えたる是れなり、今室生村室生山に在り、(和名抄、城下郡室原郷有る、其は萬葉十一に、日本之、室原乃毛桃、本繁云々と有る地にて、此とは別なり、倩、檉字は、字鏡、名義抄、共に無呂と訓み、和名抄にも、檉一名河柳、和名無呂と有りて、萬葉三に、天木香樹とも、室木とも云へる木にして、嶮しき巖山に生ふる者なる故に、鞆浦之、磯之室木云々とも、磯上丹、根蔓室木云々とも詠めり、倩、この室生山はしも、然る狀なる大巖山なるが故に、其に依れる名なり)松下見林が室生山記に、室生山龍穴事、彼山有三龍穴、云々、龍穴之底入十五丈、有五丈池、左右有穴、左穴最方也、此内有石戸、廣三尺、厚二寸、以爲戸扉云々、此内入七尺、大岩有之、從地一尺二寸、上有最方穴、廣一尺八寸、高一尺五寸、云々と見えたるが如く、甚々奇しく神々しき所なり、予、先年伊勢より大和へ越ゆる時、行先に走り敢へぬ急ぎの事ありて、得詣でざりけれども、街道より望み見るに、山は一枚の巖にして、天進り々立ちて、然ながら屛などを側に立てたる如くにして、道ありとも容易くは登り得まじき狀なり、天雲常に覆ひ重りて、峰の立て籠れる事、言には云ふも得難き勢なり、雲間より竜々と見ゆるに、名に負ふ

樫木なるべし、打見るだに甚可畏きを、流して其地に至れらむには、又思ふより外なる靈しき事なむ多在りぬべくぞ所思えたる、麓に繁く生ひ纏へるや、矛椙の樹村にや有らむ、帶に爲る谷川の、岩に觸れ砕くる音、亦千萬の雷にも類ひつべし、彼人聲の聞えざる深山と、神の乞はせる地形にも、自然に合(カナ)ひ、雨を致す邃窟(イハヤ)といふは、寔にこの龍穴の事にこそ有るべかめれ、(文選呉都賦に、其荒陬譎詭則有二龍穴一云々、劉曰、湘東新平縣有二龍穴一、穴中黒土大旱、人人便共以レ水沾二此土一、則暴雨應レ之常以レ此請レ雨也とある、斯かる類の事は、萬國の廣き中には、幾許も有るなめども、皆我靇神の支族神等の住ませるなり）類聚符宣抄に、左辨官下二興福寺一、應下轉二讀仁王般若經一祈中請甘雨上事、右炎旱方熾、霈澤不レ降、自レ非レ歸二佛神之冥助一、何得レ期二稼穡之豐穰一、左大臣宣、奉レ勅宜下仰二彼寺一、令三權少僧都定澄一、率二淨行僧十口一、差三遣室生山龍穴神社一、始レ從二今月十八日辰二點一五箇日間、殊致二精誠一、轉二讀仁王般若經一、祈中請甘雨上者、寺宜二承知依レ宣行レ之、但供菜薪米可二宛行一之由、下二知當國一已畢、宣出二綸旨一、不レ得二緩怠一、長保四年六月十五日、大史小槻宿禰奉とあり、此祈雨の事を、當昔の習として、山無き髪長に仰せ下されて、染紙を令レ讀給へるなむ、忌はしき事の限りには有れども、上古より人跡絶えたる山中なる故に、素より神主などは有るべくも非ざれば、然る山伏に宜ひ屬(ツケ)給へるならむ、同六年七月六日、又、萬壽二年七月十八日、二度の官符にも、然る趣の事出たり、(或云、此龍穴神社はしも、昔、空海が護摩と云ふ事を物して供りし所にて、今も時としては然る事を行ふ由云ひ傳へて、其焚きたる灰のある事現に人の知る所なりと云へり、若し其信ならば、彼僧が冥府より出で來て仕へ奉れるにて然る事をするにこそ）○又、同式に相模國大住郡阿夫利神社、俗に大山と云ひて、東國に名高き雨降山是れなり、或

書に、日本武尊、東夷を征伐に下り給ふ時に、始めて登り給ひて、神祠を定め祀らせ給へる由いへるは、然も有るにや、師說に、「今、不動といふを祀れる堂の額に、阿夫利神社とあり、俗、峰より二十八町下りて不動あり、この地に在りし八大龍王社を、別當大坊の前なる高處に移して、額に大山地主と記し有りと云へり、思ふに當山の神は、元山上に坐しけむを、謂はゆる石尊を祭れる時に、地主神をば山下に下し奉りけむ、若て八大龍王とは、例の佛者の言にて、實は雨神にて、此靇神にこそ御在し坐らめ、雨降山といふを思ふべし、又、鎌倉右大臣の金槐集に、「時に依り過ぐれば民の歎きなり、八大龍王雨止め給へ」と詠まれしは、此社を云へるならむ、又八大坊といふは、其號より出で來たるらむ」と云はれしは然る言にて、靇神の敷きませる山なればこそ、雨降山とは云ふなるに、後に不動といふを主宰の如く以崇(タテマツ)むめるは、日本武尊を祀ひ奉れるなるべし、其は武藏國目黑不動、下總國成田不動などの如く、世に其聞え高く坐すなどは、高野根來の類とは別にて、皆其日本武尊の御迹なる地に其靈を齋ひ奉れるが、其野火に遇はせ給へる火中より、彼草薙劒の拔け出て、賊を亡し給へる御像と、其不動といふ者とは粗似たる故に、其日本武尊を然か言ひ掠めて祭れるより、終には其御名は隱沒(カク)れて、然る大利とは成れる由なれば、此雨降山なども、然る類なるべき事、云ふも更なれば、不動といふ名をも、八大龍王といふ名をも、打忘れて見れば、八大龍王は元よりの阿夫利神社に坐し、不動は日本武尊に坐ませれば、如何に號ひ奉らるべき、凡て關東には處々に名高き不動の多在るは、然る混れより出來れるものと見えたり、予、嘉永六年五月出羽に下る時、供なりし竹村吉顯、右寺定淑に進のかされて、陸奥國なる彼田道君の亡[一七]られし牡鹿郡伊寺水門に至り、其より秋田に越ゆとて、南部に出づる道すがら、桃生郡日高見神

社の立たせ御在し坐す、彼景行天皇二十七年御紀に、東夷之中有日高見國と奏言せる邊を過ぎ、其夜は横山といふ所に宿れるに、然る山中には似著かはしくも非ず、饒はへる地なるに就きて、人に尋ぬるに、其に不動あり、横山不動と云て、此國にては比なく尊き所なりと云へれば、其狀見むとて行きたりけるに、佛地とは見えず、古へ神社なりしが然か成れりと見えて、半は神半は佛といふ祀り方なるに、此なども日本武尊を祭れるが、何時となく不動と云者には成れるなめり、此は此に預からぬ事なれども、古き神社を尋ぬるには、然る心用ひも必ずなくては得有らぬ事なる故に、因みに云ふなり）右の阿夫利は雨降にて、靇神といふ說、右の如く定まりて又思ふに、越後國魚沼郡川合神社あり、其當國の式内神社案内といふ書に「長岡よりの三國街道なる川口驛に在りて、當號阿袁利明神と里人唱ふ、社頭辰巳方に向ひ、境内甚神進たる靈地なり、大老の杉木多くあり、上田川信濃川會する所にて、岩の出埼川岸に社あり、泥障宮といふ、源義家朝臣奥州歸陣の時、泥障を納め給ふ故の名なりと云々、此川口村は、土地低く、洪水の日は、村民與り集まる、如何様なる大水にても、水の入る事なし、又何程人多く入りても、居餘る事なし、居る者、地の浮び上る心ちすと云へり」と有り、予思ふに、阿袁利は阿夫利にて、泥障の名なるべからず、仰を阿遠久の如くいふ狀に呼びて、終に阿夫利を阿袁利とは云ひ僻めたるにて、所祭は靇神にてぞ坐すらむ、（泥障を納めたりとて、元よりの川合神社を改めて、泥障宮などといふべき事かは、其祭神の阿夫利神に坐す故に、然か申し習へりけむとぞ思はるゝ、猶傳八巻に見るべし）此の說立てゝ又思ふに、神名式に、山城國愛宕郡鴨川合坐小社宅神社（名神、大月次、相嘗、新嘗）と有る、これを下鴨社家說に、袁恭曾夜祁と訓み來る事なれども、小社は許抒利と訓むには非じか、然るは年中

行事祕抄に、川合神、件社立始祭始之由、無レ所見一、依二天安二年八月七日太政官符一、偁得二神祇官解一、偁件川合神是御祖別雷御神苗裔神也、加之此神靈驗顯然、而貴賤歸依、奉二大神幣帛一之時、先奉二此神一也者、左大臣宣、奉レ勅依レ請者云々と見えたる、苗裔は神系の苗裔には有るべからず、神社に就きて云ふは苗裔神なるにて、社說に河合玉依姫なりと云へるは、玉櫛姫にて、賀茂別雷神社に坐す事代主神の后神に御在すべし、皇太神宮儀式帳に、小社神社、大水上兒高水上命、形有坐と有る、其大水上神は高龗神に當り、高水上命は、其女溝樴姫命に當る事、傳八に云へるが如し、又、大倭神社注進狀に、子守三島溝橛耳之女玉櫛姫と有るなど、旁由有れば、小社宅は許母利多部と訓みて、多部は上に在る意に見て、建水分と心得るや然るべからむかし、然れば、上なる遠後國の川合神社を、阿布利宮といふも、更に由無しとはいふべからず、（又、儀式帳に、許母利神社、粟島神御玉、形無と有り其祭神の事考ふべし、又神名式に、尾張國海部郡憶感神社有るを、本國神名帳に、正一位憶感名神と有りて、靈神と聞えたるを、同帳に從三位上小社天神と云ふが有るも、由有りげなる事なり、又、神名式、河内國若江郡長柄神社は、姓氏錄に、長柄首、天乃八重事代主命之後也と有れば、祭神は其なるを、河内志に、今稱二子守勝手宮一と云へるは、若くは后神溝樴姫命と共に御在し坐す故に、子守といふ社號は坐すならむ、猶、此は小社宅神の御事を明らめ奉らま欲しくて、事の因みに如此云へるを、猶寶劔出現章第六ノ一書の傳に云ふべきなり）又曰云々は、第六ノ一書に、復劔刄垂血、是爲二天安河邊所レ在五百箇磐石一也、即此經津主神之祖矣云々、復劔鋒垂血激越爲レ神、號曰二磐裂神、次根裂神一、次磐筒男命、一曰磐筒男命及磐筒女命と有る其詳說なる事、上に粗云へるが如し、天孫降臨章に、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所レ生之子、經津主

神と有るに合へれば、此ぞ實に正しく整へる傳には有りける、(古事記にも、爾著二御刀前一之血、走二就湯津石村一所レ成神、名石拆神、次根拆神、次石筒之男神三柱と有りて、其傳全くは非ざるを、此一書ぞ右に引ける天孫降臨章に打ち合ひて、甚々正しかりけり)○天八十河中は傳八に云へり○染二於天八十河所レ在五百箇磐石一而因化成神一は、第六一書に、劔鋒垂血激越爲レ神と有る、其激越は何物に激越とも知るべからざるを、此の傳に依りて甚々明らけし。古事記にも、走二就湯津石村一とは見えたれども、其も始めに先づ其血の走上りて、天安河の磐石と化れる事を云はざる故に、師說(古史徵)の如く、其斬り給へる近傍に、本より有ける石村に血の走り就きて、神等の成り坐せる如く聞えて、如何なるを、此と彼と合する時は、其第六一書に、復劔刃垂血是爲二天安河邊所レ在五百箇磐石一也、卽此經津主神之祖矣と有る事意さへ解き得らる可くして、妙なりとも妙なる事なりかし、(古史徵に、右の文を引きて、「御劔刃の血先づ天に激越上りて、天安河邊なる五百箇磐石と化り、若て鋒又鐔に著きたる血も、悉く激越上りて、其磐石に著き、其に因りて神等の成り坐せる趣なり、云々」と云はれたるは實に然る言なり)○染は第八一書にも、是時斬血激灑染二於石礫樹草一、此草木沙石自含レ火之緣也と有る染と同じく、染徹るを云ふなり、古事記大國主神御歌に、曾米紀賀斯流邇斯米許呂母遠と詠ませ給へるを以て、曾牟と斯牟とは、一なる事を知るべし、出雲風土記手染鄕の下に、此國者丁寧所レ造國在諮而、故丁寧負給而、今人猶誤謂二手染一と見え、萬葉四(三十八丁)に、絕常云者、和備染責跡、八(五十五丁)に、梅花、袖爾古寸入津、染者雖染と有るなど、染字を斯牟と訓むべき所なり、(今は色を彩どるを曾牟と云ひ、物の染入るを斯牟と雖も、元同語なり、字書に、染以レ物取二彩色一也と有れども、然る意耳には非ざるなり、名義抄、字鏡集共

に染を曾牟とも、麻良具とも訓める、其麻は、妍哉を、神武天皇三十一年御紀に、鞅奈珥夜と註せる珥と同じく、物の麗はしきを云ふなり、良具は惡良具などの良具に同じく、其の狀を云へれば、其は彩色れる方に云ふなりけり、又、烨を字鏡集に麻良具とも、夜伎婆とも訓めるは、刀の燒刃を然か云へるにて、其も彩色れると同じ事なり）○磐裂神、次根裂神は、傳八に出へり、（○磐筒男神　次磐筒女神は、傳八に云へり、古事記に、磐筒男、磐筒女二神相生之神兒、經津主神と見えたれば、上なる磐裂根裂二神も、共に謂はゆる男女耦生之神なる事知られたり、相生之神兒とは、夫婦相婚て生み成すを云ふなり、（皇太神宮儀式帳に、此掛畏天照坐太神、月讀之神、二柱、所ニ稱ニ伊弉諾尊、伊弉冉尊、共爲ニ夫婦ニ合所ノ生神と見えたる是なり）偖、右の如く經津主神はしも、磐裂根裂神の相生して、磐筒男磐筒女神を生み給ひ、又其二神の相生み坐せる兒に坐すを、武甕槌神はしも、其とは別にて先づ甕速日神、其子熯速日神、共に皆刀劍に依れる御名なる事、傳八に註せるが如し、偖又、男女相婚坐して生み坐せることなどを所見ざるなるは、皆其御體は劍に御在せるにや有らむ、其は古事記に、故所ニ斬之刀、名謂ニ天之尾羽張ニ、亦名謂ニ伊都之尾羽張ニと有りて、此にては、劍名なるを、其御天降段に至りては、坐ニ天安河々上之天石屋ニ、名伊都之尾羽張神と有りて、其にては神名にて、次に其神之子建御雷之男神と有るを思ふべし（但し其子とは子孫を云ふなり、此の其章に、時有ニ天石窟所ニ住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神ニと有る是なり）

一書曰、伊弉諾尊斬ニ軻遇突智命ニ、爲ニ五段ニ、此各化ニ成五山祇ニ、一則首

化爲大山祇。二則身中化爲中山祇。三則手化爲麓山祇。四則腰化爲正勝山祇。五則足化爲䨄山祇。是時斬血激灑染於石礫樹草。此草木沙石自含火之緣也。麓山足曰麓。此云簸耶磨。正勝此云麻沙柯。[兎]一云。麻左柯豆。䨄此云之伎。音烏含反。

此も第七ノ一書と同じく、共に第六ノ一書に屬る傳なるは、其異說に近き者にして、一云云々とも云ひつべき傳なり、其は此に斬軻遇突智命爲五段は第六ノ一書、第七ノ一書に、爲三段の詳說に似て異說なり、又、其時斬血々は、第七ノ一書に其血激越云々、因化成神と有る其作用を云へるにして、其元、第六ノ一書に出でたる事、上に說けるが如し、（有の如く、第六、第七ノ一書共と、此とは其原一なりし者の、傳へ別れたるものなれば、彼此相通はして、說を得る事多在る者なり）〇軻遇突智命の命字甚愛たし、然るは、第二ノ一書より以降、何れにも、命とも、神とも、書されざるは、御母神を焦き奉り給へるが故に、卑しめて然か物せられたるならめども、其は其無禮く可畏き御事なり、抑此大神はしも、火產靈神とも申し奉りて、天下に恩賴を令蒙め御在し坐す事は、申すも更なり、土神埴山姬命に娶ひ給ひて生み給へる稚產靈神は、天下に衣食住の御靈を幸ひ給ふ豐受大神の御祖に度らせ給ひ、其被殺坐しゝ御骸に、先づ天香山成り出て、其に就きて成り坐せる大雷神、大山祇神、高龗神三柱は、上に說ける如く、御功高き大神等に御在し坐し、その御血より天安河の五百箇磐石成り出でて、日神の天石窟隱、又、天孫降臨の御時などに、專要と用有る所な

る事、其因みに註けるが如く、又、其經津主、武甕槌二神はしも、殘賊强暴橫惡之神を討平げ、又、大國主神に神問(カミトヒ)して、國土を皇御孫尊に令レ避奉り給ひ、又、其火神の御靈より、津速産靈神成り坐して、天兒屋命の祖と坐すなど、計へも盡し難く、其火神の御功用ある事なり、如何に祟め奉らせ給ふとも、其御德の廣く大なるに合はせては、猶千重の一重にも及ばせ給ふまじかめれば、神とか、命とか、稱へ奉らせ給ふとも、何計の効かは有る、甚々神慮の御程も可畏き御事なる者ぞかし、(然るを神典に註(シルス)する輩など、斯る選者の御過を受くとは云ひながら、同じ狀に然る文法などを用ふる事、身の程をも辨へざる奢(ウツ)け心と云ふ者なり、よしや此御紀などに然る無禮き御事の交ればとて、此は朝廷の御紀なり、撰者は舍人親王にて、其も天神御子なり、吾輩の微(イヤ)しき身を以て、然る高き御邊に習ひて可からんや、此に就きても、鈴屋大人に始まりて、此文格定まれるなむ。此上なき神の御靈物には有りける)〇爲二五段一は、前に爲二三段一と有る方然るべし、其は、古事記には某山津見神と申せるが八柱坐せるが、其成り坐せる所在は云へれども、御骸を八段に斬り裂き給へる事の見えざるなむ實にもと聞えたりける、思ふに、此は五山祇神成り坐せる傳に合はせて、御骸をも五段に被成たる事と心得違へて、云傳へつる者とこそ所思ゆれ、(然るを、口訣に、以レ山配二五體一など云ひ、又、卜部兼倶卿說に、五體卽土也、土地神故曰レ祇など云れつるは、古意には非ざる者なり)〇此各化二成五山祇一とは、右の爲二五段一と有るに各其段毎に山祇神の成り坐せる其と合はせて云へるにて、異なる義有るに非ず、下に云ふ說を見るべし〇一則首化二爲大山祇一は、上に、辨へたるが如く、大山祇神はしも、第七一書に、斬二軻遇突智一爲二三段一と有る、其一段に成り坐せる神なれば、此に有るは傳の誤に近き物から、此の五山祇、又、古事記の八山津

見神の如きは、何れも大山祇神の分身に御在し坐すべければ、其神等の主宰に坐々す事を、如此く申し傳へたりし一說も、當昔に在りつる者なりけり、(古事記には、此第一ノ書に同じく、大山津見神を二柱神の生み成し坐せる御子と爲ることそは良はしからざりけれ、其八柱の中には列まへたらぬぞ、甚々宜く聞えたりける)○身中に、牟久漏と訓めり、身を牟と云ふは齊明天皇二年御紀に、田身此云大務と註され、筑前風土記に、宗像大神云々、以此表成神體之形、而納三宮、即納隱之因曰身形郡と有るなど是にて、産靈は身統なり、空は身無なり、御紀に貧字を多く牟加波利と訓めるは、身代なり、廊は身代にて、其代は苗代などの例なり、(此事は、已に傳一ノ卷皇産靈此云美武須毘と有る傳に且々云へれども、今此に云はずしては、言義を難得き故に又云ふなり)名義抄には、身にも質にも、牟久漏といふ訓あり、又當に軀字をも、然か訓む事なるが、其字說文に體也と註せれば、牟久呂は謂はゆる胴體をいふ稱なれども、久漏の義、未だ思ひ得ず、强ひて思ふに、久漏は凝と同じくして身體の中府にして、諸臟の凝聚まる所の謂なるべきか、(通證に引ける或說に、武久呂謂軀殼也、と云へれども、殼といひては甚道理なき心ちす、猶考ふべし)○中山祇は、麓山祇神の外なるに對へて、其山中なる山祇神に御在せる謂なり、古事記に、次於腹所成神、名奥山津見神と有るは、此神に由有るべき事、次に云ふが如し、萬葉一(二十七丁)に、象乃中山と有るも、六(十三丁)に、象山際と見えたれば、中山は地名には非ずして、山中なる意なり、古今集、大歌所御歌に、眞鐵繡く吉備の中山と有るも、吉備山の山中なる意にて、此も元地名には非ざれども、其より像りて、山中なる所を中山といふ例多在りと見えて、其は神名式に、美濃國苦東郡中山神社(名神、大)と有るも、其山中なるを地名として、中山と云へるなり、

（京の東に在る中山を始めとして、各國に中山と云ふ地の多在るは、皆其山中に在るを以て號けたる者なり）○手を或說に出也と云へるは、然も有るべし、大同類聚方に、手足を與通依太と云へる、依太は枝出の義なればなり、古事記日代宮段に、引闕其枝と見え、和名抄に、岐、和名（衣太）と有るなど、考へ合はすべき者なり（古語には又訓多垂之義也と云へり、言の下に重なる時は、和名抄に、手子を太奈須惠、又、掌を太奈古々呂一云太奈會古など、轉る故に、垂の義に云へるならめども何れにても近き語なり）○麓山祇は、左に麓山足曰麓、此云簸耶磨と註されたり、和名抄に、麓、山足也、和名不毛止と有る、其字を借用ひられたるなり、此を以て此云簸耶磨とは註されたる者なるが、記傳五（八十二丁）にも、此を引きて、斯れば彼書共は山字剩物にて、對馬淵に同じ、と云はれたれば、麓此云簸と註されて宜しき所なり（萬葉九に、射行相乃、坂上之蹈本爾と有る如く、不毛登の不は蹈にて、山に蹈み上る始なる山なり、本は始の意と聞ゆ、此に依りて思ふに、神武天皇御紀に、坂下此云瑳伽梅苔と有るなど、常に坂本と云ふは、坂麓なるべし）古事記には羽山津見神と作れ、又、大年神の御子に、羽山戸神とも申す有り、駿河風土記に、安倍郡麓山神社、去三津幾神社五十歩、譽田天皇五年甲午冬十一月、所祭大山祇命與日本武尊也、此則依祝部氏廟忌寸之夢託也と有り、斯れば麓山祇命と分けて、猶大山祇神に御在し坐すなり、此にて其餘を思ひ合はすべくこそ、偖、簸耶磨は、或說に端山也と云へるを、記傳にも諾はれて、新古今集に、筑波山端山繁山茂けれど、思ひ入るには障らざりけり、と有る證をさへに引き出でられたり、其端山を倒反すれば山端なり、萬葉十（十丁）に、山葉、追出、月端々と有れば、端山の說信に然るべし、又、集中に多く山際とも書けるなり（但し其多き中には、際を麻

と訓みて、山間の意なるも有れども、多くは山端の義に用ひたり、名義抄に、際を佊波とも、加岐留とも、阿比太とも、保登利とも、佊波伞とも有るを考ふべし）○腰は、古事記（日代宮段）歌に、阿佐志怒波良、許斯那豆伞と有り、萬葉三（五十九丁）に、劒刀、腰爾取佩、二十（三十八丁）に、麻久良多知、己志爾等里波伎、十三（二十丁）に、夏草乎、腰爾莫積、九（十七丁）に、腰細之、須軽娘子之、など有る腰なり、和名抄に、腰、身中也、和名（古之）とあり（通證に、腰越也、在二上下之界一と有るは、然る言なり、然れば、許斯は越肉の切されるにもや有らむ）○正勝山祇に、古事記には、於レ頭所レ成神名正鹿山津見神と有り、然れば、下に正勝此云二麻沙柯箇一は、清原宣賢卿說に、江家本、麻沙柯下無二莵字一と云はれたる、信に然る言と所レ思れば、今方なる圍を入れて除き、其訓を略きて、麻沙柯と訓みつ、然るは、次に、一云二麻左柯豆一と、同じ事を竝べ註すべきに非ざれば、一は勝を柯と訓めるを其一は字の如く柯豆と訓むべき爲めに、然註されたる者なる事、決くなむ有りける、（勝を柯と訓むは瑞珠盟約章に見えたる正哉吾勝々速日天忍穗耳尊を古事記には、正勝吾勝々速日云々と作れるを以て知るべし、其哉は柯に用ふる字にて、柯豆とは訓むべからざるを考へ合すべし、其一云二麻左柯豆一は、眞坂津なる者なり）口訣に、正勝眞坂也、謂二崚處一と云へるは、然る事なるにて、名義坂は崚處と云ふ事にて有るべし、萬葉九（八丁）に、藤白之、三坂乎越跡、十四（七丁）に、安思我良乃、美佐可加思古美、二十（四十一丁）に、安之我良乃、美佐可爾多志弖、又（四十一丁）美佐可多婆良婆、麻佐夜可爾美無など有る、發語の美と、此の麻と相同じ、（和名抄に、坂地險也、和名左加と見えたれば、名義崚處にて合へり、予、先に思へらくは、腰は上下の界なれば共に成らせ御在し、坂神に坐せる由にも、身坂ならむと思ひしかども、其

は悪しかり」上田百樹說に「迦具土の香山に通ひ、正鹿の眞名鹿に通ひて、石屋戸段に由有り、又、古事記に足名椎、手名椎神の言に、僕者國神大山津見神之子と有るに、稻田宮主須賀之八耳神と云ふ名を賜へるが、朝野群載に載れる中臣祭文に、祓戸乃八百萬乃御神達八、佐乎鹿乃八御耳乎振立天聞食止申、又、紫式部日記に「陰陽師共、世に在る限り召集めて、八百萬神等も、耳振立ぬは非じ云々」平家物語、嘉應元年の頃、比叡山の僧共が表白辭に「七社の御神等、佐乎鹿の耳振立て聞給へ云々」、など有は、鹿は耳敏き物なるを以て譬に云なれば、其八耳神に思ひ合はすべし」と云へるは、如何にも由有りけなる事なり、又、師說(玉襷四卷)に、古事記御天降段に天迦久神と云へるも天鹿神にて、其斬られ給ひし火神の御體に成り坐せる大山津見神の屬神にして、天之尾羽張神に仕へ奉れる由に云はれたる、其に信に然る言と聞ゆるは、右の如き由共有れば、其眞名鹿は、大山祇神の使ひ給ふ物にて、大雷神の雷獸を御め給ふと、同じ事なるべし、然れども、此五山祇神も、彼八柱も、共に其山に象れる御名なれば、此正勝山祇神に限りて、然る別義なる可きに非ざれば、猶正勝を眞坂として鹿は其大山祇神の使令はせ給ふ者なりと見るや公平なる事なるらむ、(右の上田百樹說は、近頃伴信友それを掠めて、正卜考と云ふを著はせり、師說は、玉襷に在りて、人知ることなれば、委しく擧げず、其古史傳には、詳らかなる說も有るなめども、未だ世に出でざれば知るべき手著無きが故に、今思ひ寄れる任を少か云へる耳)○足は、古事記(日代宮段)歌に、阿斯用由久那、又(遠飛鳥宮段)阿斯布美須那と見え、和名抄に脚、古坐時却在後也、足、古蹄積也、趾、古行一進一止也、和名並阿之と見え、論もなき事なれども、又、唯に阿と云ひ阿岐とも云ふなり、其足を阿と云ふは、海宮遊行章第八一書に、溺眞足時則爲足占と有

るは、萬葉四(五十一丁)に、足卜乎曾爲之、十二(十八丁)に、足古爲而と有る、何れも一句なれば、足は阿なり、九(十四丁)に、足利思代、又、足利之水門爾、又(十六丁)足利湖乎など云へるは、假字なれども足を阿に用ひたるなり、此に因りて思ふに、阿由牟は足動なり、阿理久は足往なり、然れば、足を阿と云ふは彼にて、其先に至る用を以ていふ稱にて、阿斯は、彼進にて、先に進む義なるものなり、(又、阿登と云ふ時は退く意にて、足後なるべし、此事傳八卷に已に云へり)○鷸山祇は、下に鷸此云ニ之伎一と有り、古事記には於ニ左手一所レ成神名志藝山津見神と見えたる是なり、萬葉一(二十七丁)に、旅爾之而、物戀之伎乃、鳴事毛云々、と鳥の鷸を、辭の之伎に云ひ係けたるを思へば、伎は濟て讀む言なり、又古事記に、敷山主神と申す見え、神名式に、越前國今立郡敷山神社と云ふも見えたるなど、彼此思ひ合するに、鷸山は重山にて、山の重疊れる謂にこそは有るなめ、垂仁天皇二十五年御紀に、常世之浪重浪歸國也とある重なり、又、繁字をも志伎と訓む例傳八に云へり、然れども此れにては重をも、繁をも、山の重疊れる謂なるなり(記傳には、繁木山と、繁山との二說を被載たれども、此の例唯其地形に取りて、其山祇と申せるが多ければ、山の立木までには及ぶべきに非ず)○古事記には、右の五山祇神の傳を、所レ殺迦具土神之於レ頭所レ成神、名正鹿山津見神、次於レ胸所レ成神、名淤縢山津見神、次於レ腹所レ成神、名奧山津見神、次於レ陰所レ成神、名闇山津見神、次於ニ左手一所レ成神、名志藝山津見神、次於ニ右手一所レ成神、名羽山津見神、次於ニ左足一所レ成神、名原山津見神、次於ニ右足一所レ成神、名戸山津見神、(自ニ正鹿山津見神一至ニ戸山津見神一并八神)と有り、其成り坐せる所在を云へる、此には右の如く首と、身中と、手と、腰と、足と五處なるを、其に校合するに、胸腹の二を合せて此には身中と

書され、陰は此には腰と有り、左手右手と、左足右足とを合はせて、此には唯手と足と云ひて、各一に爲り、又、其成り坐せる神も、此と同じきも有り、又異なるも有り、今因みに註すべし、(但し五山祇神と、八山津見神との總說は、此條の說を畢へて、次に云ふを待ちねかし)○淤縢山津見神は、記傳五(八十一丁)に、淤縢は下處の意か、今も下る處を淤理斗と云ふなり、續紀十八に、出雲臣弟山と云ふ人名も見えたり」と有るが如し、大祓詞に高山之末、短山之末與理、佐久那太理爾落多支、速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神云々と有る順次を以て考ふるに、其佐久那太理は貫下垂にて、溪水の下る所なれば、坂などの如くはあらず、水流に傍て下る處を、淤縢山とは云ふなるべし、駿河風土記、鳥渡郡瀨織戶條に、織戶神社、所レ祭ニ瀨織津比咩一也と有る織戶卽ち右に云へる下處なる者なり、(新古今集雜、後鳥羽院御製、「奥山の荊棘の下も踏みけ分て、道ある世ぞと人に知らせむ」と詠ませ給へる荊棘かとも思ひしかども然には非ざりき)○奥山津見神は於レ腹所レ成と有りて、此に身中化ニ爲中山祇一と有るに合へれば奥山と戶山の間に、其神は御在し坐すにや有らん、萬葉に、奥山と多く見え、二十(五十四丁)に、於久夜麻能と假字にも書ければ、奥は於伎とは訓むべからず、常の如く於久と訓むべきなり、(海にても、山にても、遙かに放れるを奥と云へるを、海にては於伎、山にては右のごとく於久と云ひ習はせれども、其の意同じ)○於レ陰所レ成神、名闇山津見神の陰は、男にも云ふべき事、傳七に云へり、闇山津見神は此には第六一書に、劍頭垂血激越爲レ神、號曰ニ闇靇一、次闇山祇、次闇罔象と有る中に入給へり、傳八、○原山津見神は、原田、原野などに同じきか、其は原の形して田なるを原田といひ、原の狀して野なるを原野といふが如く、原の形狀ながらに山なる處を原山といふと聞ゆれば、先づは岡に近きも

のなるべし、和名抄に、高平日レ原、和名八良と有り、又、土高日レ丘、和名乎加と有るが、相似たるを考ふべきなり、(廣韻に、廣平之野日レ原と云ひ、左傳註に、土地寛博而平正。名レ之日レ原とも有り)〇戸山津見神は、記傳五(六十二丁)に、「奥山に對へて外山の意にても有らむ」と云はれたるは、然る言にて、右の奥山津見神は、此中山祇と共に、外山に相對へると思しきは、奥と外と對へるは、萬葉十三(二十五丁)に、奥床仁、母者睡有、外床丹、父者寢有、と有るにて灼然く、中と外と對へるは、同三(五十一丁)に、外重爾、立候、内重爾仕奉と有るにて明らかなり、古今集、大歌所御歌に、「深山には霰降るらし外山なる眞拆の葛色附にけり」と有るなども、奥山に對へて外山と云ふに同じ、又大和風土記に、山跡國者、往昔山岳多而平地少、所レ治二天下一大神、大穴持命與二少彦名命一、巡二行此國一、鑿二山開レ谷爲二平夷一故云二山跡一也、國内外山郷、長髓彦所レ開地又多也云々と有る、外山郷も其山岳に對へて、平夷の地に近き山里なる故に云ふと聞えたり、(但し和名抄郷名には見えず、城上郡に外山村と云ふ有り、神名式に、等彌神社有る其地にて、神倭天皇の、長髓彦と戰ひ給ひし磐余と云ふは、此の總號なり、此は謂はゆる倉梯山の麓にて、實に外山とも云ふべき地形なり、又思ふに、神名式に添下郡登彌神社有り、秋篠里も此邊なり、新古今集に、「秋篠の外山の里や時雨るらむ、生駒岳に雲ぞ係れる」と有るは、生駒岳に對へて外山と云ふには非で、外山郷と云ふ地名を以て云ふにや、何れにしても、外山と云ふ名義は同じ事なり)〇自二正鹿山津見神一至二戸山津見神一竝八神を、此には五山祇と有りて、三神の違有りて同じからず、今何れを是とし、孰れを非と爲むと倩考ふるに、八神の方其實に正しかるべし、然れども、此五山祇の中に、大山祇神は、彼斬二軻遇突智一爲二三段一と有る其一神にて、右の八神を祝給ふ大神に坐せ

ば、此を除きて其四柱の中に、麓山祇神正勝山祇神䨄山祇神は、彼八神の中に御在せるを、其中山祇神一柱は剰物と成りて、此を彼八神の列に加ふる時は、九神と成りて合はず、故思ふに、闇山津見神はしも傳八卷、闇龗神の下に註せる如く、其亦の名なれば古事記より此を除きて、於陰所レ成神、名中山津見神と姑く改め見る時は、有餘もなく不足もなくして、八神の數に實に熟く相協ひ、又、奥山と麓山外山の中間に坐す山祇神と思しきを、奥山津見神は腹に成り坐して、次には陰なれば、身中といひて遠からざる者なり、(斯れば八神の數を古事記に取りて、其神名の撰びは、必ず此一書を合はせて則らむべき事、云ふも更なるものなり、右の如く彼此考へ合はすれば、正實の說自然に生れ出づるなり) 偖、其軻遇突智神を斬り給へりしは、第六第七ノ一書の如く、三段に爲給へるにて、其段々に大雷神高龗神は生れ坐せると有れども、上に註せる如く其御骸は天に上りて、天香山としも成れゝば、其山は皆がらに大山祇神の主領く所なれば、右の二神の如きは、其山に住せるとは雖も、山の主宰に非ざれば、其一段是爲二大山祇神一とこそは云へ、各々其處々に八柱の山津見神成り御在し坐しつれば、大雷神の成り坐せる一段にも、高龗神の生り坐しゝ一段にも、其白地には各々山津見神は成り坐せる、其を合はせて大山祇神と申せる事、譬へば傳八卷に云へる底津少童命、中津少童命、表津少童命はしも、海底、潮中、潮上と、各別々に一神にて生り坐せるが、合せて大綿津見神と申して、一柱に坐すと同じ事なり、(此例猶有り、底筒之男命、中筒之男命、表筒之男命なども、元は右の如く三神に各々分り成り坐せれども、鹽土老翁と申す時は一神なり) 然るは大山祇神の如此く八神に分れて、各々其御名有るは如何にと云ふに、其主領き御在し坐す方境の甚大なるに就きて、如此く分身を成して、各々相係有せ給ふが故なり、然

れども、其正身は一神に渡らせ給ふが故に、佗神に係れる事、又は御子を生み坐せる事などの如きに至りては、其正身の大山祇神にて物せさせ給へるにて、何れの時も一柱なり、斯れば其八神はしも、大山祇神の御功用を持ち別けて行ひ給ふ爲に成り坐せるなれば、此一書に斬二軻遇突智命一爲二五段一各化二成五山祇一と有れども、其五山祇神の成り坐せるに合はせて、爲二五段一と傳はれるなるべければ、上にも云へるが如く、決めて僻事なるべし、(凡て神等に分神の御在し坐すは、其の御功を成し給ふに、一神にては事の行ひ難き時に在る事にて、其は古事記に、天石戸別神、亦名謂二櫛石窓神一、亦名謂二豐石窓神一、此者御門之神也と有りて、櫛石窓神、豐石窓神は、共に亦の名にて有れども、御門は後の左右衞門府の如く、二神にて分衞(ワケマモリ)給はでは叶はざる所なる故に、二神に分身(ワカラ)し給へるにても知るべし、總て神等に亦の名と云ふは、何れも分身有るが故に、御名の別に在るなり、此は總てに亙る事なり、心得置かずば有るべからず)

○是時斬血云々は、第六第七ノ一書に出でたる磐裂神、根裂神の御功用を說ける註文の如き所なり、傳八卷に且々云へるが如し、○石礫樹草は、寶劍出現章第六ノ一書にも、磐石草木と有れども、其とは等しからず、其は此は第六ノ一書に復劍刄垂血是爲二天安河邊所レ在五百箇磐石一也と有りて、大なる磐石成り、次に第七ノ一書に、其血激越染二於天八十河中所レ在五百箇磐石一と有りて、其成れりし磐石に染まり、此に又、是時斬血激灑染二於石礫樹草一と有るは、其餘滴の、少やかなる石礫及樹草に至る迄に激灑ぎたる傳なれば、磐石と同じく伊波牟良とは訓むべからざる所なるなり、(然れば彼磐石草木は、大祓詞などに磐根樹立草之垣葉乎毛云々と云へる類にて、唯大凡に云へるなるを、此は右の如く、其次第有る事なれば、其とは等しからずとは云へるなり、磐と石との差は、傳八卷に已に註せりき)石礫は、本に伊斯牟

良と訓めるは、撰者の意を得て、古人の甚能く訓める者なるべし、其崇神天皇御紀の文に、運二大坂山石一而造、則自レ山至二于墓一、人民相踵以手遞傳而運焉と見えて、歌に、於朋佐介珥、菟藝廼煩例屢、伊辭務邏塢云々と有るは、手遞傳にして運ぶ許の小石なる故に、伊辭務邏と詠める者なり、伊辭務邏を、釋には、石林也と註せるを、通證には、此の字を配て石礫也と云へるは、甚々詳らかなる說と云ひつべき者なりけり、和名抄に、細石礫也、水中細石也、和名佐々禮以之、又、砂水之細礫也、和名以左古と見え、名義抄に、礫字を伊斯、又、佐々禮以之、又、都牟禮以之などとも訓み、字鏡集には、多伊斯とも、多夫氐とも、牟都禮伊斯とも訓めるなど考へ合せて、此石礫を以て磐石とは一にすべからざるを思ふべし、(右の伊斯は和名抄に、石凝土也、和名以之と見え、佐々禮以之は少在石なるべく、其は通證に、伊佐古を石少子也と云へるに同じ、都牟禮以之は土群石にて、其形小くて、土に群がり分れざる謂と聞え、多伊斯は手石にて、飛礫なるべく、多夫氐は都夫氐とも云へれば粒礫にも有るべし、牟都禮伊斯は、細少にして土と睦れたる由にや有らむ、此等を以て、此に石礫と書されたる意知られたり)○樹草は字の如く訓むべし萬葉六(二十九丁)に、草木尙、春者生管、秋者落去、十九(十五丁)に、八千種爾、草木花左伎、など有り、二十(十四丁)に、八千種爾、久佐奇乎宇惠氐、と正しく假字書せるも有て、常には然か云ふ事なれども、此に樹草を紀久佐と訓みたる、其元より然か云ふべき語にぞ有るべき故、右に引ける寶劍出現章第六一書の訓に姑く替へつ(其は男女と書けるを賣袁と訓み、夫婦を伊毛勢、日月を都紀比と訓める其准ひに樹草をも久佐紀と訓むも僻事には非ざれども、次に草木に書けると同じ狀に訓まる可きに非ざれば、此は紀久佐と訓むべき所なり)○葉は、下なる含むに、照應れる語にて、此

染二於石礫樹草一と云ふ迄は古傳にして、以下は其事を說ける記者の文にて謂はゆる草紙地の詞と云ふ者なれば、此にて其大旨を說くべし、此染に、第七ノ一書に、其血激越染二於天八十河中所レ在五百箇磐石一、而因化成神一、號曰二磐裂神一、次根裂神一と有る其にて、其磐裂神は石礫に、根裂神は樹草に、其の血の染み入りて、其火拆の徹るに就きて成り坐せる神に坐す由、已に傳八に註せるが如し、若て其石礫樹草に染み入るは、第一に其の地盤と有る國土に染み入りて有るが故に、高山に常に火燃え、海水の夜は明るきなど、是れ其徵なり此筆の類ひ、天日の光に依る事、云ふも更なるが、其耳ならず、其元より含む所の火氣有りて、表に見はるゝにて、是時斬血激迸染二於石礫樹草一と云ふは上に云へる如く、其大より小に及至る限りを云へるなれば、其心得なくては有るべからず、然れども、地上に在らゆる其物質を云ふ時は、磐と樹の二種にて、土石素より一物なれば、右の磐裂根裂二神を以て、國土萬物の全を盡せる事、著明き者なり（此に相應へる古傳は、天孫降臨章に見えたる大山祇神の御女に、姉を磐長媛命、弟を木花開耶媛命と、二神相竝ばせる、其も磐と木と相對へるなり、又其意味を考ふべし）斯れば、磐裂神根裂神と申すは、石礫樹草に染み入れる火氣に因りて成り坐て、即ち其を主り御在し坐す謂なる物なり、裂は拆竹の如く、物を割判つ耳に非ず、此にては染む事を裂くと云へる者なり、然は血の染むにも有れ、火の至るにも、其徹入る意は同じければ、裂くと云ひても等しかるべき筈の事なり、然るは、太古の時、鹿骨にも有れ龜甲にも有れ、先づ町形と云ふを彫り置きて、其古に臨みて、朱櫻木に木を著けて、其町の中に指す、此を指火といふ、其燒くるに隨ひて、塞目出で來る此を火拆と云ふめり、此火拆と同じ狀に、其血と火と相共に火拆徹れる元因に緣りて、磐裂神、根裂神とは申すにこそ、（此二神の

名義は、傳八卷に已に委しく註せるを、今又此に註せるは、其にては、其經津主神に在る迄の系統に係けて說くが故に、少か意味の異なるを、此は其御功用を一途に云ふ所なる故に、其旨等しからざる者なり）○自は已著在にて、殊更に作意を加へずして自ら然るを云ひて、俗に有の任にと云ふ意なり、神世七代章第二一書に、天地初判云々、其中自有化生之神、又、八洲起元章の磤馭慮島を、私記に、是自凝之島也、猶如言自凝也と見えたる是なり、古事記（御宇氣比段）に、於是天照大御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者、物實因我物所成故、自吾子也、先所生三柱女子者、物實因汝物所成故、乃汝子也と見えたるは我物に因るを自と詔ひ、汝物に因れりと爲て、乃と指し給へるなり、其外數多ある、何れも取繕はずして有の任なる義なり、（此に就きて又云ふ、親に身著在なり、心自と云ふは心著在なり、手自と云ふは手著在なり、何れも豆加良の義同じ、萬葉十六に、自身之柄と有るは、此なる自に近かるべし、但し其は自が身の故なる事、云ふも更なり）○含は布々牟と訓むべし、傳一に已に出せれども、猶言はゞ、萬葉七（三十五丁）に、片枝者未含有、八（五十六丁）に、梅花、開含不有而、九（十丁）に、三和山者未含、又（二十一丁）開有者、落過祁里、含有者、可開繼と見え、又、十四（三十五丁）に、由豆流波乃、布敷麻留等伎爾、十八（十三丁）に、宇能花能、佐久都奇多知奴、云々、敷布美多里登母、又（十六丁）佐具良波奈、伊麻太敷布賣利、十九（四十六丁）に、梅花、開有之中爾、布敷賣流波、二十（四十三丁）に、布敷賣里之、波奈乃波自米爾、など有りて、含は開の對なり、開と裂と同じ義なれば、又此の含に緣有て、實に異しき迄其意の含へるなむ、奇しき事なりける、（又、字鏡集に呼吸の吸字をも布々牟と訓めり、此の含を、常に布久牟と訓む事なれども、其は俗訓に近し、此字、易象傳

に、至哉坤元萬物資生、乃順承レ天、含弘光大、品物咸亨と見えたり、下に闔レ戸謂二之坤一、闢レ戸謂二之乾一と承けて含と闔と相應る者なり）神世七代章に、含レ牙と有るも、其應に伸び出でむとする物の内に牙して含有る由にて、右の花に應に吹き出でむと爲て含有と同じ意なると、此に含レ火と云ふとを合はせて、言義を思ふに、含は秀々聚の意ならむか、保を布といふ例は炎串を、萬葉一（七丁）に、布久思と有り、丹穂々丹咲而を、十六（十五丁）に、二布夫爾咲而などと有る是なり、然れば、含は聚むなどゝは異にて、開くか伸ぶるか爲べき物の、其中に在りて牙しを待つ義なる語になむ有りける、（萬葉十九に、保寶我之波と有るは含柏義なり、二十に、古乃弖加之波能、保々麻例等と有るを以て知るべし、此保々麻流は、神武天皇御紀に、腋上嗛間丘と有る地名の嗛に同じ、和名抄に、飛廉草を布保々天久佐と有るも、含々出草と聞えたり、其一名を曾々木と云ふも、嗛にて、其の同意に歸るなり）〇含レ火は、大地を本と爲て、石礫樹草に至る迄皆然り、其石礫の火を含めるは、富士山淺間嶽の烟の類皆是なり、其事、下に云ふべし、雷光を山中の巖石より起發るとも云ひ、又、石と石と相軌りて火光此より出で來り、又、燧石と眞鐵と相磨て火氣の飛び出づるなど、皆其金石土砂共に、自含レ火の故なり、其樹草の火を含めるは檜を比能紀と云ふも火の木にて、此も木と木と相軌り相磨る時は、火自然に生出づるが故に、其名と成れるは然る者にて、諸木は元よりなり、水中の草と雖、皆其如し、其は古事記に、櫛八玉神化レ鵜入二海底一云々、鎌二海布之柄一作二燧臼一、以二海蓴之柄一作二燧杵一而鑽二出火一云々と有る是なり、此等を以て其餘を押准らひて知るべきなり、（口訣に、木石中固有レ火、草萌花著、皆紅、火精尤著、と有り、通證に、其説を引きて、今按、萌與レ燃同二訓義一、花將レ開、俗謂二火登毛須一、杜詩、山青花欲レ燃と云へり、其は末

の末なる事なれども、然る意味なきにしも非ず）第二一書に、卽軻遇突智娶二埴山媛一生二稚産靈一と有る如く、此にて其軻遇突智命を斬り給へる血の激り灑ぎて、染二於石礫樹草一と有るも、其由りて來る所ある事にて、實に應に然か有るべき御事共なり、其は火神の土神に娶ひ給へるは、其石礫に火を含むに應ひ、又た其の二神の御子に稚産靈神の生れ坐せるは、自にして樹草に火を含むべき御縁の此に始まれる事灼然きなり、傳七に註せりし說共を亦合はせ考ふべし、然るは其の說に云へる如く、天日の光輝大地に照り徹りて、生り出づる物共は、豈樹草耳の事ならめやは、在らゆる萬物を産成す造化なる事、今云ふ限りに非ざるを思ふべく、又、其天日の光輝を稟け入れて、國土萬物に火氣有る耳ならず、固より此事の由に緣りて、火を含み有てる事を知るべし、其は天日の光輝に照らさるゝ時は、地中に含める火氣の、其に應へて起る故に、平地程彌益て熱有る事實を、今現に見ても曉りつべき事なりかし、（泰西水法と云ふ物に、造物之始、渾淪剖判、四行之物各有二本處一、火之體質最爲二輕妙一、居二最上一矣、氣輕二于水一、居二火之次一、水之體質レ稍輕二于土一、附レ地居焉、惟地形質獨爲二至重一、凝二結水下一、萬形質莫レ不レ就レ之、水既在レ地々有二崇卑一、海之爲レ處、于レ地甚卑、故百川會焉、云々、四行之中、惟火至純、不レ受二餘物一而能入二于余物一、其外三外皆相容相受矣、如二海水夜明、燒酒能然、有二火分一也云々、如二雲氣上下激成二雷電一、有二火分一也云々、日爲二火光一、萬光之主、光徹二于地一則生二溫熱一、々々入レ地積成二燥乾一、々々之極、乗レ氣爲レ火、積レ火所レ燃土石爲レ燼、復乗レ氣出、其成二炎上一隔二雲雨一、時爲二雷霆一、升二于朗明一、上攻二晝季一、此二物火之精微、故地中有レ火也と云へるは、自ら含レ火の說に合へる者なり）

右安政三年正月元日始之同十九日成焉

日本書紀傳 十之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十 四神出生章

一書曰。伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時。伊弉冊尊猶如生平。出迎共語。已而謂伊弉諾尊曰。吾夫君尊請勿視吾矣。言訖忽然不見。于時闇也。伊弉諾尊乃擧一片之火而視之時。伊弉冊尊脹滿太高。上有八色雷公。伊弉諾尊驚而走還。是時。雷等皆起追來。時道邊有大桃樹。故伊弉諾尊隱其樹下。因採其實以擲雷者。雷等皆退走矣。此用桃避鬼之緣也。時伊弉諾尊乃投其杖曰。自此以還雷不敢來。是謂岐神。此本號曰來名戸之祖神焉。所謂八雷者。在首曰大雷。在胸曰火雷。在腹曰土雷。在背曰稚

雷。在尻曰黑雷。在手曰山雷。在足上曰野雷。在陰上曰裂雷。

此も第六一書に遺れる事の、別に一段と成れるにて、次の第十一書などの如く、獨立てる傳には非ざるなり、其は彼一書と古事記とは、大較同じ傳なる事、誰も知れるが如し、然るに、彼記に、於其八雷神副千五百之黃泉軍令追云々、追到黃泉比良坂之坂本時、取在其坂本桃子三箇待擊者、逃返也云々、と云ふ文有るを、其の一書には脫ちたり傳八に註せるが如く、此卽化成筍、醜女亦以拔噉之、噉了卽更追と有りて、次に、後則伊弉冊尊亦自來追と有る其の間に、今少し文の無くては事の足らはざる所なること、古事記の文に比校て知るべきなり、(此任にても聞えさるには非ざれども、醜女の追ひ奉れるに、後に伊弉冊尊の其に加はり給へるが如く聞ゆれども、必ず然かは有るまじき所なり、其は其醜女に千五百の黃泉軍を副へて令追奉りしかども、其桃實を投げられ、又其御杖を投げられ奉れるが故に、追ひ返され奉りて、醜女は八雷神と云ふ程の猛き者なりしかども、又追ひ奉るべき力無かりし故に、伊弉冊尊の御自ら追ひ來坐せるなれば、此に必ず文の無くては、事の足らはざるなり)斯れば、此に是時雷等皆起追來、時、道邊有大桃樹、故伊弉諾尊隱其樹下、因採其實以擲雷者、雷等皆退走矣、此用桃避鬼之緣也、時伊弉諾尊乃投其杖曰、自此以還雷不敢來、是謂岐神、此本號曰來名戶之祖神焉と有る、是時雷等皆起追來の六字は、上を承けて下へ亙る語なれば除きて、時道邊有大桃樹より以下七十一字を、右の噉了則更追の下に加へて試みるに、後則伊弉冊尊亦自來追焉と云ふへ續くるにも、文脈相續き、趣意貫通て、卽りて古事記よりも勝りて思ゆる事有り、其

は彼記にも、船戸神の成り坐しゝ傳の無きを、此は先づ大桃樹有りて、次に其實を云ひ、次に其枝と云へる二つの其字は、其桃樹を指して其と云ふなれば、乃投二其杖一曰、自レ此以還雷不二敢來一、是謂二岐神一と有るは、愛しとも貴しとも云へば更なり、(其は彼一書には、岐神の事を絶妻之誓より後に、即投二其杖一云々と、其帶衣褌を投げ給へる例に爲るは叶はず、又、古事記にも、御禊段に、故於二投棄御杖一所レ成神名衝立船戸神と有るなど、共に誤れる傳なる由、傳八岐神の下に註せり) 此を以て考ふるに、右に引ける七十字餘の正說はしも、第六一書の一聯の文なりしを廢れ散りて一傳の如く成りて有りつらむを、其れ耳にては、事の次序の整はざりける故に、其事の開ゆる程に、其黄泉國の故事を撮りて、上に係けたる者にして、其は眞に神代の古說には非ざる者なり、又、下に所レ謂八雷者云々と云へるも、其文者の作意にして、此彼より採り入れたる文なる事、下に辨ふるが如くなれば、此傳はしも、右の七十餘字耳ぞ神代の古傳說には有りける、(右の正說の廢れ亡びむ事を可惜しみて傳へたる意はしも、甚々珍重（メデタ）き者から餘りに事の簡易きを愁へなどして、文を係けたるには有らめども、甚々物紛ひなる事も云へば云はるゝ者と思へば、古人とは雖も、心免されぬ者になむ有りける) 其上に係けたる文に、到二殯斂之處一とは、如何なる僻心なるぞ、口訣に、殯斂之處假斂二死體一之處也と有るが如く、忌はしとも何とも聞くに堪へざる逆言（マカゴト）の妖言（オヨソレゴト）と云ふ者なり、忽然不レ見、于時闇也と有るも、仲哀天皇九年御紀に、殯二于豐浦宮一、爲二无火殯斂一(无火殯斂此謂二褒那之阿餓利一) と見えたる、无火殯斂などの事に思ひ寄れる言と聞えて、第六一書に攙入りたる、或所謂泉津平坂者、不三復別有二處所一、但臨レ死氣絶之際是之謂歟と云へるなどゝ同日の罪なるものなり、抑も伊弉冊大神の崩り坐さざる證は、師の古史徵に引かれたる鎭

火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏所思食久云々、返坐氏更生子水神・匏・川菜・埴山姫、四種物乎生給氏云々と有りて、現御身ながら往き坐せるなり、若し崩り坐して、其御靈の往き坐せるならんには、其返り坐して生み坐る御子の、現身にて御在すべからず又、死靈の子を生むと云ふ事、縱ひ神にも有れ、何でかは出來る事の有らむ、然るを、當昔の人も已く崩御る事と思ひ誤りて、第二一書に、所レ焦而終矣と書き、第三一書に、其且ニ神避ニ之時、則生ニ水神ニ云々と云ひ、第五一書には、葬ニ於紀伊國熊野之有馬村ニ焉など書きて、殊に甚だしく成れる者なり、然るは黃泉國に神避り退去給ひし事を、謂はゆる終焉の事と思へるから、終矣と書かれたるを思ふに、其且ニ神避ニなどとも崩御し事と心得られたる事決く、又、其第五一書なるなどは、隱ニ自ニ紀伊國云々ニにて、御自ら石隱坐せるならむを、葬と爲ては傍より葬し奉る事と成りて、大なる自佗の違も出來る事にて、第六第十一書、又、古事記などにも、現御身にて往き坐せる趣なるとは、氷炭の違有るを如何にとか爲む、猶又、此にては到ニ殯斂之處ニと云へば、伊弉冊尊は亡しき骸、伊弉諾尊は現御身にて、其の言語せるは伊弉冊尊の蘇生せるとしても、此一段は濟むべけれども、第六一書に、伊弉諾尊追ニ伊弉冊尊ニ入ニ於黃泉ニ而及之而時云々と有るなどは、其女神を遇見まく思ほして、追ひて男神も崩御坐りとや爲む、又、泉津平坂の事などは、幽靈等の戰とや爲む、又、其顯國に出で給へるも、此にて蘇生せる事とや爲む、伊弉諾尊を崩御り坐せるとしては右の如く指支ふる節々多く有りて、如何にとも此を云ひ解かむ事、信に難かる可し、是れ即ち神の御心にて、斯文を喪ひ給はざる耳ならず、御紀を撰ばせ被たる當昔の物知等、儒佛の意に合はせて書き辭められたる事共の穢れるを、其前後

に相應はざる所如此くに多く有りて、古傳は古傳と、其條理相貫きて動かざる事、千引磐の如く、新意は新意と、其綻び處々に在りて立ち難く、譬へば水沫の如く解け散なむ、妙に奇しき神事なりけらし、(古史徴に、鎭火祭詞を引きて、伊弉冊尊の崩御り御在し坐さざる由云はれたるは、此大人の生涯の大功此に過ぎたるは有るべからず、信に千有餘年の惑を解かれたり、然れども、御紀に力を入れられたる事の、然計は深くも非ざりけるにや、如此く照らし應せて、神代の古意を見るべき節々有りと迄には、決に心著かれざりけり、甚可惜しき事なりけり)○欲レ見二其妹一は古事記に此を、欲レ相二見其妹伊邪那美命一と有るに訓を借に、欲見を阿比美麻久淤母富志氏と訓むべし、其相は、記傳に「逢の意に見るべし」と云はれたる義なる事、云ふも更なり、萬葉十(二十七丁)に相見久厭蘇不足、十二(二十九丁)に、相見欲爲者など見え、又、相を省きては、二(三十七丁)に、慇、欲見、三(四十二丁)に、朝爾食爾欲見、四(二十九丁)に、慇見卷、欲君可聞など、猶多在るが、何れも慇なる心より慕ふ義なり、(但し此は欲レ見と有れば、見麻久思富志氏と、訓みても有りぬべき所なれども、然ては言の足はざる心ちする故に、古事記に依りて訓むべき法に從へるなり)○到二殯斂之處一は、本に曾能袁能處と訓めるを、私記には毛加里乃止古呂爾と訓み、金澤本なるも然り、古事記に、追二往黄泉國一と見え、第六一書に、追二伊弉冊尊一入二於黄泉一と有るが如く、伊弉冊尊の現御身ながらに往き坐しゝ黄泉國と云ふ國有りて、其に追ひ往き坐しゝなり、第十一書に、伊弉諾尊追二至伊弉冊尊所在處一と有るも、殯斂之處を云ふには非ず、其下に、及下與二其妹一相二鬪於泉平坂一上と有れば、其所在處は黄泉國の事なり、然れば、此一書耳何れの古傳にも相協はざるは、此一書を傳有りし何れの家にか、然る狡意は物爲たりし者なり、舊事紀に、

此一書と古事記とを取り合はせて、追㆓往黄泉國㆒則到㆓殯斂之處㆒、爾自㆓殿縢戸㆒出向、猶㆓平生㆒出迎共語之とあるは、揣しとも何とも云はむ方無き愚なる事ならずや然るは、黄泉國は、伊弉冊尊の行きて所知食す下津國の事なり、殯斂之處は顯國にて、死體を葬らざる以前に、假に斂むる殯宮の事なり、然計の事をだに得知らぬ人の手に成れる故に、右の如く揣き事の限りを顯はしたる者なるなり、(其殯斂の事は、欽明天皇三十二年御紀に、奉㆑哀㆓於殯㆒と有るは古禮を被㆑用たるか、否らざるか知らざれども、推古天皇三十六年御紀に、秋九月己巳朔戊子、始起㆓天皇喪禮㆒と有れば、其頃より異しき新式なども起れりけむ事、持統天皇元年御紀の趣にても知らるゝなり、右の事共に、彼无火殯斂を持ち込みて、文を成せりと思しければ、上にも云へる如く、此は決(サダ)めて古傳にては非じ、殯を名義抄に波布流と訓みて、葬の義と爲り論語註に、吳氏曰、殯㆓於堂㆒曰㆑殯、瘞㆓於野㆒曰㆑葬と云へり、其意の訓なるべし、猶天孫降臨章に就きて說くべし、又、圓機活法と云ふ物に、人死在㆑棺將㆓遷葬㆒曰㆑殯と有れば、此に殯斂之處と云事甚々叶はず)口訣に、殯斂之處、假斂㆓死體㆒之處也と有りて、天孫降臨章に、知㆓天稚彥已死㆒、乃遣㆓疾風㆒擧㆑尸致㆑天、便造㆓喪屋㆒而殯(モガリス)㆑之と見え、其を第一ノ一書に、將㆑柩(カバネヲ)上去而於㆑天作㆓喪屋㆒殯哭(モガリシ)之とあり、古事記にも見えたる、其喪屋は殯宮の如くして、其柩を陵墓に葬らざる以前に、其に斂めて、偲びも哭も爲て、其思を盡す所なるなり、仲哀天皇御紀に、收㆓天皇之屍㆒云々、殯㆓于豐浦宮㆒、爲㆓无火殯斂㆒(无火殯斂、此謂㆓褒那之阿餓利㆒)と有るを、古事記に、坐㆓殯宮㆒と有る是なり、萬葉二(二十四丁)に、從㆓山科御陵㆒退散之時、額田王作歌一首、八隅知之、和期大王之、恐也、御陵奉仕流、山科乃、鏡山爾、夜者毛、夜之盡、晝者母、日之盡、哭耳呼、泣乍在而哉、百礒城乃、大宮人者、去別南と有

るが如く殯宮より御陵に葬り奉る迄は、假に其柩を納め置きて、侍宿など形の如くして仕へ奉る故に、殯を母我理とも、加里母我里とも、云ふ事にて、其母は喪の字の義に當て云ふ物から、思の意、我理は上なり、今も葬事を舉ふるを、上りすると云ふ是にて、母我理は喪上、加里母我理は假喪上と云ふ事なり、（母は思なる事は、萬葉二、高市皇子尊城上殯宮之時歌に、數毛、未過爾憶毛、未盡者、とある是なり、古今集詞書に、母の思に籠り侍りける時云々、と有るを始めて、思に籠ると云ふ詞の常に多在る、其を切て云ふなるべし、萬葉五、長歌に、靈剋、內限者、平氣久、安久母阿良牟遠、事母無、裳無母阿良牟遠と有る、裳無も、思無にかとも思ひしかども、其は上に云へる如く、柱の切れるとして、能く通ゆるなり）偖、此の殯斂を阿餓利とは訓まずして、會能裒と讀み來れるは如何と云ふに、通證に、取二園陵之義一以訓レ之と有るは、唯其語に當て假初に云へるならめども、允に當れる言なり、然るは、上古の狀を考ふるに、御陵は近きにも遠きにも被レ置て定まる事、無けれども、殯宮は必ず大宮の御園とも云ひつべき近傍の岡、又は原野などに、被レ定る式と見えて、其一二を云はゞ、萬葉二（二十七丁）日並知皇子尊殯宮之時歌に、何方爾、御念食可、由緣母無、眞弓乃岡爾、宮柱、太知奉、御在香乎、高知座而、と見え其短歌に、外爾見之、檀乃岡毛、君座者、常都御門跡、侍宿爲鴨、と有る、其皇子尊の宮は島宮なるを、殯宮は檀岡なり、又（三十二丁）明日香皇女城上殯宮之時歌に、三五月之益目頰染、所念之、君與時々、幸而、遊賜之、御食向、木瓲之宮乎、常宮跡、定賜、と見え、又（三十三丁）高市皇子尊城上殯宮之時歌に、吾大王、皇子之御門乎、神宮爾、裝束奉而、云々、朝毛吉、木上宮乎、常宮等、定奉而、神隨、安定座奴、と有る、皇女宮は飛鳥なり、皇子宮は香山なる事、歌に見えたるが、城上は和名

抄なる廣瀨郡城戶鄕あり、其ならむを、上は一(三十二丁)に、高野原之字倍など有る上にて、小丘き處を云へれば、此も同なり、是を以て、殯斂之處を園陵之處と訓めるを當れりとは云ふなり、然れども、此の伊弉冉尊は崩御しならざれば、然る殯宮などの事、固より有るべくも非ざれば、此は御紀を記させ給へる其頃の殯宮はしも、然る園陵に物せらるゝ事なりし故に、其俗語を以て然か書き傳へたりし者にて、眞の古義には非ざる事、云ふも更なり、思ひ混ふ可からず、(但し通證に、取二園陵之義一と有るは、孝德天皇大化元年御紀に、脩二治宮殿一、築二造園陵一と見えて、字典に、帝王寢日レ園と有る、其義を取りて云へるなり、然れども、予が此に其園陵を取るは、園は和名抄に、園圃、又、園囿を、和名曾乃、一云曾乃布と訓み、陵は丘陵と熟する字にて、同抄に、丘をも、岡をも、和名乎加と見え、名義抄に、陵を乎加と訓めるを合はせ取れるなれば、其陵墓迄には至らざるなり、其も陵墓は然る地に物する事なれば、末は共に至らずも非ざるなり、禮記檀弓に、擇二不食之地一而葬と云ふとは異なるべし、但、右の斂字の事を、通證に、斂當レ作レ斂、纂疏作二殮、韻會、音斂、殯斂也、一本作二歛一、與二斂別と有り、然れども御紀に多く斂と作れゝば、今改むべきに非ず、名義抄に、斂俗斂、古文殮同と見え、又斂俗斂と有れば、當昔世に用ひて異まざるなり)(生平を江點に伊邪理斯登伎と訓めるは更なり、私記に伊岐太理志止伎乃と訓み、金澤本に伊岐多理志、又、伊邪理志と訓める共に誤なり、此は右に到二殯斂之處一と有れば、死骸の許に到らせ給へるが如く云ひ成したる所なれば、然る意して書かれたりけむも亦知る可らざれど、甚々味氣無き事なり天孫降臨章に、味耜高彥根神の喪を弔ひ給ふ所に、稱二天稚彥之平生之儀一と有るは、固より死人の事なれば、論ひなく其昔の事なり、能く思ひても見よ、伊弉諾尊と伊弉冉尊よ

は、御夫婦に坐すなり、八洲起元章第一一書に、然後同宮共住而生レ兒と有るに非ずや、假令火神を生み給ふにも有れ、二柱並び御在し坐すべければ、其時縱や崩御り坐すとも、其御有状をだに所知食すて、尋ね行かせ給ふ程に隔在る處ならめやは、然らば、欲レ見二其妹一は、其死骸を見むと欲して往き坐すと爲るか、幸に生けりし時の如く化りて、見え奉らせ給ひて、共に語らせ給へるを、若し按外に然らざりせば、凡人にも超えて拙く愚なる御事にぞ有らまし、然れば、此の文の仕立はしも、然る趣に取成せるならめども、傍に正しき古傳有りて攷ふる時は、終に其意の立つ所無かるべき者なりかし、(仁德天皇御紀に、大鷦鷯尊聞二太子薨一、從二難波一馳之到二菟道宮一、太子薨之經二三日一、時大鷦鷯尊標擗叫哭不レ知レ所レ如、乃解レ髮跨レ屍、以三呼曰二我弟皇子一、乃應時而活自起以居と有るなどゝは、同じかるまじき事ならずや)如二生平一とは、如レ常と云ふ事なり、其生平(ツネ)と云ふは、聯(ツラネ)と云ふに同じく、事の異りたる節々の無くして、平和(ナダラカ)なる時ながらに綿々(ツツク)を云ふ語なり、古事記に、恒無レ歎、今夜爲二大一歎一と有るは、其異れる節を云ひ、其下に、妾恒通二海道一欲二往來一、然云々、即塞二海坂一而返入と有るは、其節を異へたるなり、萬葉一(十四丁)に、常丹毛冀名常處女煮手、三(十三丁)に、常將有等(アラムト)、和我不念久爾、又(三十丁)吾命毛常有奴可(ツネナ)など見えたり、(舊事紀に此文を取りて書けるには、爾自二殿騰戸一出向猶二平生一と有るは、久代に然る本の有りしを取り合はせたるなるべし、今も常なる事を、俗に平生と字音に唱ふめり、通證に、漢書生平慕レ之と有り、)○出迎は、外に出て迎へ入れ奉り給へるにて、海宮遊行章第三一書に、時海神迎拜延入と有るに同じ古事記には此事を、爾自二殿騰戸一出向之と有りて、其は黄泉國なる女神の、大殿の戸を騰げて、現御身ながら出で迎へ給へる由なるを、此は然らず、女神の既に亡せ給へる其御魂

の、當の御有狀に化りて、其殯宮に見はれさせ御在し坐す由なれど、甚々忌はしき妖言と云ふものにして、佗古傳の旨に契合ざる者なり、(凡て此一書は、右の如く信ひ難き事の多在るを、上に云へるごとく、古傳は僅に此下なる雷等皆起追來と云ふより以下耳なるが、其にては聞え難きに依りて、黄泉國の故事を此に持ち出でゝ聯れる者から、彼幽靈と云ふ者の狀に取り搆へたりし者なり)迎は身往合なるべし、向より來る人に、其身の往逢ふ意なり、萬葉十(十八丁)に、大夫丹、出立向、十九(十八丁)に、曉來者、出立向、暮去者振放見都追、二十(十六丁)に、伊田牟可比、加幣里見世受氏など有るは、此方より出でゝ彼方に向ふなり、此なるに限らず、凡て出迎と云ふは、彼方より來るに對して此方より向ふなり、(迎と向とは、同言同義なれども、如此く自他の差別有る事なり、然れども記傳五に、「古言には迎と向とを通はして書ける例多し」と云はれたる如くなる故に、右の如く古事記には出向と書かれたりき)○共語は、第六ノ一書に出でゝ、傳八に云へり、古事記に爾自㆓殿騰戸㆒出向之時、伊邪那岐命語詔之愛我那邇妹命、吾與㆑汝所㆑作之國、未㆓作竟㆒、故可㆑還云々と有るは、即ち共語にて、顯身ながら相語らはせ御在し坐しゝ者なり、然るを口訣に、出迎共語、闇中有㆑聲也と云へれども、次に、言訖忽然不㆑見と有るを、如何見たるらむ、異しき事なり、女神の御語にも、勿㆑視㆑吾と宣へるも、今迄見えさせ給へりしに非ずや、(其は平生の如く見え奉らせ給ひて、内に入らせ給ふ時の御言にて、此にて其御體の見えさせ御在し坐しゝ事は、著きに非ずや、若し口訣の說の、聲有りて形無くば、猶如㆓生平㆒と云ふは、徒事と成る者なり)○請㆑勿㆓視吾㆒は第六ノ一書に、請㆑勿㆓視之㆒と有るに同じ、傳八○忽然は多知廳知爾と訓むべし、神武天皇御紀に、忽然而寤之とも有るが如く、率爾なる義なり、萬葉五(三十二丁)和禮立

待、速歸坐勢、又、紐解佐氣氏、多知婆志利勢武、と有るなども、忽に近き語なり、古事記白檮原宮段に、爾其美人驚而立走、伊須々岐伎と有る立走なども然り、其は萬葉九(十九丁)に、立走、叫袖振、反側、足受利四管、頓情、消失奴と、立走と頓とを對云へるを見て知るべし、又、十(五十五丁)に、率爾今毛欲見(タチマチニイマモミテシガ)、十一(十五丁)に、率爾(タチマチニ)思出乍など、頓をも率をも然か訓み、十三(十七丁)に、立待爾、吾衣袖爾、置霜文、氷丹左叡渡と有る立待(タイマチ)は、能く言義を明せりと云ふべし、其は忽然は立ちて待つ程の少なる間を云ふと通ゆればなり、(十七夜の月を、後歌に立待月と云ふも、忽然に出で來るを以て云ふなるべし、萬葉三に、座待月、開乃門從者と云ふは、後世に云ふなる十八夜の事なればなり、倩、右の頓字を名義抄に、爾波加爾、又、多知麻知爾といふ訓有るを、率字には、爾波加爾といふ訓耳見ゆれども、又、多知麻知とも訓むべき語の狀なり)〇不㆑見は、上に猶如㆓生平㆒、出迎共語と有るが如く、親しく眼前に出迎へ坐して、共に語らひ御在し坐しゝを、勿㆓視吾㆒と申し給ふ程こそ有りけれ、頓に見えさせ御在し坐さず成りて女神の所在を失へるを云なり、口訣に、忽然不㆑見、靈去無㆑聲也と云へるは、此を殯斂之處と云ふは、中世人の狡意に成りたる事を、正し辨へざる說なれば共に云ふにも足らざる事なりかし、此は古事記に、且與㆓黃泉神㆒相論、莫㆓視我㆒、如此白而還㆓入其殿內㆒之間甚久、難㆑待也、と有るが如く、其夫神と言契らせ給ひて、其殿內に還り入らせ御在し坐ししなれば、忽然不㆑見など云ふべき所には非ざる事、上に次々辨へたるが如し、(第六一書にも、還㆓入其殿內㆒などゝ、委しくこそは非ざりけれ、吾當㆓寢息㆒と有るからは、其と同じき事知るべし然れば此傳耳悉に別物なり)〇于時闇也は、黃泉國はしも、固より地胎に在る一域なれば、闇き筈の事なり、然れども、其にも如何にしてか晝夜の差

別は判然に在る事と通えて、古事記に、且其與黃泉神相論と見え、第六ノ一書に、吾當寢息と有るを以て見れば、其常夜往く中にも、晝は明く、夜は闇く、日には起き、夕には臥す事、此顯國の如くに必ず在りと聞えたり、（但し天日の御光の照らし及ばざる所なるに、如何にしてかは晝夜と云ふ差別の有るべきぞなど云ふは、俗意の甚だしき者にして、神の幽境を知らざる人の、容しき定めなれば、今云ふ限りに非ず）然るに、此に于時闇也と云へるは、古傳に背きて、顯國の殯宮の事に取り揥へたりし者と見ゆ、是は上にも引ける仲哀天皇御紀に、殯于豐浦宮、爲无火殯斂（无火殯斂、此謂褒那之阿餓利）と有るが如く、殯宮には火なども燈さずして、萬に寂然なる事と聞ゆれば、其殯宮の夜の狀を以て、右の如く文を成せるなるべし、何にも有れ、此の事實には合はざる者とこそ、（古事記には、无火殯斂の事は無けれども、其天皇の崩り坐せる所に、故未幾久而不聞御琴之音、即擧火見者、既崩訖、爾驚懼而坐殯宮云々と見えたり）〇一片之火、既に傳八に註せり、〇擧は登母斯氏と訓めり、第六ノ一書には、此をも訓み入れて、一片之火と有り、此を古事記には、燭一火と見え、第六ノ一書には、秉炬と見えたる、其は後世に照射と云ふも同じ者なれば、名義抄などにも、擧には阿具とこそ有れ、登母須と云ふ訓は有らざれども、語の狀に依りて、然か訓までは得非ぬ所なる故に、古人の其訓を登母斯氏とは定めたる者なるべし、言義は共燃にて、薪を束ねて燒くより起れる名にぞ有らむ、（同じ字ながら、古事記天御饗段に、天之新巢之凝烟之八拳垂摩氐燒擧と有るなどは、字の如く訓むより外無き所なり、又、訶志比段の擧火も、記傳に阿宜氐と訓まれたり）〇見之には、第十ノ一書には看之と有る、共に美會那波須と訓めり、鎭火祭詞に、隱坐事奇止氐見所行須時と有る其如くして、見爲行波須の切れるなるべし、

萬葉三（五十八丁）に、見爲明米之と見え、風神祭詞に、思志行波須乎と有るを合せて曉る可きなり、天孫降臨章には見の一字をも然か訓み、神武天皇御紀には、覽之（ミソナハス）とも有り、（中昔の文に、「見於許世給ふ」と云ふ詞の此彼見ゆるは、「見行波世給ふ」と云ふ事にや、猶見遣せにや、考ふべき事共なり）○脹滿太高は、波幬多々倍理と訓める、是れ古訓なり、三代實錄三十に、后露二臥庭中一、苦二腹脹滿一、頃之腹潰氣昇屬レ天と有る、脹滿を保傳流と訓み、東奧の方言に、保氐腹と云ふ事の有るは、共に古言にて、保傳流は、火氣腹中に充つるを以て云ふなるべければ、火神を生み成し坐しゝ時の御惱に起れる古言なるべし、借此に辨ふべき事あり、第六一書にも、黃泉國にての御有樣を、膿沸虫流と云ひ、古事記も然にて、宇士多加禮斗呂々岐氐と有る事なれども、其御病は未だ顯國に在しゝ程の御事にて、彼國にては、湌泉之竈の御事に依りて、御形容などの如く見醜く成り坐しゝ事こそは有りつらめ、却りて彼國にては御病坐々さざるかと思ふ由あり、其は第四一書に、且レ生二火神軻遇突智一之時、悶熱懊惱因爲レ吐、此化二爲神一、曰二金山彥一、云々と金神の生り坐せるは後なれども、如此見えたれば、火神を未だ生み坐さざる以前に、少し御病坐しゝ狀なるなり、（但し古事記には、此を次生二火之夜藝速男神一云々、因レ生二此子一美富登見レ炙而病臥在、多具理邇生神名金山毘古神、次金山毘賣神と有り、其前後の事は如何にとも有れ）鎭火祭詞に、麻奈弟子爾火結神生給氐美保止被燒氐石隱坐氐、夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比曾吾名妹乃命止申給比支、此七日爾波不足氐、隱坐事奇止氐見所行須時火乎生給氐御保止乎被燒坐支と見えたる、其時こそ此脹滿太高と云ふ時なるにて、悶熱懊惱爲レ吐と有るも、此に於て起れる最中なりける故に、甚く愧ぢ奉らせ給ひて、如是時爾、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比

津止申氏、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、石隱給氏と有りて終に其下津國に罷り坐さむと所思し成りぬる事、右の文を以て心得べきなり、此の賑字は、名義抄に、寠俗字と有るを、和名抄に寠賑滿也、和名波良布久流と見え、名義抄に、賑を右の如く訓み、又、布久禮多理と有るを以て見れば、俗に云ふ産後の水腫にて、大同類聚方、少彦名命乃美古登條に、美豆袁津尾不佐岐氏、牟禮布久留、と有るも御陰門を被レ燒給へる、御病なれば然も有るべく、又保乃計登美豆袁都民遠左支天阿禮婆、牟禮宇豆紀伊太民、末太迦遊斯と有るも火を生み給へるに思ひ合はせらるれば、其火徹を避け給はんと為て、石隱れ御在し坐しゝなどにも、旁々由有り、(和名抄に、皺肉憤起也、和名布久流と見え、大同類聚方に、師々者多々連布久禮美太利須と有りて、肉に就きたる病なり、又、同抄に、寠は腫也、野王案、擁は身體皺起虚滿也、字亦作レ腫、波留と有て張と同言也、右に引る保乃計登、美豆袁都民遠左支云々の文を考ふべし、此事下にも云り)若て第三一書に其且ニ神退ニ之時、生ニ水神罔象女及土神埴山姫一、又生ニ天吉葛一と有る其事の委曲なるは鎭火祭詞に、與美津枚坂爾至坐氏所思食久、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氏、來奴止宣氏、返坐氏、更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給氏、此能心惡子乃心荒比曾波、水神、匏、埴山姫、川菜乎持氏鎭奉禮止、事教悟給支と有る是なり、偖、其水神土神の生れ坐しゝ事を、第四一書に、小便化ニ為神一、名曰ニ罔象女一、次大便化ニ為神一、名曰ニ埴山姫一と有るが如く、夫婦相嫁繼て生み坐せるならねば、然も有りなんを、其れ即て右の賑滿太高を御自ら治めさせ給へるなり、其賑滿に、御腹の脹るゝなる事右に云へる如く、太高は、大同類聚方に、太陀餘比多滿連流波、於之於不と有る是にて、水氣の滿へ溜れるを云ふなり、

然るに、御小便に水神の成り坐せれば、押遂ひて本に復らせ給ふべく、又、婦殿九流有々勿物乃波、介消詩天奈直保久之と有るを、湯火の瘡に依りて肉の爛れ起れるに、川菜を貼て直り消ゆるを思へば、其御大便に土神の成り坐せるは、其御功用を成さむ爲なれば、此時に必ず其火神を生み坐しゝに依りて惱み坐しゝも、悉く癒えさせ給ひけらし、其は有に見えたる如く、此能心惡子乃心荒比曾波云々と、御子神等に事教へ曉させ給へるも、先づ御自らの御病を治め試みさせ給ひて、然後其御教には至り及べる事と、恐こけれども彼此の御事實を合はせて、然か想像り奉る事になむ有りける、（此は伊弉冊尊の御上を説くに就きて、必ず最初に心得ずては得有るまじき事なる故に、傳へなどに、事の因みに云ひつる事には有れども、云へど々々々猶言ひ足らぬ心ちにて、又此にても返さひ説く事なり）然らば上に引ける膿沸虫流又、宇士多加禮斗呂々岐氐などは、如何に取捌く事ぞと云ふに、第六一書に、吾當寝息と有るを、此一書に、上有八色雷公、又、古事記に、八雷神成居と有る、其は謂はゆる泉津醜女八人と有る其鬼共の、然る異なる形にて有りけむを、伊弉諾尊の見驚かせ給ひて、逃げ還らせ給へるに就きての御怒なるにて、第四一書の悶熱懊惱、又、此に脹滿太高と有るなどゝは、素より事がらも何も異なる事なり、然るは右の二つ共に内病なるを、膿沸虫流などは外病にて、其も亦固より甚く異なる所ある者なるを、彼御保止乎被燒坐支云々と云ふを以て、其も此も伊弉冊尊の御事に混同にする者なるを、古より今に至る迄に、其條理を別けて云はざるこそ、心憂き事なりけれ、其雷を醜女といふは更なり、彼第六一書に、吾不意到於不須也凶目汚穢之國と有るも、其國をこそ然か宣へるなりけれ、伊弉冊尊を指し給ふに非ざる事を知れらむには、其醜めく汚穢き形質は伊弉冊尊に在るや、泉津醜女に在るや、言はずとも曉

りつべき事なるを、然る辨もなくして、掛まくも甚も可畏き國生み坐しし大神をしも、其名にさへ負ひて醜女と云ふ鬼物の列に計まへ奉る事の憤ほろしくて、其大神の御爲に云はでは得しも有られずなむ、（如此く強く論ふ時は、古來の識者を蔑如する耳ならず、御紀の撰者をさへに幷せて謗り奉れるに似て、其罪去り所なく、甚々心苦しくは有れども、先師等の志を續ぎて、此御紀の傳をしも、如此仕奉る我任に取りては、神代の古傳を正し、天下の大道を明め奉りて、天壤と無窮き寶祚の基を固くし仕奉らん此大業を保てる身なり、今しも誰に憚りて然る私をば許すべきぞ、此はしも、神と皇とに誓ひて予が撓まざる志なる者なりかし）〇上は邊字の意なり、同じく富登里と訓むべし、下なる所謂八雷者の所に、在レ首在レ胸といひ、又、足上陰上と有れば其御寢坐せる伊弉冊尊の御上なりと云ひて、事も無きが如くなれども、其所に師說（古史徵）を引きて辨ふるが如く、其は八色雷公と云ふに就きて、古書に在る限りの大雷神の御名を寄せ集めたるなれば、素より信むべからざることなれば、その照應には成るべからざる者なり、（斯ればば上字、字倍とは訓むべからざる者にて、寶劔出現章の細書に、蓋大蛇所レ居之上。常有二雲氣一と見えたる上とは、大に同じからざる可なり）富登理は方手寄にて、其傍なる意なり、海宮遊行章第八一書に、乃設二三床一、請入、於レ是天孫於二邊床一則拭二其兩足一、於二中床一則據二其兩手一、於二內床一則寬二坐於眞床覆衾之上一と有りて、內より中、中より邊と、其次第を分別てるを以て知るべし、上字、名義抄に富登里と訓み、邊の字亦右に同じ、（同章に多く海濱と有るは俗に云ふ海端の事なるか、此に依りて見れば、閇多も波多も、同言にて、方手の義と聞ゆるは、寄を略きて語を成せるなるべし、又は閇多は邊方なるにや、何れにしても近き語なるなり、倂、漢籍論語にも、河上を河能富登里と訓め

り、邊を字書に畔也近也と註し、又、頭をも、畔をも、滸をも、古登理と訓めるを、說文に滸水傍也と有り）〇八色雷公は、古事記に八雷神と有り、此に夜久佐能伊加豆智と訓めるを以て、古事記なるも、神字訓むべからず、其は第七ノ一書に見えたる雷神とは、決に異なる者にして、甚々卑しき鬼共の、其勢ひ猛く悍きに依りて、伊加豆智とは號くるにこそ有りけれ、天雲を裂に隨して鳴神の比に非ざれば、然る尊稱を附けて、公の大御紀などに神と云ふべきには非ざるなり、傳八より次々辨へたるが如く、此八色雷公は、第六ノ一書に、泉津醜女八人と有ると同物たり、其は古史徵（第十八段）に、先づ伊邪那岐命の夜見國より逃げ返り給ふ事の傳は、神代紀にも二つ有るを、一ノ傳は遣ニ泉津醜女八人ニ（一云泉津日狹女）追留之と有りて、雷公の居たる事も、又、其に追はれ給へる事もなく、又一書には、有ニ八色雷公ニ云々と有りて、此傳には醜女の事なし、故、此二傳を竝べて倩々考ふるに、八色雷公と云ふは、即ち醜女八人の事になも有りける、醜女を雷公と云はむ事は如何と思ふ人も有るべけれども、凡て伊加豆知とは、猛く嚴きをば、神をも、物をも、廣く云へる古言なり、然れば彼醜女の猛く嚴しかりし故に稱るなるを、一傳には八人の醜女と傳へ、一傳には八色雷公と傳へたるにて、實は一物にぞ有りける、又、古事記に、醜女の追ひ奉れる事は有れども、其追返さるゝ事は、八雷神耳なるをも思ひ合はすべし、然れば、古事記の傳は、其二つを混同にして、醜女と八雷とを別にしたる誤の傳なりけり（以上取意）と云はれたるは、實に然る言なり、（古事記の誤を正されたる趣は、先づ伊邪那美命の傍に八雷神成居と見えたるを、次に伊邪那岐命の逃げ還り給ふ所には、卽遣ニ豫母都志許賣ニ令レ追と有りて、別物の狀ならざるを、下に後者於ニ其八雷神ニ副ニ千五百之黃泉軍ニ令レ追と有るは、志許賣の逃げ返れるに就きて、八雷神の

代れる如聞ゆれども、然らず、其志許賣に又千五百之黄泉軍を副へて出だし遣り給へる者なる事、第六一書には、総逆唯醜女を耳遣り給へるにて灼然しければ、この師說實に信むべし）八色は、醜女を八人と云へれば、例の彌の意なるには非ずて、數の八なるべし、偖、和名抄神靈類に、雷公一名雷神、和名伊加豆知と有れども、其は第七一書に見えたる雷神にて、謂はゆる天鳴雷神の御事に當れゝば、此八色雷公とは別なり、其は次に、採其實擲雷者、雷等皆退走矣。此用桃避鬼之緣也と有るには、鬼と云へるを以て灼然し。又、同抄鬼魅類に、日本紀云醜女（和名志古女）或說云黄泉之鬼也、世人爲恐小兒、稱許々女者。此語之轉也と見えたり、斯れば。此八色雷公を、第六一書に泉津醜女八人と云へるも、鬼なる事、云ふも更なれば、其八色雷公と云ふを承けて。鬼と云へる事。實に更に動くまじきことになむ有りける、これを以て、右件の師說、愈々基本を堅くして。又、古事記に志許賣と八雷神とを別物にする事の誤なる事。更に言を加ふるにも及ぶまじくなむ有りける、委しくは傳八卷に就きて已に云へるを合はせ考ふべし、（名義抄、字鏡集などに。魔字を許々女とも、於邇とも訓みたり、故、思ふに、許々女は屈女にて、鬼物の潜まり屈まり居る由にて、志許賣より轉れるには非ずして、別に醜女を許々女と云ふ言の有りけるにもや有らむ）○驚而は、游杼呂迦志氐と訓むべし、此字を用ひたる例、寶鏡開始章第一一書に、稚日女尊乃驚而墮機、以所持梭傷體而神退矣と見え、古事記（御宇氣比段）に、須佐之男命參上天時、山川悉動、國土皆震、爾天照太御神聞驚而云々と見え、又、其天詔琴拂樹而地動鳴、故其所寢大神聞驚而引仆其室とあり、又伺其方産者、化成八尋和邇而匍匐委蛇、即見驚畏而遁退ともあり。玉垣宮段に、泣涙落溢於御面、乃天皇驚起など見えたるを考へ互すに、恐惶れ

周章つる由にて、何れも不意き事に耳用ひたり、右の如く見驚、聞驚と有る中に此は聞く方に就きて成れる語なるべし、其は威字又、權字などを游杼須と云ふは、我より人を驚かす方なるを、驚は人より我方に威さるゝにて、自他の違ひ有る耳にして、其言は同じきが、共に其聲動かすに起れる者なりけり、然れば、游杼須は音出爲の切り、驚は音退にて、其音に依りて退き去る由なるべし、畿内の方言に、退を杼久と云ふも、古在るへく所思えたり、若て此は有二八色雷公一と見えたる所なれば、其鬼共の靜まり居るべきに非ざれば、此れも聞驚なるを考ふべき者なり(源氏帚木卷に、目に見えぬ鬼の顏など、游杼呂々々しう作りたる物は云々)と見え、猶この言を恐ろしき心、又、驚く狀にも云へり、文選に、愕胎と書し、又、駭をも〓をも、游杼呂久と常に訓む字なり、名義抄に、〓を俗偉字と有るを、字鏡集に、〓をも、偉をも、游杼登志郁、亦、多々波志久と訓めるは、驚く狀を云ふ言と聞え、多々波志も、令レ崇にて惶しき謂なるなり)〇皆起追來は、一時に起立ちて追ひ來れるなり、偖、第六一書、于時伊弉冊尊云々、遣二泉津醜女八人一(一云泉津日狹女)追留之と見え、古事記にも、卽遣二豫母都志許賣一令レ追と有りて、伊弉冊尊の遣はし給ふ趣なるを、此には上に到二殯斂之處一と有るが如く、伊弉冊尊の殯宮と僻傳せるが故に、猶如二生平一出迎共語と云ひ掠めて、其御靈の假に顯御身の常の狀に化り坐すと云ひ、言訖忽然不レ見と云ひて、其時已に其御靈は去り給へる、其時は闇夜なりしかば、一片之火を擧げて見給へるに、亡しき骸耳有りて、其傍には唯八色雷公有りて居たると、黄泉國の古傳の有る限りを抄出でゝ、死者の如く拵へ云へるが故に、其雷等の皆起ちて追ひ來れるをも彼が心の如く云へるにて、甚々著なき妄言にて、神代の古傳とは、表裡なる事共なり(事の狀を以て考ふるに、古人に神典を掻き暗ま

さむと云ふ心は有るべからざれども、先づ物を書き記すには、文字の學必ず無くては叶はざる事、素より然り、其には、文章の續け狀などに就きて、其心得亦無くては得有るべからず、是を以て漢土の史籍を讀み、又其頃の習俗として、佛書迄にも亙る事なりし故に、云はゞ此語は其文に當り、此文は其義に當れり云々と、當つる中に、當損ひをしつるなるべし、何にも爲よ、伊弉冊尊を崩り坐しゝ狀に書かれしなどは、神典に於て、大に害有る事右の如し）僭、右に引ける第六一書、又、古事記の趣を合はせ考ふるに、雷等皆起追來は、此も亦同じ事にて、伊弉冊尊の追ひ奉れと仰せ給へる御語の有りけむを、簡易に書ける故に、記し漏らせると見て此語を味ふるに、皆起追來の起字此にて實に字眼と成る所なり、其は右の八色雷公はしも、上に說ける如く、泉津醜女と云ひて卑しき鬼類なりければ、甚切可畏掛まくも甚も恐こき國生坐し大神伊弉諾尊などを追ひ奉れるは僭置き、踈び散らけ居て、近著なども成し奉る可きに非ざれば、其大神の一片之火を擧して見行しゝ程などは、蠢つゝ喙居つゝも、唯畏伏て有りつらむを、伊弉冊尊等の恨み奉らせ給ふ事の出で來つるに就きて、追留め奉れと仰せ給へる大命の有りてより、其勢を得て起立ち、其御稜威を背に負ひて追ひ奉れるから、終には其大神に追及奉る許の態も出で來りし者なるべくぞ所思たる、（名義抄に、起字を淤久とも、多都とも、訓める、淤久は伏の對なり、多都は居の對なるを思ふべし、此起の一言にて、其伏し居たる狀の判然に見ゆる事なるが故に、此を字眼なりとは云ふなり、熟々事の狀を思ふべくなむ）○道邊は美知能倍と訓むべし、萬葉七（二十四丁）に、道邊之、草深由利乃、九（三十三丁）に、玉桙乃、道邊近、十（五十四丁）に道邊之、乎花我下之、思草、十一（十丁）に路邊、草深百合之、又（十一丁）路邊、壹師花、又（四十丁）道邊乃、五柴原能、又、道

邊草、冬野丹、廿(二十三丁)に、美知乃倍乃、宇萬良能宇禮爾、など有り是れ然か訓むべき證なるなり、(本に美知能富登里と有る、其も惡しくは非ざれども、此は美知能倍の方勝りて所思ゆ、景行天皇の山邊道上陵の道上をも、記傳に此と同じく美知能倍と訓まれたり) 倍、此を古事記には到黄泉比良坂之坂本時、取在其坂本桃子三箇云々と有れば、其坂本なる道邊なり、然るを此に其坂を云はざるは、其を何方ともなき道邊の事として、其殯宮より趨出の近き路傍と爲る者なれば、此は古事記を取りて、文意を補ひ得るより外なし、この事、傳八に云へり、〇大桃樹に、意富伎那流毛々能紀 と訓めり、萬葉七(三十四丁)に、向峯爾、立有桃樹、成哉等、云々、又(三十五丁)に、波之吉也思、吾家乃毛桃、本繁、花耳開而、不成在目八方、十一(四十七丁)に、日本之、室原乃毛桃、本繁、言大王物乎不成不止、十九(二十二丁)に、桃花、紅色爾々保比多流、など有りて、後世には多く花を詠めれども、古くは右の如く花をも實をも詠めり、毛桃と云ふも、其實なる事、云ふも更なり、和名抄に、桃子、和名毛々と有り、(同抄に、杏子、和名加良毛々、楊梅、和名夜末毛々、李子、和名須毛々、夾李、漢語抄云、佐毛々、李桃、都婆木毛々と有りて其毛々と云ふ名は等しかれども、同種の物には非ず、山海經に、東海度朔山有大桃樹、蟠屈三千里、其東北曰鬼門、萬鬼出入也と云へるは、この事を傳へ聞きて記せるものなるべし、其度朔山は、彼伊賦夜坂なる由、師說有り) 然るを、同抄郡名に、陸奥國桃生を毛牟乃不と有り、然れば、毛々を毛牟とも云ひしなりけり、此に依りて考ふるに毛々は、諸身の切れるには非じか、草木の實も、活物の身も、同言同義なるを、古言に身を牟とも云ふ事多在ればなり、實に其實の狀を見るに、核を中心にして、左右より合はせたる如くして、其縫目の著く見はれたる者なるを思ふべし、

（記傳六卷、桃子の下に云はく、「凡て木草に花を以て名るも有り、實を以て名るもあり、幹を以て名るもある中に、實を以て名けたる梨栗柿などは、實と云はねど、實の事に成り、梨の實、柿の實とは云はず、然れば桃も其類とせば、實をも唯毛々と云ふべし、和名抄にも、菓類に收めて、桃子、和名毛々と註し、其外も梨子、栗子、椎子などゝ出だせり、然れども、桃は花をも賞る木なり又此の狀を思ふに、坂本なる毛々と云ひては、其木の事と聞ゆれば、猶實と訓むべきにこそ」と有るが如く、此も實に依れる名なれども、既に木の名定まりたる上は、實を云ふ時には、又別に實と云ふべき者なりかし）〇隱二其樹下一は、古事記と同じ傳ながら、彼記なるは八雷神亦千五百之黃泉軍に追はれさせ給ひて、比良坂の坂本なる桃子を、辛爾に取りて待撃ち給へる趣なるを、此に隱二其樹下一と云ふは、其桃樹を盾にして其雛を放させ給はむ爲なるにて、此は神武天皇御紀に、初孔舍衞之戰、有レ人隱二於大樹一、得レ免レ難、仍指二其樹一曰二恩如レ母云々と有ると同じ御有狀なりしなるべし、靈異記にも、小細雨故隱二木本一、標二金杖一而立時、時雷鳴云々と有ると見ゆ、上に大桃樹と云へるは、然る意味有るが故なり、其追ひ來れる雷を、古事記には於二其八雷神一副二千五百之黃泉軍一と有れば、其を防がせ給ふとして、立寄て隱らし給へるなり、（記傳六に、「伊久佐とは軍士をいふ稱なり、神武天皇御紀に、女軍男軍、萬葉二に、御軍士乎安騰毛比賜、六に、千萬乃軍、二十に、須米良美久佐などある皆然り、凡て戰を伊久佐と云へる事は、古書には見えず、甚其後の事なり、軍字、師字などを書くも、其人衆を云ふ故なり」と有り、但し縣居大人の伊久佐は射合衞と云ふ事なりと云はれたるを信られざるは如何にぞや、軍人を射合箭人と說きたらむも、其射合射をする料の人としても、更に違ふ可きに非ず）偖、此大桃樹の本に隱れ御在し坐して、其

實を擲ち給ひ、又其杖を投げ給へるは、一は石撃の始となり、一は扣合の始と成れりけむと所思ゆ、其は萬葉八（三十三丁）に、多夫手二毛、投越都倍佞天漢云々、と有る、多夫手は礫の事にて、平家物語に、礫印地とも、河原印地とも云へる是なるが、礫石撃、河原石撃と云ふ事にて、石等は遊戯にては有れども、熱田神社正月十五日の祭式に、右の石撃の事有るを以て見れば、此も古征戰の其の一に備へたりし者なり、又此黃泉國の事に、多く物を擲つと有るは、投げ撃つ由なるが、下に投其杖と有れば、古に杖を投げて戰ふ所作も有りける者なり、戰字を多々加布と訓むは、扣合の義にて、元は斬居るを主とするには非ずて、扣き合伏るに起れる故の名なるを思ふべし、和名抄刑罰具の中に笞、和名之毛度、杖、和名都惠と出でたれども、笞杖の刑は斬罪に非ざるを以て曉るべし（但し征戰は敵を討つ爲なり、然りと雖も、殺戮を本意と爲るに非ず、其をして歸順へ令む爲なり、天孫降臨章第二一書に、故經津主神以岐神爲鄕導、周流削平、有逆命者即加斬戮、歸順者仍加褒美と有るを以て辨ふべし、元龜天正の頃の、左に殘忍なりし武士を規則とせば、違ふ所多在らむ）〇採其實は、其大桃樹の下に隱れ御在し坐して、黃泉軍と戰ひ給はむと所思して、儲けて其來るを待たせ御在し坐す間に採て貯はひ持たせ給へるなり、此を以て、古事記には取在其坂本桃子三箇待撃者、悉逃返也と記して其待つと言ふ一言を以て、彼邪鬼を逐却はせ給ふべき神策の、其間に定まれる事を明せりし事なり、此を卒爾に思ほし寄せ給へるが如くなれども、其樹下に隱れさせ御在し坐すは、其れを小盾に取り給へるなるが、其黃泉軍も得しも近著き奉らざりし者なりけり、梁任昉が述異記に、日本國有金桃、其實重一斤と有るは、皇國の實大なる由なり、此に就きて外國の桃子の又小さきを知るべし）〇擲雷は、古事記には右

の如く待撃と有る是なり、其日代宮段にも、其坂神化二白鹿一而來立、爾卽以二其咋遺之蒜片端一待打者、中二其目一乃打殺也と有るが如く、向より來る者を待構へ居て撃つを云ふなり、然れば此に擲と云へる其も然る事には有れども、其待撃と有る方目易くて能く聞ゆる者なり、(同白檮原宮段にも、於レ是兄宇迦斯以二鳴鏑一待二射一返其使一云々、將二待撃一云而、聚レ軍云々僕兄兄宇迦斯、射二返天神御子之使一、將爲二待攻一云々將二待取一、故參向顯白と有る、待射返、又、待撃、又待攻待取などの例なり)○皆退去は、上に雷等皆起追來ると有る其軍悉くに敗走るを云なり、此退走を斯理叙久と訓み來れる、其は後に退放る由にて、此曾久は遠叙久、又は多自呂久などの叙久、自呂久などと同義にて、進み競ひて追はれる鬼の後退去しつるなり、古事記に、此を悉逃返也と有り、(然れば、斯理叙久、遠叙久は、後退、遠退なり、若て斯理叙久は進の反なり、遠叙久は近著の對なる事、人の知れる如し)○用レ桃避レ鬼の鬼は、私記に、避レ鬼を於爾乎不世久と有り、故、此は、上に有二八色雷公一と云ひ、又、雷等皆起追來、又、雷等皆退走矣と云へる、其を承けて鬼とは云へるなり、此を以て上に云へる如く、此鬼と雷とは一物にて、天鳴雷神などとは甚く異なる者にて黃泉國の鬼物の猛く嚴きを云ふ稱なるを知るべし、和名抄に、鬼和名於爾、或說云隱字音、於爾訛也、鬼物隱而不レ欲レ顯レ形、故俗呼曰レ隱也と有れども、此或說は甚々信用難かり、其は景行天皇御紀に、山有二邪神一、郊有二姦鬼一と記させ給ひ、孝德天皇御紀に、天災地妖鬼誅人伐と云ふ語などの有るは古より、於邇と云ふ語の有るを以てなり、名義抄に、鬼字に於爾と有るは更にも云はず、又字鏡集其に、神にも於爾の訓あり、又、魔を許々女とも於爾とも訓み、又、和名本草、和名抄等に續斷を和名於仁乃夜加良、貫衆を和名於邇和良非など云へる、總て稱呼は、甚々上れる世より號りた

る者にしあれば、遙かに後に渡り來る字音などを待つべからざる事固よりなれば、右の或說は、信び難き者なりかし、（隱は於乎の音なり、漢字三音考に出でたる如く、蘭を良道、紫苑を志於通と云例も有れば、隱の音を轉じて於爾と云ふは、常の事にて珍らしからざれども、鬼は然る義ならず）傳八にも註せるが如く、於爾は大去などの義なるべし、其は道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守、日之守爾守奉齋奉と有りて、鬼物の本處は固より黃泉國にて、其國より出で來りて、世に禍害を爲し行はむとするを、在らゆる神等の防禦ぎ守護らせ給ふが故に、其勢を逞しくする事能はずして、彼處に逐はれ、此所に迫られて、行く所なきが如くなるを、八百萬千萬人の中には、如何に爲てか故有りて神等の御守を離るゝ事ある、其家に附け入りて其災は爲す中にも、神等の御稜威を畏み奉りて、或は散らけ、或は疎りて鬼類の棲むべき常處なき事なり、然れば於爾は、大去、又は大逃の義として、實に叶ふべくや有らむ、（其祈年月次等御門神詞には、疎夫留物と有りて、右の如く逃疎る由を以て名とするをも思ふべし、其事共は已く祝詞講義に註せれば、此には唯少か云ふのみなり、漢籍にも氣伸者爲伸、屈者爲鬼と云へり）偖、桃を用ゐて鬼を避く、其事の大なるは、十二月晦日に行はせ給ふ追儺の御式是なり、其は道饗祭詞講義に說きたるが如く、其祭より出でたる御式なれば、其祭と共に上古より行はれ來つる事にて、此大桃樹の故事に起れる者なり、又傳六及び下にも註せる中務省式に、凡年終行儺者云々、以桃弓葦矢桃杖頒充儺人と有るを、儀式追儺儀に、陰陽寮官人率齋部等候承明門外、以桃弓葦矢桃杖頒充儺人云々、訖、陰陽師進讀祭文、其詞曰、今年今月今日今時云々、大宮內爾、神祇官宮主能伊波比奉里敬奉留、天地能諸御神等波平久、

於太比爾、伊豆佐布倍志登申、事別天詔久、穢久悪伎疫鬼能、所々村々爾蔵里隠布留乎波、千里之外、四方之堺、東方陸奥、西方遠値嘉、南方土左、北方佐渡乎里乎知能所乎、奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜氏、五色寶物海山能種々味物乎給氏罷賜、移賜布、所々方々爾、急爾罷往登追給爾(ヤラヒタマフニ)、挾二姧心一氐留里加久良波、大儺公小儺公持二五兵一氐、追走刑殺(ヤラヒツケツミトヒコロサム)曾登詔訖云々、持二桃弓葦矢桃杖碎瓦一云々、驅二宮中一出レ自二十二門一付二京職一と有る是なり、(此詞、陰陽寮式、又、朝野群載等にも出でたり、右の罷往登追給爾を、式には罷往登追給登詔爾と見え、又、追走刑殺の下に、式には物字有り、右に云へる大儺公小儺公は、儀式に、儺長大舍人著二方相面緋衣皂裳一小儺令良著二紺布衣緋末額一と云へる其なり、其方相は周禮註に敺二疫癘一之鬼也と有る其形を擬びたるにて、此は漢家の故事を混合(ヒトツニ)せるならむと思ひしを、後に四季物語を見れば、此儺追はせ給ふ事も侍れど、別て我御國には、神武天皇の六年の春より物し給ふ御事にて、甚じき御例なりと有れば、彼にも傳はり、此は本より我古傳なるものなり、追を夜良比と訓めるは、河海抄紅葉賀卷に追儺とは、除夜に儺を追(ヤラ)ふ事なり、鬼逐と云ふ追字を夜良布と訓むなり、又儺一字をも、鬼夜良比と訓むなりと有るに依れり、又、太秦牛祭も此より出でたる者にて、其源は皆道饗祭より出でたりしものなる事、傳八卷に云へり、躬恒集に十二月晦日の夜、儺の鬼を、「鬼すらも都の内と蓑笠を、脱てや今夕人に見ゆらむ」此れ即ち桃を用ひて鬼を避くる事の甚著明き者にて、河海抄に、始レ自二禁中一迄二于何家一行レ之と有るは、天下一般の風俗なりしが故に、此にも緣(コトノヨシ)也と書して、其始を問されたる者なり、然るを公事根源抄、年中行事秘抄などに、此追儺を慶雲二年十二月に始まれる由に記させ給へるは、諾ひ難し、養老に奏上れる此御紀に、僅に十餘年以前のことを以て、其緣

也と書せらるまじく、且つ其道饗祭詞に高天之原爾事始氐皇御孫之命止稱辭竟奉と有を如何に見させたりけむ、此に投二其枝一と云ふは、桃梧にて、其に依りて成り坐せる神は岐神に坐すを、此に就きて其祭に久那斗神を主として被レ祭る故實なる事をだに知られむには、追儺の起原も亦此に在りと思ひ知らるべくなむ有りける、但し其祭文には、陰陽師の言ひ加へたるなども有りて、全き古文には非ざれども、其趣意に至りては、凡人の得しも思ひ得て定むべき事ならぬ節々の多在るは、古より傳へ來れる文を本と爲るが故なる事、云ふも更なり、〔漢土に於ても、此用レ桃避レ鬼の法有り、此は大巳貴、少彥名二神の、彼土に其戎を馭めに往き坐しゝ時に、行ひ始め給へりしことの傳はれるにぞ有るべき、通證に、鼠璞曰、風俗通曰、黃帝書稱、上古之時、有二兄弟二人一、茶與レ鬱用二度朔山桃樹一以制二百鬼一、於レ是縣官以二臘除一飾二桃人一、垂二葦索一、歲時記、桃者五行之精、厭二邪氣一、制二百鬼一、本草經曰、梟桃在レ樹不レ落、殺二百鬼一、謂二之仙木一、山海經曰、東海度索山有二大桃樹一、蟠屈三千里、其東北曰二鬼門一、萬鬼出入也、有二二神一、曰二神茶一、曰二鬱壘一、黃帝象レ之立二桃枝於戶一、淮南子曰、羿死二於桃棓一、註云、棓大杖、以レ擊二殺煞羿一、由レ是鬼畏レ桃、今人以二桃梗一作レ代、歲旦植レ門以辟レ鬼、漢禮儀志曰、代有レ所レ尚、周人木德以レ桃爲レ梗、言二氣相梗一、梗更也、挿二桃枝於戶一、童子不レ畏而鬼畏レ之、桃之制レ鬼、見二傳記一者不レ一、而六經亦自可レ考、檀弓曰、君臨二臣喪一以二巫祝桃茢一、傳曰、楚人使二公親レ襚一、使下巫以二桃茢一、先祓上レ殯、周禮戎右贊レ牛弭二桃茢一、鄉司農於二喪祝一云、喪祝與レ巫以レ桃厲、執レ戈在二王前一、以レ桃茇除、雖二聖人一不レ廢レ例、以二巫家之說一而鄙レ之可乎と有り、右の風俗通に、以二臘除一飾二桃人一、垂二葦索一は、此に云ふ追儺の事なり、黃帝象レ之立二桃枝於戶一は、其鬼門を守る神茶鬱壘の二神に象れるにて、其二神は、道饗祭に謂はゆる八衢

比古、八衢比賣神と、久那斗神、とを云ふなる可し、然その桃枝を尸に立つるは、其を神體として齋く由なり、師翁の三五本國考に考へ記されたるが如く、黄帝と云ひしも皇國の神人にて坐せば彼に出興(イデマシ)し給へる間、此の古禮を行ひ給へりし者なり、然るを漢禮儀志に、周人木德云々など云へるは黄帝の故事を掠め取りて、周人の狡情(サカシラ)せしものと見ゆれば、同日にして論ふべき事には非ざるなり、物理小識といふに、甄異錄曰、鬼畏二東南桃枝一、故人取二桃針一以塡二宅と云ふ事も見えたり、鬼の桃を畏む事、右の如くなるを、其何に依ると云ふ事を知らざるは、神代の古傳の全く傳はらぬが故なり、憐むべき事にこそ有りけれ）○古事記には、右の此用レ桃避レ鬼之縁也と云ふ語なくして、爾伊邪那岐命告二桃子一、汝如レ助レ吾、於二葦原中國一、所レ有宇都志伎靑人草之落二苦瀨一而患惚時、可レ助告、賜レ名號二意富加牟豆美命一と有は、甚々愛たき古傳なり、此に說きて其妙處を曉すべし、其告二桃子一は、其大桃樹の神靈に宣へるにて、上に待擊者悉逃返也と見えたる如く、其鬼を避き逐ふ事の餘りに神速なるが故に、此には正しく神靈を備へたる事を所レ知食させ給へるが故に、然る詔勅は有りしなり、其此迄に生ひ出でし蒲子も笋も、其雷等の撥食み拔食みなど爲し、唯暫時の間こそは其を抑留(オサヘトヾ)めたりけれ、其も食み畢りては、復追ひ來る事、猶本の如くなりけるを、此に至りては、唯三箇許の少かなるに恐懼(オソレ)て逃げ還れるが、神とも神と甚靈しく奇しく有りし故に、御言を詔せさせ給へる者なり、此に就きて思ふに、伊弉冉尊は固より下津國を所レ知食すべき所由有りて入り坐せる故に、彼國にても、黄泉津大神と申し奉る許に、御勢坐せるを、却りて伊弉諾尊は然る雷等に窘められ給へる事狀を考ふるに、到らせ給ふまじき處に到り坐せるが故に、彼有下預二修-造天地一之功上と有る皇祖天神も預給はざりけらし、偖、其桃は比良坂の坂本にて、

顯國の界に在りし木なりければ、此樹下に還り坐しゝ時に、復天神の御靈の相殖はらせ給ふ始めなる故に、桃子にも然る奇しき神靈は備はりけらし、其は其枝を投げ棄て給へるに岐神は成り坐して、意富加牟豆美命にも、岐神にも、其大樹はしも、御祖に坐すに心を著くべき事なり。然るは、其意富加牟豆美命を通證に、大神實也、都助語と云へる如くなるべきかと思ふに、然るに非ず、大神留にて、其神留は、祝詞に、高天原爾神留坐の留是なり、然れば諸の大神等の神留坐して、助け奉らせ給へるに依りて名とは成れるが、此伊弉諾大神より、然か大神と稱へ奉らせ給ふ神は、皇祖大神を除きては有るまじき理なるを思ふべし、然れば此大桃樹に天神の御靈の相殖はして、斯る神威の備有る事を御心著せ給ひて其名を賜へる事を曉るべし、其は春秋左氏傳昭八年の下に、石言二于晉魏楡一、晉侯問二于師曠一曰、石何故言、對曰、石不レ能レ言、或憑焉と有るを、杜注に、有二精神一憑二依石一而言と有る、其等は妖鬼の憑依りて言語を令レ爲るにて、我皇典に、磐根樹立草之片葉も言語せるに同じ事なり、妖鬼だに斯るを況て皇祖大神の大御靈の依憑らせ給ひて、助け奉らせ給ふ計の事の、如何でかは出來ざらむ）可レ助レ者は、下に可レ助と宣はむ序なり、記傳六（二十四丁）に「即ち今此桃子を以て、追り追來し者共を撃退けて、難も免れ給ふ故に詔ふなり」と有るが如し、葦原中國は、後に說くべし、宇都志伎靑人草、第十一ノ一書に顯見蒼生と有り、其說も亦後に註すべし、苦瀨は、記傳六（二十五丁）に「宇伎勢と訓むべし、此勢に竪橫有り、竪とは時なり、長く經行く間に、人に逢ふ時を指して逢勢と云ふ、此餘も同じ、橫とは處なり、川瀨など是なり、其は上より下迄長き流の間に、濟る處を指して瀨と云ふ、渡瀨是なり、偖、川は淺き處を撰びて渡る者なれば、渡瀨は必ず淺き處なり、故、其より轉りて必ず渡る所ならねども、淺き處を

も瀬とは云ふなり、又甚く後の事なれども、西行が歌に此處を勢に爲む、と云へるも、此處を其處とせむと云ふ意なり、此の苦瀬は苦患事に當れるを云ひて、縱橫に亙れり（取意）と有る、縱橫は苦しき時と、苦しき處との二つに亙れりと云事なるなり、落は、記傳六（二十六丁）に、「落は沈と同じ、凡て內きに行くを、落とも、沈ともいひ、吉に行くを上るとも、浮むとも云へり」と有るにて明らかなる者なり、（右の苦瀬などの勢は、其縱橫に亙りて、時と處とを云ふ、其言義は、勢は狹にて、其より外に時もなく、處も無き迄に指當りて、事の迫れるを云ふなり、傳八卷に云へり、考へ合はすべし、偖又、右の落を沈と說かれたるは、後の歌詞などに「憂に沈む」と詠める是なり、上に浮むは、桐壺卷に、「初より我はと思ひ上り給へる御方々は云々」又、歌に、「身を捨てゝこそ浮む勢も有れ」と詠めるなど是なり）患惚は、記傳六（二十六丁）に、「火遠理命段に惚苦と有り、彼も此も久留志牟と訓むべし、天智天皇十年御紀童謠に、「憂俱流之衞云々、阿例播俱流之衞と訓めり」と有るが如し、可レ助は、同書（同丁）に、多須郁氏余と訓むべし、上の如レ助レ吾を此へ係けて見るべし、今吾を助けしが如くに可レ助と云ふ事なり、桃の後世迄鬼魅を避くるは、此大御詔に依れり、漢籍にしも、桃の然る功能の有るを此彼に記せるを以て見れば、御國のみならず外國の末迄も、此大神の大御詔の驗有る事知られて甚尊し」と云はれたり、此如レ助レ吾、可レ助の御事と同じきは、上に引ける鎭火祭詞に、火乎生給氏、御保止乎所燒坐支云々、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氏來奴止宣氏返坐氏、更生レ子、水神、匏、川菜、埴山姬、四種物乎生給氏、此能心惡子乃心荒比曾波、水神、匏、埴山姬、川菜乎持氏鎭奉禮止事教悟給支と有る是なり、此れも火を生み給ひて、甚く悩ませ給へるが、右の四種の物を生み給ひ、其れを用ひ給へるに依りて

其悶熱しき御病の直り給へるを以て、在らゆる人草の家にも、身にも、失火火燒の災有らむには、水神は匏、土神は川菜を以て如レ助レ吾、可レ助と事教へ悟させ給へる者なり、右等の事共に依りて、桃の惡鬼を避ぎ、匏、川菜の火燒を治すなどの一二を以ても、天下に在らゆる金石草木の、物毎に別なる功驗の有るは、皆國生坐し〻二大神の大御命などに依りけむ事、餘は推准へて明らむべし、(其は本草和名に、石斛、和名須久奈比古乃久須禰、又、飛廉草、和名布保々天久佐といふ類は、僅かに少彥名命、彥火々出見尊の、その功能を始めて知食し初めさせ給へるに依りて、石斛を以波久須利、飛廉草を曾々木と云ふ名の外に、神の御名を殊に負はせたるなり、此に依りて觀る時は、凡て金石草木の名共は、二柱御祖神の始めて定めさせ給へる事、灼然し、然か其稱呼を命給へるに就きても、其能毒を分け辨へさせ給ひての上なる事、申すも更なり)賜レ名號二意富加牟豆美命一は、大神留命と云ふ名を賜へるなり、其は皇祖天神の御靈依憑て、其實は、右の如く、僅かに三箇を以て、八雷神と共に副へる千五百之黃泉軍を追ひ返し、其枝は、其雷等を此より以還へ不敢來と宣へる、其驗の眼前に在りし事なれば、其實に耳號けさせ給へるには非ざるべく、桃樹の全てに亙れる名なる事決し、記傳には士淸が說を信ひて、大神之實と註されたれども、之に通ふ都には非ずて、濁音の豆を書かれたるに就きて、別意を求むべき所なること、灼然き者なり、掛まくも恐き伊弉諾大神すらに、如此く窘められ給へるを、其桃に如何程に天性に鬼を避くべき功能を備へたりとて、其力限り有るべき事なるを皇祖天神の御靈の神積り御在し坐しし木實なりつるが故に、易々と其鬼を逐ひ返させ給へりし者なれば、實に大神留の樹にて甚々神々しく有りし者なりけり、此を祖木にして蕃息れる者なるが故に、又自然に鬼を避くの德有りて、千里の外に

も其功驗を見はし、萬世の後迄も其幸違はざる事になむ有りける、(上に引ける記傳に、)御國耳ならず、外國の末迄も、此大神の大御命の驗有りける事知れて、甚尊し(と珍らしげに云はれたれども、其は上に葦原中國と有るを、唯大御國の號と心得られたるからの事なり、後に云へる如く、上に葦原と云ひても、瑞穗國と續くる時は素より大御國の號なる事、今云ふ限りには非ざるを、葦原中國と云ふは、高天原に對へて大地萬國を云へるなれば、此に宣へるも、其大地萬國の事なれば、西戎の國耳に限らず、東南北の蠻夷の末迄も同じかりぬべき筈の事なる者をや、)偖伊弉諾大神の、御身自然る禍事に遇はせ給ひても、於二葦原中國一所レ有宇都志伎青人草之、落二苦瀬一而患惚時、可レ助と宣給ひ、伊弉冉大神の、御身自ら火燒の災に罹らせ給ひても、吾名妖命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氐來奴止宣氐返坐氐更生レ子云々、水神、匏、埴山媛、川菜乎持氐鎭奉禮止事教悟給支と有て、何れも然る己尊の御上の苦瀬とありは、國土人民の苦瀬に落ちて、患惚まむ事を神心に係けさせ給へるなむ、尊しとも尊しとも云はむ言も絶えて出來ざるを、此に就きて思ふに、二柱御祖神の、此生み成し坐しゝ大地に天地の氣相絪縕して生り出づる物は、土石なり、草木なり、活物なり、食物に充つべく、衣服に備ふべく、居室に用ふべき料なり、其餘は藥物と成りて、人類の疾病を治むべく物せさせ給へるものにして、國の草根、木の浮莖に至る迄に、一として國土人民の爲に設けて、無用なるなむ有るべからざりける、其神事の著明きを、少か顯はし申さば、東南の暖地に生るゝ者には、其暖氣に依りて自然に蛔蟲を愁ふる者多在り、所以に其海に產出る鷓胡菜尤も功能有り、西北の寒國に住める者には、其寒氣に染附られて疝氣を病む者、自然に少なからざるなり、是を以て、其山には多く烏頭附子の類生ひて、其佳き事云ふに絶えたり、人は

如何にとも心著かずてや有りけむ、藥物を海外なる國に求めて、我天賦の神物を廢らし捨つる事よ、二柱御祖神の如レ此迄に顯見蒼生の爲に御心を配り置かせ給ふ御恩頼を、蔑如し奉ると云ふ者ならずや、（然れば、今しも人の病を治め、苦瀬に落ちて苦しむを助くとならば、如レ此く其地方に在る產物を以て治めむに、事は闕くまじきを、可惜草根木皮を廢らし棄つる耳ならず、種々の珍寶をさへに外國に渡して藥物に交易らるゝなどは甚々國の衰微と成る事なるを、然る心著の無きこそ氣疎き事なりけれ、斯る云甲斐なき弱みを見拔かれたる故に、近き年頃と成りては、東夷北狄など、年々に許多の船を寄せて、頻に交易々々と乞ひ申す事の累り行きて、如何に成り竟る世中ぞ、と心苦しき物思なむ絶えざりけるを切ての心遣に、如レ此書し置くを、千載の後に我と等しき人も有らば、雲上迄も聞え上げ奉りて、神隨なる大御國風に立ち返りて、天照神の大御勢を以て治め給ひて、然る犬戎を屠煞して、本の浦安國と成りなむ時を期れよかし）故、草木の名共を考ふるに、和名抄に、朮を乎介良と云へるは、招有の義なり、天武天皇十四年御紀に、招魂の日に獻ニ白朮煎一と有るを以て知るべし．牛扁を太和末知久佐と云ふは、忽草にて、痢病を治するに速效有る名なり、鷗胡菜を麻久利と云ふは蛔蟲を逐捲立る謂なり、龍膽を衣夜美久佐とは、疫病草なり通草を阿介比加都良と云へるは、開樋葛なるべし、此草能く水を通はす功能有るを以て見れば、膀胱を古に樋とも云ひしなりけり、梅を宇米と云ふは、產婦の好む者にして．又催生に功有り、此を以て號けたるなるべく、式なる山城國葛野郡梅宮坐神四座（並名神、大、月次、新嘗）に、平產を祈るも、其謂ある事、天孫降臨章に就きて云ふを待つべし．如レ此く草木の名共の、各其功能を以て定りたるは右の意富加牟豆美命の、例に其名を賜へるも必ず有りぬ可く、又或は

形に依り、花に依り、實に依り、其狀に隨ひて、各異なる名の有るも、其々に稟賦に有てる功能の有るは其始め二柱の御祖神の定めさせ給へるなる事、上件に云へる事共を合はせ考へて曉るべし。(然は上に本文を擧げて云へるが如く二柱御祖神の物せさせ給へる事共は、皆顯見蒼生の爲なる御旨を思はゞ著かりなむ。其鎭火祭詞なるには、顯見蒼生と出だして、顯にこそ宣はざりけれ、吾名妹命能所知食上津國爾と有るからは、云はずして然か聞き取らるゝはや)

○投二其枝一の共は、上に道邊有二大桃樹一とある其を指したる者なり、其は伊弉諾尊隱二其樹下一と有りて、次に因採二其實一と云ひ、乃投二其枝一と云へる因(ヨリテ)と乃(スナハチ)とは其樹に就きて云へるを思ふべし、乃字を、字書に、或爲二繼事之辭一と云へる是なり、然れば、大桃樹の立てる其樹下に隱らし御在し坐して、其實を採りて飛礫の如く擲げ給ひしかば、雷等は皆悉に退走(ニゲカヘ)れるを、猶其枝を引き折りて、其を楉(ツヱ)となして投げさせ給へるにて、凡ての次第甚著々(ツキヾ)しく聞ゆるは岐神の正說は、此に勝たる者無ければなるぞかし、(上に云へる追儺には必ず桃弓桃枝を用ふる古式を考ふべく、又、其は道饗祭と同じ一統なる者とだに心著きたらむには、更に疑を入るべき所とては無き筈なり)其は第六ノ一書には、故便以二千人所レ引磐石一塞二其坂路一、與二伊弉冉尊一相向立而遂建二絕妻之誓一云々の次に、因曰二自レ此莫レ過、即投二其杖一、是謂二岐神一也と有れども、岐神は御妹妹の間を断ちて、伊弉冉尊を遮ぐ神には非ず、道饗祭詞に、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無氐、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉禮と有るが如く、彼國の鬼等を遮ぐ神に坐せば、文の錯亂なる事、愈々以て知らるゝなり、又、因曰と承けたるも、上に其因る由無ければ旁其謂れ無きは其も此と同じく大桃樹に係けて云へるならむを、其には其實の事を傳へ漏せる故に、右のごとく不意

き狀にに成れるならむかし、又、古事記には、上に云へる如く、桃實の事は實に委曲にして不レ足ぬ所無く傳へたり、然れども、此の如く引續きて桃枝の事を云はざるは、上に疵有る心ちして、甚遺憾しき事にて、遙かに其より下に至りて、御禊段なる種々の物共を投げて棄給へる最初に、故於二投棄御杖一所レ成神名衝立船戸神と有れども、其時のは御身に著ける其穢れたりし者共を脱ぎ棄てさせ給へるにて、謂はゆる解除なるを、此にて其御杖を投げさせ給へるは、彼八雷神、又、千五百之黃泉軍を避がせ給はむとての御事なれば、其も同じく僻傳なるを、此一書耳獨り其處を得て、實に正しくなむ有りける、(舊事紀には、此一書を取りて文を成せるに、伊弉冊尊親自(ミヅカラ)最後追二來于泉津平坂一之時、伊弉諾尊乃投二其杖一曰、自レ此以還雷軍不二敢來一矣、伊弉冊尊復於二泉津平坂一、以二千人所レ引磐石一塞二其坂路一云々と有りて、桃の事に續けたるは佳けれども、伊弉冊尊に杖を投げ給へる如く見え、又、伊弉冊尊を雷と云へる如く聞えて如何なり、其上、第六ノ一書を取りて又、千五百人必生也の下にも、即投二其杖一云々といひ、御禊段には、古事記を取りて、故於二投棄御杖一云々と云ひて、何れを其とも捕へ所なく書せるも、記者に其を正すべき神眼の無かりし故なり、又憐れむべき事なり)○自レ此は、第六ノ一書にも、曰二自レ此莫一レ過、即投二其杖一と有るが如く、此字は、投二其杖一の處を界として、此所よりの義なるなり、然れば此(コヽ)は此所の意なり、尚傳八見るべし、○以還は、許那多爾と訓むべし、其杖を標(シルシ)として其界内を云ふなり、萬葉三(四十四丁)に、此方彼方毛、君之隨意、九(三十六丁)に處女墓、中爾造置、壯士墓、此方彼方爾云々と有る此方(コナタ)是なり、(然れば其標と爲る杖を中として、其雷の方を彼方に爲る意なる事、此歌以て曉るべし)○不敢來(クナ)は、下に此本號(モトノミナヲ)曰二來名戸之祖神一と有るに係け合はせて、久那と訓むべき所なるなり、第

六、一書に莫過と有ると同じ所なるを思ふべし、其由、傳八に云へり、借、此に雷者不敢來と有るは、殊に委しき者にて、右に引ける道饗祭詞に、根國底國與理麁備疎備來物と云ふに亦合へり、其は上に云へる如く、其雷と云へるは鬼の事なるを、祝詞には唯物と云へるなり、其は祈年祭詞には踈夫留物と云ひ、後に註へる天孫降臨章に邪鬼と有るを、私記に安之岐毛乃と訓み、又、推古天皇十六年御紀に、含靈を豫美都母能、又、豫母都母能と訓めるは、其字には當らざれども、鬼は黃泉國の者なれば、然る意にて云へる古言の有りしなるべし、常陸風土記に、天地權輿草木言語之時、自天降來神名稱普都大神、巡行葦原中津之國、和平山河荒梗之類、と有は右の神代紀の邪鬼を云ふなり、又後に鳥獸昆蟲之災異の下にも註せる大同類聚方に、少彦名命乃美古登仁、阿旨解主邪云々者、邪氣比乃門止掌剖と有りて、次に阿志計乃毛能乃、宇奈自豫奈、母登須治仁伊當剖夫、阿萬神九美烏甸仁、比踏之和差奈志と有るは、其惡氣の物の、身中に犯し入る狀を宣へるなり、若て末に其に應へて、母能乃解者、萬自故俚介太毛乃々解、多訶可味乃介と三條に別たせ給へる、其始に萬自故俚と有るは、道饗祭詞に根國底國與理麁備疎備來物爾、相率相口會と云へる是なり、介太毛乃々解は、古事記(白檮原宮段)に、大熊彷彿出入卽失、爾神倭伊波禮毘古命倏忽遠延、及御軍皆遠延而伏と有る類を云ひ、多訶可美乃介とは、景行天皇御紀に、日本武尊至膽吹山、山神化大蛇當道、云々、失意如醉と見えたる如きを云ふなり、此等を共に母能々解の中に收る事は、其も是も皆正しき神の成し給ふ事に非ず、皆鬼物の令然るなればなり、(源氏物語に多く母能々介と出でたるは、右の萬自故俚の類なるを云へり、又略きて唯に介と耳も云へりしにや、後撰集戀五に、一條が許に甚なむ難しきと云に遣りたりければ、鬼の書を書きて遣るとて、一

倍、戀しくは影をだに見て慰めよ、我が打解けて忍ぶ顔なり」返し、伊勢」影見れば甚々心ぞ惑はるゝ、近からぬ倍の疎きなりけり」と有るを以て知るべし、漢籍に物怪と云ふ熟字の有るに、母能々介に能く當れり、通鑑に、漢書武帝記、物鬼變化、郊祀志、能使レ物郤レ老、如淳曰、物謂二鬼物一也、史記、舍人惟之、以爲二物而伺一之、註惟物也と書せり、猶傳六巻に云へる時置師神の傳をも」此に合はせ考ふべきなり）又、萬葉に多く鬼の字を母能と訓める中に、今思ひ出づるを一二擧げて云はゞ、四(四十一)に、妹似相武登言義之鬼尾、十一(二十丁)に、君之手枕、觸義之鬼尾、又(三十二丁)一日見之、兒爾應戀鬼香、又(三十四丁)不相鬼故、瀧毛響動爾、又(三十九丁)思亂而、可死鬼乎、又(四十一丁)情者妹爾、因西鬼乎、十二(十二丁)に、吾者五十日手寸、應忘鬼尾、又(十六丁)引見縱見、緣西鬼乎、など猶有るべし、此等は唯假字に用ゐるなれども、古に鬼を母能と云ひし事を知るに足れり、又、其十三(九丁)には、相見天者社、吾戀八鬼目と、鬼字を麻の假字に用ひたり、又、姓氏錄未定雜姓に、新家首、汙麻斯鬼命之後と有るは、宇麻志摩治命なるを、其摩に代へて鬼の字を用ひたるにて、其例二有り、其は字鏡集、名義抄などに、魔字を於邇とも、許々女とも訓める、その魔の字音を取りて、鬼字の訓とするが如くなれども、然らず、枉の切れる如き言なりけり、記傳十三(四十六丁)に、「世は麻賀事の切れる由に注されたるは、叢睉しけれども、其引れたる萬葉五(三十七丁)に、靈剋、内限者、平氣久、安久母阿良牟遠、事母無、裳無母阿良牟遠と云ひて、下に種々の憂事を云へれば、此裳無の裳は、決く枉の意にて、右の鬼に當れる事、云ふも更なり、其十五(二十五丁)に、和多都美能、可之故伎美知乎云々、伊麻太爾母、毛奈久由可牟登、又(二十九丁)多婢爾之毛、母奈久波也許登、と有るも、皆其意なる者なり、九

(三十六丁)に、新裳之如毛、哭泣鶴鴨、と有るは、如二新喪一と云ふ義なれば、有とは異なりながら、喪も同意なり、又、伊勢物語に「昔縣へ行く人に、馬の餞せむとて、云々、出でて行く君が爲にと脱ぎつれば、我さへ裳なく成りにける哉」と有も裳無くと云ふ意心を詠めるなり、下に考へ合すべし然れば、右の雷を於邇とも、母能とも、麻とも云へるを、景行天皇四十年御紀に、二所出でたる姦鬼を、加多麻志母能と訓み、欽明天皇五年御紀に、鬼魅を於邇、魅鬼を於邇、又志許賣と訓み、又、齊明天皇七年御紀に鬼と有れば古言の有りけむを、於邇は隱の字音に近く、麻は魔の字音に同じきが故に、吾輩古を學ぶ徒など、其正しをだに聢と得物せずして此を棄つるを見識高げに云ひ思ふこそ、甚々氣疎き事なりけれ、其は右に引ける道饗祭詞と其同じ事を、御門祭詞に四方四角與利疎備荒備來武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、相麻自許利相口會事無久云々と有るも能く通ゆる者なり、然るは其鬼はしも、此國土に出でては、枉津日神の御治めを仰ぐ者なる故に、其鬼物の殃を爲すを、其主宰の神に係けて云へる耳こそ有りけれ、其實は彼物の所爲なる事、傳八に註せるを見て曉るべし、(右の如く皇國にて母能々介と云ふを、西戎に物怪と云ひて其意味同じく、此方にて於邇と云へるを、彼方にも隱字有りて其義合ひ、又、此にて鬼を麻と云へるを、彼にて魔字有りて其物同じきなど、同じ一聯の大地の内にて有る事なれば、斯る事共猶幾許も有ぬべき筈の事なり、心狹く思ひ取る事勿れ、然れども、魔字は本佛語に出でたる事なり、さるは大寶積經音義に、魔是梵語略也、正梵音魔羅唐、云力也、卽佗化自在天中魔王波旬之異名也、與修二出世法一者作二留難一事、名云二魔羅一など、其外にも物に多く見えたり、右の如く、麻は梵語なるを、西戎にて其音を譯す時に、摩字を用ひたりしを、梁武帝摩、作レ魔と云ふこと、補行記に

有りと、師は云はれたり、彼の印土にて、天を曾良、長を邦賀、名を那、上下を宇波斯多など云へるは、皇國の言と相も異らざれば、此方の古書の鬼を、彼にて魔と云へる如きも、何どか勿らざらむ）○是謂岐神は、傳八に云へり

○其本名とは、岐神と申すよりは、其始めて號け給へる御名を、別に在りと申せるなり、神武天皇御紀に、大磐余之地、舊名片居、亦曰片立と有る舊名と一事なり、猶應神天皇御紀に、大神本名云々、太子元名云々など云ふ事も出でたり、（神名式にも、攝津國住吉郡大海神社の下に、元津守氏人神と有るも、元名の義なり、其は隱岐國知夫郡海神社の下に、元名和多須神と有るを以て知るべし、但し其を由良比女神社の下に有るは誤なり、借、此に本名云々と有るからは、岐神と申すは、後に稱す御名と云ふ事なるが、信に然こそ有りけめと所思る事は、第六一書に、因曰自此莫過云々、又此に、自此以還雷不敢來と有るが如く、伊奘諾大神の雷等を抑制めさせ給ふ御言の驗有りて成り坐せる神に坐せば、此に來名戸之祖神と見え、道饗祭詞に久那斗神と見えたる、其に其本の謂れに依りて、舊き御名なる事知られたり、然るを、此時の由を以て、道路を守り給ふ神と定め坐せる、其より岐神とは御名に負はせさせ給へるにて來勿と經勿と其義は相も異らざる者から、其前後ある事を明して、其伊奘諾大神の事實を慥にせんとする撰者の用意にして、感くるに餘有る事なりかし、（其は此の文、是謂來名戸之祖神、亦號曰岐神焉と有るべき所なれども、其にては上の不敢來を久那などとは得訓むまじく、若くては其成り坐せる由緒も、詳らかに知れ難き故に、事の意を明さむために、如此く物せられたる者にして、漢文に成されて有りとは云ふ者の、古語を重みする事如此し）

○來名戸之祖神の、來名戸は岐と同じき事、傳八卷岐神の下に云へり、借其祖神は、古史徵に「此を今本に意富遲無

迦微と訓めるは借字にて、實は佐閇能迦微と云ふに假りて書かれたるなり、其は漢籍に、途の神を道祖と云ふよりの事にて、和名抄に、道祖、風俗通云、共工氏之子、好ニ遠遊一、故其死後以爲レ祖、和名佐倍乃加美、と有る意にて書かれたる者なり」と云はれしは、實に然る事なり、(康熙字典に、祭ニ道神一曰レ祖、祖者徂也、詩大雅出、祖註、祖將レ行犯レ軷之祭也と見えたる、其字なるなり)菅家名義抄にも道祖神と有りて、其訓和名抄に同じく、口訣、宴蹟などに、岐神(フナドノカミ)を道祖神(サヘノカミ)と註されたり、然るに、其道祖を布那斗とも訓むべきも有り、姓氏錄(右京、諸蕃下)に道祖史(フナドノフヒト)と有るは、孝德天皇白雉四年御紀に、鞍魚戸直(アナノマタヘ)と有ると同族と聞ゆれば、布那斗と訓むより外なく、又續紀二十卷に出でたる道祖王(フナドノミコ)の御名なども、元は其道祖神を祭れる其地名に依れるにて、其岐神の名に本著(モトヅ)けるなれば、古に道祖を布那斗とも訓みたりし者なりけり、春日社記に見えたる道祖神を、小社記に、船戸明神所謂道祖神とも云り、(歴朝詔詞解第二十詔の下に、「道祖王を布那斗と訓むべし、先づ古事記に衝戸神と有るを、書紀には岐神と有りて、口訣、宴蹟などに、此を道祖神と註せられたり、道祖の字は、漢國の名を以て當てたるにて、實に衝戸神に當れり、然れば、古よりこの神名の布那斗を、道祖とも書きたりしなり、和名抄には別に擧げて、道祖神とは佐倍乃加美と記せれども、岐神と同じ事なり、此は如何なる由にて負ひけるか知らねども、若くは地名ならむか」といはれたり、予、安政三年の十月許、大和國高市人北浦定政を訪ひけるに、延久二年の奥書ある興福寺雜役免帳を見せたるに、添上郡道祖村と記せり、定政に聞くに、平城よりは南一里許に、今も然る村名有りと云へり、此に於て、船戸王は其地名に取れる御名なる事を知り、又、其地は宮城四隅の一なるにて、道饗祭を被レ行し饗土なる事を知れり、其は今の平城の南の古京の巽隅に

當ればなり。又、下に注せる贈岡山も道祖岡か、偖、その祖神と申す事は、傳八に已に委曲に註せるがごとく、第六ノ一書に故使便以二千人所引磐石一塞二其坂路一云々、所レ塞磐石、是謂二泉門塞大神一也と見え、道饗祭詞に、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氐、と見えたれば、祖神は塞神の字の義なれば、實に來名戸之祖神と申すべき御名の狀にては有るなり、名義抄に、擁字を佐布とも布佐其とも訓るを思ふに、佐閇能迦微と申して、布佐其又布世其と云ふ義なりけり、遂に後の物ながら、拾芥抄なる問二夕食一歌に、布那斗佐閇夕食之神爾云々と有るも、同じ義なるを思ふべし、臨時祭式蕃客入朝の所に、障神祭云々、右蕃客入レ京前二日、京城四隅爲二障神祭一と記され、各國にて右の道祖神を祀へるを、幸神と訛り云へるも、皆其因る所有りと知るべし、(偖其障神祭を、四時祭式には、道饗祭於二京城四隅一祭とあり、臨時祭式に、宮城四隅疫神祭、若應レ祭二京城四隅一准レ此と有るも、皆同神等の祭なるを、其事の趣に依りて、如レ此く其名稱の異なるなり、又、行幸時祭には、堺祭と云ひ、又、蕃客送レ堺神祭と出でたるも、右に同じ、傳六卷に云へりき)〇神祇令季夏道饗祭義解に、謂卜部等於二京城四隅道上一而祭レ之云々と有り、然るに、和名抄に道神、和名太無介乃加美、道上祭、一云二道神一也と見えたるは一事にて、即ち手向神と云ふ義なり、然るは、道饗と云ふは、義解に、預迎二於路一饗遏と有る意、手向と云ふは、幣を取り向けて祭る意にて、其趣又異ならざる者なり、然れば、三代實錄に、元慶二年五月廿八日癸卯、授二越中國正六位上手向神從五位下一と有りて、神名と成れるも、其手向をする神なるから、自然に神名の如くも成れるにて、道饗神と云はむも亦同じかりぬべし、萬葉十七(四十四丁)に、刀奈美夜麻、多牟氣能可味爾、奴佐麻都里、安我許比能

麻久、と有るは、越中國にての歌なれば、其神なるにや有らむ、其短歌に、多麻保許能美知能可未多知、麻比波勢牟と有るを合はせて、和名抄、名義抄、共に道神（ミチノカミ）と書かれ、太無介乃加美と訓まれたるに寄しき迄能く契合（アヘ）る者なり、（國々に塞神も多在るに、殊に此手向神に神階の事有りしは、如何なる山とも今知るべからざれども、歌にまで如此詠まるゝからは、殊に神々しく御在し坐しゝなるべし、神名式に、射水郡道神社と云ふ有り、礪波郡と相隣なれゝば、其道神社即ち手向神にても有らむか、伊勢集に、「物へ行く人に鬘を遣るとて、偕り來し心も著く玉鬘手向の神に成るぞ嬉しき」拾遺集雜上に、「物へ罷りける人の許に、幣を結び袋に入れて遣はすとて、淺からぬ契り結べる心葉は手向の神ぞ導なりける」、夫木卅六に、「玉衣の手向の神も我如く我思ふ事を思へとぞ思ふ」、又、「別路に就きて物こそ思ほゆれ手向の神も哀れとや見む」、源氏蓬生に、「玉鬘絶えても止めじ行道の手向の神も係けて誓はむ」と有るを細流に「手向神は道祖神を云へり」と註せり）、萬葉十三（三丁）に、葦原笑、水穂之國丹、手向爲跡、天降座兼、五百萬、千萬神之、神代從、云續來在（イヒツギキタル）、甘南備乃、三諸山者、云々、新夜乃好去通牟（サキクカヨハム）、事計、夢爾令見社（ミセコソ）、劔刀、齋祭（イハヒマツレル）神二師座者とある、此歌甚々心得難きを、此は五卷なる好去好來歌の類にて、人の餞別に贈れる趣、其末句に見えたり、此に依りて思ふに、上句は皇御孫尊の御伴神の、御天降坐しゝ事を詠めるが、手向爲跡、天降座兼は、道饗祭の起りを云へるにて、詞に、高天之原爾事始氏、皇御孫之命止稱辭竟奉と有るが如く、其原はしも、皇祖天神の詔命に成れる神事なるを云ふなり、下なる劔刀、齋祭、神二師座者の劔刀は、發語にて、手へ係れる者なり、齋祭は多牟氣祭日流と訓むべし、其は多牟氣といふ事を、七(二十一丁)に齋禮、九(二十九丁)に齋祈とも書けるは、道饗祭

詞に限りて、夜之守、日之守爾、守奉、齋奉禮止云々、天下公民爾至萬氏爾、平久、齋給部止云々、と有る其齋字を直に手向と訓ませて用ひたりし者にて、義訓なる者なり、（然るは、延喜式の中に收られたれども、詞は神代よりの詞なるを、其任に古く記されて有り、又其頃定りて二季に行はれ、又臨時にも行幸には堺神祭、疫病には疫神祭、蕃客入朝には障神祭、旅行には手向祭とて、人も見たり聞きたり常にする事にし有りければ、其詞を本にして、歌にも詠み、字にも書き整へし者なれば、其根源を索ねずては、得まじき所なる者なり）臨時祭式、行幸時祭（若不レ經レ宿、不レ祭）に堺祭有り、又、齋宮式にも、其三時祭、月十五日齋内親王向二離宮一行路之間、有二二處堺祭一（宮東堺外及多氣度會兩郡堺祭レ之、料物色目在レ上）と有るがごとく、天神御子等の幸行に、如レ此く堺神を祭らせ給ふ事なるを始めと爲て庶人と雖も、旅行には必ず堺神に手向を爲る太古の法也、朝野群載廿二卷、國司の任國に赴く國務の條々事、一出二京關一間奉二幣道祖神一事、出レ京後所レ宿之處、密々奉幣道祖神、令三行二願途中平安之由一と有るは、即ち古風を傳へられたる者なりけり、萬葉一（十八丁）幸二于紀伊國一時、川島皇子御作歌に、白波乃、濱松之枝乃手向草、幾代左右二賀、年乃經去良武と有るも、其堺祭をする所の松を詠めるなり、此を九（十三丁）に、白那彌之、濱松之木乃、手酬草と有り、十二（三丁）に、山代、石田杜、心鈍、手向爲在、妹相難、十三（五丁）に、山科之、石田之森之、須馬神爾、奴左取向而、吾者越往、相坂山遠と有るは、右の堺祭の類なり、又、臨時祭式に、蕃客送堺神祭云々、右蕃客入朝、迎二畿内堺一、祭二却送神一、と有るが如く、堺神に幣を取向けて、邪鬼を逐却る古の風儀なる者なり、又、畿内堺十處疫神祭と有るが如く、國堺或は關處などに、手向神とて被レ祭る、其に幣を奠て過ぎ行く故に申す名にて、國に

依りては、關明神とも、關戸明神とも申し、其道饗祭をする所なる故に、饗土と云ふ所も有る由なり、（皇太神宮年中行事記二月十二日條に、饗土ノ二本櫻本經津長ニ參云々と有るは、道饗祭義解に、令四鬼魅自外來者不三敢入二京師一、故預迎二於路一而饗遏也とあると同じ義にて、饗土は、饗所の義なり、次に于レ時權長云々、刀禰祝等引二率宇治岡山路一、饗二行向道祖神一祭禮とあるを思ひ合はすべし、東海道清見寺の西傍に、饗土といふ所有るを、里俗に日本武尊東征の時、御饗を奉りし所なりと云へり、予諾はずして云へらく、此は中古に清見關の有りし時、其手向神に饗しつる處なるが故に、然は云へるなめりと、右の例を引きて曉しき）又、古くより云ひ習はしたるが如く、山の越る所を、峠と書きて多牟氣といふも、然る險しき處にては、手向を爲て過ぐる故の名にて、萬葉三（二十四丁）に、佐保過而、寧樂乃手祭爾、置幣者、妹乎目不離、相見染跡衣、十五（三十一丁）に、加思故美等、能良受安里思乎、美故之治能、多武氣爾多知弖、伊毛我名能里都など有る是なり、右の加思故美等とは、其坂路に幣など手向くるには、殊に忌み愼しむ事なりしなるべし、六（三十六丁）に、手向爲等、恐乃坂爾、幣奉、吾者叙追と有るは、手向爲と恐こむと、彼所とを云ひ係けたるにても知るべし、四（二十六丁）に周防在、磐國山乎、將超日者、手向好爲與、荒其道とも見え、古今羈旅に「手向には綴りの神も著るべきに紅葉に飽ける神や返さむ」、又、「此旅は幣も取り敢へず手向山紅葉の錦神の隨に」、秋上に、「秋の山紅葉を幣と手向くれば住む我さへぞ旅心ちする」、秋下に、「立田山手向くる神の有らばこそ秋の木葉の幣と散るらめ」、顯註に、「幣とは旅行く道の傍の神に手向くる物なり、道の邊の神をば道祖神とも云ひ、塞神とも云ひ、手向神とも申す、色々の衣の裂などを取りて奉るなり、手に取りて神に向け奉るなり、然れば則ち手向

とも云ふ、手向とは、神の御方に取り迎ふるなり」と註せり（右の三卷なるは、長屋王駐馬寧樂山作歌一首と有りて、其一に、磐金之、凝敷山乎、超不勝而云々と有るに、其手向する所は、山にても甚嶮しき處なるを以てなり、品字箋に、嶺高山之可跨而過者と有る是なり、俗に峠字を書くは、其所見に從ひて、此方にて作れる字なり、太平記には當下と書きたり、出羽國田川郡羽黒山麓、又、淡路國三原郡などに、塔下村と云が有るも、手向の山なる事、云ふも更なり、予が津名郡仁井村と、長畠村との堺に、道祖神社とて、甚神々しき神森有りて、其に塔下と字せる山坂有り、斯れば、手向を塔下と書ける所も、國々には猶有りぬ可き事なり）又、其手向の殊に名高きは、臨時祭式に、畿内堺十處と有る其首に、山城與近江堺と有る逢坂山なり、萬葉十三（六丁）に、未通女等爾、相坂山丹、手向草、絲取置而と有り、其短歌に相坂乎、打出而見者、淡海之海、白木綿花爾、浪立渡、と有るも、手向には木綿を奉れる其事の見立なり、又（七丁）近江道乃、相坂山丹、手向爲、吾越往者、樂浪乃、志賀能韓埼、幸有者、又返見と續けたるに、往先の幸有らむを祈る意味見えたり、六（三十五丁）に、夏四月大伴坂上郎女、奉拜賀茂神社之時、便超相坂山、望見近江海云々と有りて此には木綿疊、手向乃山乎、今日超而、と詠みて、此には相坂の名を隱して、唯に手向乃山と有るも、其名高かりしが故なるなり、右の逢坂は、古く關を被置たるが故に、手向神を被祭たるを、今廢れても、猶關明神とて立たせ給へる是なり、（古今集序に「逢坂山に到りて手向を祈り云々、其戀一に、逢坂の木綿附鳥も我如く人や戀しき啼のみ泣くらむ」、雜下に、「誰が身滌木綿附鳥か韓衣立田の山に居はへて泣く」と有るを、袖中抄二十に「世の中騷がしき時、四境祭とて、鷄に木綿を附けて、四方の關に至りて祭るなり」と見え、又、與儀

抄に、「逢坂の木綿附鳥に在ればこそ君が行來を嘀々を見め」是は古事なり、世中騒がしき時、帝の爲給ふ事なり、鷄の木綿を附けて、四の關に至りてする祭なり、逢坂は其一の關なり」と所ゝ見たり、夫木集に「人丸、皇神に幣取向けて、我越えむ、行逢坂の山と別るな、仲正「鳥居立つ逢坂山の堺なる、手向の神よ我勿禁めそ」など有り、猶多在り）又、海路にて手向をする事有り、萬葉一（二十六丁）に、布根竟、對馬乃渡、々中爾、幣取向而、早還來年、七（二十一丁に）、大海之、波者畏、然有十方、神乎齋禮而、船出爲者如何、九（二十九丁）に、海若之、何神乎齋祈者歟、往方毛來方毛、船之早兼、など有り、然る海路にても、手向をする所とて有りけるにや、土佐日記に「夜半許より船を出して、榜來る道に手向する所あり、楫取して幣奉らするに、幣の東へ散れば、楫取の申して奉る詞、この幣の散る方に、御船速に令レ榜給へと申して奉る、是を或童の聞きて詠める、渡津海の知夫利の神に手向する、幣の追風止まず吹かなむ」と有るを以て知るべし、（右の手向をする所と云ふは、如何なる處なるか、今所見なしと雖も、事の狀を思ふに、海中の風波荒き所にては、必ず幣を手向けて榜ぎつる習俗の有りしならむを、今は絶えて爲ざる事なり、右の知夫利神は道守神にて、謂はゆる船玉神なる由、已に祝詞講義にても云へるを、猶委しくは、後に泉守道者の下にて說けるが、其も同神たり）偖、手向は、右に引ける萬葉一（二十六丁）に、幣取向而と見え、古今集に「此度は幣も取敢へず手向山、紅葉の錦神の任意」と有るが如く、取向にて、並ての神に幣帛を奉る事を、手向とは云はず、道神に限る事なり、其は神は凡て社を定めて祀り奉れるが故に、奉る幣帛をば、置座にて捧ぐる故に、其は充座の意なるを道神には社なども御在せず、蹔所耳なるからに、唯幣を取向けて過ぐる外なき故に然か云ふにて、其外々の事に云

ふは僻事なる由、上に引ける書共を見ても灼然き事なり、偖、其手向くる幣は、右の萬葉六に、木綿畳、手向之山、十三に、手向草、絲取置而と有るを、臨時祭式堺祭條に、堺別倭文一尺、木綿五兩、麻八兩云々と見えたると、一に濱松之枝乃手向草と有るとを、此彼合はせ見るに、木綿は拾芥抄宮咩祭文に、絹波年〻巻と有るが如く、緒を巻き、糸は取垂て、其に其手向草に著けて奉りしなりけり、手向草は、右にては松なり、六(二十四丁)に、指進乃、栗栖乃小野之、芽花、將落時爾之、行而手向六など有れば、草にても、木にても、其定まりは非ざりし者なりけり、源氏夕顔巻に、伊豫介、十月の朔日頃に下る女房の下らむにとて、手向心殊に爲させ給ふ云々と有るを、能登永閑が萬水一露に、旅にて道祖神に手向くる故に、此を旅人の贈物に、古來爲けるなり」と云ひ、縣居翁說に、「旅行く道にては、此所彼處にて、道神に幣を奉るなり、其幣、古は絹布の長き任を手向けしなり、今京と成りては、五色絹を細かに切りて、袋に入れて持ちたるを、打散らして手向くる事と成りたり」と云はれたるが如し、又、標澪巻、住吉詣の所に「色々の幣袋」と云ひ、若菜に、「春の手向の幣袋にやと思ゆ」とも有り、然れども、如何に古ならむからに、天皇の行幸などこそ有らめ、凡人の手向に、然計り絹などを、尺なから奉るなど云ふ事の有るべきに非ざれば、切碎ちて散らし行くも、古にも有りけむを幣袋など云ふ事の、物に見えざる耳なるにこそ)萬葉三(四十七丁)に、百不足、八十隈路爾、手向爲者、過去人爾、蓋相牟鴨とは、人の死ける時に作るなるが、傳八に、云へる如く、靈の行くには非ざれども、其の罷れる處は、土に埋もれて下津國に就くが故に、然か詠めるにて、伊弉冉尊の御事に思ひ寄せたりし者なり、偖又、右に引ける十二に、心鈍、手向爲在、妹相難、三に、妹乎目不離、相見染跡衣、十五に、多武氣爾多知

見、伊毛我名能里都など見え、又、十二(三十三丁)に、吾妹子、夢見來、倭路、度瀬別、手向吾爲、と詠める類何れにも其妹のことを云へるは、此手向神はしも、其杖杖を投げて、雷等を莫過と宣ひて、其を避がせ給ふに因りて成り坐せる神に坐す事、右の如くなるが、此を次なる第十一書には、泉守道者とも、菊理媛神とも、其御名二つに出で、二神の御言を取傳へ申せし事あり、伊弉諾尊聞而善之と有りて、二神の御心稍に相和みて、其別處立て坐しながらも善はしき御心の往來ひて、國土を相有たせ御在し坐す御事と聞えたれば、夫婦の中開を此神に祈る事、其謂あり、況て手向は旅にてする事にし有りければ、家人の無事を祈り、行先の幸福を願ふなど、總て手向神の領らせ給ふ所なる事、右の如くなむ有りければ、右に引ける古の跡を遂ひ行ふなむ、實に神習と云ふ者には有るべかりける、(此手向神の事を、如レ此迄長說したるに、多くは萬葉の歌共などを以て明せるを、如何と云ふらむ人も有るなめども、右の如く一々に其部を分ちて擧ぐと雖も、其究まる所一に成りて、奇しき說違はざる者なり、如レ此く並べ擧げて說く我さへに、異しむ許になむ有りける)○又、疫神と申す事は、神祇令季夏道饗祭義解に、謂卜部等於二京城四隅道上一而祭レ之、言欲レ令三鬼魅自二外來一者不二敢入一レ京師、故預迎二於路一而饗遏也と有りて、又其本文に、季冬同レ之と所見たり、四時祭式に、道饗祭(於二京城四隅一祭)と有る是なり、又、公事根源抄、正月縫に一代厄御祭と云ふ有りて、火祭御祭に並びて是も月毎に行はるゝと見えて、其次序、令式共に鎮火祭、道饗祭と相並べるに、同じきは毎月なるを、代厄御祭と云ひしものなりけり、偕、其二季なると、月次なるとは、定まれる御式にて行はせ被るを、凡て其鬼魅はしも、神の御守の間隙を伺窺ひて、人に妖を爲さむとする者にて、其の犯す所は、疾病と禍害との二なる事、傳八に註せるが如

し、若て右の定式なるに、何となきに行はるゝなるを、事とある時には、臨時にも處分して令行らるゝを、其の事がらに依りて、名目の違ある趣、上なる手向神條に已に註せるが如し、臨時祭式に、宮城四隅疫神祭（若應祭京城四隅准此）云々、又、畿内堺十處疫神祭云々と見えたる、一は二季道饗祭の所なり、一は堺神祭を祓行る處なり、然るを、宮中に疫病ある時は宮城四隅に、京師に事有る時は、京城四隅に、畿内に事ある時は、其の堺十處にて其疫神祭を令行給ひし、諸國に疫病の流行る時には、各其境内の堺にて令行給ふ御事なり、續紀に、天平七年八月乙未勅曰、如聞比日太宰府疫死者多、思欲救療疫氣以濟民命云々、又、其長門以還諸國守介專齋、或道饗祭祀と有る是なり、其同じ事を、同紀に、寶龜二年三月戊午朔壬戌、令天下諸國祭疫神、同四年秋七月癸未、祭疫神於天下諸國、同六年六月癸亥朔甲申、遣使祭疫神於畿內諸國、同年八月癸未、是日祭疫神於五畿內、同八年二月庚戌、遣使祭疫神於五畿內、同九年三月癸酉、大祓云々、以皇太子不平也、又於畿內諸界祭疫神と見えたり、此を以て道饗祭と云ふも、疫神祭に異ならざるを知るべし、（但し疫神祭とは、其疫の行はるゝ時に當りて行る事なるが故に云ふ稱にて、其本の稱呼は道饗祭なる者なり、次の條々を見て辨ふべし、古の代厄の訓は、何と云ふにか知らず、恐らくは字音に唱へたりしなるべし、名義抄に、厄を阿夜宇志とも、和豆良比とも、阿夜夫美とも、多志那牟とも訓めり、禰良夫には狃字當れるを、寃は皇國にて出來りし字にて、此に面白き故に今用ひたるなり）仁明天皇御紀に、承和四年六月癸丑、遣使山城大和河內攝津近江伊賀丹波等七國鎭祭彼疆界以禦時氣と有れば、其月に疫癘頻に行はるるを以てなり、同六年正月乙亥、諸國疾疫百姓夭折云々、令鄕邑每季敬禮疫神と有る詔勅よりして、天下一般の

御事とは成れりし者なるべし、同九年三月庚戌勅、若有二天行一之虞、國司到二境下一、令レ防二禦疫神一、五月庚申勅近、有二物恠一卜食疫氣者咎、宜下令三五畿内七道及太宰府一敬二祭疫神一以禦中咎徴上也と有りて、諸國にても定まれる公事とは成りにたり、清和天皇實錄に、貞觀七年五月十三日、夜令三佐比寺僧惠照修二疫神祭一以防二災疫一と有るに、稍に其事の弘これるに就きては、髮長の手にても行ふ事と成れりし者なり、朝廷に於てすら如レ此し、況て諸國の狀想像られたり、此などをや、辻祭の地藏と云ふ立棟綰（タチズクミ）を崇まへる權輿とは云ふなるべき、「天野信景が鹽尻に、「古昔辻祭の御靈と云ひしは、道祖神の事なり云々、木偶男女の形を居ゑ、又其男女の神像を石に彫りて、道衢に置きたるが、此を後に石地藏と混じて、舊像は其形分り難ければ多くは石地藏とて寺院に崇め有り、正體一變して信を失ひ、又附會して外物と成る類少なからず」と云へり、甚古くより斯有りしにこそ）又、清和天皇實錄に、貞觀九年正月二十六日神祇官陰陽寮言天下可レ憂二疫癘一、由レ是令下五畿内七道諸國云々修中鬼氣祭上、又、紀略に村上天皇天暦元年六月十四日乙未於二建禮門前一修二鬼氣祭一、と有りて、十五日の下に、爲レ攘二隈魍瘡一於二紫宸殿、建禮門、朱雀門三箇所一大祓と有り、是れ即ち右の疫神祭なるを、陰陽家にて行ふ事なる故に、其目を易へつる者なり、其は西宮記に、四界祭陰陽寮向二四堺一祭、以二藏人所人一爲レ使四角祭、陰陽寮、宮城、四角祭有レ使二所人以上一、天下有レ疫之時、陰陽寮支度、料物官宣、と見え、左經記に、寬仁四年六月十九日、參二關白殿一、令レ御二覽四角、四堺、御祭料請奏一、陰陽寮奉レ請奏、今日侍從中納言於二左仗一被レ定と見えたる如く、神祇官にて被レ行れ來つる事をしも寮に仰する事と成りしかば、如此く其名を改めつる者と通えたり、朝野群載に、宮城四方巽方、鬼氣御祭、又、宮城四方坤方、鬼氣御祭など有るは、上に引ける瘟

時祭式に宮城四方疫神祭と云へると同じ事なるを明らむべし、東鑑廿六にも、疫癘流布時、被レ行二四角四境鬼氣祭一と見えたれば、凡下にも行ひて苦しかるまじき事なるを知るべし、但公事根源抄に、鎭火道饗祭をば、四角四堺の祭とも申すなり」と見えたるは、四時祭式に、鎭火祭於二宮城四隅一祭と有れば四角なり、又、道饗祭於二京城四隅一祭と有れば四堺にて、其を然か云ひ習はしつるなり、然るを、此の四角四堺に、右とは異にて、朝野群載十五、四角四堺祭の下に、四角を宮城の四隅とし、四堺をば和邇堺、會坂堺、大枝堺、山崎堺と有り、建暦御記に、四堺御祭、所レ謂瀧口各四人爲レ使、八人也と記させ給へるを、楷梯に、二中歴云、四堺、會坂、關戸、大枝、龍華、今按、會坂東在二近江國一、關戸南在二攝津國一、大枝西在二丹波國一、龍華北在二近江國一、按、公家被レ行二四角四堺祭一之時、四堺者如レ上、其四角者宮城四維是也と見えたれば、公事根源抄なるとは別なりと見えたり」僻、其疫神と云ふは、傳六卷に註せるが如く、時置師神、煩神、開囓神等の三神有りて、其れ即ち行疫神の首領なり、然れども、其神等を押へて、八衢比古、八衢比賣、久那斗の三神御在し坐せり、其れ即ち此に云ふ疫神なり、然れども、其行ふ神と、防ぐ神とに相互りて同名なるは、混らはしき物から、其にも所由の有る事なり、其は道饗祭義解に、言欲レ令二鬼魅自レ外來者不一レ敢入二京師一、故預迎二於路一而饗遏也と有るは、其の鬼魅を却ひ給ふ岐神を祭る事なれども、又、鬼魅を祭りて饗し遏むる事にて、其岐神を祭る時は、其岐神より奠物を鬼魅に賜りて其境内に入らざらしめ給はざるなりけり、故其行疫神はしも此岐神の御趣に從居る者なれば、其岐神のめさせ御在し坐て如此き祭事を爲る時は、其鬼魅の類はしも其所行を放には令レ行給はざる事なるにてぞ有るべき、靈異記中に、讃岐國山田郡有二布敷臣衣女一、聖武天皇代、衣女忽得レ病時、偉備二

百味、祭門左右賂於疫神而饗之也、閻羅王使鬼來召衣女、其鬼走疲見祭食、䩄就而受之、鬼語衣女言、我受汝饗、故報汝恩云々と有る、閻羅王使鬼と云へるは、有に謂はゆる鬼魅にて、その饗を共に受くるものと見えたり、又、楢磐嶋と云ふ人有り、交易のために越前敦賀に行きて歸りけるに、忽ちに病を得て、馬に乘りて來りけるに、後より三人追ひ來るものあり、至于山代宇治椅之時、近追附共副往、磐嶋問之、何往人耶、答言閻羅王闕召於楢磐嶋往使也、磐嶋聞問見召者我也、何故召耶、使鬼答言、我等先往於汝家而問之、答曰、商往未來、故至於津而求、當相欲提之者、有四王使、誂言可免、受寺交易錢、而奉商故、々暫免耳、召汝累日、而我飢疲、若在食物耶、磐嶋云、唯有干飯、與之令食、使鬼云、汝病我氣、故不依近、而但莫恐、終望於家、備食饗之、鬼云、我嗜牛宍味、故牛宍饗捕牛鬼者我也、磐嶋云、我家有斑牛二頭、以之進、故唯免我、鬼言、我今汝物多得而食、其恩幸、故今免汝者、我入重罪云々と有るも、鬼物を饗するなりけるを佛語を借りて云へるのみ、此を以て見れば、殺牛祭漢神と云ふも、道饗祭の屬と思えたり、仁明天皇御紀に、承和十二年五月乙未、山城國言、綴喜相樂兩郡境內始自去三月上旬、蝱虫殊多、身赤首黑、大如蜜蜂、好咬牛馬、咬處即斃、相樂郡牛斃盡無餘、綴喜郡病死相尋、郡司百姓求之龜筮、隨分祓讀會無止息、移染之氣、于今行者、令卜其由、綴喜郡樺井社及道路鬼、更爲祟即遣使兩社謝之、兼賜治牛疫方鼓祭祈物と有る道路鬼も、亦右の例に等し、（然るは、諸の枉神共の、枉津日神に從ひ奉りて、其御治めを仰ぎ奉り居て、其所作を恣に物すまじく掟てさせ給へるに同じかるべし、傳八卷枉津日神の下考へ合はすべし）其祓神の御祭に預かりて鬼魅も被祭るにや、と思しきは、五代帝王物

詔、仁治三年正月條に、「五日より主上少御不豫の事有りて云々、九日寅時に崩御云々、主上跡無く渡らせ給ひて近習の人、女房などを倒して、笑はせ給はむとて、弘御所に滑石の粉を塗り置かれたりけるに、主上悪くして御顛倒の有りけるを、御犬の立廻々々如法に吠え參らせたりけるこそ、前表にて有りける、卽ち御惱著かせ御在し坐して、取敢へず御大事に及びけり、併し天魔の所爲なり、然れば、禁中にて種々の物現じて見えけるとかや、又、二條烏丸の北面、烏丸より西には、野依の姫宮の御在しけるが、主上の御事とて、世中犇(ヒシ)めけば、姫宮も哀れに淺ましく思して、二條の南の門の妻にて、內裡へ人の馳せ參るを御覽じ出だしたりけるに、西方より辻祭などの音して、囃し罵りて來れば、此程の世中に、唯今何態なれば如此は有るぞと恠しく御覽じけるに、正に門前を過ぐるを見れば、辻祭の田植と云ふ事の樣に態と烏帽子結びて著たる物、玉襷擧げて、或は編木(サヽラ)を摺り、鼓を拍つ、或は拍子を叩きて、愁しや水と囃し懸けて東へ通りける、此は如何に、折節不思議の有狀哉と見けるが、東過ぎて後は、音も爲ざりけり、天魔の能く荒れたるやらむと覺えし」と有るは掛まくも恐き天神御子には坐せども、現身し神に堪へねば、崩御らせ給ひて世中はしも、常夜往く如き折節なりける故に、然る鬼魅の形も見えけるなるべきが、彼は其疫神の御許に侍らひて、其辻祭の見たる任を擬びて、流行かし歩きたるになむ有りける、偖又、斯る時は、鬼魅の外より來りて、已に京師に入りつる故に、然る禍事の有りけるなれば、預て其入り來らざる以前に、其疫神祭を被行て、防がせ給はまほしき御事なりきかし、(猶然もやと所思しきは其道祖神を祭る所にして、即りて恠事を見、或は疫病を得る事などの此彼有るなるは、其岐神の邊に屆まり居たる鬼物の所作なる事、云ふも更なり、又其鬼魅の中には、迷神と云ふなども有り、

宇治拾遺に、三條院の八幡行幸に云々、長岡の寺戸と云ふ所の程行きけるに、人共の此邊は迷神有なる邊ぞかし、と云ひ乍渡る程に、俊信も幸くとは云ひて行く程に、過も遣らで稍下れば、今は山崎の邊に行き着きぬべきに、怪しう同じ長岡の邊を過ぎて、乙訓川の野面をと思へば、又寺戸の岸を上る云々、九條の程より迷はし神の着きて出で來るを知らでけるなめりと思ひて、西京には歸り來にける云々」と有る是なり、此に就きて、又思ひ合はせらるゝことは文政の頃にや有りけむ、東本願寺の門主、山科へ墓參せらるゝとて、供など大勢從へて出門せられたるに、道を西に取りて、桂河の方に至られき、其村落の人は、其邊を遊覽など爲らるゝにやと見居たるに、其地の田の中溝の内などを、西へ廻り東へ行きつゝ日を暮らしたるが、其前驅の者は、警蹕常の如く罵り騒ぎて、輿を然る泥土の中へ舁き入れたり、傍なる者、不思議の事に思ひて、何方には行かせ給ふらむ、此は桂里に侍りなど云ひけるに、何ぞ山科には渡らせ給ふ者なるを、と詞荒く罵りければ、狐狸などに惑はされたるなめりとて、彌々心を著くれば、愈々腹立ちて、猶廻り居たりつるを、終に醉の覺めたるが如くして、京に歸られたりと云へり、此も迷神の著きたるならむを、數十人の人を併せて、迷はせたり、然りとては蹴ぶれたる迷神も有る者なりけり、此は世に名高き聞え有る事にて、我も人も知る事なるを、其年は忘れたりき）○又、其疫神祭を、中古より御靈會と云ふ事なり、其始に、三代實錄に、貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會云々、所謂御靈者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使橘逸勢、文室宮田麻等是也、並坐事被誅、寃魂成厲、近代以來、疫病死亡甚衆、天下以爲、此災御靈之所生也、始自京畿、爰及外國、毎至夏天秋節、修御靈會、往々不斷云々、今茲春初咳逆疫、百姓多斃、朝廷爲祈、至是乃修此

此會ニ、以賽ニ宿禱一也と云ふ事有りて、其後往々此事有り、凡て然る寃魂の、鬼魅と共に疫氣を行ふが故に、疫神と共に祀る事と見えたり、小野宮年中行事に、天慶元年九月一日、外記々云、近日東西兩京、大小路衢、刻レ木作レ神、相對安置、凡其體躬ニ彫大夫一、頭上加レ冠、鬢邊垂レ纓、以レ丹塗レ身、成ニ緋彩色一、起居不レ同、遞各異貌、或所又女形對ニ大夫ニ而立之一、臍下腰底刻ニ繪陰陽一、構ニ几案於其前一、置ニ坏器於其上一、兒童猥雜、禮拜慇懃、捧ニ幣帛一、或供ニ香花一、號曰ニ岐神一、又稱ニ御靈一、未レ知ニ何神一、時人奇レ之と有る是なり、此事、扶桑略記にも出でたるを、外記記は其原書と所思しくて、殊に委しければ、此を取れり、此は上に引ける仁明天皇御紀に、承和六年正月己亥、令ニ郷邑毎レ季敬ニ禮疫神一と有る事の推弘ごりて右の如く成れるならむを、其刻レ木作レ神と有りて、男女二體なるには、八衢比古、八衢比賣二神に像りて作れるなるべし、岐神の御像は漏れたれども、未レ知ニ何神一と有れば、其迄の考は有るべからず、然れども、號ニ曰岐神一と有るからは、固より其神の心得なれば、尤むるに足らず、刻ニ繪陰陽一とは、男神には陽物を刻み著け、女神には陰門を繪き成したりとなり、國々に道祖神とて立たせ給へるに、陽石を以て祭り、又陰陽二石を並べ祭れるも、其二神に像れるなるべき事、思ひ合はすべし、(又稱ニ御靈一には深き故有る事なり、此結に云ふべし、)(右の大夫を、略記には丈夫と有り、如何にも女形に對へては、丈夫と云ひつべき所なり、然れども、以レ丹塗レ身、成ニ緋彩色一と有るを考ふるに、五位を大夫と云へるを以て、然か物爲しにこそ有らめ、衣服令禮服條に、五位淺緋衣と見え三代實錄に、元慶二年五月二十八日癸卯、授ニ越中國正六位上手向神從五位下一と有りて、岐神に五位なるが御在せるに準らへて、其衣袍を緋色には成したりけらし、然れば、大夫の方勝りたるべし、右の寃魂成レ癘と云ふに就きて思

ひ合す事こそ有けれ、寛永の頃、彼天主教と云ふ邪義を行へる者、公法に依て誅せらる事凡二十八萬人なり、然れども國禁を犯す上は、罰せられて怨も爲ず、然るに、近年幕吏の心として、朝憲に乖き、私に外吏と親好し、其邪教の禁を破りたり、此を前後に比校るに、前なるは、公法なれば、罪有りて誅せられたるなり、後に其邪教を行ふ今日に至りては、無辜の人の性命を慢に斷ちたるなり、廿八萬の亡靈何ぞ此を怨みとなさゞらんや、去年文久二戌年四月、其誅滅に過ひたる肥前國島原より起りて、痲疹諸國に流行し、京大坂は然までも非ず、江戸の地尤も甚だしく、十に七八は必ず死す、謂はゆる寃魂成レ癘と云者なり、然れども然る事とは心着かずして、今文久三亥年に至りても、外夷の親好日々に厚く、朝命を拒む輩、愈以て其凶惡を逞しくす、此末如何成行くらむか、其より延（ホド）こりて、今宮御靈會、祇園御靈會と云ふ事の出で來れるは、其最大なる者なるなり、玉勝間に已に引かれたる日本紀略云、正暦五年六月廿七日丁未、爲二疫神一修二御靈會一、木工寮修理職造二神輿二基一、安二置北野船岡山一、屈レ僧令レ行二仁王經之講説一、城中之人招二伶人一奏二音樂一、都人士女齎二持幣帛一、不レ知二幾千萬人一、禮了送二難波海一、此非二朝議一、起レ自二巷説一と有り、其神輿二基と云へるは、右に出でたる大夫女形二神の料なるべし、禮了送二難波海一とは、上に云へる如く、其行疫神も亦疫神に從ひ奉り居る者なれば、其と共に送られ給へる者なるべし、今も難波に御靈社と申して、古の國江に坐すは必ず其遺跡にて、園韓神を祀れる者と所思えたり、又、長保三年五月九日、於二紫野一祭二疫神一、號二御靈會一、依二天下疾疫一也、是日以前、瑞垣等木工寮修理職所レ造也、又御輿内匠寮造レ之、京中上下多以集二會此社一、號二之今宮一と有る、此事、諸神記に、一條院長保二年五月九日庚辰、今日於二紫野一有二疫神御靈會事一、仍兼日神殿三宇瑞垣等木工寮修理職所一

造儲一也、又御輿内匠寮造レ之、（又說云、長保三年五月九日、被レ遷二座疫神於紫野一、京師業庶行二御靈會一、被レ遷二此所一事、依二靈夢之告一也）と見えて、一年の差あり、然れども、神殿三宇の事、紀略には漏れたるを甚愛たし、朝野群載に、天承二年閏四月八日、散位中原師光勘文に、正暦五年六月廿七日、被レ安二置疫神於船岡一、長保三年五月九日、被レ安二置疫神於紫野一、京師業庶行二御靈會一件、年々天下不レ靜、仍有二此儀一と有れば、始め船岡に安置せられしを、後に紫野に移されし故に、今宮とは云ふなりけり、然るに、春記永承七年の下に、五月廿八日壬午、天晴、近曾西京住人夢稱二神人一之者來云、吾是唐朝神也、無二住所一、來二此國一已無レ所レ據、吾所レ到悉以發レ病、若祭レ吾構二作住其所一者、可レ留二病患一也、但吾表二瑞想一示レ汝、以二其所一可レ爲二吾社一也者、件人又見二西京竝寺傍有二光耀一、其體如レ鉤、其光下居二此所一云々、東西京人々相聚、仍向レ其作二立社屋一、又諸府人等致二祭禮一、隣里鄕黨雲集響應云々、此夢不レ知二誰人一、爲レ後記レ之、世號二今宮一云々とあれば、今宮の號は正暦よりは五六十年の後に出で來れるなめり、偖右に唐朝神と云へる以ても疫神の外國より來れるが、其園韓神の御在し坐す宮處に仕へ奉れる者と聞えたり、（正暦五年は甲午にて、長保三年は辛丑なれば、七年許が程、船岡山に在しゝなり、三代實錄に、董仲舒祭法、螟螣（ホホムシ）賊二害五穀一之時、於二害食之州縣内清淨處一解レ之攘レ之、故命二陰陽寮一、於二城北船岡一修二此祭一、蓋擇二清淨之處一云々と見えたれば、右の御靈會も、其清淨なる處を以て、其に被レ行しなりけり、玉葉に、「船岡の裾野の塚の數添ひて、昔の人に君を成しつる」と西行が詠るが如く、此西麓に葬場有りと雖も、古は然らざりけり」公事根源抄に、「紫野今宮祭、五月九日、是は疫病の神なり、正暦五年、長保二年、天下靜かならざりし時、此神社を祭らる、藤原長能（ナガタフ）、一首を詠じて奉りけるとかや、其歌

後拾遺に侍るとぞ示る、藤原長能、白妙の豐幣帛を積り持ちて、齋ひぞ初むる紫の野に」今よりは荒ぶる心ますな、花の都に社定めつ」此歌、或人云ふ、世中騒がしう侍りければ、船岡の北に、今宮と云ふ神を祝ひて、公にも神馬を奉り給ふとなむ云ひ傳へたる」と有り、其船岡の北と云ふは、即ち紫野にて、今宮の地是なり、又、諸神記に、寛弘三年五月九日、於二紫野一有二疫神祭事一、件祭、長保年中所二始被一レ行也、世號二今宮祭一、又云、延文四年四月、解云、當社大明神者、永承七年五月九日、依二神託一被二崇敬一と有る、寛弘三年は同じ一條院天皇の御世號にて、長保三年より五年後なれば、其より五月九日を以て、恒久の神事とは被レ定しなるべし、其永承の度なるは、殊に神階などを奉レ増られしにや、同紀に弘安五年後四月二十二日被レ奉レ授二正一位一と見えたり、（右の歌を、後拾遺二十、神祇部に、「世中騒がしく侍りける時、里の刀禰宣旨にて、祭に仕ふ奉るべき歌二つなむ入るべきと云ひければ、詠み侍りける云々」と詞書見えたり）偖、其疫神は、右の扶桑略記に見えたる如く、岐神なる事、申すも更なり、然るに、此今宮にしては園韓神をも併せ祭れると見えたり、其は大倭神社註進狀、別社園韓神社三座條に、舊記云、件神等、素戔鳴尊之子孫守レ疫神也、傳聞園神者大己貴命之和魂、大物主神也、（案、此神園華飛散之時發二疫病一、守二護之一、鎭二止之一、仍云二園神一歟、園殖二草木一之處也、集解所レ謂三枝和靈祭、云當社事、又大物主神可レ謂二素戔鳴之孫一）韓神大己貴神少彥名命也、兩神經二營天下一、爲レ顯二見蒼生一、則定二其療病之方一、（或抄云、大己貴命、少彥名命神記曰、昔造二葦原中國一訖、去往二東海一、今爲レ濟レ民、更亦來歸、因以號二兩神一、云二韓神一歟、古語外國云レ韓也云々）紫野今宮三社一家者流如レ右と有るを以て見れば、右の諸神記に、神殿三宇と有るは、園韓神三柱を耳被レ祭たるが如くなれども、其三神を右の如く

守疫神とこそは見えたれ、打任せて疫神と申すは、岐神に渡らせ給ひ、其御靈會と云ふも、臨時祭式に謂はゆる疫神祭より沿革れる事なれば、岐神を主にして、園韓神に共に合はせ祭れるなるべし、今宮の本殿の西に並びて、大王社と申せるや、右の園韓神には御在せるなるべき、百練抄に、久壽元年四月、近日京中兒女備二風流一、調二鼓笛一參二紫野社一、世號二之夜須禮一、有レ勅禁止と有りて、今も三月十日夜須禮祭と云ふ有り、鴨長明が四季物語に、紫野の根國神社に花を奉る、其日は少納言並主鈴など參りて疫神に封を奉り、白杖長鞭を掛けなむなど、神祇官が徽し物す、安らに果てよと鼓歌ひて、花を手折りて、官の男等傳ふ事なり、此事、後一條院の頃ほひより始められしとなむ、安らに果てよと、上一人より下末にまで、當らせ給はで、下にも煩はで、安らかに果てよとの事なるべし、若き司人誼れば百敷の內を行交ふ人、御格子の內より其花賜へむ、物の代り奉らむなど、幼明無きは、官人の袖に取り付き奪ひ取付ぬ、惡しとも云はで、却ひ遣りぬるも、然すがに岩木ならぬ人の哀れにや、と有る是なり、或云ふ、今宮社司に寂蓮法師の書なりと云ふ、夜須禮花の歌一軸有り、其に鎭花祭歌と有りと云へり、其中の歌一首は、西行法師のなりとて夫木集に載せたりと云へり、然れば、神祇令、季春鎭華祭義解に謂二大神狹井二祭一也、在二春華飛散之時、疫神分散而レ行癘、爲二其鎭遏一必有二此祭一、故曰二鎭華一と有る、其式を本社なる大神に取りて、夜須禮祭は行ひ來れるにぞ有りける、大同類聚方、惠耶美（一云神乃介）條に、花鎭藥、大倭國城上郡大神大物主神社二所傳之方也、惠耶倍初終輕支重紀乎以波受、用井己驗安流久須利乃方、鎭玖羅乃半那（一袤）加毛乃加波（三分）と有りて、櫻華は此祭に起り、桃皮は彼、杖に據れる事、甚奇しき神傳になむ有りける、然れば、五月九日の御靈會は、疫神祭にて、謂はゆる岐神の祭

なるべく、三月十日の鎮華祭は、園韓神に就きたる祭なる事、灼然き者なり、〔円云、山城志葛野郡松尾神社二座の下に、祠官三十三家、其十家謂二之社司一、轉二任社務一、其餘補二宜祝二十三家一、謂二之神方一、領二花鎮祠一と見えたり、本社は智形中都大神、大山咋神二座に坐せば、花鎮祠は其別社なるべきが、此にも大神神を祀れる故の名と聞えたり、又、乙訓郡久何神社の下に、在二下久我村一、今稲荷明神、又、在二花鎮宮一、在二上久我村一と有るも、久我神社は、山城風土記に依るに、賀茂雷神にして、事代主命に坐せば、花鎮宮亦由有り、又、攝津志に、花鎮神社、在二河邊郡安倉村一と見え、神名式なる同國有間郡有間神社の所に、結場村と云ふ有るも、花鎮場村と云由、傳七及び下に云へり、其等を思ひ合はすべき事なりかし）○祇園御靈會の事は、社傳に、祇園（和語加美乃曾濃）所祭神三坐、神殿三間、素戔鳴尊（中央）八王子（東間）稲田姫（西間）と有り、二十二社註式に、牛頭天皇初垂二跡於播磨明石浦一、移二廣峰一、其後移二北白河東光寺一、其後人皇五十七代陽成院天慶年中、移二感神院一、中間牛頭天皇（號二大政所一、進雄尊垂迹）西間本御前、一名少將井（奇稲田姫垂迹、一名婆利女、脚摩乳手摩乳女）東間蛇毒氣神（龍王女、今御前也）と見えたり、中臣祓抄と云ふ物に卜家の説を載せて云はく、「清和天皇貞觀十八年、疫神祟を作し、萬人病を起す事以ての外なり、卜部日良麿、京中の男女を率て、六月七日、十四日、疫神を神泉苑に送る、其次年、又、疫神祟る程に、百姓神輿を神苑に送る、爾來年々六月七日に、如此く爲而て、是を祇園會と云ふなり、其神輿を置く所は八坂郷感神院と云ふ寺なり、」云々と云へり、然れども、三代實錄に、已に貞觀五年五月廿日、於二神泉苑一修二御靈會一、云々、每年至二夏天秋節一、修二御靈會一、往々不レ斷、と見えたれば、其より以前に、已に御靈會の事は有りけるを、改曆雜事記に、貞觀十一年始、天王從

播州一遷座と見え、社記に、同十八年移ニ此地一と見えたれば、已に疫神を祭りて行ひ來る御靈會の同じ祭神の列に素戔嗚尊など加はらせ給へるになむ有りける、(播磨國峰相記に、吉備公歸朝日、於ニ當山一奉レ祟ニ牛頭天皇一也、歷ニ年數一、爲ニ平安城東方守護一、奉一勸ニ請祇園荒町一と見え、廿一社記に、祇園社、此云ニ感神院一、自ニ播磨廣峯一遷座と有れば信に廣峰社より勸請（マセマツ）れるなるべし、倍、廣峰を、吉備公の祟め奉る山なるは、彼公の本貫にて、神名式に、備後國深津郡須佐能袁神社と見えたる、其の神を祀はれたる者なるべし、彼社の事、傳九卷に云へり、見合はすべし、二十二社注式に、稻田姬命を本御前と申し、龍女を今御前と申せるも、本后後后と申す事にて、有に由有る事なり、廣峯社說に彼社を神名式なる播磨國餝磨郡射楯兵主神社と云ふは誤なり、播磨國假字風土記と云ふ物に、餝西郡矢落村に古神社あり、射楯兵主神とて二座、大已貴命、五十猛命なり、後に安寶鄉辻中村に祭る云々一と云へれば、廣峯には非ざる事明らけし、三代實錄に、貞觀八年七月十三日、播磨國無位速素戔嗚神、速風武雄神、並授ニ從五位下一と有る、此や有の廣峯神の御事なるべき）其八王子と申せるなむ岐神に御在し坐して、元よりの疫神に坐々ける、注式には、蛇毒氣神と有るにても、八王子を然か申せる事、灼然かり、此は後に云へる八岐大蛇の怨魂も有の三神に從奉れるを合せて蛇毒神と云ふ稱は後に出來れる者なめり、但し其下に龍王女今御前と云ふ細書の有るは、傳九に註せる如く、古事記に、須佐之男命娶ニ大山津見神之女神、大市比賣一とある、其を今御前と申せるにて、蛇毒氣神とは別なる事を、混に爲るなれば、今云ふ限りにあらず、大同類聚方に、疫癘を阿之介（アシケ）と云へれば、其意を得て毒氣（アシケノ）神と書きつらんを、蛇字を添へて、龍王女めかしく書る物から、其神、女神には御在さゞるなり、其は小朝熊社神鏡沙汰文の奧人に、延

久二年十月十四日夜、感神院燒亡同三年七月廿四日、有新嘗御卜、被奉造蛇毒氣神、吉凶事也、同四年五月十七日、註進蛇毒氣神可被造否之由祈請之間、夢想事、三月十日夜、夢想云、著冠並赤色押金薄衣、俗其體甚大、感神院寶前、顯現以童子一人爲侍者、其髮左右相分、手捧白杖、と有るは、上に引ける外記記に見えたる岐神の御像を、凡其體躬篤大夫頭上加冠髮邊垂纓以丹塗身成緋色と有るに同じ御有狀に御在せるを考へ合すべし（此事百練抄に、延久二年十月十四日、感神院燒亡、御體燒損、同四年五月十五日、諸卿定申祇園御體燒損、可奉造否事、權少僧都公範有夢想事と有り、又本朝世記、久安四年三月廿九日の下に、延久二年十月十四日云々、火出來燒失寶殿幷諸舍屋、牛頭天皇御足燒損、蛇毒氣神燒失了、今度奉出御體、尤可謂希世之所疑者云々なども有り、甚々忌々しき事なり）然れば、蛇毒氣神と申すは、疫神と申す事にて、其は岐神に渡らせ給ひて、祇園神の以前より坐して御靈會に祀る神にて有りし事、右の貞觀五年の御紀を見て曉る可きなり、然るを、何を以て八王子と申すぞといふに、岐神は、八衢比古、八衢比賣、久那斗と三柱坐せる故に、其比古比賣二神を合はせて、八王子と誤唱しつる者なるべし、又、神名式の河內國大縣郡常世岐姫神社を、今八王子と云ふも、岐神は、共に大八衢に湯津若村の如く塞坐神なれば然か申せるにて、此彼を別けずして、中古に衢神と云へば、八王子と云へりし者と見えたり、右の蛇毒氣神の、手捧白杖と有るは、殊に岐神に由有り、但岐神の右の如く女神に渡らせ給へるを、此にては男神の御形なるは、彼八衢比古神などにぞ有るべき、中古には、右の三神を一にして、岐神と申せれば、神も其御心にて、一柱に顯はれ見えさせ給へるにぞ有りける、又、太神宮建久行事記二月條に、八王子祭、黃薑送、今月吉日撰、參勤云

云と有る、黄葉遊を、或説に、舞樂東遊の類と云へるは然る言にて、是亦御靈會の類なる事、推して知るべし、（然れば、祇園の八王子を、諸書に、五男三女神と云へるは、何の至りもなき痴說と知るべし、日吉七社の第四八王子を、注式に神祇宣令曰、八王子者天照太神所レ生之五男三女等八王子也と有る事なれども、若し其如くならんには、第三聖眞子を、日吉神道秘密記に、地神第二是なりと云へるは、其五男の第一忍穗耳尊に坐し、又第七三宮は、註式に、天照太神與二素戔嗚尊一誓給、所レ生五男三女中三女也、故曰二三宮一と有れば、僅かに七社の祭神にして、如此く重複れるは何たる事ぞ、然れば、右の八王子を、五男三女と云へるは、何の據もなき事なるを知るべし、又、右の伊勢なる八王子、今は中村と云ふ所の產土神と成り給へども、其始めは、右の疫神祭などに依りて、八王子と申せるを、例の五男三女として、其祭神の傳を誤りたれども、黄葉遊の事よりして、其岐神と云ふ事の知らるゝ者なるはや）然れども素戔嗚尊を併せ祭りて後には、八王子は其相殿神と成り給へる者にして、譬へば八幡神と申すは、三女神に渡らせ給へども、後に譽田天皇を合せ祭れるより、其主神ながら相殿神と成り給へるに同じかりぬべき事なりかし、偖、日本紀略には、延長四年六月廿六日甲子供二報祇園天神堂一、修行僧建立と見えたれば、其始より僧徒の仕へ奉れりし社なりけり、又、天慶五年六月十一日癸酉、奉二東遊走馬十列於祇園社一、依二東西賊亂御賽一也、天延三年六月十五日丙辰、公家自二今年一被レ奉二走馬幷勅樂東遊御幣等感神院一、是則云々と見えたり、諸社根元記、臨時祭祇園條に、「云々、東遊歌云、「神風の八坂の里と今よりぞ、君が千年と數へ始むる」其後中絕、崇德天皇大治以後、每年相續」と見えたり、（中原康富記に、寶德三年六月十五日祇園臨時祭宣命に、祇園天神の廣前爾云々、去大治元年與利始天、限二永代一天、每

年乃今日、恒例乃會日哉、東遊、走馬、并神楽等、平親範氏、云々と有る是なり、祇園大神とは、武塔天神とも申せなから、然か申せるにや、後拾遺集神祇部に、後三條院、祇園に行幸侍りける時、東遊に歌ふべき歌召しければ藤原經衡、千早ふる神の園なる姫小松、萬代經べき始なりけり、と見えたり、祇園を迦微能曾能と訓むべき證にこそ、其御靈會の事は、卜家說の如くは、貞觀年中よりの例なり、物に見當れるは、中右記に寛治六年六月十四日、祇園御靈會、永昌記に、保安五年六月十四日、御靈會と見え、同十五日臨時祭の儀有りて、天永二年、貞觀年中有二此例一云々、可有二臨時祭一之由也、以云、然而今日儀、如二此事一云々、又、中右記に、大治二年六月十四日、祇園御靈會と有りて、其餘の記錄皆然り、長秋記、長承三年六月十四日、御靈會云々、御靈渡御間、大風雨後、鴨河橋破、大政所第二神輿渡河、一町計流下、村閭人々、河衛上之云々とも見えたり、偖、御靈會に因よりて八王子に屬きたる神事にて、上代より有り來れる疫神祭と云ふ者にて、上なる今宮の例なるを、其臨時祭にしも、素戔嗚大神其社の主座に御在しませば、專ら其大神に擬二化奉一たりし神事なる事、申すも更なる御事なり、因云、諸寺事談に、祇園の寶殿の中には、龍穴有りとなむ、去る延久の頃、燒亡の時、梨本の座主、其深さを量らむとせられければ、五十丈に及びて猶底無しとぞ、保安四年、山法師追補せられけるに、ある寶殿の中に逃げ入りたりける、其中に溝有り、共に落入たりつるとぞ云ひけること有り、橋本經亮云、愛宕郡出雲井於神社、大、月次、相嘗、新嘗とあるは、今の下社の比其本社と云ふなり、昔は別處に在りしを、今の處に移したるなり、祭神は素戔嗚尊なり、出雲と云ふも故あるべし、又後に、井於と申せば、元は井上に社の有りたるならむ、洛東祇園社、是其神にも、素戔嗚尊を祀りて其に井上に社を建てたり、

然るに、今比良木社に奉る御衣は、姫神の御服なり、此も故ある事ならむ」と云はれき、此に就きて思ふに、神名式、大和國平群郡猪上神社を、一本書入に　猪上訓二井乃反一と云へるは、今云ふ信貴山なり、此を毘沙門と云ふは、素戔嗚尊を、例の妄説せる者なるべし、又、出羽國出羽郡出羽神社を、羽黒山と云ふが、其本社も、右の如く井上に作り構へたる由なるも、然る故實を知りて祭り初めたるなるべければ、此も同じ神に御在すなるべし）倩、今宮なるをも此をも、其に御靈會と云ふ、其御靈と申すは、世を憤り怨みて死れる人の靈祟りを爲て、世人を惱め苦しむる事有り、其怨怒（イキドホリ）の靈を被レ宥むとして、其社を被レ定るを、某御靈と云ふ是なり、然か疫病を行ふ神となれるは、幽に入りて、其行疫神に必ず從ひて物するなるべければ、其は岐神の御許可を請ひ奉らざれば、其堺を犯して、内に入りて、其祟りを成す事叶ふまじかりければ、即ち其神に屬きて、其御治めを仰ぐべきは、固よりの事なり、諸神記に、八所御靈、吉備崇道天皇（光仁皇子早良親王）、伊豫親王、藤原夫人、藤大夫、橘大夫、文大夫、火雷大神と見えたる類、猶あるべし、（右の吉備を、吉備眞備公と云へるは、非じ、或説に、吉備内親王なり、天平元年縊死給へり、凡八所は皆怨靈を宥め給ふ、吉備公何の恨み有るや、且つ八所御靈第一に、人臣の靈を置くべけむやと云へり、然も有るべし、早良親王は、上御靈所祭、早良親王吉備公と云へり、神祇拾遺に、山城高野御靈一云京極上御靈、一本云、出雲路御靈と有れば、其二柱を主として、餘の六神を祭れるなり、下御靈は伊豫親王と其母儀藤原夫人と云へり、夫人吉子、藤原是公女なり、社記に、當社初鎭二坐大和國内山一、桓武帝開闢後移祭也と云へり、藤大夫は藤原廣嗣なり、神祇拾遺に號二藤大夫一、木津御靈同レ之と有り、橘大夫は逸勢なり、同書に、下桂御靈同神と有り、文大夫は文室宮田丸なり、同

書に、綴喜御靈同神と有り、火雷天神は、同書に、上桂御靈菅原神と云へり、一說に、中御靈社是れなりとも云へり、此には唯大略を云へる耳なれば、其の書共に就きて見るべし）諸神記一本に、下御靈、聖武、孝謙、廢帝、光仁、桓武、崇道、平城、嵯峨御靈八所、神泉苑仁於祭申也と見え、又一本には、下御靈在八所內今而云々とも有り、其の下に、今按、貞觀五年五月二十日壬申、勅於二神泉苑一修二行御靈會一、遣二左近衛中將藤原基經、同權中將藤原常行等一監二會事一云々と見えたり、神社啓蒙にも、其三代實錄の文を引きて、所謂御靈者崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使橘逸勢、文室宮田丸等是也、並坐レ事被レ誅、冤魂成レ厲、近代以來、疫病死亡甚衆、天下以爲、此災御靈之所レ生也、今茲春初、咳逆疫、百姓多斃、朝廷爲レ祈、至レ是修二此會一、以賽二宿禱一と有るが如く、怨靈の祟を宥め給はん爲めに、御靈會は令レ行給へるにて、疫病祭と云ふも、事は同じ意なり、右の冤魂成レ厲云々、疫病死亡甚衆と有るを考へて曉るべきものなり、上に引ける卜家說に「貞觀十八年疫神祟を作し萬人病を起す事、以ての外なり云々、六月七日、十四日、疫神を神泉苑に送る」と有るも、已く其五年に、神泉苑を御靈會を修せらるゝ處と被レ定たる其本に卸し送る事なれば、此に於て行疫神と御靈とは一なる故に、其を御め御在し坐す疫神に屬けて送られ給へるにて、是れ謂はゆる祇園御靈會の起りなるが、其れ即ち八王子亦名蛇毒氣神に屬きたる神事にて、今宮御靈會と、事は專一なる事を曉りつべき者ぞとよ、世人、御靈會と云ふには如此き所由有りて、其は疫神祭と云ふも同じければ、今宮にても、祇園にても、其疫神に係れる事を知らざるが故に、其意を得難き者なり、偖、其疫神はしも、疫を行ふ神に非ず、疫を鎭め過むる事には坐ませども、其行疫神も、疫を爲す冤魂も、其疫神には必ず從ひ奉り居る者なるが故に、其疫神

を主として行ふ事なり、然れば、國々に大王又は八王子と云へる類の多在るも、皆疫神の祠なるを知るべく、又、韓じて天神八幡と云へる社々も、此疫神を祀れるが、其名埋れて然か呼云ふも多かるべし、又、諸國に御靈祠として、數知れず多かるは、顯には其名を以て祭れども、幽には其を御め給ふ疫神も、共に鎭まり坐すべき理なるなり）〇求名戸之祖神を又岐之祖神とも申せりしにや、拾芥抄問ニ夕食ニ歌に、布那斗佐間夕食之神爾云々と見えたり、其夕食と云ふは、後世に云ふ辻占と云ふ事にて、其卜を行ふ事は、神祇令道饗祭式解に、謂卜部等於京城四隅道上而祭之と有るが如く、卜部の其祭祀を掌り仕へ奉れる緣に因りて起れる事にて、其も祝詞に、高天之原爾事始氐、皇御孫之命止稱辭竟奉と見えたれば、例の如く、天孫降臨章第二一書に、汝天兒屋命、太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國　亦爲吾孫奉齋焉と有る其部にて、其裔の忌部は幣帛を主り、中臣は祭祀を主るより、傳へて卜部の職掌とは成れる者なり、其よりその卜部の家業なるに依りて、其岐神に就きて卜事をも爲つるから、終に此も亦其神事とは成れりける者ならむかし、萬葉十六(十三丁)に、戀夫君歌一首并短歌、左耳通良布、君之三言等、玉梓乃、使毛不來者、憶病、吾身一曾、千磐破、神爾毛莫負、卜部座、龜毛莫燒曾、戀之久爾、痛吾身曾、伊知白苦、身爾染保里、村肝乃、心碎而、將死命、爾波可爾成奴、今更、君可吾乎喚、足千根乃、母之御事歟、百不足、八十乃衢爾、夕占爾毛、卜爾毛曾問、應死吾之故、反歌、卜部乎毛、八十之衢毛、占雖問、君乎相見、多時不知毛、とある其意を少か說くべし、其千磐破神爾毛莫負は、夫君の來ざるは、一速振る神の障れるならめど、其にも負すな、憶ひ病む吾身一の故に爲て、今は卜部に令せる龜卜なども行はせじと、然すがに思ひ絕えたれども、母命が八十之衢に立ち出でて、夕占にも卜に

も問もぞ爲ると、卒に死む吾故に、愛ほしき事となり、偖其夕占はしも、今辻占といふ者なるなり、又其短歌は、卜部にも占なはせ夕占をも問はせたれども、夫君を逢見ん事著知られずとなり、又、十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依と、八十衢の上に事靈と結ぶらせたるは、其辻に立ちて道行く人の言を聞きて、其を以て占ふが故なり、其八十衢は、詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等云々と有る大八衢の事にして、其八衢比古神、八衢比賣神に由有る事を先づ思ふべき者なり、(夕占の事は、下に至りて云ふべし、萬葉二に、橘之、蔭履路乃、八衢爾云々、六に、橘、本爾道履、八衢爾云々など見え、十二に、海石榴市之、八十衢爾云々と云ふこと、二所有りて、八衢八十衢共に同じ事なり)三(四十五丁)に、天地爾、悔事乃、世間乃、悔言者、天雲乃、曾久敝能極、天地乃、至流左右二、杖策毛、不衝毛去而、夕衢占問、石卜以而云々と見えたる、其杖策毛不衝毛と云ふ事は、十三(二十七丁)長歌に、夕卜乎、吾問之可婆、夕卜之、吾爾告良久云々と有る、其の反歌にも、杖衝毛、不衝毛吾者、行目友、公之將來、道之不知苦とあり、偖、如此云へるは、第六一書に、即投其杖曰是謂岐神也、と見え、また此れにも、乃投其杖云々、此本號曰來名戸之祖神也、と有る故事に本著て、柱杖などを投げて、卜問ふことの有りけむと所思しければ、岐神に由有り、又其の石卜と云ふことは、此れも第六一書に、其於泉津平坂所塞磐石、是謂泉門塞大神也と有りて、其れ即て八衢比古、八衢比賣神に坐す由、已に傳八に註せれば、共に由有りて相離れざるを曉るべし、(景行天皇十二年御紀に、天皇初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將蹶茲石如柏葉而擧焉、因蹶之、則如柏上於大虛、故號其石曰蹈石也云々と有れば、右の石卜の類

と知るべし、又、萬葉十四に、於布之毛等、許之母登夜麻乃、麻之波爾毛、能良奴伊毛我名、可多爾氐牟可母、と有る初句は、大楉といふ事なれば、其枝を以て占問ふ料なり、其卜に出でぬ事は兆に出でむかと云へるにて、其兆は鹿卜龜卜の事を云ふなるべし、此も亦右の杖策毛不衝毛云々と云ふ類にぞ有らむかし）猶夕占と云ふ事は、萬葉四（五十一丁）に、月夜爾波門爾出立、夕占問、足卜乎曾爲之、行乎欲焉、十一（十三丁）に、玉桙、路往占、々相、妹逢、我謂、又（二十三丁）夕卜爾毛、占爾毛、告有云々、又（二十五丁）不相爾、夕卜乎問常、云々、又（三十一丁）夜占問、吾袖爾置、白露乎、云々、十二（十八丁）に、月夜好、門爾出立足占爲天、往時禁八、妹二不相有、十三（二十六丁）長歌に、妹乃山、勢能山越而、行之君、何時來座跡、玉桙之、道爾出立、夕卜乎吾問之可婆、夕卜之、吾爾告良久、云云、久有、今七日許、早有者、今二日許、將有等曾、君者聞之二二、勿戀吾妹、十四（二十一丁）に、由布氣爾毛、許余比登乃良路云々、十七（三十一丁）長歌に、可度爾多知、由布氣刀比都追、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎など見えたるが、此夕占はしも、其身に屬きたる事の吉凶を卜ふには非ずて、多くは人を待つに、其來べき程を卜問ひ、人を戀ふとて、其逢ふべき時を卜へるにて、皆其道路の往來に係りたる事のみなるは、岐神に正し乞ひて爲る卜にし有れば、必ず然も有りぬべき筈の事なり、上田百樹說に、「夕占は夕來經にて、塞神に卜問ふなり」と云へりしは然る說にて、已に記傳六（四十六丁）岐神の下に、「又久那斗とも申す、布は經、久は來なり、中卷、美夜受比賣の歌に、「阿良多麻能、登斯賀伎布禮婆、阿良多麻能、都紀波佉閇由久」と有りて、如此く來と經とを重ねても云ひて同意に成るなり」と云はれたるが如し、（右の足占と云ふ事は、海宮遊行章第八一書に、初潮漬足時、則爲足占、と有る此なり、或說に、其

向に標準を立て置き、此より歩み行きつゝ其數を計へ、偖、其奇偶を以て其事の可否を定むる事なりと云へるは、然も有りぬべき事なり、但し夕占は夕占、足占は足占にて別なり、其と一に爲べからず）拾芥抄に、問夕食歌、布那斗佐問夕食之神爾物問問婆道行久人與占正爾爲與兒女子云、持黃楊櫛女三人、向三辻問之、又午歲女、午日問之、今按、三度誦此歌、作堺散米、鳴櫛齒三度後、境内來人答爲内人言語聞、推吉凶と有る、布那斗佐問は、上に註せる如く岐之祖神と云へる、之を歌詞とする故に省けるなり、夕食之神は、百樹說に夕來經之神と云へるが如し、物問問婆は、心に決め難き事有りて、其岐神に質し卜問ふ事なり、道行久人與は、上なる夕來經之神に照應せて云へるにて、其衢に來經る人の云ふ言を以て、神の御教と定むるなり、文に境内來人答爲内人言語聞と云へる是なり、占正爾爲與は、上に引ける萬葉十一(十三丁)に、事靈、八十衢、夕占問、占正謂、妹相依、と有る如く、古を正しに告れと云ふなり、(古に正と云ふ事は、萬葉二に、大船之、津守之占爾、將告登波、益爲爾知而、云々とある益爲是なり、十四に、武藏野爾、宇良敝可多也伎、麻佐氐爾毛、乃良奴伎美我名、云々と有る麻左氐は、賀茂翁說に正定なりと云はれき、同卷に、可良須等布、於保乎曾杼里能、麻左低爾毛、伎麻左奴伎美乎、許呂久等曾奈久、と有りて、大嘘と相對へ云へれば、實に正定なる者なり、偖、拾芥抄の右歌は、片假字にて書けるを、此には其混らはしきを愁へて、右の如く萬葉風に字を塡て引ける者なり）持黃楊櫛は、續後拾遺集(物名)に、刺櫛の黃楊の齒なくて吾妹子が、夕食の占を問ひぞ煩ふ、と、崇德院御製も有れば、古より有り來れる事にて岐神の神告を請ひ奉る表物なり、女三人向三辻問之、又、午歲女、午日問之、と有るは、其拾芥抄を記せりし頃の兒女子の說にて、然る窮屈

たる事にては非ざる事、萬葉の歌共にて明らけし、作堺散レ米とは、十字街に至り、地を卜て、其に散米を爲し清め其を内外の堺と作す故に作堺とは云ふなり、鳴二櫛齒一には、百樹說に、「櫛齒を三度鳴らすには、故神を迎ふる法にして、偖後に其の卜たる境内に入り來經る人の語を、神の諭として卜合へる事にて、答とは、實は道行き振の人語なるを、此方にては卜を問ふに答ふる意とするなり、内人とは、彼境内へ入來經る人を、卜問に答させむ人と定めたる稱なるべし」といへるは、然る言なり、(此百樹說は、自著の□□と云ふ書に粗記せるを、如何にしてか、伴信友其遺稿を取り出だして、正卜考と書名を改めたり、此より百樹が功隱れて、世に知る人無きを可惜しみて、今予其元に復して引ける者なり)又、百樹が引ける或書に、「辻占術とて、四辻に出でて、手に黄楊櫛を持ち、心に道祖神を念じて歌を唱ふ、其歌は、「辻や辻、四辻が古の市四辻、古正しかれ辻占の神」此を三返し見え來る人の語を以て吉凶を定む」と有り、是れ三辻と云ふよりは古風なりと云へり、如何にも古の古の、如此く簡易なる事にて、其唱ふる右の歌なども、後世状なるなりければ、古には其定め無くして、唯櫛齒を鳴らし、岐神を迎へ奉り、偖其に來經る人の云ふ語を、神の御敎と正定に聞き定めたりし者にぞ有りぬべし、然れば、右の夕占はしも、岐神に卜問ひ奉る事なるが、其本著く所は、卜部の其祭祀を主り仕へ奉るに起れりける者になむ有りける、(然れども、皆其神の由緣に因れる事耳にて、中々に後世人の思ひ寄るまじき事共なれば、其淺々しく見ゆる所に、深き味の有りぬべき筈なり、疎忽に思ひ侮り奉る事勿れ)

○所レ謂八雷者云々は、上に有二八色雷公一と云ふ古傳の有を、此に承けて、其は斯々と記者の註せる所なるが故に、所謂と云へるにて、第六ノ一書に所レ謂泉津平坂者云々など有るに同じ、記傳六(三十六丁)に、「所謂は伊波由流と訓むべ

し、古言にて所レ言と云ふ事なり、流々を由流といふは、古言の格なり、偖所レ言とは上に云へる事を指して云へり、又、上文には言はざれども、世に言ひ習へるを指して云ふ事も有り」と有るが如く、世に其聞え高き事を、此方にて釋く時に用ひる詞なり、（謂字を、字書共に註せるに、事有レ可レ稱曰レ有レ謂、失ニ事宜一不レ可ニ名言一謂ニ亡謂一とも、又稱ニ其言一亦曰レ謂、此之謂、其斯之謂也と云ひ、朱憙が語類に、謂レ之名レ之也之謂直爲也とある字音をも辨ふべし、名義抄に、所謂を伊波由流と訓み、又謂字の訓の中に、物賀多理とも、能夫とも有る、能ぶは演なり）古事記に、此事を燭ニ一火ニ入見之時、宇士多加禮斗呂々岐弖、於レ頭者大雷居、於レ胸者火雷居、於レ腹黒雷居、於レ陰者拆雷居、於ニ左手ニ者若雷居、於ニ右手ニ者土雷居、於ニ左足ニ者鳴雷居、於ニ右足ニ者伏雷居、并八雷神成居と有りて、此と同じ趣なれども、伊邪那美命の御骸の傍に、然る神等の成り居たる状に云へるは、固より僻事なり、然れば御紀の傳々に、其事の無きには如かざる者なり、此に所謂云々と見えたるは、其傳共に八雷神の名なきが故に、佗より援ひて書き加へられたる事灼然ければ、御紀の傳を以て正しとは云ふなり、古史徴に八色雷公の名共も甚々信け難し、其は八色とは有れども、多くの雷と云ふ事ならむを、八色の名悉く有るも亦信け難し、此は決めて神代よりの傳ならで、稍後に古傳を心得誤れる世と成りて押當に古書に見えたる雷神の名を、種々拾ひ集めて語れる傳なるべし、其は古事記には宇士多加禮斗呂々岐弖、於レ頭者云々、并八雷神成居と有れども、神代紀には、所謂八雷者云々と有る所謂の字を熟思ふべし、若くは神代紀に本は八色雷公の名を記されざりしを、所謂以下は後人の攙入ならむも知るべからず、偖、古事記は其所謂と語り傳へけむ說を、卽ち本文に結びたる物とこそ所思ゆれ、若て其大雷は大雷神の名を採り、火雷は火神

の亦名を採り、若雷は賀茂大神の名を採り、鳴雷は主水司坐神の名を採り、山雷は大山津見神の亦の名を採れるなるべし、其黑雷、土雷、伏雷、野雷など云へるは、凡て其覺束なき雷名になむ、中にも於陰者拆雷居と云へるなどは、古人の滑稽に云へる事の傳なるべく思ゆ、師說に「凡て雷は此に見えたる如く、伊邪那美大神の大御身に成りて、豫母都國より起る者なりと云はれしは、實の雷神は火神の御骸に成り坐して、甚じき有功神に坐す事を、思ひ漏らされたるにぞ有りける」と云はれたるなむ、甚々委しき說には有りける、(但し此の所謂八雷者云々を、後人の攙入ならむと云はれしは、然るべからず、此傳も、元は唯八色雷公と耳有りて、其名共は無かりしを、其にても心落の爲ざるが故に、其上文に照し應せて、紀者の書き加へられたる文なる事、上に云へる如し)倩、其八雷神と云へるは、泉津醜女八人と見えたる其と同じき事、上に說けるが如し、然れば、古事記に宇士多加禮斗呂々岐弖と有るも、其鬼の身の有りし狀なるを、伊邪那美命の御事に混へたりし者なり、其が名を醜女といひ、其國の事を、此第六一書に、不須也凶目汚穢國と云へるからは、其國の鬼の醜めかりし事、今云ふ限りに非ざるなり、若て并八雷神成居と有るは、生居の義には非ず、鳴居にて、其は同記白檮原宮段に、生尾土雲八十建在其室待伊那流と見えたる、伊那流を記傳に宇那流なりと說かれたり、其の宇那流は氣鳴にて、正しく言語ふが如く、聲音の清亮ならずして、唯だ口氣の鳴るが如く聞ゆるを以て云ふ言なり、此の事既に傳八に說きたりき、然れば右の八色雷公などは、其の醜女の猛く嚴きに依りて、雷とは云へるにこそ有りけれ、固より泉中の鬼にし有りければ、天の原蹈轟かして鳴り給ふ雷神などとは、全に殊異なる者なりかし、(宇那流は、俗に宇那理聲と云へる是なり、和漢古今の書共に、喙と有るを、字書に病呼聲

と注し、又、呻吟とも、嚬咻とも、通嚬とも書けるを、漢書顔師古註に、大原人呼ニ痛而呻吟一爲ニ通嚬一と云ひ、韻會に呻嚬とも、呻喟とも見えたる是なり、字鏡集に、呻をも、吟をも、喑をも、欲をも、運與夫と訓めるは叫呼にて、其喉の呼ぶ聲に似たるを以て云ふ稱なり）〇在レ首曰ニ大雷一は、記に於レ頭大雷居と有る是なり、然れども、大雷神はしも、第七一書に、斬ニ軻遇突智一爲ニ三段一、其一段是爲ニ雷神一と見えたる、其の雷神に大字を冠せて稱奉れる御名にて、甚切可畏然る泉中の鬼の類には非らず、甚々尊き大神に坐すこと、傳九に云へるが如し、偖、其の雷神にも、數多の支族神御在し坐して多在る中に、右の雷神は、其首領に渡らせ給へば、其由の傳も古に在りつらむを、取り掠めて在レ首曰ニ大雷一とは云ひ成したる者と見えたり、文德天皇實錄に、齊衡元年夏四月乙卯朔丙辰、授ニ河内國大雷火明神從五位下一と有りて大雷と申すは雷神の謂なり、火明は雷光の事なれば此は云ふ迄もあらず天鳴雷神に渡らせ給へるを思ふべし、又、神名式に、和泉國大鳥郡火電神社有る其を一本に作ニ大電一と有るを、古史徵に引かれたるには、大雷と有るなども、證と爲すに足れり、（又、山城國乙訓郡火雷神社を、今本に大雷に作れども、其は記傳にも、「續紀以下の史に依るに、火雷の寫誤なり」と云はれたる如くなれば、其にも非ず）〇在レ胸曰ニ火雷一は、古事記にも於レ胸者火雷居と有り、然れども、火雷神と申すは、次に云ふ如く火産靈神の亦の名と有りければ、此も僻傳にて、彼醜めき鬼共の名には非ざるなり、思ふに、胸を燒く、又、胸の炎など云ふ事の有る、其より混れて斯る説の起れるより、火雷神の成り坐せる事を、胸に係けたるなるべし、萬葉十二（二十一丁）に、吾妹兒闇、戀爲便名鴈、胸乎熱、云云、古今集（物名）に、「胸走火に心燒け居り」と云ひ、今も腹立つ事を、俗に炎を燃すなど云る是なり、（又、萬葉一に、

海鹽女等之、燒臆乃、念曾所焼、吾下情、五に、見乍阿禮婆、心波母延裳、可爾可久爾、思和豆良比、爾能尾志奈可由など云へる類、即ち胸を燒き胸を燃す事なり）火雷は、下なる穗雷命神社の下に引ける三代實錄に、保沼雷神と、二所に假字書きせるに依りて、然か訓むべし、然るには此神はしも、火產靈神の亦の名なれば火主雷神（ホヌイカツチノカミ）の義にて、常に火を富（ホ）と轉じ云ふとは別なる者なり、倍、火產靈神、火雷神、同神に御在し坐す御事を顯はし申さむに、神名式に、宮中神卅六座の中に、大膳職坐神三座（並小）御食津神社、火雷神社、高倍神社と見えたるを、大膳職式に比校るに、御膳神八座、醬院高部神一座、竈神四座、菓餠所火雷神一座、竃神四座、と見えたり、此中に火雷神を三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二大膳職從五位下齋火武主比神從五位上一と有りて、此より外に當るべき神なきを以て知るべし、（但し同時の神階の事を、大膳職從四位上御食津神從三位、從五位下大八島竈神八前從五位上と見え、同三月廿日丙子、授二大膳職醬院無位高部神從五位下一と有り、此を式に合はせ考ふるに、其御膳神八座に、此なる從三位御食津神なり、竈神四座、竃神四座を合はせて從五位上大八島竈神なり、醬院高部神は此にも有りて、殘る所は彼火雷神と、此に齋火武主比命にして相共に彼よりも此よりも動かすべからざる者なり）事の意を考へても見よかし、大膳職は、職員令に、掌下諸國調雜物及造二庶膳羞醢葅醬豉未醬肴菓雜餠食料一率二膳部一以供中其事上と有るが如く、掛まくも恐き皇御孫尊の大御食に供へ奉る職なり、火を淸くし物を潔めて供へ奉るべき所なり、若し火雷は八色雷公の一ならむには、然る禍々しき黃泉神を、何爲とてか招きて祭らせ給はむ、縱ひ火雷は霹靂神ならむからに、何の由有りてか恒久（トコシヘ）に齋かせ給はむ、甚々謂（イハレ）なき事なるに非ずや、抑々大膳職に有の神等を祭らせ給ふ起りは、高橋氏文に、

景行天皇東國に幸行しゝ時、磐鹿六雁命、其大御食に仕へ奉られし所に、是時、上總國安房大神乎御食都神止坐奉天、若湯坐連等始祖意富賣布連之子豐日連乎令ニ火鑚一天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閇天供ニ御食一、並大八洲爾像天、八乎止古八乎止咩定天、神嘗大嘗等供奉始支と有りて、其細書に、但之安房大神爲ニ御食津神一者、今大膳職祭神也、令レ鑚ニ忌火ニ大作造者、物部豐日連之後也と見えたる、是始にて、其忌火の事に就きて、火雷神はしも齋かれさせ御在し坐し初めたる事を知るべし、又、其齋火武主比神と申し奉る其言の意をも明らむべき者なり、(其は神武天皇御紀に、今以ニ高皇產靈尊一、朕親作ニ顯齋一、用レ汝爲ニ齋主一、授以ニ嚴媛之號一云々、火名爲ニ嚴香來雷一と有る、嚴と忌火の忌と同じきを以て曉るべし、又、文德實錄に、齊衡二年十二月丙子朔、大炊寮大八島竈神、齋火武主比命、庭火神、並授ニ從五位下一と見え、又、天安元年四月戊辰朔癸酉、有レ勅、大炊寮大八島竈神、內膳司忌火庭火神、並授ニ從五位下一と有る、忌火神卽ち齋火武主比命なる者なり、大炊寮內膳司共に如此く火神を祭る事は、其忌火の爲なり)○神名式に、山城國乙訓郡火雷神社(名神大、月次、新嘗)と有る、此は本朝月令に載れる秦氏本系帳に、建角身命娶ニ丹波國神伊賀古夜比賣一、生子曰ニ玉依比古一、曰ニ玉依日賣一、於ニ石河瀨見小川一爲レ遊時、丹塗矢自ニ川上一流下、乃取挿ニ置床邊一、遂感孕生ニ男子一云々、所レ謂丹塗矢者、乙訓社坐火雷命在と見えたる其れにて、古事記に、大山咋神亦名者山末之大主神、此神者云々、用ニ鳴鏑一神者也と見えて、其丹塗矢此の鳴鏑なるが其は火雷神の御靈の添はせる鳴鏑を、其大山咋神の射放たせ給ひけるを、玉依日賣の拾ひて床邊に置きたりつるが、男に化りて娶はせさせ給ひて、男子を生み坐せるなり、年中行事祕抄に、舊記曰、御祖多々須玉依媛命、始遊ニ川上一時、有ニ美箭一流來依レ身、卽取レ之挿ニ床下一、夜

化美男相副、既知姫身、遂生男子、不知其父、於是爲知其父、乃造宇氣比酒、令子持坏酒供父、此子持酒盃、振上於天雲、而云吾天神御子、乃上天也、云々、因之山本坐天神御子稱別雷神と有るを以て知るべし、（此文色葉字類抄には本朝文集日と出でたり、今は合せて其宜しきに從へるなり、古事記白檮原宮段なる丹塗矢の故事は、却りて此を誤れる者なり、其由、寶劒出現章第六一書に委しく論ひ定むべければ、此には註さず）其御子の御言に、吾天神御子と宣へるは、其火雷神はしも、御父伊奘諾大神に斬られさせ給へりしかども、其御骸は、天に上りて天香山となり、其血はしも、天安川の五百箇磐石としも成れゝば、其御靈も、共に高天原に神留坐せるが故に、其を天神と宣ひて、其御子なる由なり、乃上天也は、秦氏本系帳に、此兒不指衆人、仰觀行指戸上之矢、卽爲雷公、折破屋棟、升上而去と有るが如く、火神の御子に坐す故に、御勢猛く御在し坐して天雲を踏墮して、雷公の如く轟かし上がり給へるを云ふなり、山本坐天神御子とは、神名式に、愛宕郡片山御子神社（大、月次、相嘗、新嘗）と有る是にて、古記に片岡神と申せり、然れば、其片岡卽ち山本にて、神子卽ち天神御子なり、然るを、稱別雷神と云へるは、非ぬ僻事なる者なり、其は下なる稚雷の傳に就きて云ふべし、然れば、其片山御子神の御父は火雷神に坐し、御母は玉依日賣命にして、同郡三井神社（名神大、月次、新嘗）に御在し坐す神なり、（山城風土記に、蓼倉里三身社、稱三身者賀茂建角身命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身坐故、號三身社、今漸云三井社と有る是なり、然れば、本系帳に、故鴨上社號別雷神、鴨下社號御祖神也と有るは、似たる事ながら甚く異なる者なり、其は上社、別雷神は事代主命に御在せる事元暦奏上記に見えて、甚謬なる事なり、下社を御祖神社と申すは、

事代主命の御祖にて、同じく玉依姫命と申し奉れども、大己貴神と並び坐して、宗像三女神の御事なれば、火雷神に娶れ奉りて、片山御子神の御祖と成り給へる玉依日賣とは、固より同じからざるを、混にする者なり、此事、予已に神壽詞講義に委しく明らめたりき、伴信友が瀬見小河に云へりし趣は、上田百樹が遺稿を取りて編める物ながら、甚甚幼稚くなむ)所レ謂丹塗矢者、乙訓社坐大雷命在とは、其鳴鏑の所在を明せる文にて、甚愛たし、然るを、本系帳の一説に、戸上矢者松尾大明神是也と有るは如何、其は古事記にも、大山咋神者云々、坐二葛野之松尾一、用二鳴鏑一神者也とこそは見えたれ、其矢はしも、火雷神の化給へりし丹塗矢なるを若松尾に鎭座とせば、其美男に化りて、少女に娶給へるは、大山咋神の事と成るなり、何を以てか其御子をしも天神御子とは申さむ、然れば、戸字の上に放字の脱ちたるなどにて、放二戸上矢一者と有りけるならむか、如何にも有れ、其片山御子神の御父は、火雷神に御在せる事、遊ひ有るまじき者になむ有りける、但し片山は其御子の鎭まり坐せる地名にて、神名には非ざるなり、神名式に、備前國邑久郡片山日子神社は同神にや、(其は、赤坂郡津高郡兒島郡等に鴨神社有る、思ひ合はすべし、偖、其片岡神の御事は、文德天皇實錄に、齊衡三年五月戊辰、山城國片山神、列二於官社一、兼預二相嘗祀一、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二山城國從五位下片山神從五位上一、左經記に、寛仁元年十一月片山等神被レ叙二一階一と見え、或古記に、寛仁元年十一月授二片山神等正一位一、片山者片岡也明矣と有りと云へり、此社を吉懷記に大己貴命也と云ひ、又、賀茂縣主祖建玉依彦命也など云へるは、悉く云ふに足らず)文武天皇御紀に、大寶二年秋七月癸酉、在二山城國乙訓郡一火雷神、毎レ旱祈レ雨頻有二徴驗一、宜レ入二大幣及月次幣例一と見えたる、實に火雷神はしも、大雷神、大山祇神、高

靈神等の元神に御在し坐し、又、埴山姫神と御合ひ坐して、稚產靈神を令レ生給へれば、豐受大神の御祖父にて渡らせ給へれば、實に所謂ある事なり、光仁天皇御紀に、寶龜五年正月辛丑朔乙丑、山背國言、去年十二月、於二管内乙訓郡乙訓社一、狼及鹿多、野狐一百許、毎夜鳴、七日而止、六月壬申奉二幣於山背國乙訓郡乙訓社一、以二豺狼之恠一也と見えたり、此には乙訓社と申せり、桓武天皇御紀に、延暦三年十一月丁巳、遣二兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚一、叙二松尾乙訓二神從五位下一、以レ遷レ都也と有は、其以前に、甲子天皇移二幸長岡宮一と有る其事に縁りてなり、(其五月丙戌に、勅遣二云々於二山背國一、相二乙訓郡長岡村之地一、爲レ遷レ都也と有れば、其皇京に近く御在し坐して、甚止事なき御社なる故に、右の如く會釋(アヒシラ)ひ奉らせ給へるなり、太秦廣隆寺縁起に山城國乙訓郡有二一宇社殿一、號二乙訓社一、今向日明神也と有れば、其をも乙訓社と申し頃云へりし者なり、然れども、此なるは其には非ざる事、次に引ける中右記の文に照らして心得べし) 文德天皇實錄に、嘉祥三年七月丙子朔丙戌、進二山城國火雷神階從五位上一と有るは、以前の寶龜の度に從五位下と叙(ナ)させ給へるに、一階を進め給へるなり、清和天皇實錄には、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二山城國正五位下乙訓火雷神從四位下一とあれば、此正五位まで、其間にも進め奉り給へるが漏れたるなるべし、中右記に、大治二年二月・神祇官失レ火、登二高倉一消レ火者、山城國乙訓社祝部貞茂可レ令レ給祿一と有るは、唯火を消したるには有るべからず、火雷神は火神に渡らせ給へば、其仕へ奉る神に祈り申して、鎭め申せりし者なるべし、偖此火雷神社、今向神社に合せ祭ると云へり、然ればこそ、廣隆寺縁起に、向日明神をも乙訓社とは申したりけれ、(此に至りて、右の乙訓社は此火雷神社なる事・愈以て知らるゝなり、和名抄郷名には無けれども、然る地名有りしと聞えて、諸陵式に、

高畠陵を在二乙訓一と云ひ、又、乙訓寺と云へるも有るを以て見るに、其邊の大名の如くなりしにこそ、或書に、當社を井田村に今二社あり、一を乙訓神とし、一を春日祠と申せる是ならむと云へれども、其とも定め難し、又一説に、楢爪村かとも云へり、火と雷と言の同じき故に、推當に云へるにか）○又、同式に、大和國廣瀬郡穗雷命神社、清和天皇實錄に、貞觀七年冬十月九日丁巳、授二云々、大和國正六位上武雷神保沼(ホヌ)雷神云々、並從五位下一、同九年八月十六日壬午、授二云々、大和國從五位下武雷神、保沼雷神、並從五位上一と有る是なり、其武雷神も共に並び給ふ狀なれども、官よりは一座にて祀り給へるなるべし、（此社、保田村川合村の東に在りて、今下城郡に屬りと云へり、當郡廣瀬坐和伽牟加夷命神社、名神、大、月次、新嘗の御由緣に依りて祭れるには非じか）同國忍海郡葛木坐火雷神社一座二並名神、大、月次、相嘗、新嘗一 清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二大和國正三位葛木火雷神從二一位一と有る是なり、此社今笛吹村笛吹明神の傍に立たせ給へれば、一座は笛吹神なるべし、其は臨時祭式に、凡年中御卜料婆波加木、仰二大和國有封社一令レ採二進之一と有るを、此を宮主秘事口傳抄、御體御卜條に、次官掌進二波々賀木一、此木官掌自二大和國笛吹社一請取也と見えたり、龜卜祭文に、採二天香山之布毛里木一、遣二火鑽一、鑽二出天香火一、吹二著大抖香木一、取二天香山之無(ナシ)節竹一、折二立卜串一、開レ之と見えたる、天香火(アメノカグヒ)は、古事記なる火神の亦名に火之迦具土神と有るに同じければ、其笛吹神の波々加木の事に就きて祭られ給へるならむには、火雷神はしも、鹿卜に在れ、龜卜に在れ、其兆を彫りて指火をする、其火を天香火と讚(キ)改めて行ふ所由に依りて祭られ給へるならむかし、律階の殊に進ませ御在し坐すなどに心を寄けて考ふべき事になむ有りける（然るに、和漢三才圖會に、笛吹社は建多乎利命を祀れる由記せ

るに、姓氏錄、河内國神別に、笛吹連、火明命之後也と有りて、其左京神別に、湯母竹田連、火明命五世之孫、建刀米命之男、武田折命云々と見えたれば、其祖宗共に著明きを、天孫本紀には、火明命六世孫に建多乎利命、笛連、若犬甘連等祖と有れば、其世數合へり、其建多乎利命は竹乎折命にて、太兆の兆竹の事に依れるには非じか、右に引ける龜卜祭文に取二天香山之無節竹一折二立卜串一問レ之と有るに思ひ合はすべし、但し御卜の事は、其氏の預かる事に非ざれば、其斯の波々加木兆竹を進むる耳を職と爲りしにこそ）宇智郡火雷神社有り、淸和天皇實錄に、貞觀元年夏四月十日乙未、授二正四位上火雷神從三位一、陽成天皇元慶三年六月八日丁卯、授二從三位火雷神正三位一と有るは、信に其神階なるが如し、然れども、其貞觀なるには、法花寺從三位、薦枕高御產栖日神正三位と有りて、次に此火雷神を載せ、終に從四位下法花寺坐神從四位上と、三神並に叙せ給ひ、後の元慶の度には、先に法華寺正三位、薦枕高御產栖日神從二位と有りて、其次に並び出でて、二度ながらに如此くなるは、神名式には、添上郡宇奈太理坐高御魂神社（大、月次、相嘗、新嘗）と有りて、一座の趣なれど、右の貞觀の度を以て推すに、火雷神、法花寺坐神、共に合はせて三座なるにて、宇智郡火雷神社とは、別なる者になむ有りける、（其宇智郡なるは大和志に、在二火打野村一と云へるも、忌火を鑽などの由緣には非ざるか、同郡宮前霹靂神社は雷神に坐し、丹生川神社は靇神に坐すべければ、其に此火雷神に屬きたる神なるを考ふべし）又、神名式に、上野國那波郡火雷神社、本國神名帳鎭守十二座の中に、從一位火雷大明神と出でたる是なり、同帳に、邑樂郡從四位上火雷明神、群馬西郡火雷若御子明神なども有り、同國甘樂郡貫前神社（名神大）は、一宮記に經津主命と見えたれば、其御祖の由を以て祭られ給へるなどにや、（又同帳に、勢多郡從三位

於神明神、佐位郡從四位上於神明神、群馬西郡從五位上於神明神と有るに、雷神と通ゆれば、火雷若御子神は雷神に御在すにや、或云、火雷神社は下宮村と云ふに立たせ給へり）〇在レ腹曰二土雷一は、古事記には、於レ腹者黑雷居と云ひて、土雷は右手と爲り、其も此も後より推し當てたる者なれば、何れにても有りなむ、記傳六（十五丁）に引かれたる舒明天皇九年御紀に、春二月丙辰朔戊寅、大星從レ東流レ西、便有レ音似レ雷、時人曰二流星之音一、亦曰二地雷一、於レ是僧旻僧曰非二流星一、是天狗也、其吠聲似レ雷耳と見えたり、此流星の如き物を、地雷と時人の云へるは、古來相傳へたる說にて、寔に此土雷に當るべし、僧旻が說は、漢籍の說を取りて云へるなり、（史記天官書に、天狗狀如二大奔星一有レ聲、其下止レ地、類レ狗、所レ墮望レ之如二火光一、炎々衝レ天と云ひ、春秋元命包に、無レ雷而雷名曰二天狗一と見え、山海經に、天門山有二赤犬一、名曰二天狗一、其光飛レ天、流而爲レ星、長數十丈一、其疾如レ風、其聲如レ雷、其光如レ電など多く有り、安政元年十一月四日、東南の國々大なる地震有りて、山崩れて川を埋み、海傾きて陸を浸し、地裂けて水涌き上り、巖破れて谷に轉び入り、沖榜ぐ舟は浪に沈み、道行く人は足の立所を惑はせる許なりき、予は三河國二川驛より山道に係りて、或山中にて、其の地震に遇ひたるが、稍く新居驛に行き著きて、人々と共に其夜は村落に草を枕と爲たりけるが、日々に地震動りて、何時竟つべくも思えざりき、其翌日申刻許にや有けむ、大なる火球山より出て海に入りたる音、地も裂るかと思えしが、後に聞くに、西國の方も同じ狀にて有りしと云へり、然れば予が山より海に入ると思ひしは、右の地雷の空を飛び奔るにてぞ有りける、又、去年の十月二日の夜、江戸邊は古にも未だ聞かざる大地震にて、御府は更なり、大小名の邸宅堂舍塔廟、一として全からず、或は頽れ、或は仆れ、右の崩るゝ音、実の

傚る聲、譬ふる物なし、予も此十卷なる稜原の傳書かむとて、和名抄を引竟へて、其說を考へ居たりつるに、一動り三動り許、大に振動きければ、內房の方へ入りたりける、卽ち家潰れて、妻も子も、一に其下敷となりける時こそ有りけれ、近隣悉く燒け出で、廣き大江戶の內は、殘りなく燒崩れたる、其聲百千の雷に異ならず、又、死生の境と成りて、妻をや助けん、子をや救はむの心騷ぎに知らざりけれども、後に近き里より出で來りて訪らへる者の言を聞くに、大なる火球の如き物、南海の方より射るがごとく飛び莽り來て、或臺場の石垣に突き當れりや否、其音雷のごとくして、忽ちに炎燃え上がり、其より淺草の方に行きて、其後は知らずと云へるが、其通れりと思しき所は、殊に地震の振ひも强かりけるにや、其災に遇へる事甚だしかりき、右の二度の飛火はしも僧旻が云へる天狗にても有らんかし）其土雷はしも、雲行き雨施こらして、天原を動かせ給ふ大雷神の屬神なるとは異にて、泉津醜女の類を云ふ稱にて有るべきなり、其は泉國はしも、地中に在る域なりければ、其國に在りて、猛く嚴しき鬼を、此顯國より指して地雷とは云へるにて、其八色雷公の一を云へるならず、凡てを云ふ稱にて、神武天皇御紀などに、土中に住む者を、其名を指さずして土蜘蛛と云へると同じ意なるべし、若て其土中なる雷の、流星の如くして飛び莽る事は、祈年御門祭詞に、疎夫留物能、自下往者下乎守、自上往者上乎守と有りて、其上往くと云へる是なり、（攝津風土記に、宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇世僞者と有註に、此人恒居ニ穴中一、故賜ニ賤號一曰ニ土蛛一と見え、景行天皇十二年御紀に蓝山有ニ大石窟一曰ニ鼠石窟一有ニ二土蜘蛛一住ニ其石窟一云々以レ山排レ草、襲ニ石室土蜘蛛一とも有如く穴に住み窟に住む者を土蜘蛛と云るからは地中に栖る鬼をしも土雷とは必云つべき者也かし）○在レ背曰ニ稚雷一は、古事記には於ニ左手一者若雷居と有り、

何れにしても僻傳なり、其は神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名若雷、名神、大月次、相嘗、新嘗）と有りて、甚く異なる神に渡らせ給へば、然る八色雷公などに列まへ奉るべき神には固より御在し坐ざる者なり、又、別雷と御名には負はせさせ給へども、鳴雷の義に非らず、此大神の本の御名を味耜高彦根神と申し奉りて、其の味耜を以て土を分けさせたまひ、御父大國主大神と共に、天下を經營らせ給へる由の御名なり、又、傳八に說けるごとく、事代主神と申すは、其の和魂の御名なれども、其亦の名のごとく成りて、打任せては然か申すことも常なり、然れば、出雲大社小綠起に、山城國賀茂大明神者、當社第一王子阿式大明神是也と見え、元曆奏上記に、自二神代一所レ鎭上社事代主命、下社大己貴命而已、故有二別雷山之名一也と有るを、先づ心留め置くべし、（上にも已に火雷神の下に引ける賀茂大神舊記、又、本朝文集などに、丹塗矢の美男に化りて令レ生給へりし御子を、山本坐天神御子稱二別雷神一と云ひ、秦氏本系帳に、其御子と御母との事を承けて、故鴨上社號二別雷神一、鴨下社號二御祖神一など云へるは、其御子の屋を穿ちて上り給へるを以て、附會たる者なり、又、山城風土記に、因二外祖父之名一、號二可茂別雷命一と有る、外祖父は鴨建角身命の名を取りて、可茂と稱たる由なれども、其御子は片岡神にて、片山御子神と申せれば、其も式に賀茂別雷神を取り入れたるものにて、據とする事難かり、凡て山城風土記は、上社別雷神と、建角身命と、二神の故事を混に爲たるものにて、其には甚々深き故ある事なれども、古來其事を知れる人無きが故に、何時にても此別雷神の御事に至りては、僻說をなむ爲める）然るは、先づ大山咋神と申すも、其亦の名なる事を定めて、然後に其正定なる說をば得べきなり、古事記に見えたる大年神の御子の中に、大國御魂神、大山咋神などの有るは誤なり、其大國御魂

神は、寶劔出現章第六、一書に、大國主神亦曰㆓大國主神㆒と見えたるを、大倭神社註進狀に、傳聞、大國魂神者、大己貴神之荒魂と有れば、古事記は誤傳なる事、云ふも更なり、次に大山咋神と申すは、元暦奏上記に、以㆓松尾社㆒共預㆓西祭㆒者、大山咋神、而大國御魂神之子、蓋兒神之孫と有る是れ正傳なり、其兒神と申すは、素戔嗚尊なる由、同書に見えたり、神社啓蒙に引ける神系圖に、素戔嗚尊、大國御魂命兒、大山咋神(松尾大明神是也)と有るに合へり、然るに、紹運錄、神系圖等に、大山咋神(別雷神山王二宮、山城國松尾大明神)と有れば、別雷神即ち同神たり、山王二宮云々と云ふは、古事記に、大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐㆓近淡海國之日枝山㆒、亦坐㆓葛野之松尾㆒、用㆓鳴鏑㆒神者也と有る是れなり、其慥なる說は、尊卑分脈に、事代主神、近江國日吉二宮、號㆓小比叡大明神㆒と有りて、三代實錄に、大比叡神、小比叡神と有るは、大宮を大比叡神、二宮を小比叡神と云ふに合へり、又其山王二宮を、日吉神道秘密記に、地主大明神と記せるを、大江匡房記に、賀茂大神者、日本地主神也と云ひ、又或書に、貴船與御前、所㆑祭事代主命也、本朝地主神也と云ひ、氏成私記にも、蓋日域地守神明也と云へるを合はせて、事代主神を地主神と云ふ由を曉るべし、如此く合はせ見る時は、大山咋神、別雷神、共に事代主神と同神に坐す事も知られ、又、其大國主神の御子なる由も知らるゝが故に、古事記の傳をば取らざる事なり、(其大年神の御子の中に、韓神、曾富理神の有るも誤なり、其は園韓神の御事にて、大倭神社註進狀に、傳聞、園神者大己貴命之和魂、大國主神也、韓神、大己貴命少彥名命也と有るを以て知るべし、如㆑此佗書より持ち來りし古事記の傳を正し辨ふる事は、如何なる事には有れども、右の社傳等は、當昔に朝廷に聞え上げたらむには、御紀の一書にも載せらるべき事共なるを、然る事なくて止みぬる

なれば、共に古傳の一なり、此を以て正し辨ふるに、何の憚かる事かは有らむ）二十二社神體祕記に、松尾神社二座、鳴鏑神、市杵島姫と有り、其鳴鏑神と云ふは、古事記に、大山咋神者用鳴鏑之神也と云へる是なり、四條殿御本神社本記を閱たるに、松尾大山咋神、事代主命、社傳曰、一座と云ひて事代主命を合祭する事、極祕也と有るは、其同神の故なるに非ずや、二十二社注式に、松尾神社二座と有りて、一座大山咋神（本社也）一座胸形中都大神（市杵島姫也、素戔鳴御子）と見えたり、其市杵島姫命の御事を、本朝月令に載せたる秦氏本系帳に、正一位勳一等松尾大神御社者、筑紫胸形坐中都大神、戊辰年三月三日、天下坐松崎日尾（又云日埼岑）と見えたり、斯れば、固より大山咋神の鎭まり坐せる所に、其御祖神に坐す故に、其時一に合はせ祭れるなり、若し古事記の傳の如くに、大山咋神、若し大年神の御子ならむには、何の故由を以て胸形中都大神は鎭まり坐すとか爲む、（但し古事記に大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神と有りて、予が說は違へるが如くなれども、其れ即ち市杵島姫命に坐す事、寶劍出現章第六一書の傳に云ふべし、唯此は其市杵島姫命はしも、大山咋神の御祖に坐すと心得て耳有るべし）若て二十二社注式に、鴨（號下社）御祖神（玉依日咩別雷御母、大己貴神、別雷御父）と有るを、神佛冥應編に、其御祖神を宗像姫神と記し、鴨氏人記には、姫大神と見えたるは、松尾に胸形中都大神の坐々すに合へるを、右の趣にては、御父大己貴命御祖宗像姫神に坐して、其御子即別雷神に坐せるを、二十二社傳に、加茂大山咋神（松尾日吉御同體）と有り、八百萬神系圖に、大山咋神、別雷神、松尾神也と書し、神佛冥應編には、大己貴命及其子大山咋神と見え、後の物ながら和漢三才圖會に、山城國松尾大山咋神（大己貴命之子）と見え、諸神記に、賀茂下社の神と爲たるは誤なれども、大山咋

神（松尾日吉等同體）と記し、其系を素戔嗚尊、大己貴神、大山咋神とするは、甚正しき者なり、諸神鎮座記に、日枝神社者大國主大神也、自二神代一兒大山咋大神化二遊此處一云々、豐浦宮天皇時、大神辭レ之、遷二父大神一、替レ栖以二葛野一爲二鎮祠一、山城國松尾鎮祠是也と有りて、何れにも大山咋神別雷神を、大己貴神の御子とのみこそ有りけれ、一として大年神の御子とは見えざりける者をや、（右等の事共を記す人等、古事記、舊事紀を見ざる人誰かは有む、然るを其二書に違ひて、右のごとく記せるには、何れも其社傳の方を實にもと思ひ信(タノ)めるが故なるを曉るべし）其大山咋神と申し、別雷神と申し奉る事は、丹波國鍬山社緣起に、原夫玄古天地開闢而神功既畢、靈運方遷矣、自レ後爾出雲洲大己貴神巡行、始到二此洲一也、鴻水懷レ山、濁浪排レ空、故神領二八神一、南方到二黒柄嶽一、視二水脉一、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見二有レ山狹可一レ通レ水、而鑿レ山勞レ磐、順レ流決レ之、神始鍬取成二此洲里一給、依レ之崇奉レ號二鍬山大神一と見えたる、原夫玄古云々は、伊弉諾尊の御事を序に云へるなり、大己貴神巡行は、國土經營の御時を云ふなり、領二八神一は、其御子神等を領(キ)て巡行坐しゝなり、其は同國請田社(ウキタノヤシロ)傳記に、邃古世丹波國湖也、大山咋神決二其水一、涸而後、爲二家鄕及田地一、於レ是尊二崇此神德一、祠レ之、以稱二桑田浮田明神一、以レ鋤爲二神體一と有るがごとく、專ら大山咋神の事掌給へりし者なり、又、神代系圖傳にも、丹波國浮田明神者、大山咋神也、邃古世丹波國皆湖也、其水赤、故云二丹波一、大山咋神決二其湖水一、丹波水涸成レ國矣、是以用二其鋤一爲二彼神之靈體一、此神者卽松尾大神同體也とも有り、山城名勝志に、以レ鋤爲二神體一社坐二丹波國保津邑一、浮田明神と有り、此等を合はせて考ふるに、其大己貴神は、その御鍬を神體として、鍬山大神と崇められ奉れるにて、神名式に、丹波國桑田郡鍬山神社と有る是なり、其大山咋神は、其御鋤を

神體として、浮田明神と崇められ奉れるなるが、此文の始に云へるがごとく、味耜高彦根神と稱へ奉れる御名の本緣此に在る事なり、神名式に、同郡松尾神社と有るは、此御社なる事、後に註せるが如し、此神卽ち今保津村に坐して、猶浮田大明神と申せれども、右の松尾大神同體也を、一本には唯松尾大神也とのみ有ればなり、(此事、羅山文集なる吉田了以碑銘に、又有二浮田神祠一、世傳、邃古之世丹波國皆湖也、其水赤、故曰二丹波一、大山咋神穿二浮田一、決二其湖一、於レ是丹波水枯成レ土、乃建レ祠而祭レ之、以レ鋤爲二神之主一、此神卽是松尾大神也と有り、此も神代系圖傳を取られたるならむか、共に其水赤故曰二丹波一は、中古に出で來りし說にて妄なり、丹波とは田庭の意にて、丹後國丹波郡より起れる地名なる事、崇神天皇六十年御紀に就きて云ふべし）桑田郡の土俗相傳へて云へらく、「浮田明神の鋤を以て山を鑿ち岩を劈き給へる其片方は、嵐山松尾にて、其片端は龜尾山是なり、其通し給へりし水は、卽ち大堰川なり、浮田明神の御在し坐す保津は、其水上の落口にて、丹波にては此を保津川と云ひて、龜山の接地なり、篠山明神は、龜山の南十七八町矢田村に御在し坐して、卽ち龜山の產土神なり」と云へり、倩、山城名跡志と云ふ書に、松尾山を一名別雷山といひ、松尾社を在二別雷山下一といひ、別雷峯云二本殿戌亥十町計山上一、此所有レ巖、此卽當社神降臨所也と云へるは、上に引ける秦氏本系帳に謂はゆる日埼峯なるべし、卽ち嵐山の續きなり、嵐山は大中臣定好松尾鎭座記に、山田莊荒子山と記し、顯宗天皇三年御紀に、歌荒樔田(歌荒樔田在二山背國葛野郡一)を山城志に、在二大堰河之西南一、卽今松尾之東南地是也と見え、松尾社家系圖に、歌荒洲田、卜部伊伎氏本系帳と題せるなどを思ふに、此邊の山より里にも及べる地名なりけり、然れば、荒子山は荒鋤山なるべき事、右に引ける嶋田社記を以て曉るべし、若て龜尾

山は元龜山なるを、尾は嵐山に松尾と云へるに同じ、偖、其龜山は神山ならむと所レ思るは、古事記に、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂二迦毛大御神一者也と有りて、古大和國にて大物主神を、打任せて大神とのみ申し習ひけるより、卽ち其大三輪を唯に大神と書ける、其大神に對へて神とのみ申せりしない、其を轉じて、常に賀茂父は鴨など書く事なれども、大同類聚方に伊豆國賀茂郡を可牟郡とも書けるを以て見れば、其龜山卽神山なりと云ふ說も出で來る者なり、（若て和名抄に、丹波國郡名桑田を久波太と有るも、鍬田大神の緣に由りて、鍬田といふなる可し、其鍬山神社は、矢田村と云ふに立たせ給へるが、其より十七八町北に當りて龜山と云ふ有るも、右の龜山と同じ故事に依れるなるべし、神名式に、同郡出雲神社、名神、大と有るを、一宮記に、大己貴命妻三穗津姬也と有れども、出雲と云ふ地名を負ひ給へるからは、大己貴神を主と祀りて、三穗津姬命は其前社などなるべし、續後紀に、承和十二年秋七月丙午朔辛酉、丹波國桑田郡無位出雲神奉レ授二從五位下一、依二國司等解狀一也、三代實錄に、貞觀十四年十一月廿九日、授二丹波國從四位下出雲神從五位一、元慶四年六月廿一日授二丹波國從四位上出雲神正四位下一、日本紀略に、延喜十年八月廿三日、授二丹波國出雲大神正四位上一など有りて、當郡にて名神大社二座の其一に坐し、又、國の一の宮に渡らせ給ひて、右に引ける鍬山松尾二社には、神階の處分もなきを、右の如く御位に進ませ御在し坐ますは、其國作の時、先づ此所を本宮とし給へるには非ざるか、鍬山社記に、出雲洲大己貴神と先づ國名を冠らせ奉るを以て知るべし、神名式の內に其同郡の內にて由有る神社は、小川月神社、名神、大と有るは、其御父素戔嗚尊の亦御名なり、三縣神社は、和名抄に、何鹿郡三方鄉有り、古事記水垣宮段に、櫛御方命有りて、大物主大神の御子と有り、山國神社は、出雲國能義郡

山國郷有り、故有るべし、伊達神社は五十猛命なり、大井神社は社殿に酒美豆男神、酒美豆女神二座にて、山城國松尾神社より鯉に乗りて大井川を泝らせ給ひて、此社に鎮坐す、故に此産土の人、鯉を喰へば忽ちに現罰有りと云へれば、松尾大神なり、其神等を右の如く稱へ申す事は、神賀詞講義に云へるが如く、松尾社記に、其神上古に酒を醸し始め給へる古説有りて、實徴ある事なり、多吉神社は、出雲風土記に、神門郡多伎郷所㆑造㆓天下㆒之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之故云㆓多吉㆒と有り、斯れば、上に引ける鉄山社記に、大已貴神領㆓八神㆒と有る、其八神の皆は今知るべからざれども、大山咋神を始めとして、其餘の神等の中には、右に擧げたる神にも其の列なるは、必ず御在し坐すべき事なり）右の如く、其端より究め行く時は、味耜高彦根神と申すは、出雲風土記に、出雲神戸、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加夫呂乃命與㆓五百津鉏神鉏㆒所㆓取々㆒而所㆑造㆓天下㆒大穴持命二所大神等依奉、故云㆓神戸㆒と有るが如く、御父大神素戔嗚大神より大穴持少彦名二神に、國作の表物と爲て授け給へるを、其高彦根神も、其神鋤を取々して、御父大神の國作の御功業を輔相奉らせ給へるが故に、味耜高彦根神と申し奉れるなり、又、大山咋神と申し奉れるは、右の鉄山社記に、鑿㆑山勞㆑釋と有るが如く、丹波路の山を勞きて、大堰川を通して、其土を分ちて龜山荒子山を作り給ひ、終に丹波を國と成し給へる御功に依りて負ひ坐せるにて、咋は碎く義にて、食を喰と云ふも、碎きて納る意なるに同じ、然れば大山咋と申すに、生島神詞に、狹國者廣久、峻國者平久と有るに同じく、山を勞平して國土を經營給へると同じ意味なるべし、又、別雷神と申し奉るは龜尾荒子の二山を分ち給へるに依りて、分雷山の名有り、又、山城志に、賀茂山賀茂東、一名分土山、一名神山と有りて、賀茂にも同名の有るは、又其所由に縁る事なり、然れば、別雷

の別は、大山咋の咋に等しく、山を鑿ち磐を劈く由なり、雷は假字にて大土（イカツチ）の義なるべし、伊加は俗に大なるをも、多きをも、伊加伊と云ふは、伊加伎の音便なるを思ふべきなり、右のごとく御名は三に別れたれども、其義を究むる時には、皆一事に歸めり、但し今此に云へるは、丹波國の故事一を以て云ふのみ、必ず此許（コレバカリ）の事を以て然か稱たりと思ふべからず、天下に在らゆる國々に、猶斯る類なる事多かりぬべき事なり、然るは、出雲風土記に、國引坐八束臣津野命と有も、遍く天下に亙れる御名なれども、其故事としては、僅かに出雲一國の事のみ傳はれるがごとく、此も丹波一國の事のみに依れるには非ず、天下萬國に亙れる味耜高彥根神なり、大山咋神なり、別雷神なり、心狹く思ひ取る事勿れ、天孫降臨章に、味耜高彥根神、則拔二其帶劔大葉苅一、以所三伏喪屋一、此即落而爲レ山、今在二美濃國藍見川之上一喪山是也と有るなどは、一時の御怒に依る事なれども、然許り御稜威の可畏く坐す神なる者を、國作の御事に於ては、其大神の得去るまじき御業なるに非ずや、如何なる事をか成し給はざらむ、（神代に湖水多かりし事には、傳八卷に云へるが如く、古信濃國は大なる湖なりしを、後に水落ちて、信濃國は出來、又、但馬一覽記と云ふ物に、其土俗に傳ふる所の古傳を載せて云はく、但馬國は、神代に諸國已に開けたるに、此國は未だ開けず、洪水逆行して民の居るべき平地もなく、五穀を殖うる田野もなければ、龍蛇惡蝎の棲處と成り、人民を害しければ、天皇彥火々出見尊聞き給ひて、大物主命、倉稻魂命、大己貴命、少彥名命、天日方命に勅命坐々して、此國へ遣はされければ、五神勅を奉じて淡路島より此國へ人民を引連れ、瀨戸湊を切開き、大河を通し給ひければ、洪水悉く流れ盡きて平土と成れり、山野を燒きて驅り給ひしかば、蛇龍は逃げ去りて害を成す事なし、此に於て、倉稻魂命百穀を播こし、民に五穀を作

る事を教へ給ひて、人民繁昌國家太平なり云々とあり、此天皇彦火々出見尊の勅命と云ふは、後に此國に來らせ給へる事を持ち込みたるにて、其と此とは別なれども、必ず其事有りしなるべし、同國二方温泉記に、上古大己貴、少彦名二神、入二田道間洲一、開二瀬門一、經二營此州一、又至二二方國一、闢二此温湯一、後居二朝來郡赤淵宮一、終向二東方三河國一と見え、神社考傳と云ふ物にも、古天下を作り成しゝ大穴持命、少彦名命、但馬國に入り來坐して、瀬戸水門を切開き、此國を作り給ひ、其後竹濱に至り坐し、又二方國に在はして、顯見蒼生の病を治め給ふとて、此御湯を開基し給ひ、後に朝來郡赤淵宮に休み居坐して、終に東方三河國に至り坐しきとも有れば、實に在りし事なるべし、和名抄に、二方郡温泉郷あり、美含郡竹野郷有り、竹濱と云ふ、と云へり、三河國寶飯郡砥鹿神社式に見えたるを、一宮記に大己貴命と云へるを、但馬國朝來郡赤淵神社に並びて刀我石部神社有るも、二方温泉記に合へり、姓氏錄に、石邊公、大物主命男、久斯比賀多命之後也と有るも、右の一覽記に合へり、但し其天日方奇日方命は、地神本紀に都味齒八重事代主神兒と有れば、右の傳共には漏れたれども、必ず加はり給ふ事、丹波國の如くなるべし、又、大瀧光賢が取り出でて、其國最上郡の古老の傳を見たるに、古出雲國に阿古夜と申せる姫君あり、陸奥に藤といふ男ありと聞く、其こそ吾夫と定むべきなれとて來給ひしが、置賜村山の邊に川有り、歩渡し給ふとて裾を高く上げければ、其脛白く水に移れるを、里人の見て笑ひければ、恥ぢ給へるより、恥川（ハヅカシガハ）と云ふ名遺れり、若て宮澤といふ山内にて、終に其藤と夫婦と成りて、或時二人下江と云ふ所に出でけるに、大水溜有りと雖も、連山相重なりて下に流るゝ事能はず、此に於て人夫を催かし、其山を切流せしが、水勢甚だ早くして、悉く流れ落ちて、唯最上の內に長泥、泥澤、蟹澤など

云ふ所に耳水殘りて、大方は平地と成れり、其地今最上郡と云へる是なり、其水の流は謂はゆる最上川なり、其山を崩して流し入れたる土砂も亦國と成る、今庄内の地是なり」と云へり、右の阿古夜と云ふは、出雲風土記に見えたる阿陀加夜努志多伎吉比賣命にては坐さざるか、其ならば下照媛命也、其は攝津國比賣許曾社記に、雀宮神社、祭神二座、別雷命、飯豐命、下照媛別稱也、勸請奧州白河郡仙谷郷一矣と有るは、神名式に、陸奧國白河郡飯豐比賣神社有る是なるべし、又、賀美郡飯豐神社有り、和名抄郷名に、宇多郡飯豐有り、又會津の西北に飯豐山と云へるが有るなど、彼の國には其神跡と思しき事少からず、然れば、右の藤と云ふ者と夫婦に成れるといふ事は、土俗の訛傳にて、此別雷神と御心を戮せ御力を一にして、最上川を通して最上莊内の地を經營給へるにや、右に云へる雀宮に、二神並び坐すを思ふべし、又、式に、田川郡湯豆佐賣神社有るは、其后伊古奈比咩命にて、其事代主命の后神に坐す事、傳九卷に云へるが如し、同郡賀茂浦といふ地名有るなどを思はゞ、必ず得て曉る所有るべし、此を以て、大山咋神、別雷神と申す御名は、廣く天下に亙りて、國作の御功用に依れる御名なる事を明らめ奉るべし）然れば、其別雷と負ひ給へる御名の本緣は、右の分土の故事に本著たるにて、神名式に、山城國葛野郡松尾神社二座（並名神、大、月次、相嘗、新嘗）と有る是なるが、此にては、其大山咋神と申す御名を以て祭りて、別雷神と申す御名は、賀茂にて祭り、山末之大主神と申すは、日吉にて祀り奉る神名と成れる者なり、同神にも如此く社每に御名を殊にする例は、其御祖神を、松尾にては胸形中都大神と申し、賀茂御祖神社、又、八幡にては、玉依姬命と申し、日吉にては三宮の神を本の任に、三女神と申せるが如く、同じ神に坐すも、其社々に依りて、其云ひ習はしの異れるのみにて、別なる義ある

には非らずなむ有りける、神階の御事は、續紀に、延暦三年十一月丁巳、遣ニ兵部大輔從五位上大中臣朝臣諸魚一、叙ニ松尾乙訓二神從五位下一、以ニ遷都一也と有る、此を紀略には十三年と有れども誤なり、其は同紀に、同五年十二月辛巳叙ニ從五位下松尾神從四位下一と見えたるにて灼然し、續後紀に、承和十二年五月丁未朔庚午、奉レ授ニ從四位上勳二等松尾神正四位下一、同十四年七月甲子朔己丑、奉レ授ニ正四位下勳一等松尾大神從三位一、文德天皇實錄に、仁壽二年五月丁卯朔甲戌、加ニ山城國松尾神正二位一、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授ニ山城國正一位勳二等松尾神從一位一、同八年十一月廿日、進ニ山城國從一位勳一等松尾神階一加ニ正一位一と見えたるがごとし、秦氏本系帳に、鴨上社、號ニ別雷神一、鴨下社、號ニ御祖神一也、戸上矢者大明神是也、而鴨氏人爲ニ秦氏之聟一也、秦氏爲ニ愛聟一以ニ鴨祭一讓ニ與之一、故今鴨氏爲ニ禰宜一奉レ祭、此其縁也と有る有の戸上矢は、同帳に所レ謂丹塗矢者乙訓社乎火雷神在れば、上に擧へたる如く、上に放字などぞ有りけむ、其は別に爲て、賀茂下上、松尾、共に初め秦氏に傳へて祭禮を主れりしにて、其は鴨鎬の由などに依れるなるべし、(姓氏錄山城國神別に、秦忌寸、神饒速日命之後也と有る、此や松尾社司の祖なるらむ、其丹塗矢の娶ひ給ひし玉依日賣の事を、秦氏女子と云へるは、山城風土記に、建角命娶ニ丹波國神野神伊可古夜日女一と有る其を云へるならむか、神名式に、桑田郡、氷上郡、共に神野神社耳有て伊可古夜日女の出自詳かならず、依りて思ふに、饒速日命の御女などには非じか、其は神名式に、天田郡天照玉命神社有る、其耳にては據と爲に足らざれども、越後國磐船郡磐船神社、今も磐船と云ふ所に立たせ給へるを、其舊地は其れより一里計神野村なりと云へり、其磐船神社は、神武天皇御紀の趣を以て考ふるに、正しく饒速日命なりと思ゆるを以て、今試に云ふなり、其は

その一年御紀の傳に就きて定むべきを、少か驚かし置くものなり）右のごとく味耜高彦根神、亦の名事代主命と、松尾に坐す大山咋神と二神の說定まり、その大山咋神と、賀茂に坐す別雷神と、同神の說成るに隨ひて、神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社（亦名、若雷、名神、大、月次、相嘗、新嘗）の御事を明らめ奉るべし、それは異本舊事紀に、針間室神社、味鉏高彦根大神、山代鴨上宮同神と有り、出雲大社小縁起に、山城國加茂大明神者、當社第一王子阿式大明神是也、と有るは、大己貴命の長子なる由にて、阿式は阿遲志伎を約めたるにて、出雲風土記には、その神の社多く在るを、何れにも阿受枳社と有るに同じくて、右の傳は、二十二社注式、鴨御祖神條に、大己貴神、別雷御父、玉依日咩、別雷御母に注せるにも合へる者なり、一宮記に、鴨大明神（下社、大山咋父、故號ニ御祖一、又曰ニ糺宮一、大己貴命也）賀茂大明神（號ニ上社一、大山咋神也、號ニ別雷一云々）と見え、二十二社傳に加茂大山咋神（松尾日吉御同體）と有るを、賀茂下上吉懷記に、上社事代主命と見えたる、彼此考へ合はすべし、猶元曆奏上記に、自ニ神代一所レ鎭、上社事代主命、下社大己貴命而已、故有ニ別嚴土山之名一也と有て其下に顯言則上社事代主命、下社大己貴命而已と打返して復云へるは、殊に其奧祕を顯はし示さんとの意用ひなり、其有ニ別嚴土山之名一也とは、上に云る如く、大己貴神、大山咋神はしも、丹波國の水を決り、山を鑿ち、岩を劈り、川を通して、國作給ひし御跡、詳かに傳はれるを云ふなり、松尾に別雷山あり、又、山城志に、賀茂山在ニ上賀茂東一、一名分土山、又神山と有るなど、思ひ合はすべし、若れば別雷神と申す御名は、分土の意にて、味鉏を以て國土を作らせ給へる由なれば、山城風土記、秦氏本系帳、本朝文集などの諸書に、丹塗矢の美男に化りて玉依日咩に合レ生たる、謂はゆる山本坐大神御子片山御子神を、別雷神と

云へるは、其事跡の雷に似著はしきより混れたりし傳なり、又此一書に在レ背曰ニ稚雷ーなど云ひて、大忌（アナユ）々し不須也（イナ）凶目醜めき汚穢き黄泉神と成したるなどは、甚々可畏き御事なりかし（此一段は、唯要と有る所のみを撮りて云へる耳なり、已に神賀詞講義に、山城風土記以下の諸書を引きて論へれども、此に然計りの事を云ひたらむには、餘に煩らはしく成るが故に、多くは漏らしつ、猶賓級出現章第六一書以下、其註す事の有りたらむ時々に云ふべければ、先づ此にて豫め心得置くべき者なり）神階の御事は、續紀に、延暦三年十一月丁巳、遣ニ近衛中將正四位上紀朝臣船守ー、叙ニ賀茂下上二社從二位一、以レ遷レ都也、帝王編年記、延暦三年條に、是歳賀茂下上社奉レ授ニ從一位ーなど有り、然るに日本紀略に、延暦十三年十月、鴨神、松尾神加レ階、以レ遷レ都也と有るは如何、其は同書に、大同二年五月戊子、是日、賀茂御祖神、別雷神、奉レ授ニ正一位ーと有て、其間に加へ奉らるべき階無ければなり、編年記に其同じ事を、大同二年丁亥五月、從一位賀茂兩所大神、奉レ授ニ正一位ーと有る、從一位は延暦三年に奉ニ授らせ給へるを云ふなる事知るべし、如此く天下の諸社に越えて、甚く神階の尊く御在し坐す御事は、掛まくも恐き主敷平安宮に現御神と天下所知食す皇御孫尊の近き大御守護神に坐すが故なり（但し元暦奏上記に、右の如く古傳を記しながら、賀茂別雷皇大神宮、上社四座、中所祭正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、左高皇産靈尊、右武甕命、後事代主命也と有るは、事代主神を本社にして三神は其前神に渡らせ給ふ事、已に神壽詞講義に云へるが如し、其本大和國葛木鴨逢日村より、其前神三柱は、欽明天皇四月廿八日中酉に移り坐しゝ由云へり、神名式に、葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社四座（並名神大、月次、相嘗、新嘗）と見えたる、此れ即ち逢日村の社なるべき事、山城國風土記に建角身命と云ふは誤なれども、宿ニ坐

大倭葛木山之峯ニ云々と有る是なり、今高天山と云へる高天彦神と申す神名も有りて、舊くは有れども、高天は高鴨の切りて地名と成れるなり）其御祖神の御事は、神名式に、其賀茂別雷神社を擧げたる次に、賀茂御祖神社二座（竝名神大、月次、相嘗、新嘗）と出でたる是なり、此を下社と申す、續紀以下の大御世史に、賀茂下上社と有りて、其御社を申す時は、御祖神社重き故に、下社上社と云ふ順次なれども、式には上に別雷神社と御名を擧げて、次に御祖神社と見えたれば、別雷神の御祖に坐す事、申すも更なり、元暦奏上記に、自二神代一所レ鎮上社事代主命、下社大己貴命而已と有れども、其は后神の御事故に、二座と有る其主たる一神を擧げたるにこそ有りけれ、實には其別雷神の御母神を殊に齋奉れるより起りたる社號なる事、御祖神社と申し奉るにて知るべし、二十二社注式に御祖神、玉依日咩（別雷御母）大己貴神（別雷御父）と有りて、御母神を先にし、御父神を後にするは、當社に就きての定なるを思ふべし、下に引ける鴨氏人記には、姫大神と見えたり、其姫大神と申すは、八幡にては比賣神を然か申す御事にて、其を神社本記石清水條に、中應神天皇、東神功皇后、西三女神と有りて、下に玉依姫（三女神）と見え、近江國武佐八幡宮社傳に、田心姫命、瀛津島姫命、市杵島姫命、此三神號二玉依姫命一と有りて、其三神を併せたる御名なり、神佛冥應編に、中宮大己貴命、下賀茂宮、宗像姫神也と有る、此にては別社の如くなれども、御祖神社は南向にて、東方玉依姫命、西方大己貴命に坐せば、上賀茂宮味耜高彦根神と有るより對へ云ふ時は、實に中下の順次と云ふべし、（神社啓蒙御祖皇大神條に、玉依姫非二高皇産靈幷海童女一、別有二一神一と云へるは、建角身命の女玉依日賣命、豐玉彦神の女玉依姫命と有る其には非ず、別神なりと云ふなり、然るを、古來の識者、山城風土記等の書を生讀に讀みて、彼火雷神

の娶ひて令レ生給へる山本坐天神御子、謂はゆる片山御子神の御祖多々須玉依媛命の御社と思へるは、上社の別雷神
を、眞の雷神のごとく心得たるからの思ひ違へにて、其れは神名式なる三井神社、（名神大、月次、新嘗）と出でたる
其の祭神なることを、得知らぬ故なめり、然れば、此の御祖神を宗像媛神と云ふより外の說は、一として取るべきも
のなしと知るべし）然るに、元暦奏上記に、鴨御祖皇太神宮三座、中所ハ祭兒神素戔嗚尊、左神皇産靈尊、右大己貴命
也と見え、賀茂下上吉憶記も、右のごとくなれども、兒神素戔嗚尊は、出雲井於神社（大、月次、相嘗、新嘗）に坐す
事、上に註せれば、此に除くべし、次に神皇産靈尊は、古事記に神産巣日御祖命と有れば、味耜高彥根神の御祖神と、
右の御祖神とを取違へつるか、又は二柱を一つに爲る者かなる事決し、斯れば御祖玉依媛命、大己貴命二座耳にて、
寔に式文に合へる者なり、然るを、鴨長人記には、本宮神倭磐余彥天皇、媛大神、高皇産靈尊、客御前大己貴命と有
りて、本宮と客御前とは、東西に竝びたる神殿二所の事なれば、式文に二座と有るに違はざれども、其神武天皇、高
皇産靈尊二柱の御事は、古書に見ても所レ見ざる所なり、且つ高皇産靈尊は上社に坐す由、元暦奏上記に所見たれば、
神皇産靈尊にても有らむか、其神武天皇の御事は、御母を御祖と云ふ其の皇祖の事と思ひて、強ちに祭り始めたるな
らむも知るべからざれども、今は公よりも然る御會釋にて、實に崇き奉らるゝ由なり、（或書に、西方神武天皇也、東
方五十鈴媛也と有れども、恐らくは後人の說なるべし、吉憶記に、若宮在ニ本殿西瑞垣內ニ、東事代主命、中甕々杵尊、
西神日本磐余彥尊と見え、又一說に、中綏靖天皇、東五十鈴媛命、西神武天皇荒魂と有り、若し本殿に神武天皇の坐
々さば、此に其荒魂の坐す事、實に然こそ有りぬべけれど所思ゐ事なりかし）神階の事、又凡ての事、別雷神社と同

じければ、上に讓りて今云ふに及ばず、偖、此は賀茂兩所大神の御傳を、殊更に記せるめきて、如何にぞや思ふらむ人も有るなめども、此御紀にも、古事記にも、此別雷大神をしも、八色雷公の列に出せる僻事の見ゆるが、餘りに可畏く思ゆる任に、其を唯辨へてのみ有るべき事なれども、其にても猶盡さゞるが上に、其別雷大神を、又丹塗矢の御子と云ふ傳の混れも有りて、今茲に別雷神と申すは、分土神と申す事にて、正實は味耜高彥根神亦の名事代主命に渡らせ給ふ事を知らせ將欲(マホシ)く、且は皇御孫尊の近守神と齋かれさせ御在し坐す大神等の御事跡の詳かならざるが心苦しくてなむ、(但し此は別雷父若雷と申す所由を明し、八色雷公などに然る名のなき由を辨へむとの事にこそ有りけれ、其本傳は、瑞珠盟約章なる三女神の下、寶劔出現章なる大己貴神の條、其第六ノ一書なる事代主神の所に云ふべければ、此に長々しく云へる者から、猶此耳にては盡さゞる者なり)○在ㇾ尻曰ニ黑雷一は、古事記には於ㇾ腹者黑雷居と有り、此も上に云へる土雷の類にして、八色雷公亦の名泉津醜女八人等を、摠べて云ふ稱と通えたり、上に于ㇾ時闇也と有るを合せ考ふるに、黑雷は闇雷(クライカツチ)にて、闇鬼(クラオニ)と云はむが如し、然るは、鬼物は元來黃泉國を本處とする者なる故に、此國土に於て妖を爲すにも、闇昧(クラ)き所に在りて物爲る者なれば、定に黑雷とも云ふべき者なるなり、拾遺和歌集歌に、「陸奧の安達原の黑塚に、鬼隱れりと云ふは眞事か」と詠めるは、鬼の隱れ栖ふ塚なる故に、黑塚とは云ふにや、然れば、鬼の闇昧に屬ける謂に依れる名なるべし、(列子註に、疑心生ニ闇鬼一と云へり、此は中古に心の鬼と云ふ諺あり、我身の惡事を未だ人は知らざれども、我心より思ひ成して、人の知りたるらむと思ひ疑ふ類なれども、闇鬼と云ふ字は、元來鬼魅の闇昧の中に在るを以て作れる字なるべし、又、倶舍事苑と云ふ物に、黑闇天女、一名黑耳女、世云ニ貧

之神一是矣と有るなども、黒鬼の類にして、皆八色雷公などの事なるべし）〇在レ手曰ニ山雷一、在ニ足上一曰ニ野雷一と有れども、古事記には此二つ共になし、此山雷野雷、共に雷字伊加豆知とは訓まず、唯豆知と訓み來れるに、山雷は大山祇神、野雷は野槌神の御名なるを、如何してか混れ入りは入りたれども、猶本の唱の亡竟てざるになお有りける、釋紀訓に、私記曰、問、何故此二雷の讀與ニ上六雷一異哉、答、佗處又引ニ此文一云ニ山槌野槌一、故今讀ニ本文一讀ニ山槌野槌一也、先師說又同レ之と見えたれば、佗處に此文を引けるには、山槌野槌とも書けりしなりけり、故、共に依りて豆知と訓むなり、此を以て上に云へるが如く、右の八色雷公の名共は、悉く古傳には非ざる事を曉りねかし、（右の字本は、刻本には異本と有れども、上文に合はざれば、一本に依りて引けり、偖、私記の右の續きに、公望私記曰、案、假令佗處有ニ山槌野槌之號一、上既云ニ八色雷公一、何故此二雷與ニ六雷一別讀乎と云へるは、八色雷公の員の中なれば、實に然か訓むべしといへども、此を眞名と辭心得せる說にて、信ひ難かり、通證に、此山雷野雷を、山中鳴神、野外鳴神也、と註せる或說は何事ぞや、山中にても、野外にても、雷に何ぞ異なる事の有らむ甚々妄なる說共なり）寶鏡開始章第二一書に、使下山雷者採ニ五百箇眞坂樹八十玉籤一、野槌者採中五百箇野薦八十玉籤上と有るは右の說削に、佗處又引ニ此文一云ニ山槌野槌一と有るは此なる可ければ、右の山雷を山槌とも書き、野槌を野雷とも書ける本も有りしなるべし、口訣に、山雷山祇也、野槌野祇也と云へる、信に然る言なり、神武天皇御紀顯齋條に、薪名爲ニ嚴山雷一、草名爲ニ嚴野椎一と有るからは、大山祇神、野槌神二神に坐す事、更に疑無かる可き者なり、然るを、忌々しき哉、其山雷野雷と申し奉る神名を以て、八色雷公など云へる泉國の鬼類の名と推し當てたるは、何云ふ僻言ぞ、假令古人にも在れ、

其罪去り所なかるべき者なり、(記傳九に、都美と都知と同意にて、知は持なるべしと云はれたるが如く、山津見は山都知に同じく、野槌は野津見と云はむも、違へるには非ざるなり、倍、此は古き讀法に從ひて、山雷野雷等の雷字、豆知と訓むべし)○在陰上曰裂雷は、古事記にも於陰者拆雷居と有り、何れも然は有るまじき傳なる事、上に辨へたるが如し、其裂雷神と申すは、傳九に引ける神代系圖傳に、神樂岡明神者雷神也、號裂雷神、是吉田之地主神也、此岡有八雷神之垂跡、八方堆土以祭之、延喜式載霹靂神坐山城國愛宕郡神樂岡西北者是也と見えたる是にて、第七一書に、斬軻遇突智為三段其一段是為雷神と見えたる、其雷神の亦の名なれば、此なる八色雷公の中などに入り給ふべき神には坐さゞること、申すも更なる御事なり、(但し系圖傳に、此岡有八雷神之垂跡、八方堆土以祭之と有るは、卜家の說なるが、此れは古事記の八雷神より延きて然る祭り方を物するにも有るべし、文德天皇實錄に、仁壽元年八月庚子朔壬寅、授山城國掘雷氷都久雷湯豆波和氣神從五位下と有る此なるが、其は裂雷神を三柱に分けて祭れる者なれば、八雷など計ふる程は坐さゞりき)○右の如く雷名八を合はせて八色雷公に充てたる者から、大雷神、火雷神、稚雷神、山雷神、野雷神、裂雷神、併せて六柱は甚も尊き大神等に坐々して、中々に彼不須也凶目汚穢き黃泉神などの類には非ず、夐に殊なる神等に坐せれば、右の中に唯土雷と黑雷の二つ耳ぞ、彼黃泉神には當れるを、其も其一々の名には非ず、或は土中に栖み、又は闇夜に活けるなどの事に依りて、並てを此方より稱けたる名にこそ有りけれ、何れを其と別つべからぬを、八色雷公の名を八に刻みて、此方に彼方に成り出でたる狀に配てたるなむ、中世人の杜撰にして、一として信しからぬ事右に辨へたるが如し、古事記には、右の山雷野雷の二つは無くし

て、於二左足一者鳴雷居、於二右足一者伏雷居と有れども、此にも亦辨ある事なり、其は次に註すべし、（此には其成れる所を一に首、二に胸、三に腹、四に背、五に尻、六に手、七に足、八に陰なるを、彼記には、先なる迦具土神の御骸より、山津見神の成り坐せる傳に、等しく、一に頭、二に胸、三に腹、四に陰、五に左手、六に右手、七に左足、八に右足にて、前後二度共に同じきは、却つて疑ありと云ふべし、何にしても、此の八雷の事に至りては、紀記共に正しき古傳には非ずかし）其鳴雷神と申すは、正しき神に御在して、然る八色雷公の如き禍物には非ず、神名式に、主水司坐神一座、鳴雷神社と有るは、中臣遠祖天忍雲根命なるべし、其は大和國添上郡鳴雷神社（大、月次、新嘗）と有るを、四時祭式二月祭條に、鳴雷神祭一座（十一月准レ此、坐二大和國添上郡一）云々、右差二中臣一人一供レ祭と有るも、其氏人を以て差遣はさるゝなるべし、皇太神宮儀式帳に、琴御占の事見えたるを、同宮年中行事（六月十五日條）に其事を記せる、其奏レ降レ神詞に、阿波利矢遊波須度萬宇作奴阿佐久良仁、天津神、國津神、於利萬志萬世、云々、奈留伊賀津千毛、於利萬志萬世云々と見えたる、奈留伊賀津千を、彼雷神としては、御占に何の縁もなき神なり、況て彼八雷神の群ならむには、猶更に斯る齋場にも招くべくも非ざれば、其御占に就きて招ぎ奉る神なれば、天兒屋命などこそ似着はしくも有らめと思へども、其にて此は濟むにても有るべけれども、右の二社の故實に合はざれば、天忍雲根命と見るより外有るべからざる者なり、（又、此御占に奈留伊賀津千と申すは、神功皇后御紀に、中臣烏賊津使主爲二審神者一と見え、姓氏錄に、津島直、天兒屋命十四世之孫、雷大臣命之孫也と有るを、神名式に、對馬國下縣郡雷命神社も見えたれば、其かとも思ひしかども、其烏賊津使主を、鳴雷神など云ふべきに非ざれば、其も猶然には非ざ

る者なりけり）借、其主水司は、職員令に、掌二樣水饘粥及氷室事一と見えたるが如く水を主る職掌なれば、其司に祭る神、豈佗神にて坐々さむや、必水取の事に由有る神なる事著明し、中臣壽詞に、中臣乃遠都祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前爾奉仕氏、天忍雲根神遠、天乃二上仁奉上弖、神漏岐神漏美命乃前仁受給波理申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水仁、天都水遠加氏奉牟止申世止、事教給志仁依弖、天忍雲根神、天浮雲仁乘弖、天乃二上仁上坐弖、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉弖、此玉櫛遠刺立弖、自夕日至朝日照萬弖、天都詔戸乃太詔刀言遠以弖告禮、如此宣波、麻知波弱韮仁、由都五百篁生出牟、自其下天八井出牟、此遠持天天都水止所聞食止事依奉支と見え、其天忍雲根命と申す忍雲は、天壓神など申せるに同じ意にて、壓雲主命と申す御名なれば、雷神の天雲を踏みて、鳴動めき給ふ狀の如く、天八重雲を稜威の道別に道別て、其主水の事に、右の如く仕へ奉り給ひしかば、鳴雷神と御名に負はせ給ふべき者なるはや、（但し大同本記の趣にては、天村雲命、其水取の事に仕へ奉られし由なれども、熟事の狀を思ふに、實は二神相共に上り坐しゝなるべきが、天忍雲根命は、皇御孫尊の御水に仕へ奉りて、主水司に鳴雷神社と祀はれ給ひ、天村雲命は、皇太御神の御水に仕へ奉りて、忍穗井を司りて、神宮なる御井社に鎮まり坐すなるべし、借、大嘗祭式に、主水司、水取連一人と有るは、采女朝臣の采女司に、高橋朝臣の內膳司に仕奉る如く、其氏に屬たる職と聞ゆれば中臣氏などなるかと思ふに、姓氏錄左京神別に、水取連、饒速日命六世孫、伊香我色乎命之後也と見え、右京神別なる水取連も、右に同じ、然れども、此氏は水取の事には更に由なき事なるに、斯るは如何といふに、左京神別に、氷宿禰、石上同祖と有り、河內國神別に、氷連、石上朝臣同祖、饒速日命十世孫、伊己灯宿

輔之後也と有れば、元は氷室の事に仕へ奉れるが、如何にしてか水取の事に仕へ奉り始めてより終に其家業とは成りぬるなめれども、決めて神世よりの古儀には非ざるべし、職員令に、主水司、掌二氷室事一といひ、又、氷部四十人、又、氷戸など有るを考ふべし、然れば、此水取連の事に就きて、其鳴雷神の義は探り難き者なり、偖、右の主水司坐を、玉海承安四年條に、主水司社と有るも、其司に屬きたる神にて、霹靂神には坐さざる證と謂ひつべし、又、八雷神などの群にては、本より非ざる事、いふも更なる事なり）右の鳴雷神社とは別神にて、又、神名式に、大和國高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座（並名神、大、月次、新嘗）有り、三代實錄に、貞觀元年七月五日戊午、大和國從五位下氣吹雷神、從五位下響雷神並列二官社一と有る是なり、其響雷神は傳九に註せる如く、天鳴雷神に坐せば、實の雷神に坐せるなり、鳴神を萬葉七（三十六丁）に、天雲、近光而、響神之と書ける例も有れば、響雷は鳴雷と書くも同じ義なるを曉るべし、右の如く主水司社并大和國添上郡の鳴雷神は、水取神に坐し、此の響雷神は天雷神に渡らせ給へば、此より外に鳴雷神と云ふ神は有べからず、況て八雷神など云へる泉中の鬼などに、然る尊き神名を負はすべくも非ざれば、此は古事記の方の誤なる者なり、（同記に并八雷神成居と有る成居は、鳴居の字を書き違れるにて、其八色雷公の呻吟居たる由、已に云へるが如し、斯る事も有るが故に、中古の人等、何の辨もなく、天上の雷神と同じく心得誤りて、八雷神に各々其々に名を配たる者なるべし）〇又、古事記に於二右足一者伏雷居と有るは、此も上なる土雷黑雷などの如く、八色雷公などの總稱なるべし、此文に是時雷等皆起逍來と有るを對へ見れば、彼が代時屆り伺へりし狀知らる、偖、伏雷に記傳の訓に依りて、布斯伊加豆智と訓むべし、當に伏猪伏菟など用言に云ふ

は、立ちたる者の邐迤に臥せるなるを、鬼物に有の如く伏雷と云ふは、祝詞に蹶夫留物と云へるが如く、常に隱ろひて顯はに見えざる者なれば、伏は其持前の事なる故に、信に禮言に布斯とは謂ひつべき所なるなり、（萬葉十に、左小牡鹿之、朝伏小野之、草若美、隱不得而、於人所知名と有るが如く、伏は屈まり隱らふ由に依りて云ふ稱なるなり）寶鏡開始章なる素戔嗚尊の御荒びの中に、秋則放其班馬使伏田中と有るも、馬を田中に伏せ置きて、人の入れらば、起立ちて驚かさむ料なるに等しく、浮遊浪鬼の其舍宅無きが故に、或は墳墓に依り、或は叢林に止まり、又は土中、又は巖穴に隱ろひ居乍も、疎び荒ぶる者なれば、伏雷と云ふ名も有りける者なり、景行天皇御紀に、山有邪神、郊有姦鬼、遮衢塞徑多令苦人と云へる遮又塞と云ふは、古の妖物の伏し居て、害を爲せる者なるなり、（兵家に伏兵と云ふも、右の如くなるなり、或書に、使卒伍伏山野以襲敵日覆兵と有る是なり、鬼物の形を隱して妖を爲すも、亦如此なり）○胸は、記傳五（八十一丁）に、身根の意か、古言に身を牟と多く云へり、と有るは、然る說なり、何を以て身根と云ふぞならば、心神の所在なればなり、大同類聚方に、市唄囉波、無禰知武差乃奈伽母仁阿剌天、云々、奈訶臾袁弘差光、報乃解乃泥衢撥儺犂と見えたるが如く、其心藏の其に在りて、中心を收むる所なれば、信に一身の中に在りて、根基と云ふは此なれば、身根とは謂ひつべき理なる所なり、又、牟奈訶美、又、牟奈倭介など云ふ語も見えたり、萬葉三（五十六丁）に、曾許念爾、胸己所痛、八（五十二丁）に、許己念者、胸許曾痛と有るは、心を痛めと云ふに同じく、十三（九丁）に、念戶鴨、胸不安、又（三十丁）戀鴨、胸之病有など云へるは、心不安、又、心之病有と云はむが如し、其心はしも、一身の君主たる者にし有りければ、其所在を以て身根とは云ふなり、（通

證に、胸髀骨也と云へるなどは、深くも考へざる說と云ふべし、漢字にても、胸を心、胸下を心下、忪悸を千字文に心動と書くに依りて、古事記に八拳須至㆓于心前㆒とは書かれたり）〇腹は、「記傳に廣の意にて、原平なども同じ義なり」といはれたるが如く、身體の中に取りて、平坦なる處は是なればなり、次なる背を、古事記（御字氣比段）に曾毘良と有るも背に在る腹の義なり、和名抄に、腹（和名波良）所㆓以容㆓五臟㆒之者也、又、背（和名世奈加）背也と有り、此には曾毘良とは無けれども、御紀に背を然か訓ませたるからは古言なり、「記傳七（三十七丁）に、「曾毘良は背平なり」と、上なる腹と同じ義に說かれたる、信に然る言なり、（名義抄に、背子を宇志呂とも、曾牟久とも、世奈加とも、世とも、樣々に訓める中に、鎭火祭詞に妹背と有るを始めとして、萬葉にも多し、其一卷に、背面背目など有る如くなるを、又、曾と訓む事當也、其下に背友之大御門爾、二に、背友乃國之眞木立、不破山越而、三に、背向、六に、背上など是れなり、然れば正しくは背腹と云ふべきを、曾毘良と轉じ云ふ事、灼き者なり）〇尻を、釋紀訓に加久禮と訓み、天孫降臨章第一一書に、口尻明耀と有るをも然か訓みて、尻字御讀不㆑可㆑讀㆑之と有るがごとく、天皇尊の大御前にて讀み奉るには、志理と云事を憚り奉りて、加久禮と言を換へて申せるなり、今も婦人の陰門を隱處と云へる類の言禁、數へ知れぬ多在る是なり、（又、陰門を情處と云ふも、其名を顯はに云ふ事を憚りて、其名を避くる由にて、名避所の義なり、屎まる所は、家の中にても尤も穢き所なるを以て、公にては御清所とか唱へさせ給ふめるを、下方にてや川屋と云も、皆其反語を用ふるなり、如㆑此く神の御上をすらに、尻を憚りて加久禮と申す故實なるは然る物にて、朝廷にては大祀の御時、神宮にては平生に忌詞の御定有て被用る事、實に淸々しき大御風儀になむ）

右安政三年正月十九日始之二月八日終之

日本書紀傳 十一之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十一 四神出生章

一書曰。伊弉諾尊追至伊弉冊尊所在處。便語之曰。悲汝故來。答曰。族也勿看吾矣。伊弉諾尊不從猶看之。故伊弉冊尊耻恨之曰。汝已見我情。我復見汝情時。伊弉諾尊亦慙焉。因將出返于時。不直默歸而盟之曰。族離。又曰不負於族。乃所唾之神號曰速玉之男。次掃之神號泉津事解之男。凡二神矣。及其與妹相鬬於泉平坂也。伊弉諾尊曰。始爲族悲及思哀者。是吾之怯矣時。泉守道者白云。有言矣。曰吾與汝已生國矣。奈何更求生乎。吾則當留此國不可共去。是時。菊理媛神亦有白

事。伊弉諾尊聞而善之。乃散去矣。

此一書はしも第六ノ一書、第九ノ一書等とは異にて、黄泉國に伊弉冊尊の顯御身ながら往坐せる明文有り、又膿沸蟲流、或は脹滿大高上有八色雷公と云ふなどの混れたる事も雜らずして簡易なるが如くなれども、緊要として缺くべからざる傳耳多在るが故に、二神の絶妻之誓を建てさせ給ひて、上下より此顯國を保有たせ給へる所由も知られて、實に幽深き致有る傳なる事、次々說行くを以て曉るべし、予が心には黄泉國の正實の如此く正しく整はれる古傳は、此を除きて外に又有るまじく所思えたり、(但し泉津醜女に追はれ坐しゝ事、又其を追却し給へる件々の事共の無き耳ぞ事は缺けたるとも見ゆめれども、其は已に他傳に在る事なれば、煩らはしく載せられずても有りぬ可ければ、其も亦尤むべきには非ず）但し于時不直默歸而盟之曰云々は、傳八に已に云へる如く、第六ノ一書に便以千人所引磐石塞其坂路與伊弉冊尊相向立而遂建絶妻之誓と有る其時の御事なるを、此を直に伊弉冊尊の所在處にての御事と爲すは違ふべし、及其與妹相鬭於泉平坂也と有るは、謂ゆる草紙地の詞と云ふ者なれば、其に泥む可きに非ず、其泉守道者と有るは第六ノ一書に見えたる泉門塞大神に坐し、菊理媛命は岐神に坐す事下に註すが如し、然れば他傳共とは異なる傳の如く見ゆめる物から、其說を逐ひて究むる時は更に異說には非ずして、其同じ趣に歸て、竟には斯る事共の有る耳其委しきを添ふる者なり、(右の件々は、殊に此傳の眼目と有る所なる故に、先づ此にて少か云へる者なり、右の次第に至りては、古史徵などにも猶論ひ盡さゞる所なり）其御身滌の傳に至りては殊更に愛たし、橘之小門より

は以前に粟門及速吸名門に至坐しゝ次序又妙なり、又其時に成坐せる神等を皆がらに吹生と有るなどは猶更なる御事なり、殊に古事記及第六ノ一書等に、然後洗ニ左眼一因以生神號曰ニ天照太神一、復洗ニ右眼一因以生神號曰ニ月讀尊一、復洗レ鼻因以生神號曰ニ素戔嗚尊一、凡三神矣と云ふ傳へは有れども、其にては事實に取りて甚しき相違も有る事なるを、此の傳に其事の無きは、正書にある如く伊弉諾尊伊弉冉尊二神の遘合(ミトノマグハヒ)して生成し奉らせ給へる傳の續きなる事、云はずして自然灼然き者なり、然計り尊き珍子神等の御生坐せるならむには、何は置ても其御名を擧げ奉るべき御事なるに、然は無きこそ御身滌に依りて成り坐せる神等には坐さざる故なりけれ、已に皇太神の荒魂和魂の御事は、出レ水吹テ生大直日神一、又出吹ニ生大綾津日神一と詳かに出でたるに、其御本體と坐して天地の間に二無く大坐々す太御神なれども、吹テ生大地海原之諸神一矣といふ中などに押括め奉るべきに非ざりける者をや、是等の事共の佗傳には甚く異なりける事は、其は其、此は此にして、傍に邊列ぶ所なく、古傳の有の任に任せたる者なるにて、實に有るが中に獨立テ正しき傳と云ふは此傳なる者なり、(若て皇太神などは此に已に以前に御生坐して、高天原を所知食し初てより遂に後に其荒魂和魂の御生坐せるは、傳八卷に已に云へるが如く、此顯國に幸ひ給はむ御事にて、此も亦妙なる旨ある事になむ有りける)○追至ニ伊弉冉尊所在處一は、第六ノ一書に然後伊弉諾尊追ニ伊弉冉尊一入ニ於黄泉一と見えたる是なり、此にては唯所在處と耳有るが故に、何れの處とも知られざる如くなれども、此に照し應せて下に泉平坂と云ひ、神名には泉津事解之男又は泉守道者と見え、當留ニ此國一不レ可ニ共去一と有る此國は、伊弉冉尊の所在す國處にて其黄泉國なる事、次に但親見ニ泉國一此既不祥と有るにて更に言を加ふべき所なき者なりかし、(斯れば第九ノ一書に欲レ見ニ其妹一乃到ニ殯斂

之處ニ と云へるなどは、誰が杜撰にか有りけむ、甚々妄なる事を記し傳へて、後人を欺きたる罪去り所なしとも謂ひつべき事なるに非ずや、況て第六ノ一書の本文に入混ひたる或所レ謂泉津平坂者不ニ復別有ニ處所ー但臨レ死氣絶之際是之謂歟と云ふ文などは、殊に神典を伺奉る者をして、惑を生さ令る妖言の極なる者なり）所在處は、麻志麻須處と訓べし、偖、此所在處と云ふは、泉國に坐す伊弉冉尊の御所を申すなり、古事記に於ニ是欲ニ相ニ見其妹伊邪那美命ー追ニ往黄泉國ー、爾自ニ殿騰戸ニ出向之云々如此白而還ニ入其殿内ーと見えたる殿即伊弉冉尊の所在處を云ふなり、是鎮火祭詞に謂ゆる吾波下津國乎所知牟止申氐石隱給氐と有るより後の御在所なる者なり、（何を以て此に御所と云ふぞならば、天孫降臨章なる天稚彥か雉を射つる矢の至ニ高皇産靈尊之座前ー也と有るは、其所在處に至れるなるを、古事記には御所と有り、又同記八十神段に可レ參ニ向須佐之男命所レ坐之根堅洲國ーと有るも其所在處を云ふなるを、次に參ニ到須佐之男命之御所ーと有るを以て云なり）○悲レ汝に、下に伊弉諾尊曰、始爲レ族悲及思哀者、是吾之怯矣と有り、古事記に伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與レ汝所レ作之國未ニ作竟ー、故可レ還と見えたる是即悲レ汝故來と云ふに當れる所なり、偖此に悲レ汝と宣へるは、八洲起元章に二神相共に違ニ合爲給はむとて、憙哉又は姸哉と宣ひ交して、善はしく親び御在し坐しを、御庫奈弟子に火產靈神を生給へるに事起りて、去敢ぬ御事に依りて伊弉冉尊は下津國を統御すべき幽契有りて往坐しゝかば、伊弉諾尊御匍匐坐して哭泣ち流涕させ給へりけり、然計り善はしき御中間に御在し坐しゝを、其片方は坐々ず成しかば、現心も御在し坐さぬ狀なる御歎き有りし事に起れゝば、悲は心無なるべき事、傳八流涕の下に且々註せるが如し、（萬葉六に、丈夫之情者梨荷、手弱女乃念多和美手、すに、丈夫之心者無而云々、奈積而

有南など、又は五に、奈具佐牟留心波奈之爾云々、禰能尾志奈可由、十七、隱居而念奈氣加比奈具佐牟流許己呂波奈之爾と有るなる心無と云ふべき例共なり、心を加と云ふは、中心を那加等と云るが如し）偖、人を憐ぐみ愛くしむ事に云ふは、多くは男女の中に云ひ、親子の間に多く云へるは、其愛憐く最愛しむ物に對ひては、我にも非ぬが如く現心も無き有狀に成る者なれば多く云ふ事なり、萬葉十四(四丁)に、麻可奈思美奴良久波思家久、又(六丁)、麻可奈思美佐禰爾和波由久、又(二十丁)、麻可奈思美奴禮婆許登爾豆など有るは、男女の間に云へるなり、又(九丁)、曾能可奈之伎乎刀爾多氐米也母、又(十九丁)、可奈之伎我古麻波多具等毛、又(三十二丁)、比毛登久毛能可、加奈思家乎於吉氐と有るは、女より男を云ひて、可奈之伎と云ひて其稱なるが如し、又(三十二丁)、伊等能伎提、可奈思家世呂爾、又(同丁)、加奈之伎世呂我、和賀利可欲波牟とも見ゆ、世呂は妹等なり、又(二十二丁)、可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、又(三十六丁)、可奈思伊毛乎、伊都知由可米等、二十(四十二丁)に、可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛と有るなどは、男より女を云ふなり、又十四(三丁)に、伊奈乎可母、可奈思吉兒呂我、又(三十丁)、比登乃兒乃、可奈思家之太波、又(三十四丁)、可奈之家兒呂乎、於毛比須吾佐牟とも有り、兒呂は兒等にて女を云ふなり、又十八(二十五丁)に、父母乎見波多布刀久、妻子見波可奈之久米具之、二十(三十六丁)に、安佐刀遲乃可奈之伎吾子と有るなどは、妻にも子にも可奈之と云へるなり、（古今集に、「陸奥は何所は有れど鹽竈の浦撈ぐ船の綱手悲しも、新勅撰集に、「世中は常にも欲得な波際撈ぐ海人の小船の綱手悲しも」など有る、此等は其面白き方に就て其反の哀しき情に轉ろばし活かせて云るなり、傳八卷にも已に引ける淮南子註に、哀猶ㇾ愛也と見え、字書に哀憐也と有るを思ふべ

し）右は物を愛づるより云ふなるを、其反に哀傷の義に云ふにて、此は常に愛し悲しと云へる是なり、其も物を深く愛づる意より、其事に逢へば又愁ふる事も其と同じ狀に深在るにて、然しも其意味に於ても異りもなき事と見えたり、第六一書に哭泣流涕（ナキイサチカナシミタマフ）とある是なり、天孫降臨章に天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀云々而、八日八夜啼泣悲歌など見え歌には仁德天皇御紀に伊枳羅卒苦、虛々呂破望閇耐、伊斗羅卒苦、虛々呂破望閇耐、望苦弊破云々、須惠弊破云々、會虛珥於望比伽那志鷄苦と有るも、悲哀の意なるなり、續紀第五十一詔に、恨加母悲加母云々、日月累往麻爾々々悲事之彌可起加母と有るは、藤原永手大臣の薨給ひし時の事なり、萬葉三（五十九丁）に、常有之咲比振麻比彌日異更經見者悲呂可聞と有るも、挽歌なれば右に同じ、十二（三十三丁）に、草枕客之悲有苗爾云々、二十（十九丁）に、都麻和可禮可奈之久安里家卒など有るを始として、數知れず多在り、偖如此く其愛づるにも哀しぶにも同じく加那斯と云ふは、皆其心を奪はれて我にも非ざる意にて、其本一なる者なりけり、（凡て愛たく憐ほしき事に云へるは、總て身に染て然思ゆる事共は、其反なる悲哀しき事と然しも差異も無き者なるを思ふべきなり）〇族也は、宇我邏耶と訓來れり、斯る所に耶といふ例は、古事記に愛我那邇妹命乎と見え、須勢理毘賣命御歌に夜知富許能加微能美許登夜とある語勢に同じく、謂ゆる呼出しの耶と云ふ者にて、余と云ふに異ならず、他に對ひて語をなす時に、其言ふ事に强く力を入れて慥に聞取ら令む料に云ふ辭にて、其言は上に屬けども、意は末の末迄に强く亙る者なり、（古事記なる唱和の御詞に、阿那邇夜志愛袁登賣袁、阿那邇夜志愛袁登古袁とある袁も此類なり、傳四卷に云へる如し）偖此に族也と宣へるは、第六一書に伊弉冊尊曰吾夫君尊云々、第九一書にも吾夫君尊云々と有り、古事記には殊に上に言を冠て愛我那勢

命と申させ給へるに當る所なれば、此は殊更に親しみ奉らせ給へる御言にて、次に男神の族類と宣給ひ、不レ負ニ於族一など宣給へる時の如きも、其事は其事にして猶御上を親しませ給へるから、族と宣給へるなり、下に族を宇我邏と訓みたるは、宇は産にて我邏は其類にて同親の因なるを云ふなり、又名義抄に族字を夜加邏と訓める、其は其家に續きたるを族とは云ふなり、兄弟と云ふも同母の類を云ふなり、輩を登母我邏と云ふも友の類を云ふなり、公民を大御寶と云ふも大御田を耕る類を云ふなり、其等の事、次々其稱の出でたる所々に註すべければども、先豫め心得置くべき者なり、（字鏡集に類字に夜加邏、又登母我邏といふ二訓有るは尤に當れり、神武天皇御紀に華冑と有るも貴人の類なる由なり、又古事記素菟段に吾與レ汝競欲レ計ニ族之多少一、故汝者隨ニ其族在一悉率來云々と有る族字に、記傳に登母我邏と訓まれたり、然れば其所の狀に隨ひて訓みつべし）族字の例は、古事記（穴穗宮段）に大日下王不レ受ニ勅命一曰ニ己妹乎爲ニ等族之下席一而云々と見え續紀第十七詔に汝多知諸者吾近姪奈利云々、又大伴宿禰等波吾族爾母在諸同心爾爲而、皇朝乎助仕奉牟云々と有り、萬葉には三（五十四丁）に、問放流親族兄弟無國爾渡來座而、九（三十六丁）に、親族共射歸集など有り、後に宇我邏と夜加邏の事を別けて註すべければ、合せ見るべし、（此二を今本に夜加邏と訓めるは誤なり、偖宇我邏は産族、夜加邏は家族、波良加邏は腹族、登母我邏は友族にて、各其類を云ふなり、和名抄に父之從祖昆弟爲ニ族父一、族父之子相謂爲ニ族昆弟一と爾雅を引かれ、又簇字を牟良我流と訓みたるをも亦合せ考ふべし）○勿ニ看吾一は已に傳へに云へり、偖此に如此申し禁め奉らせ給へる事は、此時伊奘冊尊は黄泉國を所知看す大神に渡らせ給へるが故に、其黄泉神と云ひて主々しきは、彼泉津醜女亦の名八色雷公などは更なり、千五百之黄泉軍と云ふ計りに數

知れず多在りける其國の神共に、悉く其御趣けを仰ぎ奉る事なるが故に、伊奘冊尊の所在す其御所には悉く參侍らひて在りしかば、然る有狀迄に見せ奉らずして速かに歸し奉り給はむと御用心爲させ奉り給へるにて、此に勿看吾と申し給へるは、其殿內を勿見行し坐しそと申し給へらむが如し、(其は古事記に悔哉不速來、吾者爲黄泉戸喫、然愛我那勢命入來坐之事恐、故欲還、且具與黄泉神相論、莫視我、如此白而還入其殿內之間甚久難待と見えたるを以て知るべし、其殿と云ふ事暇なり)然るは第六一書にも吾夫君尊何來之晩也、吾已飡泉之竈矣、雖然吾當寢息、請勿視之と有が如く、其戸喫に因りて甚く穢れさせ御在し坐しかば、其日の立に隨ひて其穢の除こり薄らぐ事も有なむかとての御事なるを以てなり、第九一書に猶如生平出迎と有るは其生平なる時とは御形容の變らせ御在し坐すが故に其語有るなり、若尋常の御狀ならむには、如生平などゝは云ふに及ぶまじき者なるをや、此下に至りては汝已見我情と云ふは、其異れりし御有狀を見顯はされ奉り給へる事を恥ぢ恨み奉らせ給へる御言なるにて考ふべし、但し古事記に宇士多加禮斗呂々岐氐と云ひ、第六一書に膿沸蟲流など云ふは混ひたる傳にて、伊奘冊尊の御事には非ず、其は彼泉津醜女共の事なる由、傳十に辨へたるが如し、又第九一書などに到殯斂之處と有るなどは猶更の事なり、凡て此伊奘冊大神の御事に就きては、甚々混らはしき事の相雜れるを、委々上に已に辨へたりき)〇不從、海宮遊行章八一書に皇孫不從豐玉姬大恨之とも有り、此は第六一書に不聽と有るに同じく、勿看吾と有る御言を背かせ給へるなり、從字志多賀布と訓むは、向の人を立て我は下より合ふを云ふにて、歸順を然訓むも同じ、其賀布に我合の切れるには非じか、爭は荒我合なり、疑は轉我合なり、背は承我合なり、然れば從も下我合なる事知るべし、偕

其從は向の思ほしき任に成るを云ふなり、(名義抄に從字に富志伊麻々と云ふ訓の有るは、富志伎麻々の音便なり、然れば向の人を立て我方より合ふは其從に成るにて有りけり、○猶は、直と同じく其事を曲げずして本の任にする辭なり、故其事を默止し不レ得て其上に行ふ事に常に云へり、第九一書に猶如二生平一と有るは生平のごとく成らざるを生平の如く爲に依りて猶と有り、此も勿二吞吾一と有るを、得しも從はせ給はず、其御心に任せ吞行す故に、猶吞之と有るなり、萬葉二(十五丁)に、丈夫哉、片戀將爲跡、嘆友、鬼乃益卜雄、尚戀二家里と有るなども、片戀は爲まじと思へども、其本の心の任に戀止まざるを尚と云ふなり、如此く禁止むれど默止し得ざると意の表裡なる時に多く云へり、(四に、愛常、吾念情、速河之、雖塞、猶哉將崩、七に、浪高之奈何梶取、水鳥之、浮宿也應爲、猶哉可榜と詠めるなど、殊に其意早く知らるゝなり)○恥恨之は、第六一書に吾恥矣と有て其傳八に云へるを、猶云はゞ先に出迎へ奉らせ給ひし時には、猶生平の如く麗美しき御有狀なりけれども、其殿内に入らせ御在し坐しては、內々の御事にし有りければ、其黄泉國にての有形にて御在し坐しけむを、見奉られ給へる故に、且は耻ぢ給ひ、且は恨みさせ給へるなり、其恥恨の字は天孫降臨章第二一書に、磐長姫恥恨而唾泣之曰云々、木華開耶姫甚以慙恨、乃作二無戶室一而誓之曰などあり、海宮遊行章に天孫猶不レ能二忍竊往覘一之云々、豐玉姫甚慙之曰如有レ不レ辱レ我者、則使二海陸相通一永無二隔絕一、今既辱レ之、將何以結二親昵之情一乎と有る、此卽恥恨に同じ、其第三一書にも豐玉姫云々遂以レ見レ辱爲レ恨、則歸二海鄕一、第七一書に天孫心怪二其言一竊覘之云々、知二天孫視二其私屛一深懷二慙恨一、第八一書に豐玉姫大恨之曰、不レ用二吾言一令二我屈辱一など有る事の狀も其意は大凡同じきを考合すべし、(古事記には、其の事を爾豐玉毘賣命知二其伺見之事一以爲心

耻云々、即塞海坂而返入云々、然後者雖恨其何情云々と見えたり）耻を名義抄に波豆と有り、言は端落の義なるべし、字鏡集に弛字を波豆須とも訓める其如くにて、多くは深く押包み祕したる事の端の綻び出て、人に見淡めらるゝを以て面なきを波豆と云ふなり、崇神天皇十年御紀に、待明見櫛笥遂有美麗小蛇云々、則驚之叫啼時、大神有耻忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞吾、吾還令羞汝など有り、（波豆加志伎は其耻づる狀を云ひ、令羞とは人の祕し包まはしき事を取弛さ令るを云ふなど考合すべし、先には波迫は波陀に通ひて皮膚の事に云ふならむと云ひしかども、如何有らむ）〇見我情は、阿我宇良袁美都と訓べし、宇良とは人に見えまじき內々の御事を申せるにて、此は上に耻恨之と有る恨と云ふ事の本なる由、已に傳八に註るが如し、古事記（海神宮段）に爾豐玉毘賣命知其何見之事以爲心耻、乃云々然何見吾形是甚怍之云々、然後者雖恨其何情と見えたる、何情は上に何見吾形と云ふと一事なり、故此も殿より出迎へ奉らせ給へりし時は、顯國に在しゝ間の生平なる容儀に御在し坐しゝを、其殿內に入り給ひては、內々の御事なる故に變らせ御在し坐す、其國の御形にて渡らせ給へるを見尤められさせ奉給へるを、見我情とは宣へる者也、（古史徴に、今本に汝已見我情、我復見汝情と訓めれども、此は汝已見我情、我已見汝情と訓むべき文にて、情を見つとは、彼御情處を見給へる事を恨み坐せる御言にて、深き由ある傳なるを、古來其訓を誤り來れり、其は古史傳に註せるを見て曉るべし、と有れども、予未だ古史傳を見ざれば其說を知らざれども、恐らくは予が說とは同じかるまじければ、予は此を宇良と訓みて說を成す者なり）偖此の情は性情の情と同じ意なり、先づ人の稟賦て唯有の任なる心を性といひ、其性の隨に裡に動くを情といひ、表に發はるゝを思と云ひて情

と思とは表裡の義なり、若て嬉し美やむ、心恥（ウラハヅ）かし、情進（ウラサ）ぶるなど云ふ類の宇良は何れも外に出さゞる心中の思なり
恨を宇良牟と云ふも、本より其類なる事云ふも更なり、然れば此に見二我情一と云ふは、何方迄も打解くまじき事を犯
して伺見給ひしに依りて、我に恨みさせ給ひつといふ事にて、第六ノ一書に今吾恥辱、乃遣二泉津醜女八人一追二留之一と
有る事の起是なり、次に我復見二汝情一と云ふは、其返さひに汝にも恨みさせむと云ふ事にて、絶妻之誓に歸（オモム）く事の端
緒先づ此に在る事なり、如此く汝我をば恨みさせつ、我復汝に恨みさせむと云ふ事なり、此即ち二神相共に争はせ給
ふ事の本なる者になむ有りける、（然れば此を情字を許々呂と訓み來れる古訓は更なり、又那佐祁と訓まれたるも、其
に其読を得ざる者なるべし、見レ情を倒反（カヘ）す時は情見にて、其より恨と云ふ言を生ずに心著たる人は、古來無かりしな
りけり）〇我復見二汝情一とは、我を情見させつるに應へて、汝に情見させむと云ふ事右に云へるが如し、其は唯其伺
見させ給へるを、甚く恥恨みさせ給へる御怒の進みに依りて、然計り善にしく睦相はせ御在し坐しゝ御妹背の中間に
て有りしも、今は其男神と御勢を競べ御力を争はせ給はむと所思し成りて第六ノ一書に見えたるが如く泉津醜女八人、
又古事記に云へる千五百之黄泉軍を遣はして追窘め奉らせ給へる、是即ち其男神の御恨を酬（ムク）へさせ奉り給へる者にて、
此に見二汝情一と云へる是なり、（此は寶鏡開始章第二ノ一書素戔嗚尊御荒びの所に、雖レ然日神恩親之意不レ慍不レ恨皆以二
平心一容焉と有ると同じくは難レ有かるべき筈なり、右なるは御兄弟限の御事なれば、平心を以て容し給ふ方も有らむ
を、此は已に其黄泉神の副加はりたる事故に、然容めさせ給ふ事の出來まじき所なるを思ふべし、然れども此には深
き所由有る事なり、此末に至りてぞ伊弉冉尊の御本心は終に顯はれさせ御在し坐しける）〇伊弉諾尊亦慇焉には、女神

の御恨を逆へて此方より共々に恨怒り爭はせ給はむ事を懟ち奉らせ給ひて、直に出返坐さむと所思し成らせ御在し坐しゝなり、然れば第六ノ一書に伊弉諾尊大驚之曰、吾不レ意到二於不須也凶目汚穢之國一矣、乃急走廻歸と見え、第九ノ一書にも伊弉諾尊驚而走還とは有れども、二神の此間に然る御問答の有りけるを、彼傳共には漏れたるを、此に傳はれたる事甚々尊き御賜物になむ有りける、然れば此にて伊弉諾大神の其懟ちさせ給ひて御心の痿ませ御在し坐す所を、追及しめ奉らせ給へるに驚き周章て逃走り還らせ給へるになむありける、（然申し給へる間に、速く伊弉冊尊の御方にては、其令レ追奉らむ御支度（ミコヽロガマヘ）などの有けむは、申すも更なる御事なりかし）○因將二出返一は、此には佗傳と同じ事共は甚く事略（コトソギ）て書かれたる故に、其擲櫛の事、一片之火の事を始として、千人所引磐石を泉津平坂に塞る迄の件々は悉く書されざるは、第六ノ一書などの趣に然しも異らざればなるべし、然るを此に直に引續けて因將二出返一の文を彼急走廻歸の場（トコロ）に書れたる故に、伊弉冊尊の御所を出返り坐さむと爲る時の事の如くなれども然らず、此は其泉津平坂を放れて顯國の方へ出返らせ給ふ時の御事なり、然るは已に傳八に鈴屋大人說を引いて註せるが如く、此に盟之曰族離又曰レ不レ負二於族一云々と有るは、謂ゆる事戸の御辭にて、第六ノ一書に與二伊弉冊尊一相向立而建二絶妻之誓一と有る其時伊弉諾尊の詔給へる御言なればなり、（然るを古史徴には記傳の說を信はれずて、第六ノ一書に伊弉冊尊恨曰何不レ用二要言一令二吾恥辱一の下に此文を持込みて文を成されたる趣に云はれつれども、其にては其神名に泉津事解之男と申せるに打合はざる者なり）○不二直默一は、下に不レ負二於族一と有に應（アハ）せて心得べし、其は先に汝已見二我情一我復見二汝情一と女神の宜へるより此泉津平坂に至る迄に種々の事共有りて、終にその通路を塞ぐ計には至れるを、其御言には猶負させ御

在し坐す故に、其言に宣ひ勝せさせ給はずては忌々しき禍事なる故に、直に默止し給はざるなり、其は八洲起元章にも條々に見えたる如く、女神の言先立坐せるに依りて祥はしからざりける先蹤も有るが故なり、（又此時に、女神の千頭縊殺さむと申し給へば、男神の千五百産屋を建てむと宣ひ勝たせ給へるなども同じ事なり、此謂ゆる言靈の幸はふ徵有る事にて、其由傳五卷に云へり）○直は唯と云ふに同じく、其事耳を立て佗を顧みざる辭なり、所以に速なる意又眞直なる意を有てり、古事記白檮原宮段歌に、袁登賣爾多陀爾阿波牟登云々、又若櫻宮段大御歌に、多陀邇波能良受云々、又天智天皇十年御紀童謠に、奈爾能都底擧騰多拖尼之曳鷄武など見え、古事記朝倉宮段に、自日下山直越道幸行河内云々、背日幸行之事甚恐、故自直參上而仕奉なども有り、萬葉には直朿と云ふ事數知れず多在り、（此多陀と云ふ事を又多陀知とも云へるは、直道と云ふ事なり、名義抄に直字に右の二訓あり、又徑をも徒をも同じく訓む字なり）○默は萬葉三（三十二丁）に、默然居而賢良爲者、四（二十三丁）に、之賀須我仁默然得不在者、又（三十三丁）、中々煮默毛有益呼、七（二十四丁）に、默然不有跡事之名種爾、十（二十一丁）に、默然毛將有時母鳴奈武日晩乃云々、又（五十六丁）、咲友不知師有者默然將有、十二（七丁）に、中々默然毛有申尾小豆無云々、十三（二十三丁）に、不開而默然有益乎何如文、十六（九丁）に、辱尾忍辱尾默無事云々、十七（三十一丁）に、佐家理等母之良受之安良婆母太毛安良牟など有りて、物事を其任に措く事を右の如く母陀と云ひ、其母陀なる事を爲すを母陀須と云へり、然れば母陀は物無か又は物空かの義なる言なるべし、（俗に徒なる事を牟陀事といひ、徒なる言を牟陀言など云ふも此に近かるべし、字鏡集に揆を母杼流、緩を母杼呂久と訓み、又中洲の方言に物の鈍き事を母杼加志と云ふなども皆同じ統

の言なるなり）〇歸而は其泉津平坂を出て顯國の方に歸らせ給ひてなり、彼千人所引磐石を取塞たる其外にしての御事なる事申すも更なり、熟々上下に云ふ事共を考互して曉るべき者なり〇盟之曰は宇氣比氐能理多麻波久と訓むべし、此字を被レ用たる例は、敏達天皇十年御紀に乃下ニ泊瀨中流一面ニ三諸岳一漱レ水而盟曰、臣等蝦夷自レ今以後子々孫々用ニ淸明心一事ニ奉天闕一、臣等若違レ盟者、天地諸神及天皇靈絶ニ滅臣種一矣と有り、又孝德天皇御紀に召ニ集群臣一盟曰、告ニ天神地祇一曰云々、若或(ソムカバ)ニ此盟一天災(ツミシ)地妖(ワザハヒシ)鬼誅(コロシ)人伐(ウタム)、皎如ニ日月一也と見え、天智天皇十年御紀に大友皇子手執ニ香爐一先起誓盟曰、六人同レ心奉ニ天皇詔一、若有レ違者必被ニ天罰一云々など有り、如此く盟と違と二並べて書たるに、此に無きは、此に族離と詔給へる御事は、御自の御心の御盟にて佗に相對へたる事に非ざればなり、倭字氣比は請負(ウケオフ)より出でたるにて、今俗に人の爲べき事を請負と云ひ、又其約束れる事の相違はざる事を證すを請合(ウケアフ)と云ふも、本此に出でたる者なり、其は次々說行くを以て曉るべし、（右の敏達天皇御紀以下なる盟字を知加布と訓めり、名義抄にも盟字知加布とも牟須夫とも加奈布とも牟加布とも訓めり、此を知加布と云ふも古言にて、約相(チギリアフ)の義なり、典籍便覽に載レ書相約曰盟と有る字なり）瑞珠盟約章に天照太神復問焉、素戔嗚尊對曰吾元無ニ黑心一云々、復問曰若然者將何以明ニ爾之赤心一也、對曰請與レ姉共誓、夫誓約之中（誓約之中此云ニ宇氣譬能美難箇一）必當レ生レ子、如吾所レ生是女者則可ニ以爲有ニ濁心一、若是男者則可ニ以爲有ニ淸心一云々、其第一一書に於是日神共ニ素戔嗚尊一相對而立誓曰、若汝心明淨而不レ有ニ陵奪之意一者、汝所レ生兒必當レ男矣云々、素戔嗚尊既得ニ勝驗一云々、第二一書に時天照太神復問曰、汝言虛實將何以爲レ驗、對曰請與レ姉共立ニ誓約一、誓約之間生レ女爲ニ黑心一、生レ男爲ニ赤心一、第三一書に日神與ニ素戔嗚尊一隔ニ天安河一

面相對、乃立二誓約一曰、汝若不レ有二奸賊之心一者、汝所レ生必男矣云々、寶鏡開始章第三ノ一書にも於二是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷二不善一而復上來者吾今齧レ玉生兒必當レ爲レ女矣、且姉之所レ生亦同二此誓一云々と有りて、何れも同じ事なり、又古事記にも、爾天照大御神詔、然者汝心之清明、何以知、於是速須佐之男命答曰、各宇氣比而生レ子、故爾各中二置天安河一而、宇氣布時云々、爾速須佐之男命云々、因レ此言者自我勝云而、於二勝佐備一と有て第一ノ一書と此とに其誓約に勝と宣ひ、其第三ノ一書には素戔嗚尊則稱レ之曰二正哉吾勝一、故因名レ之曰二勝速日天忍穗耳尊一と見えたるなど、殊に灼然き者なり、然れば此に盟之曰族離又曰レ不レ負二於族一と宣給へるも、其族離と盟給へる其信驗は必ず勝たせ給はむと云ふ事なるを思ひて曉り明らむ可きなり、(但、此御誓は素戔嗚尊の天に參上らせ給へる狀の餘りに甚じかりけると、又御父母二神に事依され給へりし此國土を所知食さゞると、此二の事に依て日神に疑はれ奉らせ給へるに、其赤心を顯はし奉給はむとの御事にて、此絕妻之誓とは別なれども、其御誓坐しゝ狀は異ならず)又天孫降臨章に鹿葦津姬の事を、皇孫因而幸之、卽一夜而有レ娠、皇孫未二之信一云々汝所レ懷者必非二我子一歟、故鹿葦津姬忿恨、乃作二無戶室一入二居其內一、而誓之曰、妾所レ娠若非二天孫之胤一必當二焦滅一、如實天孫之胤火不レ能レ害、卽放レ火燒レ室云々、其第二ノ一書に、妾孕二天孫之子一、不レ可二私以生一也、皇孫曰雖二復天神之子一、如何一夜使二人娠一乎、抑非二吾之兒一歟、木華開耶姬甚以慙恨、乃作二無戶室一而誓之曰、吾所レ娠是若他神之子者必不レ幸、是實天孫之子者必當二全生一云々、其第五ノ一書に、天孫見二其子等一嘲之曰、妍哉吾皇子者聞喜而生之歟云々、固非二我子一矣、是以吾田鹿葦津姬益恨、作二無戶室一入二居其內一、誓之曰云々、若非二天神之胤一者必亡、是若天神之胤者無レ所レ害、則放レ火焚レ室、第六ノ一書に、皇孫因幸二

豐吾田津姫一、則一夜而有レ身、皇孫疑レ之云々、母誓已驗方知實是皇孫之胤云々など有り、此は右の瑞珠盟約章なると同じく、人の疑を晴さむとて爲る誓なれば、彼は御子を生坐せる其男女を以て勝負とし、此は其御子の火中に害はるると害はれざるとを以て其實否を定むるなり、(古事記にも此事を爾詔佐久夜毘賣一宿哉、姫是非二我子一、必國神之子、爾答白吾姫之子若國神之子者産時不レ幸、若天神之御子者幸、即作二無レ戸八尋殿一、入二其殿内一以レ土塗塞而産也云々と有りて、御宇氣比坐す事を云はざれども、其事實の上に誓ふ義灼然き者なり)偖古事記に其より前に、於是天津日高日子番能邇々藝能命於二笠沙御前一、遇二麗美人一、爾問二誰女一、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比賣、亦名謂二木花之佐久夜毘賣一云々、故乞レ遣二其父大山津見神一之時、大歡喜而、副二其姉石長比賣一、令レ持二百取机代物一奉レ出、故爾其姉者因二甚凶醜一、見畏而返送、唯留二其弟木花之佐久夜毘賣一、以一宿爲レ婚、爾大山津見神因レ返二石長比賣一而大恥白、送言我之女二並立奉由者、使二石長比賣一者、天神御子之命、雖二雪零風吹一、恒如レ石而常石堅石不レ動坐、亦使二木花之佐久夜毘賣一者、如二木花之榮一榮坐、宇氣比氐貢進、此令返二石長比賣一而、獨二留木花之佐久夜毘賣一故、天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐云々と有り、此事を此の天孫降臨章第二ノ一書にも、於是大山祇神乃使二二女一持二百机飲食一奉進、時皇孫謂レ姉爲レ醜不レ御而罷、妹有二國色一、引而幸レ之、則一夜有レ身、故磐長姫大慙而詛レ之曰、假使二天孫不レ斥レ妾而御一者、生兒永壽有レ如二磐石一之常存、今既不レ然、唯弟獨見レ御、故其生兒必如二木華一之移落、一云磐長姫恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如二木華一之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之縁也と有り、此は天神御子の天下を初て所知食す新世に御妻定の始なる故に、大山祇神の二女を相並べて奉出して、右有ば斯在む、左有ば然在むと御心に

誓ひて奉らせ給へるにて、此は其成行きを見むとする誓なり、(然るを御紀の方には、其誓と云ふ文無くして磐長姫の詛給へる趣なるは違へるに似たり、其は一云の傳には、顯見蒼生者云々と宣ひて、其短折く成行くを可惜しみ給へる趣見えたるを思ふべし、詛は人を咒詛る事にし有れば、此神などの御上に有るべくも非ぬ事なり、借右の如字に阿摩比といふ訓を添へたるは、御紀に右の如く三所有るを、二は美摩比爾と訓み、一は阿摩比爾と訓める、美はアと刀と取違へたる誤なり、然れば古事記に木花之阿摩比能微坐と有るは、如木花耳坐と云ふ事なり、記傳の說誤なり)

又神武天皇御紀に、賊虜所據皆是要害之地、故道路絕塞無處可通、天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚、幷造嚴瓮而敬祭天神地祇、亦爲嚴咒詛、如此則虜自平伏、天皇祇承夢訓、依以將行云々と有るは、其御軍の政に就て誓給へるにて、爲嚴咒詛と訓み奉り給へるは、天神より誓の驗を顯示し奉らせ給へる者なり、次に天皇旣以夢辭爲吉兆云々、乃椎根津彥著弊衣服及蓑笠爲老人貌、又使弟猾被箕爲老嫗貌而勅之曰、宜汝二人到天香山、潛取其巓土而可來旋矣、基業成否當以汝爲占、努力愼歟、是時虜兵滿路難以往還、時椎根津彥乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通、如不能者、賊必防禦、言訖徑去、時群虜見二人、大咲曰、大醜乎老父老嫗、時開道使行、二人得至其山取土來歸云々と有るは、天皇の御方にては二人の成す所を以て御占と爲し給へるを、二人は天皇の仰せ給へる事を誓と成して基業の成否を試すにて、古の最重きは誓になむ有りける、次に天皇又因祈之曰、吾今當以八十平瓮無水造飴、飴成則吾必不假鋒刃之威坐平天下、乃造飴、飴卽自成。又祈之曰、吾今當以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶被葉之浮流

者、吾必能定中此國上、如其不レ爾、終無レ所レ成、乃沈二瓮於川一、其口向レ下頃魚皆浮出隨レ水噞喁、時椎根津彦見而奏レ之、天皇大喜云々とある、此二の御誓など何れも其成るまじき事を強て成して、其を以て事の成否を定め給へる事にて、其事の狀は御占に彷彿たりと雖も、御占にては其成否のみは知らるべけれども、然る奇異しき驗を見る事は御誓に限ることなるは、誓は其身をも神に任せ奉る計の大事なればなり、右の祈字を宇氣比と訓める事の意を思ふべし、(御紀には猶其上に呪詛（カジリ）と云ふ事有り、右に見えたる嚴呪詛是なり、此は其賊虜の形を儲けて、其を以て賊虜とし呪詛（カシ）る事なり、右の取レ土來歸の文に續きて、於是天皇甚悅、乃以二此埴一造二作八十平瓮天手抉八十枚嚴瓮一、而陟二于丹生川上一、用祭二天神地祇一、則於二彼菟田川之朝原一、譬如二水沫一而有レ所二呪著一也と見えたる是にて、此は右の誓とは殊にて、其事の成行を以て成否を計知るとは異にて、其呪詛るへき先の者の上を耳伺ふ事なり、此は其賊虜を水沫の消亡るかごとく微（モロ）く亡び失べく呪詛給へる者なり、然れば似たる事ながら、占又祈（ウケヒ）とは甚く別なる者なり)崇神天皇七年御紀に、時得二神語一隨レ教祭祀、然於レ事無レ驗、天皇乃沐浴齋戒潔二淨殿內一而祈（ウケヒ）之曰、朕禮レ神尚未レ盡耶、何不レ享之甚也、冀亦夢教レ之以畢二神恩一、是夜夢有二一貴人一、對二立殿戶一、自稱二大物主神一曰、天皇勿下復爲上レ愁二國之不一レ治、是吾意也、若以二吾兒大田々根子一令レ祭レ吾者則立平矣云々とある、祈之を本に能美氏とあれども、神武天皇御紀、景行天皇御紀などの例に依りて、宇氣比氏と訓むべき所なり、此御世に猶斯ること有り、其は龍田風神祭詞に、志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五穀物乎始氏、天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬氏、不成一年二年爾不在、歲眞尼久傷故爾、百能物知人等乃卜事爾出牟神乃御心者、此神止白止負賜支此乎物知人等乃卜事乎以天卜止母

出留神乃御心母無止白止聞看氐皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須手、誰神曾天下乃公民乃作々物乎不成傷賜等波我御心曾止悟奉禮止宇氣比賜支、是以皇御孫命大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作々物乎、悪風荒水爾相都々不成傷波、我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命止御名者悟奉氐云々と有り、如此く卜事を以てトへども出でず、其爲む方に盡させ給へるが故に、天皇の大御身に受けて誓ひ給ふ故に、著明き神の御諭は有りけるなり、又其四十八年御紀に、天皇勅二豐城命活目尊一曰、汝等二子慈愛共齊、不レ知三曷爲レ嗣、各宜レ夢、朕以レ夢占レ之、二皇子被レ命淨沐而祈寐(ミケヒイネマシキ)、各得レ夢、會明、兄豐城命以二夢辭一奏二于天皇一曰、自登二御諸山一向レ東而八廻弄槍八廻擊レ刀、弟活目尊以二夢辭一奏言、自登二御諸山之嶺一繩絙二四方一逐二食レ粟雀一、則天皇相レ夢謂二二子一曰、兄則一片向レ東當レ治二東國一、弟是悉臨二四方一宜レ繼二朕位一と有り、此は掛まくも甚も可畏き天津日嗣を定めさせ給ふ所なるに、物遠なげなる夢辭を以て物させ給へるは、餘りに輕々しきことの狀なれども、其は其占はさせ給ふ天皇の御方にこそ然なりけれ、二皇子の御上に取りては甚々重き御誓なるにて、上に云へる神武天皇御紀なる天香山社中の土を令レ取給へる所に異ならず、其仰せ給へる片方よりは御占なるを、其受行ふ方にては甚じき誓なる者なりけり、(此を以て占と誓との差別も知らるゝ事なり、占へども占へども其にて卜合ざる事は、神の御心に得許させ給はざる所あるが故なるを、誓は其身に引受て物する事なる故に、又其信驗も此上なき事と聞ゆ、誓ひて夢に見る事は、萬葉四に都路乎、遠哉妹之、比來者、得飼飯而雖宿、夢爾不所見來、十一に、水上、如數書吾命妹相、受日鶴鴨、又核葛、後相夢耳、受日度年經乍など有り、得飼飯又は受日など書けるは、借字にて祈字の意なり)又古事記玉垣宮段なる品牟都和氣命の眞言語はさざ

る所に、於是天皇患賜而、御寝之時覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而求何神之心、爾崇出雲大神之御心故其御子令拜其大神宮、將遣之時令副誰人者吉、爾曙立王食卜故科曙立王令宇氣比白、因拜此大神誠有驗者住是鷺巢池之樹鷺乎宇氣比落、如是詔之時其鷺墮地死、又詔之宇氣比活者更活、又在甜白檮之前葉廣熊白檮令宇氣比枯、亦令宇氣比生、爾名賜其曙立王、謂倭老師木登美豐朝倉曙立王と有り、此にて宇氣比と云ふ義を知るべし、其は科曙立王令宇氣比白とにて、其王はしも卜に食て出雲大神宮に赴く人なるに依りて、萬を其王に科せて令誓白にて、宇氣比は其身に請負ふ謂此に在り、次には其驗を試む爲に鷺に請負はせて、或は死し或は活し、其次には白檮に請負はせて或は枯し又は令生て、體に見屆くる事なり、然れば上に宇氣比は請負又請合の義なりと云へる其事此に至りて明らかなる者なり、(其は令宇氣比白、又宇氣比落、又宇氣比活、又宇氣比枯、又宇氣比生と一々に其宇氣比と云ふ言を冠らせたるは、各其物に請負しむる意なるを以てなり、此甜白檮之前は其遠飛鳥宮段に、於是天皇愁天下氏々名々人等之氏姓忤過而、於味白檮之言八十禍津日前居玖珂瓮而定賜天下之八十友緒氏姓也と有る所なるが、此を御紀に爲盟神探湯と有れば、其も誓なる事云ふも更なり、然れば甜白檮は誓を成す所と定まれるが如し、此事下に云ふを見て知るべし、神名式に大和國高市郡甘樫坐神社四座並大月次相嘗新嘗、鷺栖神社靱と有り)景行天皇十二年御紀に、天皇初將討賊、次于柏峽大野、其野有石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將蹶茲石如柏葉而擧焉因蹶之、則如柏上於大虛、故號其石曰蹈石也、是時禱神則志我神直入物部神直入中臣神三神矣と有る、此は下に註せる如く石

トの類には有れども、神に誓給へるなり、右の如く誓ふには必その祷る所の神を標準として事は我身に請負ふなり、(此事豊後風土記にも、天皇欲レ伐二土蜘蛛之賊一幸二於柏峡大野一、中有レ石云々、天皇祈曰、朕将レ滅二此賊一當下蹶二茲石一譬如中柏葉上而即蹶レ之、騰如二柏葉一、因曰二蹶石野一と有り、然計の石を柏葉の如く蹶上げ給ふ事、大御身に係させ給へる御誓に非ずば、爭でか然る神驗の有らむ、斯る事は占には且て無き者なり)又神功后御紀に、北到二火前國松浦縣一云々、於是皇后勾レ針爲レ鈎、取レ粒爲レ餌、抽二取裳糸一爲レ緡、登二河中石上一而投レ鈎祈レ之曰、朕西欲レ求二財國一、若有レ成レ事者、河魚飲レ鈎、因以擧レ竿乃獲二細鱗魚一、時皇后曰希見物也云々、既而皇后則識二神教有一レ驗、更祭二祀神祇一云々と有るは、此より先に神の御諭言共有りしかども、猶又此時誓給へるなり、次に于レ時當二皇后之開胎一、皇后則取レ石挿レ腰而祈之曰、事竟還日産二於茲土一云々と有るも、天神御子を海表に産奉らせ給はむ事を恐みて、如此く誓給へる者なり、若て新羅に渡らせ御在し坐しゝ所に、其國王叩頭奉りて則重誓之曰、非三東日更出レ西、且除二阿利那禮河返以之逆流及二河石昇爲一星辰一而、殊闕二春秋之朝一、怠廢二梳鞭之貢一、天神地祇共討焉と有る、右の三は絶えて世に有るべからぬ事を以て恒久に變る可からぬ誓言に云ふなり、右に云へる件々の誓共は、絶えて成るまじく出來まじき事を神に祈ひて、其成と否らざるとに依りて定むるに同じ、(猶、皇后還詣二橿日浦一、解レ髪臨レ海曰、吾被二神祇之教一、頼二皇祖之靈一、浮二渉滄海一、躬欲二西征一、是以今頭滌二海水一、若有レ驗者、髪自分爲レ兩、即入レ海洗レ之、髪自分也とある、其も神に誓給へるなめり、八幡愚童記に、「任二神託一針を入レ海、三尺の鮎食付て上る、御髪を浸レ河、水神龍神二人の童女參て御髪を二に分く、此龍神女嚴島大明神、水神女は宗像大明神と顯れ給ひけり」と有るも、妄説とは

聞えざればなり。其同御紀に、皇后從二海路一以向レ京時、麛坂王忍熊王云々、令レ興二東國兵一、時麛坂王忍熊王共出二菟餓野一而祈狩之曰、(祈狩此云二于氣比餓利一)若有レ成レ事必獲二良獸一也、二王各居二假庪一赤猪忽出之登二假庪一咋二麛坂王一而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂二倉見別一曰、是事大怪也、於レ此不レ可レ待レ敵、則引レ軍更返屯二於住吉一と有り、古事記にも、如レ此上幸之時、香坂王忍熊王聞而思レ將二待取一、進二出斗賀野一爲二宇氣比獦一也、爾香坂王騰二坐歴木一而是大怒猪出掘二其歴木一即咋二食其香坂王一、其弟忍熊王不レ畏二其態一、興レ軍待向之時云々と見えたり、此祈狩(ウケヒカリ)と云ふ事は有戰をせむとて其敵を待つ間に、神に祈びて先づ狩を爲し、其良獸を得るか否らざるかに依りて軍の勝敗を占ひ、其に怪事などの有れば、進むとも退くとも其戰に利有るべき處を定めて戰はむ料がてらにする事と聞えたり、然るを神の信用き給はざるには、如此く誓に負けて其身を滅すに至れる者なり、誓の身命に係て重きこと此を以て知るべきなり、(若有レ成レ事は右の神功皇后の御詞にも出でたり、事の成ると成らざるとを定む爲に神に誓ぶ事なる故に、何時も誓に就ては云ふ事にて、上に引ける神武天皇御紀に見えたる椎根津彦の祈びに、我皇能定二此國一云々と有るも此に同じ)應神天皇九年御紀に、武内宿禰弟甘美内宿禰廢レ兄即讒二言于天皇一云々、天皇則推二問武内宿禰與二甘美内宿禰一、於是二人各堅執而爭レ之、是非難レ決、天皇勅レ之令下請二神祇一探(クガタチセシム)湯上、是以武内宿禰與二甘美内宿禰一、共出二于磯城川濱一爲レ探レ湯、武内宿禰勝レ之とある、探湯を玖賀多知米斯と訓める、此亦誓にて其是非(マコトイツハリ)を定むる者なり、其は允恭天皇四年御紀に、詔曰云々、一氏蕃息更爲二萬姓一難レ知二其實一故、諸氏姓人等沐浴齋戒各爲二盟神探湯(クガタチ)一、則於二味橿丘之辭禍戸岬一坐二探湯瓮一而引二諸人一令レ赴、曰得レ實則全、僞者必害(盟神探湯此云二區訶陀智一、或泥納レ釜煮沸攘レ手探二湯泥一、或

焼ニ斧火色一置ニ于掌一〕於レ是諸人各著ニ木綿手繦一而赴レ釜探レ湯、則得レ實者自全、不レ得レ實者皆傷、是以故詐愕ニ然之一、豫退無レ進、自レ是之後氏姓自定、更無ニ詐人一とあるも同じ事にて、熱湯を探りて其全きと害はるゝとを以て、正實と虚僞とを質す事なれば、誓と云ふ中にも殊に眼前に信驗を見る者是なり、繼體天皇廿四年御紀に、日本人與ニ任那人一頻以ニ兒息諍訟難レ決、元無ニ能判一、毛野臣樂置ニ誓湯一曰、實者不レ爛、虚者必爛、是以投レ湯爛死者衆と有りて、外國に渡りても行へるを思はゞ、古に當多在りし事と所見たり、〈神名式に見えたる近江國蒲生郡馬見岡神社二座は、所祭天穗日命、天夷鳥命に坐す由其社記に云へり、今此を綿向神社と云ふ、又其社記有り、其書に云へり、元和五年の事なるが、其綿向山の事に就て東九箇村西九箇村と爭論の事出來りけるが、互に云募りて其實否の難レ分きに依りて、終に公訴に及びければ、公儀より檢使を被レ遣て其九月十八日綿向神社に於て鐵火を令レ取らる、其東西九箇村より鐵火を取るべき人を各一人づつ鬮を取りて定む、然るに東方村井町庄屋孫兵衛と云ふ者、其鬮に當らん事を深く歎き恐れたりければ、其僕音羽村喜助と云ふ者云ひけるは、深く愁へ給ふ事勿れ、主人其に當り給はゞ我代りて此を取らむと云ひけるに、竟して孫兵衛に當りければ、喜助其に代りて東方九箇村の總代として其役に出づ、西方九箇村の總代は益田村角兵衛と云ふ者其鬮に當れり、此に檢使斧を燒赤めて兩人に此を取らしむ、然るに音羽村喜助火花散出づる斧を掌に載せ、數步を步みて事もなく此を御殿に置きたり、次に益田村角兵衛東方にて燒きたる斧を手に取り、少し步みて取落し、即ち逃去らんとしけるを、西宮の森にて捕へ、終に伊勢野の邊にて梟首せらる、此に依て西方非方と成りて、東九箇村の立會山と成れりと云へり、近世の事ながら、舊社には斯る式も遺りて其事を成したるなり、事の極みは神

に任せ奉りて、如此く誓ぶより外なき者なるなり）其より後の御紀にも誓の事共此彼見えたりと雖も、儒佛を學ぶ世と成りては人心甚く眞正（マナ）ならず、邪智深く成以て行く任に、身を懸けて其身に請負ふべき盟誓の本意を失ひつるから然る神々しく妙なる事の驗も顯れず成來て、神と人と稍遠放れるなむ甚淺ましき事なりける、偖立返りて此に盟之日と有るは、其族離（ウカラノサカ）らせ給はむ事を何方迄も思ほし究めさせ給ひ、又其御言に勝たせさせ給はむとて、不㆑負㆓於族㆒と宣給へるにて、上件の如く其吉凶を定め是非を正し眞僞を判つなどとは異なるが如くなれども、其蓮はせ給はざる事を御心に約りて物せさせ給へるなれば其も此も同じ一事になむ有りける、（此は思ほえず長說したりけり、然れども御世御世この事實を拾ひ集めて說を成すに非ざれば、其事の意を盡し難きが故に、叢脞しとは思ひ乍らも、猶得非ずて如此く長說は物するになむ）○族離は宇我邏佐迦禮と訓むべき由傳八に云へるが如し、若て其族は伊弉冊尊を指し、佐加禮は第六一書に建㆓絕妻之誓㆒と見えたる其御誓の御辭なり、古事記には其を度㆓事戸㆒と有るを、記傳に引かれたる私記に、問何故建爲㆑度哉、答案㆓古事記㆒曰㆑度㆓事戸㆒、故今隨㆓彼文㆒而讀㆑之、度者猶㆑如㆓言度㆒、言㆓絕斷夫婦之交㆒也と有るが如く、御夫婦の交を絕斷せ給ふとして、其由を言度し給ふなれば、族佐加禮と詔ふべき御事なる者なり、（本に離字を波那禮牟と訓む事なれども、其にては女神の慕はせ給へるを此方にて離れさせ給はむと宣る如くなれゝば叶ひ難し、此は鎭火祭詞にも有りて、素より伊弉冊尊より然申給へるを、其如く諾ひ許し給へる者なるをや）孝德天皇大化二年御紀に、復有㆘爲㆑妻被㆓嫌離㆒者㆖、特由㆓慙愧㆒所㆑惱、强爲㆓事瑕之婢（メノヤツコ）㆒（事瑕此云㆓居騰作柯㆒）と見えたるは、妻の爲に嫌離れられたるを慙愧て、其を此方より强て事放たる婢と卑しむるを云ふなるべし、其事瑕と云ふは別離（コトサケ）と

云事にて、謂ゆる離別の妻を云ふ稱と通えたり、且此にても拂之神號二泉津事解之男一と有るも、其族離と宣へりし由に縁れりと見えたれば、此の離字は必佐加流と訓むべき所なり、繼體天皇廿二年御紀に、配二合夫婦一安得二更離一、亦有二息兒一棄レ之何往と有る、離字を佐久流と訓める考合すべし、其外古書共多く離をも放をも然訓み來る中に、萬葉二(二十三丁)、天皇崩時婦人作歌に、空蟬師、神爾不勝者、離居而、朝嘆君、放居而、吾戀君云々、三(五十七丁)に、家離、伊麻須吾妹乎、四(十六丁)に、狭丹頰相、紐解不離、又(三十四丁)、千磐破、神哉將離、空蟬乃、人賢禁良武、七(十四丁)に、離家、旅西在者、十二(十三丁に、床邊不離、夢所見乞、十三(七丁)に、彌遠丹、里離來奴、十九(廿一丁)に、天離、夷等之在者云々、離家、等之乃經去者、又(二十七丁)、父母爾、啓別而、離家、海邊爾出立など見えたる是なり、(但放字は本より佐久と訓む字なり、其を孝德天皇御紀に爲レ夫被レ放と訓めり、又萬葉十三に、妻放、家道思生爲使無、十四、上野國歌に於也波左久禮騰、和波左可流賀倍、又、和我目豆麻、比等波左久禮抒云々、和波左可流我倍、十九に、天地之、神者無可禮也、愛吾妻離禮流云々、倭文幣乎、手爾取持而、勿令離等など有り、其妻放、又吾妻離流など云ふは、比の族離に近き語なる者なり、名義抄に離字を佐流とも佐久とも訓めり、又萬葉十一に、紐解開公無、又狛錦紐解開など有る開も佐久と訓む字なり、今も人の暇を告げて歸るを開くと云ふをも考合すべし)偖族離と言度し給へるは、鎭火祭詞に火神を生み給へる所に、吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給氏云々と有りて、先に夜國へ入坐さむと爲給へりし御時に、已く女神の御方より族離り奉らむ由を申させ給へるなり、然れども其時は男神の許ひ給

へるにも非ざりし故に、追至らせ給へるなるが、今如此き成行きに依りて、今こそ族離れとは許し給へるにて、族離と云ふは、右の詞にて云はゞ、吾那邇妹命波下津國乎所知食倍志、吾波上津國乎所知牟止宣氏離利給支など云はむが如し、此即ち妻放り給へるにて、別處を言度し給へるなる者なり、（此事已に傳八卷に云へるを考合すべし、古より以來此族離と絕妻之誓の事とを委しく說得たりと思ゆるは無めるを、記傳六に「盟之曰族離云々を此即事戸の御辭にや」と云はれたるなむ天地に貫通たる說にて、今如此く說明らむるも然は云へ彼大人の恩澤なり）〇又曰レ不レ負ニ於族一は宇我邏爾磨概耳登詔給比氏と訓むべし、下に不レ負ニ於族一、此云ニ宇我邏磨概耳一と有りて、於字に當る爾の訓なきは脫たるなるべし、其は寶鏡開始第二一書に、神祝々之、此云ニ加武保佐枳保佐枳々一なども、中に爾字有りて神祝爾祝之の義なる事彼傳に說くを見て知るべし、此二共に爾字を脫せるかと思へば、天孫降臨章第二一書などには、顯露此云ニ阿邏播貳一と有りて、其には貳字衍れり、然れば斯る訓註なども、字に當る訓をのみ取りて、其續くる辭は文の趣に隨ひて求むべきなり、此於字は必爾と訓まずはあるべからず、（山陰に此の文を論ひて、「此は訓註古語にて族也不負の意なれば、族不レ負と書くべき事なるに、不レ負ニ於族一と書きては族爾不負と訓むべくして意違へり」と云はれつれども、爾脫たりと見れば安らかに聞ゆ、此事古史徵にも已に云はれたり）若て此不レ負ニ於族一と宣給へるは、女神に誓び勝たせ御在し坐して其驗を見むと宣へるなり、其は右の族離と宣却け給へるも、女神の御言を唯に許諾し給へるのみの如くなれども、男神の御心には下津國を棄て神逐ひ却給へるにて、是亦族に勝たせ給へるなり、又第六一書に遂建ニ絕妻之誓一時、伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言ニ如レ此一者吾當レ縊ニ殺汝所レ治國民日將千頭一、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾

妹、言二如此一者吾則當レ產二日將千五百頭一と有るは、絶妻之誓を建て族離れと言度し給へるに就て、又女神の言を起し給へるなるべき事、傳八に已に註るが如し、古事記にも其事を記して、其終に、是一日必千人死、一日必千五百人生也とありて、其御言の宣ひ勝たせさせ給へるのみならず、其御誓の信驗有りて、天下の蒼生を大祓詞などに天之益人と有るが如く蕃息れるは、全く不レ負二於族一と御言に力を入れて誓給へるに依れる者になむ有りける、又其女神の御言に、此顯國のことを汝所レ治國と申し給へるを以て、此以前に言度し給へる族離の御言には、上津國と下津國と別處と建て給へる事も含れる事を明らめ奉るべき者なりかし、(其は前段なる族離の下に委しく註せるが如し、通證に東遠曰族離、所レ謂建二絶妻之誓一也、不レ負二於族一、所レ謂吾當レ產二日將千五百頭一也と云へるは、實に然る言にて右の如く此と第六ノ一書とを並べ見ざれば、此も彼も不具にて貫くべからざる者なり、然れば此を泉國にての事と思はゞ大に違ふべし、泉平坂にて千人所引磐石を女神と男神の中におきて相對立しての御盟なる事、違ひ有るまじくこそ所思えたれ)〇不負は欲レ勝と云はむが如し、萬葉九(三十六丁)に、如已男爾、負而者不有跡と有るも、不負して打勝たむと云ふ意なり、源語(玉葛卷)にも負じ魂に怒りなば、爲ぬ事共も爲てむ、と有り、俗語は身贔にて、勝は彼棄の反語なるべし、(身を麻と云ふことは、四時祭式に御體を於保美麻と註せるを始として云知らず多在り、常に勝負と並べ云ひ、雌雄と並べ書けり)〇乃所唾之は其盟ひに勝たせ給ひて、措かず唾吐し給へる、此は彼を厭へて拂ふ事の禁方なるべし、例は天孫降臨章第二ノ一書に、磐長姬恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如二木華一之俄遷轉當二衰去一矣、此世人短折之緣也と有る其驗に依りて世人短折に成り、又海宮遊行章第八ノ一書に、時海神授二鉤彥火火出見尊一、因教レ之曰、還二兄鉤一

時、天孫則當レ言ニ汝生子八十連屬之裹貧鉤一、言訖三下唾與之とある、其驗に依りて其兄火闌降命は終に其弟尊に伏事(マツロ)ひ給ふ事となれり、又古語拾遺に、昔在大地主神營レ田之日、以ニ牛宍一食ニ田人一、于時御歳神之子至ニ於其田一、唾レ饗而還、以レ狀告レ父、御歳神發レ怒以レ蝗放ニ其田一、苗葉忽枯損似ニ篠竹一と有るは、其淨からぬを惡みて唾し給へるより起りて、終に苗稼を損ふに至れりし者なるなり、（但寶劒出現章第二ノ一書に、已而科ニ罪於素戔嗚尊一云々、以レ唾爲ニ白和幣一、以レ洟爲ニ青和幣一、用レ此解除とあるは、右の例とは少異にて、此れを唾を化(カヘナ)し洟を化(カヘナ)して、青白の和幣と成して其の祓具の列に員(カゾ)へ入れたるなり、此は今不淨なる物を見て唾する縁なり、右に載るは物を卑しめ惡みて唾するにて、其本は一なれども、厭勝(マジナヒ)と解除とに分れたるなり、纂疏に唾者郤ニ惡人一也、史孟嘗君傳文一日廢客皆去、今客有ニ復見一必唾ニ其面一と見ゆ）唾の都は津液(ツ)の總稱なり、傳八に云へる如く身體に聯(ツラナ)在れるを津といふ、其精粹(マヨ)なるを保豆と云へるが、唾は津粘(ツネバ)にて、其津の有餘れるが口中に粘(ネマ)り出づるを云ふなり、大同類聚方通志流可多と云ふ中に津波岐と見えたる是にて、津波岐は唾吐(ツバハキ)の義なり、和名抄にも唾（和名津波岐）口中津也とあり、偖此に乃所唾之と有るは、已に御言に出でては族離又曰レ不レ負ニ於族一と御心殘る所なく條々に宣ひ盡させ給ひて、今は宣ふ御言なきが故に、其終に如此く唾き棄て給ひけるにて、此も亦絕妻之誓の御所業とは成れりし者なり、（通證に列異傳曰、南陽宋定伯、少時夜獨行、逢ニ一鬼一、鬼曰、唯畏ニ人唾一、國史纂要曰、唐張文成、梟鳴ニ於庭樹一、其妻以爲ニ不祥一連唾レ之、孔氏志怪曰、四坐謂ニ是鬼魅一、斂遂唾レ之と有るなども、我上古の禁方なりしが、大己貴少彦名命などの傳へ遺し給へるにこそ）○速玉之男神は、神名式に伊豆國賀茂郡波夜多麻和氣命神社有も同神なるべし、故此の速は字の如く玉は

借字にて速靈神（ハヤタマノカミ）と申さむが如し、言意は伊弉冊尊と盟給ひて族離と宣ひ、又族に負けじと詔給ひける御心の一速く貫きて誓ひ勝たせ給へる由の意を負持給へる御名なり、後世の誓約文に必熊野大神の御名を書入れて盟ふ事の本此に在る事なり、神名式に出雲國意宇郡速玉神社、紀伊國牟婁郡熊野早玉神社（大）と見えたれば、速玉神と申すが即ち御名にて、之男は其男神に坐す謂なるべし、（其は次に泉津事解之男神、又此の素戔鳴尊を、古事記に須佐之男命と書かれたる之男是なり、其を又神名式に、出雲國飯石郡須佐神社、紀伊國在田郡須佐神社、名神大月次新嘗と有るが如く、唯に須佐神と申すに同じ）速は迅速の義なる事傳六にも已に云へるが、猶云はゞ言の上に置けるは速素戔鳴尊、速秋津日命、速飄神など有り、其中間に置けるは甕速日神、熯速日神、津速產靈神など有り、共に其意同じく進む事の早ければ速素戔鳴尊と申し、嚴しき事の早ければ甕速日神とは申せるにて、此例幾許（イクラ）有るも異なる義有るべからず、鎮火祭詞に御心一速比給波志止爲氐、古事記に道速振荒振國神等など有る速も亦右に同じ、偖其波夜の波は、物の忽然（タチマチ）なる事を嘆息て波阿と云ふ是なり、夜は阿夜にて、此も共に嘆聲なる事傳三に註せるが如し、其證は丹後風土記に、與謝郡々家東北隅方有二速石里一、此里之海有二長大石前一云々、先名二天梯立一、後名二久志濱一、然云者國生大神伊射奈藝命、天爲レ通レ行而梯作立、故云二天梯立一、神御寢坐間仆伏仍怪久志備坐、故云二久志比濱一と有る、速石といふ里名は有二長大石前一と云る其に依れる名にて、其御寢坐る間に仆伏て、其石前と成れりしことの忽然（タチマチ）なりし故に速石とは云ふなるべし、斯る大神さへに奇異に思ほす計なれば、其迅速なる事知るべし、此を以て波夜は歎息の辭より成れるならむとは云ふなり、又播磨風土記に、明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生二於井一、唯朝日蔭二淡路島一、

夕日蔭二大倭島根一、仍伐二其楠一造レ舟、其迅如(トキコト)レ飛、一檝去越二七浪一、仍曰二速鳥一と有るも、其迅(ト)き事飛ぶが如きを以て速鳥とは云へるなり、又同天皇十六年御紀、播磨國造速待が歌に、彌簡始報破利摩波椰摩智と詠めるを、私記に三日之潮其流急(スミヤカナリ)速、故欲レ讀二早待一之發語置二此言一乎と有るも、潮の流の急なるを速と云へるにて、速吸名門、浪速國などの速此に同じ、此等速と云ふ語を用ひたる例共なり、(萬葉一に、渡中爾、幣取向而、早還許牟、又、去來子等、早日本邊云々、又吾妹子乎、早見濱風云々、二に、芳野河、逝瀨之早見、四に、愛當、吾念情、速河之、又、早河之、湍爾居鳥之、五に、佐伎久伊摩志氐、速歸坐勢、又、和禮立待、速歸坐勢などを始として、早と速とを通はし用ひたる例多在り、名義抄に速字に登志、又波夜志、又須美夜加爾などいふ訓有りて、迅字又早字などの訓に相異ならざる者なり)然れば速玉之男神と申し奉るは、今俗にも速男(ハヤリヲ)の若武者、又は其心の敏く進むを速心(ハヤリゴヽロ)と云ひ、物事の迅く行はるゝを流行(ハヤル)なども云ふ速にて、御誓に打勝たせ給はむと思ほし入給へる御靈の行進ませ御在し坐して、其信驗の一速く顯れて成出で給へる神にし坐せば、此は伊邪諸大神の荒魂に御在し坐さむも知るべからざるなり、長寬勘文に載せたる熊野緣起に、結玉家津美御子登由二宇社と有るは、早玉神社と熊野坐神社との御事と聞ゆれば、又若くば結玉神と申す御名も坐々なるべし、夫木集雜十六、神祇弘安百首歌に、「撿挍法親王、那木の葉に磨ける露の映玉(ハヤタマ)を、結ぶの宮や光添ふらん」と有るも由有りて聞ゆ、本國神名帳に、牟婁郡大神三社と有りて、正一位家都御子大神、正一位熊野大須美大神、正一位御子速玉大神と並び出でたるを、右の家都御子大神を姑く本宮と當て、餘の二神は共に早玉神社に坐々と思ふに、新抄格勅符の神封部に、熊野牟須美神四戸(紀伊天平神護二年奉充)速玉神四戸(紀伊神護

二年九月廿四日奉充）と別に擧げたれば、右の熊野大須美大神は本宮に坐して、即皇産靈大神に御坐す事決き者なから、三社共に所祭相通ひて同じき故に、右の御歌は詠ませ給へるにこそ、（其家津美御子と申すは、紀伊國神名帳に正一位家都御子大神と有りて本宮の御神なるが、其は決く素戔鳴大神の亦御名なり、何を以て云ふぞならば、其本よりの宮なる出雲國意宇郡熊野神社の御事を、風土記に伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命と有る麻奈子に同じく、二柱神の相成し坐せる珍御子に渡らせ給ふが故に、其愛くしみ親み奉らせ給ふ由を以て申し奉る御名なるにて有るべき事、次に熊野神社の下に云ふべし）偖其早玉神社を新宮と申すは、本宮に對へたる名なり神名帳頭註に、崇神天皇十六年始建二熊野本宮一、又景行天皇五十八年建二同新宮一と云ふは社傳にも有るべし、本國出雲國意宇郡より勸請（マセマツ）れる故由、下に本宮那智の御事と共に合せ云ふを見て知るべきなり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二紀伊國從五位下熊野早玉神從五位上一、同年五月廿八日癸未、授二紀伊國從五位上熊野早玉神從二位一、同五年三月二日甲子、授二紀伊國從二位熊野早玉神正二位一と見え又紀略に延喜七年十月二日、授二紀伊國正二位熊野早玉神從一位一と見えたり、長寛勘文に、天慶三年二月一日爲二正一位一と有り、本國神名帳にも正一位御子速玉大神と見えたり、（南紀名勝志と云ふ物に、「熊野村と云ふは新宮庄に上熊野村、中熊野村、下熊野村有り、今新宮村と云ふも、本は熊野村の內なれども、新宮大神鎭坐以後、所の名と爲るか、諸書に熊野村と云へるは此處なるべし、摠て牟婁郡を熊野と云へるは、新宮熊野村に因りて云ふと見えたり」と云へり、猶委しきことは下に熊野三所の御事を合せ云ふべし）○掃之神は其御盟に勝たせさせ給へる、即其黃泉國の垢の染入たりし其御身に着ける物を掃し投入れ給へるにて、此即ち解除の始なり、

通證に掃者上ニ書所レ記投ニ去濁穢之暇御一者是也と云へるは、予が意を得たる説なり、波羅比には多く解除又は祓字を被レ用たるを、掃字を書れたるも其義を以てなるべし、萬葉九（二十丁）に、零置流、霜乎掃等爾有斯と有り、又（二十三丁）、此山乎、牛掃神之と有る、此は假字なれども掃を波久と云ふに依りて用ひたるなり、十九（三十九丁）に、安持里麻之掃平と見え、大祓詞に荒振神等乎波云々神掃々賜比氏なども有り、（其を遷却崇神詞には、神掃々平氣武止云々、出雲神賀詞には、荒布留神等乎撥平氣とあり、又萬葉十一には、眞袖持、床打拂とも見ゆ、然れば掃を攘とも撥とも通はし書くなりけり、名義抄に掃字を波伎、又波良布、又久豆、又志豆卒とも訓みたる字なり）故此に掃之と云ふは、第六ノ一書に建ニ絶妻之誓一の事有るは、此族離に當り、次に伊弉冉尊の當レ縊ニ殺汝所治國民日將千頭一と宣へば、伊弉諾尊卽吾則當レ産ニ日將千五百頭一と拔かし勝ち給へる、其卽ち此の又曰レ不レ負ニ於族一と有るに當れるを、其次に卽云々、又投ニ其帶一云々、又投ニ其衣一云々、又投ニ其褌一云々と見えたる、其亦此の掃之といふに當りて、奇しき迄其事實の合へるは、彼は詳なる方、此は略（トツギ）たる方なる耳こそ有りけれ、其傳の趣の全く一事なればなるべし、然れば傳八に已に註せるが如く、古事記には其事を是以伊邪那岐大神云々、故吾者爲ニ御身之禊一而到ニ坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原ニ而禊祓也、故於ニ投棄云々ニ所レ成神名云々と見えたるは、彼は固より祓の事なり、又此に傳はる所も掃之と有り．此に依りて祓と掃と混に成れるから、然る僻傳は出來れる者なりと所思えたり、脩投棄てたる物に依りて成れる神等は皆禍々しき神なるは、其掃はせ給へる物共に依りて成れゝば然るを、此に掃之神と申せるは、然る汚穢たりし物共を投棄てさせ給ふ方の神にし坐せば、此は善神にて其類には非ざる事申すも更なり、（但其第六ノ一書なるも古事

記なるも、其黄泉門にて物爲給へる橋小門にて物し給へる趣なると、其處の違ひこそは有りけれ事は全く同じきを、其にも此にも其最初に御杖を投棄てさせ給ひて、岐神の成坐る由に傳へたるは誤にて、第九ノ一書にある趣正實に叶へり、(爭でか岐神の然る柱神に混りて成出坐せる事の有らむ)○泉津事解之男は、舊く訓み來れる任に事解を許登佐迦と訓むべし、解ノ字を佐迦と訓める正しき例は、出雲風土記に楯縫郡佐香郷云々、佐香河内百八十神等集坐、御厨立給而令レ釀レ酒給之、卽百八十日喜讌解散坐故云二佐香一とある、此は其酒を釀らしめ給へるに依りて佐香と云ふと心得たらむは一遍の見解なれども、殊更に解散坐と有るは、其放らせ給へるに品有りしなるべし、然れば郷名の佐香に係合せて、此解散も佐加利と訓むべき所なるなり、(記傳に引かれたるには、事解を許登々祁と訓まれて、其說に、「此解ノ字昔より佐加と訓めども、然訓むべき慥なる證も例も無れば、登祁にても有りなむかし」と云はれたり、萬葉四に、紐解不離、五に、紐解佐氣弖なども有りて、登久と佐久とは同じ類の語なれば、何れにても有るなめども、猶舊例の方宜しかりぬべし)事解を正しく許登佐加と訓むべき例は、上に引ける孝德天皇二年御紀に、事瑕此云二居騰作柯一と註されたるは、離別の妻の事を云ふなり、萬葉十三(三十四丁)に、欲見者、雲井所見、愛、十羽能松原、少子等、率和出將見、琴酒者、國丹放嘗、別避者、宅仁離南、乾坤之、神志恨之、草枕、此羈之氣爾、妻可離哉、反歌、草枕、此羈之氣爾、妻放、家道思生爲便無と見えたる、琴酒は借字、別避は正字にて、共に事離の意にて、今も夫婦の相離るゝ事を、字音に離別と云ふに同じ、此は旅に行きたりし間、家に在りし妻などの死にたるを詠めるなる可きが、此別避に全く此の族離の古事を以て仕立てたりし者なり、(若く別避を爲るならば、己が國に在りて放け、己が家に居て離

たらましかば、少しは心も慰みなましを、此族の日數の間に、妻をさけ給へる天地の神し恨めしとなり、此歌の訓何れも悪かり、予が右に訓める如く有るべし、十六に、琴酒乎、押垂小野從、出流水云々と有る琴酒は有とは異なり、其は別酒を押垂らすと云ふ續けにて、其は常に用ふる清酒に對へて別なる酒と云ふ事なれは、醇酒（ウマサケ）などの事にも有るべし）偖此事解之男神と申し奉るは、彼御誓びに勝たせさせ給ひて、族離の御言信驗有りて、其如く絶妻之誓の御事定まり、又此時迄大御身に著けさせ御在し坐しゝ物共を脱棄て掃給ふが故に、其に因て成れる神等は、傳八に云へる如く疾病神と禍害神との二種なれども、其も伊奘諾大神に著きて在りし程は、猶其妖災を免れ給はず、此に其投棄て給へるに依りて其黄泉神は別れ避奉れるなれば、此にも右に註せる如く事離（コトサカ）の義は充滿（ミチタラ）へり、斯れば此泉津事解之男神はしも、大神の彼國を悪み避け給へる御靈に依りて成坐せれば、其を以て御德と成し給ふ神になむ御在し坐しける、（因云古事記朝倉宮段一言主神の御名乘坐せる所に、吾者雖二悪事一而一言、雖二善事一而一言言離（イヒハナツ）之神云々とある、其言離は許登佐加などゝは訓むべからず、延佳本に伊比波那都と有るは古き訓なるべし、其は此の事解とは大に趣意の違ふ事なり、下にいふべし）故此神は伊奘諾大神の和魂には御在し坐さざるか、解除は總て其不祥を避けて物を和むる事なればなり、此神も速玉神と共に其本宮は出雲にて有るべけれども、風土記神名式共に所見なし、若くは速玉神社に共に鎭坐せるにや、鈴屋大人の神賀詞後釋に、「熊野社の今の說には、上宮三社は中伊邪那岐命伊邪那美命、左早玉男、右事解男なり、下社は天照太神須佐之男命なりと云ふなれども、神名帳に唯熊野坐神社と耳有りて、幾座と云ふ事無ければ、官帳に入りて式に載れるは、主として祭る須佐之男命一座耳にて、其餘は皆添へて祭る神にて、官帳

には入らざる神なり」と有るは然る言なれども、然上宮下宮と容易く別けて祭るべきならざれば、其上宮と云ふなむ意宇郡速玉神社には御在すべき、其社傳の如くは、泉津事解之男神も必ず並び坐さむこと、次に云へる紀伊國の例を以ても知るべし、(右の下宮と云へるは、素戔嗚尊の本宮なるにて、紀伊國牟婁郡熊野坐神社名神大の本なる事、下に云ふを見るべし、今も大草郷熊野村に立たせ御在し坐すを、内山眞龍が風土記抄と云ふ書に、速玉社在二熊野村一と云へるは、上宮を云ふか別社なるか、下に註るに考合す可し)然るは紀伊國神社錄と云ふ物に、熊野本宮伊弉册尊、本國神名帳曰、正一位家津御子大神速玉男、正一位御子速玉大神事解男として四座なり、次に新宮同二本宮一那智同レ前と云へれば、本宮新宮那智共に其所祭同じき趣なり、然るに通證に、熊野垂跡記及神名帳頭註等謂二本宮一則、景行天皇御宇所レ創而、那智新宮則後代祭レ之、然則稱二之三所一者、出二於後世一而其所レ祭皆同、但本宮主二菊理媛一、新宮主二速玉男一、那智主二事解男一、是社傳也と有れば、其中にも主客の差別は有る者なり」但本宮主二菊理媛一と云ふは、主二伊弉册尊一にて有るべきを如何、其神も亦相殿に坐すにや、倩其神社錄に、今按大四社者伊弉册、早玉、事解、天照太神也、故今猶御衣劔矛等存焉と有れども、天照太神と云ふは其家津御子大神を誤りて然心得つる僻說なり)然れば其那智は事解之男神を主として祀祭れる御社なりけり、後の物ながら伯家神道書の中に、熊野新宮速玉乃男神、那智泉津事解之男神と有るをも證と爲べし、神社錄に本宮舊記曰、仁德天皇草二創那智宮一と見えたれば其時本宮より別祭れるなる可し、然れども其所レ祭本宮と異ならざる上は、猶遙宮の如くなるにぞ有るべき、倩熊野鈴木家譜を見るに、那智十二所の首に地主權現宮大已貴命と有るに就て思ふに、其那智と云ふは從來の大已貴神の敷坐せる地なるを以て、其地

に共々に那智と云ふ稱有りて祀給へるにこそは有りけめ、其は和漢三才圖會に、越前國白山社の別社を記せるに、越南智大已貴命と有るは、越國の那智と云ふなり、猶上野國神名帳に、「群馬西郡從三位大奈知明神小奈知明神と有るは、決く大汝、少彦二神なるに思はせらるればなり、其由傳七に且々云へり、名勝志に熊野郡那智山、權現宮飛瀧權現、又曰二瀧宮一と見ゆ、(江談抄に、問云熊野三所本緣如何、被レ答云、熊野三所伊勢太神宮御身云々、本宮幷新宮大神宮也、那智荒祭又太神宮救世觀世音御變身云々、此事民部卿俊明所レ被レ談也と有り、古にも熊野三所を伊勢太神宮と配し、又救世觀世音など云ふめる、鬼と混つに云ひ成し奉れる枉言は有りしなり、斯れこそ其三所共に權現の號を以て唱へ來り、兩部神道を以て仕へ奉る社と成れるのみかは、本宮新宮には禰宜祝部も有るを、那智は沙門優婆塞耳有りて、佛を主とする地とは成り竟てたるぞかし．然る泉國の汚物を掃ふに因りて成出で坐せる事解之男神に坐せれば、如何に汚穢く所思すらむ)〇古事記に既生レ國更生レ神故生神名大事忍男神と有りて、此れより以下に十神あるを、記傳五(三十二丁)に、「此は本彼御祓の時に成坐せる神等の一傳なりしが、亂れて此の記には彼所と此所とに重りし者なり」として、其の大事忍男神を、此の泉津事解之男神に當れる由に被レ定たるは、甚々委曲しき考へにて、更らに言加ふべき所なくなむ有りける、又其の說に云はく、大事忍男神此神の事解之男に當れると云ふ故は、先づ事解之男とは女神男神族離給ふ方に就て負せ奉りし名なるを、其處の御言に吾與レ汝已生レ國矣云々と有り、又伊弉諾尊神功已畢云々、又功既至矣德亦大矣とも有れば、夫婦離賜ふも已に大なる事の成竟し故なれば、此名は其方に就て大事と稱へしならむ、然れば此二名云以て行けば一意に當れり云々と云はれたり、實にさる言なり、(但事解を許登々都と訓まれ、

族離を宇我邏波那禮牟と訓まれたる耳予が説く所と異なるに依りて、少か自佗の附け方違へれども、其義遠からず）
故其意を少か補ひて猶云はゞ、大事の事は右に引かれたる神功、又功既至矣などの功是なり、忍は瑞珠盟約章第三ノ一書の熊野忍隅命を、寶鏡開始章第三一書には熊野大隅命と有り、斯れば忍は大の義なるを知る、然れば右に引かれたる瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣と見えたる其意にて、大事忍男神は大功大男神と申す御事なり、然るは族離と別處を言度し宣ひて、伊弉冉尊は下津國を所知食し、伊弉諾尊は上津國を所知食す事に定まり、又不レ負ニ於族一と宣ひて、古事記に謂ゆる一日必千人死一日必千五百人生也の御誓信驗有りて、速玉男之神成出て給ひ、猶其大御身に著けさせ御在し坐しゝ物を悉く擲棄て投却り給ひて、大御心の殘る所なく泉國の御政を畢させ給ふ時に成出で坐せれば、寔に大事忍男神と申す御名坐すべき御事になむ御在し坐しける、（若て其大功大男神と申す御名の奎しからずして、二柱神の別處を建て給へる中に、云ひ知らず味のある事なり、其は傳八卷に云ひ、又この伊弉諾尊開而善之乃散去矣と有る所に云ふ可し）〇神名式に紀伊國牟婁郡熊野坐神社（名神大）長寛勘文に伊弉冉尊と有り、紀伊國神社錄に、熊野本宮伊弉冉尊、本國神名帳曰正一位家津御子大神速玉男、正一位御子速玉大神事解男と合せて四神の趣なり、又上に引ける社傳に、本宮主ニ菊理媛一とあれば五柱なる狀なり、さて熊野鈴木玉木家傳に、伊弉冉尊の神靈を出雲より紀伊の熊野に勸遷し奉る時に、御先歸ふ鈴を神木に著け捧持ちたる家の子孫を鈴木と云ひ、御靈を籠めたる賢木を持ちたる家を玉木といふ、後改めて玉置と書す一と云へれば、出雲より伊弉冉尊と素戔嗚尊と共に其意宇郡熊野坐神社（名神大）より、御託などの有りて移し奉れる事と成れりしなるべし、其神木と云ふは乳木なるべく、御靈を

籠めたる賢木とは御靈實を祀納めたる神籬の事なるべし、（然るを在田郡なる鈴木家譜に、「神武天皇長髓彦御征伐の時、梛木に鈴を結付け御馬印の體に持たせ御先手を勤む、御馬の飼料に稻を奉りしかば穗積姓を賜はる」と云へるは、有の伊弉冊尊を出雲より供奉りし事を以て、神武天皇と僞れるなり、抑長髓彦御征伐の御時などは、饒速日命背き給ふ御心は御在し坐すながら、波に阻られ給ひて御先手などの事は出來給ふべくも非ざれば、云ふにも足らざる僻事なり、又馬の飼料に稻を奉りしかば穗積姓を賜はると云ふも心得ず、神武天皇御世など、姓氏を賜はるなど云ふ事は日々もなき事なるが上に、穗積は大和國十市郡の地名より出でたる姓にて、萬葉十三に、帛叫、猶從出而、水蓼、穗積至、鳥網張、坂手乎過、と有る是なれば信じ難し、思ふに後人の所爲なるべし）神名帳頭註に、「崇神天皇十六年始建二熊野本宮一、景行天皇五十八年、建二同神宮一」と有れば、伊弉冊尊は其時移坐るにて本宮にても素戔嗚尊、新宮早玉之男神と二柱の御神は後の度なるべし、其は長寛勘文に、熊野權現御垂跡緣起云、日本國鎭西日子乃山峯雨降給、其體八角奈留水精乃石高佐三尺六寸奈留仁天、天下給布、次五年乎經天、戊午年伊豫國石鐵乃峯仁渡給、次六年乎經弖甲子年淡路國乃遊鶴羽乃峯爾渡給、次六年過庚午年三月廿三日、紀伊國無漏郡切部山乃西乃海乃北乃岸乃玉那木乃淵乃上乃松木本渡給、次五十七年乎過、庚午年三月廿二日、熊野新宮乃南乃神藏峯降給、次六十一年庚午年、新宮乃東乃阿須加乃社乃北石淵乃谷仁勸請靜奉津留、始結玉家津美御子登申二字社也、次十三年乎過弖壬午年本宮大湯原一位木三本乃末三枚月形仁天天降給と有る、此は甚々疑はしき書なれども、已く其勘文に被レ載たれば、其より以前に出で來りし者なるべければ、中には取るべき所も有るべきなり、（今試みに其年紀を考ふるに、景行天皇五十八年は戊辰なれば、其

年を新宮御鎮座の年として、其十二年は壬午に當れゝば、其より逆算するに、其十三年前庚午は垂仁天皇九十九年なり、其より六十一年前庚午は同天皇三十九年なり、其より五十七年前は甲戌なれば、此に年紀を一廻させるなり、其庚午は崇神天皇四十七年に當れり、其より六年前甲子は同天皇四十一年に當り、其より六年前戊午は其三十五年に當り、其より五年前は崇神天皇三十年癸丑に當りて、此より景行天皇五十八年戊辰迄都て百九十六年許の事なるなり）其文に結玉と申すは速玉之男神にして、本國意宇郡速玉神社の神なり、家津美御子は紀伊國神名帳に正一位家津御子大神と有り、此なむ上に且々云へるが如く素戔鳴尊にて、意宇郡熊野坐神社（名神大）に坐す大神に坐々ける、若て此時迄其母伊弉冊尊と共に其宮に鎮坐しけむを、伊弉冊尊は崇神天皇十六年に紀伊國に遷らせ御在し坐しゝより、其宮には素戔鳴尊一柱と成りぬるなるべし、若て家津御子と申すは、第六一書に吾欲レ從ニ母於根國一と有るが如く、殊に御母神に親しく御在し坐せば、家の御子と申す事にて御許去らず御在し坐す謂なるべし、神賀詞に伊佐奈伎乃日眞名子と有るも、相親しみ給ふ由を以て云ふ事なるを考合せて曉るべき者なり、右の垂跡記の如くは、伊弉冊大神より後に其二神の御靈を分けて、出雲より紀伊國に移し奉れるが、其も直には出て坐さずして、豐前より伊豫淡路の國々を經て紀伊國に鎮坐しけむを、斯る物の儩として天降と云ふ事當なれば異しむに足らず、（但崇神天皇御紀に、七年十一月丁卯、命ニ伊香色雄一而以ニ物部八十手所レ作祭レ神之物一云々、便別祭ニ八十萬群神一仍定ニ天社國社及神地神戸一と有れば此時など然るべき神々の御社を被レ定たりけむと所思しければ、出雲より紀伊に移し奉れる事は違ひ有るまじけれど、其始は第五一書に所見たる故事に依りて、伊弉冊尊を先づ迎へ取りて祀られたる其後、速玉之男神素戔鳴尊なども御託有り

て熊野に移出で坐しゝなるべし、其垂跡縁起に八角余留水精にて天降給ふと云ふは、日子乃山にて御靈形を定めたるを云ふならむか、其は神名式に豐前國田川郡忍骨神社と有る今彦山權現と云ふ是なり、縁起に南岳伊弉諾尊、中岳伊弉冊尊、北岳天忍穗耳尊を祀る由云へり、石鐵乃峯は今伊豫國石鐵山藏王權現と云ひて、少彦名命を祀れる山なり、遊鶴羽乃峯は淡路國三原郡に有りて、今遊鶴羽權現と云ふ有り、其なるべし、玉那木乃淵は、日高郡切目庄切目川に副ひて玉御前と云ふあり、其か、然れば其山々を經て紀伊國に渡り坐しゝと云ふも疑はしき事ながら、右の結玉、家津御子二神などは、さる事の實に在りしかも亦知るべからず）三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二紀伊國從五位下熊野坐神從五位上一、同年五月廿八日癸未授二紀伊國從五位上熊野坐神從二位一と有りて、此二度共に出雲國熊野坐神杵築神と共に神位を被レ奉たるなど、由有りて思ゆるを考ふべし、日本紀略に、延喜七年十月二日、授二紀伊國從二位熊野坐神正二位一と有るを、本國神名帳には、正一位家都御子大神と見えたれば、長寛勘文に伊弉冊尊とあれども、此にても出雲國の如く素戔鳴尊なむ其主神には御在し坐すなる可き、又本國神名帳に、正一位熊野大須美大神と有るを、右に引ける新抄格勅符に依りて熊野牟須美神と速玉神とを別に擧げたるは、本宮は皇產靈大神を祭り奉れる趣なり、（偖是を本宮と申せば本なる可きに、何時も早玉神社を先に擧げられ、且早玉神は貞觀五年三月二日に正二位に進みて一階超え給ひ、延喜の度にも早玉神は從一位に進ませ給ひて、却りて本宮の方は一階後れ給へり、且神名帳には名神大と有れども、名神祭に被レ載ざるを思へば、出雲と混ひつるには非じか、然れば早玉神社と共に唯大社なり、若て又右に引ける垂跡縁起にも、結玉、家津美御子と新宮神を先に立て記せるなど、新宮本宮と云ふ次第の如し、

又纂疏に、熊野早玉神社、今熊野權現也と記され、又扶桑略記に、延喜七年十月十七日云々、法皇以二去十一日一自二切尾湊一御舟赴二向熊野神社一と有るも、共に新宮の御事なれば、社に取りては新宮の方重き狀なり、猶能く考ふべし）上に云へる伊弉冊尊を出雲より供奉れりし鈴木は穗積氏にて饒速日命の裔なる事、姓氏錄に所見たるが如し、然るに同錄（山城國神別天神）に、熊野連饒速日命孫味饒田命之後也と見えたる、熊野は全く紀伊國のと聞ゆれば、天孫本紀に依るに、其父宇摩志麻治命に仰せて彼地にて天神より授かり得給へる韴靈劒を令レ齋給へれば、其由などにて其熊野の地を卜居りけるにや、國造本紀に熊野國造志賀高穴穗朝御世饒速日命五世孫大阿斗足尼定二賜國造一と有るも、後に國司を京より被レ遣などゝは異にて、其土著（クニツキ）の貴族を以て國造に封じ給ふ上古の御定なればなり、但し姓氏錄には右の熊野連に並びて其同族に阿刀宿禰阿刀連等有れども、天孫本紀を見るに、其五世孫は輕境原朝に被仕奉たる人等にて、稍に九世孫に至りて志賀高穴穗朝に仕へ奉れる人等の名有れども、大阿斗足尼と云ふ人の見えざるは、既く味饒田命より別に支れたる者なる可し、天孫本紀にも饒速日命孫味饒田命（阿刀連等祖）見えけり、然れば物部穗積の彼地に住來れりし事も甚々古き事なりけり、（此に一の奇說を思出たり、其は史記始皇本紀に、徐市等上書、海中有二三神山一名曰二蓬萊方洲瀛洲一、仙人居レ之云々、入レ海求二神藥一云々、蓬萊藥可レ得と云ひ、後漢書倭傳に、傳言、秦始皇遣下方士徐福將二童男童女數千人一入レ海求中蓬萊神仙上云々、徐福遂止二此州一云々、土宜二禾稻紵麻蠶桑一云々、出二白珠青玉一、其山有レ丹、氣溫腝、冬夏生二菜茹一云々、人性嗜レ酒、多二壽考一、至二百余歲一者甚衆云々、世之相傳有二數萬家一云々、論曰、遺義存焉、仲尼懷レ憤以爲二九夷可一レ居夷疑二其陋一、子曰君子居

レ之何陋之有、亦徒有レ以云々と有りて、蓬萊を皇國の事と爲り、其神仙といふも、皇國にては尋常の人なれども、瑞穗を食ひて壽考多きが故に、彼が心には然思へりしなりけり、君子は我が上世の貴人を然稱へたるにて、孔丘が乘レ桴浮レ海と云ひ、魯仲連が臣踏二東海一死と云へるも、皆大人君子の大御國を慕ひ奉れるなり、若て神社考詳節熊野社條に、浮屠絕レ海入レ明時、洪武天子問二秦徐福事一、答以二絕句一云、熊野峯前徐福祠、滿山藥草雨餘肥、祇今海上波濤穩、萬里好風須二早歸一、天子和云、熊野峯前血食祠、松根琥珀也應レ肥、當時徐福覓二仙藥一、直到二如今一竟不レ歸、云々と云ふ事を載せり、然れば徐福が仙藥を覓めに到れりし蓬萊は熊野山を云ふ事灼然し、義楚六帖に、日本國云々、秦時徐福將二五百童男五百童女一止二此國一云々、有レ山亦名二蓬萊一云々、至レ今子孫皆曰二秦氏一云々、有二金峯山一有二松檜名花軟草一云々と云へる金峯山は、其蓬萊といふ熊野の奧なる大和國吉野郡にある山名なるを思ふべし、至レ今子孫皆曰二秦氏一とは、古語拾遺に至二於輕島豐明朝一、秦公祖弓月率二百廿縣之民一而歸化矣と有るを、御紀に稽ふるに十四年と有り、姓氏錄左京諸蕃に、太秦公宿禰秦始皇帝、十三世孫孝武王之後也、男功滿王足仲彥天皇八年來朝、男融通王一曰弓月王譽田天皇十四年來朝云々と有れども、始皇は英才の男なりければ、秦の永く保つまじき事を知りて、徐福が率たる五百童男五百童女などの中に、己が子弟を數多交へて、大御國に渡して天皇御民とだに成し置かば、其祀を斷つべからずと謀りて渡しつるが、熊野に住へりしが秦氏を稱へて有りしも多在りしなるべし、然思ひ合せらるゝ事は、同錄山城國神別阿刀連熊野連等の竝びに、秦忌寸神饒速日命之後也とある、秦は右の始皇が子孫の負ふべき氏なるを、由無き物部穗積と同族なる氏人の然る氏を負ふ可きに非ざるを思ふべし、右の味饒田命は天孫本紀に依るに綏靖天皇の御世の人

なり、本朝通鑑に孝靈天皇七十二年に秦人徐福來る由を記せれば、其味饒田命より三四世後にて、其熊野を知れりし人に徐福も從ひて止れるなる可し、然れば熊野連熊野國造などは右に云へる鈴木の本姓穗積の一族なり、又同族に秦忌寸などの有るは、右の徐市が歸化の事に依りて起れるにぞ有りぬべき）○熊野新宮に地主神社と云ふ有り、社記に祭㆓高倉下命穗屋姫命㆒と有り、天孫本紀に饒速日命兒天香語山命（天降名手栗彥命亦名高倉下命）と見えたる是なり、紀伊國神社錄にも地主神社高倉下命也社家祖神と云へり、（同書には此地主神社を新宮の下に隷たり、然るに通證には在㆓本宮後㆒と云へり、右に云へる如く本宮新宮那智共に其祭神同じく御在し坐す上は、本宮にも新宮にも地主神社と申して有なるべし）又神藏大明神と申す有り、神社錄に相傳高倉下命得㆓天劒㆒之處也と有は、神武天皇御紀に見えたる故事の有りし所なり、偖神名式に越後國蒲原郡伊夜比古神社（名神大）と有るを、一宮記に天香山命と云ひ、社説に、「上古紀伊國新宮神倉大明神此國へ臨幸なり」と云へるも由有る事なり、大同類聚方に美久冥乃藥、紀伊國牟婁郡熊野早玉神社神傳、又越後國蒲原郡伊夜日古神社傳留毛同方、元者少日子名命神方、兩社祝子等家傳流方也云々と有るを以て、其社説の謬ひざる事を見つべし（因云伊夜比古は彌孫の義なり、天照大神素戔嗚尊御誓に依て成し坐せる御子天忍穗耳尊にて、御孫（ミヒコ）は饒速日命に坐し、天香山命は其子なれば、皇大神の御曾孫（ミヒヒコ）に當るを以て、彌孫とは申せるなり、續後紀に天長十年秋七月朔丙戌朔戊子、越後國蒲原郡伊夜比古神預㆓之名神㆒、以㆘彼部毎㆑有㆓旱疫㆒致㆑雨救㆖病也、承和九年十月辛酉朔壬戌、奉㆑授㆓越後國無位伊夜比古神從五位下㆒、淸和天皇實錄に、貞觀三年八月三日甲辰、越後國從五位上彌彥神授㆓從四位下㆒と見えたり、其委しき事は神武天皇御紀傳に云ふべし）

又神社錄に高倉大明神（在二高田村一）所レ祭二高倉下命一饒速日命子也、母天道日女命熊野神主之祖神也、椋井赤木長井大山諸村同神社存焉と見えたり、如此く處々に祀はれさせ御在し坐す事はしも、實に其地主神に渡らせ給ふが故なるべし、（其神主の祖神と云ふ事猶能く正して註すべき事なれども、此は速玉之男神事解之男神の熊野に御在し坐す事を明らめ云ふ序に、餘事にも及ぼせるなれば然耳はとて）〇相鬪とは、互みに御心背き給ひて疎々しく成らせ給ふを云て、謂ゆる絕妻之誓の御事を云ふなり、右に出でたる族離、又曰レ不レ負二於族一とある其時の事を再び云へるなり、此は第六ノ一書に伊弉諾尊已至二泉津平坂一、故便以二千人所引磐石一塞二其坂路一、與二伊弉冊尊一相向而立、遂建二絕妻之誓一云々と有る其を云ふなり、（或說に古事記に謂ゆる於二其八雷神一副二千五百之黃泉軍一令レ追と云へる是なりと雖も、此に與レ妹と有るに叶はず、且相鬪を鬪戰の義と思へる說なれば云ふにも足らずなむ）相鬪を阿比阿良曾布と訓めるその例は、萬葉一（十一丁）に、相諍競伎と有り、阿良曾布は散競（アラケキソフ）にて、互ひに遠放り合ふ事を、鬪戰字ノを然訓むも其心の遠放り合へるに就て有る事なり、大祓詞後釋に、「依來ずして疎々しきを荒夫（アラブ）と云へる例は萬葉二（二十八丁）に。島宮、上池有、放鳥、荒備勿行、君不座十方、又、住鳥毛荒備勿行、年替左右、四（廿五丁）に、筑紫船、未毛不來者、豫、荒振公乎、見我悲左、十一（廿八丁）に、放駒、蕩去家良思、不合思者、又（四十六丁）、栲領巾乃、白濱浪乃、不肯緣、荒振妹爾、戀乍曾居（一云戀流己呂可母）古今集にも、「古里に非ぬ物から我爲に、人の心の荒て見ゆらむ」（以上補意）と有り、阿良曾布も亦其と同じ義なり、萬葉一（十一丁）に、虛蟬毛、嬬乎相格良思吉（アラソフラシキ）、二（三十四丁）に、去鳥乃相競端爾（一云打蟬等、安良蘇布波之爾）九（三十三丁）に、朝露乃、銷易杵壽、神之共、荒競不勝而（アラソヒカネテ）、又（三十五丁）

立向競時爾云々、丈夫之荒爭見者、十(十丁)に、春雨爾、相爭不勝而、又(廿五丁)、已爐乏、子等者競津、又(三十四丁)、白露爾、荒爭芽子之、明日將咲見、又(三十六丁)、白露爾、荒爭金手、咲芽子、又(四十五丁)、眞木葉毛、爭不勝而、十四(十九丁)に、宇都世美能、夜蘇許登乃敝波、思家久等母、安良蘇比可禰氐、安乎許登奈須奈、又(廿二丁)、安可見夜麻久左禰可利曾氣、安波須賀倍、安良蘇布伊毛之、安夜爾可奈之毛、十九(二十六丁)に宇都勢美能、名乎競爭登、玉剋、壽毛須底々、相爭爾など見えたるは、何れも鬪戰の如く見ゆめれど、其言の本より云ふ時は、何れも疎々しく遠放る意なる者にて、惡神を荒振神と云ひ、鬪戰を阿良曾布と云ふなどは、却に末なる者なり、(然れば此の及三其與レ妹相二鬪於泉平坂一也を、二神の相戰ひ給ひし由に云ふなどの說は、甚々僻々しく其意の上下に行渡らざる妄言と云ふ者になむ有る)〇爲レ族は舊く族我爲爾と訓めるに從ふ可し、師翁の古史成文には族登爲而と訓まれたれども、其にては邇意を過まつべし、この爲字は伊弉冉尊の黃泉國に去給ひし爲にの義なるを、古史成文の如くにては、其伊弉冊尊を族と所思して悲み、又思哀ばせ給へる事に成りて、其族と成りて夫婦の御親み有りける事を悔いさせ給ふ意に成りて、如何なる事共なり、上に伊弉諾尊追三至伊弉冉尊所在處一と有るその事を悔いさせ給へるにて、第六ノ一書に吾不レ意到三於不須也凶目汚穢之國一矣など有るが如く、族の爲に其國に追及て到坐しゝ事を悔い給へる所なるを思ふ可し、(然も無くては始に族と成り給ひし事を悔い給ふに成りて、終には皇祖大神の詔命に依りて國土を生み給ひし事をも悔る意に成れゝば、此師翁の說は肯ひ難し)〇悲は上に悲レ汝故來と宣へる是なり、其說上に出つ〇思哀は斯努夫と訓むべし、言義は志伸にて、氣の伸びて思ふ邊に行く意にて、即ち慕と云ふに大凡同じ、天孫降臨章には

悲歎の字をも然訓めり、下に云ふべし、續紀第四十詔に、後乃藤原大臣爾賜夫佐留志乃比己止乃昔爾勅夫佐久と有るは、謂ゆる誄にて死亡たる人を慕ふ爲に成す辭なり、第五十八詔に、悲傷備賜比之乃比給比大御泣哭川々大坐麻須と有るも、此の思哀に同じ、猶萬葉一(十二丁)に、黄葉乎婆、取而曾思努布、青乎者、置而曾歎久と云ひ、取と置とを對はせ思奴布と歎久とを對はせたるを先づ心に留め考ふ可きなり、二(十九丁)に、夏草之、思之奈要而、志怒布良武、妹之門將見、靡此山、又(三十三丁)、天地之、彌遠長久、思將往、又(三十五丁)、玉手次、懸而將偲、三(二十二丁)に、眞木葉乃、之奈布勢能山、之奴波受而、又(五十六丁)、秋去者、見乍思跡、又、秋風寒、思努妣都流可聞、四(十八丁)に、庭立麻手刈干布慕、東女乎、忘賜名、六(四十七丁)に、語嗣、偲家良思吉、百世歴而、所偲將往、清白濱、七(八丁)に、古毛、如此聞乍哉、偲祢、九(三十三丁)に、永世乃、語爾爲乍、後人、偲爾世武等云々、語嗣、偲繼來、十(五十二丁)に、見管曾思努布、君之光儀乎、十一(十丁)に、遠妹、振仰見、偲、又何名副妹偲、又(三十八丁)、小竹之眼笑、思而宿者、十二(三十四丁)に、吾妹兒之、阿乎偲良志、十三(二十七丁)に、吾乎令偲、又(三十丁)、吾背子之、偲爾爲與得、千世爾物、偲渡登、十四(十五丁)に、安波奈波婆、斯努比爾勢牟等、十六(十五丁)に、之努比管、有常將見毛欲得、又(二十二丁)、潮干乃山乎、之努比鶴鴨、十七(四十二丁)に、曾己乎之母、安夜爾登母志美、之努比都追、安蘇夫佐香理乎、十八(十九丁)に、可久夜思努波牟、又(三十一丁)、伊爾之敝欲、之奴比爾家禮婆、十九(廿二丁)に、吾幾許、斯奴波久不知爾、二十(三十五丁)に、志濃比爾西餘等、都氣志比毛、又(四十一丁)、伊波乃伊毛呂、和乎之乃布良之など有る、是等を忍字隱字などを斯努布と云ふとは異にて、此は慕に近き語なり、故

名義抄に偲字斯多布と訓めり、斯れば斯努夫を斯多布と云ひても言違はざるが如しと雖も、此に一の差別無くては有るべからず、慕は言義下遣にて身を以て因を云ふべく、斯努夫は氣伸にて心を以て行を云ふなるべく、是其差異ある所以なり、(又六に振痛袖乎、忍而有香聞、十一に、丈夫也、戀云物乎、忍金手武、十二に、人目多見、眼社忍禮、又、丈夫哉、戀云物乎、思不得牟、十三に、池底、吾者不忍、正相左右、二十六に、刺竹之、舍人壯裳忍經等氷と有るなど、如此く堪忍と隱忍と、又この慕偲と其言同じくは有れども、其義異なり、右の堪忍隱忍の方は退去と云ふに近き語なれば、この思哀とは決に同じからざる者にて、其來る所等しからずと知るべし)○怯とは心の行屆かざるを云ふなり、言義は津足無なる可し、雄略天皇九年御紀に、臣雖ニ拙弱一敬奉レ勅矣、續紀第五詔に、拙久劣而無レ所レ知、第十四詔に、朕拙劣雖レ在、第二十四詔に、朕雖ニ拙弱一、第二十六詔に、知所毛無久怯久劣岐なども例證有り、名義抄には怯字を都多那志、又乎遲那志、又於呂加奈理と訓み、又雄略天皇御紀には、懦弱をも怯をも乎遲那使と訓めるは相近き語なるが故なり、名義抄に懦を都多那志と有るを思ふべし、播磨風土記託賀郡條に云ふ、都太岐者昔讃伎日子神誂ニ氷上刀賣一、爾時氷上刀賣答曰否、否日子神猶強而誂レ之、於レ是氷上刀賣怒云ニ何故誂レ吾、即雇ニ建石命一以レ兵相闘、於是讃伎日子負而還去云、我甚怯哉故曰ニ都太岐一とも有り、若て右の第五詔第二十六詔などに、此語に就て知と云ふ事の有るは、都多那志の都は、傳六に註る如く津速産靈神の津にて、人に知覺ある所以の物なりければ、其津に依りて人の知覺に勝劣有る事なるが故に、怯と云ふ語などは其に依りて起れるなるを知るべし、(乎遲那使を男道無と云はゞ事も無からめども、予が心には、乎遲は小津にて、その津の少き由の語なる可く所思ゆ、然らざれば怯に於

呂加奈理と云ふ訓の有るに叶はざるを思ふべし、字鏡集に蠶字に都多那志、又於呂加奈理、又於呂奈理など云ふ訓有るを合せ考へてよ）偖此に吾之怯矣と詔給へるは、已にも引ける鎭火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氐石隱給氐云々とある御契も御在します御事なれば、眞悲しみ所思し食て進出坐さずとも有りなむを、其思哀ばせ給ふ御心の餘に慕行しゝ故に、不須也凶目汚穢之國にも到り坐し、又其に就ては意外なる御事共の御在し坐しゝかば、其を悔させ給へる御言にて、第六一書に伊弉諾尊既還乃追悔之云々と有ると此とは全く同じ所なるを思ふ可し、（然れば、此所に至りて、上に謂ゆる泉津事解の信有りて、甚々妙に寄し言結としもなれる事を思はゞ、其義貫きて實に尊在る可きなり）○泉守道者は第六一書に其於二泉津平坂一所レ塞磐石是謂二泉門塞大神一也、亦名道返大神矣と見えたる其神に在すなる可し、其は和名抄道路具に道邏、漢語抄云知毛利と見え、萬葉四（廿三丁）長歌に、手弱女、吾身之有者、道守之將問答乎、言將遣、爲便乎不知跡、立而爪衝と有りて、其短歌の中に吾背子之、跡履求、追去者、木乃關守、伊將留鴨と見えたれば、道守と云ふは關守の事なりけり、然るは道饗祭詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氐辭竟奉久波、根國底國與里麁備疎備來物爾相率相口會事無氐下行者下乎守理上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋禮止云々と見えたるは、實に其泉門に塞坐す關守神とも申し奉るべき御功坐す神なるを曉るべし、（又御門祭詞に、櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波、四方內外御門爾如二湯津磐村一久塞坐氐云々と有りて、其も此詞と同じ趣なるに、其神等を世に門守神と申すなどゝ同じ意味なり、古書に山守衷守津守など多在るをも思合す可し、萬葉六に、大王之、界賜跡、山守居と有るが如く、處を守るには其堺を定

めて守る事にて、堺神と申す由緣此に在る事なり、格三代實錄十四卷に、頃年捜ニ索海賊一督ニ察奸盜一之狀、頒ニ下數度云々、亦其市津及要路人衆猥雜之處、勤ニ施方略一、多設ニ偵邏一、募以ニ捕獲之賞一、示以ニ客舍之禁一、使ニ奸濫之徒無レ所レ留レ跡と有るも道守の例なり、邏と偵と音義共に同じきを、玉篇に丑郢切道邏候也、又偵恥慶切候也と注し、邏力佐切遊兵也と見えたり）關守を道守と云ひけむと猶思ゆる事は、臨時祭式に所見たる畿內堺十處疫神祭條なる攝津與ニ播磨一堺と云ふは、後世に名高き須磨關なるが、攝津志に追邏溪（源自ニ須磨山澗一流注ニ于海一）と有るも、右に關を居ゑて守る處の小河なる由なる可く、又右の十處には入らざれども、攝津と和泉との中間に堺津と云ふ有り、其地の南莊を道守と云ひて其に道守神祠有りて式外なれども舊社なり、然れば其にも疫神とて內々に祀ひたりし者なるべし、傳八に考合す可きなり、若て姓氏錄（左京皇別）に道守朝臣波多朝臣同祖波多矢代宿禰之後也、又道守朝臣開化天皇皇子武豐葉頬別命之後也、又（右京皇別）道守臣道守朝臣同祖豐葉頬別命之後也、又（山城國皇別）道守臣道守朝臣同祖武波豆良別命之後也、又（攝津國皇別）道守臣道守朝臣同祖武葉頬別命之後也、又（河內國皇別）道守朝臣波多朝臣同祖武內宿禰男八多八代宿禰之後也、又道守臣道守朝臣同祖武內宿禰男波多八代宿禰之後也、又（和泉國神別）道守朝臣波多朝臣同祖八多八代宿禰之後也と有りて、其部二統なるが、其職掌同じくして關守の事に仕へ奉れりし氏々なる可し、然れば道守は關守をいひ、道守神は謂ゆる關戸明神と同じ類なる事知られたり、又疫神と申し、堺神と申し、障神と申せるも皆同じ事なるなり、（續紀に養老七年二月癸亥、但馬國人寺人小君等五人改ニ賜道守臣姓一と有るは右の一統の中なる可し、若此く二氏にて道守に仕へ奉る事、大伴佐伯二氏の人々御門守に仕へ奉れりしと同じ狀なりしにこそ）故其泉守道者

は右の如くは唯道守神と耳も申すべし、此御名に神とも命とも無けれども、神の字を添へて申さむ事妨あるべからず、其は神名式攝津國住吉郡大海神社二座の下に元の名津守安人神と云ふ例も有ればなり、紀伊國神社鉄熊野新宮條に泉道守神社（在ニ神戸ニ）と云ふより外は諸國に餘に聞えざるは、上にも云へる如く主とに道饗祭に就て齋かれさせ御在し坐して、其八衢比古八衢比賣神と稱へ奉る大神等に坐せばなり、若てその二柱相並ひて守らせ給ふ中にも、比古神は陸地を主と守り給ひ、比賣神は主と海路を守らせ御在し坐すかと思ふ由有り、其は次に云ふべし、（通證に泉守道者守ニ尊骸ニ之從者也と云へるは何事ぞや、此一書に於ては伊弉冊大神の崩御し給ふ御事は少かも見えざるを、何を據として然る忌はしき狂説は出しつらむ、斯る神典の事實を掻闇ます邪説を吐く輩は、實に神皇の御爲に罪人なり）其は傳十にも引ける土佐日記に「夜は許船を出して榜來る路に手向爲る所有り、楫取して幣奉らするに、幣の東へ散れば楫取の申して奉る詞、此幣の散る方に御船速に令榜給へと申して奉るを聞て或童子の詠める「渡津海の知夫利の神に手向する幣の追風止まず吹かなむ」とぞ詠める、此程に風の宜ければ楫取甚く誇りて船に帆懸などして悦ぶ云々」と有る、知夫利神は道觸神にて經歴する所の神の事なれば、決く道守神なり、袖中抄廿（二十丁）に「行く時も歸らむ時も玉桙の知夫利の神を祈れとぞ思ふ」と云ふ歌を記して顯昭云「知夫利神とは道夫利神と云ふにや、又渡津海の知夫利神に手向する云々、此二首は共に貫之詠、又云隱岐國にこそ知夫利崎と云ふ所に和多須宮と云ふ神は御在すなれ、船出すとては其神に奉幣して渡りを祈るとぞ申す、其を本體にて海をも陸をも道を祈る神を知夫利神と號けたるにや、又其神を思ひて彼所にても付けたる名にや」と有るは謂有る説なり、其和多須宮と云ふは、神名式に隱岐國知夫郡由良比

女神社（名神大、元名和多須神）と有る其事と心得たる說ならめども、其は傳十に事の序有りて云へる如く、同郡海神社二座と有る其下に右の元名和多須神と云ふ六字の有りけむが混へるなれども、顯昭が其時見たりし本は今本の如くならざりしなるべし、（其は本國神名帳に、從三位上由良姫大明神從四位上和田酒明神と有りて、由良比女神とは本より別なるを思ふべし、然れば和多須宮といふは右に云へる海神社二座を指す事決き者なり）然れども顯昭が說も當れりとは聞えず、予が思ふには、神名式に隱岐國知夫郡比奈麻治比賣神社と有る、其や知夫利神と申して船路にて祭る神には御在しつべき、其は類史に延曆十八年五月丙辰、前遣渤海使外從五位下內藏宿禰賀茂麻呂等言、歸鄕之日海中夜暗東西掣曳不レ識レ所レ著、于時遠有二火光一、尋二逐其光一忽到二嶋濱一訪レ之、是隱岐國知夫郡、其處無二人居一、或云比奈麻治比賣神常有二靈驗一、商賈之輩漂二宕海中一必揚二火光一、賴レ之得レ全者不レ可二勝數一、神之依二良助一可二嘉報一、伏望奉レ預二幣例一、許レ之と見えたる是なり、續後紀に承和五年冬十月甲午、奉レ授二隱岐國無位奈麻治比賣命從五位下一と有るは比字脫たるべし、三代實錄に、貞觀十三年閏八月廿九日、授二隱岐國從五位上比奈麻治比賣神正五位下一、元慶二年五月十七日、授二隱岐國正五位下比奈麻治比賣神正五位上一と見えたり、（諸社一覽に、離火社（タクヒノヤシロ）は知夫郡島前に在り、此社を離火と稱し奉る事、往還の船暗夜の比惡風に逢て此社を祈念すれば忽火起りて東西を辨ふと云々　と有りて、今も火燒權現と申せり、白井宗因が神社啓蒙に、離火と云ふ字に依りて天照太神と爲るは、無下に物知らざる僻事と云ふ者なり）故其比奈は天夷鳥命を古事記に天鳥船神と云へる例も有れば、布那にて比奈麻治は船眞路なる可くして、土佐日記に渡津海の知夫利神と云ふも海之道守神と云ふ事にて、其義等しきを思ふ可し、此說成りて又思ふに、淡路天皇御

紀に天平寶字七年八月辛未朔壬午、初遣二高麗國一、船名曰二能登一、歸朝之日、風波暴急、漂二蕩海中一、祈曰幸頼二船靈一平安到レ國、必請二朝廷一酬以二錦冠一、至レ是緣二於宿禱一授二從五位下一云々一と見えたるも、專ら右の比奈麻治比賣神の異驗に似たり、然れば船靈神と申すも右に云へる道守神に同じかる可し、但し神功皇后御紀に見えたる住吉大神の御誨に吾和魂宜下居二大津渟中倉之長峽一便因看中往來船上と宣給へば其大神に坐すが如くなれども、今此を分ち云はむに、先づ海神(ワタツミノカミ)は其海と云ふ地(トコロ)を持たせ給ふ神に坐し、住吉神は其海中に在らゆる事を所知食す神に渡らせ給へば、固より船の往來ふ事は其大神の預給ふ所なれども、海上にても上に引ける土佐日記に見えたるが如く、處々に手向する所有るは、其處々に道守神の在して其往來を祐け給ふ事陸地にて云ふ處々の障神(サヘノカミ)の如し、又其船中にても陸地の如く疎び荒び來る鬼魅を塞過めて其恩頼を令レ蒙給ふ神に御在し坐すが故に船靈神と申せるなり、神名式に攝津國住吉郡船玉神社とあるを以ても住吉大神とは同じからざる事を明らむ可し、(三代實錄に貞觀十四年十一月廿九日、授二阿波國正六位上船盡比咩神從五位下一と有る、船盡は船泊(フナハテ)にて、土佐日記に謂ゆる手向する所にて津泊なるべし、萬葉八に、國乃波多豆と有を、三に國之盡(クニノハタテ)と書きたれば、盡(ハ)字は波氐と訓むべし、一に何所爾可、船泊(フナハテ)爲良武と有れば、其津泊に就て然稱へ奉れるにて別神には非じかし、偖今世に船にて船玉神とて祀れる其神體は、雙六の釆と雛とを以て祭れる、釆は障神(サヘノカミ)より出たるべく、雛は比奈麻治比賣より起れる者と見えて、物遠なげなる事ながら由有りて成し來るなり)○白云は、本に麻袁斯底麻袁佐久と訓り、其千人所引磐石を中に置きて泉門を塞ぎ給へば、伊弉冊尊は泉中(シタツクニ)に、伊弉諾尊は顯國に別處を立て相放らせ御在し坐すが故に、牙ひに御言通はざるを以て、其塞(セキ)を守り給ふ泉守道者を以て伊弉冊

尊より伊弉諸尊に令レ白給へる御言を取傳へ申せるなり、此を以ても上に註せるが如く泉守道者は謂ゆる泉門塞大神に御在し坐す御事彌灼き者なり、然らずば此を何れの神とか爲む、又道返大神と申すも鬼魅の類を泉門に塞ぎて防返し給ふ由なり、此等の事傳八に已に云へるを考合すべし、(白云は佛經に謂ゆる白レ佛言と同じ物から、如此有る上は古言なるべし、上に申す事を強く爲む爲に白云と云ひ、下に云ふ事を慥に令レ知むとて謂曰(イヒテイハク)と對へる語と聞ゆ、白字は正字通に下告レ上曰レ稟白、同韓述レ事陳レ義亦曰レ白と見えたり、右の稟白は此に白云と云ふに當る可し)○有レ言矣は天孫降臨章第一ノ一書に有ニ奏曰一と有り、意富美許登爾麻世理と訓むべし、伊弉冊尊の御言宣し給ひし事を取傳へ申せる所なるが故に然訓までは叶はず、例は春日祭詞に天皇我大命爾坐世、恐岐云々能廣前仁白久云々、平野祭詞に天皇我御命爾坐世、云々能廣前爾白給久云々、久度古開詞に天皇我御命爾坐世、云々能廣前爾白給久云々と有りて、此三例共に大命爾坐世、白給久と係りて此の白云(マヲシテマヲサク)、有レ言(マセオホミコトニリ)矣と有るに合(カナ)へり、若て其有レ言矣は取傳へ申す泉守道者の上の事にて、白云は其申上ぐる先の伊弉諾尊を崇まへたる語なり、續紀第三詔に、此乃天豆日嗣之位者、大命爾坐世大坐々而治可賜止云々、第五詔に倭根子天皇乃大命爾坐詔久云々、第九詔に、天皇大命爾坐西奏賜久、第十四詔に、故是以御命坐勅久、第十五詔に、天皇我御命爾坐中賜止申久、又類史天長二年六月詔に、大命爾坐世石作乃山陵爾申給久と有りて、何れの例も上に大命爾坐世と居置きて、其下に昔上より下への事なれば勅久と云ひ、臣下の其を奉て貴所へ云ふには申久と云ふ例なるなり、右の坐世を詔詞解に令レ隨(セ)の意ならむか云々と云はれたり、予が心には今申す事は吾が白す言に非ず、承賜はれる御言を取傳へ申すにぞと其最初に先づ云ふ言なれば、坐世と云居ても苦しかるま

じき所なれば、事の趣に從ひては伴世利と云はむも何てふ事かあらむと思はるゝ任に、此の訓も然定めつ、(古き訓に有レ言矣を能多麻布許登阿理と有れども、餘りに鄙しく聞苦ければ今改め訓みつ、偖此を通證に爾尊之託宣也など云へるは、甚幼き說にて云ふに足らず)○日は麻袁斯多麻比都良久と訓むべし、此は伊奘冊尊より伊奘諾尊に申賜へる御詞の始めに置きたればなり、○吾與レ汝は、吾與レ汝共の義なり、古事記に然者吾與レ汝行三廻一逢是天之御柱一而爲二美斗能麻具波比一と見え、又伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與レ汝所レ作之國未二作竟一故可レ還など有る是なり、此吾與レ汝は人を誘立つる時などは其意急なれば阿登那登と訓むべしと雖も、此は既に在りし事を語(モノガタ)り給ふ所なれば其意緩なり、故阿禮登美麻斯登と訓むべし(那と云ひ伊麻斯と云ひ美麻斯と云へる言の義は、已に傳四卷に云へれば今云ふ限に非ず、此は吾與レ汝との例を擧ぐる耳なり)○已生レ國矣は本に已爾國乎生氐伎と有る其訓に從ふ可し、此生レ國は八洲起元章に於是陰陽始遘合爲二夫婦一云々、生二大日本豐秋津洲一云々、由レ是始起二大八洲國之號一焉、其第一ノ一書に卽將レ巡二天柱一約束曰云々、然後同宮共住而生レ兒云々、由レ此謂二之大八洲國一矣と有るが如く、此大八洲國は更なり、蛭兒は東北の夷嶋なり、粟洲は西南の外域なり、其等を合せて大地萬國の悉を漏さず生成し給へりし御事、已に傳四傳五の卷に委しく說けるが如し、古事記には殊に委曲にて、故以二此吾身成餘處一刺下塞汝身不二成合一處上而以三爲生二成國土二奈何、伊邪那美命答曰然善云々、於レ是伊邪那岐命先言二阿那邇夜志愛袁登賣袁一、後妹伊邪那美命言二阿那邇夜志愛袁登古袁一、如レ此言竟而御合生二子淡道之穗之狹別島一云々、次生二大倭豐秋津島一、亦名謂二天御虛空豐秋津根別一、故因二此八嶋先所レ生謂二大八嶋國一、然後云々、既生レ國竟更生レ神云々と有りて、其次第甚々分々しき者なり、此に因りて丹

後風土記には國生大神と申せり、然れば生レ國とは何の事も無く人の子を產むが如くに生成し給へりし者なり、（記傳五に、或人の國を生むと云事を信ずして、經營給ふ事ならむと云へるを尤めて云く、）若又生と有るも、實は唯經營の事なりと云はゞ、彼御身の成不レ合處成餘處を尋ねて美具波比し給へる事などを委曲に云へるは何の要ぞや、此等經營には然しも關係るべき事ならず、且書紀には乃至二產時一先以二淡路洲一爲レ胞と云ひ、雙二生隱岐洲與二佐度洲一と云へるも、皆人の子を生むが如くに產み給へる故なるをや」と有るを思ふべし、猶次なる求レ生乎の下に合せて云ふべし）〇奈何は甚く憾慨て云ふ時は其反なる語を用ひ、俗其語に力を添へて云ふ辭なり、例は瑞珠盟約章に如何棄二置當レ就之國一而敢竊二窬此處一乎、寶鏡開始章に謂當三豐葦原中國必爲二長夜一云何、天鈿女命嘘二樂如此一者乎、寶劍出現章に是神劍也吾何敢私以安乎など猶多在り、此等の例を押亙して考ふべき事共なり、（此奈何云々者乎と云ふは、右の如く甚く憾慨て云ふ反語なるを、又奈何云々と云ひて難る詞なるも有り、又疑の辭なるも有れども、皆同じ辭にて其續け樣の異なる耳なり）〇更を佐良爾と訓むは事の改易る時に云ふ辭なり、其は古事記に故爾反降更往二廻其天之御柱一如レ先、又は既生レ國竟更生レ神など見え、萬葉五（三十一丁）に、事了還日者、又更、大御神等云々、八（三十二丁）に、更哉秋乎、欲見世武、又（四十一丁）に、又更而、雲勿田菜引、十（十七丁）に、吾八更々、戀爾相爾家留、十一（七丁）に、神成戀、我更爲鴨、又（三十丁）に、更哉妹爾、吾戀將居、十二（四丁）に、思咲八更々、思許理來目八面、十四（七丁）に、奈仁曾許能兒乃、己許太可奈之伎など有り、言義は去と同じくして事の新に成る意なる可し、（既前の既は棄と同じきが如く此も其事は如此くして畢へぬ今又云々といふ時に用ふる語なり、俗にも物の新なる事を佐良使實云々と云ふも更なる

狀を云ふなり、又殊更になど云ふは、更なるが上に猶異なるなり）〇求レ生乎は鈴屋大人の訓に、求を欲字の義に見て宇麻々久富理世武と訓まれたるに從ふべし、右に引ける萬葉八(三十二丁)に、秋山爾、黄反木葉乃、移去者、更哉秋乎、欲見世武と有ると同じ語勢なる所なればなり、延佳本の舊事紀に求レ生乎（モトメムウマムコトヲヤ）と訓めるも宜しくは有れども、猶鈴屋大人の訓に從ふべし、此を舊訓に生字を伊加武許登袁と有るは、伊弉冊尊の崩坐しけんと僻心得して訓めるなれば、甚々味氣なくして上文に係合はず、此は度會延佳が求レ生、承レ生レ國而、言産生之義也と云へるなむ然すがに說得て妙なり、(然るを通證に載せたる或說に、今復更何求レ生ニ於世一之爲と云ひて、俗に謂ゆる幽靈と云ふなる者の人に託して口走らせたるが如く云ふめるは、眼の上下に亙らぬ說にて取るに足らず、偖、求は欲の義なる其例は、萬葉一に、吾欲之、野島波見世都、三に、欲爲物者、酒西有良師、四に、慜、見卷欲君可聞、又栲繩之、永命乎、欲苦者、五に可爾迦久爾、保志伎麻爾々々、六に、明日左倍見卷、欲寸君可聞、七に、紅衣染雖欲、十一に、誰爲長欲爲、又何爲命本名永欲爲、又來背若子欲云余、十二に、相見欲爲者、十六に、諸欲將有其黑色乎など猶有るべし、富理の富は心の事にて、其心の如く有らむ事を希求る語にて、理は唯形容に副ふる辭なりと聞ゆ)此は甚々深き致ある事なりけり、此に吾與レ汝已生レ國矣、奈何更求レ生乎、吾則當レ留ニ此國一不レ可ニ共去一と有るは、此上なる悲レ汝敢來と有る所に當りて、古事記に伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命、吾與レ汝所作之國未ニ作竟一故可レ還と宣ひ入たる御返事にて其結なるを、互ひに文を照し合せ見て曉るべし、偖此に生レ國と云ふは作る事に關係り、古事記に所レ作と云ふは生む事にも係りたる者にて、其始に於レ是天神諸命以詔ニ伊邪那岐命伊邪那美命二柱神一、修ニ理-固-成是多陀用幣流之國一云々と有

るを、記傳五（廿五丁）に、「此天神の大命は、漂蕩へる潮を固めて先づ國土を産むべき基なる淤能碁呂島を成すより始めて國土を産生て、善はしく經營成し固むる迄を係けて詔へるにて、都久流と云ふに廣くして産給ふ事も其中に存るなり」と云はれたるが如し、次には上なる已生レ國矣の下に引ける御紀、又古事記の文は、全く國土を生成し坐せる事にて經營らせ給ふ事に非ざるを、右に引く吾與レ汝所レ作之國未ニ作竟一と宣へるは、其生成し坐る國土を經營らせ給ふを云ふなり、紀記共に殊更に經營の事實とては見えざる事なれども、此第二ノ一書に次生ニ蛭兒一此兒年滿ニ三歳一脚尙不レ立と有る、脚は借字にて葦なる事、傳五に云へる如くなれば、已に生成すに隨ひて又作らせ給へる事明らけし、然るを此には其所レ作之國と宣へるを承ながら、生レ國矣と申給ひ又求レ生と申させ給へるなどは、此に子細ある事なり、次に云ふを見て知るべし、（但、二柱神の國を作り給へるなどは、唯大凡に物せさせ給へるものにして、後に大已貴少彦名二神の國土の有る限を巡作らせ給へるなどの如き細々したる事には非ずて、其生成し坐せる度每に唯其地方を凡に定めて、其國の有形などを先は宜しき程に作らせ置しゝ者なる可し、此事下にも云ふべし）故此求レ生は其下津國に御在し坐しながら其國土を伊弉諾大神も共に相保たせ御在し坐すべき所由ありて其有たせ給ふ事を申給へるなり、其は如何にしてか保たせ給ふと云ふに、傳八に已に且々註せるが如く、凡天下國土に生とし活ける人草に更なり、在とし有ゆる萬物其其々に形質を具へて世に在る其本因はしも、宇宙萬國に云ふ所と然しも替る事なくして、風火金水土の五を合成て其形體有る事なるが、此を萬物の中に最靈と云へる人を以て此を近く論さむに、風火は氣なり靈なり、金水土は其形體を成す骨なり肉なり津液なり、この五物の精相聚り結ばりて現身の世人とは生來る事なり、借元と成る

五物に各神坐せり、其風神火神二柱は伊弉諾大神に屬坐せる神等なり、其は第六ノ一書に伊弉諾尊曰我所レ生之國唯有ニ朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化ニ爲神一云々是風神也と有り、又其次に至ニ於火神軻遇突智之生一也其母伊弉冊尊見レ焦而化去と有りて、此は女神の御腹より生坐せる御子なりと雖も、已に此御子の事に依りて泉中に神放らせ御在し坐しゝかば、御父神に屬奉らせ給ふべき事申すも更なり、風火の性上に昇るを主とする事信に所以ある者なりけり、(其は鎭火祭詞に國能八十國、嶋能八十嶋乎生給比、八百萬神等乎生給比氐 麻奈弟子爾火結神生給氐美保止被レ燒氐石隱坐氐云々、吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氐來奴止宣氐云々、此能心惡子能心荒比曾波云々、鎭奉禮止事敎悟給支と見えたれば、御母神の御因みは坐さず成坐せり) 若て金神水神土神三柱はしも、伊弉冊大神に屬奉り給ふべき幽契有り、其は第四ノ一書に伊弉冊尊云々因爲レ吐此化ニ爲神一名曰ニ金山彦一、次小便化ニ爲神一名曰ニ罔象女一、次大便化ニ爲神一名曰ニ埴山姫一と見えたる是なり、此三神はしも妹妋相嫁繼かず唯伊弉冊尊一神の御上の事に因りて成坐せる神等に坐々せば、伊弉諾大神には屬奉らせ給ふまじき理なるを思ふ可し、其金水土の性何れも沈み下りて風火の性と相反なるは、信に神隨の事とぞ云ふべき、然れば其三神はしも伊弉冊大神に使令れ奉り給ふ神等にて坐す事灼然し、其は鎭火祭詞に返坐氐更生レ子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氐此能心惡子乃心荒比曾波水神匏埴山姫川菜乎持氐鎭奉禮止教悟給支と見えたる如く、其御教言さへに懇到に有りける事を以て曉る可くなむ、(此に金神を云はざるは鎭火の事に用無ければなり、金の地胎に藏るなどは云ふ迄も非ず伊弉冊尊に屬奉る憑なる證なり) 其五神物の事を今如此云ふは漢轉に似たる事故に、如何と思ふらむ人も有なめども、大同類聚方に、於保奈牟知命乃美已止仁。云々比登乃美

乃。奈連流牟自免波、安萬都美佗廬。美豆保乃計乃。不多通乎加波世、保豆爾奈理。知之保奈利。土々奈利。須知奈利。保念奈利。南訶和多奈俚。與通依太奈唎。訶波奈利。波奈々唎。久知那唎。萬那古奈俚。美味阿奈々唎、加美介奈利。遊毘奈利。都富念奈流。と已に神の御言にも有るを思ふ可し、傳八にも此文を引きて註せるが如く、此の天津御靈と云ふは謂ゆる産靈の御靈を申すなり、水火氣の二を交合せと云ふは、氣の靜なる時は水と成り、動く時は火と成りて、水火は此に見はると雖も、其の本は氣にて謂ゆる風なり、所以に氣の動靜に依りて水火を起し、水火の相交合すに依りて土と成り、土に凝結て金と成り、五神物此に於て具備れり、天地萬物の成れる所由此に在る事なり、人身に於るも然り、天津御靈氣に乘て天降給ひ、水火の二を交合せ給ひて髓血肉等を成し給へるは土の屬なり、骨爪根と成し給へるは金の屬なり、天地も萬物も人身も其形體を成す上に於て少かも異なる事無くなむ有りける(漢家に五行を以て天地萬物の理を說き、釋氏に地水火風の四を以て其元を云ひ、西洋に水火氣土を以て說を成すなど、少かは我が神傳の漏れたるに本著たるには有るべけれど、短き人智を以て推究め篤れるなれば頑々しき耳にて其實は得難きを、此く微なる言を以て人身は更なり、天地萬物の道理をも窮盡すべき神の御言はしも、云知らず尊くも又奇しく有りけり)故又鎭火祭詞に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知食止申氏、石隱給氏與美津枚坂爾至坐云々と見え、此に族離と宣ひて二柱神の別處を維て御在し坐して、上下より其中間なる顯國を相有たし坐々きむ神策此に至りて成れる故に、此なる伊奘冉尊の御言に吾與汝已生國矣、奈何更求生乎と申し給へるに、奈何にぞ、下津國に放坐しつゝも顯國を汝と與に相有たさらむと申し給へるにて、其善はしき御心此に至りて顯見えたるを思ふ

可し、萬葉十一(七丁)に、千早振神持在命云々と詠めるなどは、作者の知りて云ふには非ざる可けれども、然る古き諺の有りけるを取れるなるべきが、實に所謂有る事なりけり、然れば人類萬物（ヒトクサヨロヅノモノ）の此大地に生存らふる事はしも、伊弉冊尊の下津國に在して其形體を地に縁せて持給ひ、伊弉諾尊は日少宮に坐々して其氣（キ）と神（タマ）とを族に負けじと天に引上け給ふに依りて相存てる者となむ見えたりける、(其は此人類萬物の乘住へる此大地はしも傳二卷に云へるが如く動み頭傾（カブ）して晝夜を成す者にし有りければ、其地の俯伏たる間には、地上の萬物悉く虚空に墮つべき理ない、然れども萬物共に其頭きたる事を知らざるは、如此く大地の地心と云ふべき其泉中に、伊弉冊大神の御在し坐して此を率せ給へるに依れり、西洋に引力重力と云ふ者此に當れり)如此く別處を建て相放らせ御在し坐す御事はしも、却に此國土を相保ち坐々さむ御爲なるにて、伊弉諾大神の御德を資け奉らせ給ふ御事なる者にて、如此く何れも皆共に去敢させ給はざる事共の重々して此事に及べるなむ、然は云へ皇祖天神の天地を預相繇造らせりける靈威に依れる者にて、靈しとも奇しとも云ひ知らず尊き御事なりかし、猶立返りて傳八に註せる事共を考へ合す可し、(世の古を學ぶ輩など斯る所由の有りとは更に心も著かずて伊弉冊尊の御事とし云へば荒振る邪しき神の如くに思成し奉るなむ、其見解（コヽロ）の及ばざるとは云ひながら甚々漫言なる者なりける、已に皇祖天神の御事依して男女二柱の御祖として國土萬物を生成し給へりし大神に坐さずや、御自其物共を生給ひながら自毀ふと云はゞ、謂ゆる自暴自棄と云ふ者にて、今日にても小人の爲す所なる者を如何とか爲む)斯れば此の求レ生乎は其生む事を求希ひ給へるが故に、事の此に至れる事を明らめ申させ給へる者なりけり、此は吾何ぞ國を生む事を求希せざらむや、實に生まく欲するが故に云々と其反語を用ひさせ給

へるなり熟々其御言に力有る事を深く味ふ可きなり、然れば上に引ける古事記に伊邪那岐命の吾與汝所レ作之國と宣へるに、其國土を產出し給へるより經營り給へる迄も係ると云へるを、次に未二作竟一は此の奈何更求レ生乎と有るに當りて、其は右に說けるが如く萬物を造化し給ふ事の成ると否ざるとを云へるにて、初の如く國土を產生すにても亦經營すにても非ざる事なるを思ふ可し、此は甚く人の僻說する所なるが故に諄々も云ふになむ、然らずては猶生成し給ふべき國も有りけむを中途にて止まり給ふ狀に聞え、終には生字を伊加牟とも訓めるが如き僻事も出來りける者なるをや、(古事記に、既生レ國竟更生レ神と有からは、國は生ませ給ふべきに非ざるを、如此く求レ生乎と有るには別なる義必ずしも無くては得有るべからざるを思はゞ、予が右の說を信ふに至らむかし)○留二此國一の此は其所在す黃泉を指し宣へるにて、第六一書に伊弉諾尊に向ひ給ひて此顯國の事を汝所レ治國と申し給へる對なり、鎭火祭詞にも吾名妹能命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知牟止申氐石隱給氐云々、吾名妹命能所知食上津國爾云々と彼を主とし此顯國を客と爲給へる御言遣なるは、古事記に故號二其伊邪那美命一謂二黃泉津大神一とある謂れに依れる御言になむ有りける、(此より先に黃泉神と云ふは有りけれども、其は賤しき神共にて、伊弉冉大神の彼國に至り御在し坐してより後は、其大神の所知食す御國と成れりき)○留は處止なり、其處に國より居住へるには留とは云はず、他より往て其處を我處として止住に云ふ辭なり、古事記肥河段に其八俣遠呂智信知レ言來云々、於レ是飲醉留伏寢、又御天降段に、又遣二曷神一以問二天若日子之淹所由一云々、又高千穗宮殿に唯留二其弟木花之佐久夜毘賣一以一宿爲レ婚など見え、此には天孫降臨章に天稚彥云々、因留住之曰、吾亦欲レ馭二葦原中國一遂以不二復命一、海宮遊行章第三一書に豐玉姬云々、則歸二

海郷ニ留ニ其女弟玉依姫ニ持ニ養兒ニ焉、其第八一書に故天孫隨ニ鰐所ㇾ言留居相待已八日矣など有る是なり、又此と同じ意にて人と共に行かずして家に留在るをも然云り、萬葉九(二十九丁)に、留居而、吾者將戀奈、又、留有吾乎、懸而小竹葉背など有り、(其外物に障られて止るをも留(トヾム)と云ふなり、萬葉四に、木乃關守、伊將留鴨と有り、又物に堪へ難きをも然云ふ、二に流涙、止曾金鶴、八に、落涙者、留不勝都毛など是なり)○不ㇾ可ニ共去一は右に引ける古事記なる伊邪那岐命の御言に可ㇾ還(マサネカヘリ)と宣へるに和へさせ給ふ御言なる事已に註せるが如し、八洲起元章第一一書に同宮共住而生ㇾ兒と有るが如く、御妹妖の御中間に坐々せば、何處迄も伊弉諾大神に從ひ奉らせ給ひて共に還らせ御在し坐すべき道には有れども、上に條々說けるが如く其伊弉冊大神の彼國に留らせ給へるも私の御事には坐々さず、其國に御在し坐して此國を有たせ給はむ深き神議ある御言にして、古事記に謂ゆる天神の大命に依りて修ニ理固ニ成是多陀用幣流之國一と詔ごち給へりし御事依しを重みし尊み奉らせ給ふ御所爲なる者なり、次文に伊弉諾尊善ㇾ之乃散去矣と有るも、此言を諾なひ許し給へるなるを考ふべき事なりかし、(然れば同宮共住而生ㇾ兒と有ると、吾與ㇾ汝所ㇾ作之國未ニ作竟一、故可ㇾ還と有る御言と、此に其に對へて、吾則當留ニ此國ニ不ㇾ可ニ共去一と申給へると、次に聞而善之乃散去矣と見えたるとを一に合せ見る時は、其意貫きて實に隱ろひたる隈々しき所なくなむ有べかりける)偖此なる共去の字を、共爾去留(トモニサル)と訓來る事なれども、上代の語の狀に非ず、共爾迦倍流と訓むべきにや、古事記高津宮段大御歌に、夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母、岐備比登々、等母邇斯都米婆と有れば、共は等母邇と訓むべき古言なり、去は固より佐流と訓むべき古言ながら、此續き狀餘りに言痛し・上に引ける可ㇾ還(マサネカヘリ)の御言に應へて迦倍流と訓むより佗なき所なる者なり、(萬葉

には去字を多く由久に用ひたり、唯四に、有去而、不有今友、十二に、在去之毛不令有十方と有るは、十七に、阿里佐利底、能知毛相牟等、於母倍許曾と有れば、有の二は佐流と訓むべき所なれども、其外なるは大低は由久と訓ませたり）○菊理媛神の菊理は漏入(ウキイリ)にて、千人所引磐石を以て泉門に塞給ひて彼通路を絶ち給へるを、唯此神と泉守道者の二神耳出入給ふ御事と見えて、伊弉冉大神の白させ給ふ御言を取傳へ申せるは、共に其泉門に於て成坐しつゝ神等に御在し坐せばなり、然れば此時のことは更にも云はず、其より後には其別處を建てゝ相放り坐せる陰陽二神の御中間に立ちて、其御言を宣ひ入れさせ給ふ時々に其を取傳へ申す神は唯此菊理媛神耳ぞ御在し坐しけらし、其は古事記御天降段に、且其天尾羽張神者逆ニ塞上天安河之水一而塞レ道居故、佗神不ニ得行一、故別遣ニ天迦久神一可レ問と有ると同じ状にて、其泉門は謂ゆる泉門塞大神亦の名泉守道者の磐石を以て塞給へば、佗神は固より通ふべき處ならぬを、唯此菊理媛神耳ぞ由有りて往來はせるなる可き、偖此神は何れの神ぞと云ふに、彼岐神と常世岐姫神と申す御名坐る准らひに、此を思ふに決く其亦の名なる者なり、然るは神名式に河内國大縣郡石神社常世岐姫神社相竝べるを、日吉にて八王子客人宮と相竝ばせる八王子は傳十に註せるが如く、其神は八衢比古八衢比賣神に坐して、此に謂ゆる泉守道者此に當れるを、其次に竝び給ふ神は誰か有らむ、客人宮を菊理媛神と申す其正實必ず岐神ならでは有るまじければ、其同神の由なるは更なり、常世と上に冠て申せるも、其泉國の事なるを考合す可し、（此段に載れる神等には、其生坐せる所由を何れにも云ひて、乃所レ唾之神云々、掃之神云々と云ひ、或は入レ水云々、出レ水云々と、其生來る元因(イハレ)の有るを、此の泉守道者と此神と二神には然る事なくして不意に出でたるは、佗の一書に其出自の有るを以ての事なり、熟

々撰者の意しらひを思ふ可くなむ）其久伎は古事記に自ニ木俣一漏逃而去と見え、又少彦名命の事を、此者實我子也、於ニ子之中一自ニ我手俣一久岐斯子也と有る、其同じ事を寶剱出現章第六ノ一書には自ニ指間一漏墮者必彼矣と有り、又古事記に謂ゆる多邇具久を、祝詞式に谷蟆と見えたる、其具久も此の久伎に同じ、崇神天皇六十年御紀なる神託の御言に、山河之水泳御魂と見え、仲哀天皇八年御紀洞海の下に、洞此云ニ久岐一と有るなども皆同語なり、又萬葉十七（十一丁）に、保登等藝須木際多知久吉など詠み、後世の歌に百舌鳥の草具伎など云も然り、（菊を久々と云ふは其字音を借りたる者なり、和名抄郷名に陸奥國菊多木久多と有るを、同字ながら、國造本紀の菊麻國造は久々麻と訓み、又和名抄上總郷名市原郡菊麻（久々萬）と有り、但し今本菊を葉に誤れり、肥後國なるは菊池（久々知）と有り、大同類聚方三十卷に、久々田藥、河内國菊田大戸首云々と有り、通證に今朝鮮語菊曰ニ久々一と云へり、案ふに其訓も久々なる可し、其は草名の菊花は薹花と云ふ事にて、枝を垂れずして直に其薹に花咲く者なればなり、此草のこと昔より御國にて云ふ稱は無き事と思ひ捨てたるは甚遲かりけり、此は序に云ふ耳、俗通證に久々利開切之義、凡善聞而心得曰ニ聞切一と云へれども、古より物を聞く事を久々とは云はざれば信ひ難かり）神名式に加賀國石川郡白山比咩神社有り、社傳に申菊理媛命、東伊弉諾尊、西伊弉册尊と云ふは然も有るべし、一宮記に、菊理媛命と見え、神社考詳說に神書抄云菊理媛神今加賀國白山權現是也と見え、二十二社注式日吉神社條に引る扶桑明月集に、客人（女形）、第五十代桓武天皇即位延暦元年天降八王子麓一白山菊理比咩神也と見えたれば、其白山比咩と申すは即ち菊理媛神の御事になむ有りける、然るを大鏡には伊弉册尊なる由見え、和漢三才圖會には白山大權現（又號ニ妙理權現一）祭神三所伊弉册尊、左菊理

媛右泉守道者、元正天皇靈龜二年出現と見えたり、和蘭雅神祇門にも加賀白山新撰一宮記曰、中社伊弉冉、左右祭ニ菊理媛泉守道者一と云ひて有も同說なり、諸說定まらざるに就て考ふるに、其白山比咩神と申して神代より鎭坐すは菊理媛神に坐して、其伊弉諾伊弉冉二神の如きは、信に其元正天皇御代などより祭り初たるなる可し、（此に又異說有り、或書に改曆記云、靈龜二年丙辰顯レ形云我當山地主伊弉冉垂跡也、又左峯老翁現云、吾白山輔佐也稱ニ小白山一、又右峯老翁現云、吾白山弼也、卽大己貴垂跡也と云へり。此にては菊理媛神隱れて見え給はず、且其の小白山は神社考詳節に此の事を、又上ニ弧峰一、値ニ一偉男一、手握ニ金箭一、肩橫ニ鐵弓一曰、我是妙理大菩薩之輔也、名曰ニ小白山大行事一、舉觀自在之變身也と云ひて、彼越泰澄と云ふ妖僧の僞に掻暗まされて何れの神とも詳ならざるは可惜しき事なり、此小白山と云ふは下に云ふ金劒宮の御事には非じか、然れば素戔嗚尊に坐すなる可し）又劒宮と申す有り、諸神記に加賀石川郡金劒宮（河內莊）天照太神分身應現也、號ニ光明寺一、崇神天皇御宇天降垂跡給也、同天皇三十三年社立ニ白山一、妙理權現第一皇子也、妙理權現者伊弉冉尊也と有り、太平記二十黑丸是羽云々の條下に、一延元三年越後勢云々加賀國に暫逗留して行末の兵粮を用意すべしとて、今湊宿に十餘日迄逗留す、其間に軍勢共白山以下所々の神社佛閣に打入りて佛物神物を使し取り云々一と見えて劒白山と相並び給へり、神社考に載せたる傳記に、金劒明神者本地俱梨伽羅不動也、弘仁十四年立ニ此宮一と云へれども、例の佛としたる說なれば據るべからず、此劒宮はしも素戔嗚尊に御在す可し、後に云へる如く、神名式なる尾張國愛智郡八劒神社は所祭素戔嗚尊に御在し坐す、周防國佐波郡劒神社をも社記に其神と申傳へ、又或書に日吉末社に劒宮素戔嗚尊と有るをも思合す可し（又緣起に中宮權現者國常立尊也、佐縣早松大

明神本地不動明王也、白山七社之内也と有れども、國常立尊は例の思束なく、又佐羅早松と云ふ事は何の由とも難レ辨し）偖白山比咩神と申すは其菊理媛神の亦の名には非ず、其地四時に積雪の絶えざるに依りて白山とは云ふめり、古今集に「消竟る時し無れば越路なる白山の名は雪にぞ有りける」と有るを以て知るべし、又後撰集に「白山に雪降ぬれば路絶て、今は越路へ人も通はず」とも有り、如此云ひて其雪を以て山名と成せるは、外域に雪山氷山の名有るが如し、又此神社を詠めるは新千載「別けて猶頼む心も深き哉、跡垂初めし雪の白山」又新拾遺に「千早振る雪の白山別けて猶、深き頼みは神ぞ知るらむ」など有り、上にも云へる如く日吉の客神宮と申すは菊理媛神に渡らせ給へるが故に、新古今に、日吉の客人宮に詣でゝ、左京大夫顯輔「年經とも越の白山忘れずば、頭の雪を哀とも見よ」續古今に「客人宮に奉りける、後京極攝政前太政大臣「此に又光を分けて宿す哉、越の白嶺や雪の故郷」など見えたり、（通證に右の古今集の歌を引きて、「此猶二異邦雪山一名白山一也、此山而祭二斯神一、蓋取下有二白事一之義上也と有れども、神代の古に日本紀に有二白事一と書せむとて白山と號たるには非ず、何時も雪にて眞白なればこそ白山とは云ひたるなれ、此に何の故由かはあらむ）文德天皇實錄に、仁壽三年冬十月己卯授二加賀國白山比咩神從三位一、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉レ授二加賀國白山比女神正三位一と有りて、如此く早く尊位には進ませ給へるに、名神大社の列ならざるは異しきことなり、平戸記に、仁治三年四月六日、今日加賀國白山神社御祭也、仍予并國司今朝早旦行水修二解除一爲二神事一、月水者出レ之、重輕服輩不レ入二門内一、於二魚喰一者不レ憚、如二去年十一月一、但至二鳥莵之類一者深以禁二斷之一社例云々と有り、百練抄に、延久三（一〇七一）年六月廿七日、加賀國白山御體燒損、以二舊體殘一奉レ造二新像一之由、令レ

勘ニ先例一と云ふ事見えたり、(和漢三才圖會に、本山西越前、北加賀、東越中、南飛驒、以跨ニ於四箇國一云々と有り、同書に越前國白山大權現寺號平泉寺、自ニ界山一一里と云へれば、大野郡に當る可し、其祭神の事を、本宮大御前伊弉諾尊、金劔宮瓊々杵尊、別宮忍穗耳尊、越南知大己貴命、加賀童子火々出見尊、雖ニ三所一所レ祭ニ於此一五社也と云へり、此には其主と坐す菊理媛神などの御事見えざるなり、且式内の社にても非ざるは、彼加賀の白山の遙宮などなるにや)〇亦有ニ白事一は先に泉守道者を以て令レ申給ひけるに、猶又其同じ事を此神して令レ申給へる者なり、其は何をか令レ申給ひけるぞと此を探索るに、此程生出たりし神等有り、其神等を治給ふことを宣別させ給へるなりけり、已に上にも云へる如く造化す五元神等の御事は、吾與レ汝已生レ國矣奈何更求レ生乎の御言にて詔別け給ひければ、二神の上津國と下津國とに相離らせ給ひ乍も、この顯國を相待たせ給ふべき御事は、御心の殘る隈なく令申給へりしかば、此度は又此間に成れる神等の因處を定めて各率給はむとの御事なり、此に至りて伊弉册大神の美しき御心愈見はれ給へるが故に、伊弉諾大神の御心に善しく聞食し感けさせ給へるにて、此は少縁に見過し奉る可き所ならず、(若然らずば何事をか善給ふとか爲む、又何事をか聞食しゝとか爲む、今此說を成すは彼鎭火祭詞に吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氐來奴止宣氐と有りて、其下津國に去御在し坐せる後にも此顯國の事を深く御心に係させ給ひ、次に更生レ子水神匏川菜埴山姬四種物乎生給氐と有るは、火神は惡しき神と申すには非ざれども、御自御陰を被燒給ひて、甚く惱坐しゝに懲させ給ひて、右の四種物を生給ひ、次に此能心惡子乃心荒比曾波水神匏埴山姬川菜乎持氐鎭奉禮止事敎悟給支と有りて、其御子等に火を鎭むる方を敎悟し給へるが如く、少かも顯國の事を嗔ス給ふ御心の見えさせ給はざる

御事なるを明らめて云ふ說なり）先づ其泉門塞大神來名戶之祖神の如きは、其泉門を塞へ又黃泉神を障給ふ時に成坐しつれば、素より伊弉諾大神に屬奉るべき理なり、次に速玉之男神泉津事解之男神二神も然り、（紀第六一書に、其泉門を千人所引磐石以て閉塞ぎ給へる後に投㆓其帶㆒云々、又投㆓其衣㆒云々、又投㆓其褌㆒云々、又投㆓其履㆒云々と、其如く物を投げ給へるに因りて成れる神等有り、其は古事記に因㆑脫㆓著㆑身之物㆒所㆑生神也と有る是なるが、事の狀を思ふに、其大御身に著させ御在し坐しゝ物共は皆共に顯國の物實なり、今此を脫棄て給へるは、彼不須也凶目と云ふ汚穢き醜國の垢(ケ)に甚く穢れさせ給へるが故なり、然るに此物共に因りて成れる神等なれば、顯國の神とも泉國の神とも未だ定らざる者なりと雖も、此にては其物實よりは汚穢の方主と成れる故に泉國に屬べき神なり、然れども顯國にて成出たり、其因方(ヨルベ)定まらずして甚漂在しくなむ有りければ、菊理媛神に令申て其泉國の方へ屬し歛め給はむと申させ給へるになむ有りける、其神等の事、紀記共に得たる所得ざる所有りて、各其書に耳緒りては其分明しくなむ有らぬ、此を以て傳八に委曲に此を正し云へる如く、其投棄て給ひし物共に依りて成れる神併せて九神なり、其中に時置師神・煩神、開囓神三神は謂ゆる疾病神なり、次に奧踈神、邊踈神、奧津那藝佐毘古神、邊津那藝佐毘古神、奧津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神六神は謂ゆる禍害神なるなり、故此九神を其成出でたりし元因に依りて歛めむ事を申させ給へるは、其大神の所知食す上津國の事を思ほし食す美しき御心より出でたりし者なりけり、（然は有れども顯國にて生出たりし神なりければ、彼泉中へ亦引取給ふ可きに非ず、是を以て其は岐神をして令㆑治給へる者なるべし、上に云へる如く菊理媛神と岐神とは一神なる事をも思合す可し）然ればこそ根國底國與理麁備踈備來物とは有るなりけれ、

故此に菊理媛神に託て如此く令レ申給へるに其美しき神心有りと云ふは、其泉門を塞ぎたる後に然る神等の成出たりし事を知らして、上津國の事を御心に無く所思るからの御事にて、其を菊理媛神をして令治め其事の極みに至れらば根國底國に遷し却給へとの御心を含めて令申給へりし者なりけり、其泉守道者は泉門塞大神にて、謂ゆる八衢比古八衢比賣神に坐し、菊理媛神は久那斗神に御在せるを以て思ふに、道饗祭の起は此時伊弉諾伊弉册二神の然る御契約に始まれる者なりけり、(予先に祝詞講義を書きたりし程は未だ此所迄に思兼の及ばざりしが故に、唯大國主神の事始めて天神に申上給へるを、天神より皇御孫尊に授け給へる者と耳思ひしは未だ深からざりけり)其は詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久云々根國底國與理麁備疎備來物爾相率相口會事無氏云々と有れども、第六一書に所見たる如く、彼泉津醜女に被レ追させ給へりし程の云々の事に依りて、千人所引磐石を以て泉門を塞がせ給へれば、其國の鬼魅はしも顯國に出づべき所無めるを、彼詞には其事を轉して大八衢爾云々と有るに心を著けて考ふるに、右の根國底國與理云々と云ふ物は、決く其顯國に成りて根國底國に屬ける右の九神を首領として其部類など云ひ、又其等の爲に其塞神等は大八衢に湯津磐村の如く塞り給ふにぞ有りける故、此に菊理媛神をして令申給ひけるは、右の事共を含みて其を遮ぐ神を以て然契約り給へるになむ有りける、(然れば此一段は全く泉門の戸外にて成れる神等の事と、其伊弉册尊の御自の御方に屬て其を岐神等に令治給ふ事となるより外には思合す可き事なきを、人は如何に說くならむ、甚々訝かしき事になむ)○聞而は、伎許斯米斯氏と訓り、此は唯菊理媛神の白事耳ならず、上なる泉守道者白云と云ふより合せて聞食し諾はせ給へるなり、常に聞くと云ふは唯耳に入りて心に識るを云ふを、此などは人のいふ事を甘な

ひ聞き給へるにて、先づは聽(ウナヅク)字の意なる所なり、寶鏡開始章に於是天兒屋命云々而廣厚稱辭祈啓矣、于レ時日神聞之曰、頃者人雖ニ多請一、未レ有下若レ此言之麗美者上也、乃細ニ開磐戸一而窺レ之、又古事記に於レ是八上比賣答ニ八十神一言、吾者不レ聞ニ汝等之言一、將レ嫁ニ大穴牟遲神一など見えたる聞即是也、祝詞式には大祓詞に、如此乃良波天津神波天磐門乎押披氏天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武、國津神波高山之末短山之末爾上坐氏高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武と有るを始として多き語なり、(此も本其耳に聞くより聽く事と成れるにて一なれども、今俗言にも、唯物を聞くと、又事を聞きて諾ふ事をも聞く聞かぬと云ふ類と二に用ひ分つ事なるに等し)○善之は、富米多麻比と訓めり、名義抄に善字を與斯とも與美須とも富牟とも云へり、此は伊弉冊尊泉守道者に託て令申め、又菊理媛神をして白事を伊弉諾尊の聞食して賞め給へるなり、聞而善之と云ふ此の續き、彼續紀第一詔に故如此之狀乎聞食悟而款將仕奉人者其仕奉禮良牟狀隨品々讃賜上賜治將賜物曾止云々と有るに似たり、俗富米は秀所見(ホミエ)にて、人の善事を擧げ云ふ語なり、古語拾遺天石窟段に、其物既備云々、令ニ太玉命稱讃(ホメマヲサ)一と見え、又善言美言(ホメコトヨキコト)の善をも富米と訓ませたり、此には神武天皇御紀に長髓彥卽取ニ饒速日命之天羽々矢一隻及步靫一以奉(マツルホ)レ示と有るは、右の拾遺に見えたる稱讃と同じく稱辭の類なるべし、又饒速日命云々今果立ニ忠效一則褒而寵(ホメテメグミタマフ)之なども有り、萬葉二十(二十一丁)に麻氣波之良、寶米氏豆久禮留、等乃能其等云々と有るも、祝詞に下津磐根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知氏云々と稱辭するを指して寶米氏と云へるなり、(又名義抄に譽字をも富牟と訓めり、俗富米は右に云へる如く其人の秀なる事の顯見ゆるを賞めて云ふ言にて、曾志流の反なり、曾志流は退後(ソシリ)の意にて、人を退け貶す義なるを又思合す可し)○散去矣は阿良祁牟

伎と訓むべし、此は女神の御言に不可共去と宣ひ、其別處を建て御在し坐し乍も、此顯國を相持たせ給ふ神慮の已に成りて、大事此に竟へ給ひければ、其伊賦夜坂を避て本宮に還らせ御在し坐す事を云ふなり、阿良郡は今も俗に物と相離るゝを云ふ是に同じ、字鏡集名義抄共に散字を然訓みたり、古言なり、(但し出雲風土記楯縫郡佐香鄉の下に解散の字有るも、此も同じく訓むべき所なるが如くなれども、下に故云佐香と有るに結びて其は佐加理と訓むべし、但其上文に令釀酒と見えたれば、佐香は酒に依れる者から又其放給へる事の甚じかりけむ故に其解散を以て佐香と云けむと思しき事上に已に云るが如し、又字鏡集に縄字を阿良郡那波と有り、其は其絞の麁きに依れる名なる可くや、又舊事紀に異妹を阿良米伊毛と訓るも、同妹とは其間の放れる由なる可し、凡て阿良某と云事は其間遠なるを云)

但親見泉國此既不祥。故欲濯除其穢惡。乃往見粟門及速吸名門。然此二門潮既太急故。還向於橘之小門而拂也。于時入水吹生磐土命。出水吹生大直日神。又入吹生底土命。出吹生大綾津日神。又入吹生赤土命。出吹生大地海原之諸神矣。不負於族。此云宇我邏爾磨概茸。

但云々は上に開而善之と有る、其は其にして其事からの惣ては御親夜穢き泉國に往坐しなど御上に取りて不祥き御事

なるが故に、其意を反して述べる所なり、故此に但と云へり、○親は御を添へて美々豆加良と訓むべし、傳八に云へり、○見二泉國一は上に追至二伊弉冊尊所レ在處一と有るに應へて書せるにて、牙ひに開かせたる文なる事、上に註せるが如し、此明文有るに依りて、第九ノ一書に到二殯斂之處一と有るなどは非ぬ僻傳なる事自然に曉りつ可き者なり、偖此に第六ノ一書に既還乃追悔曰、吾前到二於不須也凶目汚穢之處一と有るに當れゝば、見二泉國一の見は到の意なり、○不祥は傳四に云へり、○穢惡は第六ノ一書に故當レ滌二去吾身之濁穢一と有る濁穢と同じく祁賀良波志伎抹能と訓めり、其然る可からず故此は祁賀禮と訓むべし、神祇令に不レ預二穢惡之事一と有る義解に謂二穢惡者不淨之物鬼神一とある、穢惡も唯祁賀禮と耳訓みて事足る所なればなり、傳八に云へる事共考合すべし、○往見は記傳に引かれたるに由伎美多麻布と續けて訓まれたるに從ふ可し、下に還向と云ふに對へて書かれたる者にて由有る事なり、其下に云てむ、○粟門は、上古には此を淡水門(アハノミト)と云へりしなるべし、古事記日代宮段に、此之御世定二東之淡水門一と云ふは、西より淡水門に對へて殊更に東之と云へるを思ふ可し、偖此粟門は阿波國板野郡と淡路國三原郡との間合(アハヒ)に在る門にして、古より世に名高き阿波の鳴戸と云へる是なり、仙覺が萬葉抄二卷に引ける風土記に牟夜戸と云へるも此鳴戸を云ふにぞ有らむ、其は右の鳴戸を阿波よりの渡口は撫養と云ひ、淡路よりのを福良と云へれば也、土佐日記に、夜中許に船を出して阿波の水門を渡る、夜中なれば西東も見えず、男女辛く急ぐ、神佛を祈りて水門を渡りぬ、寅卯時許り野嶋と云ふ處を過ぎて云々ト と見えたる阿波の水門と云ふは、四國より淡路へ沖より渡る處にて、此の鳴戸の迫門なる所よりは南方に寄りたる方なれども、同じ鳴戸の潮路なるが故に、同じ狀に瀧も動々(トヾロ)に流るゝが如く、荒鹽の渦卷きて其可畏き濟に

し有りければ、右の如く神佛を祈りて稍くに辛うじて野嶋には渡りけるなる可し、偖其野嶋は淡路國三原郡に在る小嶋にて、萬葉一(十丁)に、吾欲之、野嶋波見世追と詠める是なり、太平記十八御息所鳴戸を渡り給ふ條に、阿波の鳴戸を通る所卒爾(ニハカ)に風變り潮に向ひて此船更に行遣らず云々、斯る所に檝取(カンドリ)一人船底より飛出て、此鳴戸と申すは云々、龍宮城の東門に當りて候間、何にても候へ龍神の欲がらせ給ふ物を海へ沈め候はねば、何時も箇様の氣しき有る所にて候ーと有て、龍宮城の東門に當るなど云ふは物速なげなる事にて、西にては速吸名門、東にては鳴栗門の二處耳謂ゆる根國底國へ潮の流落る戸口なる古說などの有りけむを訛傳へたる者なる可し、伊弉諾大神の本宮磤馭盧嶋より出立し給ひて、其御濯除の事に就て、到り給ひし其最初の所なるは、必ず然る故由にてこそ有りつらめ、(通證に阿波渭津記曰北有ニ鳴門之名灘一、逆潮暴浪風疾雷奔、卽海若之所レ匿と有り、予も一度船にて渡り見たるに、信に天下の內に斯る所も有りけりと胸動ろく迄になむ有りける、其渡口なる福良は內海にて、其より鳴戸の方に山岬半里餘りも出て、阿波國の方にては大宜(オホゲ)山(ヤマ)と云ふに相對へり、其間僅に十町餘には過ぎざる可し、朔望の頃の大潮には、其潮の落つる所瀧の如く階有りて見ゆ、空飛ぶ鳥も其上は難レ過に爲めり、其渦卷く音なむ千萬の雷の一時に落つるかと疑はれたりける、實に鳴戸と云ふ名違はざりけりと甚恐くなむ見えたりし)〇速吸名門は神武天皇御紀に速吸之門と作れ、古事記同段に速吸門と有りて、名とも之とも書かれざるを思ふに、名は之の辭の連聲に引かれて轉れるなりけり、其速は其潮の疾きを以て云ふにて、次に潮既太急と有が如し、同御紀に、到ニ難波之碕一、會レ有ニ奔潮一太急、因以名爲ニ浪速國一と見え大祓詞に、高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐なども有る速なり、吸は其潮を根國

底國の方に吸入るゝを云て、同詞に荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可々呑氐牟、如此久可々呑氐波云々と見えたる、可々呑は即ち吸に同じ、然れば速吸は速可々呑と云はむが如し、(祝詞考に、可々は水を呑む音なり、惣て物を呑み物を嚼む音を加々夫々と呑む、加々理々と嚙むなど云ふ此類多し、萬葉十四に、筑波禰爾、可加奈久和之能云々と詠るも、鳴聲の加々賀々と聞ゆれば云へりと有るを、後釋にも諾はれたる是なり)先づ其地理を定むべし、神武天皇御紀に、天皇東征親帥二諸皇子舟師一東征至二速吸之門一云々、臣是國神名曰二珍彥一、釣二魚於曲浦一云々、往至二筑紫國菟狹一と見えたる、菟佐は豐前國宇佐郡にて、其國にては南の竟なれば曲浦速吸名門共に豐後國なる事灼き者なり、其曲浦は通證に豐後國海部郡佐賀關下浦、有二地主神一稱二珍宮一、祭二珍彥一云、社說曲浦爲二上浦一と云へれば、和名抄鄕名に佐加と云へる是なり、然れば速吸名門必ず其邊なるべし、神代口訣に、速吸名門在二豐後國海部郡一と云へるは然る言なり、神名式に豐後國海部郡早吸日女神社、或說に速秋津比賣神今在二佐賀鄕一と云へり、國人の云には、「今佐賀關の早吸六柱神、又六柱大神宮と云は、早吸神社には非ず、海部郡佐伯莊入津浦(ニフツウラ)に當社有り、入津と宮浦とは双びたる浦也。偖其早吸神社の坐す地より下滿江浦(シモマムエウラ)と云ふ沖より佐賀關迄、早吸灘(ハヤスフナダ)と昔より里人も舟人も云ひ傳へたり、然れば早吸日女神社は右の入津浦なる事明らけし」と云へり、此には少か論も有れども、先づ心留め置くべし、(其速吸名門と云ひ早吸日女神と云へるは其地名に依りて負坐せる御名なれば、實に由有る神に坐すなるべし、續後紀に承和十年九月甲辰豐後國無位早吸日咩神奉レ授二從五位下一、三代實錄に元慶七年九月二日、授二豐後國從五位下早吸日咩神正五位下一と有り)、然るに古事記白檮原宮段には、即自二日向一發行御二筑紫一、故到二豐國宇

沙㆒云々、於㆓竺紫之岡田宮㆒一年坐云々、於㆓阿岐國之多祁理宮㆒七年坐云々、於㆓吉備之高嶋宮㆒八年坐と有る、此迄に速吸門と云名無くして、其次に故從㆓其國㆒上幸之時、乘㆓龜甲㆒爲㆓釣乍㆒打羽擧來人遇㆓于速吸門㆒云々、故從㆓其國㆒上行之時、經㆓浪速之渡㆒而云々と有て、吉備より浪速に到らせ給ふ迄の中途の事と爲るは、決めて文の錯亂なる者也、其は速吸門は其上幸坐せる海道にして國には非ざるを、其文を承けて故從㆓其國㆒上行云々と云ふは他の例とも違へれば、此に於て其錯亂なる事を表はせる者なり、然れば其文は何れに在るべきぞと云ふに、此は決めて上文に即自㆓日向㆒發行御㆓筑紫㆒故從㆓其國㆒上幸之時、乘㆓龜甲㆒云々、故到㆓豐國宇沙㆒云々と文を成し、下は於㆓吉備之高嶋宮㆒八年坐、故從㆓其國㆒上行之時經㆓浪速之渡㆒と列ね見るに、過不及（カタハナルコト）なく整へり、但し自㆓日向㆒發行御㆓筑紫㆒は、日向より出立して筑紫の方に指して行かせ給へるなれば、其には少かも妨無し、然れば彼記の傳にても速吸門は日向より豐前に至る間なれば、豐後の地方にて有るなりけり、（記傳十八に、神名帳に豐後國海部郡早吸日女神社有り、此地にて此神名に依れる地名なるべし、或人豐前の早鞆浦の事ならむと云へり、實に潮の速き事は名に負へれど、偖は甚く地理違へり、此一段の事書紀には、日向を發坐して莵狹に至り坐す前に在り、此記と次第異なり、故思ふに此地名正しく豐後國に在れば書紀の傳ぞ正しかる可き、吉備國より難波迄の間には此地名有る事を聞かず、此記は此一段の次第の亂れつるなる可し」と云はれたるは、信に見徹したる說と云ふ者なり、其早鞆浦の事は傳八卷に序有りて云へり、同じ潮脉には有れども速吸名門には非ず、此は古に穴門と云ひし所なり、思ひ混ふる事勿れ、猶次に正し行くを見よ）偖上に云へる國人說に早吸灘（ハヤスフナタ）と云へるを以て必ず速吸名門に其なりとも定め難かり、其に灘（ナダ）には洋（ノ）字を書きて觜を寄

すべき津湊などの無き所を云へれば、固より水門（ミト）などにては無きなり、然れば其は吸名門に續きたる洋（ナダ）なる故に早吸灘とは云へるにこそ有るべけれ、神社の所在は其關にても灘にても早吸といふ内にだに有らば、強て拘るまじくや有らむ、古事記に生二女嶋一亦名謂二天一根一とあるを、記傳五（二十五丁）に「豐後國直入郡の東北の海にも姫嶋あり」と云はれたる是なるが、傳一に已に註せるが如く、其天一根と云は彼葦牙の如く萌騰りて天と成りし根と云ふ事にて、一と云へるは此一物の根より天はしも成れる由の名と聞えたれば、先づ此に眼を着くべき所になむ有りける、然れば此を首として右の早吸灘に至る迄の急湍なむ古に速吸名門と云へりし所にて有るべきなり、其姫島より此周防長門豐前の海を伊波比洋と云へるは、其御身滌に幸坐しゝ事の由に在るべく、郡名を直入（ナホリ）と云ふも亦其謂有るべきなり、又其姫島の南豐後の方は右に謂ゆる早吸灘なり、早吸日女神は又其水門（ミト）に就たる神なる事、上に云へるが如く、又和名抄郷名海部郡佐賀に並びて穗門（ホト）郷と云ふが有るも、師翁の赤縣太古傳に、速吸名門は大地の陰門に當りて彼に所謂玄牝之門是なる由に云はれたるに打合ひて、旁然る所以ある靈所となむ聞えたりける、傳二、豐國主尊の下に註せる事共をも亦考合せて其然る所由を曉る可し、（然れば、大らかなる神代の舊跡などを、後世に寸地をも界を立て號くる如く思ふは愚なる事なる可し、其は上に粟門の傳に云へる如く、阿波の水門と云ふは謂ゆる鳴戸の事なるを、土佐日記に云へるは其より十里許も南を渡りたるなるに、猶阿波の水門を渡ると云へり、又佐賀關と伊豫との間に鷹嶋と云ふ有りて其も迫門にて潮の速き所なる由云へるは、其も同じ速吸名門の水脉なる事云ふも更なり、然れども姫島の迫門を本とは爲すべきなり）脩祓處神はしも、第六一書・又此一書の趣にては、橘小門にて生坐せる神に坐せれば、更

に此には異義有るに非ず、然れども右に引ける大祓詞の如くば、其神等の直處は此速吸名門にて有るなりけり、釋祕訓に、神武天皇御紀の速吸之門を美那斗通と訓むべき祕説を載せたるも、第六ノ一書に水門神等號二速秋津日命一と云ふに合ひ、右の早吸日女神を速秋津比賣神なる由云へるは社傳なる可きが、其も相叶へるを思ふべし、速開都比咩止云神持可々呑氐牟と速吸名門と云ふも其義等しき事、上に云へるにても灼然かりなむ、大祓詞後釋に「速秋津比賣神は古事記に水戸神と有るを、此に鹽乃八百會爾坐須は處違ひたれども此に深き由あり、其は鹽乃八百會は顯國の海上の堺にて、根國の方へ潮の沒往く門口なれば、此又彼方の水戸なり、常に云ふ水戸は川より海へ水の落つる口、鹽乃八百會は海より入りて根國の方へ水の出づる口なれば、此方にて川より出づる處と彼方へ出づる處との差こそ有れ、共に同じく水戸なる古傳の趣の妙なること如此し。能く味ふ可し」と云はれたるを思合せて曉る可し、然れば祓處神四柱の解除の妙用を成して天下の罪穢を清め御在し坐す本處は、この速吸名門になむ有りける、(但し今は其早吸日女神の速秋津日命に御在し坐す其に依て説を成せるにこそ有れ、餘の三神も同じく相共に御在し坐して御力を合せ給ふことと推して知るべし、其神等の本説は傳八卷に云へるが如く、又此速吸名門の事の委曲なる由は、大祓詞講義に委しく説記せれば今云はざるなり、必ずしも此に盡せりと思ひ取る事勿れ) 既は常に以前に在りて過にし事を云ふと此とは異にて、此は盡の意なり、萬葉十七(十三丁)に天下須泥爾於保比底、布流雪乃云々と有ると同じく此ノ一格なり、此にも汝已見二我情一、又吾與レ汝已生レ國矣、又但親見二泉國一此既不祥などゝ有るとは別なり、但し其等も事を悉に盡し極めたる事を云ふなれば、終には一事と成りぬめり(此格なるも猶多在りぬ可き事なり、既は棄去にて、其は如此

しとして今云々と物を分別せる如き辭なり）太急は速吸名門の名に對へて應へたる語なり、上にも引ける神武天皇御紀の文に、命下有二弁潮一天急上、因以名爲二浪速國一と有ると前後の差こそは有りけれ同じ例格なる所なり、太疾の說、傳八卷に出づ○橋之小門は第六一書には小戸橋といひ、海宮遊行章第八一書には橋之小戸と作られたり、神功皇后御紀又古事記なるには之字なし、此は今筑前國那珂郡儺河の水源に當ること已に傳八に云へり、○還向は字のごとく還理向比給比氏と訓むべし、本には向字の訓なけれども、唯還らせ給へるには非ず、還らせ御在し坐年も往向はせ給ふ所有るなり、（唯還らせ給ふならばこそ訓までもありぬ可かりけれ、此には向字に用ありてかゝれたる所にて、還見、又は還來、又は還往などゝ字を添ふるがごとし）通證に引ける谷重遠說に、細考レ言二還向一、則此橋之小門、似レ指下在二筑前國那珂郡一者上、更詳レ之と云へるは、甚愛しき說にて實に然る言なり、其は傳八に引ける私記に、住吉大神の御事に就きて又問今如二此文一者此三大神者當レ在二筑紫橋之小戸一、而今在二攝津國墨江一如何、答此神荒御魂者猶在二筑紫一、但和魂御在二墨江一耳、案二神功皇后紀一云、元年三月皇后親爲二神主一、於レ是審神者曰云々、對云於二日向國橋小門之水底一所底而水葉稚之出居神名云々、時得二神語一隨レ教而祭レ之、然則此神本在二筑前小戸一、即神功皇后初遷二居於攝津墨江一耳と見えて、神功皇后御紀に日向國橋小門と有るを、筑紫橋之小戸とも筑前小戸ともいふ古說如此く詳に在り、（後の日向風土記に、兒湯郡檍原鄕是即伊弉諾尊拂二濯汚濁一給、住吉神所レ出之所也云々、又橋小戸鄕、是即伊弉諾尊拂二滌汚濁一之地也云々と云へるなどは、後人の杜撰にして、筑紫日向を日向國と僻心得して取拵へたるものなる事、傳八卷に委しく辨へたるがごとし、和名抄を見るに然る鄕名一として有る事無きを思ふべし、且風土記は其國の古說を記す

ものなる故に、文字遣も何も正史に依るとはすれど、又一風有る者なるを、右の文はしも此御紀に全く縋りて書けるも亦疑はしき事ならずや）倍、此に但親云々と有るを、口訣に歸二本處一而爲二此言一也と有るは然る言にて、上にも云へる如く出雲の伊賦夜坂より淡路の磤馭盧島の本處に歸らせ御在し坐して後に、其穢惡を濯ぎ除はむと思ほし成給へるなれば、其處より出立し御在し坐さむに、其磤馭盧島は同書に在二淡路西北隅一小島也と有りて、今津名郡來馬郷岩屋浦と云へる是なり、其粟門は淡路の西南隅に當りて三原郡阿萬郷の邊なるを先づ此に往見給ひ、其より阿波讃岐伊豫を經て其相對へる國は豐前豐後の二國なりければ、此に渡り給ひて其速吸名門に往見させ給へるなり、倍此に還向と有るは、其速吸名門を往見給へるを限として、其より還らせ給へるなり、然れども其本處に還らせ給へるにては無く、橘之小門の方に又更に出向はせ給ふが故に還向とは有るなり、然れば筑前も日向も、豐國を同じく挾みたる國には有れども、日向は甚く南方に遠く離れて有れば、若其ならむには往見とか、往向とか云はずしては相叶はざるを、筑前は其豐國に殊に親しく隣りて有るが上に、速吸名門も稍南に寄りたる所なれば、其より淡路には、北方今の豐前の邊を經て還らせ給ふ事なるが故に、其より向はせ給へらむには、筑前の方甚近く、同じ一國とも云ふべき地なるを思ふべし、然れば上の往見と、此の還向との間に深き味有る所なれば、此所をだに解得たらむには、橘之小門を今の日向國に在りや有らずやの論も何も、無益なる事にこそ有るべけれ、（此は御紀の中にても殊に專要と心得置かずては說誤る事多在るが故に如此も瑣々しくは云ふなり、傳八卷に委しく說けり、必ず此と合せ見るべし）○拂濯也は拂比美曾岐給比伎と訓むべき事常の如し、拂は大御身に著けさせ給へる物を先づ拂はせ給へるにて、謂ゆる祓具（ハラヘツモノ）を出し卸る事

なり、濯は大御身を滌清めさせ給へるなり、此等の事の委しき所由傳八に說けり、〇入レ水は第六ノ一書に沈二濯於海底一、又潛二濯於潮中一など云へるを簡易に云へるなり、謂ゆる川降(コリ)を取らせ給へる御狀なる事、傳八に云へるを見て知るべし、(事は異なれども萬葉九に入水、火爾毛將入跡云々と云へる句有り、水爾入理と訓む所なり。然れば此は水爾入給比氐と訓むべき所になむ)〇磐土命は口訣に表筒男命也と云へり、其は傳八に註せるが如く、其音の通へるが故に然も申せしなる可し、記傳五(三十三丁)に「石土毘古神石巢比賣神と申す二柱を上筒之男神に當られたる。其は第六ノ一書の磐筒男命磐筒女命に當れる神なれば、其は考損はれたるなれども、其說に字波と伊波と通ひ、豆都と豆知と通ひ、書紀に鹽土老翁を鹽筒老翁とも有り」と云はれたるは、此に信に相協へる說なり、神名式に土佐國長岡郡石土神社あり、式社考に今在二池村池端一稱二住吉一と云へれば、此御名を以て祭れるなりけり、續後紀に承和八年八月辛丑、以二土佐國石土神一預二官社一と有る是なり、(凡て同じ神と雖も其國にて傳來れる名を以て官帳に載られたる者なれば、誂れるも何も其任に指置かれたるものならむ)〇吹生は解除の主(ムネ)と有る事にて甚美たし、其は傳八にも云へるを猶言はゞ、先づ大祓詞に、天津神波云々所聞食武、國津神波云々所聞食武、如此所聞食氐波云々、天下四方國爾波罪止云布罪波不在止、科戸之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久と有りて、此は譬言にては有れども、天神地祇の聞食して、其罪穢を掃除かせ給ふ狀を云へるなれば、實事にて有るなり若て其末に至りて、瀨織津比咩止云神云々、速開都比咩止云神持可々呑氐牟、如此久可々呑氐波、氣吹戸坐須氣吹戸主云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、如此久氣吹放氐波、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟と有りて、此氣吹戸

主神の御業の始終に亙りて少も閒然(スキマ)なきに心を著くべき事なり、（又此起りは第六ノ一書に、伊弉諾尊曰、我所レ生之國唯有朝霧而薫滿之哉・乃吹撥之氣化爲二神一云々と見えたる其に本著きて行はせさせ給へる者なり）偖此に神等の生坐せるも、其大御身に水を濯き淸めさせ給ひ、又其汚穢を氣吹き掃はせ給ひ、愈々益々に淸々しく成給へるに隨ひて次々に御子神等の顯はれ出で給ふは、全く其事に因れるが故に此を解除の專要と有る事なりとは云ふなり、又此事に因りて其生坐せる神の中に神直日神大直日神を氣吹戸主神と御名に負ひ坐せるは、然る所由に依りて、其速吸名門に御在して、天下の罪穢を氣吹放ち御在し坐す御事なれば、吹生と云ふ事實に力を入れて思ふべき所なる者なりかし、（古史徵にも、古事記に所二成坐一と有るを棄てゝ、此の吹生と云ふ方を取られて其說に、吹所二成坐一と云は何處より如何狀に成坐せると云ふ事詳ならぬを、吹生と云へる方詳にて彼穢を祓はむと所思し凝して生坐せる趣能く通え、爲レ直二其禍一而と有るにも熟符へり云々」と云はれたりき、其說は同じからざる趣も有れども、吹生の方を取るに於ては等しきものなり）○出レ水は第六ノ一書に浮二濯於潮上一と有るを、古事記には其を於二水上一滌と見えたる是なり、○大直日神、第六ノ一書には次將レ矯二其枉一而生神號曰二神直日神一、次大直日神と見えて、八十枉津日神大枉津日神に對ひて共に二神なり、古事記も亦右に同じ、然るを傳八に已に委曲に註せるが如く、此も四時祭式鎭魂祭とは大直日神一柱耳なるは、生坐せりし其始一神にて渡らせ給ふが故に、氣吹戸主神と申す亦名なども一神にて負坐せるならめども、其守護らせ給ふ御事などの、事繁く坐す御時などは、神直日神と分身し給へるが故に二神に傳はれるなる可き、此例猶多きことにて有るなり、（古史徵に亦名と定められたるは委しからず、本の如く二神にて置きて其義を存ふべき者なり、海神

等筒男神等は各三柱に成坐せれども、合せて大綿津見神鹽筒老翁とも申す例有り、又天石門別命に一柱に坐すを、櫛磐牖命豐磐牖命と二神と分れ坐し、大己貴命などは其和魂神荒魂神と三神に分れ坐して天下を經營らせ給へりし事も有りける者をや）○底土命は口訣に底筒男命也と有るが如し、此神の事傳八に云へり、○大綾津日神は枉津日神の亦名なり、古事記に大屋毘古神と云ふ神名の出でたるを此神に當て、記傳五（三十一丁）に「此神の大綾津日に當る由は大綾の阿を省きて大屋と云ふは古語の常なり、纖體天皇の皇女若屋郎女を書紀には稚綾孃と書けり、大綾をも即ち意富夜とも訓むべし、津は例の助辭なれば固より省きても云ふべし、偖この綾は禍の意にて、語も通へり、阿夜麻都、阿夜牟流などの阿夜、又障る事の有るを俗に阿夜の有るといひ、又は和夜久者など云ふ皆禍の意なり」と云はれたるは然る言なり、但し枉津日神は女神にて坐せば、古字は賣を誤れるか、若くは傳の異なるにても有るべし、（其は古事記に木國之大屋毘古神と有るは、寶劔出現章第五一書に素戔嗚尊之子曰二五十猛命一、妹大屋津姫命、次抓津姫命一と見え、第四一書に稱二五十猛命一云々、即紀伊國所坐大神是也と有れば、大屋毘古神と申すは其五十猛命に坐せばなり、長寬勘文に伊謝那支命娶二惠乃女命一生二大夜之女命、次是夜乃女命、次若夜女命三神一、此大夜之女命熊野大御神居坐云々と有るも、似たる神名にては有りながら、其事實に就ては難信き事共なり）口訣に已に此を即八十枉津日神と云へり、偖第六一書に便濯二之中瀬一也因以生神號曰二八十枉津日神一、次大枉津日神と有りて、古事記にも此二名を竝べ戯せられて神直日神大直日神に對へり、然るに此には直日神をも一柱とし、枉津日神をも一柱と傳へたりし者なる事、右に大直日神の下に云へるが如し、然れども大直日神より後に此神名の出でたるなどは其序の違へる者にて、第六一

書及古事記の委しきに如かざるなり、此は甚く事略ぎたる傳にて有りけり、三代實錄に、元慶三年三月九日、授二下野國正六位上綾都比神從五位下一と見ゆ、(但し若くは別神にて御在し坐すにや、出雲風土記に出雲郡宇賀鄕所レ造二天下一大神命誂坐神魂命御子綾門日女命一、爾時女神不レ肯逃隱之時、大神伺求給所、是則此鄕故云二宇賀一と有れば、强に何とも定む可からざるが、神名式に載れる下野國十一座の中に、都賀郡大神社は大物主神なる事論ふ族たか、村檜神社は出雲風土記に神門郡朝山鄕神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之。爾時所レ造二天下一大神大穴持命娶給而每朝通坐故云二朝山一と有ると若くは同神にや、大前神社は芳賀郡にも有りて共に大己貴命なる社傳なり、河內郡二荒山神社名神大は、一宮記に味耜高彥根神と云ひ、那須郡溫泉神社三和神社、寒川郡胸形神社ありて、十一座の中に六座は大己貴命及其御族の神等に坐すを思ふに、其式外の綾都比神かとも思めかしき者なり)○赤土命は中筒男命なる由日訣に云へり、其說傳六に出づ○大地は萬葉十一(八丁)に大土、採雖盡、世中、盡不得物、戀在と有るが如く、此國土の限を云ふ稱なり、所レ造二天下一大神の御名を大國主神と申し奉るも、此國土の限を摠て主領(ウシハ)く意なるが故に、古語拾遺には大地主神(オホツチヌシノカミ)と有る是なり、常には唯地を云ひ國と耳云ふを、其有の極みを摠混がし云ふ故に大地又は大國と云ふなり、此を以て八洲起元章に大八洲國を生ませ給ふと有れども、二柱御祖神の事始めさせ給へる此國土は大地の悉(ミナ)に係れることを知るべく、大國主神の少彥名命と共に國作り主領き給へる將此大地の全(ミナ)なる事を知るべく、又大國主神の國避坐して奉り給ひ皇祖天神より皇御孫尊に事依し授け奉らせ給へるも、此大地萬國を取統て所知し令坐め奉り給へる御事を知るべく、又此に就て神皇の大御書典に載させ給へる御事跡はしも、大地萬國の事と一目に見徹して說定む可く

なむ有りける（此は事の内に云ふ事なるが、世の識者など神世の古傳とだに云へば、此大八洲國限りの事と心狭く僻心得して云縮め以て行きて甚小きものに窮め云ふが可惜しくて如此くは云ふなり、此に就ても我鈴屋氣吹舎二大人の恩頼云ひ知らずかし、）〇海原は第六一書に謂ゆる滄海原潮之八百重には非ず、其は海陸を兼て此天下の總稱なるを、此に海原と云ふは大海の事なり、其は傳二に註せるが如く、此は大地に對へたるにて、萬葉一（七丁）に國原波、煙立籠、海原波加萬目立多都と有ると同格なる事なり、神世七代章第五一書には海上（ウナハラ）と見え、此次の一書又寶劍出現章第六一書には海の一字なるをも海原と訓を同じく爲り、又萬葉五（三十一丁）に宇奈原能、邊爾母奥爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等、六（三十五丁）に海原之、遠渡乎、七（三丁）に海原之、道遠鴨、十一（三丁）に海原乃、路爾乘哉、又（四十一丁）海原之、奥津繩乘、十五（六丁）に海原爾、宇伎禰世武夜者、又（九丁）宇奈波良乎、許藝弖天和多流、又海原乎、夜蘇之麻我久里、又（二十九丁）宇奈波良乎、安我吉非伎都流、二十（十九丁）に海原乎、等保久和多里弖、又（三十四丁）宇奈波良爾、霞多奈妣伎など海を海原といへる例猶有るべし、（又二十卷に伊蘇爾布理、宇乃波良和多流と有り、此は上の速吸名門を速吸之門とも云へるが如し、又和多能原ともいへりしなり、古今集に和多能原八十島かけて榜出でぬと云々是なり、其を海を宇美とも和多とも云ふ故なり、）海宮遊行章第八一書に汝久居二海原一と有る、此は海宮を云ふなり、偖第六一書に沈二濯於海底一因以生神號曰二底津少童命一、次底筒男命、又潛二濯於潮中一因以生神號曰二中津少童命一、次中筒男命、又浮二濯於潮上一因以生神號曰二表津少童命一、次表筒男命と有るを、其底筒男命中筒男命表筒男命三神は、此に底土命赤土命磐土命と出でたる事右の如きを、其底津少童命中津少童命表津少童命三

神の御名の見えざるは此に含めたる者なり、然れども佗神こそは有るなめ、此三神を然る事にしては餘りに事省き過せる者なれども、本の傳に然委しくは非ざりし故なる可し）〇諸神は母呂母呂能神等と訓めり、又所に依りては母呂神と訓める所有り、共に古言なり、然れども唯通はし云ふ耳にては其規則無きが如し、故思ふに其類の異なるを合せ云ふ時は母呂々々と訓むべく、唯一統に摠云ふ時なれば母呂と云ふ定格にや、此言後世には上に置て諸某と云ふを、上古には下に屬て某諸と多く云へり、記傳四（二丁）に例を引かれたるが如く、先づ古事記に天神諸と有り、又八百萬神諸と有り、又后等及御子等諸と有り、祝詞式祈年祭大忌風神祭等詞に集侍神主祝部等諸、大祓詞に集侍親王諸王諸臣百官人等諸、又太神宮祝詞共に神主物忌等諸など多く、續紀第十七詔に汝多知諸、第卅八詔に、天下能人民諸と有るなど是なり、又唯其部類を指して諸と耳云ふも古の常なり、祝詞式に諸聞食登宣と云ふ事の多在るは、諸事を聞食せとには非ず、其場に侍ふ人共を某諸とは別たずして唯大凡に云ふなり、（萬葉二十に母呂々々は、佐郁久等麻乎須、又佛足石歌に母呂々々乎爲天とも、都止米母呂々々とも、須々賣母呂々々とも有る類是なり、此も例の上にも下にも云へり）常に云ふ諸は寶鏡開始章に諸神歸二罪過於素戔鳴尊一、又其第三ノ一書に諸神嘖二素戔鳴尊一、又天孫降臨章に誅二諸不順鬼神等一と見え、古事記御天降段に亦問二諸神等一云々、即示二諸神等一云々、爾思金神及諸神白云など有り、出雲風土記杵築鄕條に諸皇神等參二集宮處一、萬葉五（三十一）に諸能大御神等とも詠みたる類此なり、然るに同じ諸字は用ひながら、唯母呂と云ふ所有り、寶鏡開始章第三ノ一書に諸神逐レ我、天孫降臨章に更會二諸神一と云ふ事二所出でたる共に其訓同じ、又右に引ける第三ノ一書に乞二宿於衆神一、衆神曰云々衆神處二我以根國一云々、當下隨二衆神之意一自レ此永歸上

根國よと有る、衆神は何れも母呂迦微と耳訓めり、故右の例を推して考ふるに、諸之衆と云ふは俗に云ふ種々などの如く諸衆と云ふは俗に一同にと云ふが如く物を分たず推括めて云ふなり、(其は諸之人と云ふと諸人との差別の如し、士も交り農も交り工も交り商も交れるが如きを諸之人と云ふべし、天孫降臨章天稚彦が亡たる所に凡以衆鳥任事と有るは、種々の鳥類なるを以て同じ衆字をも母呂々々と訓みたり、又常に人を諸人と云ふは其類にも何にも拘はる事なく云ふ稱なるを思ひ合す可し)偖諸と云語は群と云はむが如し、其は古事記石屋戸段に八百萬神諸と有り、又天孫降臨章、又其第六一書などに八十諸神と有り、此二と同じ事を崇神天皇御紀に八十萬群神と有るを合せて曉る可し、

但し右の八十諸神の諸を與呂豆と訓み來れるは、外に例も無く當らぬ事なり、其は佗一書には八十萬神と有るを、其二に限て萬字無きも不審しき事ならずや、然れば八十萬諸神と有りけむを、其字は何時しか脫しけめども、訓には猶遺り傳はれるにてこそ有るべかりけれ(名義抄に諸字を母呂々々、又意富余曾、又美那とも有り、爾手を諸手、爾足を諸足、爾双を諸双といひ、我も人も物も事も合ひて一なる事を諸共爾と云へり、母呂は群にて能く聞ゆるなり)○不負於族此云宇我邏爾磨概茸は諸本共に爾字無きを今補へる事は上に已に註せるが如し、其は於字は古書に爾と訓む字なるを、共に當る訓の見えざるは脫たる事灼然ければなり、○上件大地海原之諸神と云へるは大綾津日神・大直日神、底土命、赤土命、磐土命五神は共に御名出でたれば此中には非ず、又底津少童命、中津少童命、表津少童命の如きは海神の諸神の中に收めて事濟むべし、唯大地之諸神とある耳外には思合すべき神無きを、古事記に所見たる伊豆能賣神は、第六一書に水門神等號速秋津日命と有れば、大地に屬たる神とも爲つ可し・次には神宮に傳へた

る速佐須良比賣神、此は大祓詞に根國底之國坐と有れども、大地に歸たる神として合せて二柱耳なり、然れども大綾津日神、大直日神などには餘多の枝神も坐す故に、其等を合せて諸神とは總云へるなる可し（古事記には其御身滌の所に、故於二投棄御杖一所レ成神名衝立船戸神云々と有りて、終に右件自二船戸神一以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者因レ脱二著レ身之物一所レ生神也と有れども、其は泉門にて成れる神の事を傳へ誤れる由、已に傳六卷より始めて次々論云へる如くなれば此の例には非ず）若て此傳には天照大神、月讀尊、素戔嗚尊など三柱の珍子等の生坐しゝ事の無きぞ、甚々美好き正說には有りける、然るは傳六卷より八卷に至る迄、次々說明らめ論正したるが如く、正書に既而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟、於レ是共生二日神一云々、次生二月神一云々、次生二素戔嗚尊一云々と有る是正說にて、信に父母の神の生奉らせ給ふ所なり、然れば此一書に、其三神の御生坐せる事の無きは、其正書と相協ひたる說にて、愛たしとも何とも云ふ可なき許になむ有りける、然計り尊き珍子神等を、佗諸神と共に大地海原之諸神と云ふ中に、混かし奉るまじき者なるをや、然れば第六一書、及古事記などの傳々は、中古に出來起りたる僻說なる事、云ふも更なる事になむ有りける（但し右の珍子神等實は三柱には坐さず、月讀尊と申すは素戔嗚尊の亦名なるが故に、其實は二神なれども、傳々に何れも三神として竝び出せるを以て、唯目易から令むとての事なり）此御禊の時に成坐る神等は、天照大神の荒魂和魂神等と、素戔嗚尊の荒魂和魂神の成坐せりし所由、傳八卷に已に說けるが如し、先に大綾津日神、大直日神の御生坐せるを、諸書の古記には此時左右の御眼を洗はせ給へるに、枉津日神、直日神に生坐し御鼻を洗はせ給へるに、速佐須良比賣神に生坐せる故に傳へたるは、却に第

六ノ一書、又古事記などの傳說には夐に勝れる者なるをや、(但し此一書には右の如き混れたる傳の入交らで、何方迄も正書の文と相貫きたる說にて宜しくは有れども、神等の成出坐しゝ次第、或は先になり後に成りて亂りがはしきなり、其心して正し讀む可くこそ)

安政三年二月八日始之、同二十三日夜終焉。

昭和十三年三月二十五日印刷
昭和十三年三月三十日發行

鈴木重胤全集　第二
（非賣品）

編纂兼發行者　東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
樹下快淳

印刷者　東京市本鄕區眞砂町三十六番地
日東印刷株式會社
龜谷良一

發行所　東京市世田谷區代田一丁目六五二番地
鈴木重胤先生學德顯揚會
振替東京一五五五〇七番

不許複製

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02996 4038